

# 真宗大谷派法規總覽

題字・元宗務總長 宮谷法合

## 緒言

戦後直ちに改正に着手した真宗大谷派宗憲は、慎重なる審議を経てその内容を一新し、昭和21年9月24日付をもつて交付された。爾来わが宗門は、この新宗憲を準則として、あたらしい社会情勢のなかで運営されてきている。その間現在までに新宗憲に基づく諸法規が相当数の制定をみた。重要なもののほとんどが制定されたといつていい。これらの諸法規を整理印行して、宗務の便宜に供しようとしたものが、この『真宗大谷派法規総覧』である。

いまこの法規集が刊行されるに当つて、改めて惟われることは、わが宗門は、宗祖聖人によつて開顕せられた本願念仏の道を、一切衆生と共に歩んでゆく教団であつて、この教団を統理するものが如来の教法以外にはないということである。宗団の一挙手一投足は、本願を宗として行動され、細大の営みが念仏に帰することをもつて至極とする。宗門のあらゆる法規も亦この根本をふまえて制定されるものである。従つて宗門人は、いかなる場合にも宗門の法規を厳しく守らなければならないが、しかも、宗門に於ける法とは、いわゆる人為的法規ではなくして、まさしく四生の終歸、万国の極宗たる仏道であり、如来の大法にほかならない。もしもこの一点をふみあやまるならば、宗門は単なる法規に縛られた一種の官僚機構となる恐れが生ずる。法規の正しい運用が、直ちに仏道の顕現につながるものであつてこそ、この法規集の印行される意義があるというべきであろう。

『真宗大谷派法規総覧』は、臨時制規調査会が編集の任に当り、将来にわたつて制定される法規を集録するために、追録式の様式を採用した。諸般の事情で発刊の遅延していたものを、忽々の間に印行することができたについては、特に郵上文円、日野晃照両文書部員の労を多としたい。

昭和33年11月

文書部長 竹田淳照

## 再刊にあたって

昭和21年9月24日に新宗憲が發布された以後、逐次整理制定された諸法規を集録して「真宗大谷派法規総覧」が、昭和33年11月に印行された。それまでは次々に新しく公布される諸法規の中にあつて、どれが現在施行されている法規であるかを確認するのに、非常に不便と繁雑さが感じられていた。しかるに、一目瞭然と整理され、しかも追録式をもつて編纂された法規集が発刊されるに及んで、宗務の運営に非常な便宜を与えたのみならず、法規そのものを身近なものとして感ぜしめるのに多大の効果があつた。当時刮目すべき企画であつたといつても過言でなからう。

惟うに、今教団は、宗祖聖人七百回大遠忌を機縁として同朋会運動を展開している。そしてその運動の進展を通じて急激に教団意識が昂揚しつつある。教団が統一的組織体として動きはじめれば、その正しい規範が求められることは当然であろう。最近、この法規集が急速に多くの人々に求められ、その要望が日々に高まりつつあるのは、その傾向であろうか。今この「真宗大谷派法規総覧」が再行されるにあつて、この法規集がよりよく活用され、同朋会運動の推進の一助とならんことを念じて止まない。

昭和39年4月

総務部長 古川智徳

## 三刊の発行によせて

太平洋戦争の終戦に伴なう我国未曾有の激変のなかに、我が宗門の永き伝統を保持しつつ、新しい時代に適応するために審議を重ねて昭和21年9月に現行の「真宗大谷派宗憲」が公布せられてから早くも満27年の歳月が経過した。その間この宗憲の精神に基づいて着々諸法規が整備せられ、今春の宗祖聖人御誕生八百年・立教開宗七百五十年の慶讃を通じて教団は愈々激動する現下の社会情勢のなかに令法久住の悲願をこめて八百一年への歩みを踏みいださんとしている。

今回大方の要望に応えここの法規総覧の三刊発行の要に迫られたことは、こうした宗門の現実に立つて教団組織に対する関心の深まりを示すものとして喜ばしいことであり、これによつて更に宗門意識が昂揚せられることを念願する次第である。

昭和48年10月

総務部長 禿 諦 住

## 凡 例

- 1 この法規総覧は、現に施行されている法規について、一部改正法規等の内容が正しく反映された最新の法規内容を示すとともに、改正の履歴及び附則の内容が一目瞭然に判別できるよう「溶け込み方式」により編纂・整理したものである。
- 2 法規総覧に収録する法規のうち、第1編「宗憲・規則」、第4編「宗会」のうち、「宗議会議事条規」及び「参議会議事条規」、第8編「審問院」のうち、「審問手続きに関する細則」、第21編「学校・財団法人・所属団体・真宗各派」及び第22編「宗教関係法」については、その原文は縦書きによる表記であるが、閲覧性向上の観点から、次のように左横書き表記に変換して収録している。
  - ①配字は、既存の法規における配字と同様とする。
  - ②漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。
    - ア) 固有名詞の一部をなす漢数字
    - イ) 慣用句又は数量的意味の薄い熟語に含まれている漢数字
    - ウ) 住所表記のうち、漢数字をもって表記することを要するもの
    - エ) 本派の教義又は儀式等にかかわる用語として、特に伝統的に用いられている漢数字
    - オ) 「一月」「二月」など、暦上の月ではなく、特定の月数を示す場合の漢数字
    - カ) その他漢数字をもって表記することを要する用語例) 「次の各号の一に」のような用例の場合
  - ③号番号は、アラビア数字を( )で囲んだ表記に改める。
  - ④「拾」「百」のような数値の単位として用いられている漢字は、必要によりアラビア数字に改めるものとする。

# 目 次

## 第1編 宗憲・規則

真宗大谷派宗憲	1-1
宗教法人「真宗大谷派」規則	1-9

## 第2編 真宗本廟

真宗本廟崇敬条例	2-1
真宗本廟防災管理規程	2-3
大谷祖廟規程	2-4
東大谷墓地管理規程	2-5

## 第3編 門首

内事章範	3-1
門首の代行に関する条例	3-3

## 第4編 宗会

宗会条例	4-①-1
宗議会議事条規	4-①-7
参議会議事条規	4-①-15
宗議会議員選挙条例	4-②-1
東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例	4-②-21
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う宗議会議員選挙の不在者投票の特例に関する臨時措置条例	4-②-22
宗議会議員選挙条例施行条規	4-③-1
参議会議員選挙条例	4-③-17

## 第5編 宗務機関

宗務職制	5-①-1
教化推進の組織機構に関する基本条例	5-①-6
真宗大谷派解放運動推進本部職制	5-①-8
真宗大谷派青少年センター条例	5-①-10
宗務改革の推進に関する条例	5-①-12
宗務改革推進本部職制	5-①-14
宗務所事務分掌規程	5-①-16
推進員室規程	5-①-21
国際室規程	5-①-21
女性室規程	5-①-22
財産管理室規程	5-①-23
聖教編纂室規程	5-①-24
大谷祖廟総合整備事業準備室規程	5-①-24
災害対策条例	5-②-1
災害対策条例施行条規	5-②-4
宗務所事務取扱規程	5-②-6
電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程	5-②-9
公印規程	5-②-15
教学会議の運営に関する達令	5-②-18
諮問機関設置に関する条例	5-②-19
宗務顧問会規程	5-②-20

宗務審議会規程	5-②-21
財産管理審議会規程	5-②-22
部門の長の諮問機関に関する達令	5-②-23
解放運動推進審議会規程	5-②-24
部落差別問題等に関する教学委員会規程	5-②-26
宗費賦課金に関する審議会条例	5-②-27
真宗大谷派本廟維持財団問題対策条例	5-②-28
統計調査基本条例	5-③-1
統計調査委員会規程	5-③-2
教勢調査実施規程	5-③-3
教区及び組の改編に関する条例	5-③-4
御依頼割当基準策定に関する条例	5-③-10
門徒戸数調査に関する条例	5-③-11
門徒戸数調査実施規程	5-③-15
宗議会等の選挙制度に関する検討委員会条例	5-③-17
法規調査委員会規程	5-③-18
地下鉄対策委員会規程	5-③-19
教師養成のための教科書編纂委員会規程	5-③-20
真宗本廟造営物保存管理専門委員会規程	5-③-21
法衣制定審査会規程	5-③-22
男女共同参画推進会議規程	5-③-23

## 第5編の2 董理院・会計監査院

董理院条例	5-2-1
会計監査院条例	5-2-2
会計監査院条例施行規則	5-2-4

## 第6編 宗務役員

宗務役員の任用等に関する規程	6-1
宗務役員給与条例	6-7
宗務役員給与規程	6-8
宗務所勤務規程	6-14
宗務役員主事任用試験規程	6-17
宗務役員実務講習規程	6-18
職員のハラスメントの防止に関する規程	6-20

## 第7編 地方宗務機関・教区・組 ・紛議調停・査察

教区制	7-①-1
教区制施行条規	7-①-7
教区会議員選挙条例	7-①-9
東日本大震災に伴う教区会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例	7-①-13
教区会の選出議員の任期に関する臨時措置条例	7-①-14
教区会議員選挙条例施行条規	7-①-14
教区青少年教化推進本部規程	7-②-1
青少年教化施設の管理運営に関する規程	7-②-2

教区緊急事態対策委員会設置に関する達令	7-②-2
組制	7-②-3
組長及び副組長の任期に関する臨時措置条例	7-②-7
男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例	7-②-8
組制施行条規	7-②-8
紛議調停委員会条例	7-②-12
査察委員条例	7-②-13
査察委員条例施行条規	7-②-15

## 第8編 審問院

審問院組織条例	8-1
審問条例	8-3
審問手続に関する細則	8-8

## 第9編 寺院・教会

別院条例	9-1
列座の出向に係る特別措置条例	9-10
寺院教会条例	9-10
寺院教会条例施行条規	9-15

## 第10編 僧侶・教師

僧侶条例	10-1
僧侶条例施行条規	10-3
教師条例	10-5
開教区在住僧侶の教師補任に関する特別措置条例	10-6
教師条例施行条規	10-7
教師検定委員会規程	10-10
教師審査委員会規程	10-11

## 第11編 儀式

儀式条例	11-1
儀式条例施行条規	11-3
帰敬式に関する条例	11-6
帰敬式に関する条例施行条規	11-7
儀式指導研究所条例	11-9

## 第12編 法要座次・衣体

法臚法衣条例	12-1
法臚法衣条例施行条規	12-2

## 第13編 門徒

門徒条例	13-1
門徒資格条規	13-2
役職者の略肩衣等に関する規程	13-3

## 第14編 学事

教育条例	14-1
安居条例	14-3
安居条例施行条規	14-4
親鸞仏教センター条例	14-6

指定学校規程	14-7
学階条例	14-8
学階条例施行条規	14-10
研修条例	14-12
研修条例施行条規	14-13
大谷専修学院学則	14-16
真宗学院規程	14-19

## 第15編 教化

教化基本条例	15-①-1
真宗同朋会条例	15-①-4
真宗同朋会条例施行条規	15-①-4
帰敬式実践運動推進に関する規程	15-①-6
真宗本廟奉仕施設の管理運営に関する規程	15-①-8
真宗教化センター しんらん交流館の管理運営に関する規程	15-①-9
教学研究所条例	15-①-10
真宗本廟参拝者の総合案内諸施設規程	15-①-12
教導規程	15-①-13
大谷保育協会に関する規程	15-①-15
開教条例	15-②-1
開教条例施行条規	15-②-3
南米真宗教学研究規程	15-②-5
東方仏教徒協会に関する規程	15-②-5
沖繩開教推進条例	15-②-6
首都圏教化推進条例	15-②-7
首都圏教化推進条例施行条規	15-②-9
寺院活性化支援推進条例	15-②-10
寺院活性化支援推進条例施行条規	15-②-11

## 第16編 公益事業

公益事業条例	16-1
輔導使任命規程	16-1

## 第17編 褒賞・懲戒

褒賞条例	17-1
褒賞条例施行条規	17-1
功績審査会規程	17-2
懲戒条例	17-3

## 第18編 会計

会計条例	18-①-1
会計条例施行条規	18-①-7
資金保管規程	18-①-15
物品取扱規程	18-①-16
東大谷墓地特別会計条例	18-①-18
賦課金条例	18-②-1
賦課金条例施行条規	18-②-2
冥加金条例	18-②-6
第1種共済特別会計の閉鎖に伴う基本金及び給付準備金の処理に関する特別措置条例	18-②-6

第2種共済特別会計条例	18-②-7
東本願寺出版特別会計条例	18-②-8
一般会計における災害見舞費の残額を災害見舞準備金として保管する臨時措置条例	18-②-9
退職慰労金給付運用資金に関する特別措置条例	18-②-10
保証金として支出した金員の管理に関する臨時措置条例	18-②-10
宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納に関する臨時措置条例	18-②-11
宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計終了後の懇志金並びに慶讃法要御香儀の収納に関する臨時措置条例	18-②-12
宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進資金に関する特別措置条例	18-②-12
宗務改革推進資金に関する特別措置条例	18-②-13
寺院活性化支援資金に関する特別措置条例	18-②-13
真宗本廟両堂等御修復積立金に関する特別措置条例	18-②-14
真宗本廟諸施設営繕積立金に関する特別措置条例	18-②-14
蓮如上人五百回御遠忌特別会計終了後の懇志金及び御遠忌御香儀の収納に関する臨時措置条例	18-②-15
首都圏教化推進特別会計条例	18-②-15
宗宝宗史蹟保存管理資金に関する特別措置条例	18-②-16
親鸞仏教センター資金に関する特別措置条例	18-②-17
東日本大震災復興支援資金に関する特別措置条例	18-②-17
沖繩別院整備資金に関する特別措置条例	18-②-18

## 第19編 相統講

相統講条例	19-1
相統講条例施行条規	19-2
相統講小会規則	19-3

## 第20編 一般

公示及び告示に関する達令	20-1
条例の形式を左横書きに改正する条例	20-1
達令の形式を左横書きに改正する達令	20-2
会議の開催に関する特別措置条例	20-3
宗宝宗史蹟保存条例	20-4
宗宝宗史蹟保存条例施行条規	20-5
渉成園保存管理規程	20-6
教育財団及び共済機関設置に関する条例	

	20-7
共済条例	20-8
共済条例施行条規	20-12
授与物に関する達令	20-19
出版物に関する条例	20-20
出版委員会規程	20-21
称号及び標章等に関する条例	20-22
離脱通告寺院の寺籍復籍に関する特別措置条例	20-22

## 第21編 学校法人・財団法人 ・所属団体・真宗各派

財団法人真宗大谷派本廟維持財団寄附行為	21-1
学校法人真宗大谷学園寄附行為	21-3
公益社団法人大谷保育協会定款	21-11
真宗大谷派大谷婦人会規則	21-17
真宗各派協約	21-20
真宗教団連合憲章	21-22

## 第22編 宗教関係法

日本国憲法(抄)	22-1
宗教法人法	22-2
墓地、埋葬等に関する法律	22-19
墓地、埋葬等に関する法律施行規則	22-24

## 付 録

賦課金	付-1
共済条例別表点数	付-2
礼金	付-3
読経志	付-6
御香儀	付-7
院号法名切寸法	付-18
真宗大谷派の寺院・教会の宗教法人規則(準則)	付-19





## ～第1編 宗憲・規則～

### 真宗大谷派宗憲

〈1981年6月11日宗達第3号〉

改正 1986年3月11日宗憲公示1

宗祖親鸞聖人は、顕浄土真実教行証書類を撰述して、真実の教たる佛説無量寿経により、阿弥陀如来の本願名号を行信する願生浄土の道が、人類平等の救いを全うする普遍の大道であることを開顕された。

宗祖聖人の滅後、遺弟あい図って大谷の祖廟を建立して聖人の影像を安置し、ここにあい集うて今現在説法したもう聖人に対面して聞法求道に励んだ。これが本願寺の濫觴であり、ここに集うた人びとが、やがて聞法者の交わりを生み出していった。これがわが宗門の原形である。

したがって、この宗門は、本願寺を真宗本廟と敬仰する聞法者の歓喜と謝念とによって伝承護持されてきたのであり、宗祖聖人の血統を継ぐ本願寺歴代は、聖人の門弟の負託に応じて本廟留守の重任に当られた。中興蓮如上人もまた、自ら大谷本願寺御影堂留守職として、専ら御同朋御同行の交わりの中において立教開宗の本義を闡明して、真宗再興を成し遂げられたのである。

爾来、宗門は長い歴史を通して幾多の変遷を重ねるうちには、その本義が見失われる危機を経てきたが、わが宗門の至

純なる伝統は、教法の象徴たる宗祖聖人の真影を帰依処として教法を聞信し、教法に生きる同朋の力によって保持されてきたのである。

このような永遠普遍の教法と宗門固有の伝統に立ち、宗門運営の根幹として次のことを確認する。

第1に、すべて宗門に属する者は、常に自信教人信の誠を尽くし、同朋社会の顕現に努める。

第2に、宗祖聖人の真影を安置する真宗本廟は、宗門に属するすべての人の帰依処であるから、宗門人はひとしく宗門と一体としてこれを崇敬護持する。

第3に、この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う。

わが宗門は、この基本精神に立脚し、かつ同朋の総意に基づくこの宗憲に則り、立教開宗の精神と宗門存立の本義を現代に顕現し、宗門が荷負する大いなる使命を果すことを誓う。

第1章 総則

(名称)

第1条 この宗門は、真宗大谷派（以下「本派」という。）と称する。

(目的)

第2条 本派は、宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に則り、教法を宣布し、儀式を執行し、その他教化に必要な事業を行い、もって同朋社会を実現することを目的とする。

(組織)

第3条 本派は、真宗本廟を中心として、僧侶、門徒、寺院、教会その他の所属団体を統合する宗門である。

(事務所)

第4条 本派の事務所は、真宗大谷派宗務所と称し、京都府京都市下京区烏丸通七条上ル常葉町754番地に置く。

(最高規範)

第5条 この宗憲は、本派の最高規範であって、この規定に反する規則、条例、達令及び宗務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 本派に属する個人、団体及び機関は、この宗憲を尊重し、遵守する義務を負う。

(宗務の定義)

第6条 この宗憲において「宗務」とは、本派が第2条の目的を達成するために行うすべての業務、事業及び事務をいう。

(宗教法人)

第7条 本派は、宗教法人法による宗教法人とする。

第2章 教義及び儀式

(教義)

第8条 本派の教義は、宗祖親鸞聖人が、佛説無量寿經に基づいて、顕浄土真実教行証文類を撰述して開顕した本願の名号を体とする往還二種廻向を要旨とする。

(本尊)

第9条 本派は、阿弥陀如来一佛を本尊とする。

(安置する影像)

第10条 本派は、正法弘通の恩徳を謝するため、宗祖聖人、聖徳太子、七高僧及び歴代門首の影像を安置する。

(正依の聖教)

第11条 本派正依の聖教は、次のとおりである。

(1) 浄土三部經

佛説無量寿經 曹魏康僧鎧訳

佛説観無量寿經 劉宋彊良耶舎訳

佛説阿弥陀經 姚秦鳩摩羅什訳

(2) 七高僧論釈章疏

十住毘婆娑論易行品

龍樹造

十二礼

龍樹造

浄土論

天親造

浄土論註

曇鸞撰

讚阿弥陀佛偈

曇鸞撰

安樂集

道綽撰

観無量寿經疏

善導撰

往生礼讚

善導撰

法事讚

善導撰

般舟讚

善導撰

観念法門

善導撰

往生要集

源信撰

選択本願念佛集

源空撰

(3) 宗祖聖人撰述

顕浄土真実教行証文類

浄土文類聚鈔

愚禿鈔

入出二門偈

浄土三經往生文類

如来二種回向文

尊号真像銘文

一念多念文意

唯信鈔文意

浄土和讃

高僧和讃

正像末和讃

(儀式)

第12条 本派の儀式の主なものは、次のとおりである。

(1) 法要式

(2) 得度式

(3) 帰敬式

2 法要式は、佛祖を礼拝し、所依の聖教を読誦し、佛徳を讃嘆して報恩の誠を尽くす儀式である。

3 得度式は、本派の僧侶となる儀式であって、御影堂において門首がこれを行う。

4 帰敬式は、本派に帰依の誠を表わす儀式であって、門首がこれを行う。ただし、住職及び教会主管者は、門徒の希望により、これを行うことができる。

5 儀式に関する重要な事項は、条例でこれを定める。

第3章 真宗本廟

(真宗本廟)

第13条 真宗本廟は、宗祖聖人の真影を安置する御影堂及び阿弥陀堂を中心とする聖域であって、本願寺とも称し、本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場である。

2 真宗本廟は、すべての寺院及び教会の本山とし、本派に属するすべての個人及び団体は、これを崇敬護持しなければならない。

(大谷祖廟)

**第14条** 大谷祖廟は、宗祖聖人墳墓の地であつて、本派に属する者は、これを敬仰護持しなければならない。

#### 第4章 門首

(門首の地位)

**第15条** 門首は、本派の僧侶及び門徒を代表して、真宗本廟の宗祖聖人真影の給仕並びに佛祖の崇敬に任ずる。

2 門首は、僧侶及び門徒の首位にあつて、同朋とともに真宗の教法を聞信する。

(地位の継承)

**第16条** 門首の地位の継承は、宗会の議決した内事章範の定めるところによる。

(門首の宗務に関する行為)

**第17条** 門首は、内局の進達により、次の事項を行う。

- (1) 本尊、名号、影像及び法名を授与すること。
- (2) 儀式を主宰すること。
- (3) 得度式及び帰敬式を行うこと。
- (4) 宗会による宗務総長の指名を認証すること。
- (5) 内局による審問院長の指名を認証すること。
- (6) 宗憲改正を公示すること。
- (7) 宗会招集の達示を発すること。
- (8) 宗議会解散の達示を発すること。
- (9) 褒賞を授与すること。
- (10) 懲戒に処せられた者の減免及び復権を認証すること。

(門首の行為と内局の進達)

**第18条** 門首が、宗務に関する行為を行うときは、すべて内局の進達を必要とし、内局がその責任を負う。

2 門首は、前項の進達事項を拒み、又はこれに干渉することができない。

3 門首が、第1項の進達によらないで行った宗務に関する行為は、効力を有しない。

4 門首が、第2項に違反して宗務に関する行為をしないときは、その事項について、内局は臨時にこれを代行することができる。

(門首の権能の限界)

**第19条** 門首は、第17条に定める宗務のほか、宗務執行に関する権能を有しない。

(解釈規定)

**第20条** 第17条の規定は、内局の進達に対する門首の拒否又は干渉によって、進達された事項の効力の発生が妨げられるものと解してはな

らない。

(門首の代行)

**第21条** 門首が欠けすみやかに継承者を決定し難いとき、又は門首が未成年であるとき、若しくは門首が病気、旅行その他の事由により、この宗憲で定める事項を行えないときは、参与会及び常務会において選定された者が、門首の職務のすべてを代行する。

2 門首が、この宗憲で定める事項を行わないために宗務の執行が妨げられる場合、若しくは第18条第1項の規定に反して行った行為により、宗務執行に支障を生じた場合も前項と同様とする。

3 門首の代行に関する事項は、条例でこれを定める。

#### 第5章 宗会

##### 第1節 宗議会及び参議会

(宗会の地位)

**第22条** 宗会は、本派の最高議決機関である。

(宗会の構成)

**第23条** 宗会は、宗議会と参議会の両議会で構成し、宗議会は僧侶たる議員で、参議会は門徒たる議員で、それぞれ組織する。

2 両議会の議員の定数及び選出の方法に関する事項は、条例でこれを定める。

(議員の任期)

**第24条** 宗議会議員の任期は4年とし、参議会議員の任期は3年とする。ただし、宗議会が解散された場合、宗議会議員の任期は、その期間満了前に終了する。

2 宗会の開会中に任期が満了する場合は、閉会まで在任する。

3 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議員の発言)

**第25条** 両議会の議員は、議会で行った演説、討論又は表決について、議会外で責任を問われない。ただし、議員自らその言論を演説、刊行その他の方法で流布したときは、この限りでない。

(招集)

**第26条** 宗会の常会は、毎年1回これを招集する。

2 緊急の必要がある場合には、臨時会を招集する。

3 両議会のいずれかの議員の半数以上の請求があったときは、内局は、宗会の招集を決定しなければならない。

(宗議会の解散)

**第27条** 宗議会が解散されたときは、解散の日

から40日以内に、宗議会議員の総選挙を行い、その選挙の日から40日以内に、宗会を招集しなければならない。

2 宗議会議が解散されたときは、参議会は、同時に閉会となる。

(定足数と議決の方法)

**第28条** 両議会は、それぞれの議員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 両議会の議事は、この宗憲に特別の定めがある場合を除いては、それぞれ出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

(会議公開の原則)

**第29条** 両議会の会議は、公開とする。ただし、宗務総長の要求があったとき、又は出席議員の半数以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

(議事録)

**第30条** 両議会は、それぞれの会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表しなければならない。

(役員を選任)

**第31条** 両議会は、それぞれ議長及び副議長各1人並びにその他の役員を選任する。

(議案の発議)

**第32条** 両議会は、それぞれ条例案を発議することができる。

(条例案の先議・議決と公示)

**第33条** 条例案は、さきに宗議会の議に付さなければならない。

2 条例案は、両議会で可決したとき条例となる。ただし、宗議会で可決し、参議会で否決するか又は宗議会の可決と異った議決をした場合には、条例に定める両会協議会の議に付するものとし、その意見が宗議会の可決と一致したときは、参議会もこれを可決したものとみなし、その意見がこれと一致しないときは、更に宗議会の議に付し、その議決を両議会の議決とみなす。

3 参議会が、宗議会で可決した条例案を審議に付し、3日を経てなお議決しないときは、参議会も宗議会の可決と同じ議決をしたものとみなす。

4 内局は、両議会で可決した条例を、可決した日から20日以内に、これを公示しなければならない。

(予算の先議と議決)

**第34条** 予算は、さきに宗議会に提出しなけれ

ばならない。

2 予算を宗議会で可決し、参議会で否決するか又は宗議会の可決と異った議決をした場合には、条例に定める両会協議会の議に付するものとし、その意見が宗議会の可決と一致したとき、又はその意見が一致しないときは、参議会もこれを可決したものとみなす。

3 前条第3項の規定は、両議会の予算の議決にこれを準用する。

(特別決議事項)

**第35条** 宗教法人真宗大谷派規則及び内事章範を改正するには、宗議会及び参議会の各議員の定数の過半数が出席した議会において、それぞれ3分の2以上の多数によって議決しなければならない。

(宗務の調査)

**第36条** 両議会は、それぞれ宗務に関する調査を行い、これに必要な報告若しくは文書の提出を宗務総長に要求することができる。

(内局員の両議会への出席)

**第37条** 宗務総長及び参務は、何時でも両議会に出席して発言することができ、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

(両議会及び両会協議会に関する条例)

**第38条** 両議会の会議その他の手続及び内部規律に関する事項、並びに両会協議会に関する事項は、それぞれ条例でこれを定める。

## 第2節 参与会及び常務会

(組織)

**第39条** 宗議会に参与会、参議会に常務会を置く。

2 参与会は、10人の参与会員で組織し、宗議会の議長・副議長及び宗議会において互選した者がこれに当る。

3 常務会は、10人の常務会員で組織し、参議会の議長・副議長及び参議会において互選した者がこれに当る。

4 参与会員及び常務会員は、議員の任期が終わっても、後任者が就任するまで在任する。

(議長及び副議長)

**第40条** 参与会及び常務会の各議長・副議長は、それぞれ宗議会・参議会の議長・副議長がこれに当る。

(定足数と議決の方法)

**第41条** 参与会及び常務会は、宗憲、規則及び条例で定める場合を除き、それぞれの会員の半数以上の出席によって開き、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決すところによる。

(参与会及び常務会の権限)

**第42条** 参与会及び常務会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 宗議会又は参議会から委任を受けた事項
- (2) 予算外の負担となる契約の締結に関する事項
- (3) 重要な財産の買入、処分及び保管の方法に関する事項
- (4) 緊急支出に関する事項
- (5) この宗憲、条例及び宗教法人真宗大谷派規則に定める事項
- (6) その他内局が提出した事項  
(議決事項の報告)

**第43条** 参与会で議決した事項は次の宗議会に、常務会で議決した事項は次の参議会に、それぞれ議長がこれを報告しなければならない。

## 第6章 内局その他の機関

### 第1節 内局

(宗務執行の権限)

**第44条** 宗務執行の権限は、内局に属する。

(組織)

**第45条** 内局は、宗務総長及び5人の参務でこれを組織する。

2 参務は、本派の教師の中から、宗務総長がこれを任命する。

3 宗務総長は、参務を罷免することができる。  
(代表役員)

**第46条** 宗務総長は、宗教法人たる本派の代表役員となる。

(連帯責任)

**第47条** 内局は、宗務執行について、宗会に対し連帯して責任を負う。

(宗務総長の指名)

**第48条** 宗務総長は、本派の教師の中から、宗会が指名し、門首がこれを認証する。この指名は、他のすべての議案に先だって、これを行う。

2 第34条第2項及び第33条第3項の規定は、前項の両議会の宗務総長の指名にこれを準用する。

(内局不信任と解散又は総辞職)

**第49条** 内局は、宗議会で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に宗議会が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

(内局総辞職)

**第50条** 宗務総長が欠けたとき、又は宗議会議員総選挙の後にはじめて宗会の招集があったときは、内局は、総辞職をしなければならない。

(総辞職後の内局の職務)

**第51条** 前2条の場合には、内局は、あらたに

宗務総長の指名が認証され及び参務が任命されるまで引き続きその職務を行う。

(宗務総長の職務)

**第52条** 宗務総長は、内局を代表して、議案を宗会に提出し、宗務について宗会に報告し、並びに職制によって宗務の各部を統理する。

2 職制に関する事項は、条例でこれを定める。

(内局の職務)

**第53条** 内局は、一般宗務のほか、次の事務を行う。

(1) 予算を作成して宗会に提出すること。

(2) 宗憲及び条例の規定を実施するため、達令を制定すること。

(3) 懲戒に処せられた者の減免及び復権を決定すること。

(緊急達令)

**第54条** 内局は、宗会閉会の場合において、宗会の議決を要する事項で特に緊急を要するものについては、参与会及び常務会の議決を経て、緊急達令によってこれを執行することができる。

ただし、この緊急達令については、次の宗議会及び参議会のはじめに提出して、その承認を求めなければならない。もし、その宗議会及び参議会でこれが承認されないときは、この緊急達令は将来に向ってその効力を失うものとし、宗務総長は、その旨を公示しなければならない。

2 第34条第2項及び第33条第3項の規定は、前項の両議会の承認にこれを準用する。

### 第2節 董理院

(董理院)

**第55条** 宗義に関する重要事項を審議し、及び宗務総長の申報により宗義に関する言説についての正否を判ずるため、董理院を置く。

(董理の数及び任期)

**第56条** 董理院は、董理10人以内で組織する。

2 董理は、講師及び嗣講の中から宗務総長がこれを任命し、その任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

(董理院に関する条例)

**第57条** 董理院に関する事項は、条例でこれを定める。

### 第3節 会計監査院

(会計監査院)

**第58条** 本派の財産の管理、歳入歳出の決算、金品の出納その他財務の状況を監査するため、会計監査院を置く。

2 会計監査院に関する事項は、条例でこれを定める。

### 第4節 宗務出張所

(宗務出張所)

**第59条** 政府その他中央の諸機関との連絡及び首都における施策の調整をはかるため、東京都に東京宗務出張所を設ける。

2 宗務出張所の職制に関する事項は、条例でこれを定める。

#### 第5節 地方宗務機関

(教区)

**第60条** 地方の宗務を運営するため、全国を教区に分け、各教区に教務所長を置き、教務所を設ける。

2 特に必要な教区に、教務支所を設けることができる。

(組)

**第61条** 教区を組に分け、普通寺院、教会その他の所属団体をこれに分属させる。ただし、別院は、教区又は開教区に所属させる。

2 組に組長及び副組長若干人を置く。

(教区会・組会・門徒会)

**第62条** 教区に教区会並びに教区門徒会を置き、組に組会並びに組門徒会を置く。

(紛議調停委員会)

**第63条** 教区に紛議調停委員会を設け、宗務上の紛議について審査調停する。

(開教区)

**第64条** 開教を必要とする地に開教区を設け、これに開教監督を置き、開教監督部を設ける。

(地方宗務の運営)

**第65条** 地方宗務機関は、宗会の議決に基づく宗務執行の方針に則り、地方の特性に適應して、教学の振興と宗門の発展に寄与するよう努めなければならない。

(地方宗務機関に関する条例)

**第66条** 地方宗務機関に関する事項は、条例でこれを定める。

#### 第7章 審問院

(審問院)

**第67条** 本派に審問院を置く。

(審問院の権限)

**第68条** 審問院は、本派の秩序を保持し、本派の規定による異議の申立及び係争又は紛争に関する事項並びに僧侶の懲戒に関する事項について監察、提訴及び審決を行う。

2 審問院に審問室及び監察室を置く。

3 審問室は、僧侶の非違行為及び本派の規定による異議の申立の審問を司る。

4 監察室は、僧侶の非違行為の容疑の監察、調査及び提訴並びに本派の秩序維持及び風紀の取締に関する事項を司る。

5 監察及び提訴の権限と審決の権限は、それぞれ独立の権限とする。

(審問院長)

**第69条** 審問院には、審問院長1人を置く。

2 審問院長は、本派の教師の中から、宗議会の同意を得た者について、内局がこれを指名する。

(審問院に関する条例)

**第70条** 審問院の組織及び審問手続に関する事項は、条例でこれを定める。

#### 第8章 本派に属する寺院及び教会

(寺院及び教会の任務)

**第71条** 本派に属する寺院及び教会は、堂宇を備え、本尊を安置し、教法を宣布し、儀式を執行し、その他教化に必要な事業を行う。

(寺院の種別)

**第72条** 寺院を分けて、別院及び普通寺院とする。

(別院の住職)

**第73条** 別院に住職1人を置き、門首がこれに当る。ただし、門首以外の者を住職とすることができる。

(輪番)

**第74条** 別院に輪番1人を置く。

2 輪番は、住職の職務を代掌し、宗教法人たる別院の代表役員となる。

(普通寺院の住職及び教会主管者)

**第75条** 普通寺院に住職、教会に教会主管者それぞれ1人を置く。

2 住職又は教会主管者は、普通寺院又は教会を主管し、宗教法人たる普通寺院又は教会の代表役員となる。

3 住職又は教会主管者に事故あるときは、代務者を置く。

4 住職、教会主管者及びこれらの代務者は、教師の中からこれを任命する。

(住職及び教会主管者の任務)

**第76条** 住職及び教会主管者は、門徒の教化と僧侶及び寺族の指導に当り、寺院及び教会の興隆発展に努めなければならない。

(寺院及び教会に関する条例)

**第77条** 寺院及び教会並びに住職、教会主管者及びこれらの代務者に関する事項は、条例でこれを定める。

(寺籍簿)

**第78条** 宗務所に寺籍簿を備え、寺院、教会の名称、所在地その他必要な事項を記載する。

#### 第9章 僧侶及び門徒

##### 第1節 僧侶

(僧侶の任務)

**第79条** 得度式を受け、僧籍簿に登載された者を本派の僧侶という。

2 僧侶は、佛祖に奉仕し、教法を研修宣布し、つねに真宗本廟崇敬の念をたもち、宗門並びに寺院、教会の興隆に努めなければならない。

(僧侶の所属)

**第80条** 僧侶は、寺院又は教会に所属する。ただし、門首、前門、新門、新新門及び連枝については、別にこれを定める。

(教師)

**第81条** 僧侶であって、教師資格を具備する者を教師に補任する。

2 僧侶及び教師に関する事項は、条例でこれを定める。

### 第2節 門徒

(門徒の任務)

**第82条** 教法を聞信して真宗本廟に帰敬し、寺院又は教会に所属する者を本派の門徒という。

2 すべて門徒は、帰敬式を受け、宗門及び寺院、教会の護持興隆に努めなければならない。

(総代の任務)

**第83条** 門徒であって、衆望ある者の中から総代を定める。

2 総代は、住職又は教会主管者をたすけ、寺院、教会の興隆発展に努めなければならない。

(門徒及び総代に関する条例)

**第84条** 門徒及び総代に関する事項は、条例でこれを定める。

### 第10章 教化及び学事

(教化の本旨)

**第85条** 本派の教化は、宗祖聖人によって開頭された教法を明らかにし、自信教人信の実を挙げることを本旨とする。

(学事と教育のための施設)

**第86条** 本派は、学事及び教育の振興をはかるため、学校、安居、学院、道場その他の施設を設ける。

(教育研修)

**第87条** 本派は、僧侶、寺族及び門徒に対し、教育研修を行う。

(学階)

**第88条** 教師であって、学事上資格のある者に対し、学階を授与する。

(教化及び学事に関する条例)

**第89条** 教化及び学事に関する事項は、条例でこれを定める。

### 第11章 褒賞及び懲戒

(褒賞)

**第90条** 本派に貢献し、又は社会に寄与した者

に対し、褒賞を授与する。

2 褒賞に関する事項は、条例でこれを定める。  
(懲戒)

**第91条** 僧侶で非違行為のある者については、その軽重に応じてこれを懲戒する。

2 懲戒に関する事項は、条例でこれを定める。

### 第12章 財務

#### 第1節 財産及び経費

(財産の種別)

**第92条** 本派の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

(経費の支弁)

**第93条** 本派の経費は、次に掲げる収入をもってこれを支弁する。

(1) 冥加金

(2) 賦課金

(3) 礼金

(4) 相続講金

(5) 同朋会員志金

(6) 懇志金

(7) 回付受金

(8) 前各号以外の収入

#### 第2節 財政

(財政の処理)

**第94条** 本派の財政は、両議会の議決に基づいて、これを処理しなければならない。

(予算の議決)

**第95条** 内局は、毎会計年度の予算を作成し、宗会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。ただし、両議会は、予算科目を発案し、又は原案の歳入歳出の金額を増加することができない。

(宗費賦課の議決)

**第96条** あらたに宗費を賦課し、又は現行の宗費の賦課を変更するためには、両議会の議決を経なければならない。

(予備費)

**第97条** 予算の不足を補い、又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費は、内局の責任でこれを支出する。

(決算の承認)

**第98条** 収入支出の決算は、すべて毎年会計監査院の監査報告書を添えて、これを宗会に提出しなければならない。

(財務に関する条例)

**第99条** 財務に関する事項は、条例でこれを定める。

### 第13章 改正

(改正の手続)

**第100条** この宗憲の改正は、宗務総長が両議  
会に提出し、その議決を経なければならない。

2 宗議会議員の定数の過半数又は参議会議員の  
定数の過半数が、宗務総長に対して宗憲改正案  
を發議し、その提出を請求したときは、宗務総  
長は、その改正案を提出しなければならない。

**第101条** この宗憲の改正は、宗議会及び参議  
会の各議員の定数の3分の2以上が出席した議  
会において、それぞれ4分の3以上の多数によ  
って議決しなければならない。

2 宗憲改正について前項の議決を経たときは、  
門首は、第17条による進達の日から20日以  
内にこれを公示しなければならない。

### 附 則

(施行期日)

1 この宗憲は、公布の日から施行する。

(経過規定(1) — 宗議会及び参与会の地位)

2 この宗憲施行の際、現に存する宗議会及び参  
与会は、この宗憲に定める宗会の宗議会及び参  
与会とみなし、現に在職する宗議会議員、宗議  
会議長及び副議長並びに参与会員は、この宗憲  
による宗会の宗議会議員、宗議会議長及び副議  
長並びに参与会員とみなす。

(経過規定(2) — 参議会未成立の間の門徒評議  
員会の地位)

3 この宗憲施行の際、参議会がまだ成立してい  
ないときは、その成立するまでの間、従前の門  
徒評議員会がこの宗憲に定める宗会の参議会の  
権限を行うものとし、従前の門徒評議員は、な  
おその地位にあるものとする。この場合、門徒  
評議員会の会議の成立及び議決については、第  
28条、第35条及び第101条第1項の規定  
にかかわらず門徒評議員会条例の定めるところ  
による。

(経過規定(3) — 常務会未成立の間の常務員会  
の地位)

4 この宗憲施行の際、参議会の常務会がまだ成  
立していないときは、その成立するまでの間、  
従前の門徒評議員会の常務員会がその権限を行  
うものとし、従前の常務員が常務会員の職務を  
行う。

(経過規定(4) — 宗教法人「本願寺」に関する  
特例)

5 この宗憲施行の際、現に存する宗教法人「本  
願寺」の規則変更並びに合併の手続は、第28  
条、第35条及び第41条の規定にかかわら  
ず、当該規則の定めるところによる。

(経過規定(5) — 廃止する条例)

6 本山寺法(1952年条例第50号)、管長  
推戴条例(1947年条例第5号)、侍董寮条  
例(1953年条例第55号)は、この宗憲施  
行の日から廃止する。

(経過規定(6) — 一条例の効力)

7 この宗憲施行の際、現に施行されている条例  
その他の宗門法規は、その名称にかかわらず、  
この宗憲又は宗教法人「真宗大谷派」規則に抵  
触しない限り、この宗憲施行の日から5年間、  
遵由の効力を有する。

(経過規定(7) — 門首)

8 この宗憲に定める門首は、従前の法主であつ  
た者が、これに就任したものとみなす。

(経過規定(8) — 役職員、地位、身分及び称号)

9 この宗憲施行の際、現に在職する宗務総長、  
参務、審問院長その他の宗務役員並びに地位、  
身分及び称号を有するものであって、この宗憲  
に抵触しないものについては、この宗憲施行の  
ため、当然その地位、身分及び称号を失わな  
い。

(経過規定(9) — 褒賞)

10 この宗憲施行の際、現に授与されている褒  
賞は、この宗憲による褒賞とみなす。

(経過規定(10) — 係属事件及び審決)

11 この宗憲施行の際、現に審問院に係属中の  
事件及び既判の審決その他の処分は、それぞれ  
この宗憲によるものとみなす。

### 附 則(1986年3月11日宗憲公示第1号)

1 この改正宗憲は、公示の日から施行する。

2 この改正宗憲施行の際、現に在職する参議会  
議員の任期は、従前の規定にかかわらず198  
6年4月30日をもって満了する。

3 この改正宗憲施行により、最初に選挙される  
参議会議員の任期は、第24条第1項の規定に  
かかわらず2年とし、その始期は、1986年  
5月1日から起算する。

4 真宗大谷派宗憲(1981年宗達第3号)附  
則第7項に定める遵由の効力の期限は、199  
1年6月30日まで延長する。



# 宗教法人「真宗大谷派」規則

〈1952年3月28日文部大臣認証〉

- 変更 ①1954年 6月10日認証  
②1963年10月12日認証  
③1964年 8月13日認証  
④1980年12月 8日認証  
⑤1981年 8月18日認証  
⑥1985年10月11日認証  
⑦1986年 3月26日認証  
⑧1987年12月14日認証  
⑨1997年10月13日認証  
⑩2009年11月27日認証  
⑪2016年12月16日認証

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この宗門は、宗教法人法による宗教法人であって、「真宗大谷派」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教法人(以下「法人」という。)の事務所は、真宗大谷派宗務所(以下「宗務所」という。)と称し、京都市下京区烏丸通七条上る常葉町754番地に置く。

2 この法人の従たる事務所を、東本願寺真宗会館と称し、東京都練馬区谷原一丁目3番地7号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、この宗門の最高規程たる真宗大谷派宗憲(以下「宗憲」という。)により、宗祖親鸞聖人の真影を安置する真宗本廟(本願寺とも称する。)を中心とし、立教開宗の精神に則り、教法を宣布し、儀式を執行し、その他教化に必要な施策を行い、もって同朋社会を実現することを目的として、寺院及び教会を包括し、堂宇その他の財産を管理し、財務その他の業務及び事業を行う。

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、宗務所の掲示場に10日間掲示し、及び機関誌「真宗」に1回掲載して行う。

## 第2章 役員その他の機関

### 第1節 代表役員及び責任役員

(員数)

第5条 この法人には、6人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(代表役員の資格及び選任)

第6条 代表役員は、宗憲に定めるところにより、この宗門の宗務総長の職にある者をもって充て

る。

2 宗務総長は、宗憲に定めるところにより、教師の中から宗会がこれを指名する。

(責任役員の資格及び選任)

第7条 代表役員以外の責任役員は、宗憲に定めるところにより、この宗門の参務の職にある者をもって充てる。

2 参務は、宗憲に定めるところにより、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

(代表役員の職務権限)

第8条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員会及びその職務権限)

第9条 責任役員は、責任役員会を組織し、次の各号に掲げるこの法人の事務を決定する。

(1) 予算の編成

(2) 決算の作成

(3) 歳計剰余金の処理

(4) 特別財産及び基本財産の設定及び変更

(5) 不動産及び重要な動産に係る取得、処分、その他重要な行為

(6) 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等

(7) 境内地の模様替え及び用途変更等

(8) 事業の管理及び運営

(9) この規則の変更

(10) 合併及び解散並びに残余財産の処分

(11) その他この規則に定める事項

(12) この法人の事務のうち、代表役員が必要と認める事項

2 責任役員会は、代表役員が招集する。

3 責任役員会の議事は、責任役員の定数の全員の出席によって開き、その全員の同意によってこれを決する。ただし、責任役員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ同意の意思表示をした者は、これを出席して当該付議事項について同意したものとみなす。

### 第2節 代務者

(置くべき場合)

第10条 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

(1) 代表役員又は責任役員が、死亡その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。

(2) 代表役員又は責任役員が、病気、長期旅行その他の事由によって三月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第11条 代表役員の代務者は、代表役員があら

かじめ責任役員会に諮って指名した責任役員をこれに充てる。

- 2 責任役員の代務者は、代表役員又はその代務者がこの宗門の宗務役員（以下「宗務役員」という。）の中から責任役員会に諮って指名する。  
（職務権限）

**第12条** 代務者は、代表役員又は当該責任役員に代わって、その職務の全部を行う。

- 2 代務者は、その置くべき事由がなくなったときは、当然その職を退くものとする。

**第3節 仮代表役員及び仮責任役員**  
（選定）

**第13条** 代表役員又は代表役員代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、代表役員又は代表役員代務者以外の責任役員の互選により、仮代表役員を選定しなければならない。

- 2 責任役員又は責任役員代務者は、その責任役員又は責任役員代務者と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、当該責任役員又は責任役員代務者以外の責任役員の合議により、その議決権を有しない責任役員又は責任役員代務者の員数だけ、宗務役員の中から仮責任役員を選定しなければならない。

（職務権限）

**第14条** 仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代表役員又は責任役員若しくはその代務者に代わってその職務を行う。

**第4節 内局**

（組織及び職務権限）

**第15条** 内局は、宗憲に定めるところにより、宗務総長及び5人の参務で組織する。

- 2 内局は、この規則に定める責任役員の職務を行うほか、宗憲に定めるこの宗門の宗務を行う。

**第5節 役員の辞任及び解任**

（辞任及び解任）

**第16条** 代表役員及び責任役員は、宗憲に定めるところにより、次の各号の一に該当するときは、辞任しなければならない。

- (1) 内局が、宗議会で不信任の決議案を可決され、又は信任の決議案を否決された場合において、10日以内に宗議会が解散されないとき。
  - (2) 宗議会議員総選挙の後ではじめて宗会が招集されたとき。
  - (3) 宗務総長が欠けたとき。
- 2 代表役員以外の責任役員は、宗憲に定めると

ころにより、参務を罷免されたときは、当然責任役員を解任されたものとする。

（辞任後の職務）

**第17条** 代表役員及び責任役員は、辞任後でも、後任の代表役員及び責任役員が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

**第6節 宗会**

（組織、議員の選出及び任期）

**第18条** この法人に宗会を置き、宗会は、宗憲に定めるところにより、僧侶の中から選出された議員65人以内で組織する宗議会と、門徒の中から選出された議員65人以内で組織する参議会の両議会で構成する。

- 2 宗議会議員の任期は、4年とし、参議会議員の任期は、3年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 宗議会が解散された場合、宗議会議員の任期は、その期間満了前に終了する。
- 4 宗会が開会中に議員の任期が満了する場合は、閉会まで在任する。

（招集）

**第19条** 宗会は、宗憲に定めるところにより、毎年1回招集する。ただし、内局が必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

- 2 両議会のいずれかの議員の半数以上の請求があったときは、内局は、その招集を決定しなければならない。

（議事）

**第20条** 宗議会及び参議会は、それぞれの議員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 宗議会及び参議会の議事は、宗憲又はこの規則に別段の定めがある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 宗議会で可決し、参議会でこれと異った議決をした議案については、宗憲に定めるところにより、两会協議会の議にこれを付さなければならない。

（議決事項）

**第21条** 宗会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算
- (2) 決算の承認
- (3) この規則の変更、合併又は解散
- (4) 宗憲又はこの規則に定める事項
- (5) 前各号のほか、宗務総長が提出した議案、その他この宗門の条例に定める事項

## 第7節 参与会及び常務会

(組織)

**第22条** この法人に参与会及び常務会を置く。

2 参与会は、宗憲に定めるところにより、10人の参与会員で組織し、宗議会の議長・副議長及び宗議会において互選した者がこれに当たる。

3 常務会は、宗憲に定めるところにより、10人の常務会員で組織し、参議会の議長・副議長及び参議会において互選した者がこれに当たる。

4 参与会員又は常務会員は、宗議会又は参議会の議員の任期が終わっても、後任者が就任する時まで引き続きその職務を行う。

5 責任役員は、参与会員になることができない。

(招集)

**第23条** 参与会及び常務会は、宗務総長が招集する。

(議事)

**第24条** 参与会及び常務会の議事は、宗憲又はこの規則に別段の定めがある場合を除き、それぞれの会員の定数の半数以上の出席によって開き、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

**第25条** 参与会及び常務会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 宗議会又は参議会から委任を受けた事項
- (2) 予算外の負担となる契約の締結に関する事項
- (3) 重要な財産の買入、処分及び保管の方法に関する事項
- (4) 緊急支出に関する事項
- (5) 宗憲、この規則又は条例に定める事項
- (6) その他宗務総長が提出した事項

## 第8節 会計監査院

(設置)

**第26条** この法人の財産の管理、歳入歳出の決算、金品の出納その他財務の状況を監査するため、宗憲に定めるところにより、この法人に会計監査院を置く。

(組織及び任期)

**第27条** 会計監査院に院長及び検査員若干人を置く。

2 院長は、参与会及び常務会の同意を得て、宗務総長がこれを任命する。

3 検査員は、宗務総長が、院長の同意を得た者について、これを任命する。

4 院長の任期は、4年とし、検査員の任期は、3年とする。ただし、それぞれ再任を妨げない。

## 第3章 この法人が包括する寺院及び教会

### 第1節 通則

(寺院及び教会の種類)

**第28条** この法人が包括する寺院及び教会は、宗憲に定めるところにより、別院、普通寺院及び教会とする。

(承認を要する事項)

**第29条** この法人が包括する寺院又は教会が次の各号に掲げる行為をしようとするときは、この法人の代表役員たる宗務総長の承認を受けなければならない。

- (1) 宗教法人となること。
  - (2) 規則を変更すること。
  - (3) 合併又は解散をすること。
  - (4) 財産の処分等について、当該寺院又は教会の規則において、宗務総長の承認を必要とするものと定められた事項
- 2 宗教法人がこの法人と被包括関係を設定しようとするときは、この法人の代表役員たる宗務総長の承認を受けなければならない。

### 第2節 別院

(別院)

**第30条** 別院は、枢要の地若しくは開教上必要のある地に、又は由緒によりこれを設け、その地方の弘教の中心とする。

(代表役員及びその代務者)

**第31条** 別院の代表役員は、宗憲に定めるところにより、当該別院の輪番の職にある者をもってこれに充てる。

2 輪番は、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

3 別院の代表役員代務者は、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

(責任役員及びその代務者)

**第32条** 別院の代表役員以外の責任役員及び責任役員代務者は、宗務総長がこれを任命する。

(仮代表役員及び仮責任役員)

**第33条** 別院の仮代表役員及び仮責任役員は、他の責任役員の方合議により選定した者について、常議員会の議決を経て、宗務総長の承認した者をもってこれに充てる。

(院議会)

**第34条** 別院に院議会を置き、輪番が選定した院議会議員で組織する。

2 院議会は、当該別院の規則及びこの宗門の規程たる別院条例に定める事項を議決する。

(常議員会)

**第35条** 別院に常議員会を置き、院議会議員が互選した常議員で組織する。

2 常議員会は、当該別院の規則及び別院条例に定める事項を議決するほか、院議会から委任を

受けた事項及び緊急の事項その他輪番が提出した事項を議決する。

(設置、移転、合併及び解散)

**第36条** 別院の設置、移転、合併及び解散は、宗会の議決を経て、宗務総長がこれを定める。  
(備付書類及び帳簿)

**第37条** 別院の事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え、これらを整備しなければならない。

- (1) 規則及び認証書
- (2) 由緒、沿革の記録及び法宝物台帳並びに過去帳
- (3) 境内地及び境内建物の明細書及び図面
- (4) 代表役員及び責任役員並びにこれらの代務者の名簿、職員名簿、院議会議員及び常議員並びに監事の名簿
- (5) 門徒名簿
- (6) 予算書及び決算書並びに財産目録及び収支計算書
- (7) 責任役員会、院議会及び常議員会の議事に関する書類及び事務処理簿
- (8) 公益事業及びその他の事業並びに所属団体に関する書類及び帳簿
- (9) 財務に関する書類及び帳簿
- (10) その他必要と認める書類及び帳簿

### 第3節 普通寺院及び教会

(代表役員)

**第38条** 普通寺院（以下本節において「寺院」という。）又は教会の代表役員は、宗憲に定めるところにより、当該寺院の住職又は教会の教会主管者の職にある者をもってこれに充てる。  
(責任役員)

**第39条** 寺院又は教会の代表役員以外の責任役員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当該寺院又は教会に僧籍を有する者の中からその代表役員が総代の同意を得て選定した者
  - (2) 総代が選定した者
- 2 前項第1号の規定によって責任役員を選定する場合において、当該寺院又は教会に僧籍を有する者がいないとき、又はその僧籍を有する者の中から選定することができないときは、代表役員は、総代の同意を得て、他の者を選定することができる。
- 3 代表役員以外の責任役員の任期は、3年とする。ただし、補欠の責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 後任の責任役員は、現任者の任期満了一月前までに選定しなければならない。

(代表役員代務者)

**第40条** 寺院又は教会の代表役員代務者は、当該寺院の住職代務者又は教会の教会主管者代務者の職にある者をもってこれに充てる。

(責任役員代務者)

**第41条** 寺院又は教会の代表役員以外の責任役員の代務者は、当該責任役員以外の責任役員及び総代の同意を得て、代表役員がこれを選定する。

(仮代表役員)

**第42条** 寺院又は教会の仮代表役員は、他の責任役員及び総代の合議によって選定する。

2 前項の規定によることができないときは、当該寺院又は教会を管轄する教務所長の職にある者をもってこれに充てる。

(仮責任役員)

**第43条** 寺院又は教会の仮責任役員は、当該責任役員以外の責任役員及び総代の合議によって選定する。

(総代の員数及び任期)

**第44条** 寺院又は教会には、3人以上の総代を置かなければならない。

2 第39条第3項及び同第4項の規定は、総代にこれを準用する。

(総代の職務権限)

**第45条** 寺院又は教会の総代は、責任役員に協力して、当該寺院又は教会の興隆に努めなければならない。

(総代の同意)

**第46条** 第29条に規定する宗務総長の承認を要する事項その他重要な事項については、当該寺院又は教会の総代の同意を得なければならない。

2 総代は、当該寺院又は教会の業務について、勧告及び助言をすることができる。

(備付書類及び帳簿)

**第47条** 寺院及び教会の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え、これらを整備しなければならない。

- (1) 規則及び認証書
- (2) 代表役員、責任役員、所属僧侶、総代、門徒及び寺族に関する名簿
- (3) 財産目録及び収支計算書
- (4) 責任役員及び総代の会議の議事録並びに事務処理簿
- (5) 過去帳及び由緒沿革を示す書類
- (6) 事業を行う場合におけるその事業に関する書類
- (7) その他重要事項の記録

第4章 財務

第1節 財産及び管理

(財産の種別)

第48条 この法人の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

2 特別財産は、法宝物又は宝物として設定した財産とする。

3 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

(1) 境内地、境内建物その他の不動産の中から基本財産として設定したもの。

(2) 有価証券、預金及び現金の中から基本財産として設定したもの。

4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

(特別財産及び基本財産の設定及び変更)

第49条 特別財産又は基本財産の設定又は変更をしようとするときは、責任役員会並びに宗議会及び参議会の議決を経なければならない。

(管理の定則)

第50条 現金は、不動産又は確実な有価証券に替え、若しくは信託にし、信用ある銀行等に預けて保管しなければならない。

2 不動産は、取得又は異動の都度、速やかに必要な登記をしなければならない。

3 不動産は、これを担保に供することができない。

(特別財産)

第51条 特別財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

(基本財産)

第52条 基本財産は、これを譲渡、交換、貸与、出資の目的若しくは私権の設定等の処分をし、又は担保に供し、並びにその用途を変更し、及びこの法人の目的以外の使用をさせることができない。ただし、その用途及びこの法人の目的を妨げない限度において、緊急の必要に基づく場合又は軽微のものであってかつ一時使用に係るものである場合は、これを貸与し、その用途を変更し、又はこの法人の目的以外の使用をさせることができる。

(普通財産)

第53条 普通財産たる不動産について、これを譲渡、交換、貸与、出資の目的若しくは私権の設定等の処分をし、又はこの法人の目的以外の使用をさせようとするときは、責任役員会並びに参与会及び常務会の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、利害関係人に対してその行為の要旨を示してその旨を公告しなければな

らない。ただし、この法人の目的を妨げない限度において、緊急の必要に基づく場合又は軽微のものであってかつ一時使用に係るものである場合において、これを貸与し、又はこの法人の目的以外の使用をさせようとするときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する行為をしたときは、次の宗議会及び参議会に提出して、その承諾を求めなければならない。

(模様替等)

第54条 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会並びに参与会及び常務会の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、利害関係人に対してその行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、その行為が当該不動産について、その用途及びこの法人の目的を妨げない限度において、緊急の必要に基づく場合又は軽微のものであってかつ一時使用に係るものである場合は、この限りでない。

(1) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。

(2) 境内地の著しい模様替えをすること。

2 前項本文に規定する行為をしたときは、次の宗議会及び参議会に提出して、その承諾を求めなければならない。

(借入及び保証の禁止)

第55条 この法人は、借入又は保証をすることができない。

2 国又は国に代わる機関若しくは信用ある金融機関から借り入れるものであって、あらかじめ借入の目的及び限度額並びに期間について、責任役員会並びに宗議会及び参議会の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、利害関係人に対してその行為の要旨を示してその旨を公告したとき、又は当該会計年度内で償還する一時の借入であって、責任役員会並びに参与会及び常務会の議決を経たときは、前項の限りでない。

3 前項の借入によって生ずる負債の総額は、この法人の経常部当初予算総額の100分の6を超えてはならない。

(財産目録等の作成)

第56条 この法人は、毎会計年度終了後三月以内に、財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成しなければならない。

第2節 予算及び決算

(予算の編成)

第57条 この法人の歳入及び歳出は、毎会計年度予算をもって定める。

2 予算は、すべての収入を歳入とし、すべての

支出を歳出として編成しなければならない。

3 当該年度の歳出予算は、他の年度の支出に充てることができない。

(予算の区分)

**第58条** 予算は、經常及び臨時の2部に分け、それぞれこれを款項に区分し、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

2 臨時部の歳出は、經常部の歳入をもって充てることができる。

(予備費の設定及び支出)

**第59条** 予算の不足を補い、又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費は、内局の責任でこれを支出する。

(補正予算)

**第60条** やむを得ない事由があるときは、補正予算を編成することができる。

(予算の議決)

**第61条** 予算は、宗議会及び参議会の議決を経なければならない。ただし、宗議会及び参議会は、予算科目を発案し、又は原案の歳入歳出の金額を増加することができない。

(予算不成立の場合)

**第62条** 予算が成立しなかったときは、前年度予算を施行する。

(決算の承認)

**第63条** 歳入及び歳出の決算は、翌年度の宗議会及び参議会に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の決算には、財産目録、収支計算書、貸借対照表及び会計監査院の監査報告書を添付しなければならない。

### 第3節 経理

(経費の支弁)

**第64条** この法人の経費は、次に掲げる収入をもって支弁する。

- (1) 冥加金
- (2) 賦課金
- (3) 礼金
- (4) 相続講金
- (5) 同朋会員志金
- (6) 懇志金
- (7) 回付受金
- (8) その他の収入

(宗費の賦課)

**第65条** 新たに宗費を賦課し、又は宗費の賦課を変更しようとするときは、宗議会及び参議会の議決を経なければならない。

(会計年度)

**第66条** この法人の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(出納事務)

**第67条** 会計年度に属する出納は、当該年度終了後三月以内に、その事務は、当該年度終了後五月以内に完結しなければならない。

(特別会計の設定)

**第68条** 特別の必要があるときは、宗議会及び参議会の議決を経て、特別会計を設定することができる。

(歳計剰余金の処理)

**第69条** 歳計に剰余を生じたときは、その半額は平衡資金として保管し、他の半額は翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(平衡資金)

**第70条** 歳計の不足を補うため平衡資金を設ける。

2 平衡資金は、歳計に不足を生じた場合を除くほか、支出することができない。ただし、特別の必要があるときは、参与会及び常務会の議決を経て、臨時にその一部又は全部を融通することができる。

3 本派の将来的展望に立った重大な事業を推進するため、これに必要な資金が大幅に不足し、その財源確保が困難であるときは、宗議会及び参議会の各議員の定数の過半数が出席した議会において、それぞれ3分の2以上の多数による議決を得た場合に限り、前2項の規定にかかわらず、平衡資金の一部又は全部を使用することができる。

(保管金)

**第71条** 次に掲げる金員は、保管金としてこれを保管しなければならない。

- (1) 交付する金員で保留しているもの。
- (2) 支出の確定した金員で一時保留しているもの。
- (3) 保証金として領置しているもの。
- (4) その他この規則又は条例に定めるもの。

(別途会計)

**第72条** 平衡資金及び保管金については、別途会計として、毎年度末に計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、翌年度の宗議会及び参議会に提出し、その承認を得なければならない。

### 第5章 事業

(東大谷墓地の経営)

**第73条** この法人は、その目的達成に資するため、次の事業を行う。

事業名 東大谷墓地事業  
業種 墓地の経営

所在地 京都市東山区栗田口東大谷山1番地  
京都市東山区下河原通八坂鳥居前  
下河原町526番地

2 前項の事業の管理運営については、別に定める。  
(会計の処理)

**第74条** 前条の会計は、一般会計と区分して経理しなければならない。

2 前条の事業から生じた剰余金は、当該事業及びこの法人のために使用しなければならない。

### 第6章 備付書類及び帳簿

(備付書類及び帳簿)

**第75条** この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

(1) 規則及び認証書

(2) 責任役員及びその代務者、宗議会議員及び参議会議員並びに参与会員及び常務会員その他諸機関の名簿

(3) 予算書

(4) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書

(5) 責任役員会、宗議会、参議会、参与会及び常務会の議事録並びに事務処理簿

(6) 事業に関する書類及び帳簿

(7) その他重要事項の記録

### 第7章 補則

(規則の変更)

**第76条** この規則を変更しようとするときは、責任役員会の議決並びに宗議会及び参議会の各議員の定数の過半数が出席した議会において、それぞれ3分の2以上の多数による議決を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。  
(合併)

**第77条** この法人が合併しようとするときは、前条と同様とする。

(解散)

**第78条** この法人が解散しようとするときは、責任役員会の議決並びに宗議会及び参議会の各議員の定数の3分の2以上が出席した議会において、それぞれ4分の3以上の多数による議決を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

**第79条** この法人が解散した場合における残余財産は、責任役員会の議決並びに宗議会及び参議会の各議員の定数の3分の2以上が出席した議会において、それぞれ4分の3以上の多数による議決を経て、公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属する。

(宗憲及び規則の尊重)

**第80条** この法人に属する寺院、教会、僧侶及

び門徒は、宗憲及びこの規則を遵守し、かつこの宗門の護持発展に努めなければならない。

### 附則

1 この規則は、この法人の設立の登記をした日から施行する。

2 従前の規則の規定は、宗教法人法附則第3項の宗教法人に該当する寺院及び教会については、この規則施行後もなおその効力を有する。

### 附則

この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日(1964年8月13日)から施行する。

### 附則

この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日(1980年12月8日)から施行する。

### 附則

1 この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日(1981年8月18日)から施行する。

2 この法人が包括する法人の規則中、真宗大谷派の管長の職務に属する事項は、真宗大谷派の宗務総長が行うものとする。

3 この規則施行の際、現に存する宗議会及び参与会は、この規則に定める宗会の宗議会及び参与会とみなし、現に在職する宗議会議員、宗議会議長及び副議長並びに参与会員は、この規則による宗会の宗議会議員、宗議会議長及び副議長並びに参与会員とみなし、その任期は、1981年12月11日までとする。

4 この規則施行の日から参議会が成立するまでの間、従前の門徒評議員会がこの規則に定める宗会の参議会の権限を行うものとし、従前の門徒評議員は、なおその地位にあるものとする。この場合、門徒評議員会の会議の成立及び議決については、なお従前の例による。

5 この規則施行の日から参議会の常務会が成立するまでの間、従前の門徒評議員会の常務員会がその権限を行うものとし、従前の常務員が常務会員の職務を行う。

### 附則

この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日(1985年10月11日)から施行する。

### 附則

1 この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日(1986年3月26日)から施行する。

2 この規則施行の際、現に在職する参議会議員

の任期は、従前の規定にかかわらず1986年4月30日をもって満了する。

- 3 この規則施行により、最初に選挙される参議会議員の任期は、第14条第2項の規定にかかわらず2年とし、その始期は、1986年5月1日から起算する。

#### 附 則

- 1 この規則は、合併の登記をした日（1987年12月16日）から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に宗教法人「本願寺」が特別財産として設定している財産及び基本財産として設定している財産は、この規則により、それぞれこの法人が特別財産として設定した財産及び基本財産として設定した財産とみなす。
- 3 この規則施行の際、現に宗教法人「本願寺」が普通財産として有する財産は、この規則によるこの法人の普通財産とみなす。
- 4 この規則施行の際、現に施行している宗教法人「本願寺」の予算は、この規則施行の日の属する年度に限り第72条の規定にかかわらず別途会計として別途にこれを経理し、当該年度末に生じた歳計の剰余又は不足は、この法人が処理する。
- 5 前各項のほか、従前宗教法人「本願寺」が有したすべての権利及び義務は、この規則施行の日から、この法人に帰属する。

#### 附 則

この規則の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日（1997年10月13日）から施行する。

#### 附 則

この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（2009年11月27日）から施行する。

#### 附 則

この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（2016年12月16日）から施行する。



## ～第2編 真宗本廟～

### 真宗本廟崇敬条例

（1995年6月22日条例公示第1号）  
改正 ①1996年6月20日条例公示2  
②2004年6月28日条例公示1  
③2023年6月30日条例公示7

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、真宗大谷派宗憲第3章に規定する真宗本廟及びその崇敬に関する事項を定める。

（真宗本廟）

第2条 真宗本廟は、宗祖聖人の真影を安置する御影堂及び阿弥陀堂を中心とする聖域であり、真宗大谷派（以下「本派」という。）の唯一の本山であって、本願寺とも称し、本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場である。

（安置する影像）

第3条 真宗本廟には、次の影像を安置する。

- （1）御影堂 宗祖聖人の真影、歴代門首の影像及び例規によるもの。
- （2）阿弥陀堂 本尊、聖徳太子、七高僧及び例規によるもの。

（施設）

第4条 真宗本廟には、参拝、教化、研修、本廟奉仕及び儀式執行のための施設、その他必要な施設を置く。

（大谷祖廟）

第5条 宗祖聖人墳墓の地たる大谷祖廟は、真宗本廟の飛地境内仏堂であって、本派に属するすべての者は、これを敬仰護持しなければならない。

2 大谷祖廟は、宗祖聖人追慕の情により、本派に属する者の納骨所とする。

#### 第2章 崇敬及び本廟奉仕

（崇敬の理念）

第6条 真宗本廟における宗祖聖人の真影の給仕及び仏祖の崇敬並びに儀式の執行は、教義と伝統を尊重して、僧侶及び門徒の信託により行われなければならない。

（尊厳の保持）

第7条 真宗本廟においては、常に恭敬の念に基づき、その尊厳が保持されなければならない。

（崇敬護持・本廟奉仕）

第8条 真宗本廟は、教法の象徴たる宗祖聖人の

真影を帰依処として、聖人開頭の教法を聞信する道場であるから、すべて本派に属する者は、ここにあい集うてこれを崇敬護持するとともに、真宗本廟に奉仕し、聞法研修するようつとめなければならない。

（守護管理の責任）

第9条 真宗本廟の守護管理は、内局の統轄により、宗務職制に定める各部門がこれを行う。

#### 第3章 門首、鍵役及び式務員等

（門首）

第10条 真宗本廟の宗祖聖人の真影の給仕及び仏祖の崇敬は、僧侶及び門徒の信託により門首がこれを行う。

2 真宗本廟の宗祖聖人の真影を安置する御厨子の御鑰は、門首がこれを管守する。

（鍵役）

第11条 前条第2項に規定する事項について、門首をたすけてその管理にあたるため、鍵役を置く。

2 鍵役は、真宗本廟の両堂に奉仕し、儀式について門首を補佐する。

3 鍵役は、内事僧籍簿に登載されている者について、宗務総長がこれを任命する。

（式務員）

第12条 真宗本廟及び大谷祖廟における崇敬、給仕及び儀式その他の式務に専従するため、式務員を置く。

2 式務員の任用は、宗務職制の規定による。

（准堂衆及び准堂衆補）

第13条 真宗本廟における法要及び儀式について、必要により、式務員を補佐するため准堂衆及び准堂衆補を置く。

2 准堂衆及び准堂衆補の任用は、別に定める。

#### 第4章 荘厳及び儀式

（給仕及び荘厳）

第14条 真宗本廟の宗祖聖人の真影及び仏祖の給仕並びにその荘厳は、別に定める条例のほか、例規によりこれを行う。

（本派の儀式・行事）

第15条 本派が挙げて執行する儀式及び行事は、真宗本廟において行うことを本旨とする。

（儀式の主宰）

第16条 真宗本廟において行う儀式は、門首がこれを主宰する。この場合において主宰とは、内局の進達に基づき、儀式の執行を掌るものとする。

（儀式の方法）

第17条 真宗本廟において行う儀式は、別に定める条例のほか、例規によりこれを行う。

(式務所)

**第18条** 真宗本廟における崇敬、給仕及び儀式の執行に資する施設として式務所を置く。

**附 則**

- 1 この条例は、1995年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、同第2項に規定する条例の施行する日から施行する。
- 2 真宗本廟条例（1981年条例公示第1号）は、廃止する。

**附 則**（1996年6月20日条例公示第2号）抄  
この条例は、1996年7月1日から施行する。

**附 則**（2004年6月28日条例公示第1号）  
この条例は、2004年7月1日から施行する。

**附 則**（2023年6月30日条例公示第7号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

# 真宗本廟防災管理規程

（1983年4月12日達令公示第2号）  
改正 ①1997年6月13日達令公示5  
②2012年6月29日達令公示7

（趣旨）

**第1条** この達令は、真宗本廟における防災管理に関する必要な事項を定める。

（防災管理の意義）

**第2条** 防災管理とは、火災等の災害を予防し、万一災害が発生した場合の被害を最少限にとどめるための防災教育の実施及び消防用設備等の整備・拡充等の防災対策を推進することをいい、もって真宗本廟の参拝者をはじめとする人命の安全と宗門財産の保全を図ることを目的とする。

（防災管理委員会）

**第3条** 防災管理業務の適正な運営を図るため、宗務所に防災管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員若干人で組織し、総務部を分担管理する参務（以下「担当参務」という。）、総務部長及び宗務総長が宗務役員の中から命じた者をもって充てる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 4 委員長は、担当参務がこれに当り、会務を統理する。
- 5 副委員長は、総務部長がこれに当り、委員長を補佐するとともに法令に定める防火管理者となる。
- 6 委員会に関する事務は、総務部が所管する。

（防災管理計画の作成）

**第4条** 総務部長は、防災管理体制及び自衛消防活動態勢の確立を図るため、委員会の審議を経て、災害対策条例（2012年条例公示第9号）第14条第1項各号に掲げる事項に関し、防災管理に関する基本計画を作成しなければならない。

- 2 前項の基本計画において、万一災害が発生した場合の自衛消防活動態勢等の組織については、職制による配属にかかわらずこれを編成することができる。

（防災教育）

**第5条** すべて真宗本廟に勤務する者は、防災に関する知識及び技能の修得に努めるとともに、真宗本廟の参拝者に対して防災思想の普及を図らなければならない。

（防災訓練の実施）

**第6条** 防災訓練は、第4条に規定する基本計画に基づき、毎年定期的にこれを実施するものと

する。

**附 則**

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（1997年6月13日達令公示第5号）抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則**（2012年6月29日達令公示第7号）  
この達令は、2012年7月1日から施行する。

# 大谷祖廟規程

（1981年12月25日達令公示第13号）

改正 1995年6月22日達令公示5

（目的）

**第1条** この達令は、真宗本廟崇敬条例（1995年条例公示第1号）第5条の規定により、大谷祖廟の崇敬及び守護管理に関する事項を定めることを目的とする。

（尊厳の保持）

**第2条** 大谷祖廟の崇敬及び守護管理にあたっては、つねに恭敬の念に基づき、その尊厳の保持につとめなければならない。

（守護管理）

**第3条** 大谷祖廟の崇敬及び守護管理は、宗務総長が統轄し、大谷祖廟事務所長（以下「所長」という。）がこれに当る。

（祖墳の崇敬）

**第4条** 祖墳の崇敬は、所長及び宗務総長が命じた宗務役員がこれに当る。

（儀式）

**第5条** 大谷祖廟で行う儀式は、例規によりこれを行う。

（業務）

**第6条** 大谷祖廟の業務は、別に定めるところによりこれを行う。

2 所長は、大谷祖廟の儀式、行事その他必要により、宗務総長に宗務役員の派遣を要請することができる。

（堂宇及び境内の目的外使用）

**第7条** 大谷祖廟の儀式以外の目的で、堂宇及び境内を使用しようとするときは、所長を経て、宗務総長の裁決を得なければならない。

（祖墳以外の墓地の管理）

**第8条** 祖墳以外の墓地の管理については、別に定めるところによりこれを行う。

（備付表簿）

**第9条** 大谷祖廟事務所に次に掲げる表簿を備え、つねに整備しなければならない。

- （1）納骨台帳
- （2）墓地に関する帳簿及び図面
- （3）儀式に関する記録
- （4）法名記及び永代経台帳
- （5）法宝物、宝物及び備品の台帳
- （6）その他重要事項の記録

**附 則**

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 大谷本廟規則（1961年告達第9号）及び

大谷本廟商議会規程（1961年告達第18号）は、この達令施行の日から廃止する。

**附 則**（1995年6月22日達令公示第5号）  
この達令は、1995年7月1日から施行する。

## 東大谷墓地管理規程

（1991年6月29日達令公示第6号）

改正 ①1995年6月22日達令公示6

②2003年6月28日達令公示1

③2021年4月13日達令公示4

（使用目的）

**第1条** 東大谷墓地（以下「墓地」という。）は、真宗大谷派に所属する寺院教会、僧侶、門徒並びに縁故者の墳墓としての用に供するものとする。

（管理者）

**第2条** 墓地の管理者は、大谷祖廟事務所を分担管理する参務をこれに充て、その事務は、大谷祖廟事務所長がこれを掌理する。

（墓地面積の基準）

**第3条** 墓地の基準面積は、1画90㎡とし、同一使用者の使用範囲は10画以内とする。

（墓地使用の申請）

**第4条** 墓地を使用しようとする者（以下「墓地使用者」という。）は、別に定める墓地使用許可申請書及び誓約書に墓地冥加金を添えて提出し、墓地使用の許可を申請しなければならない。

（許可証の交付）

**第5条** 管理者は、前条の申請を受理したときは、別に定める墓地使用許可証を交付しなければならない。

2 管理者は、前項の墓地使用許可証の交付にあたって管理上必要と認めるときは、墓地使用者に対し、適宜の措置を要求し又は経費を負担させ若しくは特別の条件を付することができる。

（許可証の再交付）

**第6条** 墓地使用許可証を紛失し、又は著しく汚損した場合は、別に定める墓地使用許可証再交付願を提出して再交付を受けることができる。

（墓地冥加金）

**第7条** 墓地使用者は、墓地冥加金を納付しなければならない。

2 墓地冥加金は、次のとおりとする。

（1）墓地使用料

（2）奉讃会費

3 墓地使用料及び奉讃会費の額は、別に定める。

4 墓地使用料は、分納することができない。

5 奉讃会費は、毎年9月30日までに納入しなければならない。

6 墓標を建立していない墓地についても前項の規定による。

7 既に納付した墓地使用料及び奉讃会費は、一

切返還しない。

（墓地使用の制約）

**第8条** 墓地には、死体を埋葬してはならない。

**第9条** 墓地では、本派以外の儀式を執行してはならない。

（墓地区画の明示）

**第10条** 墓地使用者は、自己の負担においてその使用墓地の区画を明示しなければならない。

（墓地内施工等の申請）

**第11条** 墓地使用者が墓地内において納骨し、墓碑その他の工作物を建造し、改修し、撤去し、移転し又は植樹し若しくは現状を著しく変更しようとするときは、別に定める墓地内施工認可申請書を提出して管理者の許可を得なければならない。

（墓地工作の制限）

**第12条** 墓地工作物その他の施設は、次のように制限する。

（1）盛土は、地盤面から1m以内とし、周囲の土留工は石材又はコンクリート築造とする。

（2）墓碑、墓標及びこれに類する設備の高さは、地盤面から3m以下とする。

（3）上屋類、板塀及び四ツ目垣でない竹垣等の施設はしてはならない。

（4）植樹の根幹、枝葉等は、通路その他墓地の施設又は隣地に障害を及ぼしてはならない。

2 墓地使用者は、使用墓地内の墓碑その他工作物、植木等の転倒その他の危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある場合は、自己の負担において速やかに修理その他適宜の措置をしなければならない。

（埋葬の届出）

**第13条** 墓地使用者は、埋葬の都度次に掲げる事項を墓地使用許可証に記入して、証印を受けなければならない。

（1）被埋葬者の住所、氏名及び生年月日

（2）死亡及び埋葬年月日

（3）墓地使用者との続柄

（墓地使用权の承継）

**第14条** 墓地使用权は、相続による場合のほか、譲渡することができない。ただし、特別の事由のある場合、親族は、管理者の許可を得て、これを承継することができる。

2 相続により墓地使用权を承継しようとする者は、別に定める墓地使用权承継届に必要な書類を添付して提出し、墓地使用許可証の書き換えを申請しなければならない。

3 第1項ただし書により墓地使用权を承継しようとする者は、別に定める墓地使用权承継承認

願に必要書類を添付して提出し、墓地使用許可証の書き換え又は交付を申請しなければならない。

(墓地使用者の住所変更の届出)

**第15条** 墓地使用者は、その住所及び氏名を変更したときは、速やかに届け出て使用許可証の訂正を受けなければならない。

(墓地の返還)

**第16条** 墓地使用者は、墓地使用の必要がなくなったときは、これを無償で返還しなければならない。

(墓地使用の取消)

**第17条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地使用の許可をした後2年を経過しても墓標を建立しないとき。
- (2) 十年間にわたり奉讃会費の納付がなく、かつ当該墓地の埋葬者の親族又は使用者の親族たる縁故者からも墓地使用权の承継の意思がないと認められるとき。
- (3) 墓地使用の権利の譲渡又は目的外に使用したとき。

2 前項各号の規定により使用の許可を取り消した墓地については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、遺骨を一定の場所に改葬し、墓碑その他附帯工作物を移動し又は撤去・処分することができる。

(墓地使用許可証の返還)

**第18条** 墓地を返還する者及び墓地の使用を取り消された者は、墓地使用許可証を返還しなければならない。

(墓地の指定替等)

**第19条** 管理者は、墓地管理上必要のある場合は、墓地使用者の便益を考慮し、かつ宗教的尊厳を損傷しない範囲において、墓地の指定替又は変更を命ずることができる。

**附 則**

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、墓地の使用を許可されていた者は、この達令により許可されたものとみなす。
- 3 1991年6月30日現在、提出されていた申請書、願書及び届は、この達令による申請書、願書及び届とみなす。

**附 則** (1995年6月22日達令公示第6号)

- 1 この達令は、1995年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により納付されている墓地冥加金及び管理冥加金は、それぞ

れこの達令により納付された墓地使用料及び奉讃会費とみなす。

**附 則** (2003年6月28日達令公示第1号)

この達令は、2003年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年4月13日達令公示第4号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により提出又は発行されている申請書、誓約書、許可証、願書及び届は、この達令による申請書、誓約書、許可証、願書及び届とそれぞれみなす。

## ～第3編 門首～

### 内事章範

（1981年6月11日条例公示第2号）

- 改正 ①1986年3月11日条例公示1  
 ②1986年6月13日条例公示5

#### 第1章 門首の継承

（門首継承の順序）

**第1条** 門首は、世襲により宗祖の血統に属する嫡出の男系の男子が次の順序により継承する。

- (1) 門首の長子
- (2) 門首の長子の長子
- (3) 門首の長子の子孫
- (4) 門首の次子及びその子孫
- (5) 前各号以外の門首の子孫

2 前項各号に該当する者がいないときは、門首は、最近親の血統の男子がこれを継承する。

3 門首が死亡又は退任したときは、門首後継者がその地位を継承し、門首継承式を行う。

4 門首継承式については、別に定める。

（門首後継者の選定）

**第2条** 前条第1項第3号から第5号まで及び第2項に掲げる者について、門首後継者を選定する場合は、継承審議会がこれを行う。

**第3条** 門首後継者が欠けたとき又はその地位を辞退したとき若しくはその地位を失ったときは、継承審議会は更に門首後継者を選定しなければならない。

（門首後継者の順序の変更）

**第4条** 門首後継者又はその順位に当る者に精神若しくは身体の重患があり、又は門首後継者としてふさわしくない行為があるとき若しくは重大な事故があるときは、継承審議会は、第1条に定める順序を変えて門首後継者を定めることができる。

（事由の判定）

**第5条** 第3条及び第4条に定める事由の判定は、継承審議会が行う。

#### 第2章 前門、新門及び新新門

（前門）

**第6条** 門首がその地位を退任したときは、これを前門といい、門首に準じてその待遇を受ける。

（新門）

**第7条** 第1条第1項第1号又は第2号に該当する門首後継者で得度式を受けた者を新門といい、

その待遇を受ける。

2 新門は、門首を補佐する。

3 新門は、別院の住職になることができる。

（新新門）

**第8条** 新門の長男子で得度式を受けた者を新新門といい、その待遇を受ける。

2 新新門は、新門とともに門首を補佐する。

#### 第3章 連枝

（連枝）

**第9条** 門首及び新門又は前門の子であつて得度式を受けた子を連枝といい、その待遇を受ける。

2 連枝であつて、普通寺院に僧籍を移したときは、連枝の身分を離れる。

3 連枝は、儀式について門首を補佐する。

4 連枝は、自己の意志に基づいて、その身分を離れることができる。

5 連枝であつて、精神若しくは身体の重患があり、又は重大な事故があるときは、内事会議に諮って、その待遇を停め、若しくはその身分を除くことができる。

#### 第4章 内事僧籍簿

（内事僧籍簿）

**第10条** 門首、前門、新門、新新門及び連枝の僧籍は、寺院、教会に置かない。

2 前項の僧籍は、内事僧籍簿に登載する。

3 第1項に定める者のほか、門首後継者の順位に当ると認められる者の僧籍は、内事僧籍簿に登載することができる。

#### 第5章 継承審議会

（組織）

**第11条** 継承審議会（以下「審議会」という。）

は、次の各号に掲げる委員10人で組織する。

- (1) 宗務総長
- (2) 宗議会の議長・副議長
- (3) 参議会の議長・副議長
- (4) 審問院長
- (5) 学識経験を有する者の中から、宗務総長が委嘱した者

2 前項第5号に掲げる委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第5号による委員の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務権限）

**第12条** 審議会は、門首の継承に関する事項について審議する。

（招集）

**第13条** 審議会は、宗務総長が招集する。

（議長）

**第14条** 審議会の会議の議長は、宗務総長がこ

れに当る。

(議案及び議事)

**第15条** 審議会の議案は、宗務総長が提出する。

2 審議会は、委員3分の2以上の出席によって成立し、その議事は、出席者の3分の2以上の多数で決定する。

3 委員は、審議事項が自己の利害に特別の関係があるときは、当該事項の表決に加わることができない。

### 第6章 内事会議

(目的)

**第16条** 内事会議は、宗務総長の諮問に応じ、内事に関する重要な事項について審議する。

(組織)

**第17条** 内事会議は、次に掲げる委員9人以内をもって組織する。

(1) 宗議会の議長・副議長

(2) 参議会の議長・副議長

(3) 学識経験を有する者のうちから宗務総長が委嘱した者

2 前項第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第3号による委員の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

**第18条** 内事会議は、宗務総長が招集する。

(議長)

**第19条** 内事会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

(提案及び議事)

**第20条** 内事会議の議案は、宗務総長が提出する。

2 内事会議は、委員半数以上の出席によって成立し、その議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人の出席)

**第21条** 議長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて説明及び意見を聞くことができる。

(議決の答申)

**第22条** 内事会議の議決は、議長から宗務総長に少数意見を付して文書をもって答申しなければならない。

### 附 則

1 この条例は、真宗大谷派宗憲施行の日（1981年6月11日）から、これを施行する。

2 この条例施行の際、現に法嗣である者は、この条例による新門と、現に新新門跡である者は、この条例による新新門と、現に連枝である者は、

この条例による連枝と、それぞれみなし、従前の規定により准連枝の資格を存続しかつ連枝に準ずる待遇を受けている者は、この条例による連枝に準ずる待遇を受ける。

3 この条例施行の際、現に本願寺に僧籍を有する者の僧籍は、この条例に定める特別僧籍簿にこれを登載する。

附 則（1986年3月11日条例公示第1号）

この条例は、公示の日から施行する。

附 則（1986年6月13日条例公示第5号）

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 僧侶条例（1978年条例第24号）第4条中「特別僧籍簿」を「内事僧籍簿」に改める。



## 門首の代行に関する条例

〈1981年6月11日条例公示第3号〉

(目的)

**第1条** この条例は、真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）第21条に定める門首の代行に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

**第2条** 門首の職務を代行する者を、門首代行と称する。

(参与会及び常務会の招集)

**第3条** 宗務総長は、宗憲第21条第1項及び第2項により、門首代行を置く必要があると認めるときは、その事由を示して、門首代行の選定のための参与会及び常務会（以下「両会」という。）を招集しなければならない。この場合、門首代行を置く期間が明らかであるときは、その期間を付記するものとする。

(定足数と議決の方法)

**第4条** 両会の議事は各別に行い、それぞれの会員の3分の2以上の出席によって開き、その出席者の3分の2以上の多数で議決しなければならない。

(議事)

**第5条** 両会は、それぞれ門首代行を置くべき事由について判定し、その結果を宗務総長に報告しなければならない。

2 両会が門首代行を置くべき事由があると判定したときは、宗務総長は、両会に対し、更に門首代行の選定を要請しなければならない。

3 両会又は両会のうちいずれかが、門首代行を置くべき事由がないと判定したときは、宗務総長は、両会にこれを報告し、両会は、それぞれ閉会する。

**第6条** 両会は、それぞれ門首代行を選定したときは、これを宗務総長に報告しなければならない。

2 前項の選定について両会の議決が一致したときは、宗務総長は、両会にこれを報告して閉会する。

3 第1項の選定について両会の議決が異るときは、宗務総長は、両会に対し、その合同会議を求めなければならない。

(合同会議)

**第7条** 合同会議は、両会の出席者によって開き、出席者の互選によって議長を定める。

2 合同会議の議事は、門首代行の選定に限るものとし、出席者の過半数でこれを決する。

3 合同会議の議長は、門首代行の選定を終わっ

たときは、宗務総長にこれを報告して閉会する。

(就任手続)

**第8条** 宗務総長は、第6条第2項及び第7条第2項により門首代行が決定したときは、直ちに本人に就任を要請し、これを告示しなければならない。

2 門首代行は、正当の事由なくしてその就任を拒むことができない。

(退任の事由の判定)

**第9条** 門首代行についてその置くべき事由がなくなった場合、その判定を必要とするときは、参与会及び常務会がこれを行う。

2 前項の判定の議事については、第4条及び第5条第1項の規定を準用し、両会の議決が異ったときは、第7条に定める合同会議の議に付し、その決するところによる。

(地位の喪失)

**第10条** 門首代行は、置くべき事由がなくなったとき、又は前条により置くべき事由がなくなったと判定されたときは、退任するものとし、当然その地位を失う。この場合、宗務総長は、その退任を告示しなければならない。

附 則

この条例は、真宗大谷派宗憲施行の日（1981年6月11日）から、これを施行する。



## ～第4編 宗会～

### 宗会条例

（1981年6月11日条例公示第5号）

改正 ①1986年3月11日条例公示2

②2005年6月28日条例公示1

③2016年6月24日条例公示2

#### 第1章 招集及び開会式

（招集達示の公示）

第1条 両議会の招集達示は、両議会についてそれぞれ、期日を定めて、これを公示する。

2 常会の招集達示は、少なくとも20日前にこれを公示しなければならない。

3 臨時会及び特別会の招集達示は、案件及び会期を示して、少なくとも7日前にこれを公示しなければならない。

（宗議会議員選挙後の臨時会）

第2条 宗議会議員の総選挙が行われたときは、その任期が始まる日から40日以内に臨時会を招集しなければならない。ただし、その期間内に常会が招集された場合又は参議会議員の任期が満了する場合は、この限りでない。

（特別会）

第3条 参議会議員の通常選挙が行われたときは、その任期が始まる日から40日以内に参議会の特別会を招集しなければならない。ただし、その期間内に常会が招集された場合又はその期間が宗議会議員の総選挙を行うべき期間にかかわる場合は、この限りでない。

2 真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）第33条第2項による再議を行うときは、宗議会の特別会を招集しなければならない。

（臨時会招集決定の要求）

第4条 臨時会の招集の決定を要求するには、両議会のいずれかの議員の半数以上の議員が連名で、議長を経由して内局に要求書を提出しなければならない。

（開会式）

第5条 両議会は、それぞれ会期の始めに開会式を行う。

#### 第2章 両議会の会期及び休会

（宗議会の会期）

第6条 宗議会の会期は、常会においては17日以内とし、臨時会においては3日以内とする。

（参議会の会期）

第7条 参議会の会期は、常会においては7日以内とし、臨時会においては3日以内とする。

（特別会の会期）

第8条 特別会の会期は、2日以内とする。

（会期の起算日）

第9条 両議会の会期は、それぞれ招集の当日からこれを起算する。

（会期の延長）

第10条 両議会の会期は、それぞれの議会の議決によって、これを延長することができる。

（休会）

第11条 両議会の休会は、議事の都合その他の事由により、それぞれの議会の議決によって、これを決定する。

2 休会の期間は、両議会の会期の日数に算入しない。

#### 第3章 議長及び副議長

（議長・副議長の任期）

第12条 両議会の議長及び副議長の任期は、それぞれ議員としての任期による。

（議長・副議長の辞任）

第13条 両議会の議長及び副議長は、それぞれの議会の許可を得て辞任することができる。

（議長の職務権限）

第14条 両議会の議長は、その議会の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を監督し、議会を代表する。

（議長・副議長の委員会への出席発言）

第15条 両議会の議長及び副議長は、いつでもその議会の委員会に出席して、発言することができる。ただし、表決には加わらない。

（副議長の議長代行）

第16条 両議会において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

（仮議長）

第17条 両議会において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

2 前項の選挙の場合には、宗会事務局長が、議長の職務を行う。

（宗会事務局長の議長代行）

第18条 両議会において、議長及び副議長の選挙を共に行うとき、又は議長若しくは副議長の選挙を行う場合に副議長若しくは議長に事故があるときには、宗会事務局長が、議長の職務を行う。

#### 第4章 議員

（議員辞職の許可）

**第19条** 両議会は、その議員の辞職を許可することができる。ただし、閉会中は、議長において、これを許可することができる。

(議員の地位)

**第20条** 宗議会議員が、条例に定めた被選挙資格を失ったとき、又は自らが所属する寺院又は教会が属する選挙区とは別の選挙区内の寺院又は教会へ所属移転したときは、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該任期中に限り、その地位を失わない。

- (1) 宗議会議員がその任期中において、住職又は教会主管者を退任した場合であって、直ちに後継住職又は教会主管者が就任したとき
- (2) 宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号。以下同じ。）第2条第1項第2号により宗議会議員となった者であって、議員任期中に代務者の任期が満了したとき
- (3) 宗議会議員選挙条例第2条第1項第3号により宗議会議員となった者であって、自らが所属する寺院若しくは教会又は同一選挙区内の寺院若しくは教会の住職又は教会主管者に就任したとき

2 参議会議員が、条例に定めた被選挙資格を失ったときは、その地位を失う。

(欠員の通知)

**第21条** 議員に欠員が生じたときは、その議会の議長は、宗務総長に通知しなければならない。

(議員資格の審査)

**第22条** 両議会において、その議員の資格につき疑義があるときは、委員会の審査を経た後にこれを議決する。

2 前項の疑義は、その議会の議員から文書でこれを議長に提起しなければならない。

**第23条** 議員は、その資格のないことが決定するまでは、議員としての地位及び権能を失わない。ただし、自己の資格審査に関する会議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。

(議員の請暇)

**第24条** 議員は、会議又は委員会に欠席するときには、その理由を具して、議長に届出なければならない。

2 議長は、3日を超えない議員の請暇を許可することができる。その3日を超えるものは、議会の同意によってこれを許可する。その期間のないものは、これを許可することができない。

#### 第5章 委員会及び委員

(委員会)

**第25条** 委員会は、次に掲げるとおりとし、そ

の部門に属する議案（決議案を含む。）、請願等を審査する。

- (1) 予算委員会
- (2) 決算委員会
- (3) 請願委員会
- (4) 運営委員会
- (5) 懲罰委員会

2 議会において、特に必要があると認めた案件又は前項の委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設けることができる。

(委員)

**第26条** 前条第1項の委員会の委員は、会期の始めに議員の互選により選定し、議会が閉会するまでその任にあるものとする。ただし、運営委員会の委員は、次の常会の会期の始めに委員が選定されるまでその任にあるものとする。

2 特別委員会の委員は、会期中に議員の互選により選定し、その委員会に付託された案件がその議会で議決されるまで、その任にあるものとする。

(委員会審査の案件と時期)

**第27条** 委員会は、会期中に限り、付託された案件を審査する。

2 委員会は、議会の開議中に、これを開くことができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(委員長)

**第28条** 各委員会に、それぞれ委員長1人を置く。

2 委員長は、それぞれの委員会の委員の中からこれを互選する。

(委員長の職務権限)

**第29条** 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

2 委員長は、委員会の審議の経過及び結果を議会に報告しなければならない。ただし、運営委員長は、この限りでない。

3 委員長は、委員会の開会及び閉会を議長及び宗務総長に通告しなければならない。ただし、運営委員会については、宗務総長を除く。

(委員会の定足数)

**第30条** 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(委員会における動議)

**第31条** 委員会における委員の動議は、1人以上の賛成を得て議題とすることができる。

(委員会の表決)

**第32条** 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

(委員会の傍聴・秘密会)

**第33条** 委員会は、その議会の議員のほか傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。

2 委員会は、その決議により、秘密会とすることができる。

3 委員長は、秩序保持のため、傍聴人に退場を命ずることができる。

(委員会の内局員等の出席要求)

**第34条** 委員会は、議長を経由して、宗務総長、参務及び説明員の出席を求めることができる。

## 第6章 会議

(議事日程)

**第35条** 両議会の議長は、議事日程を定め、その議会及び宗務総長にこれを通告しなければならない。

2 議事日程は、宗務総長から提出した議案を先にする。

3 緊急の必要があつて、出席議員の3分の2以上の多数で可決したときは、その日程を変更することができる。ただし、宗務総長から提出した議案については、その同意を得なければならない。

(議案の発議)

**第36条** 議員が議案を発議するには、議員5人以上(発議者及び賛成者の合計。以下同じ。)の賛成を要する。ただし、宗教法人「真宗大谷派」規則(以下「大谷派規則」という。)及び内事章範の改正の議案を発議するには、議員の3分の1以上、予算を伴う条例案を発議するには、議員15人以上の賛成を要する。

(議案の趣旨説明)

**第37条** 両議会は、提出された議案又は発議された議案について、議会の会議において、その議案の趣旨の説明を聴取しなければならない。

2 宗務総長が提出した議案については、宗務総長、参務又は説明員が、議員の発議にかかる議案については、発議者が、それぞれその議案の提案趣旨を説明するものとする。

(議案の委員会付託)

**第38条** 議長は、前条の趣旨説明が終わったときは、その議案を適當の委員会に付託し、その審査を経て会議に付する。ただし、特に緊急を要するものは、発議者又は提出者の要求に基づき、議会の議決により委員会の審査を省略することができる。

(委員会審査中の案件と議会との関係)

**第39条** 両議会は、委員会の審査中の案件につ

いて特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2 前項の中間報告があつた案件について、議会が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限をつけることができる。

3 前項の期間内に審査を終わらなかったときは、議会の会議においてこれを審議するものとする。

(議案修正の動議)

**第40条** 議案につき議会の会議で修正の動議を議題とするには、議員10人以上の賛成を要する。ただし、宗憲、大谷派規則及び内事章範の改正の議案に対する修正の動議については、議員の3分の1以上、予算を伴う条例案に対する修正の動議については、議員15人以上の賛成を要する。

(予算修正の動議)

**第41条** 予算につき議会の会議で修正の動議を議題とするには、議員10人以上の賛成を要する。

(決議案・建議案の発議)

**第42条** 決議案及び建議案は、議員10人以上の賛成がなければ発議することができない。

(予備審査)

**第43条** 宗務総長は、ひとつの議会に議案を提出したときは、予備審査のため、他の議会に同一の案を送付することができる。

(宗務総長提出案の修正・撤回)

**第44条** 宗務総長は、いつでもすでに提出した議案を修正し、又は撤回することができる。ただし、すでにひとつの議会で議決された議案については、字句の訂正のほか修正することができない。

(発言時間の制限)

**第45条** 両議会の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議会の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間制限に対して、出席議員の半数以上から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議会に諮らなければならない。

(公開の停止)

**第46条** 両議会の会議は、宗務総長の要求があつたとき及び議長又は議員の発議により、出席議員の半数以上の多数で議決したときは、公開を停めることができる。

(内局員等の会議への出席)

**第47条** 宗務総長、参務及び説明員は、いつでも会議及び委員会に出席して発言することができる。

2 説明員は、両議会の招集ごとに宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

(会議の表決)

**第48条** 両議会の議事は、宗憲に特別の定めがある場合を除いては、それぞれ出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(議決結果の送付)

**第49条** 議会の議決を要する議案については、両議会において議決した結果を、それぞれの議長から宗務総長に送付する。

2 宗務総長の指名についても前項と同様とする。

(同一議案の再議の禁止)

**第50条** 議会において議決された案件については、同一会期中再び提出することができない。

(会期の不継続)

**第51条** 会期中に議決に至らなかった案件は、次の議会に継続しない。

### 第7章 質問

(質問)

**第52条** 両議会の議員が、議会において内局に対して質問しようとするときは、議長の承認を要する。

2 前項の質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

3 議長の承認した質問については、議長がその主意書を内局に回付する。

4 緊急を要する質問及び議題になっている事項についての質問は、第2項の規定によらないことができる。

(内局の答弁)

**第53条** 内局は、質問主意書を受け取った日から3日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示しなければならない。

### 第8章 請願

(請願の手続)

**第54条** 宗議会及び参議会に請願しようとする者は、議員の紹介により、請願書を提出しなければならない。

(受理できない請願書)

**第55条** 議長は、請願書が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを受理しない。

(1) 誹謗、侮辱又は不穏当の語を用いたもの。

(2) 審問院に提訴中の事件又は審問院の判定に關与するもの。

(3) 請願者が特定し難いもの。

(請願の取扱)

**第56条** 議長は、請願書を受理したときは、その旨を議員に報告し、請願委員会に回付しな

なければならない。

2 請願委員会は、その請願の内容を審査し、議会の議に付することを要するか否かを議決しなければならない。

3 議会の議に付することを必要と報告された請願は、議会において採択するか否かを議決しなければならない。

(不採択の請願の処理)

**第57条** 請願委員会で議会の議に付することを要しないと決定した請願及び議会で採択しないと議決した請願は、議長からその旨を請願の紹介議員に通知するものとする。

(採択された請願の処理)

**第58条** 議会で採択された請願であつて、議会で処理することを適当と認めたものは、議会で処理し、内局で措置することを適当と認めたものは、議長からこれを内局に送付する。

2 内局は、前項の請願の措置を次の議会に報告しなければならない。

(請願に関する両議会の独立)

**第59条** 両議会は、各別に請願を受け、互いに干預しない。

### 第9章 両議会関係

(宗会理事会)

**第60条** 両議会の円滑な運営を期し、両議会の運営上の調整を図るため、宗会理事会(以下「理事会」という。)を設ける。

2 理事会は、両議会の議長、副議長及び両議会から選出されたそれぞれ2人(合計8人)の理事で組織する。

3 理事会に理事長を置き、宗議会の議長がこれに当る。

4 理事会は、必要により、理事長が招集する。

5 理事長は、会議の座長となり議事を整理する。

6 理事長に事故があるときは、参議会の議長が、理事長の職務を行う。

(両議会間の議決の通知)

**第61条** 両議会は、宗会の議決を要する案件を議決したときは、その旨を他の議会に通知する。

(両議会間の議案の送付)

**第62条** 両議会は、宗会の議決を要する案件を発議したときは、その議案を他の議会に送付する。

(両会協議会)

**第63条** 宗議会は、宗議会で可決した条例案及び予算を、参議会がこれと異った議決をしたとき、並びに宗務総長の指名にあたり、宗議会と参議会の指名が異ったときは、両会協議会(以下「協議会」という。)を求めなければならない。

- 2 協議会は、宗会の開会ごとに両議会において選挙されたそれぞれ4人の委員で組織する。
- 3 協議会の議長は、委員の互選とし、協議会の秩序を保持し、議事を整理する。
- 4 協議会の初会の期日は、宗務総長が定め、その後の日時は議長が定める。
- 5 協議会は、両議会の委員それぞれ4分の3以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 6 協議会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決する。
- 7 協議会における議事の結果は、議長から両議会及び宗務総長へ報告しなければならない。

#### 第10章 紀律

(紀律の取締)

**第64条** 議長は、宗会の開会中、両議会の紀律を保持するため、この条例及び両議会の定める規則に従って、取締の任に当る。

(議員に対する処置)

**第65条** 議員が、議場の秩序を乱すとき、又はこの条例及び両議会の定める規則に違反するとき、又は宗会の品位を傷つけるときは、議長は、これを注意若しくは制止又は発言を取消させる。もし、これに従わないときは、議長は、当日の会議が終わるまでの発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(議場混乱の場合の休憩・散会)

**第66条** 議場が混乱して、秩序を保持できない場合は、議長は、休憩を宣し、又は散会することができる。

(傍聴人の取締)

**第67条** 傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、傍聴人を退場させなければならない。必要がある場合においては、すべての傍聴人を退場させることができる。

(不当な言論の禁止)

**第68条** 会議又は委員会において、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

(侮辱を受けた議員の訴)

**第69条** 会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

#### 第11章 懲罰

(懲罰の手続)

**第70条** 両議会において懲罰の事犯があるときは、議長は、討論をしないでその決をとり、これを懲罰委員会に付して審査させた後、議会の議を経て宣告する。

2 委員会において懲罰事犯があるときは、委員

長は、これを議長に報告して処分を求めなければならない。

**第71条** 議員は、5人以上の賛成があれば、懲罰の動議を提出することができる。懲罰の動議は、その事犯のあった日から3日以内にこれを提出しなければならない。

(懲罰行為)

**第71条** この条例に定めた紀律に従わないものは、懲罰行為として、懲罰委員会に付することができる。

(会期末における懲罰事犯)

**第72条** 会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で議長が懲罰委員会に付することができなかったものについては、議長は、次の議会の開会の日から3日以内に、これを懲罰委員会に付することができる。

2 議員は、会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で、懲罰の動議を提出するいとまがなかったものについては、第70条第3項に規定する定数の議員の賛成で、次の議会の開会の日から3日以内に懲罰の動議を提出することができる。

3 前項の規定は、宗議会にあっては宗議会議員の総選挙の後最初に招集される議会において、参議会にあっては参議会議員の通常選挙の後最初に招集される議会において、前の議会の会期の終了日又はその前日における懲罰事犯については、それぞれこれを適用しない。

(閉会中の懲罰事犯)

**第73条** 閉会中、懲罰事犯があるときは、議長は、次の議会の招集の日から3日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

2 議員は、閉会中、生じた懲罰事犯について、第70条第3項に規定する定数の議員の賛成で、次の議会の招集の日から3日以内に懲罰の動議を提出することができる。

(懲罰の種類)

**第74条** 懲罰は、次のとおりとする。

- (1) 公開した議場での譴責
- (2) 公開した議場での陳謝
- (3) 一定期間の出席停止
- (4) 除名

2 除名は、出席議員の4分の3以上の多数で決めなければならない。

(不当欠席議員の懲罰)

**第75条** 議員が正当の事由なく招集の期日後3日以内に出席せず会議又は委員会に欠席し、又は請暇の期限を過ぎて3日以内に出席しないため、議長から特に招状を受けた後もおお故なく

出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。

#### 第12章 参与会及び常務会

(招集)

第76条 参与会及び常務会は、宗務総長が必要と認めるとき、これを招集する。

(議長・副議長の職務)

第77条 参与会及び常務会の議長は、参与会又は常務会の秩序を保持し、議事を整理する。

2 参与会及び常務会の副議長は、参与会又は常務会の議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長の職務を行う。

#### 第13章 宗会事務局

(設置)

第78条 宗会に宗会事務局を設ける。

(所管事項)

第79条 宗会事務局は、両議会の議長の指揮を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 招集に関する事項
- (2) 議事に関する事項
- (3) 諸般の調査に関する事項
- (4) 会議の記録に関する事項
- (5) 他の宗務機関との連絡及び交渉に関する事項
- (6) 庶務及び警務に関する事項

(職員)

第80条 宗会事務局に次に掲げる宗務役員を置く。

事務局長 1人  
次長 若干人  
主事又は主事補 若干人  
書記又は書記補 若干人

2 必要により用掛を置くことができる。

第81条 事務局長は、両議会の議長の同意を得て、宗務総長がこれを任命する。

2 次長、主事、主事補、書記及び書記補の任用は、宗務職制の定に準ずる。

3 用掛は、事務局長の上申により、宗務総長がこれを命ずる。

第82条 事務局長は、両議会の議長の監督を受けて、局内のすべての事務を掌理する。

2 次長は、事務局長を助け事務を整理し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その予め指定する次長が事務局長の職務を行う。

3 主事及び主事補は、上司の命を受けて事務を処理する。

4 書記及び書記補は、上司の命を受けて事務に従事する。

#### 第14章 補則

(両議会の議事条規)

第83条 この条例を施行するために必要な議事条規は、両議会において、それぞれ別に定める。

#### 附則

1 この条例は、真宗大谷派宗憲施行の日（1981年6月11日）から、これを施行する。

2 宗議会条例（1946年条例第1号）及び両会協議会条例（1951年条例第40号）は、廃止する。

附則（1986年3月11日条例公示第2号）この条例は、公示の日から施行する。

附則（2005年6月28日条例公示第1号）この条例は、2005年7月1日から施行する。

附則（2016年6月24日条例公示第2号）この条例は、公示の日から施行する。



# 宗議会議事条規

（1982年1月20日宗議会議決）

- 改正 ①1986年 1月17日宗議会議決  
②2013年10月11日宗議会議決  
③2015年 6月 1日宗議会議決  
④2016年 6月 1日宗議会議決

## 第1章 招集及び開会

（議員の集会）

- 第1条** 議員は、招集日の午前9時までに集会し、両堂参拝を行うものとする。
- 2 集会した議員は、到着届を宗会事務局に提出しなければならない。
- （議長選挙）
- 第2条** 招集の当日議長及び副議長がともにないときは、集会した議員が総議員の半数に達した後、議会は、議長の選挙を行う。
- 2 議長の選挙は、単記無記名投票でこれを行う。
- （投票の方法）
- 第3条** 議員は、点呼に応じて、投票箱に投票用紙を、名刺箱に名刺代りの番号札を投入する。
- （投票時の議場閉鎖）
- 第4条** 投票を行うときは、議場の出入口を閉鎖する。
- （投票立会人）
- 第5条** 投票に際しては、議員の中から投票立会人2人を選出する。
- 2 投票立会人は、投票並びに当選人の決定に至るまで、その立会の任に当らなければならない。
- （投票の点検）
- 第6条** 投票が終わったときは、事務局長は、事務局職員をして直ちに投票箱及び名刺箱を開き、名刺代りの番号札及び投票を計算し、投票を点検させる。
- 2 投票の数が名刺代りの番号札の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。ただし、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。
- （選挙結果の報告）
- 第7条** 投票の点検が終わったときは、事務局長は、選挙の結果を報告する。
- （当選人の決定）
- 第8条** 投票の過半数を得た者を当選人とする。
- 2 投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者2人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。ただし、決選投票を行うべき2人を定める場合、及び当選人を定めるに当り得票数が同じときは、抽せんによ

ってこれを定める。

- 3 当選人が当選を辞退したときは、更に選挙を行う。
- （副議長の選挙）
- 第9条** 議長の選挙が終わったときは、議会は、副議長の選挙を行う。
- 2 副議長の選挙については、議長の選挙の例による。
- （選挙に関する疑義の決定）
- 第10条** 選挙について疑義が生じたときは、事務局長は、議会にはかりこれを決する。
- （議長・副議長の紹介）
- 第11条** 議長及び副議長の選挙が終わったときは、事務局長は、議長及び副議長を議会に紹介し、議長を議長席に導く。
- （議長又は副議長の選挙）
- 第12条** 議長又は副議長がないときは、議会は、その選挙を行う。
- 2 前項の選挙の手続は、第2条以下の例による。
- （仮議長）
- 第13条** 宗会条例（1981年条例公示第5号。以下同じ。）第17条に定める仮議長の選挙については、議長の選挙の例による。
- （議員の議席）
- 第14条** 議員の議席は、会期のはじめに、議長がこれを定める。ただし、総選挙後のはじめて招集される議会を除き、臨時会及び特別会では、前会の議席を継続する。
- 2 議席には、番号を付する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。
- 4 補欠による議員は、前任者の議席を継承する。
- （議員の部属）
- 第15条** 議員の部属は、毎会議長が、議席によって配分する。議長は、部員の中に入らない。
- （部長の選出）
- 第16条** 前条の各部に部長1人を置く。
- 2 部長は、毎会各部において互選する。
- 3 部長は、その部に関する事務を処理する。
- 4 部長に事故があるときは、年長の部員がこれを代理する。
- （開会式）
- 第17条** 議席、部属及び部長が定まったときは、開会式を行う。
- 2 開会式は、議長が主宰する。
- 第2章 宗務総長の指名**
- （宗務総長の指名）
- 第18条** 宗務総長の指名は、単記無記名投票でこれを行う。

- 2 投票の過半数を得た者を指名された者とする。
- 3 投票の過半数を得た者がいないときは、第8条第2項の規定を準用して指名される者を定める。
- 4 議会は、投票によらないで、動議その他の方法により、宗務総長の指名をすることができる。
- 5 指名された者が就任を辞退したときは、更に指名される者を定める。

### 第3章 会期の延長及び休会

(会期の延長)

**第19条** 会期の延長については、議長が各委員長の意見を徴した後、議会でこれを議決する。

- 2 前項の議決の結果は、これを参議会及び宗務総長に通知しなければならない。

(休会)

**第20条** 議会は、休会の議決をしたときは、これを参議会及び宗務総長に通知しなければならない。

### 第4章 議案の発議及び撤回

(議案の発議)

**第21条** 議員が議案を発議するときは、その案を具え理由を付し、成規の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。この場合において、予算を伴う議案については、その条例施行に関し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

- 2 議長は、前項の議案を印刷して各議員に配布する。

(決議案・建議案の発議)

**第22条** 議員が決議案・建議案を発議するときは、その案を具え理由を付し、成規の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の決議案・建議案を印刷して各議員に配布する。

(予備審査のための参議会への送付)

**第23条** 宗会の議決を要する議案の発議については、議長は、その配布とともにこれを予備審査のため参議会に送付することができる。

(提出・送付された議案の配布)

**第24条** 宗務総長から提出された議案及び参議会から送付された議案は、議長は、これを各議員に配布する。

(発議した議案等の撤回)

**第25条** 議員がその発議した議案、決議案及び建議案を撤回しようとするときは、発議者及び賛成者の全員からこれを請求しなければならない。会議の議題となった後は、議会の許可を要する。

### 第5章 委員会

(委員会の委員の人数)

**第26条** 委員会の委員の数は、次のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、議会の議決によって増加することができる。

- (1) 予算委員会 12人
  - (2) 決算委員会 8人
  - (3) 請願委員会 8人
  - (4) 運営委員会 8人
  - (5) 懲罰委員会 8人
  - (6) 特別委員会 8人
- (委員の選定)

**第27条** 各委員会の委員は、各部において、割り当ての委員数について、これを互選する。

- 2 委員が選任されたときは、部長は、これを議長に報告しなければならない。

- 3 議長は、委員が選任されたときは、これを議会に報告し、宗務総長に通知する。

(委員長の選挙)

**第28条** 各委員会の委員が選任されたときは、議長は、委員長互選の日時を指定しなければならない。

- 2 各委員会は、委員長選挙の結果を議長に報告しなければならない。

- 3 議長は、各委員長の選挙の結果を議会に報告し、宗務総長に通知する。

(委員・主査・委員長の辞任)

**第29条** 委員、主査及び委員長は、正当の理由がなければ、辞任することができない。

- 2 委員及び主査が辞任しようとするときは、理由を具し、委員長を経由して議長の許可を得なければならない。

- 3 委員長が辞任しようとするときは、委員会にはかり、理由を具し、議長の許可を得なければならない。

(委員・主査・委員長の補欠)

**第30条** 委員、主査及び委員長に欠員を生じたときは、これを補充しなければならない。

(委員長の代理)

**第31条** 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(分科会)

**第32条** 委員会は、その審査の必要によりこれを分科会に分かつことができる。

- 2 前項の分科会には主査を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 3 分科会の議事は、主査がこれを整理する。

(委員会の招集)

**第33条** 委員会を招集しようとするときは、委員長は、予め議長に通知しなければならない。

(議案説明の聴取)

**第34条** 委員会は、付託された議案について、その説明を聞いた後、審査に入る。

(委員の発言)

**第35条** 委員は、議題について自由に質疑及び意見を述べるができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって、委員長がこれを許可する。

(資料の提出の要求)

**第36条** 委員会は、議長を経由して、審査のため内局に対し、必要な資料の提出を要求することができる。

(修正案の提出)

**第37条** 議案を修正しようとする委員は、その案を具え理由を付し、成規の賛成者と連署してこれを委員長に提出しなければならない。

2 前項の修正案が条例案に対するものであって、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(委員外議員の出席発言)

**第38条** 委員会は、審査中の案件について、必要と認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(委員長の討論)

**第39条** 委員長が自ら討論しようとするときは、委員の中から代理者を指名し、委員長席に着かせなければならない。

(委員会秩序の保持)

**第40条** 委員が、委員会の秩序を乱すとき、宗会条例又はこの条規に違反するとき若しくは宗議会の品位を傷つけるときは、委員長は、これを注意し若しくは制止し又は発言を取り消させる。もし、これに従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまでの発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(連合審査会)

**第41条** 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(委員会の表決)

**第42条** 討論が終結したときは、委員長は、問題を宣告して表決に付する。

(報告書の提出)

**第43条** 委員会が付託案件の審査を終わったときは、その議決の結果について簡明に説明した

報告書を作り、委員長からこれを議長に提出しなければならない。

(少数意見の報告書)

**第44条** 委員会において少数で廃棄された意見を議会に報告しようとする者は、委員会の報告書が提出されるまでに簡明な少数意見の報告書を作り、その賛成者と連署し、委員長を経由してこれを議長に提出しなければならない。

(報告書の配布)

**第45条** 議長は、前2条の委員会の報告書を印刷し、各議員に配布する。

(参議会における修正趣旨の説明)

**第46条** 宗務総長の提出議案中又は参議会議員の発議議案中、宗議会の修正にかかる部分につき、参議会からの要請により議長から出席を求められたときは、その所管の委員長又は修正案の発議者は、参議会に出席して修正の趣旨を説明しなければならない。

(委員会会議録の作成)

**第47条** 委員会は、委員会会議録を作り、会議の年月日時間、出席者の氏名、議事の内容、その他重要事項を記載して、委員長がこれに署名しなければならない。ただし、運営委員会については、この限りでない。

2 委員会会議録は、宗会事務局で保管する。

## 第6章 会議

### 第1節 開議・散会・延会及び休憩

(会議の時間)

**第48条** 会議は、午前9時に始まり、午後4時に終わる。

2 議会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、前項の会議の時間を変更することができる。

3 議長が会議の時間を変更したときは、その旨を議員及び宗務総長に通知しなければならない。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(開議の宣告)

**第49条** 開議の時刻に至ったときは、議長は、議長席に着き、諸般の事項を報告した後、会議を開く旨を宣告する。

2 議長が開議を宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。

(定足数の欠缺)

**第50条** 出席議員が定足数に満たないときは、議長は、相当の時間を経て、これを計算し、なお定足数に満たないときは、議長は、延会をしなければならない。

2 議長は、会議中に前項の定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議員の退席を禁

じ、又は議場外の議員に出席を要求することができる。

3 議員は、会議中に定足数を欠いていると認めるときは、議長に出席議員の数の計算を要求することができる。

(散会・延会)

第51条 議事日程に記載した案件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 会議時間の終わりに至って、議事が未だ終わらないときは、議長は、延会を宣告することができる。

(休憩)

第52条 議長は、いつでも休憩を宣告することができる。

(散会・延会又は休憩宣告後の発言の禁止)

第53条 議長が散会、延会又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

## 第2節 議事日程

(日程の決定・報告)

第54条 会議を開こうとするときは、議長は、予め議事日程を定めてこれを告知し、議員、宗務総長、参務及び説明員に配布しなければならない。

(日程の記載事項)

第55条 議事日程には、開議の日時及び会議に付する案件並びにその順序を記載するものとする。

(日程の順序変更・追加)

第56条 議長が必要と認めたとき又は議員の動議があったときは、議長は、討論を用いずに宗会条例第35条第3項の規定により議会にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の案件を議事日程に追加することができる。

(日程の延期)

第57条 議事日程に記載した案件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事を終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

## 第3節 議事

(議題の宣告)

第58条 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第59条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いずに会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第60条 議長は、必要と認めるときは、議題に

なった案件を朗読させることができる。

(委員会に付託した案件の審議順序)

第61条 委員会に付託した案件は、その審査終了をまって議題とし、委員長は報告、議員の質疑、討論、表決の順序によって審議する。

(委員会の審査を省略した案件の審議順序)

第62条 委員会の審査を省略した案件の審議は、提案趣旨の説明の後、議員の質疑、討論、表決の順序によって審議する。

(条項字句の整理の議長委任)

第63条 議会は、議決の結果、議案中互に抵触する事項、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

## 第4節 発言

(発言の許可等)

第64条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告)

第65条 会議において発言しようとする者は、予め議長に通告することを要する。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告したものがすべて発言を終わった場合は、この限りでない。

(無通告発言)

第66条 通告しない議員が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の番号又は氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して発言させる。

(議事進行に関する発言)

第67条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係があるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその主旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(延会・休憩前の発言の継続)

第68条 延会又は休憩のため発言を終わらなかった議員は、更にその議事の始めに前の発言を継続することができる。

(弁明の発言)

第69条 懲罰事犯があると告げられた議員は、弁明のために数回の発言をすることができる。

(文書朗読の禁止)

第70条 議員は、会議においては、意見書又は理由書を朗読することはできない。ただし、議

長の許可を得て、引証又は報告のために簡単な文書を朗読することは、この限りでない。

(発言内容の制限)

**第71条** 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

**第72条** 質疑は、同一議員につき、同一の議題について2回を超えることができない。特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(討論の通告)

**第73条** 議事日程に記載した案件について討論しようとする者は、反対又は賛成の旨を明らかにして議長に通告しなければならない。

(賛否の交互発言)

**第74条** 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者及び反対者をして、交互に指名して発言させなければならない。

2 通告をした甲方の議員のすべてが発言を終わらないときでも、乙方の通告した議員が発言を終わったときは、通告をしない乙方の議員は、発言を求めることができる。

(議長の討論)

**第75条** 議長が討論しようとするときは、予めこれを通告して議席に着かなければならない。

2 議長が討論したときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(質疑討論の省略又は終結)

**第76条** 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して、容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提案することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提案することができる。

(質疑、討論終結の動議の採決)

**第77条** 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかってこれを決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

**第78条** 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消又は訂正)

**第79条** 発言した議員は、その会期中に限り、

議会の許可を得て発言を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

#### 第5節 修正

(修正の動議)

**第80条** 修正の動議は、その案を具え議題とするに必要な賛成者とともに連署して、予め議長にこれを提出しなければならない。ただし、委員会の修正案は、賛成者を必要としない。

2 前項の修正案が条例案等で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

3 議長は、修正案を印刷して各議員に配布する。

(議員提案の修正案の先採決)

**第81条** 議員の提案した修正案は、委員会の修正案より先に採決しなければならない。

(修正案の採決の順序)

**第82条** 同一の議題について議員から数個の修正案が提案された場合は、議長が採決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に採決する。

(原案の採決)

**第83条** 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

#### 第6節 表決

(現場表決)

**第84条** 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。出席の議員は、可否の数に入らなければならない。

(条件付表決の禁止)

**第85条** 表決には、条件を付けることができない。

(表決問題の宣告)

**第86条** 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

(起立による表決)

**第87条** 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいときは、記名投票又は無記名投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

**第88条** 議長が必要であると認めるとき又は出席議員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを起立の

方法によって決める。

(記名投票の手続)

**第89条** 記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は紅色票に、否とする議員は白色票に、自らの氏名を記載し、点呼に応じて、投票箱に記名の票を投入する。

(無記名投票の手続)

**第90条** 無記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と、所定の投票用紙に記載し、点呼に応じて、投票箱に投票用紙を、名刺箱に名刺代りの番号札を投入する。

(投票時の議場の閉鎖・投票立会人・投票の点検)

**第91条** 投票時の議場の閉鎖、投票立会人及び投票の点検については第4条から第6条までの規定を準用する。

(投票の結果の宣告)

**第92条** 投票が終わったときは、議長は、その結果を宣告する。

(表決更正の禁止)

**第93条** 議員は、表決の更正を求めることができない。

## 第7章 請願

(請願書)

**第94条** 請願書には、請願の主旨、年月日及び請願者の住所、氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書に署名押印しなければならない。

## 第8章 議員の辞職

(議員の辞職)

**第95条** 議員が辞職しようとするときは、辞表を議長に提出しなければならない。

2 議員が辞職したとき又は退職したときは、宗議會議員昼袷及び徽章を宗会事務局へ返戻しなければならない。

## 第9章 議事録

(議事録記載事項)

**第96条** 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会、休憩、散会、延会及び閉会の年月日時
- (2) 出席議員の数
- (3) 議事日程
- (4) 開会式に関する事項
- (5) 議席の決定及び変更
- (6) 議案の提案、付託、修正及び撤回に関する事項
- (7) 会議に付された案件及びその内容
- (8) 委員会の報告書及び少数意見書

(9) 議長及び委員長の報告

(10) 議事の経過

(11) 表決及び可否の数

(12) その他議会又は議長において必要と認めた事項

(議事録に掲載しない事項)

**第97条** 議事録には、秘密会の議事中、議長が特に秘密を要すると認めたもの並びに議長が取消を命じた発言及び第79条の規定により取消した発言は掲載しない。

(議事録の配布)

**第98条** 議事録は、印刷して議員及び関係者に配布する。

(議事録に対する異議)

**第99条** 議事録に記載した事項について異議を申し立てる議員があるときは、議長は、宗会事務局に答弁させる。

2 議員が前項の答弁に服しないときは、議長は、討論を用いないで議会にはかりこれを決する。

(議事録の保存)

**第100条** 議事録は、議事録署名議員、議長、副議長及び宗会事務局長がこれに署名し宗会事務局に保存する。

2 前項の議事録署名議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

## 第10章 規律

(議会の品位の尊重)

**第101条** 議員は、宗会の品位を重んじなければならない。

(議場における服装)

**第102条** 議場に入る者は、僧侶は、白服又は和服に袴若しくは洋服を着用し、間衣又は教衣に袈裟を依用しなければならない。僧侶でない者は、羽織及び袴若しくは洋服を着用しなければならない。ただし、議長が必要と認めるときは、変更することができる。

(議場内での禁止行為)

**第103条** 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

- 2 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
- 3 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍類を閲読してはならない。
- 4 何人も、議場において喫煙してはならない。
- 5 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議場内における資料等印刷物の配布許可)

**第104条** 議場内において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を

受けなければならない。

(号鈴)

**第105条** 議長が号鈴を鳴らしたときは、何人も沈黙しなければならない。

(退席の順序)

**第106条** 散会に際しては、議員は、議長が退席した後でなければ退席してはならない。

(紀律に関する問題の決定)

**第107条** すべて紀律に関する問題は、議長がこれを決する。ただし、議長は、討論を用いなくて議会にはかり、これを決することができる。

### 第11章 傍聴

(傍聴人)

**第108条** 傍聴人は、議員の紹介により傍聴券を交付された者に限る。ただし、参議会議員、宗務役員、報道関係者並びに特に議長の許可した者は、この限りでない。

(傍聴券・傍聴章の交付)

**第109条** 傍聴券の交付は、議員1人について1日1枚とする。

2 報道関係者には一會期に通ずる傍聴章を交付する。ただし、京都宗教記者会に加入していることを原則とする。

3 傍聴券及び傍聴章は、議長の指揮を受けて、宗会事務局長が交付する。

(傍聴券の提示)

**第110条** 傍聴人は、議場に入場するときは、傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければならない。

(傍聴席)

**第111条** 傍聴人は、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

(傍聴規則)

**第112条** 傍聴人は、議長が定める傍聴規則を守らなければならない。

(傍聴できない者)

**第113条** 酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人数の制限)

**第114条** 議長は、必要があると認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の退場命令)

**第115条** 秘密会を開く議決があったため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、係員をしてその命令を執行させる。

### 第12章 懲罰

(懲罰動議の付議)

**第116条** 懲罰の動議が提出されたときは、議長は、速かにこれを会議に付さなければならない。

2 懲罰動議については、議長は、討論を用いなくて議会の決をとり、これを懲罰委員会に付する。

(懲罰事犯の秘密会)

**第117条** 懲罰事犯の会議は、秘密会にすることができる。

(弁明)

**第118条** 議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会に列席することはできない。ただし、議長又は委員長の許可を得て、自ら弁明し、又は他の議員をして代って弁明させることができる。

(委員会の尋問)

**第119条** 懲罰委員会は、議長を経て、本人及び関係議員の出席を求め、尋問することができる。

(譴責・陳謝)

**第120条** 公開した議場での譴責又は陳謝については、懲罰委員会がこれを起草し、その報告書とともに、これを議長に報告する。

(出席停止)

**第121条** 同會期中に、譴責を受けることが3回に及ぶときは、出席を停止することができる。

2 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数箇の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

3 出席を停止された者が委員である場合は、解任されたものとする。

(除名不成立の場合の懲罰)

**第122条** 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の4分の3以上の多数による議会の議決がなかった場合に、議会は、懲罰事犯として他の懲罰を科すことができる。

(懲罰の宣告)

**第123条** 議会において懲罰を議決したときは、その会議が秘密会であった場合においても、議長は、公開の議場において、その懲罰を宣告しなければならない。

### 第13章 宗会理事会

(宗会理事の選挙)

**第124条** 宗議会で選出する2人の宗会理事会理事(以下「理事」という。)は、運営委員の互選によりこれを選出する。

2 運営委員長は、理事の互選の結果を議長に報告しなければならない。

3 議長は、理事が選出されたときは、これを議

会に報告し、宗務総長に通知する。

- 4 理事の任期は、運営委員の任期による。  
(理事の補充員の選挙)

**第125条** 前条の各理事に補充員を置き、理事に欠員を生じたときは、その補充員でこれを補充する。

- 2 理事の補充員の選挙については、前条の規定を準用する。

#### 第14章 参議会との関係

(宗議会発議案の参議会における趣旨の説明)

**第126条** 宗議会議員の発議した議案について、参議会における審議のため、発議者の出席を求められたときは、発議者又は賛成者は、参議会においてその趣旨を説明しなければならない。

(参議会発議案の宗議会における趣旨の説明)

**第127条** 参議会議員の発議した議案について、宗議会においてその趣旨の説明を聴取するため、発議者の出席を求めるときは、議長から参議会の議長にその旨を請するものとする。

(宗議会発議案の議決結果の参議会への通知)

**第128条** 宗議会議員の発議した議案であって、宗会の議決を要するものについて、宗議会において修正したときは、これを参議会に送付し、可決し、又は否決したときは、その旨を参議会に通知する。

- 2 前項の場合、その議案を参議会に予備審査のため送付していないときは、可決したときその議案を参議会へ送付しなければならない。

(参議会発議案の議決結果の参議会への通知)

**第129条** 宗議会において参議会が送付した議案を可決し、又は否決したときは、その旨を参議会に通知し、修正したときは、これを参議会に回付する。

(两会協議会委員の選挙)

**第130条** 两会協議会委員の選挙は、無記名投票でこれを行う。

- 2 投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、抽せんで当選人を定める。  
3 議会は、選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができる。

#### 第15章 参与会

(参与会員の選挙)

**第131条** 参与会員の選挙は、無記名投票でこれを行う。

- 2 投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、抽せんで当選人を定める。  
3 議会は、選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができる。

(参与会員の補充員の選挙)

**第132条** 前条の各参与会員に補充員を置き、参与会員に欠員を生じたときは、その補充員でこれを補充する。

- 2 参与会員の補充員の選挙については、前条の規定を準用する。

#### 第16章 補則

(会派届出)

**第133条** 5人以上の議員が会派を結成したときは、その代表者は、会派結成の趣意書に会員名簿を添え、宗会事務局に届け出なければならない。

(この条規の疑義の決定)

**第134条** この条規の疑義は、議長がこれを決する。ただし、議長は、議会にはかり、これを決することができる。

(宗会運営細則)

**第135条** 宗議会は、宗会の円滑な運営に資するため、この条規のほか運営上必要な細則を定めることができる。

#### 附則

この条規は、議会で議決した日（1982年1月20日）から、これを施行する。

#### 附則

この条規は、宗議会で議決した日（1986年1月17日）から施行する。

#### 附則

この条規は、宗議会で議決した日（2013年10月11日）から施行する。

#### 附則

この条規は、宗議会で議決した日（2015年6月1日）から施行する。

#### 附則

この条規は、宗議会で議決した日（2016年6月1日）から施行する。



## 参議会議事条規

（1982年6月11日参議会議決）  
改正 ①1986年1月17日参議会議決  
②2015年6月10日参議会議決  
③2016年6月 8日参議会議決

### 第1章 招集及び開会

（議員のつとめ）

**第1条** 参議會議員は、本派の全門徒の代表たる自覚にたち、その信託に応えるため、同信同朋の信念に基づいて同朋公議の実を挙げるよう努める。

（議員の集会）

**第2条** 議員は、招集日の午前9時までに集会し、両堂参拝を行うものとする。

2 集会した議員は、到着届を宗会事務局に提出しなければならない。

（議長の選挙）

**第3条** 招集の当日議長及び副議長がともにないときは、集会した議員が総議員の半数に達した後、議会は、議長の選挙を行う。

2 議長の選挙は、単記無記名投票でこれを行う。  
（投票の方法）

**第4条** 議員は、点呼に応じて、投票箱に投票用紙を、名刺箱に名刺代りの番号札を投入する。  
（投票時の議場閉鎖）

**第5条** 投票を行うときは、議場の出入口を閉鎖する。  
（投票立会人）

**第6条** 投票に際しては、議員の中から投票立会人2人を選出する。

2 投票立会人は、投票並びに当選人の決定に至るまで、その立会の任に当らなければならない。  
（投票の点検）

**第7条** 投票が終わったときは、事務局長は、事務局職員をして直ちに投票箱及び名刺箱を開き、名刺代りの番号札及び投票を計算し、投票を点検させる。

2 投票の数が名刺代りの番号札の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。ただし、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。

（選挙結果の報告）

**第8条** 投票の点検が終わったときは、事務局長は、選挙の結果を報告する。

（当選人の決定）

**第9条** 投票の過半数を得た者を当選人とする。

2 投票の過半数を得た者がいないときは、投票の

過半数を得た者2人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。ただし、決選投票を行うべき2人を定める場合、及び当選人を定めるに当り得票数が同じときは、抽せんによってこれを定める。

3 当選人が当選を辞退したときは、更に選挙を行う。

（副議長の選挙）

**第10条** 議長の選挙が終わったときは、議会は、副議長の選挙を行う。

2 副議長の選挙については、議長の選挙の例による。

（選挙に関する疑義の決定）

**第11条** 選挙について疑義が生じたときは、事務局長は、議会にはかりこれを決する。

（議長・副議長の紹介）

**第12条** 議長及び副議長の選挙が終わったときは、事務局長は、議長及び副議長を議会に紹介し、議長を議長席に導く。

（議長又は副議長の選挙）

**第13条** 議長又は副議長がないときは、議会は、その選挙を行う。

2 前項の選挙の手続は、第3条以下の例による。  
（仮議長）

**第14条** 宗会条例（1981年条例公示第5号。以下同じ。）第17条に定める仮議長の選挙については、議長の選挙の例による。

（議員の議席）

**第15条** 議員の議席は、会期のはじめに、議長がこれを定める。ただし、通常選挙後はじめて招集される議会を除き、臨時会及び特別会では、前会の議席を継続する。

2 議席には、番号を付する。

3 議長は、必要があると認めたときは、議席を変更することができる。

4 補欠による議員は、前任者の議席を継承する。

（議員の部属）

**第16条** 議員の部属は、毎会議長が、議席によって4部に配分する。議長は、部員の中に入らない。

（部長・副部長の選出）

**第17条** 前条の各部に部長及び副部長それぞれ1人を置く。

2 部長及び副部長は、それぞれ毎会各部において互選する。

3 部長は、その部に関する事務を処理する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、部長の職務を代理する。

（開会式）

**第18条** 議席、部属及び部長が定まったときは、開会式を行う。

2 開会式は、議長が主宰する。

**第2章 宗務総長の指名**

(宗務総長の指名)

**第19条** 宗務総長の指名は、単記無記名投票でこれを行う。

2 投票の過半数を得た者を指名された者とする。

3 投票の過半数を得た者がいないときは、第9条第2項の規定を準用して指名される者を定める。

4 議会は、投票によらないで、動議その他の方法により、宗務総長の指名をすることができる。

5 指名された者が就任を辞退したときは、更に指名される者を定める。

**第3章 会期の延長及び休会**

(会期の延長)

**第20条** 会期の延長については、議長が各委員長の意見を徴した後、議会でこれを議決する。

2 前項の議決の結果は、これを宗議会及び宗務総長に通知しなければならない。

(休会)

**第21条** 議会は、休会の議決をしたときは、これを宗議会及び宗務総長に通知しなければならない。

**第4章 議案の発議及び撤回**

(議案の発議)

**第22条** 議員が議案を発議するときは、その案を具え理由を付し、成規の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。この場合において、予算を伴う議案については、その条例施行に関し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

2 議長は、前項の議案を印刷して各議員に配布する。

(決議案・建議案の発議)

**第23条** 議員が決議案・建議案を発議するときは、その案を具え理由を付し、成規の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の決議案・建議案を印刷して各議員に配布する。

(発議した議案の宗議会への送付)

**第24条** 宗会の議決を要する議案の発議については、議長は、その配布とともにこれを宗議会に送付しなければならない。

(提出・送付された議案の配布)

**第25条** 宗務総長から提出された議案及び宗議会から送付された議案は、議長は、これを各議員に配布する。

(発議した議案等の撤回)

**第26条** 議員がその発議した議案、決議案及び建議案を撤回しようとするときは、発議者及び賛成者の全員からこれを請求しなければならない。会議の議題となった後には、議会の許可を要する。

**第5章 委員会**

(委員会の委員の人数)

**第27条** 委員会の委員の数は、次のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、議会の議決によって増加することができる。

(1) 予算委員会 16人

(2) 決算委員会 12人

(3) 請願委員会 8人

(4) 運営委員会 8人

(5) 懲罰委員会 8人

(6) 特別委員会 12人

(委員の選定)

**第28条** 各委員会の委員は、各部において、割り当ての委員数について、これを互選する。

2 委員が選任されたときは、部長は、これを議長に報告しなければならない。

3 議長は、委員が選任されたときは、これを議事に報告し、宗務総長に通知する。

(委員長選挙)

**第29条** 各委員会の委員が選任されたときは、議長は、委員長互選の日時を指定しなければならない。

2 各委員会は、委員長選挙の結果を議長に報告しなければならない。

3 議長は、各委員長の選挙の結果を議事に報告し、宗務総長に通知する。

(委員・主査・委員長の辞任)

**第30条** 委員、主査及び委員長は、正当の理由がなければ、辞任することができない。

2 委員及び主査が辞任しようとするときは、理由を具し、委員長を経由して議長の許可を得なければならない。

3 委員長が辞任しようとするときは、委員会にはかり、理由を具し、議長の許可を得なければならない。

(委員・主査・委員長の補欠)

**第31条** 委員、主査及び委員長に欠員を生じたときは、これを補充しなければならない。

(委員長の代理)

**第32条** 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(分科会)

**第33条** 委員会は、その審査の必要によりこれを分科会に分かつことができる。

2 前項の分科会には主査を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 分科会の議事は、主査がこれを整理する。  
(委員会の招集)

**第34条** 委員会を招集しようとするときは、委員長は、予め議長に通知しなければならない。  
(議案説明の聴取)

**第35条** 委員会は、付託された議案について、その説明を聞いた後、審査に入る。  
(委員の発言)

**第36条** 委員は、議題について自由に質疑及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって、委員長がこれを許可する。  
(資料の提出の要求)

**第37条** 委員会は、議長を経由して、審査のため内局に対し、必要な資料の提出を要求することができる。  
(修正案の提出)

**第38条** 議案を修正しようとする委員は、その案を具え理由を付し、成規の賛成者と連署してこれを委員長に提出しなければならない。

2 前項の修正案が条例案に対するものであって、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。  
(委員外議員の出席発言)

**第39条** 委員会は、審査中の案件について、必要と認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。  
(委員長の討論)

**第40条** 委員長が自ら討論しようとするときは、委員の中から代理者を指名し、委員長席に着かせなければならない。  
(委員会秩序の保持)

**第41条** 委員が、委員会の秩序を乱すとき、宗会条例又はこの条規に違反するとき若しくは参議会の品位を傷つけるときは、委員長は、これを注意し若しくは制止し又は発言を取り消させる。もし、これに従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまでの発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。  
(連合審査会)

**第42条** 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会

を開くことができる。

(委員会の表決)

**第43条** 討論が終結したときは、委員長は、問題を宣告して表決に付する。

(報告書の提出)

**第44条** 委員会が付託案件の審査を終わったときは、その議決の結果について簡明に説明した報告書を作り、委員長からこれを議長に提出しなければならない。

(少数意見の報告書)

**第45条** 委員会において少数で廃棄された意見を議会に報告しようとする者は、委員会の報告書が提出されるまでに簡明な少数意見の報告書を作り、その賛成者と連署し、委員長を経由してこれを議長に提出しなければならない。

(報告書の配布)

**第46条** 議長は、前2条の委員会の報告書を印刷し、各議員に配布する。

(委員会会議録の作成)

**第47条** 委員会は、委員会会議録を作り、会議の年月日時間、出席者の氏名、議事の内容、その他重要事項を記載して、委員長がこれに署名しなければならない。ただし、運営委員会については、この限りでない。

2 委員会会議録は、宗会事務局で保管する。

## 第6章 会議

### 第1節 開議・散会・延会及び休憩

(会議の時間)

**第48条** 会議は、午前9時に始まり、午後4時に終わる。

2 議会において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、前項の会議の時間を変更することができる。

3 議長が会議の時間を変更したときは、その旨を議員及び宗務総長に通知しなければならない。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(開議の宣告)

**第49条** 開議の時刻に至ったときは、議長は、議長席に着き、諸般の事項を報告した後、会議を開く旨を宣告する。

2 議長が開議を宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。

(定足数の欠缺)

**第50条** 出席議員が定足数に満たないときは、議長は、相当の時間を経て、これを計算し、なお定足数に満たないときは、議長は、延会をしなければならない。

2 議長は、会議中に前項の定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議員の退席を禁

じ、又は議場外の議員に出席を要求することができる。

3 議員は、会議中に定足数を欠いていると認めるときは、議長に出席議員の数の計算を要求することができる。

(散会・延会)

第51条 議事日程に記載した案件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 会議時間の終わりに至って、議事が未だ終わらないときは、議長は、延会を宣告することができる。

(休憩)

第52条 議長は、いつでも休憩を宣告することができる。

(散会・延会又は休憩宣告後の発言の禁止)

第53条 議長が散会、延会又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

## 第2節 議事日程

(日程の決定・報告)

第54条 会議を開こうとするときは、議長は、予め議事日程を定めてこれを告知し、議員、宗務総長、参務及び説明員に配布しなければならない。

(日程の記載事項)

第55条 議事日程には、開議の日時及び会議に付する案件並びにその順序を記載するものとする。

(日程の順序変更・追加)

第56条 議長が必要と認めたとき又は議員の動議があったときは、議長は、討論を用いずに宗会条例第35条第3項の規定により議会にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の案件を議事日程に追加することができる。

(日程の延期)

第57条 議事日程に記載した案件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事を終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

## 第3節 議事

(議題の宣告)

第58条 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第59条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いずに会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第60条 議長は、必要と認めるときは、議題に

なった案件を朗読させることができる。

(委員会に付託した案件の審議順序)

第61条 委員会に付託した案件は、その審査終了をまって議題とし、委員長の報告、議員の質疑、討論、表決の順序によって審議する。

(委員会の審査を省略した案件の審議順序)

第62条 委員会の審査を省略した案件の審議は、提案趣旨の説明の後、議員の質疑、討論、表決の順序によって審議する。

(条項字句の整理の議長委任)

第63条 議会は、議決の結果、議案中互に抵触する事項、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

## 第4節 発言

(発言の許可等)

第64条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告)

第65条 会議において発言しようとする者は、予め議長に通告することを要する。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告したものがすべて発言を終わった場合は、この限りでない。

(無通告発言)

第66条 通告しない議員が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の番号又は氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して発言させる。

(議事進行に関する発言)

第67条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係があるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその主旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(延会・休憩前の発言の継続)

第68条 延会又は休憩のため発言を終わらなかった議員は、更にその議事の始めに前の発言を継続することができる。

(弁明の発言)

第69条 懲罰事犯があると告げられた議員は、弁明のために数回の発言をすることができる。

(文書朗読の禁止)

第70条 議員は、会議においては、意見書又は理由書を朗読することはできない。ただし、議

長の許可を得て、引証又は報告のために簡単な文書を朗読することは、この限りでない。

(発言内容の制限)

**第71条** 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

**第72条** 質疑は、同一議員につき、同一の議題について2回を超えることができない。特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(討論の通告)

**第73条** 議事日程に記載した案件について討論しようとする者は、反対又は賛成の旨を明らかにして議長に通告しなければならない。

(賛否の交互発言)

**第74条** 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者及び反対者をして、交互に指名して発言させなければならない。

2 通告をした甲方の議員のすべてが発言を終わらないときでも、乙方の通告した議員が発言を終わったときは、通告をしない乙方の議員は、発言を求めることができる。

(議長の討論)

**第75条** 議長が討論しようとするときは、予めこれを通告して議席に着かなければならない。

2 議長が討論したときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(質疑討論の省略又は終結)

**第76条** 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して、容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提案することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提案することができる。

(質疑、討論終結の動議の採決)

**第77条** 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかってこれを決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

**第78条** 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消又は訂正)

**第79条** 発言した議員は、その会期中に限り、

議会の許可を得て発言を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

#### 第5節 修正

(修正の動議)

**第80条** 修正の動議は、その案を具え議題とするに必要な賛成者とともに連署して、予め議長にこれを提出しなければならない。ただし、委員会の修正案は、賛成者を必要としない。

2 前項の修正案が条例案等で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

3 議長は、修正案を印刷して各議員に配布する。

(議員提案の修正案の先採決)

**第81条** 議員の提案した修正案は、委員会の修正案より先に採決しなければならない。

(修正案の採決の順序)

**第82条** 同一の議題について議員から数個の修正案が提案された場合は、議長が採決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に採決する。

(原案の採決)

**第83条** 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

#### 第6節 表決

(現場表決)

**第84条** 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。出席の議員は、可否の数に入らなければならない。

(条件付表決の禁止)

**第85条** 表決には、条件を付けることができない。

(表決問題の宣告)

**第86条** 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

(起立による表決)

**第87条** 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいときは、記名投票又は無記名投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

**第88条** 議長が必要であると認めるとき又は出席議員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを起立の

方法によって決める。

(記名投票の手続)

**第89条** 記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は紅色票に、否とする議員は白色票に、自らの氏名を記載し、点呼に応じて、投票箱に記名の票を投入する。

(無記名投票の手続)

**第90条** 無記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と、所定の投票用紙に記載し、点呼に応じて、投票箱に投票用紙を、名刺箱に名刺代りの番号札を投入する。

(投票時の議場の閉鎖・投票立会人・投票の点検)

**第91条** 投票時の議場の閉鎖、投票立会人及び投票の点検については第5条から第7条までの規定を準用する。

(投票の結果の宣告)

**第92条** 投票が終わったときは、議長は、その結果を宣告する。

(表決更正の禁止)

**第93条** 議員は、表決の更正を求めることができない。

## 第7章 請願

(請願書)

**第94条** 請願書には、請願の主旨、年月日及び請願者の住所、氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書に署名押印しなければならない。

## 第8章 議員の辞職

(議員の辞職)

**第95条** 議員が辞職しようとするときは、辞表を議長に提出しなければならない。

2 議員が辞職したとき又は退職したときは、参議會議員略肩衣及び徽章を宗会事務局へ返戻しなければならない。

## 第9章 議事録

(議事録記載事項)

**第96条** 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会、休憩、散会、延会及び閉会の年月日時
- (2) 出席議員の数
- (3) 議事日程
- (4) 開会式に関する事項
- (5) 議席の決定及び変更
- (6) 議案の提案、付託、修正及び撤回に関する事項
- (7) 会議に付された案件及びその内容
- (8) 委員会の報告書及び少数意見書

(9) 議長及び委員長の報告

(10) 議事の経過

(11) 表決及び可否の数

(12) その他議会又は議長において必要と認めた事項

(議事録に掲載しない事項)

**第97条** 議事録には、秘密会の議事中、議長が特に秘密を要すると認めたもの並びに議長が取消を命じた発言及び第79条の規定により取消した発言は掲載しない。

(議事録の配布)

**第98条** 議事録は、印刷して議員及び関係者に配布する。

(議事録に対する異議)

**第99条** 議事録に記載した事項について異議を申し立てる議員があるときは、議長は、宗会事務局に答弁させる。

2 議員が前項の答弁に服しないときは、議長は、討論を用いないで議会にはかりこれを決する。

(議事録の保存)

**第100条** 議事録は、議事録署名議員、議長、副議長及び宗会事務局長がこれに署名し宗会事務局に保存する。

2 前項の議事録署名議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

## 第10章 規律

(議会の品位の尊重)

**第101条** 議員は、宗会の品位を重んじなければならない。

(議場における服装)

**第102条** 議員は、議場においては、洋服又は和服に参議會議員略肩衣を依用しなければならない。和服には羽織を着用しなければならない。

2 議員を除くほか議場に入る者は、僧侶は、白服又は和服に袴若しくは洋服を着用し、間衣又は教衣に袈裟を依用しなければならない。僧侶でない者は、羽織及び袴若しくは洋服を着用しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、服装を変更することができる。

(議場内での禁止行為)

**第103条** 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

2 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

3 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍類を閲読してはならない。

4 何人も、議場において喫煙してはならない。

5 何人も、議長の許可がなければ演壇に登って

はならない。

(議場内における資料等印刷物の配布許可)

**第104条** 議場内において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を受けなければならない。

(号鈴)

**第105条** 議長が号鈴を鳴らしたときは、何人も沈黙しなければならない。

(退席の順序)

**第106条** 散会に際しては、議員は、議長が退席した後でなければ退席してはならない。

(紀律に関する問題の決定)

**第107条** すべて紀律に関する問題は、議長がこれを決する。ただし、議長は、討論を用いなくて議会にはかり、これを決することができる。

### 第11章 傍聴

(傍聴人)

**第108条** 傍聴人は、議員の紹介により傍聴券を交付された者に限る。ただし、宗議会議員、宗務役員、報道関係者並びに特に議長の許可した者は、この限りでない。

(傍聴券・傍聴章の交付)

**第109条** 傍聴券の交付は、議員1人について1日1枚とする。

2 報道関係者には一会期に通ずる傍聴章を交付する。ただし、京都宗教記者会に加入していることを原則とする。

3 傍聴券及び傍聴章は、議長の指揮を受けて、宗会事務局長が交付する。

(傍聴券の提示)

**第110条** 傍聴人は、議場に入場するときは、傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければならない。

(傍聴席)

**第111条** 傍聴人は、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

(傍聴規則)

**第112条** 傍聴人は、議長が定める傍聴規則を守らなければならない。

(傍聴できない者)

**第113条** 酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人数の制限)

**第114条** 議長は、必要があると認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の退場命令)

**第115条** 秘密会を開く議決があったため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を

退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、係員をしてその命令を執行させる。

### 第12章 懲罰

(懲罰動議の付議)

**第116条** 懲罰の動議が提出されたときは、議長は、速かにこれを会議に付さなければならない。

2 懲罰動議については、議長は、討論を用いなくて議会の決をとり、これを懲罰委員会に付する。

(懲罰事犯の秘密会)

**第117条** 懲罰事犯の会議は、秘密会にすることができる。

(弁明)

**第118条** 議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会に列席することはできない。ただし、議長又は委員長の許可を得て、自ら弁明し、又は他の議員をして代って弁明させることができる。

(委員会の尋問)

**第119条** 懲罰委員会は、議長を経て、本人及び関係議員の出席を求め、尋問することができる。

(譴責・陳謝)

**第120条** 公開した議場での譴責又は陳謝については、懲罰委員会がこれを起草し、その報告書とともに、これを議長に報告する。

(出席停止)

**第121条** 同会期中に、譴責を受けることが3回に及ぶときは、出席を停止することができる。

2 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数箇の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

3 出席を停止された者が委員である場合は、解任されたものとする。

(除名不成立の場合の懲罰)

**第122条** 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の4分の3以上の多数による議会の議決がなかった場合に、議会は、懲罰事犯として他の懲罰を科すことができる。

(懲罰の宣告)

**第123条** 議会において懲罰を議決したときは、その会議が秘密会であった場合においても、議長は、公開の議場において、その懲罰を宣告しなければならない。

### 第13章 宗会理事会

(宗会理事の選挙)

**第124条** 参議会で選出する2人の宗会理事会理事(以下「理事」という。)は、運営委員の互選によりこれを選出する。

- 2 運営委員長は、理事の互選の結果を議長に報告しなければならない。
- 3 議長は、理事が選出されたときは、これを議事に報告し、宗務総長に通知する。
- 4 理事の任期は、運営委員の任期による。  
(理事の補充員の選挙)

**第125条** 前条の各理事に補充員を置き、理事に欠員を生じたときは、その補充員でこれを補充する。

- 2 理事の補充員の選挙については、前条の規定を準用する。

#### 第14章 宗議会との関係

(参議会発議案の宗議会における趣旨の説明)

**第126条** 参議会議員の発議した議案について、宗議会における審議のため、発議者の出席を求められたときは、発議者又は賛成者は、宗議会においてその趣旨を説明しなければならない。

(宗議会発議案の参議会における趣旨の説明)

**第127条** 宗議会議員の発議した議案について、参議会においてその趣旨の説明を聴取するため、発議者の出席を求めるときは、議長から宗議会の議長にその旨要請するものとする。

(两会協議会委員の選挙)

**第128条** 两会協議会委員の選挙は、無記名投票でこれを行う。

- 2 投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、抽せんで当選人を定める。
- 3 議会は、選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができる。

#### 第15章 常務会

(常務会員の選挙)

**第129条** 常務会員の選挙は、無記名投票でこれを行う。

- 2 投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、抽せんで当選人を定める。
- 3 議会は、選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができる。

(常務会員の補充員の選挙)

**第130条** 前条の各常務会員に補充員を置き、常務会員に欠員を生じたときは、その補充員でこれを補充する。

- 2 常務会員の補充員の選挙については、前条の規定を準用する。

#### 第16章 補則

(この条規の疑義の決定)

**第131条** この条規の疑義は、議長がこれを決する。ただし、議長は、議会にはかり、これを決することができる。

(宗会運営細則)

**第132条** 参議会は、宗会の円滑な運営に資するため、この条規のほか運営上必要な細則を定めることができる。

#### 附則

この条規は、議会で議決した日（1982年6月11日）から、これを施行する。

#### 附則

この条規は、参議会で議決した日（1986年1月17日）から施行する。

#### 附則

この条規は、参議会で議決した日（2015年6月10日）から施行する。

#### 附則

この条規は、参議会で議決した日（2016年6月8日）から施行する。



# 宗議会議員選挙条例

(1991年6月29日条例公示第4号)

- 改正
- ①1993年6月21日条例公示6
  - ②1997年6月13日条例公示3
  - ③2000年6月27日条例公示1
  - ④2004年6月28日条例公示2
  - ⑤2005年6月28日条例公示2
  - ⑥2006年6月28日条例公示1
  - ⑦2007年6月28日条例公示2
  - ⑧2008年6月27日条例公示1
  - ⑨2009年6月29日条例公示1
  - ⑩2013年6月28日条例公示1
  - ⑪2016年6月24日条例公示3
  - ⑫2017年6月28日条例公示2
  - ⑬2018年6月25日条例公示1
  - ⑭2018年6月25日条例公示3
  - ⑮2020年6月25日条例公示1
  - ⑯2021年6月30日条例公示1
  - ⑰2021年6月30日条例公示2
  - ⑱2022年6月28日条例公示1
  - ⑲2023年6月30日条例公示1

(第四編) 宗議会議員選挙条例

## 第1章 選挙資格及び被選挙資格

(選挙資格)

第1条 教師は、選挙資格を有する。

(被選挙資格)

第2条 選挙資格を有する年齢25歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙資格を有する。

- (1) 住職及び教会主管者
- (2) 自らが所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者の代務者
- (3) 自らが所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得た教師

2 前項第3号の同意は、選挙発令の都度得るものとする。

3 前項の同意は、取り消すことができない。

4 第2項の同意は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者に異動があつても、失効しない。

5 住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、第1項第3号に定める同意ができないときは、そのことを証する書類を作成し、当該寺院又は教会の代表役員以外の責任役員（被選挙資格を得ようとする本人を除く。）及び総代全員の署名押印を得、本人へ提示しなければならない。ただし、非法人教会にあつては、総代全員の署名押印とする。

(中央選挙管理委員会への不服審査請求)

第2条の2 前条第1項第3号の同意が得られな

いことに対して不服のある者は、選挙の期日から数えて前13日までに、文書をもって選挙区の選挙管理会を経由して、中央選挙管理委員会に審査の請求をすることができる。この場合、審査の請求は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者から同意を得られない本人に限る。

2 前項により審査の請求をするときは、前条第5項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、書類の提示がない場合は、審査請求書にその旨を明記するものとする。

(請求の判定)

第2条の3 前条による請求があつたときは、中央選挙管理委員会は、選挙の期日から数えて前10日までに判定しなければならない。

2 前項の判定の結果は、当該選挙区の選挙管理会を経由して、申立人及び申立人が所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者に通知するものとする。

(選挙資格を有しない者)

第3条 次の各号に掲げる者は、選挙資格を有しない。

(1) 謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

(2) 本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(被選挙資格を有しない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。

(1) 住職代務者又は教会主管者代務者を置いている寺院又は教会の住職又は教会主管者

(2) 宗務総長及び参務を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあつた者で、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

(3) 選挙資格を有する選挙区である教区の教務所長の職にあつた者で、その職を退いた日から、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までに1年を経過しない者

(4) 選出教区会議員、組長、副組長及び査察委員であつた者で、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

(5) 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、

(第四編) 宗議会議員選挙条例

選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員であつた者で、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

## 第2章 選挙に関する区域

(選挙区)

**第5条** 選挙は、それぞれ各選挙区において行う。

2 選挙区の名称、区域及び各選挙区において選挙する議員の数は、別表第1で定める。

(投票区)

**第6条** 選挙区に、一箇又は数箇の投票区を設ける。

2 投票区の名称、区域及び第56条に定める投票所を設置する地域は、別表第2で定める。ただし、別表第2で定める投票所を設置する地域に投票所を設置することができない場合、投票管理者は、選挙区の選挙管理会の許可を得て、別の地域に設置することができる。

3 選挙区の選挙管理会は、前項ただし書により投票所を設置したときは、遅滞なく投票区内の選挙人に通知するとともに中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(投票に関する区域)

**第6条の2** 選挙の投票は、僧籍のある寺院又は教会が所在する選挙区においてこれを行う。

## 第3章 中央選挙管理委員会及び選挙管理会 (中央選挙管理委員会)

**第7条** 宗務所に中央選挙管理委員会を置く。

2 中央選挙管理委員会は、5人の選挙管理委員で組織する。

3 中央選挙管理委員会は、この条例の定めるところにより、選挙に関する全般の事務並びに判定及び決定を行う他、この条例の適正な運用と選挙人及び被選挙人に対する公正な選挙の啓発を図るため、内局に意見を具申することができる。

(委員及び補充員の選定)

**第7条の2** 中央選挙管理委員会の委員及び2人の補充員は、参与会の同意を得て、宗務総長が委嘱する。

2 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、組長、副組長、査察委員及び選挙事務に従事する宗務役員並びに審問院の宗務役員の役職にある者は、中央選挙管理委員会の委員及びその補充員になることができない。

(会長)

**第7条の3** 中央選挙管理委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、中央選挙管理委員会を代表し、その

議長となる。

3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

**第7条の4** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員の任期は、4年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(失職)

**第7条の5** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員は、第7条の2第2項に定める役職に就いたときは、委員の職を失う。

2 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができずと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他中央選挙管理委員会の委員たるに適しない非行があつたと決定されたときは、退任する。この場合、決定に不服のあるときは、決定の日から20日以内に審問院に提訴することができる。

3 前項による提訴をしたときは、審問院の判定があるまでは、その地位を失わない。ただし、その職務を執行することはできない。

(辞職)

**第7条の6** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員がその職を辞するときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(委員の欠員)

**第7条の7** 中央選挙管理委員会の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからこれを補欠しなければならない。

(会議)

**第7条の8** 中央選挙管理委員会は、会長が招集する。

2 中央選挙管理委員会は、会長及び委員3人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 中央選挙管理委員会の議事は、会長を除く委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務)

**第7条の9** 中央選挙管理委員会の事務は、中央選挙管理委員会事務局が行う。

(選挙管理会)

**第8条** 各選挙区に選挙管理会を置く。

2 各選挙区の選挙管理会は、4人の選挙管理委員と選挙管理事務長で組織する。

3 選挙管理会は、この条例の定めるところにより、その当該選挙区の選挙に関する事務を行う。

(選挙管理会の委員及び補充員の選定)

**第9条** 選挙管理会の委員及び3人の補充員は、当該選挙区において選挙資格を有する者のうちから、教区会参事会(教区会参事会を設置しない教区においては教区会とする。以下同じ。)の同意を得て、教務所長が委嘱する。

2 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、査察委員、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者は、選挙管理会の委員及びその補充員になることができない。

(会長)

**第10条** 選挙管理会に選挙管理会長(以下「会長」という。)を置き、選挙管理会の委員が互選する。

2 会長は、選挙管理会を代表し、その議長となる。  
3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した選挙管理会の委員がその職務を代理する。

(選挙管理事務長)

**第11条** 選挙管理事務長は、当該教区の教務所長をこれに充てる。ただし、宗務総長が特別の必要があると認めるときは、当該教区の教務所長以外の宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずるものとする。

2 選挙管理事務長は、選挙に関する一切の事務をつかさどる。  
3 選挙管理事務長が欠けたとき又は事故があるときは、宗務総長は、宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずる。

(任期)

**第12条** 選挙管理会の委員及びその補充員の任期は、4年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(失職)

**第13条** 選挙管理会の委員及びその補充員は、選挙資格を失ったとき及び第9条第2項に定める役職に就いたときは、委員の職を失う。

2 選挙管理会の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができないと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他選挙管理会の委員たるに適しない非行があったと決定されたときは、退任する。この場合、決定に不服のあるときは、決定の日から20日以内に審問院に提訴することができる。

3 前項による提訴をしたときは、審問院の判定があるまでは、その地位を失わない。ただし、

その職務を執行することはできない。

(辞職)

**第14条** 選挙管理会の委員及びその補充員がその職を辞するときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(委員の欠員)

**第15条** 選挙管理会の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからこれを補欠しなければならない。

2 選挙管理事務長は、選挙管理会の委員及びその補充員が決定したとき及び異動があったときは、これを告示し併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(会議)

**第16条** 選挙管理会は、会長が招集する。

2 選挙管理会は、会長と2人以上の委員及び選挙管理事務長が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選挙管理会の委員は、他の委員の合議により、議事に参与することが適当でないと決定された事案については、その議事に参与することができない。ただし、選挙管理会の同意を得たときは、会議に出席して発言することができる。

(表決)

**第17条** 選挙管理会の議事は、会長を除く委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 選挙管理事務長は、選挙管理会の決定について法規上の疑義があると認めるときは、中央選挙管理委員会の解釈を求めることができる。

(事務)

**第18条** 選挙管理会の庶務は、教務所が行う。

#### 第4章 有権者名簿

(有権者名簿の作成)

**第19条** 中央選挙管理委員会は、毎年7月1日を基準日として、選挙区ごとに有権者名簿を作成する。

2 有権者名簿には、選挙資格を有する者(以下「有権者」という。)の氏名、生年月日、所属寺院・教会の名称及び所在地を記載する。

(有権者名簿の縦覧)

**第19条の2** 中央選挙管理委員会は、前条により作成した有権者名簿の謄本を各選挙区の選挙管理会に送付して、7月15日から8月20日までの間、教務所において、これを縦覧させなければならない。

2 中央選挙管理委員会は、第30条による総選挙が行われる年に、寺院又は教会ごとの有権者明細書を作成し、これを寺院又は教会に送達す

るものとする。

(中央選挙管理委員会への異議の申立)

**第19条の3** 有権者が有権者名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、文書をもって選挙区の選挙管理会を經由して、中央選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

(申立に対する決定)

**第19の4** 中央選挙管理委員会は、前条の申立が正当であると決定したときは、直ちに有権者名簿を訂正し、その旨を申立人及び本人にすみやかに選挙区の選挙管理会を經由して通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、有権者名簿の謄本の訂正を求めるものとする。

2 中央選挙管理委員会は、前条の申立が正当でないと決定したときは、選挙区の選挙管理会を經由して、その旨を申立人に通知しなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第20条** 前条の規定による決定に不服のある申立人は、その決定の通知を受け取った日から数えて10日以内に中央選挙管理委員会を相手として、選挙区の選挙管理会を經由して審問院に異議の申立をすることができる。

2 審問院は、前項の異議申立書を受理したときは、すみやかにその裁決をしなければならない。

3 審問院の裁決については、不服の申立をすることができない。

(有権者名簿の訂正)

**第20条の2** 中央選挙管理委員会は、審問院の裁決により有権者名簿を訂正しなければならないときは、これを訂正し、その旨を当該選挙区の選挙管理会を經由して申立人及び本人に通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、有権者名簿の謄本の訂正を求めなければならない。

(有権者名簿の閲覧)

**第21条** 中央選挙管理委員会は、第19条の2第1項に定める有権者名簿の縦覧期間が終了後に、特定の者が有権者であるかどうかの確認のために有権者名簿の閲覧を求める者がいるときは、選挙区の選挙管理会をして教務所において有権者名簿の謄本を、閲覧させなければならない。

(有権者名簿の再作成)

**第22条** 中央選挙管理委員会は、災害その他避けられない事故により必要があるときは、更に有権者名簿及び有権者名簿の謄本を作成しなければならない。

## 第5章 選挙人名簿

(選挙人名簿の作成及び縦覧)

**第23条** 中央選挙管理委員会は、第30条、第31条、第33条及び第34条第1項第3号から第5号までによる選挙が行われる場合、選挙の期日から数えて前26日を基準日として当該選挙のための選挙人名簿(以下「名簿」という。)を組ごとに作成しなければならない。名簿に記載された者を選挙人という。

2 名簿には、選挙人の氏名、生年月日、所属寺院・教会の名称及び所在地を記載する。

3 中央選挙管理委員会は、第1項によって作成した名簿の謄本を、各選挙区の選挙管理会に送付して、選挙の期日から数えて前22日から4日間、教務所において、これを縦覧させなければならない。

(中央選挙管理委員会への異議の申立)

**第23条の2** 選挙人が名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、文書をもって選挙区の選挙管理会を經由して、中央選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、名簿縦覧期間内に行わなければならない。

(申立に対する決定)

**第23条の3** 中央選挙管理委員会は、前条の申立に対し、その申立が正当であるかないかを選挙の期日から数えて前16日までに決定しなければならない。

2 申立を正当であると決定したときは、直ちに名簿を訂正しなければならない。申立を正当でないと決定したときは、選挙区の選挙管理会を經由して、その旨を申立人に通知しなければならない。

3 中央選挙管理委員会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該選挙区の選挙管理会を經由して、その旨を申立人及び本人にすみやかに通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、名簿の謄本の訂正を求め、併せてこれを告示させなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第24条** 前条の規定による決定に不服のある申立人は、その決定の通知を受けとった日から数えて5日以内に中央選挙管理委員会を相手として、選挙区の選挙管理会を経て審問院に異議の申立をすることができる。

2 審問院は、前項の異議申立書を受理したときは、すみやかにその裁決をしなければならない。

3 審問院の裁決については、不服の申立をすることができない。

(名簿の削除)

**第25条** 中央選挙管理委員会は、名簿作成の基準日の翌日以後に選挙人の死亡又は帰俗等による僧籍削除を確認したときは、名簿からこれを削除しなければならない。ただし、第74条の規定による不在者投票をした者及び第79条から第82条までの規定による郵便投票であって第85条第1項に規定する郵便投票受付簿に記載した者については、これを削除してはならない。

2 中央選挙管理委員会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該選挙区の選挙管理会に対して名簿の謄本から削除させなければならない。  
(名簿の補正)

**第26条** 中央選挙管理委員会は、名簿作成の基準日の翌日以後に、次の各号に掲げる変更又は移転があったときは、名簿を補正しなければならない。

- (1) 選挙人が氏名を変更したとき
- (2) 選挙人が同組内において所属する寺院・教会を移転したとき
- (3) 寺院・教会が名称を変更したとき
- (4) 寺院・教会の所在地名に変更があったとき
- (5) 寺院・教会が同組内において所在地を変更したとき

2 中央選挙管理委員会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該選挙区の選挙管理会に対して名簿の謄本を補正させなければならない。  
(名簿の訂正)

**第27条** 中央選挙管理委員会は、審問院の裁決により名簿を訂正しなければならないときは、これを訂正し、その旨を当該選挙区の選挙管理会を経由して申立人及び本人に通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、名簿の謄本の訂正を求め、告示させなければならない。  
(名簿の閲覧)

**第28条** 中央選挙管理委員会は、第23条に定める名簿の縦覧期間が終った後に、特定の者が選挙人であるかどうかの確認のために名簿の閲覧を求める者があるときは、選挙区の選挙管理会をして教務所において名簿の謄本を、閲覧させなければならない。

(名簿の情報の提供)

**第28条の2** 中央選挙管理委員会は、第37条に規定する手続きを経て議員候補者となった者が、自らの選挙運動のために名簿の情報の提供を求めたときは、当該選挙運動以外に使用しないことを誓約させたうえで、選挙区の選挙管理会をして必要な名簿の情報を提供することができる。

(名簿の再作成)

**第29条** 中央選挙管理委員会は、災害その他避けられない事故により必要があるときは、更に名簿及び名簿の謄本を作成しなければならない。

## 第6章 選挙

(総選挙)

**第30条** 総選挙は、議員の任期満了の日の翌日が月曜日以外である場合は直前の月曜日に、月曜日である場合はその日に、これを行う。ただし、特別の事情があるときは、任期満了の日から前後6日以内に行うことができる。

2 宗議会の開会中に任期満了する場合の総選挙は、宗議会閉会の日から35日以後40日以内に行うことができる。

(解散による総選挙)

**第31条** 宗議会が解散された場合の総選挙は、前条の規定にかかわらず解散の日から35日以後40日以内に行わなければならない。

(欠員の補充)

**第32条** 総選挙の日から1年以内に議員に欠員ができたときは、選挙を行わないで直ちに選挙区の選挙管理会を開いて、第104条第2項の規定による得票者であって当選人とならなかった者のうちから、得票の順位によって、これを補充するものとする。

(補欠選挙)

**第33条** 前条の規定によって、議員の欠員を補充することができないとき又は総選挙の日から1年を超えた後に欠員ができたときは、欠員のできた日から60日以内に補欠選挙を行う。ただし、議員の任期満了前の真宗大谷派宗憲第26条第1項による宗議会が終わった後は、欠員15人に達するまでは、補欠選挙を行わない。

(再選挙)

**第34条** 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、更に選挙を行う。ただし、第32条の規定により当選人を定めることができるときは、この限りでない。

- (1) 議員候補者の数がその選挙区の議員の定数に満たないとき
- (2) 当選人のないとき又は当選人がその選挙区の議員の定数に達しないとき
- (3) 当選人が被選挙資格を失ったとき又は死亡したとき
- (4) 選挙の効力に関する異議の裁決又は判定の結果選挙無効となったとき
- (5) 当選の効力に関する異議の判定の結果当選無効となったとき

2 第113条及び第114条の規定による異議申立の期間中は、前項の規定による選挙を行う

ことができない。その申立の繫属中もまた同様である。ただし、当選人の死亡による再選挙は、この限りでない。

- 3 第1項の規定によって選挙を行う場合、その事由が、第1項第1号、第2号前段及び第4号のいずれかに該当するときは、その選挙で選出する議員の定数について、第2号後段、第3号及び第5号のいずれかに該当するときは、そのために欠けた数について、それぞれ行うものとする。

(選挙不能の処置)

**第35条** 災害その他避けられない事故によって選挙を行うことができないときは、当該選挙区の選挙管理会は、その旨を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。この場合には改めて選挙を行う。

(選挙の期日の発令及び告示)

**第36条** 選挙の期日は、第111条第4項の場合を除き、宗務総長がこれを定め、少なくとも選挙の期日から数えて前25日までに発令し、発令の日から数えて2日以内に選挙区の選挙管理会に、選挙の期日、名簿の縦覧期間、異議の申立期間、立候補の届出期間及び選挙運動の期間を告示させなければならない。

- 2 第30条第2項、第31条、第33条及び第34条の規定による選挙の期日の発令は、その選挙を行うべき事由の生じた日から数えて少なくとも7日を経るものとする。

### 第7章 議員候補者

(立候補)

**第37条** 被選挙資格を有する者で議員候補者(以下「候補者」という。)になろうとする者は、選挙の期日から数えて前15日から3日以内に、その旨を選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。

- 2 前項による立候補の届出期間の立候補受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後4時までとする。
- 3 第2条第1項第3号に該当する者が候補者になろうとする場合の届出は、自らが所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の被選挙資格同意書を添付しなければならない。
- 4 選挙人が被選挙資格を有する他人を候補者にしようとするときは、第1項及び第2項に定める期間内に、本人の承諾書を添えて、その推薦届をすることができる。推薦届をする者は、その選挙区の者に限る。ただし、第2条第1項第3号に該当する者を候補者にしようとする

ときは、被選挙資格同意書を添付しなければならない。

- 5 前項の推薦届出人になった者は、その選挙で候補者になることができない。ただし、その推薦した候補者が死亡した場合は、この限りでない。
- 6 立候補の届出の締切の日時に至って、候補者がその選挙区の議員の定数に満たないとき又は満たなくなったときは、定数に達するまで立候補の届出又は推薦届出をすることができる。ただし、その届出は、選挙の期日の前日までに限る。

**第37条の2** 第2条の2による不服審査請求が、中央選挙管理委員会で受理されたときは、前条第1項及び第4項に規定する議員候補者になることができる。ただし、中央選挙管理委員会の判定により、その請求が棄却されたときは、その資格を失う。

(候補辞退)

**第38条** 候補者を辞しようとするときは、選挙の期日から数えて前10日までに、選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。ただし、推薦による候補者は、推薦届出人の同意書を添付しなければならない。

- 2 候補者は、前項に定める期日を過ぎた後は、辞退することができない。

(候補者の告示)

**第39条** 選挙区の選挙管理会は、立候補の届出の都度、直ちに告示しなければならない。

- 2 選挙区の選挙管理会は、候補辞退の届出のあったとき又は候補者が被選挙資格を失い若しくは死亡したことを知ったときは、その都度直ちに告示しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前2項の告示を行ったときは、直ちに投票管理者にその旨を通知しなければならない。

(供託金)

**第40条** 候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、候補者1人につき現金で30万円を選挙区の選挙管理会に供託しなければならない。

- 2 供託金は、異議申立の繫属中のものでない限り、選挙の期日から数えて21日以後に返還する。
- 3 候補者が辞退したとき及び候補者の得票数が第104条第2項に定める数に達しないときは、供託金は、本派に帰属する。ただし、候補者が死亡又は被選挙資格を失った場合若しくは第37条の2ただし書により候補者の資格を失った場合はこの限りでない。

### 第8章 選挙運動

(運動の期間)

**第41条** 選挙運動は、第37条の届出をした後

から、選挙の期日から数えて前5日まででなければすることができない。

(選挙運動者)

**第42条** 選挙運動は、候補者、推薦届出人、選挙事務長（以下「事務長」という。）及び選挙運動員（以下「運動員」という。）でなければすることができない。

(事務長)

**第43条** 候補者又は推薦届出人は、その選挙区の有権者のうちから、事務長1人を置くことができる。ただし、自ら事務長となることを妨げない。

2 候補者又は推薦届出人は、事務長の氏名及び置いた期日を連署して遅滞なく選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。その異動のあったときもまた同様である。

(選挙事務所)

**第44条** 候補者又は推薦届出人は、選挙事務所を設けたときは、設置の期日及び所在地を、直ちに選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。その異動のあったときもまた同様である。

2 選挙事務所は、1投票区に1カ所を超えてはならない。

(運動員)

**第45条** 候補者又は推薦届出人は、その選挙区の有権者のうちから運動員を置くことができる。

2 運動員の数は、立候補の届出が第37条第1項による場合は5人、同条第4項による場合は4人を、それぞれ超えてはならない。

3 候補者又は推薦届出人は、運動員を置いたときは、その氏名及び期日を本人の承諾書を添えて遅滞なく選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。その異動のあったときもまた同様である。

(事務長・運動員の転属禁止)

**第46条** 事務長及び運動員はその選挙で他の候補者の事務長及び運動員になることができない。事務長及び運動員を退いた後もまた同様である。

(役職にある者の運動禁止)

**第47条** 次の各号に掲げる者は、選挙運動をすることができない。

(1) 候補者である宗務総長及び参務であって、自らのための選挙運動をする者を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

(2) 組長、副組長及び査察委員

(3) 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員

2 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた

役職にある者は、その地位を利用して、これらの役職にある者に対し、選挙運動をし又はさせてはならない。

(禁止行為)

**第48条** 何人も、選挙に関し、次の各号に掲げる行為をし、若しくはさせてはならない。

(1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し、若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をすること

(2) 第42条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、第1号にいう目的と同じ目的で、郵便、電報、その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示すること

(3) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をすること

(4) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害すること

(5) 第1号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること

(6) 第1号にいう目的と同じ目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供与をし、及びこれを受け並びにこれらを約束、申込又は承諾すること

(7) 第1号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をすること

(8) 候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し又は当選を辞させる目的で、当選人に対し及びこれらの目的でそれぞれの所属する寺院、教会に対し前2号の行為をすること

(9) 第1号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院、教会に対し金品を贈与すること

(10) 選挙運動をすることができない者に運動行為をさせること

(11) 選挙人に、投票のために便宜を供与すること

(12) 候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をすること及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害すること

(選挙公報)

**第49条** 選挙区の選挙管理会は、別に定める様

式により選挙公報を調製し、選挙の期日から数えて前8日までに選挙人に配布しなければならない。

2 選挙公報には、次の各号について候補者に原稿の提出を求めて掲載するものとする。

- (1) 議員候補者の氏名
- (2) 議員候補者の所属の寺院・教会の名称及び所在地
- (3) 議員候補者の被選挙資格の区分
- (4) 立候補の趣意（候補者の経歴等を含み、1千字以内とする。）

3 候補者は、前項の原稿を選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に提出しなければならない。

4 選挙区の選挙管理会は、郵便投票を行う者の便に供するため、選挙公報を最善の方途をもって、送達することができる。

（立会演説会）

**第50条** 選挙区の選挙管理会は、候補者の数が選挙区の議員の定数を超過している場合であつて、複数の候補者又は推薦届出人の要請があつたときは、第48条第3号の規定にかかわらず、1選挙区に5回以内に限り、立会演説会を開くことができる。

2 立会演説会では、候補者が演説するものとする。ただし、第42条に定める者のうちで、代理させることができる。

（個人演説会）

**第50条の2** 候補者又は推薦届出人は、第48条第3号の規定にかかわらず、第37条の届出をした後から、選挙の期日から数えて前5日までに選挙区の選挙管理会に届け出て、5回以内に限り、個人演説会を開くことができる。

2 個人演説会では、候補者が演説するものとする。ただし、第42条に定める者のうちで、代理させることができる。

（運動の取締）

**第51条** 選挙区の選挙管理会は、事務長及び運動員の資格並びに事務所及び運動員の数について違反があると認めるときは、候補者又は推薦届出人にその解任又は閉鎖を命じなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙運動の規定に違反する者を認めるときは、直ちにこれを停止しなければならない。

### 第9章 投票及び投票管理者

（選挙の方法）

**第52条** 選挙は、投票によって行う。

2 投票は1人1票に限る。

3 投票は、選挙人が選挙の期日に投票所に行き、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載して投票函に入れなければならない。

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

（代理投票）

**第52条の2** 身体の故障により、自ら当該選挙の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、前条第3項の規定にかかわらず、投票管理者の許可を得て代理投票をすることができる。

2 前項の場合においては、投票管理者は、投票立会人の中から当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者1人の氏名を記載させ、他の1人をこれに立会わせなければならない。

3 前2項の規定は、第74条に規定する不在者投票においてもこれを適用する。この場合、「投票管理者」とあるのは「選挙管理事務長」と読み替え、「投票立会人」とあるのは「会長、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員のうち2人」とする。

（秘密保持）

**第53条** 選挙人は、何人に対してもその投票をした被選挙人の氏名を述べる義務を有しない。

2 前条の規定により、代理投票に関与した者は、この投票により知り得た被選挙人の氏名を何人に対しても口外し、若しくは公表してはならない。

**第54条** 削除

（投票管理者）

**第55条** 選挙区の選挙管理会は、投票区に投票管理者を置き、投票に関する事務を担当させなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙の期日から数えて前11日までに、その投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定しなければならない。ただし、特段の事情によって、その投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定できない場合は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、投票管理者を指定することができる。

3 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員は、投票管理者になることができない。

4 選挙区の選挙管理会は、投票管理者に事故があるときは、直ちに第2項に準じて代理人を指定しなければならない。

（投票所）

**第56条** 投票管理者は、選挙の期日から数えて



前9日までに投票所を定め、投票区内の選挙人に通知するとともに選挙区の選挙管理会に報告しなければならない。

- 2 選挙区が1つの投票区である場合の投票所は、教務所に設ける。
- 3 災害その他避けられない事故により投票所の変更を要するときは、投票管理者は、投票所を指定し、適切な方法ですみやかにこれを選挙人に通知し併せて選挙区の選挙管理会に報告しなければならない。

(投票立会人)

**第57条** 投票管理者は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、2人以上4人以内の投票立会人を定めて、選挙の期日から数えて前6日までに、本人に通知し併せて選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。

- 2 投票立会人が欠けたときは、投票管理者は、直ちに前項に準じてこれを補充しなければならない。
- 3 投票立会人は、正当の理由なくして辞することができない。

4 第55条第3項の規定は、投票立会人についても準用する。

(投票所の開閉)

**第58条** 投票所は、午前7時に開き、午後7時に閉じる。ただし、投票管理者は、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情のある場合に限り、選挙区の選挙管理会の許可を得て、予め投票所の開所時刻を1時間繰り下げ又は閉所時刻を1時間繰り上げて設定することができる。

- 2 投票管理者は、投票立会人2人以上の立会がなければ投票を開始し又は投票所を開いておくことができない。
- 3 投票管理者は、投票の当日、投票所の開かれていなければならない時刻において投票立会人が定数に満たないときは、直ちに前条第1項の規定に準じてこれを補充しなければならない。
- 4 第1項ただし書によって、投票所の開所時刻又は閉所時刻を変更する場合、第56条に定める投票所指定の通知に併せて投票区内の選挙人に周知しなければならない。

(投票の手續)

**第59条** 投票用紙は、投票所において、名簿の謄本の写し(以下「投票用名簿」という。)の対照を経て、選挙人1人について1枚に限り、交付する。

(投票不能者)

**第60条** 次の各号に掲げる者は、投票をするこ

とができない。

- (1) 第23条に定める名簿作成の基準日において選挙資格を有しない者
- (2) 第23条に定める名簿作成の基準日において選挙資格を有していた者であっても、選挙の期日の当日(第74条の規定による不在者投票をした者については投票の当日、及び第79条から第82条までの規定による郵便投票をした者については第85条第1項に規定する郵便投票受付簿へ記載された日。)選挙資格を有しない者

(3) 名簿に記載されていても、その者が記載されることを得ない者

2 投票管理者は、投票用名簿に記載されていない者であっても、次の各号に該当する者があるときは、投票をさせなければならない。

- (1) 名簿に記載されるべき旨の裁決書を提示したとき
- (2) 第23条に定める名簿作成の基準日において選挙資格を有し、かつ選挙の期日においても選挙資格を有すると申し立て、それが正当であると選挙区の選挙管理会が認めるとき

(宣言投票)

**第61条** 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人であることを宣言させなければならない。宣言をしなかった者は、投票をすることができない。

(投票の拒否)

**第62条** 投票管理者は、前条の宣言がなされてもなお本人と確認し難いときは、投票立会人の意見を聞いて、投票を拒否することができる。投票立会人が異議を有する選挙人の投票についてもまた同様である。

(仮投票)

**第63条** 投票管理者は、第60条第2項及び前条の規定による決定に不服がある者がある場合は、投票申立書を提出させ、仮に投票をさせなければならない。

2 投票管理者は、前項によって提出された投票申立書の内容を、直ちに選挙区の選挙管理会に通報しなければならない。

3 第1項の投票は、選挙人がこれを封筒に入れて封緘し、自らその氏名を表面に記載して投票函に入れなければならない。

(退場者の投票)

**第64条** 第67条の規定により投票所外に退去せしめられた者は、最後になって投票することができる。ただし、投票管理者が再び投票所の

秩序を乱す虞がないと認めたときは、この限りでない。

(移動者の投票)

**第65条** 第23条に定める名簿作成の基準日の翌日以後に、選挙人が、所属する寺院・教会を他の組、他の教区へ移転した場合、選挙人は、名簿作成の基準日現在によって投票しなければならない。

(投票所出入者)

**第66条** 選挙人、投票管理者、投票立会人及び投票所の事務に従事する者でなければ投票所に入ることができない。

2 選挙人は、投票を終わったときは、直ちに投票所から退出しなければならない。

(投票所の秩序)

**第67条** 投票所において、演説討論をし若しくは喧嘩にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは、投票所外に退去せしめることができる。

(投票終了)

**第68条** 投票管理者は、投票所を閉じる時刻になったときは、その旨を告げて投票所の入口を閉じ、投票所にある選挙人の投票の終わるをまって、投票函を閉鎖しなければならない。

2 何人も、投票函を閉鎖した後は、投票をすることができない。

(投票函の送致)

**第69条** 投票管理者は、前条第1項の処置を終わったときは、投票函を別に定める方法により、開票の時刻までに選挙区の選挙管理会に送致しなければならない。この場合において、送致するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

(投票録)

**第70条** 投票管理者は、投票の日に投票録を作成し、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに署名押印しなければならない。

(投票録等の送致)

**第71条** 投票管理者は、投票録、残余の投票用紙、投票函の鍵及び投票用名簿を封筒に入れ、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに封緘押印し、別に定める方法により、開票の時刻までに選挙区の選挙管理会に送致しなければならない。この場合において、送致するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

(送致の遅延)

**第72条** 災害その他避けることができない事故のため、投票函並びに投票録等を入れた封筒を遅滞なく発送することができないときは、投票管理者は、すみやかに送致するための適切な処置をとらなければならない。

(投票函及び投票録等の保管)

**第73条** 選挙区の選挙管理会は、到達した投票函及び投票録等を入れた封筒を、包装封緘のまま開票の日まで厳重に保管しなければならない。

(不在者投票)

**第74条** 選挙人は、選挙の当日投票所に行くことができないときは、選挙の期日から数えて前4日から選挙の期日の前日までの間に、教務所において不在者投票をすることができる。

2 不在者投票をしたものは、これを変更することができない。

(不在者投票の立会)

**第75条** 選挙管理事務長のほか、会長、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員のうち2人は、前条の投票に立会わなければならない。選挙管理事務長に事故があるときは、予め指定した宗務役員に立会を代理させなければならない。

2 前条第1項の期間教務所の休日を廃する。

(不在者投票の方法)

**第76条** 不在者投票をしようとする選挙人は、第74条に定める期間に、午前7時から午後7時までの間に教務所に行き、投票用名簿の対照を経て、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載して特別投票函に入れなければならない。この場合、投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の特別投票函を、別に定める方法により、厳重に保管しなければならない。

(不在者投票の受付)

**第77条** 選挙区の選挙管理会は、不在者投票受付簿を備え、不在者投票をした者の氏名及びその所属する投票区、組、寺院・教会の名称並びに受付番号及び受付の日時を記載し、立会人の認印を得なければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙の期日の前日の午後7時に不在者投票の受付を締切らなければならない。

3 選挙管理事務長は、不在者投票受付簿の記載事項の末尾に、閉鎖の旨を記載して押印しなければならない。

(不在者投票者の宣言投票及び仮投票)

**第78条** 第61条及び第63条の規定は、不在者投票についても準用する。この場合、「投票

管理者」とあるは、「選挙管理事務長」と読み替えるものとする。

2 第60条第2項の規定に該当する場合についてもまた前項の規定に準ずる。

(郵便投票)

**第79条** 交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い投票区に属する選挙人の投票は、郵便によりこれを行う。

2 前項による投票区は、別表第3で定める。

**第80条** 前条以外の投票区であつて、交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い寺院、教会に属する選挙人の投票は、郵便によりこれを行う。

2 前項による寺院、教会は、別表第4で定める。

**第81条** 選挙区の選挙管理会は、第79条及び前条以外の選挙人であつて、宗務の都合によつて自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をし難い選挙人が、選挙区の選挙管理会に申請し、その申請を正当と認めた場合、その選挙人に郵便による投票を許すことができる。

2 前項に該当する者は、選挙の発令後、選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に許可申請書を書留郵便にて送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもつて、送達するものとする。

3 選挙区の選挙管理会は、第1項の許可をしたときは、直ちにその選挙人の所属する投票区の投票管理者にその旨を通知しなければならない。

**第81条の2** 選挙区の選挙管理会は、身体の故障により選挙人自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をし難い選挙人が、その事実を証明する書類を添付して、選挙区の選挙管理会に申請したときは、審査の上、その選挙人に郵便による投票を許すことができる。

2 前項の選挙人は、選挙の発令後、選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に許可申請書を書留郵便で送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもつて、送達するものとする。

3 選挙区の選挙管理会は、第1項の許可をしたときは、直ちにその選挙人の所属する投票区の投票管理者にその旨を通知しなければならない。

**第82条** 第79条から第81条の2までの規定による投票を郵便投票という。

2 郵便投票を行うと定められた選挙人は、郵便によるほか投票をすることができない。

(郵便投票用紙の発送)

**第83条** 選挙区の選挙管理会は、郵便投票を行う選挙人に対して、投票用紙、投票用封筒及び郵便投票用封筒を選挙の期日から数えて前8日までに、書留郵便で送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人に対しては、最善の方途をもつて、送達するものとする。

(郵便投票の方法)

**第84条** 郵便投票を行う選挙人は、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載し、投票用封筒に入れて封緘し、更に郵便用封筒に入れて封緘し、その裏面に住所、氏名、所属の組、寺院・教会の名称を記載して、選挙区の選挙管理会に対し、自ら書留郵便で送達しなければならない。ただし、第81条の2によつて郵便投票を許可された選挙人であつて、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載できない選挙人は、その記載及び送達を他の者に代行させることができる。

2 前項本文の送達について、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもつて、送達するものとする。

(郵便投票の受付)

**第85条** 選挙区の選挙管理会は、郵便投票受付簿を備えて、郵便投票の到着の都度、当該発信人の氏名及びその所属する投票区、組、寺院・教会の名称並びに受付番号及び受信の日時を記載し、選挙管理事務長が押印の後、封緘のまま特別投票函に入れなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙の日の午後7時に郵便投票の受付を締切らなければならない。

3 選挙管理事務長は、郵便投票受付簿の記載事項の末尾に、閉鎖の旨を記載して押印しなければならない。

(無効郵便投票)

**第86条** 次の各号に掲げる郵便投票は、無効とする。

- (1) 前条第2項の受付締切後到着したもの
- (2) 所定の封筒を用いないもの
- (3) 書留郵便で送達可能な地域に居住する選挙人が書留郵便以外の方法で送達したもの
- (4) 封筒に発信人の氏名の記載のないもの
- (5) 発信人の氏名の判明し難いもの
- (6) 書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人が最善の方途で送達しなかったもの

2 前項の判定は、選挙区の選挙管理会が行う。

3 無効郵便投票は、直ちにその旨を封筒に記載して、封緘のまま別に保存しなければならない。

(再投票)

**第87条** 災害その他避けることのできない理由

で投票を行うことができないとき、その他更に投票を行う必要があるときは、投票管理者は、直ちにその旨を選挙区の選挙管理会に報告しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の報告を受けたときは、別に期日を定めて投票を行わせなければならない。その期日は、報告を受けた日から20日以内でなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項の投票期日を投票管理者に通知し、遅くともその7日前までに投票区内に告知させなければならない。

(無投票)

**第88条** 候補者の数が選挙区の議員の定数を超えないとき、若しくは超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合、選挙区の選挙管理会は、その旨を告示し、併せてこれを投票管理者に通知しなければならない。

3 投票管理者は、前項の通知を受けたときは、その旨を投票区の寺院、教会に周知するため、適切な処置をとらなければならない。

(投票用紙及び封筒)

**第89条** 投票用紙、郵便投票用封筒及び投票用封筒は、別に定める様式による。

2 前項の投票用紙及び封筒は、選挙の期日の発令前に予め中央選挙管理委員会から選挙区の選挙管理会に送付しておかななければならない。

(投票用紙の配布)

**第90条** 選挙区の選挙管理会は、投票用紙を、少なくとも投票の前日までに到達するように、投票管理者に送付しなければならない。ただし、第88条の規定に該当する場合はこの限りでない。

#### 第10章 開票及び当選人の決定

(開票)

**第91条** 開票は、選挙区の選挙管理会が開票所で行う。

(期日)

**第92条** 開票は選挙の期日から数えて4日以内に行う。

2 選挙区の選挙管理会は、開票を行う日時を定め、選挙の期日から数えて前11日までに、これを告示しなければならない。

3 災害その他避けられない事故のため、前項の規定により定めた期日に開票を行うことができないときは、選挙区の選挙管理会は、更に期日を定め、すみやかにこれを周知させるため適切な処置をとらなければならない。

(開票所)

**第93条** 開票所は、教務所に設ける。

2 災害その他避けられない事故のため、教務所に設けることができないときは、選挙区の選挙管理会は、更に開票所を設置する場所を定め、すみやかにこれを周知させるため適切な処置をとらなければならない。

(開票の開始)

**第94条** 開票は、第69条及び第71条の規定による投票函及び投票録等がすべて到達しなければ行うことができない。

2 開票は、会長、選挙区の選挙管理会の委員全員及び選挙管理事務長が出席しなければならない。

(開票の参観)

**第95条** 選挙人は、選挙区の選挙管理会の許可を得て、開票を参観することができる。

(投票函及び投票録の点検)

**第96条** 選挙区の選挙管理会は、開票の当日開票所において各投票区ごとに投票函及び投票録を点検し、異状を認めるときは、その投票区の選挙又は投票の効力を判定しなければならない。

**第97条** 選挙区の選挙管理会は、前条以外の投票区及び前条により選挙又は投票が有効であると判定した投票区ごとに、投票函及び投票録を点検し、第60条、第63条及び第65条の規定に違反した投票のある投票区の投票函及び投票録は、これをそのまま保管しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項に該当しない投票区の投票函を開いて、仮投票の封筒の数と投票録に記載されている数との相違の有無を点検し、相違のあるときは、その投票区の投票及び投票録は、別に保管しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項に該当しない投票区の仮投票の封筒を点検し、それぞれ投票申立書と照合してその効力を点検し、第60条、第63条及び第65条の規定に違反した投票は、これを受理することができない。

4 選挙区の選挙管理会は、前項の規定によって受理しないと決定した投票は、投票として扱わず、そのまま別に保管しなければならない。

(投票数の点検)

**第98条** 選挙区の選挙管理会は、第96条、前条第1項及び第2項の規定に該当しない投票区ごとに、前条によって受理を決定した仮投票の封筒を開封し、その投票区の他の投票とともに投票録に対照して、それぞれの投票の数と投票者の数(前条により受理と決定された仮投票をした者を含む。)との相違を点検しなければならない。この場合において、仮投票の開封の結果、投票1票のほかにも他のものが封入されてい

たときは、前条第4項の規定を準用する。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の点検の結果、投票が投票者の数より多いときは、その投票区の投票は、そのまま別に保管しなければならない。

(不在者投票の点検)

**第99条** 選挙区の選挙管理会は、不在者投票受付簿と特別投票函を点検し、異状を認めた場合は、これをそのまま保管しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の点検の結果異状がないと認めるときは、特別投票函を開いて、不在者投票受付簿と投票用紙の数との相違を点検し、投票が投票者の数より多いときは、その投票を別に保管しなければならない。

(郵便投票の開封)

**第100条** 選挙区の選挙管理会は、郵便投票受付簿と郵便投票とを対照して、異状の有無を点検しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の点検の結果、郵便投票受付簿に記載されていない投票及び第84条の規定に違反した投票は、これをそれぞれ別に保管しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項の規定に該当しない郵便投票の郵便封筒を開封し、投票用封筒を開封しないで1箇の投票函に入れなければならない。

(開票)

**第101条** 選挙区の選挙管理会は、前3条の点検の結果、異状を認めない投票を混交して、これを開票し、その効力を判定しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、第97条第1項又は第2項若しくは第98条第2項の規定に該当した投票区の投票を、第97条第2項から第4項まで、第98条第1項及び前項の規定に準じて開票し、その効力を判定しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、第99条第2項の規定による不在者投票及び第100条第2項の規定による郵便投票を、前各項の規定に準じて開票し、その効力を判定しなければならない。

4 前3項の投票は、これをそれぞれ別に保管しなければならない。

(投票効力の判定)

**第102条** 投票の効力は、選挙区の選挙管理会が判定する。

2 前項の判定に対しては、開票所においては異議を申立てることができない。

(無効投票)

**第103条** 次に掲げる各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 2人以上の議員候補者の氏名を記載したもの

(4) 議員候補者の氏名のほかに他のことを記載したもの。ただし、職名・身分・敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(5) 議員候補者の氏名を記載しないもの

(6) 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

2 前項第6号の判定については、前条の規定を適用する。

(当選人の決定)

**第104条** 選挙区の選挙管理会は、各候補者について有効得票数を合計し、有効投票の最多数を得たものから当選人を定める。

2 その選挙区の議員の定数で投票の総数(第97条第3項及び第98条第1項後段の規定に該当する投票を含まない。)を除いて得票数の4分の1以上の有効得票数がないものは、当選人とすることができない。

3 当選人及び次点者の順位は、有効得票数の多いものを先順位とし、有効得票数が同じときは、選挙区の選挙管理会がくじで定める。

4 次に掲げる各号のいずれかに該当する選挙区は、当選人を定めることができない。

(1) 第97条第1項又は第2項若しくは第98条第2項の規定に該当する投票区のあるとき、第101条第2項の開票の結果、違反又は異状のある投票数が当選人及び次点者の決定に異動を及ぼす場合

(2) 第96条の規定により選挙又は投票の無効を判定した投票区のある場合

5 第99条第2項の規定に該当する不在者投票で、第101条第3項の開票の結果、違反又は異状のある投票数が当選人及び次点者の決定に異動を及ぼす場合は、当選人を定めることができない。

(当選人の失格)

**第105条** 当選人が選挙期日の後に被選挙資格を失ったとき又は推薦届出人及び事務長がその選挙に関し、謹慎以上の懲戒に処せられたときは、当選の効力を失う。

(無投票当選)

**第106条** 選挙区の選挙管理会は、第88条第1項の規定によって投票を行わないときは、候補者の数が、その選挙で選出する議員の数に等しい場合は選挙の期日に候補者をもって当選人と定め、満たない場合は当選人を定めることができない。

(当選人の告示)

**第107条** 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、直ちにその氏名を告示し、併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(選挙録の作成)

**第108条** 選挙区の選挙管理会は、選挙録正副2通を作成し、会長及び選挙区の選挙管理委員全員並びに選挙管理事務長とともに署名押印し、併せてその副本を中央選挙管理委員会に送付しなければならない。

(当選証書の交付)

**第109条** 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、当選人に当選証書を交付する。

(関係文書の保存)

**第110条** 投票、不在者投票受付簿、郵便投票に用いた封筒、郵便投票受付簿、仮投票に用いた封筒、選挙録の正本及び投票録は、議員の任期中教務所に保存しなければならない。投票は、有効及び無効を区別するものとする。

(定数不足の処置)

**第111条** 選挙区の選挙管理会は、当選人がないとき又はなくなったとき若しくは当選人がその選挙において選出する議員の定数に満たないとき又は満たなくなったときは、直ちにその旨を告示し併せて中央選挙管理委員会にこれを報告しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の場合、その事由が第34条第1項第1号によるときは選挙の日から、同条第1項第2号によるときは開票の日から数えて30日以内に、それぞれ再選挙を行わなければならない。

3 第34条第1項第3号によるときはその事由の生じた日から、同条第1項第4号及び第5号によるときは異議の裁決又は判定があった日から数えて40日以内に、それぞれ再選挙を行わなければならない。

4 選挙区の選挙管理会は、前2項の規定による選挙の期日を定めて、宗務総長の承認を得なければならない。

5 宗務総長は、第2項による選挙を行う場合は、再選挙の期日を少なくとも選挙の期日から数えて前20日までに発令し、すみやかに選挙区の選挙管理会に、選挙の期日及び立候補期間を告示させなければならない。

6 宗務総長は、第3項による選挙を行う場合は、再選挙の期日を少なくとも選挙の期日から数えて前25日までに発令し、すみやかに選挙区の選挙管理会に、選挙の期日、名簿の縦覧期間、異議申立期間及び立候補期間を告示させなければならない。

(投票区の再投票)

**第112条** 選挙区の選挙管理会は、第104条第4項各号のいずれかに該当する場合は、前条の手に準じて、その投票区に対して、すみやかに再投票を命じなければならない。

(全ての投票区の再投票)

**第112条の2** 選挙区の選挙管理会は、第104条第5項に該当する場合は、直ちにその旨を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたときは、中央選挙管理委員会は、当該選挙区の選挙管理会に対して、すみやかに全ての投票区の再投票を命じなければならない。この場合、第74条の規定による不在者投票をした者及び第79条から第82条までの規定による郵便投票をした者についても同様とする。

3 前項の再投票は、この条例の投票に関する規定を準用する。

#### 第11章 異議申立及び裁決

(異議申立)

**第113条** 選挙の効力に関して異議のある選挙人は、選挙区の選挙管理会を相手として、選挙の期日から数えて20日以内に、審問院にその理由を申立て裁決を求めることができる。

**第114条** 当選の効力に関して異議のある候補者、推薦届出人又は事務長は、当選人又は選挙区の選挙管理会を相手として、選挙の日から20日以内に、審問院にその事由を申立て裁決を求めることができる。

**第114条の2** 書留郵便で送達できない地域から郵便投票を行うことが許可された者であって、最善の方途をもってしてもなお送達することができず、郵便投票を行えなかったこと、又は郵便投票が第86条第2項の規定により無効と判定されたことを理由として、当該選挙又は当選の無効を申し立てることはできない。

(選挙及び当選の無効の裁決又は判定)

**第115条** 審問院は、選挙の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めるときは、選挙の結果に異動を及ぼす虞のある場合を限り、その選挙の全部又は一部の無効を裁決し又は判定しなければならない。

**第116条** 審問院は、当選の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めるときは、当選の効力の判定又は選挙無効の裁決をしなければならない。

(判定及び裁決の通知)

**第117条** 宗務総長は、異議申立の判定及び裁

決について、審問院から報告を受けた場合、直ちにその旨を宗議会議長に通知しなければならない。

(異議申立の処理)

**第118条** 審問院は、異議の申立を受理したときは、他の事件の順序にかかわらず、すみやかに裁決しなければならない。

### 第12章 懲戒

(買収、利害誘導及び投票偽造増減等の非違)

**第119条** 次の各号に掲げる行為をした者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

- (1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供応をし、及びこれを受け、並びにこれらの約束若しくは申込又は承諾をしたとき
- (2) 第1号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をしたとき
- (3) 候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し、又は当選を辞させる目的で、当選人に対し、及びこれらの目的で、それぞれの所属する寺院、教会に対し、第1号及び第2号の行為をしたとき
- (4) 第1号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院、教会に対し金品を贈与したとき
- (5) 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき
- (6) 氏名を詐称し又は詐偽の方法をもって、投票し又は投票しようとしたとき
- (7) 投票を偽造し又はその数を増減したとき
- (8) 選挙録、投票録又は選挙に関する表簿を変造又は偽造若しくは破棄したとき

(選挙の自由妨害等の非違)

**第120条** 次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

- (1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をしたとき
- (2) 第1号にいう目的と同じ目的で、第50条及び第50条の2に定めるもの以外の演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をしたとき
- (3) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害したとき
- (4) 選挙運動をすることができない者に運動行為をさせたとき
- (5) 選挙人に、投票のために便宜を供与したとき

(名簿の情報の目的外使用等の非違)

**第120条の2** 第28条の2の規定により提供された名簿の情報を選挙運動以外の目的に使用した者及び当該情報を適切に廃棄しなかった者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

(虚偽事項の公表等の非違)

**第121条** 次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

- (1) 第42条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、郵便、電報その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示したとき
- (2) 第1号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して虚偽の事項を公にしたとき
- (3) 候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をしたとき、及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害したとき

(役職務利用による非違)

**第122条** 候補者である宗務総長及び参務であつて、自らのための選挙運動をする者を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が選挙運動をしたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

2 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、組長、副組長並びに査察委員である者が選挙運動をしたときも、また同様とする。

(職権乱用の非違)

**第123条** 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が、その地位を利用して、これらの役職にある者に対し、選挙運動をし又はさせたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

(不正郵便投票の非違)

**第123条の2** 第81条による郵便投票の申請に虚偽があつたとき、又は郵便投票に関して不正があつたときは、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

(期間外運動の非違)

**第124条** 第41条に定める期間の後選挙運動をした者は、軽懲戒に処する。

2 立候補届出前に選挙運動をした者も、また同様とする。

(挨拶行為の非違)

**第125条** 選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、第119条、第120条及び第121条それぞれの各号のいずれかに該当する行為をした者は、それぞれその本条の定に準じて、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

(暴力による非違)

**第126条** 投票函又は関係書類を破損し、奪取し、若しくは抑留し、及びその送致並びに保管を妨げた者は、軽懲戒に処する。

2 選挙事務関係者又は施設等に対して、暴行を加えた者もまた同様とする。

(選挙運動者以外の者の運動の非違)

**第127条** 第42条に定める以外の者が選挙運動をし、若しくはこれに選挙運動をさせた者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

(事務長、選挙事務所及び運動員の設置に関する非違)

**第128条** 第43条、第44条及び第45条の規定に違反した者は、その軽重に従って、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

(開票所又は投票所の秩序を乱した非違)

**第129条** 開票所又は投票所において、演説討論をし若しくは喧嘩にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他秩序を乱した者は、謹慎又は譴責に処する。

(職務違反)

**第130条** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、選挙管理事務長、投票管理者、投票立会人、教務所長、組長、副組長並びに選挙事務に従事する宗務役員が選挙に関し故意にその職務の執行を怠り又はその職権を乱用して選挙の自由を妨害したときは、軽懲戒又は謹慎に処する。

(非違及び違反事件の処理)

**第131条** 当選人にかかる本章に掲げる非違行為に関する申告及びその判定は、他の事件の順序にかかわらず、すみやかにこれをするよう努めなければならない。

### 第13章 補則

(議員の任期の起算)

**第132条** 議員の任期は、総選挙の期日から起算する。ただし、任期満了による総選挙が議員の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(達令への委任)

**第133条** この条例を施行するために必要な事

項は、達令でこれを定める。

### 附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、組織されていた選挙管理会は、この条例により組織されている選挙管理会とみなし、選挙管理会長及び管理委員並びにその補充員であった者は、この条例による選挙管理会長及び管理委員並びにその補充員とみなす。なお、管理委員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 3 1991年6月30日現在、宗議会議員であった者は、この条例により宗議会議員に選出されているものとみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 4 1991年6月30日現在、組織されていた選挙管理審議会は、この条例により組織されている選挙管理審議会とみなし、選挙管理審議会長及び審議員であった者は、この条例による選挙管理審議会長及び審議員とみなす。なお、審議員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 5 教区会議員選挙条例（1986年条例公示第8号）第8条中「宗議会議員選挙条例（1961年条例第99号。以下「宗選条例」という。）」を「宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号。以下「宗選条例」という。）」に、第17条中「宗選条例第90条第2項」を「宗選条例第104条第2項」に、第18条第1項中「教区制（1947年条例第10号）第11条第1項」を「教区制（1991年条例公示第8号）第12条第1項」に、第20条第3項中「宗選条例第26条及び第27条」を「宗選条例第38条及び第39条」に、第21条中「宗選条例第29条から第34条まで並びに第36条及び第39条」を「宗選条例第41条から第46条まで並びに第48条及び第51条」に、第24条中「宗選条例第40条から第73条まで並びに第74条第1項及び第75条」を「宗選条例第52条から第88条まで並びに第89条第1項及び第90条」に、第25条中「宗選条例第76条から第89条まで」を「宗選条例第91条から第103条まで」に、第26条中「宗選条例第90条から第92条まで」を「宗選条例第104条から第106条まで」に、「同条例第90条第1項及び第2項」を「同条例第104条第1項及び第2項」に、第29条中「宗選条例第96条から第98条まで」を「宗選条例第110条から第112条まで」に、「同条例第97条第3項」を「同条例第111



条第3項」に、第30条中「宗選条例第99条から第103条まで及び第105条」を「宗選条例第113条から第116条まで及び第118条」に、第31条中「宗選条例第106条から第108条まで及び第110条から第118条まで」を「宗選条例第119条から第121条まで及び第123条から第131条まで」に、それぞれ改める。

附 則 (1993年6月21日条例公示第6号)  
この条例は、1993年7月1日から施行する。

附 則 (1997年6月13日条例公示第3号)  
この条例は、1997年7月1日から施行する。

- 附 則 (2000年6月27日条例公示第1号)
- 1 この条例は、2001年7月1日から施行する。
  - 2 第7条の2第1項に規定する中央選挙管理委員会の委員の選定の手続は、前項に定める施行日前にこれを行うことができる。

附 則 (2004年6月28日条例公示第2号)  
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則 (2005年6月28日条例公示第2号)  
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則 (2006年6月28日条例公示第1号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2007年6月28日条例公示第2号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2008年6月27日条例公示第1号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2009年6月29日条例公示第1号)  
この条例は、2009年7月1日から施行する。

附 則 (2013年6月28日条例公示第1号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2016年6月24日条例公示第3号)  
この条例は、2017年7月1日から施行する。  
ただし、第8条、第11条及び第19条の2の規定は、公示の日から施行する。

附 則 (2017年6月28日条例公示第2号)  
この条例は、2017年7月1日から施行する。

附 則 (2018年6月25日条例公示第1号)  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則 (2018年6月25日条例公示第3号) 抄  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第1号) 抄  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第2号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2022年6月28日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2022年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2023年7月1日から施行する。

別表第1 (第5条)

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
北海道	北海道教区	4人
東北	東北教区	3人
東京	東京教区	3人
新潟	新潟教区	5人
富山	富山教区	5人
能登	能登教区	3人
金沢	金沢教区	3人
小松大聖寺	小松大聖寺教区	2人
福井	福井教区	2人
岐阜高山	岐阜高山教区	3人
大垣	大垣教区	3人
岡崎	岡崎教区	3人
名古屋	名古屋教区	5人
三重	三重教区	1人
長浜	長浜教区	2人
京都	京都教区	4人
大阪	大阪教区	4人
山陽	山陽教区	2人
四国	四国教区	1人
九州	九州教区	7人

別表第2 (第6条)

所属する選挙区	投票区の名	投票の区域	投票所を設置する地域
北海道	函館	第1組	函館市
	檜山	第2組	二海郡八雲町
	蘭越	南第3組	磯谷郡蘭越町
	小樽	北第3組	小樽市
	札幌	第4・8組	札幌市
	滝川	第5組	滝川市
	富良野	第6組	富良野市
	岩見沢	第7組	岩見沢市
	室蘭	第9組	室蘭市
	日高	第10組	日高郡
	深川	第11組	深川市
	留萌	第12組	苫前郡
	名寄	第13組	名寄市
	稚内	第14組	稚内市
	紋別	第15組	紋別市
	旭川	第16組	旭川市
	十勝	第17・18組	帯広市
	網走	第19組	網走郡
	釧路	第20組	釧路市
	東北	津軽	青森県第1組
青森		青森県第2組	青森市
野辺地		青森県第3組	上北郡野辺地町
能代		秋田県北組	能代市
秋田		秋田県中央・西組	秋田市
六郷		秋田県南組	仙北郡美郷町
山形		山形第1・2・4組	山形市
米沢		山形第3組	米沢市
村山		山形第5・6・7組	村山市
酒田		山形第8・9・10組	酒田市
東京	盛岡	盛岡組	盛岡市
	花巻	花巻組	花巻市
	気仙	気仙組	大船渡市
	仙台	仙台・仙南組	仙台市
	会津	会津組	会津若松市
	中	中組	二本松市
	浜	浜組	双葉郡浪江町
	坂東	茨城1組	坂東市
	水戸	茨城2組	水戸市
	群馬	群馬組	前橋市
栃木	栃木組	宇都宮市	

東京	埼玉・千葉組	東京1・2・3・4・5・6・7・8組	東京都台東区
	神奈川	横浜・川崎・三浦・湘南組	横浜市
	山梨	山梨組	甲府市
	長野	長野1・2・3・4組	長野市
新潟	中南信	長野5・6組	東京都練馬区
	長岡	第10・14・24組、中越11・12・13組	長岡市
	三条	第15・16・18組	三条市
	新潟	第17・19・20・21・22・23組	新潟市
富山	佐渡	佐渡組	三条市
	高田	第1・2・3・4・5・6・7・8組、高田11・12・13組	上越市
	富山	第9・10・11組	富山市
	黒部	第12・13組	黒部市
能登	砺波	第1・2・3・4組	砺波市
	高岡	第5・6・7・8組	高岡市
	羽咋	第1・2・3・浜方・三山方・4組	羽咋市
	鳳至	第5・6・7組、鶴川・穴水組	鳳珠郡穴水町
金沢	珠洲	第8・10組	珠洲市
	七尾	第11・12・13・14組	七尾市
	金沢	金沢教区全域	金沢市
	小松大聖寺	小松第2組、大聖寺第1組	小松市、加賀市
福井	福井	第1・2・3・4・5・6・8・9・10組	福井市
	大野	第7組	大野市
岐阜高山	高山	高山1・2組、吉城・清見・益田・朝日高根組	高山市
	荏白川	荏白川組	大野郡白川村
	岐阜	第1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11組	岐阜市
大垣	東濃郡上	第12・16組、第13・14・15組	多治見市、郡上市
	大垣	第1・2・3・4・5・6・7・10・11組	大垣市
	揖斐	第8・9組	揖斐郡揖斐川町
岡崎	養老	第12・13・14・15組	養老郡養老町
	海津	第16・17・18組	海津市
	岡崎	第1・2・3・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・23・30組、幸田・六ツ美組	岡崎市
	豊橋	第4・5・6組	豊橋市
名古屋	豊田	第24・25・26・27・28組、高岡・松平組	豊田市
	静岡	第31・32・33・34・35組	静岡市
	名古屋	第1・2・3・15・17・18・19・20・21・22・23・25・26・30・31・32組	名古屋市中区
三重	一宮	第4・5・6・7・8・9・16・24・28・29組	一宮市
	津島	第10・11・12・13・14・27組	津島市
長浜	桑名	桑名・長島・員弁・三講・三重・四日市組	桑名市
	津	中勢1・2組、伊賀組	津市
京都	松阪	南勢1・2組	松阪市
	長浜	第12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24組	長浜市
	敦賀	敦賀組	敦賀市
	若狭	若狭第1・2組	小浜市
湖西	京都	近江第1・2・3・4・5組、山城第1・2・3・4・5組	京都市下京区
	湖東	近江第6・7・8・9・10・11組	東近江市
	湖西	近江第25東・25西・26組	高島市
	丹波	丹波第1・2組	南丹市
山陰	但馬	丹波第3組、但馬組	福知山市
	因伯・出雲組		松江市

(第四編) 宗議會議員選挙条例

(第四編) 宗議會議員選挙条例

大阪	石見	石東・石西組	浜田市
	奈良	第24・25・26・27組	大和高田市
山陽	大阪	第1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23組	大阪市
	神戸	神戸組 第6組	神戸市兵庫区
	姫路	第1・2・3・4・5・7組 赤穂組	姫路市
	福山	備後組	福山市
四国	広島	安芸南組	広島市
	山陽	美作・備中・芸備・安芸北組	姫路市
九州	高松	東讃第一・東讃・中讃・西讃組	高松市
	四国	東予・松山・宇和島・阿波・土佐組	高松市
	四日市	宇佐・豊前津津・京都・田川・日田次組	宇佐市
	大分	大分東・大分別府・奥豊後組	大分市
	筑前	福岡組	福岡市
	久留米	久留米三井・三井西・浮羽・八女・三潞・山門西・山門東・唐津組	久留米市
	大牟田	大牟田三池組	大牟田市
	長崎	長崎組	長崎市
	熊本	熊本中・熊本北・熊本西・熊本南組	熊本市
	阿蘇	熊本東組	阿蘇市
鹿児島	鹿児島組	鹿児島市	
宮崎	宮崎組	都城市	

別表第3 (第79条)

所属する選挙区	郵便投票を行う投票区
東京選挙区	中南信投票区
新潟 同	佐渡 同
山陽 同	山陽 同
四国 同	四国 同

別表第4 (第80条)

選挙区	投票区	組	郵便による投票を行う選挙人の属する寺院・教会	所在地	備考
北海道	檜山	第2組	法隆寺	奥尻郡奥尻町青苗	
			順行寺	同 同 宮津	
	稚内	第14組	興徳寺	苫前郡阿波野町天売	
			本浄寺	利尻郡利尻富士町鷺泊	
			大安寺	同 利尻町杵形	
			西圓寺	同 同 仙法志	
			眞立寺	同 利尻富士町鬼脇	
			共同寺	同 同 同	
			禮香寺	礼文郡礼文町香深村	
			北教寺	同 同 船泊村	
東北	津軽	青森第1組	西願寺	青森県北津軽郡中泊町小泊	
			願龍寺	同 五所川原市十三古中道	
	野辺地	青森第3組	法性寺	同 下北郡左井村佐井	
			法香寺	同 同 大間町大間	
			憶念寺	同 むつ市川内町川内	
			正覺寺	同 同 脇野沢桂沢	

酒田	山形第8組	圓稱寺	山形県最上郡金山町金山 ◆12月1日から翌年4月30日まで	
		應住寺	同 同 最上町本城 ◆同	
		顯行寺	同 同 鮎川村京塚 ◆同	
		光明寺	同 同 大蔵村清水 ◆同	
盛岡	盛岡組	善林寺	岩手県宮古市光岸地	
		永光寺	同 同 田代	
		松江寺	同 下閉伊郡山田町八幡町	
花巻	花巻組	寂靜寺	同 一関市花泉町油島	
		碧祥寺	同 和賀郡西和賀町沢内太田	
会津	会津組	寶樹寺	同 釜石市天神町	
		光照寺	福島県南会津郡南会津町湯ノ花	
中	中組	光源寺	同 東白川郡矢祭町東館山野井	
		法林寺	同 同 同 小田川	
浜	浜組	淨願寺	同 いわき市三和町中三坂	
水戸	茨城2組	寶善寺	茨城県神栖市波崎	
		西円寺	同 潮来市潮来	
		照願寺	同 常陸大宮市鷺子	
		宗圓寺	同 同 同	
栃木	栃木組	法龍寺	同 久慈郡大子町上金沢	
		林照寺	栃木県日光市足尾町	
東京	埼玉組	專徳寺	同 同 同	
		西廣寺	埼玉県本庄市	
		勝善寺	千葉県南房総市二部	
東京	千葉組	福藏寺	同 安房郡鋸南町岩井袋	
		圓龍寺	同 富津市花香谷	
		萬福寺	神奈川県足柄下郡箱根町	
東京	湘南組	本光寺	同 足柄上郡開成町宮台	
		淨蓮寺	長野県長野市山田中 ■12月1日から翌年3月31日まで	
東京	長野	長野1組	專勝寺	同 同 戸隠豊岡 ■同
			妙福寺	同 上水内郡飯綱町芋川 ■同
		長野4組	正定寺	同 同 同 赤塩 ■同
			德満寺	同 同 同 牟礼 ■同
			證念寺	同 同 同 同 ■同
			玉蓮寺	同 同 同 小玉 ■同
			願法寺	同 同 同 古町 ■同
			悲願寺	同 同 同 黒川 ■同
			佛性寺	同 同 信濃町穂波 ■同
			行善寺	同 同 同 古間 ■同
新潟	長岡	第14組	廣照寺	新潟県長岡市山古志種芋原 ■12月1日から翌年3月31日まで
			西永寺	同 十日町市上野 ■同
	長岡	第24組	榮行寺	同 同 水口沢 ■同
			正念寺	同 同 神明町 ■同
			最勝寺	同 同 同 ■同
			專明寺	同 魚沼市和田 ■同

(第四編) 宗議會議員選挙条例

(第四編) 宗議會議員選挙条例

(第四編) 宗議会議員選挙条例

高田	第3組	萬行寺	同	魚沼市中島	■同	
		極樂寺	同	南魚沼市六日町	■同	
		淨念寺	同	上越市名立区小田島	■同	
	第7組	聞稱寺	同	同 大谷	■同	
		淨嚴寺	同	同 桶海	■同	
	高田11組	法定寺	同	同 浦川原区法定寺	■同	
		通願寺	同	同 同 坪野	■同	
		高德寺	同	同 安塚区坊金	■同	
		妙玄寺	同	同 同 真荻平	■同	
		高源寺	同	同 大島区仁上	■同	
		真養寺	同	同 同 同	■同	
		了慧寺	同	同 同 上達	■同	
		照源寺	同	同 同 嶺	■同	
	大嚴寺	同	十日町市浦田	■同		
	小松	第2組	東林寺	石川県白山市桑島 ■12月1日から翌年3月31日まで		
聖得寺			同	同 白峰	■同	
行勸寺			同	同 同	■同	
林西寺			同	同 同	■同	
真成寺			同	同 同	■同	
威徳寺			同	岐阜県郡上市白鳥町石徹白		
福井	大野	圓周寺	同	同 同 同		
		源了寺	同	関市板取 ■12月1日から翌年3月31日まで		
岐阜高山	岐阜	龍泉寺	同	同 同	■同	
		靈仙寺	同	恵那市冲野方町	■同	
	東濃	法誓寺	同	加茂郡八百津町久田見	■同	
		郡上	眞觀寺	同	郡上市高鷲町鮎立	■同
養泉寺	同		同 明宝大谷	■同		
京都	丹波第1組	最尊寺	同	京都府南丹市美山町鶴ヶ丘	■同	
		唯然寺	同	同 同 高野	■同	
		満林寺	同	同 同 同	■同	
		善西寺	同	同 同 大野	■同	
		正願寺	同	同 同 島	■同	
		頓乗寺	同	同 同 下吉田	■同	
		西乗寺	同	同 同 下平屋	■同	
		教誓寺	同	同 同 上平屋	■同	
		正覺寺	同	同 同 安掛	■同	
		覺了寺	同	同 同 荒倉	■同	
		光瑞寺	同	同 同 内久保	■同	
		最勝寺	同	同 同 佐々里	■同	
		山陰	出雲組	蓮光寺	同	島根県隠岐郡隠岐の島町西町
	海土教会			同	同 海土町海土	
大阪	大阪	第23組	淨泉寺	和歌山県新宮市新宮		

神戶	第6組	淨泉寺	同	兵庫県本州市栄町四丁目		
		重恩寺	同	同 南あわじ市福良		
		永願寺	同	同 同 阿那賀		
山陽	福山	備後組	明行寺	広島県世羅郡世羅町賀茂		
		広島	安芸南組	教專寺	山口県岩国市美和町西畑	
弘誓寺	同			同 同 佐坂		
西榮寺	同			同 同 柱島		
四国	高松	西讃組	光顯寺	香川県三豊市山本町大野		
			養林寺	同	同 同 同	
九州	長崎	長崎組	真宗寺	長崎県南松浦郡漸上五島町奈良尾郷		
			善行寺	同	西海市崎戸町江島	
			淨専寺	同	同 同 平島	
			憶念寺	同	南松浦郡漸上五島町有川郷	
	熊本	熊本西組	鎮道寺	同	熊本県天草郡苓北町富岡	
			興教寺	同	同 坂瀬川字中郷	
			光蓮寺	同	天草市佐伊津町	
			東光寺	同	同 浄南町	
			正教寺	同	同 新市町碓石字毛生	
			安養寺	同	同 河津町河浦	
阿蘇	熊本東組	直入寺	同	同 同 崎津		
		了蓮寺	同	阿蘇郡高森町上色見 ■12月1日から翌年3月31日まで		
		光西寺	同	上益城郡山都町柏	■同	
		玄德寺	同	阿蘇郡南小国町中原	■同	
		明蓮寺	同	同 同 満願寺	■同	
鹿児島	鹿児島組	玉岑寺	同	同 小国町北里	■同	
		長蓮寺	同	同 同 宮原	■同	
		德船寺	同	鹿児島県薩摩川内市鹿児島町藪牟田		
		長光寺	同	同 同 下鶴町長浜		
		大照寺	同	同 同 同 手打		
		西淨寺	同	同 同 同 瀬々野浦		
		眞光寺	同	出水郡長島町獅子島		
		正覺寺	同	同 同 同 浦底		
		萬徳寺	同	同 西之表市西之表		
		願船寺	同	同 熊毛郡屋久島町一湊		
宮崎	宮崎組	大島寺	同	奄美市名瀬伊津留町		
		眞教寺	同	沖縄県那覇市西二丁目		
		光勝寺	同	宮崎県延岡市中央通二丁目		
		誓敬寺	同	同 大貫町四丁目		
		永覚寺	同	同 伊弉町		
		觀音寺	同	同 西臼杵郡高千穂町田原		
昭光寺	同	同 児湯郡川南町川南				
報徳寺	同	同 東諸県郡薩埵町南俣				

(第四編) 宗議会議員選挙条例

# 東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例

(2013年6月28日条例公示第2号)

改正 2017年6月28日条例公示3

(目的)

**第1条** この条例は、宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号。以下同じ。）第30条、第31条、第33条及び第34条に規定する選挙の実施に際し、東日本大震災に伴う投票所の設置及び郵便投票について特例を定め、選挙の実施を円滑ならしめることを目的とする。

(投票所の変更の特例)

**第2条** 選挙区の選挙管理会は、東日本大震災の影響により宗議会議員選挙条例第6条第2項に定める地域に投票所を設置することができないと認めるときは、多数の選挙人の投票の利便を考慮して、選挙の期日から数えて前24日までに投票所を設置する地域を変更し投票所を定めることができる。

2 選挙区の選挙管理会は、前項により投票所を設置したときは、遅滞なく投票区内の選挙人に通知するとともに中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(郵便投票の許可の特例)

**第3条** 選挙区の選挙管理会は、東日本大震災の影響により自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をし難い選挙人が、選挙区の選挙管理会に申請し、その申請を正当と認めた場合、その選挙人に郵便による投票を許すことができる。

2 前項の郵便投票の申請をしようとする選挙人は、選挙の発令後、選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に許可申請書を書留郵便で送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもって、送達するものとする。

3 前項の許可申請書は、別記様式によるものとする。

4 選挙区の選挙管理会は、第1項の許可をしたときは、直ちにその選挙人の所属する投票区の投票管理者にその旨を通知しなければならない。

(特例の周知)

**第4条** 選挙区の選挙管理会は、この条例に定める特例について、適切な方途により、選挙区の選挙人に周知しなければならない。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2017年6月28日条例公示第3号)

この条例は、2017年7月1日から施行する。

様式

年 月 日	
選挙区選挙管理会御中	
教区 組 寺・教会 (住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)	
申請人氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
郵便投票許可申請書	
下記事由により、年 月 日施行の宗議会議員選挙において、東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例第3条の規定に基づき郵便投票を許可くださるよう申請します。	
記	
1 現住所 (送付先)	
2 所属投票区	選挙区 投票区
3 事由	
以上	

(第四編) 東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例

(第四編) 東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う宗議会議員選挙の不在者投票の特例に関する臨時措置条例

(2021年6月30日条例公示第3号)

(目的)

**第1条** この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号。以下同じ。）第30条、第31条、第33条及び第34条に規定する選挙における不在者投票の実施について特例を定め、選挙の実施を円滑ならしめることを目的とする。

(不在者投票の特例)

**第2条** 選挙区の選挙管理会は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から特に必要と認めたときは、宗議会議員選挙条例第74条の規定にかかわらず、教務所のほかに不在者投票所を臨時に設置することができる。

2 前項による臨時の不在者投票所は、多数の選挙人の投票の利便を考慮して選定しなければならない。ただし、宗議会議員選挙条例第42条に定める者の所属する寺院・教会及び同条例第44条に定める選挙事務所を設置した場所は避けるよう努めなければならない。

3 臨時の不在者投票所における不在者投票の実施は、選挙の期日から数えて前3日から選挙の期日の前日までに限るものとし、選挙区の選挙管理会は、投票所ごとに投票を行うことができる選挙人を、投票区を単位として指定する。

4 選挙区の選挙管理会は、臨時の不在者投票所の設置を決定したときは、選挙の期日から数えて前9日までに必要な事項を告示し、選挙区の選挙人への周知を図らなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

**第3条** 臨時の不在者投票所を設置するときは、選挙区の選挙管理会は、選挙の期日から数えて前6日までに、投票管理者及び投票立会人を投票所ごとに指定しなければならない。

2 前項に定める投票管理者及び投票立会人の指定、職務、権限及び責任は、この条例に特に規定する事項を除き、宗議会議員選挙条例の規定を準用する。

(投票用紙等の送付)

**第4条** 選挙区の選挙管理会は、臨時の不在者投票所における不在者投票の期日の前日までに、特別投票函、不在者投票受付簿、投票用紙及び

投票用封筒にその目録を添えて、確実な方法で投票管理者に送致しなければならない。ただし、選挙係がこれを持参することを妨げない。

2 臨時の不在者投票所における不在者投票受付簿は、別記様式によって作成するものとする。  
(投票)

**第5条** 臨時の不在者投票所は、午前8時に開き、午後6時に閉じる。

2 臨時の不在者投票所における不在者投票は、宗議会議員選挙条例の規定を準用してこれを行う。この場合、「教務所」とあるは「臨時の不在者投票所」と、「選挙区の選挙管理会」又は「選挙管理事務長」とあるは「投票管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 選挙区の選挙管理会及び臨時の不在者投票所における投票管理者は、それぞれの投票所において不在者投票を行った者に関する情報を随時共有し、投票の重複を避けなければならない。

4 臨時の不在者投票所には、選挙管理事務長が指定した2人以内の選挙係を置き、選挙事務に当たらせるものとする。

(投票締切後の処置)

**第6条** 臨時の不在者投票所における投票締切後の処置は、宗議会議員選挙条例第69条から第72条までの規定に準じてこれを行う。この場合、「投票函」とあるは「特別投票函」と、「投票録」とあるは「不在者投票受付簿」とそれぞれ読み替えるものとする。

(特別投票函の点検及び開票)

**第7条** 臨時の不在者投票所の特別投票函の点検及び開票は、宗議会議員選挙条例の規定を準用してこれを行う。

(疑義の決定)

**第8条** 選挙管理事務長は、この条例に定める不在者投票について疑義が生じたときは、中央選挙管理委員会に解釈を求めることができる。

## 附 則

この条例は、公示の日から施行する。

## 様式（不在者投票受付簿）

受付番号	受付日時	氏名	所属寺院又は教会	組	投票区	立会人押印	備考

(宗議会議員選挙条例第77条第3項による末尾記載事項)

年 月 日閉鎖

〇〇 (臨時の不在者投票所) 投票管理者

印

(第四編) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う宗議会議員選挙の不在者投票の特例に関する臨時措置条例

(第四編) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う宗議会議員選挙の不在者投票の特例に関する臨時措置条例

# 宗議会議員選挙条例施行条規

（1991年6月29日達令公示第7号）

- 改正
- ① 1994年 6月28日達令公示4
  - ② 1995年 6月22日達令公示7
  - ③ 1997年 6月13日達令公示4
  - ④ 2001年 6月29日達令公示2
  - ⑤ 2004年 6月28日達令公示2
  - ⑥ 2005年 6月28日達令公示1
  - ⑦ 2005年 8月 1日達令公示13
  - ⑧ 2007年10月18日達令公示8
  - ⑨ 2009年 6月29日達令公示5
  - ⑩ 2011年 7月 1日達令公示5
  - ⑪ 2013年 6月28日達令公示1
  - ⑫ 2016年 6月24日達令公示1
  - ⑬ 2018年 6月25日達令公示1
  - ⑭ 2020年 6月25日達令公示8

## 第1章 総則

（用語の定義）

**第1条** この達令において、「条例」とは宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号）を、「有権者」とは有権者名簿に記載されている者を、「選挙管理会」とは選挙区のエ選挙管理会、「候補者」とは議員候補者を、「運動」とは選挙運動を、「事務長」とは選挙事務長を、「運動員」とは選挙運動員をそれぞれいうものとする。（選挙資格の判定基準日）

**第2条** 選挙資格の有無及び判定の基準日は、選挙人名簿作成の基準日と同一とする。

（被選挙資格の同意ができないことを証する書類）

**第3条** 条例第2条第5項に定める被選挙資格の同意ができないことを証する書類に押印する責任役員及び総代の印鑑は、当該選定届の届出印を押印しなければならない。

（組の合併、分割及び新設）

**第3条の2** 条例第23条に定める選挙人名簿作成の基準日の翌日以後の組の合併、分割又は新設は、選挙人の投票に影響を及ぼすものではない。

（選挙係）

**第4条** 教務所長は、選挙事務を行わせるため、所属する宗務役員のうちから選挙係を選定し、これを告示するものとする。ただし、適正な選挙事務のために特に必要と認めるときは、宗務総長の承認を得て、所属する他の職員のうちから選挙係を発令することができる。

（選挙を行うべき事由の通知）

**第5条** 宗務総長は、条例第30条第2項、第31条、第33条及び第34条の規定により、選

挙を行うべき事由の生じたときは、直ちに選挙管理事務長に通知し、選挙区内に周知させなければならない。

## 第2章 中央選挙管理委員会及び選挙管理会（中央選挙管理委員会の所管業務）

**第6条** 中央選挙管理委員会は、条例第7条第3項により次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 有権者名簿に関する事項
- (2) 選挙人名簿に関する事項
- (3) 不服審査請求に関する事項
- (4) 異議申立に関する事項
- (5) 選挙の諸事務に関する事項
- (6) 選挙に関する法規上の疑義の解釈及び指針に関する事項
- (7) 公正な選挙の啓発に関する事項
- (8) 選挙管理会に関する事項
- (9) その他必要な事項（委員及びその補充員の辞職手続）

**第7条** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員が辞職しようとするときは、文書をもって会長に届け出るものとする。

2 会長は、前項の届出書を受理したときは、すみやかにその旨を宗務総長に報告しなければならない。

（欠員の補欠）

**第8条** 中央選挙管理委員会の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからあらかじめ宗務総長が指定した順序により、これを補欠するものとする。（議事の特例）

**第9条** 中央選挙管理委員会の委員は、他の委員の合議により議事に参与することが適当でないと決定された事案については、その議事に参与することができない。ただし、中央選挙管理委員会の合議による同意を得たときは、会議に出席して発言することができる。

（中央選挙管理委員会事務局の職員）

**第10条** 中央選挙管理委員会事務局に、次に掲げる職員を置き、総務部の宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

事務局長

主任 1人

掛 若干人

2 事務局長は、総務部長がその任にあたり、中央選挙管理委員会事務局のすべての事務を掌理する。

3 主任は、中央選挙管理委員会事務局の事務を整理する。

4 掛は、中央選挙管理委員会事務局の事務を処

（第四編）宗議会議員選挙条例施行条規

（第四編）宗議会議員選挙条例施行条規

理し、又は事務に従事する。

(選挙管理会の所管業務)

**第11条** 選挙管理会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 選挙の事務に関する事項
- (2) 選挙の実施に関する事項
- (3) その他必要な事項

2 選挙管理会は、中央選挙管理委員会の指示に従うものとする。

(委員及びその補充員の辞職手続)

**第12条** 選挙管理会の委員及びその補充員が辞職しようとするときは、文書をもって会長に届け出るものとする。

(欠員の補欠)

**第13条** 選挙管理会の委員に欠員が生じたときは、補充員の中からあらかじめ選挙管理会が指定した順序により、これを補欠する。

### 第3章 有権者名簿

(有権者名簿の作成)

**第14条** 条例第19条第1項の有権者名簿は、電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程(2006年達令公示第7号)第4条第1項に規定する寺院教会・僧侶情報システムの情報(以下「電算情報」という。)によってこれを作成する。

2 中央選挙管理委員会は、前項による電算情報を、翌年の6月30日まで別に据え置くとともに、適切な方法により保管しなければならない。

3 有権者名簿の様式は、別記様式第1による。

(有権者明細書)

**第14条の2** 有権者明細書は、電算情報に基づき別記様式第2によって作成しなければならない。

(有権者名簿の原本及び謄本)

**第14条の3** 中央選挙管理委員会は、条例第19条第1項の規定により有権者名簿を作成したときは、それが原本であることを明らかにし保管しなければならない。

2 中央選挙管理委員会は、有権者名簿の謄本を作成したときは、記載事項の末尾に原本と相違ないことを認証しなければならない。

(有権者名簿の訂正)

**第15条** 中央選挙管理委員会は、条例第19条の3による異議の申立があった場合は、その旨を組織部長に伝え、申立の可否を確認させなければならない。

2 組織部長は、申立事項の可否を調査し、その結果を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 条例第19条の4及び第20条の2により有

権者名簿の原本を訂正するときは、中央選挙管理委員会は、その日時及び事由を記載しなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第16条** 条例第20条により審問院への異議の申立をするときは、その根拠を示す証憑を添付しなければならない。

(有権者名簿の再作成)

**第17条** 中央選挙管理委員会は、条例第22条により有権者名簿を再作成したときは、あらためて有権者名簿の縦覧期間を定めなければならない。

2 選挙管理会は、災害その他避けられない事故によりその保管する有権者名簿の謄本を滅失したときは、直ちに中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 中央選挙管理委員会は、前項の報告を受けたときは、有権者名簿の謄本を作成し、当該選挙管理会に送付しなければならない。

### 第4章 選挙人名簿

(選挙人名簿の作成)

**第18条** 条例第23条第1項に定める選挙人名簿は、電算情報によってこれを作成する。

2 中央選挙管理委員会は、前項による電算情報を、当該選挙において選出された議員の在任中、別に据え置くとともに、適切な方法により保管しなければならない。

3 選挙人名簿の様式は、別記様式第3による。

(選挙人名簿の原本及び謄本)

**第18条の2** 中央選挙管理委員会は、条例第23条第1項の規定により選挙人名簿を作成したときは、それが原本であることを明らかにし保管しなければならない。

2 中央選挙管理委員会は、選挙人名簿の謄本を作成したときは、記載事項の末尾に原本と相違ないことを認証しなければならない。

(選挙人名簿の削除)

**第19条** 選挙管理会は、選挙人名簿作成基準日の翌日以後に、死亡又は帰俗等による僧籍削除若しくは選挙資格を失った者があるときは、選挙人名簿の謄本からこれを削除し、その日時及び事由を記載しなければならない。ただし、条例第74条の規定による不在者投票をした者及び条例第79条から第82条までの規定による郵便投票であって条例第85条に規定する郵便投票受付簿に記載した者については、これを削除してはならない。

2 選挙管理会は、前項本文の場合、中央選挙管理委員会及び投票管理者に通報するものとする。



(選挙人名簿の補正)

**第20条** 中央選挙管理委員会は、条例第26条により選挙人名簿を補正したときは、その日時及び事由を選挙人名簿の原本に記載しなければならない。

2 中央選挙管理委員会は、前項により選挙人名簿の原本を補正したときは、当該選挙管理委員会に対して選挙人名簿の謄本を補正させなければならない。

(選挙人名簿の訂正)

**第21条** 中央選挙管理委員会は、条例第23条の2による異議の申立があった場合は、その旨を組織部長に伝え、申立の可否を確認させなければならない。

2 組織部長は、申立事項の可否を調査し、その結果を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 条例第23条の3及び第27条により選挙人名簿の原本を訂正するときは、中央選挙管理委員会は、その日時及び事由を記載しなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第22条** 条例第24条により審問院への異議の申立をするときは、その根拠を示す証憑を添付しなければならない。

(選挙人名簿の情報の提供)

**第22条の2** 条例第28条の2により選挙人名簿の情報の提供を求めるときは、候補者は、別記様式第3の2による申請書を作成し、選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項に定める申請を受理したときは、直ちに受理の年月日を申請書の余白に記載し、選挙人名簿の情報を紙面に写して提供するものとする。

(選挙人名簿の再作成)

**第23条** 中央選挙管理委員会は、条例第29条により選挙人名簿を再作成したときは、あらかじめ選挙人名簿の縦覧期間、異議の申立期間及び異議の申立の決定の期日を定めなければならない。

2 選挙管理委員会は、災害その他避けられない事故によりその保管する選挙人名簿の謄本を滅失したときは、直ちに中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 中央選挙管理委員会は、前項の報告を受けたときは、選挙人名簿の謄本を作成し、当該選挙管理委員会に送付しなければならない。

(選挙人名簿の保存)

**第24条** 中央選挙管理委員会は選挙人名簿の原

本を、選挙管理委員会は選挙人名簿の謄本を、それぞれこれに基づき選出された議員の在任中これを保存するものとする。

## 第5章 議員候補者

**第25条** 削除

(推薦届出人の制約)

**第26条** 推薦届出人は、候補者1人につき1人とする。

2 推薦届出人は、その選挙において他の候補者の推薦届出人となることができない。ただし、その推薦した候補者が死亡したときは、この限りではない。

(候補者の諸届)

**第27条** 候補者の届出書、推薦届出書(これに添えるべき本人の承諾書)及び候補者たることを辞することの届出書(推薦候補者の場合はこれに添えるべき推薦届出人の同意書)は、それぞれ別記様式第4から第8までによって作成しなければならない。

2 候補者の届出書及び推薦届出書には、別記様式第9によって作成した供託書及び供託金を添付しなければならない。

(諸届の受付時間)

**第28条** 第27条、第36条第1項、第39条第1項及び第45条の2第3項に規定する諸届の受付は、午前9時から午後4時までとする。

(供託金の受領)

**第29条** 選挙管理委員会は、供託金を受領したときは、直ちに別記様式第10によって供託金預証を作成して交付しなければならない。

2 供託金には、利子を付しない。

(立候補及び辞退の届の取扱)

**第30条** 選挙管理委員会は、第27条第1項の届出書を受理したときは、直ちに受理の年月日及び時刻を届出書の余白に記載しなければならない。

(候補者の失格又は死亡の届出)

**第31条** 候補者は、被選挙資格を失ったときは、直ちに選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 候補者が死亡したときは、その寺族、推薦届出人又は事務長は、直ちに選挙管理委員会に通告しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前2項の届出又は通告を受けたときは、直ちにこれを確認し、中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(候補者に関する諸告示)

**第32条** 条例第39条第1項による告示には、立候補者の氏名、所属する寺院・教会の名称及び所在地並びにその候補者の推薦届出人の氏名を記載するものとする。

2 条例第39条第2項による告示には、その候補者の氏名並びに辞退、資格喪失、死亡の事実とその日時を記載するものとする。

3 選挙管理会は、前2項による告示を行ったときは、併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(供託金の返還)

**第33条** 選挙管理会は、次の各号に該当したときは、供託金預証と引き換えに供託金を返還するものとする。

(1) 候補者が条例第40条第3項本文の規定に該当しなかったとき

(2) 条例第88条により投票が行われなかったとき

(3) 候補者が選挙の期日の投票所の開所時刻までに死亡するか又は被選挙資格を失ったとき

(4) 候補者の選挙区の選挙が全部無効になったとき

(5) 候補者が条例第37条の2ただし書により候補者の資格を失ったとき

(供託金の不返還)

**第34条** 選挙の期日から60日以内に前条の供託金の返還請求をしなかったときは、供託金は本派に帰属し返還しないものとする。

(返還しない供託金の処理)

**第35条** 供託金が本派に帰属したときは、教務所長は、供託書の余白にその旨を記載し、現金に通知書を添えて速やかに財務長に回付しなければならない。

2 財務長は、前項の供託金を受領したときは、領収書を教務所長に送付するものとする。

3 前項の領収書は、第1項の供託書に添えて条例第110条に定める文書とともに保存しなければならない。

## 第6章 選挙運動

(事務長及び運動員の届出及び証明)

**第36条** 事務長及び運動員を置いたとき並びにそれらに異動のあったときは、候補者又は推薦届出人は、別記様式第11から第14までによる届出書を作成し、選挙管理会に届け出るものとする。

2 選挙管理会は、前項の届出があったときはこれを調査し、正当と認めるときは、別記様式第15による届済証明書を1人ごとに作成して交付する。

3 事務長及び運動員は、届済証明書を常に携帯し、要請があったときはこれを提示しなければならない。

4 運動期間中に事務長及び運動員を退いたとき

及びその資格を失ったときは、直ちに届済証明書を選挙管理会に返還しなければならない。

(運動員の数の特例)

**第37条** 条例第37条第4項による候補者について、その推薦届出人が死亡し又は選挙資格を失ったときは、運動員の数を条例第45条第2項の規定にかかわらず5人とすることができる。

(事務長及び運動員の失格)

**第38条** 事務長及び運動員は、その候補者が死亡し又は被選挙資格を失い若しくは立候補を辞退したときは、その資格を失う。

(選挙事務所の届出)

**第39条** 選挙事務所を設けたとき又はそれに異動のあったときは、候補者又は推薦届出人は別記様式第16による届出書によって選挙管理会に届け出るものとする。

2 選挙事務所の事務及び労務は、条例第42条の規定による者のほかはこれを行うことができない。

(掲示文書の撤去)

**第40条** 選挙事務所は、運動期間が終了したときは、掲示した文書を直ちに撤去しなければならない。

(選挙公報)

**第41条** 選挙公報は、別記様式第17によって調製するものとする。

2 選挙管理会は、候補者が条例第49条第3項に定める期間内に原稿を提出しなかったときは、選挙公報に候補者の氏名、所属の寺院・教会の名称及び所在地並びに被選挙資格の区分のみを掲載するものとする。

3 選挙管理会は、必要と認めた事項を選挙公報に掲載することができる。

(選挙公報の配布)

**第42条** 選挙公報の配布は、郵便投票を行わない選挙人については、その者の属する寺院・教会に一括送付してこれを行うことができる。

2 条例第49条第1項に定める期間内に条例第88条第1項に該当する場合は生じたときは、選挙管理会は、条例第88条第2項の告示を掲載した選挙公報を、選挙人の属する寺院・教会に一部だけを送付して、選挙人へ配布したものとみなす。

(配布の遅延)

**第43条** 災害その他避けられない事故により、条例第49条第1項に定める期間内に選挙公報を配布することができないときは、選挙管理会は、直ちに同条第2項第1号及び第2号の事項を選挙人に周知させるため適切な処置をとり、

かつ選挙公報を速やかに配布する方法を講じなければならない。

(立会演説会)

**第44条** 立会演説会の開催は、条例第41条に定める期間内に限るものとする。

2 候補者又は推薦届出人は、条例第37条第1項及び第2項に定める日時までに、希望する日時及び場所を記載し、立会演説会の開催を選挙管理会に要請することができる。

3 選挙管理会は、複数の候補者又は推薦届出人から前項の要請があり、かつ開催の必要があると認めたときは、適当と認める日時及び場所を定めて、立候補届出締切の日の後、3日以内に告示し、併せてこれを選挙人に周知するとともに、各候補者に参加を求めなければならない。

4 立会演説会に参加する候補者は、条例第50条第2項の規定により演説者を定めて、遅滞なく選挙管理会にこれを届けなければならない。

**第45条** 立会演説会は、選挙管理会長又は選挙管理事務長若しくは選挙管理会長が指名した者が司会する。

2 立会演説会には、その都度係員を置くことができる。

3 立会演説会における演説は、候補者ごとに1人に限るものとする。

4 質疑応答は、全部の演説が終了した後に行うものとし、全部の演説が終了するまでは、司会者及び係員以外の者は発言することができない。

5 立会演説会は、演説及び質疑応答が終了したときは、直ちに閉会し解散しなければならない。

(個人演説会)

**第45条の2** 個人演説会の開催は、条例第41条に定める期間内に限るものとする。

2 個人演説会の場所は、開催の日時において候補者、推薦届出人、事務長若しくは運動員である者が所属する寺院・教会又はその他選挙管理会が適当と認めた施設に限るものとする。ただし、条例第47条に規定する者が所属する寺院・教会では、個人演説会を開催することができない。

3 候補者又は推薦届出人は、個人演説会を開催しようとするときは、別記様式第17の2による届出書を作成して選挙管理会に届け出るものとする。

4 選挙管理会は、前項の届出があったときはこれを調査し、正当と認めたときは、別記様式第17の3による届済証明書を作成して交付する。

5 候補者は、前項の証明書を個人演説会の場所に掲示しなければならない。

6 個人演説会の開催の日時若しくは場所を変更

するとき又は開催を中止するときは、第4項の証明書を添付して選挙管理会に届け出るものとする。

7 選挙管理会は、前項の変更届を正当と認めたときは、あらかじめ第4項に定める証明書を作成して交付する。

**第45条の3** 個人演説会の司会及び係員は、推薦届出人、事務長又は運動員に限るものとする。

2 質疑応答は、演説が終了した後に行うものとし、演説が終了するまでは、司会者及び係員以外の者は発言することができない。

3 個人演説会は、演説及び質疑応答が終了したときは、直ちに閉会し解散しなければならない。

(開催不可能の場合)

**第46条** 災害その他避けられない事故により、立会演説会を開くことができないときは、選挙管理会は、遅滞なく中止若しくは日時又は場所の変更を決定し、速やかにこれを周知させるための適切な措置をしなければならない。

## 第7章 投票

(投票管理者の指定)

**第47条** 選挙管理会は、投票管理者を指定するときは、あらかじめ本人の承諾を求めなければならない。

2 選挙管理会は、投票管理者を指定したときは、その投票区内の組長にこれを通知しなければならない。

3 選挙管理会は、条例第55条第4項による投票管理者の代理人を、あらかじめ指定しておくことができる。

4 条例第112条の規定により再投票を命じたときは、新たに投票管理者を指定するものとする。ただし、前任者を指定することを妨げない。

(投票所)

**第48条** 教務所以外に投票所を設ける場合は、多数の選挙人の投票の利便を考慮して選定しなければならない。ただし、条例第42に定める者の所属する寺院・教会及び条例第44条に定める選挙事務所を設置した場所は避けるよう努めなければならない。

2 教務所以外の投票所においては、投票管理者が必要と認めたときは、条例第57条の規定に準じて2人以内の投票所係員を置き、選挙事務に当たらせることができる。

(投票立会人の指名等)

**第49条** 2人を超える投票立会人を定めた投票所において投票に立会う投票立会人は、投票管理者がこれを指名する。

2 条例第57条第2項に定める投票立会人の補

充は、投票立会人の人数が2人未満になるまでは、これを行わないことができる。

3 条例第112条の規定により再投票を行うときは、新たに投票立会人を選定するものとする。ただし、前任者を選定することを妨げない。  
(投票立会人の責務)

**第50条** 投票立会人は、条例に定める職務のほかに、投票管理者とともに投票函の監視に当たるものとする。  
(用紙等の送付)

**第51条** 中央選挙管理委員会は、選挙期日の発令前にあらかじめ投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒を、その目録とともに確実な方法で選挙管理会に送付しなければならない。

2 前項の用紙等は、相当数の余分をみて送付しなければならない。

**第52条** 選挙管理会は、前条の用紙等を受領したときは、投票用紙に選挙管理会の印を押印し、その目録を添えて相当数の余分をみて確実な方法で各投票管理者に送付しなければならない。

2 投票管理者は、投票用紙を受領したときは、直ちにこれを点検して、選挙の期日まで保管しなければならない。

3 投票管理者に送付した用紙等の残余は、選挙管理会が保管する。

**第53条** 削除  
(投票所に用いる名簿)

**第54条** 選挙管理会は、郵便投票を行う選挙人に記号を付した条例第59条の投票用名簿を作成し、少なくとも投票の前日までに投票管理者に確実な方法で、これを送付しなければならない。

2 投票用名簿の送付後、選挙人名簿に削除、補正又は訂正の必要が生じたときは、選挙管理会は、遅滞なくその旨を投票管理者に通知し、投票用名簿を訂正させなければならない。  
(投票用紙の点検)

**第55条** 投票管理者は、選挙の当日投票所を開くまでに、投票所の開所時点に立会う投票立会人とともに投票用紙を点検しなければならない。  
(投票函及び特別投票函)

**第56条** 投票函及び特別投票函は、別記様式第18によって調製する。  
(投票函の点検)

**第57条** 投票管理者は、投票開始に先立ち投票所の開所時点に立会う投票立会人とともに投票函が空であることを確認し、その内蓋を閉じて施錠し、その鍵を封筒に入れ、投票立会人とともに封印しなければならない。

2 投票函は、投票管理者及び投票立会人の監視

することができる位置に置かなければならない。  
(投票記載所の設備)

**第58条** 選挙人が投票用紙に記載するための机については、投票管理者は、その記載が他人から見られたり、不公正な投票が行われないよう配慮して、これを設けなければならない。  
(投票用紙の交付)

**第59条** 投票管理者は、投票立会人とともに投票用名簿と対照して、選挙人本人であることを確認した後、投票用名簿に記号を付して、当該選挙人に投票用紙を交付するものとする。

2 投票管理者は、選挙人が本人であることを確認するために、必要な措置を講ずることができる。

3 投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて選挙人が本人であることを確認したときは、投票用名簿が条例第26条により補正されていなくても投票をさせるものとする。  
(名簿の追加登載)

**第60条** 投票管理者は、条例第60条第2項第2号の規定によって投票させるときは、その旨を選挙管理会に通報し許可を受けなければならない。

2 条例第60条第2項により投票をさせたときは、投票用名簿の末尾の次にその者の氏名、生年月日、所属の寺院・教会の名称及び所在地並びにその日時及び事由を併せて付さなければならない。

(宣言投票)

**第61条** 条例第61条による宣言は、投票管理者及び投票立会人の面前で、本人が自記して署名押印した文書をもって行うものとする。

2 投票管理者は、宣言をした選挙人に投票をさせようとするときは、投票用名簿に宣言投票である旨を記入のうえ、投票用紙を交付するものとする。

3 宣言書は、投票録に添付しなければならない。  
(仮投票)

**第62条** 投票管理者は、条例第63条第1項による仮投票をさせようとするときは、投票用名簿に仮投票の旨を記入のうえ投票用紙と仮投票の表示をした封筒を交付するものとする。

2 条例第63条第1項の申立書は、申立人が氏名、生年月日、身分、所属寺院・教会の名称及び所在地の他、当該選挙において自らが選挙資格を有するという理由を自記して、署名押印するものとする。

3 投票申立書は、投票録に添付しなければならない。  
(投票所の出入)

**第63条** 選挙人は、投票所に入ったときは、速やかに投票のしなくてはならない。

2 選挙人は、交付された投票用紙を、投票所の外に持出すことはできない。

3 投票用紙の交付を受けた選挙人は、いまだ投票用紙に何ら記載していないときに限り、投票用紙を投票管理者に預けて投票所を出、後刻再び投票所に入って投票をすることができる。

(投票管理者及び投票立会人の投票)

**第64条** 投票管理者及び投票立会人が投票をするときは、職務に支障をきたさないように、相互に時間を違えて、投票をするものとする。

(投票函の閉鎖)

**第65条** 条例第68条第1項により投票函を閉鎖しようとするときは、投票管理者及び投票所の閉所時点に立会っている投票立会人が投票口を封印し、外蓋を閉じて施錠し、その鍵を封筒に入れ、投票管理者及び投票立会人が封印するものとする。

2 投票管理者は、前項の封印が終わったときは、直ちに送致に必要な包装をするものとする。

(特別投票函の閉鎖)

**第65条の2** 不在者投票の特別投票函を閉鎖しようとするときは、前条第1項に準じて閉鎖し封印するものとする。

2 郵便投票の特別投票函を閉鎖しようとするときは、投票所を閉じる時刻までに到着した郵便投票を入れた後、前条第1項に準じて閉鎖し封印するものとする。

(投票録)

**第66条** 投票管理者は、別記様式第19によって投票録を作成し、当該選挙によって当選した議員の任期中その写しを保存しなければならない。

(送致の方法)

**第67条** 条例第69条及び第71条による包装した投票函及び投票録等を入れた封筒の送致は、投票管理者又は投票所の閉所時点に立会っている投票立会人が持参するか書留速達の郵便等最善の方途をもってしなければならない。

2 災害その他避けることができない事故のため遅滞なく前項による送致ができないときは、投票管理者は、前項にかかわらず速やかに送致するための適切な措置をしなければならない。

(受領の方法)

**第68条** 投票函及び投票録等を入れた封筒が持参されたときは、選挙管理会は、包装及び封緘を点検しなければならない。

2 前項による点検の結果、投票函及び投票録等を入れた封筒に異状を認めるときは、選挙管理

会は、その旨を記載した文書を作成し、持参人に署名押印させなければならない。

3 投票函及び投票録等を入れた封筒が郵便等により到達したときは、選挙管理会は、包装及び封緘を点検し、異状を認めるときは、郵便局又は運送事業者の証明を求めるものとする。

4 前3項のし終わったときは、選挙管理会は、投票函についてはその包装に、投票録等を入れた封筒にはその表面に、受領の日時を記載し選挙管理会の印を押印するものとする。

(不在者投票者の確認)

**第69条** 選挙管理会は、不在者投票をしようとする者がいるときは、投票用名簿と対照しその本人であることを確かめなければならない。この場合、選挙人名簿の謄本をもって投票用名簿にかえることができる。

2 選挙管理会は、本人であることを確かめるため必要な措置を講ずることができる。

3 選挙管理会は、前2項によってなお本人であるかどうかを確認し難いときは、第61条第1項の規定に準じて宣言をさせなければならない。

(不在者投票のし手続)

**第70条** 選挙管理会は、不在者投票をしようとする者が本人であることを確認したとき及び本人である旨を宣言した場合は、投票用名簿に不在者投票及び宣言の旨を記入し、投票用紙を交付しなければならない。

(不在者投票の通知)

**第71条** 選挙管理会は、不在者投票をした者の氏名を遅滞なくその者の属する投票区の投票管理者に通知しなければならない。

2 投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちに投票用名簿にその旨を記入しなければならない。

(不在者投票受付簿)

**第72条** 条例第77条第1項の不在者投票受付簿は、別記様式第20によって作成するものとする。

(特別投票函の保管)

**第73条** 特別投票函は、投票に使用するとき以外は、外蓋を閉じて施錠し、これを保管するものとする。

(郵便投票の申請)

**第74条** 条例第81条による郵便投票の申請は、次の各号に掲げる者のほかすることができない。

(1) 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員

(2) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

(3) 別院条例(1981年条例公示第7号)第

25条に定める別院の列座

(4) 開教条例(1989年条例公示第5号)第10条に定める開教使及び同第13条に定める特派開教使

(5) その他宗務総長の任命により宗務に従事する者であつて、選挙の当日及び不在者投票の期日において自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をできないことが明らかなもの

(郵便投票の許可)

**第74条の2** 条例第81条による郵便投票許可申請書は、別記様式第21によるものとする。

2 条例第81条の2による郵便投票許可申請書は、別記様式第22によるものとし、郵便投票許可申請書に添付する事実を証明する書類は、公的機関が発行したもの若しくはこれに準ずるものでなければならない。

3 選挙管理会は、郵便による投票を許可したときは、その選挙人に対して別記様式第23による郵便投票許可通知書とともに、条例第83条に基づき投票用紙等を送付しなければならない。

4 選挙管理会は、郵便による投票を許可したときは、選挙人名簿の謄本の当該選挙人の欄に記号を付し、投票管理者に通知するとともに投票用名簿に同様の記号を付するよう指示しなければならない。

**第75条** 削除

(居所を異にする者に対する措置)

**第76条** 所属する寺院又は教会と居所を異にする選挙人に対する条例第83条本文所定の書留郵便が寺院又は教会に送達され、当該寺院又は教会の居住者(住職・教会主管者及びその代務者若しくはその寺院・教会の在住者)がその郵便を受け取った場合は、これが当該選挙人に届けられるよう最善の措置を講じなければならない。

2 前項による当該選挙人が所在不明などのため届けることができない場合は、居住者は、書留郵便にその旨を付記して選挙管理会に返送しなければならない。

3 前項による返送を受けたときは、選挙管理会は、選挙人名簿の謄本にその旨を記入しなければならない。

(郵便投票をするための送達)

**第77条** 選挙人は、郵便投票の郵便用封筒に、ひとつの投票用封筒以外のものを入れてはならない。

2 郵便投票をするための書留郵便は、選挙人1人につき1通としなければならない。

(郵便投票受付簿)

**第78条** 郵便投票受付簿は、別記様式第24によって作成するものとする。

(無効となるべき郵便投票の記録)

**第79条** 選挙管理会は、郵便投票を郵便投票受付簿に記載するとき、条例第86条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当する投票については、その旨を併せて記載しなければならない。

2 所定の郵便用封筒を用いないで、かつ投票人の表示のない郵便であつて、開封の結果封緘した所定の投票用封筒又は投票用紙を発見したときは、選挙管理会は、郵便の封筒の表面にその旨を記載して選挙管理会の印を押印して、前項に準じて取り扱うものとする。

3 選挙録作成後到着した郵便投票は、条例第86条第3項の規定に準じて保存するものとする。

**第80条** 削除

(発信人不分明の郵便投票)

**第81条** 郵便投票であつて発信人の氏名の同じであるものが2以上あつたときは、条例第86条第1項第5号に該当するものとする。ひとつの郵便用封筒の裏面に2人以上の氏名が記載されている場合もまた同様である。

**第82条** 削除

**第83条** 削除

(投票用紙及び封筒)

**第84条** 投票用紙、郵便用封筒及び投票用封筒は、それぞれ別記様式第25から第27までによって中央選挙管理委員会が調製する。

## 第8章 開票及び当選人の決定

(開票の制約)

**第85条** 開票の開始後、条例第94条第2項所定の出席者に欠員が生じたときは、その定数に達するまで開票を中止しなければならない。

(開票の期日の変更)

**第86条** 条例第87条の規定により再投票を行う場合は、その投票の期日から3日以内に開票するものとし、選挙管理会は、その投票の期日から数えて前6日までに、これを告示しなければならない。

**第87条** 削除

(開票所出入者)

**第88条** 選挙管理会の会長、委員、選挙管理事務長及び開票参観者並びに開票所の事務に従事する者でなければ、開票所に入ることができない。

2 開票参観者は、開票が終わったときは、直ちに開票所から退出しなければならない。

(開票所の秩序)

**第89条** 開票所において、開票事務に支障を及ぼ

す言動をする者があるときは、選挙管理会は、条例第67条の規定により対応することができる。  
(開票の延長)

**第90条** 選挙管理会は、開票が所定の期日に終了しないときは、翌日に延長することができる。

2 開票を中断するときは、開票を終わった投票と終わらない投票とを区別して、それぞれ函に入れて選挙管理会の会長と委員全員及び選挙管理事務長が封印して保管しなければならない。

3 条例第112条の規定による投票区の再投票又は条例第112条の2の規定による全ての投票区の再投票を行うときは、開票を停止するものとする。この場合において、選挙管理会は開票を再開する日時を定め、再投票の日から数えて前6日までに告示しなければならない。

(開票所の変更)

**第91条** 開票の当日に突発した災害その他避けられない事故のため、開票を開始し又は続行することができないときは、選挙管理会は、他に開票所を設けることができる。

2 前項の災害等が開票の途中で発生したときは、前条第2項を適用する。

**第92条** 削除  
(点検)

**第93条** 条例第96条による点検は、投票函については、破損、施錠、封印の状態及びその鍵を入れた封筒の破損及び封印の状態、投票録については、記載及び署名押印の状態、投票用名簿については、記入及び記号の状態について、それぞれ調査するとともに、残余の投票用紙の数についても確認しなければならない。

2 前項の点検の結果、選挙又は投票を無効と判定した投票区の投票函及び投票録は、そのまま別に保管しなければならない。

**第94条** 条例第97条第1項による投票録の点検は、条例第60条第1項に該当する者に投票をさせたかどうか、その者が同条第2項に該当するかどうか、条例第63条による仮投票をさせたかどうか、条例第65条に該当する者に同条の定によらないで投票をさせたかどうかについて、それぞれ投票用名簿と対照して行うものとする。

2 前項の点検には、不在者投票をした者に更に投票をさせたかどうか、郵便投票をしなければならない者に投票をさせたかどうかを、併せて点検しなければならない。

3 前項による点検において、不在者投票をした者及び郵便投票をしなければならない者が投票をしたことを発見したときは、その投票が仮投

票であるときは、条例第97条第3項及び第4項の規定に準じて処置し、仮投票でないときは、条例第60条第1項の規定に該当するものとみなして処置するものとする。

4 第1項による点検において、仮投票でない投票をさせなければならない者に仮投票をさせた投票は、有効とする。

**第95条** 条例第97条第3項による仮投票の封筒の点検は、投票用名簿及び投票録と対照し、条例第60条、第63条及び第65条の規定に違反するかどうかを決定するものとする。

2 条例第63条第2項による通報を受けたときは、選挙管理会は、開票日時までに当該仮投票の申立について調査し、その効力について判定しなければならない。

**第96条** 削除

**第97条** 条例第99条第1項及び第100条第1項による点検は、この達令第93条第1項に準じて行うものとする。

**第98条** 条例第99条第1項の規定による点検において、特別投票函に異状のある場合は、条例第99条から第102条までに定める開票手続をすることができない。ただし、不在者投票受付簿の異状については、不在者投票の効力に甚だしく支障のない限り条例第99条以下の手続に移ることができる。

**第99条** 条例第100条第1項の規定による点検の結果異状を認めた場合において、郵便投票の効力に甚だしく支障のない限り同条第2項以下の手続に移ることができる。

(郵便用封筒の開封)

**第100条** 選挙管理会は、郵便用封筒を開封した結果、投票用封筒に入れなかった投票用紙が封入されていたとき又は投票用封筒のほかにも他のものが封入されていたとき若しくは所定の投票用封筒以外の封筒が封入されていたときは、条例第97条第3項及び第4項の規定に準じて処理しなければならない。

2 郵便用封筒の中に投票用封筒及び投票用紙のいずれかが封入されていないときは、これを投票として取り扱わないで、郵便投票受付簿及び封筒の表面にその旨を記載して、そのまま別に保管しなければならない。

**第101条** 削除

**第102条** 削除

**第103条** 条例第101条の規定により投票用封筒を開封した結果、投票用紙1枚のほかにも他のものが封入されていたときは、条例第102条の規定によりその投票の効力を判定し、投票

用紙が入っていなかったときは、条例第103条第1号に該当するものとみなす。

**第104条** 同一の氏名、若しくは同一の氏又は名の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、その投票総数を各候補者の有効投票数で按分した数を有効投票数として、各候補者に加算するものとする。

**第105条** 削除

**第106条** 削除

(選挙の公正の保持)

**第107条** 選挙管理会は、その職務の執行につき選挙の公正を保つため必要と認めるときは、条例及び条規に定めない場合であっても、選挙の効力を判定しなければならない。

(得票の計算)

**第108条** 選挙管理会は、有効と判定した投票について、票ごとに候補者の氏名を朗読させ、候補者ごとに得票数を計算して、更に確認しなければならない。

2 選挙管理会は、前項の計算を終わったときは、各候補者について、有効得票の最多数を得たものからその氏名及び得票数を朗読させなければならない。

(算入しない投票)

**第109条** 第94条第3項及び第100条第1項及び第2項において投票として取り扱わないと定めたものは、条例第104条第2項に掲げる投票の総数に算入しないものとする。

(当選の失効)

**第110条** 条例第105条の推薦届出人又は事務長の懲戒による当選人の失格は、判定の確定の日とする。

(選挙録)

**第111条** 選挙録は、別記様式第28によって作成するものとする。

(当選証書)

**第112条** 当選証書は、別記様式第29によって作成する。

(投票として取り扱わない投票用紙の保存)

**第113条** 選挙管理会は、条例第97条第3項及び第98条第1項後段の規定により投票として取り扱わない投票用紙等は、その理由を封筒の表面に記載して、条例第110条に定める文書に準じて保存しなければならない。この達令第94条第3項及び第100条第1項及び第2項において、受理しないと定めたものについてもまた同様とする。

(選挙又は投票が無効となった投票区の投票函の処置)

**第114条** 選挙管理会は、条例第96条の規定により選挙又は投票を無効と判定した投票区の投票函を、他の投票区の開票がすべて終わった後開函し、投票録と対照して投票の数を点検し、その記録を作成して、選挙管理会の会長、委員及び選挙管理事務長が連署したうえ、投票用紙等と投票録とを一緒に包装して、全員が封印して、選挙管理事務長にこれを保管させなければならない。

(投票の保存方法)

**第115条** 選挙管理会は、選挙録の作成が終わったときは、条例第110条の規定により保存する投票用紙等とこの達令第113条の規定により保存する投票用紙等を、別に包装し、その表面に種別を記載し、選挙管理会の会長、委員及び選挙管理事務長とともに封印して、選挙管理事務長にこれを保管させなければならない。

2 前条及び前項の規定により封印した包装は、特に定められた規則による場合のほか開封することが出来ない。

(再投票)

**第116条** 条例第112条の規定による投票区の再投票は、開票の日又は異議の判定のあった日から10日以内に行うものとする。この場合、選挙管理会は、投票期日を定め、その期日から数えて前8日までに投票管理者に対しこれを発令し、速やかに投票区内に告知させるとともに、この旨を告示し併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 条例第112条の2の規定による全ての投票区の再投票は、中央選挙管理委員会から命じられた日から20日以内に行うものとする。この場合、選挙管理会は、投票期日を定め、その期日から数えて前8日までに全ての投票管理者に対しこれを発令し、速やかに全ての投票区内に告知させるとともに、この旨を告示しなければならない。

3 第19条第1項ただし書の規定により選挙人名簿の謄本から削除しなかった者がある場合、選挙管理会は投票期日を定めたときは、直ちに選挙人名簿の謄本からこれを削除し、その日時及び事由を記載しなければならない。

4 前項の場合、選挙管理会は中央選挙管理委員会に通報するものとする。

**附 則**

この達令は、1991年7月1日から施行する。

**附 則** (1994年6月28日達令公示第4号)

この達令は、1994年9月1日から施行する。

**附 則** (1995年6月22日達令公示第7号)



この達令は、1995年7月1日から施行する。  
**附 則** (1997年6月13日達令公示第4号)  
 この達令は、1997年7月1日から施行する。  
**附 則** (2001年6月29日達令公示第2号)  
 この達令は、2001年7月1日から施行する。  
**附 則** (2004年6月28日達令公示第2号)  
 この達令は、2004年7月1日から施行する。  
**附 則** (2005年6月28日達令公示第1号)  
 この達令は、2005年7月1日から施行する。  
**附 則** (2005年8月1日達令公示第13号)  
 この達令は、公示の日から施行する。  
**附 則** (2007年10月18日達令公示第8号)  
 この達令は、公示の日から施行する。  
**附 則** (2009年6月29日達令公示第5号)  
 この達令は、2009年7月1日から施行する。  
**附 則** (2011年7月1日達令公示第5号)  
 この達令は、公示の日から施行する。  
**附 則** (2013年6月28日達令公示第1号)  
 この達令は、公示の日から施行する。  
**附 則** (2016年6月24日達令公示第1号)  
 この達令は、2017年7月1日から施行する。  
**附 則** (2018年6月25日達令公示第1号) 抄  
 この達令は、2018年7月1日から施行する。  
**附 則** (2020年6月25日達令公示第8号) 抄  
 この達令は、2020年7月1日から施行する。

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行規

様式第1 (有権者名簿)

宗議会議員選挙 有権者名簿

訂正	氏名	生年月日	寺院教会の名称	所在地	備考

表紙

選挙区  
宗議会議員選挙 有権者名簿

〇〇〇〇年7月1日現在

巻末の記載

(原本の場合)  
 これは、宗議会議員選挙における有権者名簿の原本である。

〇〇〇〇年7月1日

中央選挙管理委員会 印

---

(謄本の場合)  
 この謄本は、宗議会議員選挙における有権者名簿の原本と相違ないことを認証する。

〇〇〇〇年7月1日

中央選挙管理委員会 印

様式第2 (有権者明細書)

宗議会議員選挙 有権者明細書

(〇〇〇〇年7月1日現在)

(寺院・教会の所在地)

寺・教会  
( 教区 組)

貴寺院・教会における有権者は、以下のとおりです。

氏名	生年月日

様式第3 (選挙人名簿)

宗議会議員選挙 選挙人名簿

訂正	記号	氏名	生年月日	寺院教会の名称	所在地	備考

表紙

選挙区 ( 組)  
宗議会議員選挙 選挙人名簿

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日現在

巻末の記載

(原本の場合)  
 これは、宗議会議員選挙における選挙人名簿の原本である。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

中央選挙管理委員会 印

---

(謄本の場合)  
 この謄本は、宗議会議員選挙における選挙人名簿の原本と相違ないことを認証する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

中央選挙管理委員会 印

様式第3の2 (選挙人名簿情報申請書)

選挙区選挙管理会御中

年 月 日

宗議会議員候補者  
住所  
氏名

印

選挙人名簿情報申請書

このたび、 年 月 日施行の宗議会議員選挙における選挙運動のために、選挙人名簿の情報を提供くださるよう申請します。  
 なお、提供いただきます情報の使用にあたっては、下記の誓約事項を遵守いたします。

記

誓約事項

- (1) 提供された情報は、このたびの宗議会議員選挙の選挙運動のみに使用いたします。
- (2) 提供された情報は、選挙が終了した後は、直ちに返却するか又は焼却・シュレッダー等の安全な方法で廃棄いたします。
- (3) 万一、故意又は過失によって真宗大谷派及び第三者に損害を及ぼしたときは、直ちにその弁済の責を負います。

以上

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行規

様式第4 (候補者の届出書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

氏名 ㊟

宗 議 会 議 員 候 補 者 届

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙にあたり、下記により候補者の届出をします。

記

1 候補者 (ふりがな)

2 住 所

3 所 属 教区 組 寺・教会

4 生年月日 年 月 日生

5 被選挙資格の区分 宗議会議員選挙条例第2条第1項第 号

添付書類

1 供託書 1部

2 被選挙資格同意書 (宗議会議員選挙条例第2条第1項第3号に該当する者のみ) 1部

以上

様式第5 (候補者の推薦届出書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

住所 教区 組 寺・教会 (住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)

推薦届出人 ㊟

宗 議 会 議 員 候 補 者 推 薦 届

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙にあたり、下記の者を宗議会議員候補者として推薦の届出をします。

記

1 候補者 (ふりがな)

2 住 所

3 所 属 教区 組 寺・教会

4 生年月日 年 月 日生

5 被選挙資格の区分 宗議会議員選挙条例第2条第1項第 号

添付書類

1 本人の承諾書 1部

2 供託書 1部

3 被選挙資格同意書 (宗議会議員選挙条例第2条第1項第3号に該当する者を候補者とする場合のみ) 1部

以上

様式第6 (候補者推薦届出の承諾書)

年 月 日

推薦者 殿 教区 組 寺・教会

氏名 ㊟

被選挙資格の区分 (宗議会議員選挙条例第2条第1項第 号)

候補者推薦届出承諾書

年 月 日施行の宗議会議員選挙における候補者となることを承諾します。

以上

様式第7 (候補者辞退の届出書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

宗議会議員候補者 氏名 ㊟

宗 議 会 議 員 候 補 者 辞 退 届

このたび、下記により辞退の届出をします。

記

1 事 由

添付書類 (推薦届出の場合)

1 宗議会議員候補者辞退同意書 1部

以上

様式第8 (候補者辞退の同意書)

宗議会議員候補者 年 月 日

殿

推薦届出人 氏名 ㊟

宗 議 会 議 員 候 補 者 辞 退 同 意 書

宗議会議員候補者を辞退することに同意します。

以上

様式第9 (供託書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

供 託 書

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙にあたり、宗議会議員選挙条例第40条第1項により下記金員を供託します。

なお、同条第3項本文及び同施行条規第34条に該当する場合には、この金員が真宗大谷派に帰属することを承諾します。

記

1 供託金 金300,000円也

以上

様式第10 (供託金預証)

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人 年 月 日

殿

選挙区選挙管理会 印

供 託 金 預 証

宗議会議員選挙条例第40条第1項の規定による供託金として、下記のとおり預かりました。

記

1 金 額 金300,000円也

2 条 件 (1) 供託金には利子を付しません。

(2) 供託金は、宗議会議員選挙条例第40条第2項の規定によりこの預証と引換に返還します。

(3) 同条第3項本文及び同施行条規第34条に該当する場合は、この金員は真宗大谷派に帰属するものとし、本証は無効とします。

以上

様式第11 (選挙事務長選任〔異動〕届出書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

選挙事務長 氏名 ㊟

選 挙 事 務 長 選 任 ( 異 動 ) 届

このたび、下記のとおり選任 (異動) しましたから届出をします。

記

1 就 任 者

(1) 氏 名

(2) 所 属 教区 組 寺・教会 (住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)

(3) 就 任 日 年 月 日

2 退(解)任者

(1) 氏 名

(2) 退(解)任日 年 月 日

以上

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第12 (選挙事務長就任届)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

選挙事務長就任届

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙において自ら選挙事務長となることを届出ます。

以上

様式第13 (運動員選任〔異動〕の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

選挙運動員選任 (異動) 届

このたび、下記のとおり選任 (異動) しましたから承諾書を添えて届出をします。

記

項目	就任者	項目	退(解)任者
氏名		氏名	
就任日	年 月 日	就任日	年 月 日
所属	組 寺・教会 住職・教会主管者・代務者 前住職・前教会主管者・衆徒	所属	組 寺・教会 住職・教会主管者・代務者 前住職・前教会主管者・衆徒
氏名		氏名	
就任日	年 月 日	就任日	年 月 日
所属	組 寺・教会 住職・教会主管者・代務者 前住職・前教会主管者・衆徒	所属	組 寺・教会 住職・教会主管者・代務者 前住職・前教会主管者・衆徒

以上

様式第14 (運動員の承諾書)

年 月 日

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

殿

教区 組 寺・教会  
(住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)

氏名 ㊟

選挙運動員承諾書

年 月 日施行の宗議会議員選挙における候補者の選挙運動員となることを承諾いたします。

以上

様式第15 (届済証明書)

選挙事務長・選挙運動員届済証明書

1 氏名

2 所属 教区 組 寺・教会  
(住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)

3 宗議会議員候補者 選挙事務長・選挙運動員

4 届出受付日時 年 月 日 時

上記のとおり届出のあったことを証明する。

年 月 日

選挙区選挙管理会 印

様式第16 (選挙事務所設置〔変更〕の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

選挙事務所設置 (変更) 届

このたび、下記のとおり選挙事務所を設置 (変更) しましたから届出をします。

記

項目	新	項目	旧
所在地		所在地	
設置日	年 月 日	廃止日	年 月 日
所在地		所在地	
設置日	年 月 日	廃止日	年 月 日

以上

様式第17 (選挙公報)

選挙区宗議会議員選挙公報	選挙区選挙管理会
(原稿の記載は、その受理の順とし、字数にかかわらず面積を同一にする。ただし、字数は候補者の告示事項に相当する部分を除き1,000字以内とする。)	
(組み方及び片・両面刷等随意)	
(期間内に未提出の者の記載の様式)	
1 候補者	
2 所属 組 寺・教会	
3 所在地	
4 被選挙資格の区分 宗議会議員選挙条例第2条第1項第 号	

告 知 事 項

1 選挙発令の告示
2 選出すべき議員の定数
3 候補者の告示
4 開票日時の告示及び場所
5 投票区の名称・地区・投票管理者の氏名及び投票所の所在地
6 その他選挙管理会が必要と認めた事項

附記 ただし、縦書きによる形式を用いてもよい。

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第17の2 (個人演説会開催〔変更・中止〕の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人  
氏名 ㊟

個人演説会開催 (変更・中止) 届

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙において、下記のとおり個人演説会の開催 (変更・中止) について届出をします。

記

No.	区分	日時	場所
1	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)
2	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)
3	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)
4	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)
5	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)

以上

註) 1 区分は、○で囲むこと。  
2 変更の場合は、変更後の日時及び場所を記載し、変更前の個人演説会の届済証明書を添付すること。  
3 中止の場合は、中止する個人演説会の日時及び場所を記載し、当該個人演説会の届済証明書を添付すること。

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第17の3 (個人演説会の開催届済証明書)

個人演説会開催届済証明書

1 候補者氏名 \_\_\_\_\_

2 日 時 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分から 時 分まで

3 場 所 \_\_\_\_\_

4 開催回数 / 5回目 (5回まで開催可)

5 届 出 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

上記のとおり、届出のあったことを証明する。  
なお、個人演説会の開催にあたっては、下記の事項に留意すること。

①演説は、候補者本人に限るものとする  
ただし、宗議会議員選挙条例第42条に定める選挙運動者に代理させてもよい

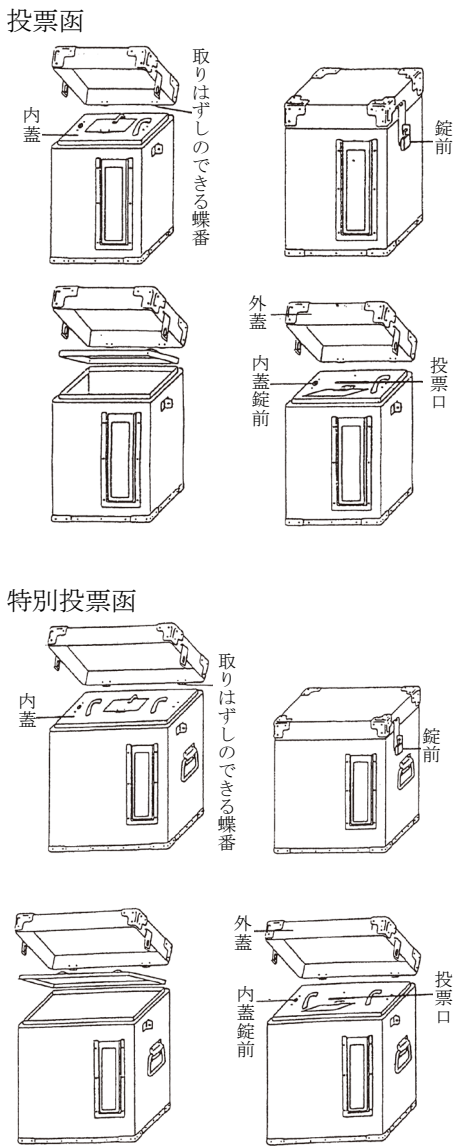
②司会・係員は、推薦届出人、事務長又は運動員に限るものとする

③個人演説会の場所に、本証明書を掲示すること

年 月 日

選挙区選挙管理会印

様式第18 (投票函及び特別投票函)



(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第19 (投票録)

選挙区	投票区投票録
1 投票の日時 2 投票所の所在地 3 選挙人の総数 (1) 投票所に行き投票をすべき者の数 (2) 郵便による投票をすべき者の数 4 投票をした者の総数 (1) 不在者投票をした者の数 (2) 当日投票所に行き投票をした者の数 イ 宣言投票をした者の数と氏名 ロ 裁決書を示して投票をした者の数と氏名 ハ 選挙資格を有すると申し立て投票した者の数と氏名 ニ 仮投票をした者の数と氏名及び事由 5 投票用紙の受領数及びその残余数 6 投票に関する投票管理者及び投票立会人の意見 7 前各号のほか投票管理者が必要と認めた事項 年 月 日	
投票管理者	氏 名 ㊟
投票立会人	氏 名 ㊟
同	氏 名 ㊟

註) 1 記載事項の末尾には「以下空白」と、記載事項のないときは「空白」と記載すること。  
 2 用紙が何枚にもなるときは、各紙に投票管理者及び投票所の閉所時点で立会っている投票立会人全員の継印をすること。  
 3 訂正を行ったときは、上部余白にその旨を記載し、投票管理者及び投票所の閉所時点で立会っている投票立会人全員の押印をすること。

様式第20 (不在者投票受付簿)

受付番号	受付日時	氏名	所属寺院又は教会	組	投票区	立会人押印	備考

(条例第77条第3項による末尾記載事項)  
 年 月 日閉鎖  
 選挙区選挙管理事務長  
 職印

註) 選挙管理事務長が教務所長でなくて他の宗務役員である場合は、その役職を肩書とし自印を押印するものとする。

様式第21 (条例第81条による郵便投票許可申請書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

教区 組 寺・教会  
 (住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒  
 氏名 ㊟)

郵便投票許可申請書

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙にあたり、下記により郵便投票を行うことを許可くださるよう、宗議会議員選挙条例第81条により申請します。

記

1 現住所 (送付先)	
2 宗務上の役職	
3 所属投票区	選挙区 投票区
4 事由	

以上

註) 事由については選挙の当日投票及び不在者投票ともにし難い事項について詳しく記載のこと。例えば、勤務地から投票所が遠隔である場合、投票のためご利用しなければならぬ交通機関の名称、乗車駅名、所要時間も併せて記載のこと。

様式第22 (条例第81条の2による郵便投票許可申請書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

教区 組 寺・教会 (投票区)  
 申請人氏名 ㊟  
 (申請人が所属する寺院・教会の)  
 住職・教会主管者 (代務者) 氏名 ㊟

郵便投票許可申請書

下記事由により、年 月 日施行の宗議会議員選挙において、宗議会議員選挙条例第81条の2の規定に基づき郵便投票を許可くださるよう申請します。

記

1 事由  
 2 申請人の居所 (送付先)

添付書類

1 公的医療機関又はこれに準ずる施設の医師の診断書  
 (身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証の写しでも可)

以上

様式第23 (郵便投票の許可通知書)

許可第 号  
 年 月 日

殿

選挙区選挙管理会 印

郵便投票許可通知書

貴殿は、年 月 日施行の宗議会議員選挙において、郵便投票を行うことを許可されたので通知します。

以上

様式第24 (郵便投票受付簿)

受付番号	受付日時	発信人氏名	所属寺院又は教会	組	投票区	選挙管理事務長押印	備考

(条例第85条第3項による末尾記載事項)  
 年 月 日閉鎖  
 選挙区選挙管理事務長  
 職印

註) 選挙管理事務長が教務所長でなくて他の宗務役員である場合は、その役職を肩書とし自印を押印するものとする。

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第25 (投票用紙)

宗議会議員選挙投票  年 月 日  管 理 会 印	候補者の氏名	注 意 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと 二 候補者でない者の氏名は書かないこと

様式第26 (郵便用封筒)

住所  年 月 日 組  教会  氏 名	住所 真宗大谷派 選挙区選挙管理会御中 教務所内 書 留 投票人
---	---

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第27 (投票用封筒)

投票用封筒

様式第28 (選挙録)

選挙区宗議会議員選挙録	
1 選挙の日時 2 開票の日時及び開票所 3 開票所の開閉の時刻 4 選挙人の総数 (1) 投票所に行き投票すべき者の数 (2) 郵便による投票をすべき者の数 5 投票をした者の総数 (1) 投票所に行き投票をした者の数 イ 不在者投票をした者の数 (イ) 宣言投票をした者の数 (ロ) 裁決書を示して投票をした者の数 (ハ) 選挙資格を有すると申し立て投票した者の数 (ニ) 仮投票をした者の数 ロ 当日投票をした者の数 (イ) 宣言を投票をした者の数 (ロ) 裁決書を示して投票をした者の数 (ハ) 選挙資格を有すると申し立て投票した者の数 (ニ) 仮投票をした者の数 (2) 郵便による投票をした者の数 6 投票として取り扱わないと決定した者の数 (1) 条例第97条第3項の規定によるもの (2) 条例第98条第1項後段の規定によるもの (3) 条規第94条第3項の規定によるもの (4) 条規第100条第2項の規定によるもの 7 投票の総数 (前号のものを含まない) 8 無効投票の数 (1) 無効郵便投票 イ 締切後到着したもの ロ 所定の封筒を用いないもの ハ 書留郵便によらないもの ニ 発信人の氏名のないもの ホ 発信人の氏名の判明し難いもの (2) 無効投票 イ 所定の投票用紙を用いないもの ロ 候補者でない氏名を記載したもの ハ 2人以上の候補者の氏名を記載したもの ニ 氏名のほか他のことを記載したもの ホ 候補者の氏名を記載しないもの ヘ 候補者の何人か確認し難いもの 9 有効投票の数 10 得票順による議員候補者の氏名及び得票数 11 当選人の氏名及び所属の組、寺院・教会の名称 12 選挙係の氏名 13 前各号のほか選挙管理委員会が必要と認めた事項 14 開票に関する選挙管理会長、選挙管理委員及び選挙管理事務長の意見	年 月 日 選挙区選挙管理会長 氏 名 (印) 選挙区選挙管理委員 氏 名 (印) 同 氏 名 (印) 同 氏 名 (印) 選挙区選挙管理事務長 氏 名 (印)

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

註) 1 記載事項の末尾には「以下空白」と、記載事項のないときは「空白」と記載すること。  
 2 用紙が何枚かになるときは、各紙に選挙管理会長、管理委員全員及び選挙管理事務長の継印をすること。  
 3 訂正を行ったときは、上部余白にその旨を記載し、選挙管理会長、管理委員全員及び選挙管理事務長の押印をすること。

様式第29 (当選証書)

宗議会議員当選証書 選挙区選挙管理会 年 月 日 選挙区選挙管理会 管 理 会 印	右は、年 月 日 選挙区で宗議会議員に 当選したことを証する。 教区 組 寺・教会 氏 名
---	--

## 参議会議員選挙条例

（1982年3月8日条例公示第3号）

- 改正 ①1986年3月11日条例公示3  
②1991年6月29日条例公示8  
③2020年6月25日条例公示1  
④2022年6月28日条例公示1  
⑤2023年6月30日条例公示1

（目的）

**第1条** この条例は、真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）第23条第2項の規定により、参議会議員（以下「議員」という。）の定数及び選挙の方法に関する事項を定めることを目的とする。

（議員の定数）

**第2条** 議員の定数は、65人とする。

（選挙資格及び被選挙資格）

**第3条** 教区門徒会員（以下「会員」という。）は、在任する選挙区において、選挙資格及び被選挙資格を有する。

（選挙区）

**第4条** 選挙は、選挙区ごとに行う。

2 選挙区の数、名称、区域及び各選挙区において選挙する議員の数は、別表で定める。

（通常選挙）

**第5条** 議員の任期満了による通常選挙は、議員の任期が終わる日の5日前までに、期日を定めて行う。

（補欠選挙）

**第6条** 議員に欠員ができたときは、欠員の日から40日以内に補欠選挙を行う。ただし、議員の任期満了前の宗憲第26条第1項による参議会が終わった後は、欠員15人に達するまでは、補欠選挙を行わない。

（再選挙）

**第7条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、更に選挙を行う。

- （1）当選人のないとき又は当選人が当該選挙区において選挙すべき議員の数に達しないとき。
- （2）当選人が議員に就任するまでの間に、被選挙資格を失ったとき又は死亡したとき。

（教区門徒会の招集）

**第8条** 選挙は、教区門徒会（以下「門徒会」という。）で行う。

2 前項の門徒会の招集は、教務所長が期日を定めて、教区制（1991年条例公示第8号。以下同じ。）第14条ただし書の規定にかかわらず、少なくとも10日前にこれを発令しなければ

ならない。

3 前条第1号による選挙は、新たに門徒会を招集することなく、当該門徒会において直ちに行う。

4 前条第2号による選挙を行うべき門徒会の招集の発令は、その選挙を行うべき事由の生じた日から数えて少なくとも3日を経て行うものとする。

（定足数）

**第9条** 選挙を行うべき門徒会は、会員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き選挙することができない。

2 会員は、前項の門徒会に欠席しても被選挙資格を失わない。

（選挙人）

**第10条** 前2条による門徒会に出席した会員を選挙人という。

（選挙不能の処置）

**第11条** 門徒会の定足数の欠缺等によって選挙を行うことができないときは、教務所長は、その旨を宗務総長に報告し、改めて門徒会を招集しなければならない。

2 前項の門徒会の招集は、第8条第2項の期間を3日までに短縮することができる。

（選挙の方法）

**第12条** 選挙は、投票によって行う。

2 投票は、当該選挙区において選挙する議員の数の被選挙資格を有する者の氏名を、選挙人が投票用紙に自ら記載して投票箱に投入する。

3 投票用紙には、前項の氏名のほか他の事項を記載してはならない。

（選挙管理者・選挙立会人）

**第13条** 選挙管理者は、当該教区の教務所長をこれに充てる。

2 選挙管理者は、選挙人の中から選挙立会人2人を指名するものとする。

3 選挙立会人は、投票及び開票の状況を監督するものとし、当選人が確定するまでその任に当る。

（開票）

**第14条** 投票が終了したときは、選挙管理者が、直ちに開票し、1票ごとにその効力を判定しなければならない。

（無効投票）

**第15条** 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

（1）所定の投票用紙を用いないもの。

（2）被選挙資格を有する者の氏名を1人も記載しないもの。

（3）当該選挙区において選挙すべき議員の数を超える数の被選挙資格を有する者の氏名を記

載したもの。

(4) 被選挙資格のない者の氏名を記載したもの。  
(投票の効力の判定)

**第16条** 投票の効力について疑義のある投票は、選挙管理者が、選挙立会人にはかつてその効力を決定する。  
(当選人の決定)

**第17条** 選挙管理者は、有効得票数を計算し、その最多数を得た者から当選人を定める。

2 有効得票数が同じであって当選人を決定し難いときは、選挙管理者が、抽せんにより当選人を定める。

3 抽せんの方法は、選挙管理者が定める。  
(選挙方法の変更の決定)

**第18条** 門徒会は、投票によらないで議員の選挙を行うことができる。この場合、投票によらないことの決定及び選挙の方法の決定は、選挙人の全員の賛成を要する。  
(当選人の確定)

**第19条** 当選人が定まったときは、選挙管理者が当選人に対し選挙の結果を通知し、当選の可否を照会しなければならない。

2 当選人が当選を受諾したときは、当選が確定する。

3 当選人が当選を辞退したときは、更に選挙を行う。ただし、投票により選挙した場合であって、当選人に次ぐ有効得票数を得た者がいるときは、これを当選人とする。この場合、有効得票数が同じであって、補充すべき当選人を決定し難いときは、第17条第2項及び第3項の規定によりこれを決定する。  
(門徒会役員の辞職)

**第20条** 当選人が教区制第59条に規定する役員であるときは、直ちにその職を辞さなければならない。  
(門徒会の閉会)

**第21条** 選挙を行うべき門徒会は、当選人が確定するまで閉会することができない。  
(当選人の告示)

**第22条** 教務所長は、当選人が確定したときは、直ちにその氏名、住所及び所属寺を告示し、併せて宗務総長に報告しなければならない。  
(当選証書の交付)

**第23条** 教務所長は、当選人が確定したときは、当選人に当選証書を交付する。  
(選挙録)

**第24条** 教務所長は、選挙録正副2通を作成し、選挙立会人とともに署名押印し、その副本を宗務総長に送付しなければならない。

2 選挙録には、選挙の日時、場所、方法並びに当選人の氏名、住所及び所属寺、その他必要な事項を記載する。

(被選挙資格に関する特例)

**第25条** 議員は、その任期中会員の任期が満了しても、議員の地位を失わない。

**附 則**

1 この条例は、1982年3月10日から施行する。

2 この条例によりはじめて選挙された参議会議員の任期は、1982年5月10日から起算する。

**附 則** (1986年3月11日条例公示第3号)  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (1991年6月29日条例公示第8号) 抄  
この条例は、1991年7月1日から施行する。

**附 則** (2020年6月25日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2020年7月1日から施行する。

**附 則** (2022年6月28日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2022年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2023年7月1日から施行する。

別表 (第4条)

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
北海道	北海道教区	4人
東北	東北教区	3人
東京	東京教区	3人
新潟	新潟教区	5人
富山	富山教区	5人
能登	能登教区	3人
金沢	金沢教区	3人
小松大聖寺	小松大聖寺教区	2人
福井	福井教区	2人
岐阜高山	岐阜高山教区	3人
大垣	大垣教区	3人
岡崎	岡崎教区	3人
名古屋	名古屋教区	5人
三重	三重教区	1人
長浜	長浜教区	2人
京都	京都教区	4人
大阪	大阪教区	4人
山陽	山陽教区	2人
四国	四国教区	1人
九州	九州教区	7人



## ～第5編 宗務機関～

### 宗務職制

〈1991年6月29日条例公示第5号〉

- 改正 ①1993年2月25日条例公示1  
 ②1985年6月22日条例公示2  
 ③1997年6月13日条例公示4  
 ④1999年6月25日条例公示1  
 ⑤2002年6月28日条例公示2  
 ⑥2004年6月28日条例公示3  
 ⑦2010年6月29日条例公示8  
 ⑧2010年6月29日条例公示17  
 ⑨2012年6月29日条例公示7  
 ⑩2014年6月27日条例公示1  
 ⑪2015年6月26日条例公示10  
 ⑫2017年6月26日条例公示4  
 ⑬2018年6月25日条例公示2  
 ⑭2020年6月25日条例公示1  
 ⑮2022年6月28日条例公示1  
 ⑯2023年6月30日条例公示1  
 ⑰2023年6月30日条例公示17

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、内局の権限に属する宗務執行のために必要な事項を定めることを目的とする。  
 (宗務の運営)

**第2条** この条例によって設けられた部門は、内局の統轄の下に相互の連絡を緊密にし、一体として能率的にその機能を発揮するよう運営されなければならない。

#### 第2章 内局

(部門の統制及び管理)

**第3条** 宗務総長は、内局の主班として宗務を裁定し、部門の連絡統制を保持しなければならない。

2 宗務総長は、参務に宗務を分担管理させ、又は自ら管理することができる。

3 宗務総長は、前項により財務を分担する参務を財務長に任命し、財務に関する事務を統轄させるものとする。

4 宗務総長は必要と認めるときは、部門が行った処分又は命令を停止することができる。

5 参務及び財務長は、宗務総長を助け、分担する部門の事務について指揮監督し、その責に任ずる。

(役職)

**第4条** 宗務総長、参務及び財務長は、当然宗務役員とする。

(諮問機関)

**第5条** 宗務総長は、特定の事項について、諮問機関を設けることができる。

(宗務総長の臨時代理)

**第6条** 宗務総長に事故があるときは、そのあらかじめ指定する参務が、臨時にその職務を代理する。

2 前項の規定は、宗務総長が欠けた場合にも準用する。

(内局会議)

**第7条** 次の事項は、内局会議に付さなければならない。

- (1) 宗門法規の制定、変更及び公示に関する事項
- (2) 門首の行う宗務に関する重要な事項
- (3) 儀式に関する重要な事項
- (4) 教学に関する重要な事項
- (5) 予算及び決算
- (6) 予備費及び予算外の支出並びに臨時の融通に関する事項
- (7) 重要な財産の管理及び処分並びに平衡資金及び保管金に関する事項
- (8) 宗費の賦課及び浄財の募集に関する事項
- (9) 宗務役員任免及び進退に関する事項
- (10) 外部との交渉に関する重要な事項
- (11) 宗門法規に内局会議に付すべきことを定められた事項
- (12) 前各号のほか宗務上重要な事項

2 宗務総長及び参務は、内局会議に提案することができる

**第8条** 内局会議は、内局の全員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、出席することができない者がある場合は、その者に、案件について事前又は事後に同意するかしないかの意見を聞いて、出席に代えることができる。

2 内局会議の議事は、内局の全員の同意によってこれを決する。

#### 第3章 宗務所の部門

(部門の設置)

**第9条** 内局が執行する宗務を分掌するため宗務所に総務部、本廟部、大谷祖廟事務所、内事部、教育部、研修部、組織部、出版部、財務部及び企画調整局を置く。

2 前項の部門のほか、すべての宗務機関と連携を密にし、かつ教区・組及び寺院・教会に対し機動的なはたらきかけを必要とする事業を推進するため、条例により機関を設置することができる。

(第五編) 宗務職制

(第五編) 宗務職制

**第10条** 特別な法要、事業その他について必要とするときは、前条に掲げるもののほかに、臨時に部門を設けることができる。

2 前項の規定による部門を設置しようとするときは、条例によらなければならない。

(部門の所管事項)

**第11条** 第9条第1項に掲げる部門の所管事項は、次のとおりとする。

総務部 法規、文書、人事、広報、電算情報管理、労務管理、警備防災及び衛生に関する事項

本廟部 儀式及び真宗本廟両堂の守護並びに参拝者の応接及び総合案内に関する事項

大谷祖廟事務所 大谷祖廟に関する事項

内事部 内事に関する事項

教育部 教師、教化、学事及び公益事業に関する事項

研修部 研修に関する事項

組織部 寺院・教会、住職・教会主管者、僧侶及び門徒並びに組織活動の促進・統制、国際関係及び浄財の勸募に関する事項

出版部 出版物及び聖教編纂に関する事項

財務部 経理、財産の管理、金員及び物品の出納並びに授与物に関する事項

企画調整局 教化推進に必要な企画・調整、機関相互の交流、情報収集・発信及び寺院・教会の活性化支援に関する事項

(所管事項の裁定)

**第12条** 各部門の間において、その所管事項に関し疑義のある場合は、宗務総長が裁定する。

(部門の行う調査)

**第13条** 部門が必要により調査を行うときは、統計調査基本条例(2010年条例公示第8号)に基づき行わなければならない。

#### 第4章 宗務出張所及び教務所等

(宗務出張所)

**第14条** 東京宗務出張所は、東京都練馬区谷原一丁目3番地「東本願寺真宗会館」に置く。

(教務所)

**第15条** 教務所の名称、所在地及び管轄教区は、別表のとおりとする。

2 教務支所については、別に定める。

(教務所達)

**第16条** 教務所長は、職務を執行するため管内に教務所達を発することができる。

(処務細則)

**第17条** 宗務出張所長及び教務所長は、処務細則を定め、宗務総長の承認を経てこれを施行することができる。

(開教監督部)

**第18条** 開教監督部については、別に条例で定める。

#### 第5章 宗務役員

(基本姿勢)

**第19条** 宗務役員は、真実の教法を弘め伝えるための宗務を担当する責務を担い、常に信仰に基づく報恩の心をもって服務し、諸法規を遵守してその職務を全うしなければならない。

(任用)

**第20条** 宗務役員は、教師のうちから任用する。ただし、必要のあるときは、この限りでない。

2 宗憲及び条例に特別の定めがあるものを除き、宗務役員の任免は宗務総長がこれを行う。

3 前項の任免にあたっては、その都度、役職及びその所属部門を示して発令するものとする。

4 宗務役員の任用及び資格その他必要な事項については、別に定める。

(部門の長)

**第21条** 第9条第1項に掲げる各部門に、部門の長を置く。

2 部門の長は、宗務総長又は当該部門を担当する参務の指揮監督を受けて、主務を掌理し、その責に任ずる。

(宗務出張所長)

**第22条** 宗務出張所に、宗務出張所長を置く。

2 宗務出張所長は、宗務総長の委任する事項について、中央の諸機関との交渉、その他の事務を掌理し、その責に任ずる。

(教務所長)

**第23条** 教務所長は、宗務総長の監督を受けて、教区内の諸般の事務を掌理し、その責に任ずる。

(長の代理)

**第24条** 第9条第1項に掲げる部門の長、宗務出張所長及び教務所長に事故があるときは、上席の宗務役員にその職務を臨時に代理させることができる。

(次長等の配属)

**第25条** 第9条第1項に掲げる部門、宗務出張所及び教務所に次の各号に掲げる宗務役員を配属し、その職務は当該各号に規定するとおりとする。

(1) 次長は、部門の長、宗務出張所長又は教務所長を助け事務を整理する。

(2) 主事及び主事補は、上司の命を受けて事務を処理する。

(3) 書記及び書記補は、上司の命を受けて事務に従事する。

(4) 主計は、宗務出張所長又は教務所長の指揮

を受けて会計に関する事務をつかさどり、所長とともにその責に任ずる。

2 必要な業務に当たるため、第9条第1項に掲げる部門又は宗務出張所に出仕を置くことができる。

(宗務役員の出向)

**第26条** 宗務総長は、法要又は事業その他特別の必要があるときは、現に配置している宗務役員の配属及び当該宗務役員の現在の役職を変更することなく、前条に定める宗務役員について、期間及び任務を定めて、他の宗務の機関に出向させて必要な宗務に専従させることができる。

(式務員)

**第27条** 真宗本廟及び大谷祖廟における崇敬、給仕及び儀式その他の式務に専従するため、本廟部に次の各号に掲げる式務員を置く。

(1) 定衆は、両堂に奉仕し、出仕の法要座次の座紙を管理し、座配点検して儀式を斉整する。

(2) 堂衆は、両堂に奉仕し、勤行及び助音等の式務に従事する。

(3) 参衆は、両堂に奉仕し、荘厳等の式務に従事する。

2 式務員は、前項各号に掲げるほか、本廟部長が真宗本廟の崇敬、給仕及び儀式のために必要と認めた業務に従事する。

(試用期間)

**第28条** 第25条第3号に定める書記補及び前条に定める式務員については、その任用に先立って、必要により試用期間を定めることができる。

(企画調整局参事)

**第29条** 企画調整局の業務に必要な企画の立案及び推進に当たるため、企画調整局に参事若干人を置く。

(教育部学校教育幹事)

**第30条** 上司の命を受けて学校教育に必要な業務に当たるため、教育部に学校教育幹事若干人を置く。

(教区駐在教導)

**第31条** 教務所長の指揮を受けて、教区の教化活動を振興するため、教務所に教区駐在教導を置く。

(教化相談員)

**第31条の2** 教区駐在教導を補佐し、教区の教化活動に従事するため、必要により教務所に教化相談員を置くことができる。

2 前項の教化相談員は、常勤に限り宗務役員とする。

(教区青少幼年指導主任)

**第32条** 地方における青少幼年教化の推進をはか

るため、教務所に教区青少幼年指導主任を置く。

(研修部補導)

**第33条** 上司の命を受けて研修の補導に当たるため、研修部に補導若干人を置く。

(専門編集員)

**第34条** 上司の命を受けて、出版に関する編集業務に当たるため、出版部に専門編集員若干人を置く。

(業務の指定)

**第35条** 指定する業務に従事させるため、次の各号に掲げる宗務役員を置くことができる。

(1) 巡監 警備防災に関する庶務に従事する。

(2) 用務員 清掃その他の庶務に従事する。

(嘱託)

**第36条** 必要により、学識又は技能を有する者に、特定の事項を嘱託することができる。

2 前項の嘱託は、常勤に限り宗務役員とする。

(業務の委託)

**第37条** 必要により、特定の事項について、他の団体又は個人に対して、業務を委託することができる。

(準宗務役員)

**第38条** 宗務総長の任命にかかる学校法人の教職員並びに別院の輪番、副輪番、会計及び書記は、これを準宗務役員とする。

2 準宗務役員は、第19条に定める基本姿勢に立ち、宗務に従事しなければならない。

(本務及び兼務)

**第39条** 宗務役員又は準宗務役員であつて、2以上の職務を兼務するものは、最初に任命されたものを本務とし、本務の職を解かれた場合、同時に兼務する職務も解かれたものとする。

#### 附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、宗務総長、参務、財務長、宗務出張所長、教務所長、第9条に掲げる部門の長、次長、主事、主事補、書記及び書記補並びに主計であつた者は、この条例による宗務総長、参務、財務長、宗務出張所長、教務所長、第9条に掲げる部門の長、次長、主事、主事補、書記及び書記補並びに主計とそれぞれみなす。

3 1991年6月30日現在、式務員であつた者は、この条例による式務員とみなす。

4 1991年6月30日現在、企画室の参事、研修部の補導・補導補及び青少年部の指導主事であつた者は、この条例による企画室の参事、研修部の補導・補導補及び青少年部の指導主事とみなす。

- 5 1991年6月30日現在、設置していた部門、宗務出張所及び教務所並びにその宗務役員の配属は、この条例による部門、宗務出張所及び教務所並びにその宗務役員の配属とみなす。
- 6 1991年6月30日現在、出仕として勤務していた者は、この条例により任用した出仕とみなす。
- 7 1991年6月30日現在、嘱託として勤務していた者は、この条例による嘱託とみなす。
- 8 1991年6月30日現在、補助員として勤務していた者は、この条例により採用した補助員とみなす。

**附 則**（1993年2月25日条例公示第1号）  
この条例は、1993年3月1日から施行する。

**附 則**（1995年6月22日条例公示第2号）

- 1 この条例は、1995年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定により任用されている第20条から第22条まで、第24条、第26条及び第28条から第33条までに規定する各役職に任命されている者は、それぞれこの条例により任用されたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、従前の規定により補助員に採用されている者は、第32条に規定する宗務役員とみなす。
- 4 蓮如上人五百回御遠忌事務所職制（1994年条例公示第1号）第8条第5項第2号中「金品」を「金員及び物品」に、同第15条中「宗務職制第24条、同第26条及び同第16条」を「宗務職制第20条、同第24条及び同第28条から同第33条まで」に、同第16条中「宗務職制第17条」を「宗務職制第22条、同第24条、同第32条及び同第33条」に、「指導主任及び常勤の嘱託」を「及び指導主任」に、それぞれ改める。
- 5 宗務役員定年条例（1989年条例公示第3号）第3条第3号を削り、第4号を第3号とし、以下1号ずつ繰り上げる。
- 6 審問院組織条例（1991年条例公示第12号）第12条の見出し中「及び補助員」を削り、同条第5項を削り、第6項を第5項とし、同項中「及び前項の補助員」を削り、第7項を第6項とする。
- 7 別院条例（1981年条例公示第7号）第21条第2項を削る。

**附 則**（1997年6月13日条例公示第4号）

- 1 この条例は、1997年7月1日から施行する。
- 2 宗費賦課金の賦課基準に関する特別審議会条例（1992年条例公示第2号）第14条中、「出納部」を「財務部」に改める。

- 3 両堂等修復検討委員会条例（1994年条例公示第2号）第11条中、「経理部」を「財務部」に改める。
- 4 会計条例（1988年条例公示第1号）第26条第1項及び第48条中、「出納部」を「財務部」にそれぞれ改め、同第52条中、「経理部」を「財務部」に改め、「支出伝票綴」の次に「勘定元帳」「賦課金台帳」「現金出納簿」「備品台帳」「物品出納簿」「収入通知綴」を加え、同第53条を次のとおり改める。

**第53条 削除**

- 5 賦課金条例（1987年条例公示第4号）第8条中、「出納部長」を「財務部長」に改める。

**附 則**（1999年6月25日条例公示第1号）

- 1 この条例は、1999年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に財務長である者は、この条例により任命されたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、現に各部門、宗務出張所及び教務所に配属されている宗務役員は、この条例により配属されたものとみなす。
- 4 この条例施行の際、現に式務員である者は、この条例による式務員とみなす。

**附 則**（2002年6月28日条例公示第2号）  
この条例は、2002年7月1日から施行する。

**附 則**（2004年6月28日条例公示第3号）

- 1 この条例は、2004年7月1日から施行する。
- 2 従前の規定による式務部及び参拝接待所の所管事項は、この条例による本廟部が、従前の規定による教務部及び組織部の所管事項は、この条例による組織部が、従前の規定による教育部及び青少年部の所管事項は、この条例による教育部がそれぞれ承継する。

**附 則**（2010年6月29日条例公示第8号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（2010年6月29日条例公示第17号）抄  
この条例は、2010年7月1日から施行する。

**附 則**（2012年6月29日条例公示第7号）  
この条例は、2012年7月1日から施行する。

**附 則**（2014年6月27日条例公示第1号）  
この条例は、2014年7月1日から施行する。

**附 則**（2015年6月26日条例公示第10号）抄  
この条例は、2015年7月1日から施行する。  
ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

**附 則**（2017年6月28日条例公示第4号）  
この条例は、2017年7月1日から施行する。

**附 則**（2018年6月25日条例公示第2号）

- 1 この条例は、2018年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、従前の規定により任用されている第21条から第23条まで、第25条、第27条及び第29条から第35条までに規定する各役職に任命されている者は、それぞれこの条例により任用されたものとみなす。

附 則 (2020年6月25日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2022年6月28日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2022年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2023年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第17号)  
この条例は、2023年7月1日から施行する。

別表 教務所の名称・所在地・管轄地区

名 称	所在地	管轄地区
北海道教務所	北海道札幌市	北海道教区
東北教務所	宮城県仙台市	東北教区
東京教務所	東京都練馬区	東京教区
新潟教務所	新潟県三条市	新潟教区
富山教務所	富山県富山市	富山教区
能登教務所	石川県七尾市	能登教区
金沢教務所	石川県金沢市	金沢教区
小松大聖寺教務所	石川県小松市	小松大聖寺教区
福井教務所	福井県福井市	福井教区
岐阜高山教務所	岐阜県岐阜市	岐阜高山教区
大垣教務所	岐阜県大垣市	大垣教区
岡崎教務所	愛知県岡崎市	岡崎教区
名古屋教務所	愛知県名古屋市	名古屋教区
三重教務所	三重県桑名市	三重教区
長浜教務所	滋賀県長浜市	長浜教区
京都教務所	京都府京都市	京都教区
大阪教務所	大阪府大阪市	大阪教区
山陽教務所	兵庫県姫路市	山陽教区
四国教務所	香川県高松市	四国教区
九州教務所	福岡県久留米市	九州教区

## 教化推進の組織機構に関する基本条例

（2015年6月26日条例公示第1号）

- 改正 ①2017年6月28日条例公示5  
 ②2019年6月27日条例公示1  
 ③2019年6月27日条例公示2  
 ④2019年6月27日条例公示10  
 ⑤2021年6月30日条例公示4  
 ⑥2023年6月30日条例公示2

（目的）

**第1条** この条例は、教化基本条例（1985年条例公示第4号。以下同じ。）第2条に定める教化の本旨に基づき、同朋会運動推進に資する教学振興と教化推進を担う者のあらゆる取り組みを尊重し、聞法の道場たる別院及び寺院・教会並びに寺院・教会の共同教化の現場たる組及びこれらの教化の主體的活動を支援する教区が、それぞれ相互に連携して取り組みの課題を積極的に見出し共有するとともに現代社会の負託に応えることができるよう、中央宗務機関が機動的にはたらきかけるための教化機構の有機的な相互関係を明確にすることを目的とする。

（真宗教化センター）

**第2条** 前条の目的を達成するため真宗教化センターを設置し、これを「しんらん交流館」とも称する。

2 前項の真宗教化センターは、京都市下京区諏訪町通六条下上柳町19番地に置く。

3 第1項の施設に、教学研究所、解放運動推進本部及び青少年センター（以下「3機関」という。）並びに宗務職制（1991年条例公示第5号。以下同じ。）第9条第1項に定める企画調整局を配置する。

（教学・教化の営為）

**第3条** すべて宗門人は、教学振興及び教化推進の営為に関わり、常に同朋会運動の推進を宗門のいのちとして受け止めこれを担うものである。よって、すべての宗務は、この営為をどこまでも尊重し運営されなければならない。

（3機関の独自性担保・総合力発揮）

**第4条** 3機関は、それぞれ独自の役割を担い、その使命を全うする上で主体性と独自性を保有する機関である。よって、各機関の設置の目的や取り組みの方向性並びにこれまでの実績と成果はどこまでも尊重されるとともに、共有すべき課題を積極的に見出して協調・共同して取り組む姿勢を確保し、総合力を発揮して教化の

現場にはたらきかけなければならない。

（教学会議・課題別委員会）

**第5条** 教化基本条例第5条に定める教化のつとめを果たすための教学振興と教化推進の基本方針策定に資するとともに、時代社会の要請に呼応し真宗の教法を現代に発信する要件を整えることができるよう、宗務総長の諮詢に応えるため教学会議を設置する。

2 教学会議は、前項の他、教学振興と教化推進に関する定例懇談を行う。

3 教学会議は、教学研究所長及び学識経験者の中から宗務総長が委嘱した教学員若干人で組織し、宗務総長が招集する。

4 教学会議は、宗務総長が出席して開催する。

5 教学会議は、運営上必要があると認めるときは、宗務総長の同意を得て課題別委員会を設置することができる。この場合において、課題別委員会の名称は、「何々に関する教学委員会」とすることを通例とする。

6 課題別委員会は、学識経験者の中から宗務総長が委嘱した委員若干人で組織し、要請された期間内に考究・討議した結果を取りまとめ、これを教学会議に報告する。

7 教学会議は、前項の報告を受けたときは、その内容を検討した結果を当該課題に関する教学教化の指針として宗務総長に提示するものとする。

8 教学会議及び課題別委員会に関する業務は、教学研究所条例に定める研究職員、真宗大谷派解放運動推進本部職制に定める本部委員・本部要員及び真宗大谷派青少年センター条例に定める主幹・幹事・研究員（以下「3機関の専門職員」という。）並びに宗務職制に定める宗務役員の中から、宗務総長が指名した者がこれに当たる。

9 教学会議及び課題別委員会の運営等については、別に定める。

（専門職員協議会）

**第6条** 3機関の専門職員が相互に共有すべき課題を積極的に見出し、協調・共同して取り組むべき事業及び業務を推進するため、専門職員協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、3機関の専門職員及び企画調整局の業務主幹で組織し、企画調整局長が招集する。

3 協議会は、第1項の目的を達成するため、必要により学識経験者及び専門家を招聘し、長期的展望に立ち幅広い視野をもって打開の方途を見出すものとする。

4 協議会は、課題別作業班又はプロジェクトチームを編成し、前項の方途を具体化するために

必要な宗門活動の総合的企画案を作成する。

(同朋会運動推進会議)

**第7条** 宗務所に宗務執行の総合協議機関として同朋会運動推進会議(以下「推進会議」という。)

を設置し、同朋会運動推進に必要な次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 同朋会運動の基本施策の実施状況、成果及び課題の掌握に関する事項
- (2) 前号の課題を克服するために必要な調査及び検討に関する事項
- (3) 部門及び機関相互の連携保持に関する事項
- (4) 前各号に基づく必要な基本施策の見直しに関する事項
- (5) 前各号に基づく教化研修計画の基本方針策定に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 推進会議は、宗務総長及び宗務総長が指名する参務並びに宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、東京宗務出張所長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長で組織し、宗務総長の同意を得て企画調整局長が招集する。

3 参務及び3機関の専門職員は、いつでも会議に出席して発言することができる。

4 教化の現場の実情に即した協議に資するため、必要により開教監督、沖縄開教本部長、教務所長、別院輪番、教区駐在教導、沖縄準開教区駐在教導及び教区教化委員会の委員の中から出席を求め、意見を聞くものとする。

5 宗務総長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

(企画調整局の主要業務)

**第8条** 企画調整局は、同朋会運動に必要な、部門及び機関相互の連携、組織機構の活性化及び教化に関する情報交流の拡充強化を機動的に行うとともに、3機関の事務を総合的に処理する。

2 企画調整局は、教区教化委員会及び組教化委員会並びに別院及び寺院・教会等の教化の現場との情報交流を図り、別院及び寺院・教会の活性化支援に努めるものとする。

3 前2項の業務の実を挙げるため、企画調整局に業務主幹及び主任を置く。

4 前項の業務主幹及び主任は、企画調整局の宗務役員及び非常勤の嘱託の中から、企画調整局長の上申により宗務総長が命ずる。

5 企画調整局の業務を円滑に処理するため、企画調整会議を置き、企画調整局を分担管理する参務、企画調整局長及び業務主幹で組織する。

**附 則**

この条例は、2015年7月1日から施行する。

**附 則** (2017年6月28日条例公示第5号)

この条例は、2017年7月1日から施行する。

**附 則** (2019年6月27日条例公示第1号) 抄

この条例は、2019年7月1日から施行する。

**附 則** (2019年6月27日条例公示第2号) 抄

この条例は、2019年7月1日から施行する。

**附 則** (2019年6月27日条例公示第10号) 抄

この条例は、2019年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日条例公示第4号) 抄

この条例は、2021年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日条例公示第2号) 抄

この条例は、2023年7月1日から施行する。

## 真宗大谷派解放運動推進本部職制

〈1990年6月29日条例公示第1号〉

- 改正 ①1999年6月25日条例公示2  
②2004年6月28日条例公示4  
③2005年6月28日条例公示3  
④2015年6月26日条例公示10  
⑤2018年6月25日条例公示3

(設置及び目的)

**第1条** 教化基本条例(1985年条例公示第4号)第5条第2項の規定により、同朋会運動を基底として、部落差別をはじめとする様々な差別問題から問われる課題を通じた本派の解放運動の推進に関する総合企画とその実践をはかるため、同条例第26条に定める真宗教化センターに解放運動推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(業務)

**第2条** 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 差別問題への取り組みの推進に関する業務の指導・調整
- (2) 差別問題についての正しい認識に基づく啓発と普及
- (3) 差別問題に関する実態調査、研究並びに資料の収集、保存及び整備
- (4) 差別問題に関する教育の振興及びその資料の作成
- (5) 非戦平和等の課題共有を目的とした事業の企画と実施
- (6) 性差別に関する課題共有を目的とした事業の企画と実施
- (7) 関係諸団体との連絡協調
- (8) その他必要な業務  
(他の宗務機関との連携)

**第3条** 本部は、宗務職制(1991年条例公示第5号)第9条第1項に定める各部門、宗務出張所及び各教務所並びに条例で定める宗務の機関と連携を緊密にし、一体としてその機能を発揮するよう運営されなければならない。

(宗務総長の統理)

**第4条** 本部は、宗務総長が統理する。

(本部長)

**第5条** 本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、参務の中から宗務総長がこれを任命する。
- 3 本部長は、本部の業務を総理する。  
(本部委員)

**第6条** 本部に5人以内の本部委員(以下「委員」という。)を置く。

- 2 委員は、宗務総長が任命し、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、本部長の指揮を受けて第1条の目的を達成するために必要な業務を行うことを任務とする。
- 5 委員は、宗務役員とする。

(本部要員)

**第7条** 本部に5人以内の本部要員(以下「要員」という。)を置く。

- 2 要員は、宗務総長が任命し、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充による要員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 要員は、本部長の指揮を受けて委員を補佐し、本部の業務に従事する。
- 5 要員は、宗務役員とする。

(事務部長及び事務)

**第8条** 本部長の指揮を受けて本部の事務を掌理するため、本部に事務部長を置き、宗務総長がこれを任命する。

- 2 事務部長は、宗務役員とし、企画調整局の出仕を兼務する。
- 3 本部の事務は、企画調整局の宗務役員が処理する。

(嘱託)

**第9条** 必要により、本部に嘱託を置き、宗務総長がこれを任命する。

- 2 前項の嘱託は、すべて非常勤とする。

(本部会議)

**第10条** 本部に本部会議を置き、本部の業務及び方針について協議し、これを決定する。

- 2 本部会議は、本部長、委員及び事務部長で組織する。

(解放運動推進審議会)

**第11条** 本派における解放運動推進に関する重要な事項について宗務総長の諮問に応ずるため、解放運動推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会に関する事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、1990年7月1日から施行する。
- 2 真宗大谷派同和推進本部職制(1977年条例第211号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に本部長である者は、この条例により任命されたものとみなす。



- 4 この条例施行の際、現に事務局の宗務役員である者は、この条例による事務局の宗務役員とみなす。

附 則（1999年6月25日条例公示第2号）

- 1 この条例は、1999年7月1日から施行する。  
2 この条例施行の際、現に事務局の宗務役員である者は、この条例による本部の宗務役員とみなす。

附 則（2004年6月28日条例公示第4号）

- 1 この条例は、2004年7月1日から施行する。  
2 この条例施行の際、現に本部長である者は、この条例により任命されたものとみなす。  
3 この条例施行の際、現に本部委員である者及び本部要員である者は、この条例による本部委員及び本部要員とみなし、その任期は、従前の任期を通算する。

附 則（2005年6月28日条例公示第3号）

この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則（2015年6月26日条例公示第10号）抄

この条例は、2015年7月1日から施行する。ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄

この条例は、2018年7月1日から施行する。

## 真宗大谷派青少年センター条例

（2010年6月29日条例公示第12号）

改正 ①2015年6月26日条例公示10

②2018年6月25日条例公示3

③2019年6月27日条例公示1

④2020年6月25日条例公示2

（設置）

**第1条** 教化基本条例（1985年条例公示第4号）第20条の3の規定に基づき、教化の現場との連携のもと青少年の課題に関する情報を収集発信し、青少年教化に必要な研究、交流、支援及び人の育成を行い、もって現代社会に即応した青少年教化の実を挙げるため、同条例第26条に定める真宗教化センターに真宗大谷派青少年センター（以下「センター」という。）を置く。

（業務）

**第2条** センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）青少年の教化育成に関する事項
  - （2）青少年教化の指導者の養成に関する事項
  - （3）青少年教化の施策の企画立案に関する事項
  - （4）青少年教化にかかる情報の収集整理及び発信に関する事項
  - （5）青少年を取り巻く諸問題の研究に関する事項
  - （6）青少年教化に取り組む諸団体との交流に関する事項
  - （7）教区及び組並びに寺院及び教会における青少年教化の支援に関する事項
  - （8）教区青少年教化推進本部に関する事項
  - （9）青少年教化施設の管理運営に関する事項
  - （10）その他必要な事項
- （他の宗務機関との連携）

**第3条** センターは、宗務職制（1991年条例公示第5号。以下同じ。）第9条第1項に定める各部門、宗務出張所及び各教務所並びに条例で定める宗務諸機関と連携を緊密にして、その業務にあたらなければならない。

（宗務総長の統理）

**第4条** センターは、宗務総長が統理する。

（青少年センター長）

**第5条** センターに青少年センター長（以下「センター長」という。）を置き、参務の中から宗務総長がこれを任命する。

- 2 センター長はセンターを代表し、センターに勤務する職員を指揮監督して、センターの業務を総理する。

（青少年センター部長及び事務）

**第6条** センター長の指揮を受けて、センターの業務を掌理するため、センターに青少年センター部長（以下「部長」という。）を置き、宗務総長がこれを任命する。

- 2 部長は、宗務役員とし、企画調整局の出仕を兼務する。

- 3 センターの事務は、企画調整局の宗務役員が処理する。

（主幹）

**第7条** センター長及び部長の命を受けて、センターの業務を整理するため、センターに主幹1人を置き、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

- 2 主幹は、宗務役員とする。

（幹事）

**第8条** 主幹の指揮を受けて、センターの業務を分担するため、センターに幹事若干人を置き、部長の上申により、宗務に経験のある者及び学識経験のある者の中から、宗務総長がこれを任命し又は委嘱する。

- 2 幹事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 幹事は、常勤に限り宗務役員とする。

（研究員）

**第9条** 青少年教化に必要な研究及び助言を行うため、センターに研究員若干人を置き、部長の上申により、学識経験のある者の中から、宗務総長がこれを任命し又は委嘱する。

- 2 研究員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 研究員は、常勤に限り宗務役員とする。

（センター会議）

**第10条** センターにセンター会議を置き、センターの方針及び業務について協議し、これを決定する。

- 2 センター会議は、センター長、部長、主幹、幹事及び研究員で組織する。

（青少年スタッフ）

**第11条** センターの業務を補佐し、青少年教化の現場における活動を推進するため、センターに青少年スタッフ（以下「スタッフ」という。）を置き、部長の上申により、宗務総長がこれを委嘱する。

- 2 スタッフの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この条例は、2010年7月1日から施行する。

附 則（2015年6月26日条例公示第10号）抄

この条例は、2015年7月1日から施行する。ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄

この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日条例公示第1号）

- 1 この条例は、2019年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に主幹、幹事及び研究員である者は、それぞれこの条例による主幹、幹事及び研究員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 3 この条例施行の際、現に青少幼年スタッフである者は、この条例による青少幼年スタッフとみなす。ただし、その任期は、なお従前の規定を適用する。
- 4 教化推進の組織機構に関する基本条例（2015年条例公示第1号）第5条第8項中「真宗大谷派青少幼年センター条例に定める専門職員」を「真宗大谷派青少幼年センター条例に定める主幹・幹事・研究員」に改める。

附 則（2020年6月25日条例公示第2号）抄

この条例は、2020年7月1日から施行する。

# 宗務改革の推進に関する条例

〈2022年6月28日条例公示第3号〉

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、宗務改革の推進に必要な事項を定める。

(基本方針)

**第2条** 宗務改革は、同朋社会の実現を目的とする宗門として、将来にわたって持続可能な教学振興と教化推進を基軸とする宗務機構の基盤整備をはかるべく、次の各号に掲げる事項について、宗門を挙げて取り組むものとする。

- (1) 教区及び組の改編に関する事項
- (2) 門徒戸数調査に関する事項
- (3) 行財政改革に関する事項

2 宗務改革は、時代社会の変化に対応すべく、本派に属するすべての機関の緊密な連携のもとに推進されなければならない。

3 教区及び組の改編は、教区及び組の改編に関する条例(2013年条例公示第4号)に、門徒戸数調査は、門徒戸数調査に関する条例(2004年条例公示第8号)に基づき、それぞれ推進する。

## 第2章 宗務改革推進本部

(設置)

**第3条** 宗務改革の推進に必要な事務を行うため、宗務所に宗務改革推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

2 推進本部に関する事項は、別に定める。

## 第3章 行財政改革検討委員会

(設置)

**第4条** 第2条第1項第3号に掲げる行財政改革の推進に必要な計画(以下「行財政改革推進計画」という。)について調査及び審議するため、行財政改革検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所管事項)

**第5条** 検討委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宗門の将来展望を見据えた行財政改革の基本方針に関する事項
- (2) 行財政改革推進計画に関する事項
- (3) 前2号に必要な調査及び研究に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

**第6条** 検討委員会は、次の各号に掲げる委員40人以内で組織する。

(1) 宗議会議員の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員 5人以内

(2) 参議会議員の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員 5人以内

(3) 教区会議長又は教区門徒会長の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員 10人以内

(4) 学識経験又は宗務に経験のある者の中から宗務総長が委嘱した委員 20人以内

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第4号による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第7条** 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第8条** 検討委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

**第9条** 検討委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

**第10条** 検討委員会は、議事の結果を宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

2 宗務総長は、検討委員会に対し、何時でも中間報告を求めることができる。

(小委員会)

**第11条** 検討委員会から付託された事項を調査及び協議するため、検討委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員の中から委員長が指名する。

3 小委員会に、主査及び副主査1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 主査は、小委員会の議事を整理する。

5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代理する。

6 小委員会は、委員長の同意を得て、主査が招集する。

7 小委員会の調査及び協議結果は、検討委員会に報告しなければならない。

(内局員等の会議への出席)

**第12条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第13条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第14条** 検討委員会に関する事務は、推進本部が行う。

**附 則** (2022年6月28日条例公示第3号)

1 この条例は、2022年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に設置されている宗務改革推進本部は、この条例による宗務改革推進本部とみなす。

3 この条例施行の際、現に条例により推進している教区及び組の改編並びに門徒戸数調査は、この条例に定める教区及び組の改編並びに門徒戸数調査とみなす。

## 宗務改革推進本部職制

〈2021年6月30日条例公示第4号〉

改正 ①2022年6月28日条例公示第4号  
②2023年6月30日条例公示第2号

(趣旨)

**第1条** この条例は、宗務改革の推進に関する条例(2022年条例公示第3号。以下「条例」という。)第3条に規定する宗務改革推進本部(以下「推進本部」という。)について定める。

(業務)

**第2条** 推進本部は、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 宗務改革の推進に必要な各宗務機関の総合調整に関する事項
- (2) 行財政改革に関する事項
- (3) 条例第4条に定める行財政改革検討委員会に関する事項
- (4) プロジェクトチームに関する事項
- (5) 宗務改革の推進に係る記録に関する事項
- (6) その他必要な事項  
(他の宗務機関との連携)

**第3条** 推進本部は、宗務職制(1991年条例公示第5号。以下同じ。)第9条及び第10条に定める各部門、宗務出張所及び各教務所並びに条例で定める宗務の機関(以下「宗務機関」という。)と連携し、一体としてその機能を発揮するよう運営されなければならない。

(宗務総長の統理)

**第4条** 推進本部は、宗務総長が統理する。

(本部長)

**第5条** 推進本部に本部長を置き、参務の中から宗務総長がこれを任命する。

- 2 本部長は、本部の業務を総理する。

(職員)

**第6条** 推進本部に次の各号に掲げる宗務役員を置く。

- (1) 事務部長
- (2) 次長 若干人
- (3) 主事又は主事補 若干人
- (4) 書記又は書記補 若干人

- 2 事務部長は、本部長の指揮を受けて、本部の事務を掌理する。

- 3 必要により、推進本部に嘱託を置くことができる。

- 4 第1項の職員及び前項の嘱託の任用は、宗務職制の定に準ずる。

(参事)

**第7条** 推進本部に参事を置き、宗務職制第9条及び第10条に定める部門並びに教学研究所の事務を掌理する長の中から、本部長が指名した者がこれに当たる。

- 2 参事は、各宗務機関の連絡統制をはかり、推進本部の業務を遂行する。

(本部会議)

**第8条** 宗務改革の推進に関する協議及び各部門間の連絡調整をはかるため、推進本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、宗務総長及び参務並びに宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、東京宗務出張所長、解放運動推進本部事務部長、青少年センター部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長並びに第6条第1項第1号に定める事務部長で組織する。

- 3 宗務総長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

(プロジェクトチーム)

**第9条** 行財政改革の推進に関する業務を効率的に推進するため、必要によりプロジェクトチームを編成し、推進本部の業務を分担させることができる。

- 2 プロジェクトチームの構成は、本部長が決定する。

- 3 プロジェクトチームに本部長が指名するマネージャー1人を置き、プロジェクトの業務を整理する。

- 4 プロジェクトチームに本部長が指名するチーフ1人を置き、プロジェクトの業務を処理する。

### 附 則

- 1 この条例は、2021年7月1日から施行する。

- 2 この条例施行の際、現に条例により推進している教区及び組の改編並びに門徒戸数調査は、この条例に定める教区及び組の改編並びに門徒戸数調査とみなす。

- 3 教化推進の組織機構に関する基本条例(2015年条例公示第1号)第7条第2項中「親鸞仏教センター事務長」の上に「宗務改革推進本部事務部長、」を加える。

- 4 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業本部職制(2019年条例公示第2号)第7条第1項中「青少年センター、」の下に「宗務改革推進本部、」を、第2項第2号中「財務部」の下に「宗務改革推進本部」をそれぞれ加える。

5 災害対策条例（2012年条例公示第9号）  
第18条第4項第8号を第9号とし、第7号の  
次に次の1号を加える。

（8）宗務改革推進本部事務部長

6 統計調査基本条例（2010年条例公示第8  
号）第2条第2項中「及び親鸞仏教センター」  
の上に「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教  
開宗八百年慶讃事業本部、宗務改革推進本部」  
を加える。

7 宗務改革推進資金に関する特別措置条例（2  
012年条例公示第6号）第1条中「財政改  
革」を「行財政改革」に改める。

附 則（2022年6月28日条例公示第4号）

この条例は、2022年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第2号）抄

この条例は、2023年7月1日から施行する。

# 宗務所事務分掌規程

〈1991年6月29日達令公示第8号〉

- 改正
- ①1994年 6月28日達令公示5
  - ②1995年 6月22日達令公示8
  - ③1996年 6月20日達令公示6
  - ④1996年 7年 1日達令公示9
  - ⑤1997年 6月13日達令公示5
  - ⑥1997年 6月13日達令公示13
  - ⑦1998年 9月30日達令公示5
  - ⑧1998年12月 1日達令公示8
  - ⑨2002年 6月28日達令公示1
  - ⑩2004年 6月28日達令公示3
  - ⑪2005年 6月28日達令公示2
  - ⑫2006年 1月27日達令公示1
  - ⑬2009年12月 7日達令公示20
  - ⑭2010年 6月29日達令公示1
  - ⑮2012年 2月28日達令公示1
  - ⑯2012年 6月29日達令公示8
  - ⑰2013年 6月28日達令公示2
  - ⑱2014年 3年 5日達令公示1
  - ⑲2014年 6月27日達令公示6
  - ⑳2015年 6月26日達令公示1
  - ㉑2015年 6月26日達令公示9
  - ㉒2016年 6月24日達令公示2
  - ㉓2017年12月28日達令公示15
  - ㉔2018年 6月25日達令公示2
  - ㉕2020年 6月25日達令公示5
  - ㉖2020年 6月25日達令公示8
  - ㉗2021年 6月30日達令公示7
  - ㉘2023年 6月30日達令公示5

(第五編) 宗務所事務分掌規程

(趣旨)

**第1条** この達令は、宗務職制（1991年条例公示第5号）第11条による宗務所の各部門の所掌事務について必要な事項を定める。

(所掌事務)

**第2条** 総務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宗憲、条例、達令及び規則の制定及び改廃並びに公示に関する事項
- (2) 門首の行う宗務に関する事項及び門首に進達する文書の取扱いに関する事項
- (3) 議決機関に関する事項
- (4) 内局会議に関する事項
- (5) 宗教法人「真宗大谷派」の代表役員及び責任役員に関する事項
- (6) 継承審議会に関する事項
- (7) 内事会議に関する事項

- (8) 宗務顧問会に関する事項
  - (9) 宗務審議会に関する事項
  - (10) 宗務総長の裁決を要する文書の取扱いに関する事項
  - (11) 重要文書の取扱いに関する事項
  - (12) 公印の管守に関する事項
  - (13) 宗議会議員及び参議会議員の選挙に関する事項
  - (14) 宗務出張所に関する事項
  - (15) 他の教、宗派との重要な交渉に関する事項
  - (16) 官公署との交渉に関する事項
  - (17) 機務及び外部に対する儀礼に関する事項
  - (18) 所管事項の裁定及び内達に関する事項
  - (19) 事務効率化に関する事項
  - (20) 電算機及び電算情報の管理に関する事項
  - (21) 宗務役員その他の任免、資格、服務及び懲戒に関する事項
  - (22) 宗務役員の養成及び教養に関する事項
  - (23) 度牒、辞令書及び賞状の作成に関する事項
  - (24) 事務文書の印刷に関する事項
  - (25) 宗務役員その他の名簿の保管
  - (26) 時局対策に関する事項
  - (27) 機関誌「真宗」の発行に関する事項
  - (28) 本派及び本派の活動に係る広報並びに報道機関との交渉に関する事項
  - (29) 真宗本廟周辺地域との交流に関する事項
  - (30) 風紀、秩序、警備、防災、清掃、安全及び衛生に関する事項
  - (31) 勤務条件に関する事項
  - (32) 給与に関する事項
  - (33) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に関する事項
  - (34) 宗務所の受付及び当直に関する事項
  - (35) 電話及び内部放送に関する事項
  - (36) 宗務役員の福利厚生に関する事項
  - (37) 真宗本廟の境内及び諸施設の使用及び監督に関する事項
  - (38) 役宅の使用並びに諸車両の使用管理に関する事項
  - (39) 庶務に関する事項
- 第3条** 本廟部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 真宗本廟の宗祖聖人真影及び佛祖の影像の崇敬、給仕及び荘厳に関する事項
  - (2) 真宗本廟両堂の守護及び尊厳の保持に関する事項
  - (3) 真宗本廟における儀式の執行に関する事項
  - (4) 儀式指導研究所に関する事項
  - (5) 儀式、声明作法、給仕及び荘厳等の指導及

(第五編) 宗務所事務分掌規程



び教習に関する事項

- (6) 式務員の太谷祖廟への派遣に関する事項
- (7) 楽僧及び准堂衆に関する事項
- (8) 真宗本廟における法要出仕の手續きに関する事項
- (9) 別院、普通寺院及び教会の儀式出向に関する事項
- (10) 重要な例規及び式務その他の記録並びにその整理に関する事項
- (11) 参拝者の接待に関する事項
- (12) 団体参拝に関する事項
- (13) 帰敬式及び読経並びに真宗本廟収骨の申請に関する事項
- (14) 門徒に対する授与物の授与に関する事項
- (15) 参拝者への教化伝道に関する事項
- (16) 参拝者の総合案内諸施設の運営及び管理に関する事項
- (17) 真宗本廟教化教導に関する事項
- (18) 諸殿及び渉成園の参観及び使用に関する事項

**第4条** 太谷祖廟事務所は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 太谷祖廟の崇敬及び守護に関する事項
- (2) 太谷祖廟における儀式及び納骨に関する事項
- (3) 太谷祖廟の土地、建物、備品及び墓地の管理並びに衛生に関する事項
- (4) 東太谷墓地の管理に関する事項
- (5) 太谷祖廟における教化伝道に関する事項
- (6) 太谷祖廟の参拝者の接待に関する事項
- (7) 太谷祖廟の関係団体に関する事項

**第5条** 内事部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 門首の行う宗務に関する必要な事項
- (2) 門首及びその親族に関する事項
- (3) 内事の庶務に関する事項

**第6条** 削除

**第7条** 教育部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学事に関する事項
- (2) 学校に関する事項
- (3) 安居に関する事項
- (4) 奨学、育英及び留学に関する事項
- (5) 学階に関する事項
- (6) 董理院に関する事項
- (7) 教師の検定及び補任に関する事項
- (8) 社会福祉その他公益に関する事業に関する事項
- (9) 矯正保護及び更生保護に関する事項
- (10) 教導及び輔導使に関する事項

- (11) 教化に関する事項
- (12) 宗教々育及び社会教化に関する事項
- (13) 仏教行事に関する事項

**第8条** 研修部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本廟奉仕に関する事項
- (2) 研修に関する事項
- (3) 推進員室に関する事項
- (4) 真宗本廟奉仕施設の使用及び運営に関する事項
- (5) 真宗本廟奉仕施設内の環境衛生に関する事項
- (6) 帰敬式実践運動推進総合会議に関する事項

**第9条** 削除

**第10条** 組織部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 別院及び直属教会に関する事項
- (2) 普通寺院及び一般教会の設立、移転、合併及び解散並びに規則の制定及び変更に関する事項
- (3) 普通寺院の住職、一般教会の教会主管者及びその代務者の任免に関する事項
- (4) 普通寺院及び一般教会の責任役員及び総代に関する事項
- (5) 承認書及び添書に関する事項
- (6) 法臈、法衣その他の僧侶の処遇の取扱いに関する事項
- (7) 得度願に関する事項
- (8) 候補衆徒、副住職及び副教会主管者の承認に関する事項
- (9) 僧侶及び坊守の転属、転派、所属移転、改姓、改名及び死亡に関する事項
- (10) 寺族に関する事項
- (11) 紛議調停委員会並びに寺院、教会、僧侶及び門徒の各種相談に関する事項
- (12) 褒賞に関する事項
- (13) 宗宝及び宗史蹟に関する事項
- (14) 災害の対応に関する事項
- (15) 共済に関する事項
- (16) 寺籍簿、教会籍簿、内事僧籍簿及び僧籍簿並びに坊守籍簿の登載及び保管に関する事項
- (17) 責任役員名簿及び総代名簿の整備及び保管
- (18) 被包括法人の規則書の保管
- (19) 教区及び組の運営に関する事項
- (20) 査察委員の選挙に関する事項
- (21) 教務所に関する事項
- (22) 門徒会に関する事項
- (23) 開教、開教区、開教使及び開教使補に関する事項
- (24) 首都圏教化に関する事項

- (25) 相続講に関する事項
- (26) 真宗同朋会、同朋の会に関する事項
- (27) 機関紙「同朋新聞」の発行に関する事項
- (28) 講、会及びその他の団体に関する事項
- (29) 懇志の奨励に関する事項
- (30) 懇志奨励についての褒賞に関する事項
- (31) 門徒資格の贈与に関する事項
- (32) 国際的交流に関する事項

**第11条** 出版部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 機関誌「真宗」及び機関紙「同朋新聞」の編集及び頒布に関する事項
- (2) 聖教編纂に関する事項
- (3) 前各号以外の刊行物の出版に関する事項
- (4) 前各号以外の印刷物の作成に関する事項
- (5) 出版物及び印刷物の宣伝及び普及に関する事項
- (6) 出版物及び印刷物の頒布に関する事項
- (7) 出版物及び印刷物の代金の回収に関する事項

**第12条** 削除

**第13条** 財務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 平衡資金及び保管金に関する事項
- (3) 収支月計表の作成に関する事項
- (4) 貸借及び臨時の融通に関する事項
- (5) 財産の管理に関する事項
- (6) 財務長の諮問機関に関する事項
- (7) 真宗本廟両堂等御修復事業に関する事項
- (8) 殿舎並びに設備の管理及び営繕に関する事項
- (9) 主計の監督に関する事項
- (10) 別院の財務の監督に関する事項
- (11) 諸財団に関する事項
- (12) 金員及び物品の出納に関する事項
- (13) 収支の振替に関する事項
- (14) 教務所の収納及び支払の仕訳に関する事項
- (15) 出納日計表の作成に関する事項
- (16) 授与物の調製、管理及び取扱いに関する事項
- (17) 寺院及び教会に対する授与物の授与に関する事項
- (18) 物品の調製及び保管に関する事項
- (19) 郵便物及び荷物の発送に関する事項

**第14条** 削除

**第15条** 企画調整局は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教学研究所、解放運動推進本部及び青少年センター（以下「3機関」という。）の独自性の担保と総合力の発揮に必要な連携及び調整に関する事項

- (2) 3機関専門職員協議会に関する事項
- (3) 教学会議に関する事項
- (4) 教化研修計画基本方針の策定に関する事項
- (5) 同朋会運動推進に関する宗務所の他の部門との連携・調整に関する事項
- (6) 同朋会運動推進会議に関する事項
- (7) 教区教化委員長との連携・調整に関する事項
- (8) 教区教化委員長会に関する事項
- (9) 教区駐在教導のネットワーク構築と運用に関する事項
- (10) 教区駐在教導研究集会に関する事項
- (11) 企画調整会議に関する事項
- (12) 教学振興及び教化推進に資する宗務執行に必要な研究・企画に関する事項
- (13) 前号の研究・企画に必要な資料の収集、調査に関する事項
- (14) 宗門現勢の推移の調査及び統計に関する事項
- (15) 教区及び組並びに別院及び寺院・教会の教化に資する情報の収集・発信に関する事項
- (16) 教区及び組並びに別院及び寺院・教会の教化に必要な支援及び教化に資する相談に関する事項
- (17) 教区及び組の教化に関する課題別研究集会に関する事項
- (18) 総合資料室に関する事項
- (19) 教化の現場に資する資料及び書籍の収集・提供並びに東本願寺文庫に関する事項
- (20) 宗門に属する教化団体、宗門と連携するNPO法人及びこれに準ずる団体に対する支援に関する事項
- (21) 外部団体・専門機関との連携に関する事項
- (22) 真宗教化センターにおける教化事業及び行事の実施計画の推進に関する事項
- (23) 教化に関する相談業務に関する事項
- (24) 真宗教化センターの使用、運営及び管理に関する事項
- (25) 真宗教化センター内の環境衛生に関する事項

**第16条** 削除

**第17条** 各部門は、この達令によるほか、他の宗門法規によってその所掌と定められた事務を行う。  
(調査及び統計)

**第18条** 各部門は、その所掌事務のほかに、宗務職制第13条に定める調査及び統計を行わなければならない。  
(合議)

**第19条** 各部門は、その所掌事項の処理について、他の部門と関係があるものは、合議しなければならない。

(所掌事務の配分及び取扱い)

**第20条** 部門の長は、所掌事務について、その性質、数量及び連絡を勘案して、その取扱いを適当に部員に配分しなければならない。

2 前項の配分及びその変更は、その都度総務部に通知しなければならない。

3 第1項による取扱者が欠け又は事故があるときは、臨時に他の者をして取扱わせることができる。

(部員の増援)

**第21条** 部門の長は、臨時に事務が増大して、速やかに処理し難いときは、他の部門の長にその部員の増援を求めることができる。

(宗務役員の責務)

**第22条** 部門の長は、配属された宗務役員を指揮監督して、事務の遂行に遺漏のないようにつとめなければならない。

**第23条** 宗務役員は、その行った事務について、責任を負うものとする。

**附 則**

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置されていた宗務所の各部門が所掌していた事務は、この達令の定めるところにより、各部門がそれぞれ承継する。

3 1991年6月30日までに、発した内達は、この達令により発した内達とみなす。

**附 則** (1994年6月28日達令公示第5号)

この達令は、1994年7月1日から施行する。

**附 則** (1995年6月22日達令公示第8号)

この達令は、1995年7月1日から施行する。

**附 則** (1996年6月20日達令公示第6号)

この達令は、1996年7月1日から施行する。

**附 則** (1996年7月1日達令公示第9号)

この達令は、1996年7月1日から施行する。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第5号)

1 この達令は、1997年7月1日から施行する。

2 真宗本廟防災管理規程(1983年達令公示第2号)中「庶務部」を「総務部」に、「庶務部長」を「総務部長」にそれぞれ改める。

3 財産管理室規程(1991年達令公示第9号)中「経理部」を「財務部」に、「経理部長」を「財務部長」にそれぞれ改める。

4 宗務所事務取扱規程(1991年達令公示第10号)中「庶務部」を「総務部」に、「出納部」を「財務部」に改め、同第13条第1項中「経理部(支払については更に出納部)を」を「財務部を」にそれぞれ改める。

5 公印規程(1982年達令公示第25号)第

3条第3項中「経理部の長の印及び出納部の長の印の形式及び寸法は、」を「財務部の長の印の形式及び寸法は、」に、別記様式第1号中「(経理部及び出納部の長の印)」を「(財務部の長の印)」にそれぞれ改める。

6 財産管理審議会規程(1991年達令公示第13号)中「経理部長」を「財務部長」に、「経理部」を「財務部」にそれぞれ改める。

7 真宗本廟造営物保存管理専門委員会規程(1991年達令公示第18号)中「経理部」を「財務部」に改める。

8 帰敬式に関する条例施行条規(1996年達令公示第2号)中「出納部長」を「財務部長」に、「出納部」を「財務部」にそれぞれ改める。

9 物品取扱規程(1991年達令公示第3号)中「出納部長」を「財務部長」に、「出納部員」を「財務部員」にそれぞれ改める。

10 賦課金条例施行条規(1993年達令公示第4号)中「出納部」を「財務部」に、「出納部長」を「財務部長」にそれぞれ改める。

11 渉成園保存管理規程(1996年達令公示第10号)中「庶務部長」を「総務部長」に、「庶務部」を「総務部」にそれぞれ改める。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第13号) 抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則** (1998年9月30日達令公示第5号)  
この達令は、1998年10月1日から施行する。

**附 則** (1998年12月1日達令公示第8号)  
この達令は、1999年1月1日から施行する。

**附 則** (2002年6月28日達令公示第1号)  
この達令は、2002年7月1日から施行する。

**附 則** (2004年6月28日達令公示第3号)  
この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附 則** (2005年6月28日達令公示第2号)  
この達令は、2005年7月1日から施行する。

**附 則** (2006年1月27日達令公示第1号)  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2009年12月7日達令公示第20号)  
この達令は、2010年1月1日から施行する。

**附 則** (2010年6月29日達令公示第1号)  
この達令は、2010年7月1日から施行する。

**附 則** (2012年2月28日達令公示第1号)  
この達令は、2012年3月1日から施行する。

**附 則** (2012年6月29日達令公示第8号)  
この達令は、2012年7月1日から施行する。

**附 則** (2013年6月28日達令公示第2号)  
この達令は、2013年7月1日から施行する。

**附 則** (2014年3月5日達令公示第1号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、改正前の達令第10条第12号及び第13号の規定により取扱われている事務は、本廟部が承継する。

附 則（2014年6月27日達令公示第6号）

- 1 この達令は、2014年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、改正前の達令第15条第5号の規定により取扱われている事務は、総務部が承継する。

附 則（2015年6月26日達令公示第1号）

この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則（2015年6月26日達令公示第9号）抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則（2016年6月24日達令公示第2号）

- 1 この達令は、2016年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、改正前の達令第3条第14号の規定により取り扱われている事務は、研修部が承継する。

附 則（2017年12月28日達令公示第15号）

- 1 この達令は、2018年1月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、改正前の達令第10条第6号の規定により取り扱われている事務は、財務部が承継する。

附 則（2018年6月25日達令公示第2号）

この達令は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日達令公示第5号）

この達令は、2020年8月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日達令公示第8号）抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日達令公示第7号）抄

この達令は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第5号）

この達令は、2023年7月1日から施行する。

## 推進員室規程

〈1997年6月13日達令公示第6号〉

(設置・目的)

**第1条** 真宗同朋会条例施行条規(1991年達令公示第43号)第7条に規定する推進員について、その教習及び研修の充実並びに相互の連携を図り、もって真宗同朋会運動の推進に資するため、研修部に推進員室を置く。

(所掌事務)

**第2条** 推進員室は、次の各号に掲げる事項を行う。  
(1) 推進員教習及び推進員の研修に関する事項  
(2) 推進員の宗門活動に必要な情報及び資料の収集に関する事項  
(3) 推進員の宗門活動に関する広報紙の発行に関する事項  
(4) 推進員名簿に関する事項  
(5) 推進員の諸団体に関する事項  
(6) その他必要な事項  
(企画検討会)

**第3条** 推進員室は必要に応じ、その業務を企画し検討するために、企画検討会を開くことができる。

2 企画検討会は、研修部長が指名する推進員及び学識経験者若干人で構成する。  
3 企画検討会は、推進員室の主任が研修部長の同意を得て招集する。

(職員)

**第4条** 推進員室に次に掲げる職員を置き、研修部の宗務役員及び非常勤の嘱託の中から、宗務総長が命ずる。

(1) 主任 1人

(2) 掛 若干人

2 主任は、推進員室の事務を整理し、業務の進捗状況について研修部長に報告する。

3 掛は、推進員室の事務を処理し、又は事務に従事する。

**附 則**

この達令は、1997年7月1日から施行する。

## 国際室規程

〈1987年7月1日達令公示第5号〉

改正 ①1995年6月22日達令公示9

②2020年6月25日達令公示8

(設置及び目的)

**第1条** 開教に関する事務及び国際的交流に必要な事項を管掌するため、組織部に国際室を置く。

(所掌事務)

**第2条** 国際室は、次の事務を行う。

(1) 開教、開教区、開教使及び開教使補に関する事項

(2) 開教に関する資料の整備、保存に関する事項

(3) 開教に係る人材養成並びに留学生に関する事項

(4) 国際的交流及び関係諸機関との交渉に関する事項

(5) その他必要な事項

(職員)

**第3条** 国際室に次に掲げる職員を置き、組織部の宗務役員又は非常勤の嘱託の中から宗務総長がこれを命ずる。

(1) 主任 1人

(2) 掛 若干人

**附 則**

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (1995年6月22日達令公示第9号)

この達令は、1995年7月1日から施行する。

**附 則** (2020年6月25日達令公示第8号) 抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

# 女性室規程

〈1996年7月1日達令公示第8号〉  
改正 2005年6月28日達令公示3

(設置及び目的)

**第1条** 女性による宗門活動の活性化並びに宗務の執行の方針及び施策に関する企画、検討及び立案への積極的参画を実現し、もって真宗同朋会運動の推進に資するため、解放運動推進本部に女性室を置く。

(所掌事務)

**第2条** 女性室は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 女性室会議に関する事項
- (2) 女性による宗門活動の活性化に必要な調査及び研究並びに情報及び資料の収集に関する事項
- (3) 女性の宗門活動の推進に資する人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 女性の宗門活動に関する広報紙の発行に関する事項
- (5) 女性の諸団体に関する事項
- (6) その他必要な事項

(女性室会議)

**第3条** 女性室の業務を推進するため女性室会議を開く。

- 2 女性室会議は、女性室スタッフ若干人で組織する。
- 3 女性室スタッフは、解放運動推進本部の非常勤の囑託の中から、宗務総長が命ずる。
- 4 女性室スタッフは、主任とともに第2条に規定する事項の推進にあたる。
- 5 女性室会議は、解放運動推進本部事務部長の同意を得て女性室の主任が招集し、会議の座長となる。

(職員)

**第4条** 女性室に次に掲げる職員を置き、宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

- (1) 主任 1人
- (2) 掛 若干人

- 2 主任は、女性室の事務を整理し、業務の進捗状況について解放運動推進本部事務部長に報告する。
- 3 掛は、女性室の事務を処理し、又は事務に従事する。

**附 則**

この達令は、1996年7月1日から施行する。

**附 則** (2005年6月28日達令公示第3号)

- 1 この達令は、2005年7月1日から施行する。

- 2 従前の規定による女性室の所掌事務は、この達令による女性室が承継する。

## 財産管理室規程

〈1991年6月29日達令公示第9号〉

- 改正 ① 1997年 6月13日達令公示5  
② 1997年12月26日達令公示19  
③ 2016年 6月24日達令公示3

(設置及び目的)

**第1条** 本派の不動産の管理及び営繕、並びに古文書、古記録及び美術品の調査、保存及び管理に関する事務を管掌するため、財務部に財産管理室(以下「管理室」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 管理室には、不動産目録、土地台帳、建物台帳、不動産預り金明細帳、古文書・古記録台帳、美術品台帳その他必要な表簿及び書類を備え、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 不動産の譲渡、譲受、交換及び貸借に関する事項
- (2) 不動産の造成並びに営繕に関する事項
- (3) 不動産の調査及び測量に関する事項
- (4) 不動産についての紛争に関する事項
- (5) 古文書、古記録及び美術品の調査、保存及び管理に関する事項
- (6) 前各号について、関係諸法人との連絡に関する事項
- (7) 備付表簿及び書類の整備に関する事項
- (8) その他必要な事項

(職員)

**第3条** 管理室に、次に掲げる職員を置き、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

- (1) 主任 1人
- (2) 掛 5人以内

2 主任は、財務部長の命を受けて、管理室の事務を整理する。

3 掛は、上司の命を受けて事務を処理し又は事務に従事する。

(嘱託)

**第4条** 必要により、財務部の嘱託の中から管理室に嘱託を置き、管理室に関する業務を委嘱することができる。

(参事)

**第5条** 管理室の所掌事務の遂行に資するため、必要により、管理室に参事を置くことができる。

2 前項の参事は、学識経験者又は宗務役員の中から、宗務総長が委嘱し、又は命ずる。

附 則

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、管理室の職員及

び嘱託であった者は、この達令による職員及び嘱託とみなす。

附 則 (1997年6月13日達令公示第5号) 抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則 (1997年12月26日達令公示第19号)  
この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2016年6月24日達令公示第3号)  
この達令は、公示の日から施行する。

## 聖教編纂室規程

〈2018年6月25日達令公示第4号〉

(設置及び目的)

**第1条** 本派の依りどころとする聖教の編纂及び刊行に取り組むため、出版部に聖教編纂室（以下「編纂室」という。）を置く。

(業務)

**第2条** 編纂室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 聖教編纂計画の策定に関する事項
- (2) 聖教の編纂刊行に必要な資料の収集、整理、編集、保存及び管理に関する事項
- (3) 聖教の編纂刊行に必要な調査及び研究に関する事項
- (4) その他必要な事項

(職員)

**第3条** 編纂室の業務を行うため、編纂室に次に掲げる職員を置き、出版部の宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

- (1) 主任編纂研究員 1人
- (2) 編纂研究員 若干人

2 主任編纂研究員（以下「主任」という。）は、出版部長の指揮を受けて、編纂室の業務を分担し、その成果を出版部長に報告する。

3 編纂研究員は、主任の指揮を受けて、編纂室の業務を処理する。

(特別編纂研究員)

**第4条** 第2条に定める業務を監修するため、編纂室に特別編纂研究員を置き、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。

附 則

この達令は、2018年7月1日から施行する。

## 大谷祖廟総合整備事業準備室規程

〈2023年6月30日達令公示第6号〉

(設置及び目的)

**第1条** 大谷祖廟総合整備事業に関する調査及び計画立案に必要な準備業務を行うため、大谷祖廟事務所に大谷祖廟総合整備事業準備室（以下「準備室」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 準備室は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 大谷祖廟総合整備事業の調査及び計画立案に関する事項
- (2) 大谷祖廟総合整備事業の方針策定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(職員)

**第3条** 準備室に次に掲げる職員を置き、大谷祖廟事務所の宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

- (1) 主任 1人
- (2) 掛 若干人

附 則

この達令は、2023年7月1日から施行する。



# 災害対策条例

- 〈2012年6月29日条例公示第9号〉  
**改正** ①2015年6月26日条例公示10  
 ②2017年6月28日条例公示7  
 ③2018年6月25日条例公示3  
 ④2019年6月27日条例公示2  
 ⑤2021年6月30日条例公示4  
 ⑥2023年6月30日条例公示2

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、本派の活動に重大な影響を与える災害（以下「災害」という。）に関し、本派が講じる対策（以下「災害対策」という。）のために必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 被災者支援 被災した個人、寺院及び地域（以下「被災者」という。）への支援活動をいう。
- (2) 救援金 被災者に寄付し又は被災者支援に必要な経費を支弁することを目的として勧募する金員をいう。
- (3) 防災 災害による被害を未然に防止し若しくはできるだけ小さいものとどめ又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- (4) 宗務役員 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者をいう。
- (5) 寺院 別院、普通寺院及び教会をいう。（宗門人のつとめ）

**第3条** 本派に属するすべての個人及び団体は、災害対策に協力しなければならない。（宗務機関の責務）

**第4条** 宗務機関は、災害対策に関し必要な措置を講じなければならない。  
 2 宗務機関は、前項の責務を遂行するため、相互に連携しその推進に当たらなければならない。（教区及び組の責務）

**第5条** 教区は、宗務機関との連携のもと教区における災害対策を講じなければならない。  
 2 教区及び組は、前条に規定する宗務機関の責務が十分に果たされるよう協力しなければならない。

## 第2章 被災者支援及び災害救援本部 (被災者支援)

**第6条** 本派は、同朋の相互扶助の精神に則り、必

要に応じて次の各号に掲げる被災者支援を行う。

- (1) 災害救援 災害発生後から当該災害により遮断されたライフライン復旧までの間に行う被災者支援
- (2) 復興支援 災害により遮断されたライフライン復旧以降の被災者支援
- (3) 災害見舞 災害救援、復興支援その他の被災者支援を目的とした被災者に対する金員又は物品による見舞  
 (被災者支援の財政措置)

**第7条** 本派は、被災者支援に係る経費を支弁するため、宗憲及び条例の定めるところにより必要な財政措置を講じる。

(災害救援本部)

**第8条** 被災者支援のため、宗務所に災害救援本部（以下「救援本部」という。）を置く。

- 2 救援本部は、災害救援本部長（以下「救援本部長」という。）及び災害救援本部員（以下「救援本部員」という。）をもって組織する。
- 3 救援本部長は、宗務総長が参務の中からこれを任命し、救援本部を総理する。
- 4 救援本部員は、総務部長、組織部長及び財務部長で組織し、救援本部の業務を行う。ただし、災害の規模等、宗務総長が必要と認めるときは、他の部門の長を救援本部員に命ずることができる。
- 5 救援本部の事務は、組織部が行う。

(被災者支援の初動)

**第9条** 災害が発生したときは、宗務総長は、救援本部をして迅速に被害状況を把握させ、すみやかに災害救援を行うよう努めなければならない。（現地災害救援本部及び拠点）

**第10条** 救援本部長は、被災地を管轄する教務所を現地災害救援本部（以下「現地本部」という。）として指定し、救援本部の業務の一部を行わせることができる。この場合、被災地を管轄する教務所が、災害により業務を行えないときは、他の教務所を現地本部として指定することができる。

2 救援本部長は、現地本部の業務を補完するため、必要により拠点を置くことができる。（宗務役員のパ遣）

**第11条** 宗務総長は、被災者支援のため、必要により被災地に宗務役員を派遣することができる。この場合、派遣した宗務役員の安全と健康管理に十分配慮しなければならない。（救援金及び救援物資）

**第12条** 宗務機関は、被災者支援のため、災害の被害状況に応じ、救援金又は物資を勧募することができる。

- 2 宗務機関は、被災者支援に備え、物資の備蓄、整備及び点検を行う。  
(ボランティア活動への支援)

**第13条** 本派は、被災者支援の啓発及び充実を目的として、被災者支援に取り組む個人又は団体(以下「ボランティア」という。)との連携をはかり、ボランティアの活動を支援する。

- 2 前項に規定するボランティア活動への支援に資するため、救援本部にボランティア委員会を置く。  
3 救援本部長は、ボランティア活動への支援に資するため、必要により拠点を置くことができる。

### 第3章 防災

(防災)

**第14条** 防災は、次の各号に掲げる事項について、これを行う。

- (1) 組織の整備に関する事項  
(2) 訓練に関する事項  
(3) 物資の備蓄、整備及び点検に関する事項  
(4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項  
(5) 前各号に掲げるもののほか、災害対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

- 2 宗務機関の長は、その責任に応じて、前項に規定する防災を実施しなければならない。  
3 教務所長は、教務所の防災を実施し、管轄する教区内への防災思想の普及に務めなければならない。

### 第4章 災害緊急事態

(災害緊急事態の宣言)

**第15条** 宗務総長は、災害により真宗本廟に甚大な被害がもたらされたとき又は特に重大な災害と認めるときは、災害緊急事態(以下「緊急事態」という。)を宣言することができる。

- 2 宗務総長は、前項の規定による宣言を行ったときは、宗議会議長及び参議会議長に通知するとともに、すみやかに参与会及び常務会を招集しなければならない。  
3 宗務総長は、第1項の規定による宣言を行ったときは、これを告示し、すみやかに宗門内に周知しなければならない。  
4 宗務総長は、第1項の規定による宣言にその必要がなくなったと判断したときは、緊急事態の解除を宣言し、これを告示しなければならない。  
5 前項の規定による緊急事態解除の宣言は、当該災害の収束又は災害対策を終結させる宣言と解釈してはならない。

(緊急措置)

**第16条** 緊急事態下において、直ちに宗会の議

決を要する事案が生じたときは、宗憲第54条の規定による緊急達令をもって必要な措置(以下「緊急措置」という。)を講じるものとする。

(緊急災害対策本部)

**第17条** 宗務総長は、第15条第1項の規定による緊急事態の宣言を行ったときは、緊急災害対策本部(以下「緊急本部」という。)を設置しなければならない。

- 2 緊急本部は、前条に規定する緊急措置の案及びその他必要な措置を策定し、当該措置に係る事項を掌る。

(緊急災害対策本部の組織)

**第18条** 緊急本部は、緊急災害対策本部長(以下「緊急本部長」という。)及び緊急災害対策本部員(以下「緊急本部員」という。)をもって組織する。

- 2 緊急本部長は、宗務総長がこれに当たり、緊急本部を統理する。  
3 緊急本部長に事故があるときは、あらかじめ指名する参務がその職務を代理する。  
4 緊急本部員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 参務  
(2) 宗務職制(1991年条例公示第5号)第9条第1項に定める部門の長  
(3) 解放運動推進本部事務部長  
(4) 教学研究所事務長  
(5) 青少幼年センター部長  
(6) 宗会事務局長  
(7) 宗務改革推進本部事務部長  
(8) 前各号に掲げる者のほか宗務経験又は学識経験を有する者のうちから、宗務総長が任命する者

- 5 緊急本部の事務は、総務部が行う。  
(幹事)

**第19条** 緊急本部員を招集する暇がない場合の対応及び緊急本部から委任された事項を実施するため、緊急本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、緊急本部員の中から緊急本部長が指名する。

### 第5章 補則

(災害等の名称)

**第20条** 本派において使用する災害又は地震の名称は、国が発表した災害又は地震を特定する名称の中から、宗務総長がこれを定める。

(達令等への委任)

**第21条** この条例に定めるほか災害対策の実施に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この条例は、2012年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に設置されている災害救援本部は、第8条による災害救援本部とみなす。
- 3 この条例施行の際、現に設置されている現地災害救援本部は、第10条第1項による現地災害救援本部とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に設置されているボランティア委員会は、第13条第2項によるボランティア委員会とみなす。
- 5 この条例施行の際、現に設置されている現地復興支援センターは、第13条第3項による拠点とみなす。

附 則（2015年6月26日条例公示第10号）抄  
この条例は、2015年7月1日から施行する。  
ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則（2017年6月28日条例公示第7号）  
この条例は、2017年7月1日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日条例公示第2号）抄  
この条例は、2019年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第4号）抄  
この条例は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第2号）抄  
この条例は、2023年7月1日から施行する。

# 災害対策条例施行条規

〈2013年6月28日条例公示第4号〉

(趣旨)

**第1条** この達令は、災害対策条例(2012年条例公示第9号。以下「条例」という。)に基づく本派の災害対策の実施に必要な事項を定める。

(現地災害救援本部の業務)

**第2条** 条例第10条の規定により現地災害救援本部(以下「現地本部」という。)として指定された教務所は、条例第8条に規定する災害救援本部(以下「救援本部」という。)の指揮のもと、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 条例第9条による被害状況の把握に関する事項
- (2) 条例第6条第3号による災害見舞としての金員の使用及び物品の調達・分配に関する事項
- (3) 条例第10条第2項に規定する拠点(以下「救援拠点」という。)に関する事項
- (4) ボランティア活動への支援及び条例第13条第3項に規定する拠点(以下「ボランティア拠点」という。)との連携に関する事項
- (5) 被災者支援を行うために必要な諸機関及び諸団体との連絡調整に関する事項
- (6) その他必要な事項  
(災害見舞金の使用の決定)

**第3条** 前条第2号に規定する金員の使用の決定は、教区会及び教区門徒会の議決によってこれを行うものとする。ただし、緊急を要するときは教区会参事会及び教区門徒会常任委員会又は教区内諸機関の議決によってこれを行うことができる。

(救援拠点の設置)

**第4条** 救援拠点を設置するときは、現地本部に指定された教務所の教務所長(以下「現地本部所長」という。)の上申により、名称、設置場所・期日、体制、業務及びその他拠点の設置に必要な事項について、宗務総長の承認を得なければならない。

2 救援拠点を閉鎖しようとするときは、現地本部所長の上申により、宗務総長の承認を得なければならない。

(ボランティア活動支援)

**第5条** 救援本部は、条例第13条第1項に規定するボランティア活動への支援のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ボランティアの養成に関する事項
- (2) ボランティアの募集に関する事項

(3) ボランティア活動に必要な情報の提供に関する事項

(4) 活動中のボランティアに対する費用の補助に関する事項

(5) その他必要な事項

2 ボランティア活動への支援は、ボランティアの活動が自主的かつ自発的な意思を基本とした自らの責任に基づくものであることを尊重して行わなければならない。

(ボランティア委員会の業務)

**第6条** 条例第13条第2項に規定するボランティア委員会(以下「委員会」という。)は、前条第1項に規定する業務の推進に資するため、災害救援本部長(以下「救援本部長」という。)の諮問に応えるとともに、ボランティアの牽引又は指導に当たる。

2 委員会は、ボランティアの養成及びボランティア活動の啓発のために、必要により研修会を開催する。

3 委員会は、ボランティア活動の迅速かつ的確な対応及び連携に資するため、前項の研修会を受講した者及びボランティアとの情報網を確立し、災害時における速やかな情報共有に努めるものとする。

(ボランティア委員会の組織及び運営)

**第7条** 委員会は、ボランティア経験者又は学識経験者の中から宗務総長が委嘱した委員若干人で組織する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員の互選により委員長を置く。

5 委員長は、会務を統理し、委員会の議長となる。

6 委員会は、救援本部長の同意を得て、委員長が招集する。

7 委員会において決定すべき事項のあるときは、委員の合議によらなければならない。

(ボランティア委員会への参考人等の出席)

**第8条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

2 救援本部長が必要と認めた宗務役員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(ボランティア拠点の設置)

**第9条** ボランティア拠点の名称、設置場所・期日、体制及びその他拠点の設置に必要な事項は、宗務総長の承認を得て、救援本部長が定める。

2 ボランティア拠点は、ボランティアのコーデ

インターネットその他ボランティア活動に資するため  
救援本部長が必要と認めた業務を行う。

- 3 ボランティア拠点を閉鎖しようとするときは、  
宗務総長の承認を得なければならない。

(ボランティア募集の要請)

**第10条** 現地本部所長は、必要と認めたときは、  
救援本部長に対しボランティアの募集を要請す  
ることができる。ただし、現地本部が設置され  
ていないときは、被災地の教務所長がこれを行  
うことができる。

- 2 前項の要請によるボランティアの受入れは、  
要請者がこれを行う。ただし、ボランティア拠  
点が設置された場合は、当該拠点が受入れを行  
うものとする。

(救援物資の備蓄)

**第11条** 救援本部は、災害時における被災者へ  
の速やかな物資の供給のため、教務所長に救援  
物資の備蓄を委任することができる。

- 2 前項の規定により救援物資の備蓄を委任され  
た教務所長は、当該物資を何時でも出荷でき  
るよう点検及び整備に努めなければならない。
- 3 災害時においては、教務所長は前項に規定す  
るほか、救援本部の指示により救援物資の確保  
に努めなければならない。
- 4 救援物資の備蓄にかかる経費は、救援本部が  
支弁する。

#### 附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に就任しているボラン  
ティア委員会委員は、第7条第1項のボランテ  
ィア委員会委員とみなし、その任期は、従前就  
任の日から起算するものとする。

## 宗務所事務取扱規程

（1991年6月29日達令公示第10号）

- 改正 ①1994年 6月28日達令公示6  
 ②1996年 1月10日達令公示1  
 ③1997年 6月13日達令公示5  
 ④1997年 6月13日達令公示7  
 ⑤1998年12月25日達令公示10  
 ⑥2001年 6月29日達令公示3  
 ⑦2005年 6月28日達令公示4  
 ⑧2011年12月26日達令公示9  
 ⑨2014年 8月27日達令公示10  
 ⑩2015年 6月26日達令公示2  
 ⑪2018年 6月25日達令公示5  
 ⑫2021年 6月30日達令公示7

（趣旨）

**第1条** この達令は、宗務所における事務の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

**第2条** この達令において「部」というときは、宗務職制（1991年条例公示第5号。以下同じ。）第9条及び第10条に定める部門並びに教学研究所以い、「部長」というときは、宗務職制第9条及び第10条に定める部門並びに教学研究所の事務を掌理する長をいい、「担当参務」というときは、宗務職制第3条第2項により、その部門を分担する参務をいう。

（裁決の区分）

**第3条** すべて案件であって、裁決を要するものは、次の各号のいずれかによって処理しなければならない。

- (1) 決裁 宗務総長による決定
- (2) 財決 財務長による決定
- (3) 部決 担当参務による決定
- 2 裁決区分の裁定は、宗務総長が行う。
- 3 宗務総長が必要と認めるときは、財決及び部決に基づく処置を停止することができる。
- 4 決裁及び財決案件は、あらかじめ担当参務の承認を得なければならない。
- 5 宗務総長は、決裁案件の一部について、その裁決に必要な審査及び決定を教務所長に委任することができる。
- 6 担当参務は、部決案件の一部について、その裁決に必要な審査及び決定を部長に委任することができる。
- 7 裁決は、責任所在の明確化及び意思決定の経過等を記録して保管するため、書面による裁決手続き（以下「書面裁決」という。）を経なければ

なければならない。ただし、例規によるものその他軽微な案件は、これを省略することができる。

（内局会議）

**第4条** 内局会議に付する案件は、総務部長において検討整備して、提出するものとする。

2 宗務総長は、必要と認めた案件について、前項の手続を命ずることができる。

（進達事項の処理）

**第5条** 門首に進達する事項は、総務部長において整理し、内局会議に提出する。

2 進達は、総務部長において進達すべき事項を記した書面（以下「進達書面」という。）を作成しなければならない。

（書面裁決の取り扱い）

**第6条** 案件の立案者は、次の各号によるものとする。

- (1) 決裁を要する案件 部長
- (2) 財決を要する案件 主事補以上
- (3) 部決を要する案件 書記以上
- 2 立案した書面は、部ごと又は部の所管する業務ごとに、年度を単位として一連番号を付して整理する。ただし、会計処理に係る一連番号は、当該会計年度出納閉鎖の日をもって更新するものとする。
- 3 立案した案件で数部の所掌事務に関係のあるものは、あらかじめ当該部に回議して合意を得なければならない。この場合、回議部門において異議のあるときは、立案部門が調整を図らなければならない。

4 立案した書面は常に所在を明らかにして管理しなければならない。

5 書面裁決は、押印をもって行う。この場合、常に迅速な事務処理を心掛け、押印者は立案者及び裁決者の他は、当該案件に関する事務担当者及び担当管理職など、必要最低限の者にとどめなければならない。

6 決裁を要する案件は、総務部を、財決を要する案件は、財務部を、それぞれ経由しなければならない。

（立案の区別）

**第7条** 立案の区別は、次の各号による。

- (1) 上申 その事がらについて採否の決定を求めるもの。
- (2) 申請 その事がらについての処置を求めるもの。
- (3) 伺 その事がらについての方法、行為又は処置に関する指示を請うもの。
- (4) 照会 その事がらについての解釈又は判断の前提となる回答を求めるもの。

(5) 具申 その事がらについて事情を述べ、これに関して意見を添えるもの。

(6) 建議 その事がらについて、自己の創意による意見を申し出るもの。

2 照会及び建議については、前条の規定を適用しない。

(宗門法規の成案要請)

**第8条** 部長は、その所掌する事務に関する宗門法規について、制定又は改廃の必要があると認めるときは、総務部長に対し、書面により法規の成案を要請するものとする。

2 総務部長は、前項の要請があったときは、別に定める法規調査委員会の審査を経て、当該法規の制定について、決裁を得るものとする。

(内規及び内達)

**第9条** 部長は、その所掌する事務について、条例又は達令の規定を実施するため、決裁を経て、内規を設けることができる。

2 宗務総長は、前項の内規及びその他必要と認められた事項について宗務機関に命ずるため、内達を発するものとする。

3 前項の内達は、一連番号を付し、年度ごとに更新するものとする。

(往復文書)

**第10条** 宗派又は部が、特定の機関又は個人に対し発信する公用の文書を往復文書という。

2 往復文書には、公印を押印するものとし、当該公印の登録機関名又は登録機関の長名をもって発信するものとする。

3 往復文書は、当該文書の発信に関する事務を所管する部ごとに、年度を単位として一連番号を付して管理する。

(文書及び表簿の保存及び処分)

**第11条** 文書及び表簿の保存の種別は、次の各号のとおりとする。

(1) 永久保存

(2) 法定保存 法令により保存を定められた期間

(3) 特定保存 通常保存に属するものであって、特に保存期間を延長したもの

(4) 通常保存 5年

(5) 短期保存 2年

2 永久保存のものであって、必要と認められたものは、その副本を作成しておくものとする。

(宗務に関する文書及び表簿の保存期間)

**第12条** 宗務所における宗務に関する文書及び表簿の保存期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 永久保存

裁決を経た書面

進達書面

寺籍簿 (教会籍簿を含む)

僧籍簿 (内事僧籍簿を含む)

坊守籍簿

人事に関する重要な文書

契約に関する重要な文書

登記・争訟関係文書

公示・告示・内達書面

内局会議その他重要な会議の記録

機関誌

歴史的に重要な資料

(2) 通常保存

往復文書

永久保存以外の会議の記録

(3) 短期保存

その他の宗務に関する文書及び表簿で保存を要するもの

2 部長は、前条及び前項に基づき、部の所管する文書及び表簿について、保存すべき年限を定めなければならない。

3 部長は、保存期間を経過した文書及び表簿を処分することができる。この場合、当該文書及び表簿の情報が第三者に漏洩することのないよう注意を払わなければならない。

4 文書及び表簿の保存は、電子計算機の記録の保存をもってこれに代えることができる。

5 会計及び選挙に関する文書及び表簿の保存については、別に定める。

(借覧)

**第13条** 宗務役員は、事務上の必要により当日限り披閲するものを除き、他部備付の文書(表簿、図書等を含む。)を借覧しようとするときは、期間を明記した借覧書をその部に提出し、期間が終わったときは、速やかに返納しなければならない。

2 借覧した文書は、その部の許可を得ないで宗務所外に持出すことができない。

(寺籍簿等の借覧及び披閲)

**第14条** 寺籍簿、僧籍簿(内事僧籍簿を含む。)、人事及び賞罰に関する文書及び簿表並びに財務上の文書及び簿表その他機務に属するものは、事務上の必要によるほかは、借覧及び披閲を許すことができない。ただし、本人又は関係者から必要とする事情を明らかにして申し出た場合は、これらの記載について調査して回答することができる。

(電子計算機による事務処理)

**第15条** 事務の標準化及びその効率的処理に資するため、電子計算機を使用して事務を処理することができる。この場合、電子計算機を使用

して処理される情報の取扱いについては、常に適正な維持管理を行うための必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の電子計算機処理による情報の取扱いについて必要な事項は、別に定める。  
(達令の準用)

**第16条** 宗務出張所及び教務所その他の宗務機関は、この達令に準じて事務を取扱うものとする。

**附 則**

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。  
2 1991年6月30日現在、立案されていた文書は、この達令による文書とみなす。  
3 1991年6月30日現在、各部に備付けていた文書取扱簿は、この達令による文書取扱簿とみなし、その登載事項は、この達令により登載されたものとみなす。

**附 則** (1994年6月28日達令公示第6号)  
この達令は、1994年7月1日から施行する。

**附 則** (1996年1月10日達令公示第1号)  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第5号) 抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第7号)  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則** (1998年12月25日達令公示第10号)  
この達令は、1999年1月1日から施行する。

**附 則** (2001年6月29日達令公示第3号)  
この達令は、2001年7月1日から施行する。

**附 則** (2005年6月28日達令公示第4号)  
この達令は、2006年1月1日から施行する。

**附 則** (2011年12月26日達令公示第9号)  
この達令は、2012年1月1日から施行する。

**附 則** (2014年8月27日達令公示第10号)

- 1 この達令は、2014年9月1日から施行する。  
2 この達令施行の際、既に立案されている出張上申は、従前の規定により取扱う。  
3 電子計算機に記録される2014年度の出張上申の申請番号は、第10条第7項の規定にかかわらず、2014年9月1日から始まり、2015年6月30日に終わるものとする。

**附 則** (2015年6月26日達令公示第2号)  
この達令は、2015年7月1日から施行する。

**附 則** (2018年6月25日達令公示第5号)  
この達令は、2018年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日達令公示第7号)

- 1 この達令は、2021年7月1日から施行する。  
2 この達令施行の際、従前の規定により立案されている裁決を求める書面の取扱いは、なお

従前のおりとし、現に裁決を経ている書面は、この達令により裁決を経たものとみなす。

- 3 この達令施行の際、現に進達されている書面、提出されている宗門法規の成案要請及び発信されている往復文書は、この達令による進達書面、宗門法規の成案要請及び往復文書とそれぞれみなす。  
4 この達令施行の際、部決案件について、現に部長に委任されている事項は、この達令第3条第6項の規定により、委任されたものとみなす。  
5 宗務所事務分掌規程(1991年達令公示第8号)第14条及び第25条を削る。  
6 電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程(2006年達令公示第7号)第1条中「第22条」を「第15条」に改める。  
7 帰敬式に関する条例施行条規(1996年達令公示第2号)第5条中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改める。  
8 会計条例施行条規(1988年達令公示第2号)第7条中「第22条」を「第15条」に改める。  
9 物品取扱規程(1991年達令公示第49号)第21条中「第22条」を「第15条」に改める。  
10 公示及び告示に関する達令(1981年達令公示第1号)第7条第2項中「一連番号を付して」の上に「年度ごとに」を加え、第3項中「第3条第2項及び」を削る。



# 電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程

（2006年10月2日達令公示第7号）

- 改正 ①2007年1月29日達令公示1  
 ②2007年9月10日達令公示7  
 ③2008年7月31日達令公示13  
 ④2012年6月29日達令公示10  
 ⑤2013年6月28日達令公示5  
 ⑥2014年6月27日達令公示7  
 ⑦2015年6月26日達令公示3  
 ⑧2018年6月25日達令公示6  
 ⑨2019年6月27日達令公示1  
 ⑩2019年6月27日達令公示2  
 ⑪2021年6月30日達令公示5  
 ⑫2021年6月30日達令公示7  
 ⑬2023年6月30日達令公示4

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この達令は、宗務所事務取扱規程（1991年達令公示第10号。以下同じ。）第15条第2項の規定により、宗務において電子計算機（以下「電算機」という。）を使用して処理する情報等の管理、運用及び保護についての適正を確保し、その事務処理の標準化と効率化を図り、もって同朋会運動推進のための宗門活動の活性化に資するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

**第2条** この達令における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- （1）「電算機」とは、デスクトップ型、ノートブック型等のパーソナルコンピュータ及びネットワークサーバ等のコンピュータの総称をいう。
- （2）「OA機器」とは、電算機、ファクシミリ、複合機等の情報処理に必要な機器の総称をいう。
- （3）「電算機の仕様」とは、電算機の設定、部品、ソフトウェア、周辺機器等の使用環境のことをいう。
- （4）「周辺機器」とは、プリンタ、スキャナ、外付ハードディスク等の情報を入力、取込、保存、出力する装置のことをいう。
- （5）「ネットワーク」とは、宗務所及び教務所の電算機が相互に物理的に接続されている回線とその使用環境のことをいう。
- （6）「電算業務」とは、ネットワークに接続された電算機を利用して処理する業務をいう。
- （7）「電算処理」とは、電算機を使用して行う

情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力及びこれらに類する処理をいう。

- （8）「電算システム」とは、電算処理を行うための仕組の総称をいう。
- （9）「電子承認」とは、電算システムを使用して行う電算処理のうち、作成又は承認が真正に行われたことを証明する仕組みをいう。
- （10）「電算情報」とは、電算業務により記録している情報及びその成果物のことをいう。
- （11）「アカウント」とは、電算機及び電算システムを使用することができる権利のことをいう。
- （12）「外部記憶媒体」とは、USBメモリ、フロッピーディスク及びCD-R等の記憶媒体のことをいう。

（電算業務の種別）

**第3条** 電算業務の種別は、次の各号のとおりとする。

- （1）寺院及び教会の情報に関する業務
  - （2）僧侶の情報に関する業務
  - （3）門徒の情報に関する業務
  - （4）会計処理の情報に関する業務
  - （5）文書の情報処理に関する業務
  - （6）インターネットを利用した情報処理に関する業務
  - （7）その他必要な業務
- （電算システム）

**第4条** 電算業務を行うために構築された電算システムは、別表のとおりとする。

- 2 前項の他、新たなシステムを追加し又は廃止しようとするときは、第22条に定める委員会の議を経て、宗務総長の承認を得なければならない。
- 3 電算システムを使用して行う事務のうち、宗務所事務取扱規程の定めにより押印が必要な事務は、電子承認をもってこれに代えることができる。

## 第2章 電算機使用者、電算機、電算業務及び電算情報に係る制限

（電算機使用者の制限）

**第5条** この達令に基づき宗務においてネットワークに接続された電算機を使用することができる者（以下「電算機使用者」という。）は、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者の中から、総務部長がアカウントを発行した者に限る。

- 2 前項の者の他、宗務執行上特に必要と認めるときは、総務部長はアカウントを発行し、電算機使用者としてネットワークに接続された電算

機を使用させることができる。

(アカウントの発行)

**第6条** 総務部長は、宗務職制（1991年条例公示第5号。以下同じ。）第9条第1項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、会計監査院長、審問院長、親鸞仏教センター事務長、教学研究部事務長、開教監督及び沖繩開教本部長（以下「宗務機関の長」という。）の申請により、第30条に定める講習を受講した者に限り、アカウントを発行する。

2 前条第2項によるアカウントの発行申請については、別に定める。

(アカウントの取消)

**第7条** 総務部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第22条に定める委員会の議を経て、アカウントを取り消すことができる。

(1) 電算機使用者として著しく適性を欠くと認められたとき

(2) 宗務機関の長からの申請があったとき  
(電算機使用者の義務及び責任)

**第8条** 電算機使用者は、第30条に定める講習を受講しなければならない。

2 電算機使用者は、電算機を使用する上で、電算情報の漏洩、改ざん、滅失及び損傷の防止に努めるとともに、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

3 電算機使用者は、個人を特定できる電算情報を電算機から持ち出してはならない。ただし、別に定める手続を経て、第13条第5項に規定する外部記憶媒体を用いるときは、この限りでない。

4 電算機使用者は、宗務機関の長の許可なくして外部記憶媒体で電算情報を持ち出してはならない。

5 電算機使用者は、前4項の義務を負う。

6 故意又は重大な過失による情報漏洩等の事故で本派及び第三者に損害を与えた電算機使用者には、その情状により弁償の責を課することができる。

(電算業務の制限)

**第9条** 電算機使用者が電算業務を行うときは、その所掌する事務以外の目的で電算情報を使用してはならない。

(情報の記録制限)

**第10条** 電算機には、宗務の執行に必要な情報のみを記録するものとする。

(宗務機関相互の電算情報の提供)

**第11条** 宗務機関の長は、条例により設置された部門・機関、宗務出張所及び教務所（以下「宗務機関」という。）に対して当該宗務機関の宗務に必要な電算情報を提供することができる。

2 宗務機関の長は、当該宗務機関に提供されていない電算情報の提供を受けようとするときは、当該情報を所掌する宗務機関の長に申請するものとする。

3 前項の手続等は、別に定める。

(個人を特定できる電算情報の取り扱いの原則)

**第12条** 宗務機関の長は、前条に定める手続による宗務機関の長以外の者に個人を特定できる電算情報を提供してはならない。

(個人を特定できる電算情報の取り扱いの特例措置)

**第13条** 宗務機関の長は、次の各号に掲げる場合に限り、前条の規定にかかわらず、個人を特定できる電算情報を紙面に印刷して提供することができる。ただし、第3号から第7号までにより個人を特定できる電算情報を提供しようとするときは、あらかじめ第22条に定める委員会の議を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

(1) 本人が情報を提供することに同意している場合

(2) 宗務役員以外の特定の宗務を担任する役職者に対し、当該宗務を遂行するために必要最小限の電算情報を提供する場合

(3) 宗務機関以外の本派に属する宗務の機関の長、輪番、所属団体及び関係団体の長から申請があった場合

(4) 報道機関（報道を業として行う個人を含む。）に報道の目的で提供する場合

(5) 大学その他の学術研究を目的とする機関、若しくは団体又はそれらに属する者から学術研究の用に供する目的での提供の申請があった場合

(6) 国の法令に基づく場合

(7) その他宗務機関の長が所掌する宗務のために必要と認める場合

2 宗務機関の長は、電算情報を提供するときは、当該電算情報の適正利用及び安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定により個人を特定できる電算情報の提供を受ける者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 提供を受けた電算情報（以下「提供情報」という。）の漏洩、滅失、損傷及び改ざん等の防止に努めること

(2) 提供情報は、提供を受けた目的のみに使用

- し、使用が終了したときは、速やかに返還し又は安全な方法により廃棄処分を行うこと
- (3) 提供情報の返還の要求があったときは、速やかに返還すること
- (4) 故意又は重大な過失によって、提供情報の漏洩又は不正使用があったときは、ただちに当該情報の提供者に報告し、必要な対応策を講ずるとともに、本派及び第三者に及ぼした損害について、その情状により弁償の責を負うこと

- 4 第1項ただし書の手続等は、別に定める。
- 5 総務部長は、必要により、第22条に定める委員会の議を経て、個人を特定できる電算情報を複製するための外部記憶媒体（以下「特定記憶媒体」という。）を定めることができる。
- 6 前項の特定記憶媒体の使用申請等については、別に定める。
- （業務委託する場合の措置）

**第14条** 宗務機関の長は、個人を特定できる電算情報を取り扱う電算処理の一部を第22条に定める委員会の議を経て宗務総長の承認を得たときに限り、外部に委託することができる。この場合、委託先においてその情報が適正に管理及び保護されるよう、必要な契約をしなければならない。

- 2 前項の業務委託に係る手続等は、別に定める。
- （電算機及び周辺機器の導入）

**第15条** ネットワークに接続する電算機及び周辺機器（以下「ネットワーク機器」という。）は、第22条に定める委員会が策定する基本計画に従って総務部が導入するものとする。

（電算機及び周辺機器の制限）

**第15条の2** ネットワーク機器以外のものをネットワーク及びネットワーク機器に接続してはならない。ただし、第22条に定める委員会の議を経て総務部長が許可したときは、この限りでない。

- 2 ネットワーク機器の仕様は、総務部長の許可を得た場合を除き変更してはならない。
- 3 ネットワーク機器は、電算機使用者以外の者に使用させてはならない。
- 4 ネットワーク機器以外の電算機及び周辺機器並びに当該機器を使用して処理される情報は、当該機器を導入した宗務機関の長が管理する。
- （苦情及び事故への対応）

**第16条** 宗務機関の長は、その所掌する事務において電算情報に関する苦情及び事故が生じたときは、速やかに必要な調査及び対応を行い、総務部長に報告しなければならない。

2 総務部長は、前項の報告を受けたときは、第22条に定める委員会の議に付さなければならない。

3 第22条に定める委員会は、前項の結果、更に調査及び対応を必要とするときは、宗務総長の指揮のもと、当該宗務機関の長と連携して行わなければならない。

（操作履歴の記録）

**第17条** 総務部長は、電算機及び電算情報の管理、運用の確認並びに事故等の責任所在を明らかにするために、ネットワークに接続された全ての電算機及び電算情報の操作履歴を記録しなければならない。

### 第3章 電算業務の管理者及び従事者

（電算業務の統括管理）

**第18条** 電算業務及び電算システムの統括管理は、総務部長が行う。

2 総務部長は、第22条に定める委員会の決定に基づいて、次の各号に掲げる事項を統括管理する。

- (1) O A機器及び電算業務の適正運用に関する事項
- (2) 電算システムの管理の適正化に関する事項
- (3) 電算処理における情報の管理の適正化に関する事項
- (4) 電算機使用者に対するアカウントの発行及び管理に関する事項
- (5) 電算機及び電算システムの研究、開発に関する事項

（宗務機関の長の責務）

**第19条** 宗務機関の長は、所掌するO A機器及び電算情報の適正な管理、運用及び保護についてその職責を全うするため、電算機使用者に対し、次の各号に掲げる事項を指揮監督するとともに必要な措置を講じなければならない。

- (1) O A機器の適正な運用に関する事項
- (2) 電算情報の取り扱いにおける正確性及び最新性の確保に関する事項
- (3) 電算業務における情報の漏洩、改ざん、滅失、損傷等の事故の防止及び調査に関する事項
- （電算担当者）

**第20条** 宗務機関にそれぞれ電算担当者1人を置く。ただし、当該宗務機関の長が必要と認めたときは、複数の電算担当者を置くことができる。

2 条例により設置された部門・機関及び宗務出張所の電算担当者は、当該宗務機関の長が電算機使用者である主事又は主事補の中から選定し、宗務総長が命ずる。ただし、条例により設置された部門・機関及び宗務出張所に主事又は主事

補が配属されていないときは、その他の電算機使用者である宗務役員の中から電算担当者を選定することができる。

- 3 教務所の電算担当者は、主計の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 電算担当者は、当該宗務機関の長の命を受け、OA機器の適正運用、電算業務の環境整備及び処理に当たるとともに、電算情報の取り扱いの適正化と電算機使用者の指導の任に当たる。  
(電算システム担当者)

**第21条** 第18条第2項に掲げる各事項の統括管理及び第22条に定める委員会の業務に従事させるため、電算システム担当者を置く。

- 2 電算システム担当者は、総務部の宗務役員の中から、総務部長の上申により宗務総長が命ずる。

**第4章 電算業務及び電算情報の管理運用及び保護に関する委員会**

(委員会の目的)

**第22条** この達令の適正な運用を図り並びに宗務における電算機、電算業務及び電算情報の管理、運用及び保護に必要な事務処理の適正化を図るとともに、事務の効率化を推進するため、電算業務及び電算情報の管理運用及び保護に関する委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

**第23条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。ただし、宗務総長が委任したときは、委員会の決定をもって処理することができる。

- (1) 宗務における電算機、電算業務及び電算情報の管理、運用及び保護に係る基本計画の策定に関する事項
- (2) 電算業務及び電算情報を効果的に利用した事務の効率化に資するための基本方針の策定に関する事項
- (3) 電算機に蓄積された情報の管理、運用及び保護に関する事項
- (4) 宗務所及び教務所に導入するOA機器の規模とその管理に関する事項
- (5) 電算機及び電算システムの研究及び開発に関する事項
- (6) 電算機使用者講習に関する事項
- (7) 電算業務における苦情及び事故への対応に関する事項
- (8) その他必要な事項

(組織)

**第24条** 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

(委員長・委員)

**第25条** 委員長は、宗務総長が指名した参務をもってこれに充てる。

- 2 委員は、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。
- 3 委員長は、会務を総理し、案件に対する委員の意見を整理する。
- 4 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

(参考人の会議への出席)

**第26条** 委員会は、必要に応じ参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第27条** 委員会の事務は、総務部が行う。

**第5章 補則**

(電算情報の提示)

**第28条** 宗務機関の長は、本人から本人に関する電算情報について確認の申請があったとき若しくは、住職、教会主管者又はそれらの代務者から当該寺院の電算情報並びに所属僧侶及び所属門徒の電算情報について確認の申請があったときは、その内容を提示する。この場合、その電算情報を紙面に印刷して提供することができる。

- 2 宗務機関の長は、寺院、所属僧侶及び所属門徒に関する電算情報の確認のために当該寺院住職、教会主管者又はそれらの代務者に対して、その電算情報を紙面に印刷して提供することができる。

(記録文字)

**第29条** この規定による電算業務に使用する文字に関する必要な事項については、別に定める。

(電算機使用者講習)

**第30条** 委員会は、電算機及び電算情報の適正な管理、運用及び保護に資するため、電算機使用者講習(以下「講習」という。)を開催しなければならない。

- 2 講習を分けて、一般講習、電算管理者講習及び電算担当者講習とする。
- 3 一般講習は、電算機使用者又はアカウントを受けようとする者に対して、電算機及び電算情報の適正な使用及び保護について講習する。
- 4 電算管理者講習は、宗務機関の長及び次長に対して、第19条に定める事項について講習する。
- 5 電算担当者講習は、電算担当者に対して、第20条第4項に定める事項について講習する。
- 6 第3項から第5項までに定める講習は、電算システム担当者が行う。ただし、第3項に定める講習は、宗務機関の長の申請により、宗務総長が必要と認めるときは、当該宗務機関の電算担当者が行うことができる。
- 7 第4項及び第5項の講習は、当該対象者の他、

宗務総長が認めた者を受講させることができる。

8 講習に係る事務は、総務部が行う。

(内規への委任)

**第31条** 電算機の管理及び運用、電算情報の管理、運用及び保護並びに電算システム開発に必要な事項は、内規で定める。

**附 則**

1 この達令は、2007年1月1日から施行する。ただし、この達令を施行するために必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

2 2006年12月31日現在、アカウントの発行を受けている者は、この達令による電算機使用者とみなす。

3 電子計算機による情報等の管理運用に関する規程（1997年達令公示第14号）は、2006年12月31日に廃止する。

**附 則**（2007年1月29日達令公示第1号）

1 この達令は、2007年2月1日から施行する。

2 この達令施行の際、電子計算機による情報等の管理運用に関する規程（1997年達令公示第14号）第11条に定める宗務事務効率化委員会が審査して宗務総長が決定した事項については、本達令第22条に定める電算業務及び電算情報の管理運用及び保護に関する委員会の議を経て宗務総長が決定したものとみなす。

**附 則**（2007年9月10日達令公示第7号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により、個人を特定できる電算情報の提供を受けた者は、この達令により提供を受けたものとみなす。

**附 則**（2008年7月31日達令公示第13号）

1 この達令は、2008年8月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定によりアカウントを発行されている者であって、電算機使用者講習を受講している者は、この達令によりアカウントを発行されたものとみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定によりアカウントを発行されている者であって、電算機使用者講習を受講していない者は、この達令施行から3ヵ月以内に講習を受講しないときはアカウントを取り消されるものとする。

**附 則**（2012年6月29日達令公示第10号）

この達令は、2012年7月1日から施行する。

**附 則**（2013年6月28日達令公示第5号）

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2014年6月27日達令公示第7号）

1 この達令は、2014年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、すでにアカウントを発行された者は、この達令によりアカウントを発行

された者とみなす。

**附 則**（2015年6月26日達令公示第3号）

1 この達令は、2015年7月1日から施行する。ただし、第30条の規定は、2015年11月1日から施行する。

2 この達令施行の際、現に電算担当者を命ぜられている者は、この達令により命ぜられたものとみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定によりアカウントを発行されている者は、この達令によりアカウントを発行されたものとみなす。

4 この達令施行の際、従前の規定による一般講習、電算管理者講習又は電算担当者講習を受講した者は、それぞれこの達令による一般講習、電算管理者講習又は電算担当者講習を受講したものとみなす。

5 この達令施行の際、従前の規定により導入した電算機及び周辺機器については、この達令の第15条及び第15条の2により導入したものとみなす。

**附 則**（2018年6月25日達令公示第6号）

1 この達令は、2018年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、すでにアカウントを発行されている者は、この達令によりアカウントを発行されたものとみなす。

3 この達令施行の際、現に電算システムを使用して行われている電算処理は、この達令による電算処理とみなす。

**附 則**（2019年6月27日達令公示第1号）抄

この達令は、2019年7月1日から施行する。

**附 則**（2019年6月27日達令公示第2号）

この達令は、2019年7月1日から施行する。

**附 則**（2021年6月30日達令公示第5号）抄

この達令は、2021年7月1日から施行する。

**附 則**（2021年6月30日達令公示第7号）抄

この達令は、2021年7月1日から施行する。

**附 則**（2023年6月30日達令公示第4号）抄

この達令は、2023年7月1日から施行する。

別表（第4条第1項）

	稼働システム
1	寺院教会・僧侶情報システム
2	財務会計システム
3	予算編成システム
4	宗費賦課金管理システム
5	選挙人名簿管理システム
6	教師修練管理システム
7	宗務役員人事・給与管理システム
8	宗門関係者情報システム
9	坊守情報システム
10	教務所システム
11	授与物管理システム
12	出版物頒布管理システム
13	宗祖御遠忌・御修復懇志金システム
14	帰敬式受式者管理システム
15	真宗本廟団体参拝システム
16	東大谷墓地管理システム
17	大谷祖廟納骨・永代経管理システム
18	真宗本廟収骨台帳管理システム
19	出張届管理システム
20	出荷依頼システム
21	サンガシステム
22	図書情報管理・蔵書検索システム
23	就業管理システム
24	法要座次・衣体許可システム
25	慶讃懇志金システム

(第五編) 電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程

# 公印規程

（1982年10月20日達令公示第25号）

- 改正 ①1985年10月 4日達令公示6  
 ②1993年 4月17日達令公示1  
 ③1997年 5月 1日達令公示3  
 ④1997年 6月13日達令公示5  
 ⑤1998年12月25日達令公示11  
 ⑥2003年 9月 1日達令公示12  
 ⑦2004年 6月28日達令公示7

（趣旨）

**第1条** この達令は、条例により設置された部門、宗務出張所及び教務所（以下「宗務執行機関」という。）及び別院において用いる公印並びにこれに準ずる印章の制定及び管理その他必要な事項について定める。

（定義）

**第2条** この達令において公印とは、別表に掲げるものをいう。

- 2 すべて公印は、この達令に定める手続きを経て、登録されなければならない。
- 3 別表に掲げるもののほか、度牒、許状又は証状に用いる印及び証明のために用いる印その他特別の用途に使用する印で宗務総長の承認を得て登録されたものは、これを公印とみなす。

（公印の形式及び寸法）

**第3条** 公印の形式は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に部門等の名称又は当該役職の名称を、左横書きによる篆書体をもって浮き彫りにするものとする。この場合において、名称のほかに「印」又は「之印」の文字を加えて彫刻することができる。

- 2 公印の寸法は、別表に定めるとおりとする。
- 3 財務部の長の印の形式及び寸法は、前2項の規定にかかわらず別記様式第1号のとおりとする。
- 4 契印の形式及び寸法は、第1項及び第2項の規定にかかわらず別記様式第2号のとおりとする。

（公印の印材）

**第4条** 公印の印材には、容易に磨滅若しくは腐食しない硬質のものを使用しなければならない。（特別の用途に使用する公印の形式等の特例）

**第5条** 第2条第3項により公印とみなされたものについては、前2条の規定によらないことができる。

（公印の制定及び廃止）

**第6条** 公印は、総務部長が制定し及び廃止するものとする。ただし、宗務執行機関の印、宗務執行機関の長の印及び宗務執行機関で用いる契

印は、当該宗務執行機関の長が制定し及び廃止するものとし、別院の印、輪番の印及び別院の代表役員の印は、当該輪番が制定し及び廃止するものとする。

- 2 公印を制定し又は廃止したときは、当該宗務執行機関の長又は輪番は、すみやかに別に定める届出書を宗務総長に提出しなければならない。
- 3 前項の届出書のうち、教務所長が提出するものは組織部を、輪番が提出するものは当該別院を管轄する教務所及び組織部を、それぞれ経由しなければならない。

（公印の登録）

**第7条** 公印の登録は、総務部長が行う。

- 2 前項の登録は、前条第2項の規定により当該宗務執行機関の長又は輪番から提出のあった届出書により行う。
- 3 前2項による登録が完了したときは、総務部長は、提出のあった届出書を複写し、登録が完了した旨を記載した後、当該宗務執行機関の長又は輪番に対し複写した届出書の返却をおこなうものとする。この場合、届出書の返却をもって当該公印の登録完了通知とみなす。

- 4 宗務執行機関の長又は輪番は、当該公印とともに前項後段に定める届出書を保管しなければならない。

（公印の管理）

**第8条** 公印は、当該公印を制定した者が管理する。ただし、総務部長が制定した公印であって特に必要と認めるものは、宗務総長の承認を得て、宗務執行機関の長に管理を委任することができる。

- 2 前項の管理者は、自ら管理する公印について紛失その他の事故を未然に防止するよう確実な方法により管理しなければならない。

**第9条** 公印の滅失、紛失及び盗難その他の事故があったときは、当該公印の管理者は、直ちにその旨を宗務総長に報告しなければならない。

（公印の押印）

**第10条** すべて公印は、その使用に当たって事前に決定された目的又は方針に準拠して押印しなければならない。

（公印印影の印刷）

**第11条** 一定の字句及び内容の文書に多数押印する場合は、その押印に代えて公印の印影を当該文書と同時に印刷することができる。

- 2 前項の規定により印影を印刷しようとするときは、当該公印を管理している者の承認を受けなければならない。

（法人代表者印の押印）

**第12条** 宗務総長が代表者に就任している宗教法人、財団法人及び学校法人の代表者印を押印しようとするときは、あらかじめ別に定める申請書を総務部長に提出しなければならない。この場合、当該事項について決裁を得ていない案件であっても総務部長が特に必要と認めたものについては、宗務総長の承認を得て、前段に規定する申請書の提出により当該法人代表者印を押印することができる。

2 総務部長は、前項の押印に関する記録簿をつねに整備するとともに、毎月10日までに前月の管理の状況を宗務総長に報告しなければならない。

(公印に準ずる印章の管理)

**第13条** 次の各号に掲げる印章は、この達令による公印に準じて管理するものとする。

- (1) 組長及び副組長の印
- (2) 教区会議長及び教区門徒会長の印
- (3) 宗会において用いる印章
- (4) 審問院において用いる印章
- (5) 達令で規定されている本派の施設の印及びその長の職印(ただし、公印として登録されたものを除く。)
- (6) その他宗務総長が必要と認めた印章

**第14条** 組長及び副組長の印は、それぞれ組長又は副組長が組織第8条の規定により制定し及び管理する。

2 組長又は副組長の印を制定し又は廃止したときは、当該組長又は副組長は、すみやかに別に定める届出書を教務所長に提出しなければならない。

**第15条** 教区会議長又は教区門徒会長の印を制定し又は廃止したときは、当該教務所長は、すみやかに別に定める届出書を宗務総長に提出するとともに、それぞれ当該教区会議長及び教区門徒会長の同意を得て教務所長が管理するものとする。

**第16条** 宗会又は審問院において用いる印章を制定し又は廃止したときは、宗会事務局長又は審問院長は、別に定める届出書を宗務総長に提出するものとする。

**第17条** 第13条第4号及び同条第5号に規定する印章は、当該施設の長が、これを所管する宗務執行機関の長の同意を得て制定し及び管理する。

2 前項の印章を制定し又は廃止したときは、当該施設を所管する宗務執行機関の長は、すみやかに別に定める届出書を宗務総長に提出しなければならない。

**附 則**

1 この達令は、1982年12月1日から施行する。ただし、別院の代表役員の印に関する規定については、当分の間適用しない。

2 この達令施行の際、現に管理されている公印で、この達令に定める形式、寸法及び印材により制定されたものは、この達令による公印とみなす。

3 この達令施行の際、現に管理されている公印で、この達令に定める形式、寸法及び印材と異なるものは、これを新たに制定するまでそのまま使用することができる。

4 前2項の公印については、第6条第2項の規定に準じた届出書を宗務総長に提出しなければならない。この場合の届出に関する事務手続は、この達令施行前に行うことができる。

5 この達令施行の際、第13条第2号から同条第5号までに規定する印章で現に管理されているものについては、第15条又は第16条第2項の規定に準じて、この達令施行の日から1ヵ月以内にそれぞれ当該印章についての届出を行わなければならない。

**附 則** (1985年10月4日達令公示第6号)

この達令は、公示の日から施行する。ただし、教学研究所の公印については、1985年3月1日からこの達令の適用を受けているものとみなす。

**附 則** (1993年4月17日達令公示第1号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (1997年5月1日達令公示第3号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第5号) 抄

この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則** (1998年12月25日達令公示第11号)

この達令は、1999年1月1日から施行する。

**附 則** (2003年9月1日達令公示第12号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2004年6月28日達令公示第7号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

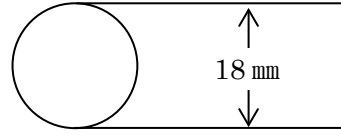


別表

類	区	分	公印として認める寸法の範囲			
中央 宗務 執行 機 関 で 用 い る 公 印		真宗本廟の印	(18号) 54mm 平方	(12号) 36mm 平方	(8号) 24mm 平方	/
		真宗大谷派宗務所の印	(15号) 45mm 平方	(6号) 18mm 平方	/	/
		真宗大谷派東京宗務出張所の印	(11号) 33mm 平方	/	/	/
		条例により設置された部門の印	(11号) 33mm 平方	/	/	/
		条例又は達令で規定された施設の印のうち宗務総長が公印と認めたもの	(10号) 30mm 平方	/	/	/
		真宗大谷派門首の印	(13号) 40mm 平方	(10号) 30mm 平方	(8号) 24mm 平方	(7号) 20mm 平方
			(6号) 18mm 平方	(5号) 13mm 平方	(4号) 11mm 平方	/
		門首代行の印	(9号) 27mm 平方	/	/	/
		真宗大谷派宗務総長の印	(11号) 33mm 平方	(9号) 27mm 平方	/	/
		宗務総長の印	(11号) 33mm 平方	(9号) 27mm 平方	(5号) 15mm 平方	/
		宗務総長の印(氏名入り)	(9号) 27mm 平方	/	/	/
		宗務総長が代表者に就任している法人の代表者印	(8号) 24mm 平方	/	/	/
		財務長の印	(10号) 30mm 平方	(9号) 27mm 平方	/	/
		董理院長の印	(9号) 27mm 平方	/	/	/
		真宗大谷派東京宗務出張所長の印	(9号) 27mm 平方	/	/	/
		条例により設置された部門の長の印	(8号) 24mm 平方	(ただし、財務部の長の印は、別記様式第1号による。)		
		条例又は達令で規定された施設の長の印のうち宗務総長が公印と認めたもの	(7号) 21mm 平方	(5号) 15mm 平方	/	/
		契印	別記様式第2号による			
	教務所 で 用 い る 公 印		教務所の印	(11号) 33mm 平方	/	/
		教務所長の印	(8号) 24mm 平方	/	/	/
		宗議会議員選挙の各選挙区選挙管理会の印	(8号) 24mm 平方	/	/	/
		契印	別記様式第2号による			
別院 で 用 い る 公 印		別院の印	(11号) 33mm 平方	/	/	/
		輪番の印	(7号) 21mm 平方	/	/	/
		別院の代表役員の印	(7号) 21mm 平方	/	/	/

(第五編) 公印規程

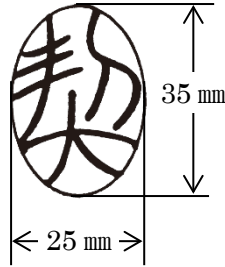
様式第1号 (財務部の長の印)



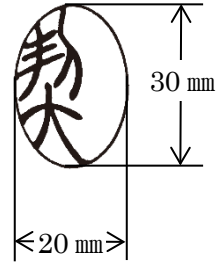
附規 円形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に当該役職の名称及び当該役職者の氏のみを、左横書きによる篆書体をもって浮き彫りにするものとする。

様式第2号 (契印)

第1号契印



第2号契印



附規 第1号契印は、総務部長が制定し及び管理するものとし、宗務総長が発信する文書に押印する。

- 第2号契印は、宗務執行機関の長が制定し及び管理するものとし、当該宗務執行機関の長が発信する文書に押印するものとする。
- 第2号契印には、「契」の字及び当該宗務執行機関の名称中の3字までを篆書体により入れるものとする。

## 教学会議の運営に関する達令

〈2015年6月26日達令公示第4号〉

(趣旨)

**第1条** この達令は、教化推進の組織機構に関する基本条例(2015年条例公示第1号)第5条に定める教学会議及び課題別委員会の運営に必要な事項を定める。

(教学会議の組織)

**第2条** 教学会議は、教学研究所長及び教学員若干人で組織する。

2 教学員は、企画調整局長の上申により宗務総長が委嘱し、その任期は、4年とする。

(座長)

**第3条** 教学会議の座長は、教学研究所長がこれに当たる。

2 座長は、教学会議の議事を整理する。

(会議)

**第4条** 教学会議は、教学研究所長及び教学員全員の出席がなければ議事を開くことができない。

ただし、定例懇談の場合は、この限りでない。

(考究・討議)

**第5条** 教学会議が宗務総長に提示する指針は、教学研究所長及び教学員による考究・討議を経て、全員の合意により決定されなければならない。

2 課題別委員会が設置されているときは、教学会議は、課題別委員会の報告を受けて合同討議を行うものとする。

3 教学会議は、合同討議を経てなお課題別委員会における考究・討議の継続が必要と認めるときは、宗務総長の同意を得て、当該課題別委員会に継続を要請するものとする。

4 合同討議を経て決定された指針は、当該課題別委員会委員が同席した教学会議において、宗務総長に提示するものとする。

(指針に関する責任)

**第6条** 教学研究所長及び教学員は、指針の内容について共同して責任を負うものとする。この場合、指針にかかる当該課題別委員会委員についても、すべての委員が共同して責任を負うものとする。

(課題別委員会)

**第7条** 課題別委員会の委員は、企画調整局長の上申により宗務総長が委嘱し、その任期は、2年とする。

2 課題別委員会に委員の互選による主査1人を置き、課題別委員会の会務を整理する。

3 課題別委員会は、主査が招集する。

4 課題別委員会の議事は、委員全員の同意により決する。

(有識者及び宗務役員の会議への出席)

**第8条** 座長又は主査が必要と認めるときは、教学会議又は課題別委員会に有識者の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

2 宗務総長が必要と認められた宗務役員は、会議に出席することができる。

(事務)

**第9条** 教学会議及び課題別委員会の事務は、企画調整局が行う。

附 則

この達令は、2015年7月1日から施行する。

## 諮問機関設置に関する条例

〈1991年6月29日条例公示第6号〉

改正 2015年6月26日条例公示10

(この条例の目的)

**第1条** この条例は、宗務職制（1991年条例公示第5号）第5条による諮問機関の設置に関する事項について定める。

(主旨)

**第2条** 諮問機関は、諮問された事項について審議し、その結果を報告し、もって宗務の策定及び執行に資するよう運営されなければならない。

(宗務総長の諮問機関)

**第3条** 宗務総長の諮問に応えるため、宗務顧問会及び宗務審議会を設ける。

2 宗務顧問会は、宗制に関する重要な事項を審議する。

3 宗務審議会は、宗務の施策について特定の事項を調査審議する。

**第4条** 前条の宗務顧問会及び宗務審議会のほか、宗務総長の諮問機関を設ける必要があるときは、条例に基づき、これを設置するものとする。

(財務長の諮問機関)

**第5条** 財務長の諮問に応えるため、財産管理審議会を設ける。

(部門の長の諮問機関)

**第6条** 部門の長は、宗務総長の承認を得て、主務に関する調査、研究の機関を設けることができる。

(達令への委任)

**第7条** この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

### 附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置されていた宗務顧問会及び宗務審議会並びに財産管理審議会はこの条例による宗務顧問会及び宗務審議会並びに財産管理審議会とみなす。

附 則（2015年6月26日条例公示第10号）抄

この条例は、2015年7月1日から施行する。

ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

## 宗務顧問会規程

〈1991年6月29日達令公示第11号〉

(趣旨)

**第1条** この達令は、諮問機関設置に関する条例(1991年条例公示第6号)第3条に基づく宗務顧問会(以下「顧問会」という。)について必要な事項を定める。

(組織)

**第2条** 顧問会は、宗務顧問(以下「顧問」という。)15人以内で組織する。

(顧問)

**第3条** 顧問は、宗務、学事及び教化に功労ある者の中から、総務部長の上申により、宗務総長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 顧問の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による顧問の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

**第5条** 顧問会に議長及び副議長を置き、顧問の互選によって定める。

2 議長は、顧問会を代表し、会務を統理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

**第6条** 顧問会は、議題を示して、宗務総長が招集する。

(議事及び議決)

**第7条** 顧問会の議事は、顧問の半数以上の出席によって開き、出席顧問の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 顧問会の議決は、議長から宗務総長に少数意見を付して、文書をもって報告しなければならない。

(意見書の提出)

**第8条** 顧問は、会議に出席できないときは、議題に関して意見書を提出することができる。

(内局員の会議への出席)

**第9条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第10条** 議長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(中間報告)

**第11条** 宗務総長は、何時でも中間報告を求めることができる。

(意見具申)

**第12条** 顧問会は、宗務に関して宗務総長に意見を具申することができる。

(議事規則)

**第13条** 顧問会の議事に関し必要な事項は、議長が顧問会の議を経てこれを定める。

(事務)

**第14条** 顧問会の事務は、総務部が行う。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、顧問並びに議長及び副議長であった者は、この達令による顧問並びに議長及び副議長とみなす。なお、顧問の任期は、従前就任の日から起算するものとする。

## 宗務審議会規程

〈1991年6月29日達令公示第12号〉

改正 2015年6月26日達令公示9

(趣旨)

**第1条** この達令は、諮問機関設置に関する条例(1991年条例公示第6号)第3条に基づく宗務審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定める。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員会の委員をもってこれを組織する。

(委員会)

**第3条** 審議会に、特定の事項を調査審議するため委員会を置き、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員の数については、特に必要と認めるとき、この限りでない。

(委員)

**第4条** 委員は、宗務に経験のある者及び学識経験を有する者の中から、総務部長の上申により、宗務総長が命じ又は委嘱する。

(会長)

**第5条** 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

**第6条** 委員会は、議題を示して、宗務総長が招集する。

(小委員会)

**第7条** 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員会から付託された事項を審議する。

3 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 小委員会に、互選により主査1人を置く。主査は、小委員会の議事を整理する。

(議事及び議決)

**第8条** 委員会の議事は、委員半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 委員会の議決は会長から宗務総長に、小委員会の議決は主査から会長に、それぞれ少数意見を付して、文書をもって報告しなければならない。ただし、小委員会の議決は、更に委員会の審議に付するものとする。

3 会長は、小委員会の議決を文書をもって委員に送付し、意見書の提出を求めて審議に替える

ことができる。ただし、この場合、その結果を委員に通知しなければならない。

(意見書の提出)

**第9条** 委員は、会議に出席できないときは、議題に関して意見書を提出することができる。

(参考人の会議への出席)

**第10条** 会長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(中間報告)

**第11条** 宗務総長は、何時でも中間報告を求めることができる。

(任期)

**第12条** 委員会が、宗務総長に答申書を提出したときをもって、その委員の任期は終了したものとす。

(庶務)

**第13条** 審議会の事務は、総務部が行う。

2 委員会の事務は、宗務職制(1991年条例公示第5号)第11条の定による部門がこれに当たる。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置されていた委員会及び小委員会は、この達令による委員会及び小委員会とみなす。

3 1991年6月30日現在、委員会の委員及び会長並びに小委員会の委員及び主査であった者は、この達令による委員会の委員及び会長並びに小委員会の委員及び主査とみなす。

4 1991年6月30日現在、提出されていた中間報告は、この達令による中間報告とみなす。

附 則

(2015年6月26日達令公示第9号) 抄  
この達令は、2015年7月1日から施行する。

## 財産管理審議会規程

〈1991年6月29日達令公示第13号〉

改正 ①1997年6月13日達令公示5

②2002年6月28日達令公示6

③2023年6月30日達令公示7

(設置及び目的)

**第1条** 諮問機関設置に関する条例(1991年条例公示第6号)第5条により、本派の重要な財産の保全、管理、取得及び処分並びに借入れに関する事項について調査審議するため財産管理審議会(以下「審議会」という。)を設ける。

(諮問の手続き)

**第2条** 財務長は、前条に定める事項に関して諮問しようとする場合、その事項が宗門法規の定めにより、宗議会及び参議会又は参与会及び常務会の議決を要するものについては、その議決のための手続きの前に審議会に諮問するものとする。ただし、会計条例施行条規(1988年達令公示第2号)第73条に定める委員会に置いて議決を得た事項については、この限りでない。

(組織)

**第3条** 審議会は、次の各号に掲げる者の中から、財務部長の上申により、宗務総長が委嘱した委員15人以内で組織する。

(1) 宗議会議員

(2) 参議会議員

(3) 学識経験者

2 前項第1号及び第2号の委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第3号による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第5条** 審議会は、宗務総長の承認を得て財務長が招集する。

(議事及び議決)

**第6条** 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数で決する。(意見書の提出)

**第7条** 委員は、会議に出席できないときは、議題に関して意見書を提出することができる。

(常任委員会)

**第8条** 審議会から委任された事項及び緊急を要する事項を処理するため、審議会に常任委員会を置く。

2 常任委員会は、会長、副会長及び委員の中から互選された者5人以内で組織する。

3 常任委員会で処理した事項は、審議会に報告しなければならない。

(宗務役員の会議への出席)

**第9条** 財務長が必要と認めた宗務役員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第10条** 財務長は、必要と認めたときは、何時でも参考人の出席を求めて意見を聞くことができる。

(答申及び中間報告)

**第11条** 会長は、審議会の議決を少数意見を付して、文書をもって答申しなければならない。

2 財務長は、何時でも審議の中間報告を求めることができる。

(事務)

**第12条** 審議会に関する事務は、財務部が行う。

附 則

この達令は、1991年7月1日から施行する。

附 則(1997年6月13日達令公示第5号)抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則(2002年6月28日達令公示第6号)

1 この達令は、2002年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により就任していた委員の任期は、すべて満了したものとみなす。

附 則(2023年6月30日達令公示第7号)

1 この達令は、2023年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、現に委員に委嘱されている者であって、現に宗議会議員である者は、この達令第3条第1項第1号に定める委員と、現に参議会議員である者は、同第2号に定める委員と、それ以外の者は、同第3号に定める委員として委嘱されたものとそれぞれみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

## 部門の長の諮問機関に関する達令

(1982年8月25日達令公示第22号)  
改正 2015年6月26日達令公示9

(趣旨)

**第1条** 諮問機関設置に関する条例(1991年条例公示第6号)第6条に基づく部門の長の諮問機関(以下「調査研究機関」という。)に関する事項は、この達令の定めるところによる。

(目的)

**第2条** 調査研究機関は、当該部門が所掌する事務に関する調査研究を行い、もってその充実と能率向上に資することを目的とするものであって、その運営は、内局が行う宗務執行の方針を逸脱するものであってはならない。

(名称)

**第3条** 調査研究機関の名称は、「何々研究会」とすることを通例とする。ただし、当該調査研究の内容及びその性格上やむを得ないときは、別の名称を用いることができる。

(組織)

**第4条** 調査研究機関は、研究会員若干人で組織する。

2 研究会員は、宗務役員及び学識又は宗務に経験のある者の中から、当該部門の長の上申により宗務総長が命ずる。

3 研究会員には、必要により任期を定めることができる。

(会長)

**第5条** 調査研究機関に会長を置き、研究会員の中から、宗務総長の承認を得て当該部門の長が指名する。

2 会長は、調査研究機関を代表し、会議の座長となり、会務を掌理する。

(幹事)

**第6条** 調査研究機関に幹事若干人を置く。

2 幹事は、当該部門に配属されている宗務役員又は研究会員の中から、宗務総長の承認を得て当該部門の長がこれを指名する。

3 幹事は、調査研究機関の業務を整理する。

(設置)

**第7条** 部門の長は、調査研究機関を設けようとするときは、次の各号に掲げる事項を具体的に明示し、宗務総長の承認を得なければならない。

(1) 名称

(2) 設置の目的

(3) 調査及び研究の課題

(4) 研究会員の候補者の数及びその氏名(任期を定めた場合はその期間)

(5) 会長及び幹事に指名しようとする者の氏名  
2 前項各号に掲げる事項について変更しようとするときもまた前項と同様とする。

**第8条** 2以上の部門の長が合同して調査研究機関を設けようとするときは、協議のうえその諮問事項に関する主たる部門の長が代表して、前条に規定する手続を行うものとする。

2 前項により設置された調査研究機関の運営は、代表する部門の長が、他の部門の長と連繫を密にして行われなければならない。

(部会、研究班)

**第9条** 会長は、必要と認めたときは当該部門の長の同意を得て、調査研究機関に課題に応じて部会又は研究班を設けることができる。

2 部会又は研究班は、会長が当該部門の長の同意を得て指名した研究会員若干人で組織する。

3 部会又は研究班に主査を置き、前項の研究会員の中から会長が指名する。

4 主査は、部会又は研究班の業務を整理し、調査及び研究の結果を会長に報告しなければならない。

**第10条** 部門の長は、調査研究機関に前条の部会又は研究班が設けられたときは、その旨を宗務総長に報告しなければならない。

(運営)

**第11条** 調査研究機関の運営は、会長が当該部門の長と連繫を密にして行われなければならない。

2 部門の長は、何時でも当該調査研究機関の会議に出席して発言し、又はその中間報告を求めることができる。

(参考人の出席等)

**第12条** 調査研究機関は、その調査及び研究のため、他の部門等に対して参考人の出席又は資料等の提出を必要と認めたときは、当該部門の長に対してこれを求めることができる。

2 部門の長は、前項の要請を適当と認めたときは、当該部門の長等に対してこれを要請するものとする。

(報告)

**第13条** 調査研究機関は、当該部門の長に、諮問事項に対する調査及び研究の結果を報告しなければならない。

2 部門の長は、前項の報告を受けたときは、これを分析検討し、これに関する意見を添え、宗務総長にこれを具申するものとする。

(庶務)

**第14条** 調査研究機関の事務は、当該部門がこ

れに当る。

**附 則**

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2015年6月26日達令公示第9号）抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

（第五編）部門の長の諮問機関設置に関する達令

## 解放運動推進審議会規程

〈1990年6月29日達令公示第1号〉

改正 ①1999年6月25日達令公示1

②2004年6月28日達令公示8

③2015年6月26日達令公示9

（規程の趣旨）

**第1条** 真宗大谷派解放運動推進本部職制（1990年条例公示第1号）第11条に基づく解放運動推進審議会（以下「審議会」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（組織）

**第2条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

**第3条** 委員は、解放運動推進本部事務部長の上申により、宗務総長が委嘱し又は命ずる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

**第5条** 審議会は、議題を示して宗務総長が招集する。

（常任委員会）

**第6条** 審議会から委任された事項及び緊急を要する事項を処理するため、審議会に常任委員会を置く。

2 常任委員会は、会長、副会長及び委員の中から互選された者5人以内をもって組織する。

3 常任委員会で処理した事項は、審議会に報告しなければならない。

（議事及び議決）

**第7条** 審議会の議事は、委員半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 審議会の議決は、会長から宗務総長に少数意見を付して報告しなければならない。

（内局員及び解放運動推進本部委員の会議への出席）

**第8条** 宗務総長、参務及び解放運動推進本部委員は、いつでも会議に出席して発言することができる。ただし、表決には加わらない。

（参考人の会議への出席）

（第五編）解放運動推進審議会規程



**第9条** 会長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて説明及び意見を聞くことができる。

(中間報告)

**第10条** 宗務総長は、いつでも中間報告を求めることができる。

(意見具申)

**第11条** 会長は、審議会の決議により、部落差別問題をはじめとする様々な差別問題について宗務総長に意見を具申することができる。

(事務)

**第12条** 審議会の事務は、企画調整局が行う。

#### 附 則

- 1 この達令は、1990年7月1日から施行する。
- 2 同和審議会規程(1977年告達第9号)は、廃止する。
- 3 この達令施行の際、現に委員を委嘱され又は命ぜられている者は、この達令により委嘱され又は命ぜられたものとみなし、その任期は、従前委嘱され又は命ぜられた日から起算する。
- 4 この達令施行の際、現に会長及び副会長である者は、この達令による会長及び副会長とみなす。
- 5 この達令施行の際、現に常任委員である者は、この達令による常任委員とみなす。

#### 附 則(1999年6月25日達令公示第1号)

- 1 この達令は、1999年7月1日から施行する。
- 2 同和問題に関する教学委員会規程(1988年達令公示第5号)第4条第2項中「同和推進本部事務局事務部長」を「同和推進本部事務部長」に、第8条中「同和推進本部事務局」を「同和推進本部」に改める。

#### 附 則(2004年6月28日達令公示第8号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

#### 附 則(2015年6月26日達令公示第9号)抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

## 部落差別問題等に関する 教学委員会規程

（1988年5月16日達令公示第5号）

- 改正 ①1999年6月25日達令公示1  
②2004年6月28日達令公示9

（趣旨）

**第1条** この規程は、部落差別問題等に関する教学委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

（目的）

**第2条** 委員会は、教化基本条例（1985年条例公示第4号）第5条第2項の規定に則り、必要な教学、教化の基本的課題について調査研究及び提言を行い、もって部落差別問題をはじめとする様々な差別問題の解決に資することを目的とする。

（業務）

**第3条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）真宗教学に基づく部落差別問題等の基礎的研究
- （2）部落差別問題等における教学、教化の基本的課題の調査及び研究
- （3）教学上の諸問題及び教化に関する提言
- （4）研究成果の報告
- （5）前各号のほか、必要な業務

（組織及び任期）

**第4条** 委員会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、学識経験者及び宗務役員の中から、解放運動推進本部事務部長の上申により、宗務総長が委嘱し、又は命ずる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

**第5条** 委員会は、宗務総長が統理する。

（委員長及び幹事）

**第6条** 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を掌理する。

3 委員会に幹事1人を置き、委員の中から委員長が指名する。

4 幹事は、委員長の指揮を受けて、委員会の業務を整理する。

（委員の任務）

**第7条** 委員は、委員会の業務を分担する。

（事務所管）

**第8条** 委員会に関する事務は、解放運動推進本

部の所管とする。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（1999年6月25日達令公示第1号）抄

この達令は、1999年7月1日から施行する。

附 則（2004年6月28日達令公示第9号）

この達令は、2004年7月1日から施行する。

## 宗費賦課金に関する審議会条例

（2016年6月24日条例公示第4号）

（設置及び目的）

**第1条** 諮問機関設置に関する条例（1991年条例公示第6号）第4条の規定に基づき、宗費賦課金について必要な事項を調査審議するため、宗費賦課金に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（業務）

**第2条** 審議会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）賦課区分の設定に関する事項
- （2）賦課基準の策定に関する事項
- （3）前各号のほか必要な事項

（組織）

**第3条** 審議会は、次の各号に掲げる者の中から宗務総長が委嘱した委員10人以内で組織する。

- （1）宗議会議員
- （2）参議会議員
- （3）教区会議長
- （4）教区門徒会長
- （5）学識経験者

（任期）

**第4条** 審議会が、宗務総長に第11条第1項に定める答申書を提出したときをもって、委員の任期は終了したもとする。

（会長及び副会長）

**第5条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

**第6条** 審議会は、宗務総長が招集する。

（議事及び議決）

**第7条** 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見書の提出）

**第8条** 委員は、会議に出席できないときは、議題に関して意見書を提出することができる。

（内局員等の会議への出席）

**第9条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

- 2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に

出席して発言することができる。

（参考人の会議への出席）

**第10条** 審議会は、必要と認めるときは、宗務総長の同意を得て参考人の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

（答申及び中間報告）

**第11条** 会長は、審議会の議決を少数意見を付して、文書をもって答申しなければならない。

- 2 宗務総長は、何時でも審議の中間報告を求めることができる。

（所管）

**第12条** 審議会に関する事務は、財務部の所管とする。

附 則

この条例は、2016年7月1日から施行する。

# 真宗大谷派本廟維持財団 問題対策条例

〈2010年6月10日条例公示第4号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、「真宗大谷派の本山である本願寺の助成」を唯一の目的として設立された真宗大谷派本廟維持財団（現名称は「本願寺維持財団」と一方向的に改称されている。以下「維持財団」という。）が、長らくその本来の目的を履行せず本派との関係を断絶している状況に鑑み、この問題に係る機動性、実効性のある対策を講じるために必要な事項について定める。

(目的等)

**第2条** 本条例による対策は、維持財団にその本来の目的である真宗本廟の助成を履行せしめることを目的とし、次条に規定する真宗大谷派本廟維持財団問題対策委員会の審議に基づき内局の責任においてこれを行う。

(委員会の設置)

**第3条** 前条の目的達成のため真宗大谷派本廟維持財団問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、内局が講じるべき対策について審議する。

(業務)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 維持財団問題にかかる対策の方針に関する事項
- (2) 維持財団の実態把握及び分析に関する事項
- (3) 所轄庁及び公的機関との連絡交渉に関する事項
- (4) 宗門内外への周知に関する事項
- (5) その他必要な事項

(組織)

**第5条** 委員会は、次の各号に掲げる委員12人以内で組織する。

- (1) 宗務総長
- (2) 宗務総長が指名した参務 1人
- (3) 宗議会の議長及び副議長
- (4) 参議会の議長及び副議長
- (5) 宗議会議員の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員 若干人
- (6) 参議会議員の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員 若干人
- (7) 宗務経験又は学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱した委員 若干人

2 前項第1号から第6号に掲げる委員の任期は、

それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第7号による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 委員会に委員長を置き、宗務総長がこれに当たる。

2 委員長は、会務を統理する。

3 委員会に副委員長1人を置き、前条第1項第2号の委員がこれに当たる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第7条** 委員会は、委員長が招集する。

(議事)

**第8条** 委員会は、開催の都度委員の互選により座長を置き、座長は、委員会の秩序を保持し議事を整理する。

2 委員会において議決を要する案件は、委員の3分の2以上が出席した委員会において、出席委員の3分の2以上の多数によってこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会の議事を非公開とすることができる。この場合、当該委員会の出席委員は、議事の内容を他に漏洩してはならない。

(参考人及び宗務役員の委員会への出席)

**第9条** 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

2 委員長が必要と認めたと宗務役員は、委員会に出席して発言することができる。

(委員会の事務)

**第10条** 委員会の事務は、総務部が行う。

## 附 則

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 真宗大谷派本廟維持財団正常化促進条例（1997年条例公示第13号）は、廃止する。

## 統計調査基本条例

〈2010年6月29日条例公示第8号〉

- 改正 ①2012年6月29日条例公示8  
②2013年6月28日条例公示3  
③2015年6月26日条例公示10  
④2021年6月30日条例公示4  
⑤2023年6月30日条例公示3

(目的)

**第1条** この条例は、本派における調査及び統計の基本事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 調査 調査票を用いて行われる調査をいう。
- (2) 統計 調査により作成される宗務に関する事象の分布及び属性等を数量的に図表化し分析に供されるものをいう。
- (3) 宗務の諸機関 宗務職制(1991年条例公示第5号)第9条第1項に定める部門、宗務出張所、解放運動推進本部、真宗大谷派青少年センター、宗務改革推進本部、教学研究所及び親鸞仏教センター並びに条例により設置された委員会及び諮問機関設置に関する条例(1991年条例公示第6号)により設置された諮問機関をいう。

(4) 寺院 別院、普通寺院及び教会をいう。

(調査・統計の基本)

**第3条** 本派が行うすべての調査は、本派の目的達成のための施策立案に資する情報を得ることを目的として行うものとし、宗務の諸機関は積極的な調査の実施と統計の活用を努めるものとする。

- 2 調査は、宗務の諸機関相互の連携及び分担のもと、信頼性が確保されるよう適切な方法により行うものとする。
- 3 統計は、宗務の諸機関相互の連携及び分担のもと、調査に基づき作成するものとする。
- 4 本派に所属する寺院並びに僧侶及び門徒は、本派が行う調査に協力するものとする。

(調査の種別)

**第4条** 本派の調査は、次の3種とする。

- (1) 教勢調査 社会状況に即した宗門の課題を把握するために、すべての寺院を対象に、宗門の現勢と教化活動の実態を調査する基幹調査
- (2) 門徒戸数調査 門徒戸数調査に関する条例

(2004年条例公示第8号。以下同じ。)

に基づき行う基幹調査

- (3) 基礎調査 宗務の諸機関が必要に応じて行う前2号以外の調査

(調査結果の公表)

**第5条** 前条第1号に定める調査結果は、宗門内に広く公表するものとする。

2 前条第2号に定める調査結果の公表は、門徒戸数調査に関する条例の定めによる。

3 前条第3号に定める調査結果は、次条に定める統計調査委員会に報告するものとし、調査結果を公表するときは、その対象、範囲及び方法等について、次条に定める統計調査委員会において決定するものとする。

(統計調査委員会)

**第6条** 第3条の規定に則り、本派における積極的かつ適切な調査の実施並びに統計の総合的な整理及び活用に資するため、宗務所に統計調査委員会を置く。

(委任規定)

**第7条** この条例に定めるもののほか、調査及び統計に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行後に行う教勢調査は、従前の教勢調査の継続性を確保してこれを行う。
- 3 宗務職制第13条を次のように改める。

(部門の行う調査)

**第13条** 部門が必要により調査を行うときは、統計調査基本条例(2010年条例公示第8号)に基づき行わなければならない。

附 則(2012年6月29日条例公示第8号)抄

この条例は、2012年7月1日から施行する。

附 則(2013年6月28日条例公示第3号)

この条例は、2013年7月1日から施行する。

附 則(2015年6月26日条例公示第10号)抄

この条例は、2015年7月1日から施行する。

ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則(2021年6月30日条例公示第4号)抄

この条例は、2021年7月1日から施行する。

附 則(2023年6月30日条例公示第3号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 門徒戸数調査に関する条例第1条中「第6条」を「第4条第2号」に改める。

# 統計調査委員会規程

〈2010年6月29日達令公示第3号〉

改正 ①2015年6月26日達令公示9

②2023年6月30日達令公示8

(趣旨)

**第1条** この達令は、統計調査基本条例（2010年条例公示第8号。以下「条例」という。）

第6条に規定する統計調査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所管事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 条例第4条各号に定める調査の研究及び助言に関する事項

(2) 教勢調査における企画及び設計、並びに統計の作成、分析、公表に関する事項

(3) 基礎調査の実施及び統計に必要な補助並びに公表に関する事項

(4) 調査及び統計における知識、技能その他必要な事項の習得に資する各種研修の実施に関する事項

(5) その他必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 総務部長

(2) 組織部長

(3) 財務部長

(4) 企画調整局長

(5) 宗務改革推進本部事務部長

(6) 前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員と定められた役職にある者の中から、企画調整局長の上申により宗務総長が命じた者

3 委員長は、企画調整局を分担管理する参務がこれに当たり、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、企画調整局長がその職務を代理する。

(統計調査専門員)

**第4条** 調査及び統計に関する専門的知識を要する事項について意見及び助言を得るため、委員会に統計調査専門員（以下「専門員」という。）若干人を置くことができる。

2 専門員は、学識経験を有する者について宗務総長が委嘱する。

3 専門員の任期は、委嘱の都度宗務総長が定める。

4 基礎調査に際し、調査を実施する宗務の諸機

関が必要とするときは、委員会の議を経ることなく、専門員に直接助言を求めることができる。

(招集)

**第5条** 委員会は、委員長が招集する。

(参考人の会議への出席)

**第6条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(同朋会運動推進会議への委任)

**第7条** 委員長が必要と認めるときは、第2条に定める事項の一部を、教化推進の組織機構に関する基本条例（2015年条例公示第1号）第7条に定める同朋会運動推進会議における協議に代えることができる。

(事務)

**第8条** 委員会の事務は、企画調整局が行う。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2015年6月26日達令公示第9号）抄  
この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第8号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により設置された委員会による審査の結果は、この達令による委員会が審査したものとみなす。

## 教勢調査実施規程

〈2012年6月29日達令公示第11号〉

改正 ①2015年6月26日達令公示9

②2023年6月30日達令公示9

(趣旨)

**第1条** この達令は、統計調査基本条例(2010年条例公示第8号。以下「条例」という。)第4条第1号に規定する教勢調査(以下「調査」という。)の実施に必要な事項について定める。

(調査実施の告示)

**第2条** 宗務総長は、調査の都度、調査期日及び調査票の提出期限等調査に必要な事項を定め、告示する。

(調査対象)

**第3条** 調査は、調査期日現在において寺籍を有する全ての別院、普通寺院及び教会を対象とする。

(調査票の作成と送付)

**第4条** 調査票は、条例第6条に定める統計調査委員会(以下「委員会」という。)において作成する。

2 委員会は、調査票を調査期日までに全ての別院、普通寺院及び教会に直接送付する。

(調査票への回答と提出)

**第5条** 調査票の送付を受けた別院の輪番、普通寺院・教会の住職・教会主管者又はその代務者は、調査期日現在における事実を調査票に示された方法により回答し、定められた期日までに提出しなければならない。

2 住職・教会主管者又はその代務者が不在の場合は、寺院教会条例(1991年条例公示第14号)第25条に定める寺族の代表者が回答するものとする。

(回答の催促)

**第6条** 委員会は、定められた期日までに回答の提出がない別院、普通寺院及び教会について、管轄する教務所長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた教務所長は、当該別院、普通寺院及び教会に対し、調査票の提出を求めなければならない。

(守秘義務)

**第7条** この調査に従事する者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査票の保管)

**第8条** 委員会が回収した調査票は、次の教勢調査が実施されるまでの間、企画調整局が保管す

る。

(所管)

**第9条** 調査に関する事務は、企画調整局が行う。

**附 則**

この達令は、2012年7月1日から施行する。

**附 則** (2015年6月26日達令公示第9号) 抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第9号)

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により実施した教勢調査は、この達令により実施した教勢調査とみなす。

## 教区及び組の改編に関する条例

〈2013年6月28日条例公示第4号〉

- 改正 ①2017年6月28日条例公示8  
 ②2018年6月25日条例公示4  
 ③2019年6月27日条例公示3  
 ④2020年6月25日条例公示1  
 ⑤2023年6月30日条例公示4

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、教区及び組の改編に必要な事項を定める。

(改編の目的)

**第2条** 教区及び組の改編は、宗務改革推進委員会の報告に基づき、著しい社会状況の変化に即応し、同朋会運動のさらなる推進に必要な教化体制及び財政基盤の確立並びに効率的な地方宗務機関の再編成を目的とする。

(機関の設置)

**第3条** 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる機関を設置する。

- (1) 教区及び組の改編に関する中央委員会（以下「中央改編委員会」という。）
- (2) 教区改編委員会
- (3) 地方協議会
- (4) 新教区準備委員会

### 第2章 中央改編委員会

(業務)

**第4条** 中央改編委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教区改編委員会が調査すべき教化及び財政等の基本項目の作成に関する事項
- (2) 教区改編についての教区改編委員会からの報告の整理に関する事項
- (3) 教区改編試案の作成に関する事項
- (4) 教区説明会の実施に関する事項
- (5) 地方協議会の設置及び構成教区に関する事項
- (6) 教区改編委員会及び地方協議会並びに新教区準備委員会の進捗状況の把握に関する事項
- (7) 教区改編委員会及び地方協議会並びに新教区準備委員会に対する助言及び指導に関する事項
- (8) 教区改編案についての宗務総長への報告に関する事項
- (9) 組改編に関する基本事項
- (10) 教区及び組の改編後の課題及び支援の調査、研究に関する事項
- (11) その他必要な事項

(組織)

**第5条** 中央改編委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 中央改編委員会の委員は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 中央改編委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第7条** 中央改編委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

**第8条** 中央改編委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

**第9条** 中央改編委員会は、議事の結果を宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

(内局員等の会議への出席)

**第10条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第11条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

### 第3章 教区改編委員会

(業務)

**第12条** 教区改編委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号に定める基本項目の調査に関する事項
- (2) 教区改編試案による効果及び影響の検討に関する事項
- (3) 教区改編に伴う作業及び手順に関する事項
- (4) 教区改編委員会及び地方協議会の経過及び結果の教区内寺院・教会への報告並びに意見聴取に関する事項
- (5) 中央改編委員会及び地方協議会との連絡及び報告に関する事項



- (6) 組改編に関する基本事項
- (7) その他必要な事項  
(組織)

**第13条** 教区改編委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 教務所長が教区会及び教区門徒会の同意を得て委嘱した委員 若干人

2 前項第1号及び第2号による委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第3号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第14条** 教区改編委員会に、委員長及び副委員長

1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第15条** 教区改編委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

**第16条** 教区改編委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

**第17条** 教区改編委員会は、教区改編委員会の議事の結果及び地方協議会の議事の結果を教区会及び教区門徒会に報告しなければならない。

(宗務役員への出席)

**第18条** 教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第19条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第20条** 教区改編委員会の事務は、教務所が行う。

#### 第4章 地方協議会

(業務)

**第21条** 地方協議会の業務は、次の各号に掲げ

るとおりとする。

(1) 教区改編に係る情報の交換に関する事項

(2) 教区改編に必要な基本的条件の検討及び調整に関する事項

(3) 教化事業を円滑に推進するための組織及び区域等についての協議に関する事項

(4) 教区改編に伴う作業及び手順についての協議に関する事項

(5) 中央改編委員会及び教区改編委員会との連絡及び報告に関する事項

(6) 教区改編に係る合意書の作成に関する事項

(7) 教区改編に伴う組改編に関する基本事項

(8) その他必要な事項

(構成)

**第22条** 地方協議会は、教区改編に係る教区(以下「改編関係教区」という。)の教区改編委員会において互選された委員で構成する。

2 改編関係教区の教区改編委員会において互選する委員の人数は、それぞれ3人とする。ただし、地方協議会が特に必要と認めたときは、その人数を増加することができる。

3 委員の任期は、教区改編委員の任期による。ただし、任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第23条** 地方協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を統理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第24条** 地方協議会は、改編関係教区の教務所長の同意を得て、会長が招集する。

(議事及び議決)

**第25条** 地方協議会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報告)

**第26条** 地方協議会は、議事の結果を改編関係教区の教区改編委員会及び中央改編委員会に文書をもって報告しなければならない。

(部会の設置)

**第26条の2** 地方協議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、地方協議会から付託された事項を審議する。

(第五編) 教区及び組の改編に関する条例

(第五編) 教区及び組の改編に関する条例

- 3 部会は、地方協議会において互選された委員で構成する。ただし、地方協議会が特に必要と認めたときは、改編関係教区の教区改編委員の中から、会長が選定することができる。
- 4 部会に、主査及び副主査1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 主査は、部会の議事を整理する。
- 6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、第29条に定める掌理教務所長の同意を得て、主査が招集する。
- 8 部会の審議結果は、文書をもって地方協議会に報告しなければならない。  
(宗務役員との会議への出席)

**第27条** 改編関係教区の教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

- 2 改編関係教区の教務所長が必要と認められた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。  
(参考人の会議への出席)

**第28条** 会長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務の掌理)

**第29条** 地方協議会の事務は、宗務総長が命じた教務所長が掌理する。

- 2 前項の規定により地方協議会の掌理を命じられた教務所長を掌理教務所長と称する。
- 3 掌理教務所長は、改編関係教区の教務所に配属されている宗務役員に、地方協議会の事務を行わせるものとする。

**第5章** 教区改編の方法及び新教区準備委員会  
(教区改編試案)

**第30条** 教区改編は、中央改編委員会が作成する教区改編試案に基づいてこれを行う。  
(地方協議会の合意)

**第31条** 地方協議会は、教区改編試案に基づき、次の各号に掲げる事項について合意するものとする。

- (1) 教区改編の実施により新たに発足する教区(以下「新教区」という。)の名称に関する事項
  - (2) 改編実施に係る日程に関する事項
  - (3) 教務所及び教区の施設に関する事項
  - (4) 改編前の改編関係教区(以下「旧教区」という。)の財産に関する事項
  - (5) 新教区に編入される別院に関する事項
  - (6) 新教区の組の名称に関する事項
  - (7) その他必要な事項
- 2 地方協議会は、前項に掲げる事項について合

意書を作成し、改編関係教区の教区改編委員会及び中央改編委員会に報告しなければならない。

(改編関係教区の議決)

**第32条** 改編関係教区の教務所長は、前条による合意がなされたときは、教区会及び教区門徒会に付議し、合意事項について議決を得なければならない。

- 2 改編関係教区の教務所長は、前項における議事の結果について掌理教務所長に文書をもって報告するものとする。

3 すべての改編関係教区において第1項の規定による議決が得られたときは、地方協議会は、中央改編委員会に文書をもって報告しなければならない。

4 地方協議会は、前項に定める報告を中央改編委員会が受理した時点で解散するものとする。

5 改編関係教区の一部又は全部において第1項の議決が得られなかったときは、地方協議会は、中央改編委員会に報告するとともに、改めて第31条以降の手続きを経なければならない。

(教区改編案)

**第33条** 中央改編委員会は、前条第3項に定める報告を受けたときは、教区改編案として、これを宗務総長に報告しなければならない。

(統括教務所長)

**第34条** 宗務総長は、前条に定める報告を受けたときは、新教区の発足に必要な事務を掌理させるため、統括教務所長を任命する。

2 教区制(1991年条例公示第8号。以下同じ。)その他の法規により教務所長の職務として定められた事項であつて、新教区発足前に行う必要がある事項については、統括教務所長がこれを行うことができる。

3 統括教務所長は、改編関係教区の教務所に配属されている宗務役員に、新教区準備委員会の事務を行わせるものとする。

(新教区準備委員会)

**第35条** 統括教務所長は、新教区準備委員会を設置し、次の各号に掲げる事項を付議しなければならない。

- (1) 新教区の発足年度の教化基本条例(1985年条例公示第4号)第6条第2項及び研修条例(1988年条例公示第6号)第10条第2項に定める教化研修に関する事項
- (2) 新教区の発足年度の教区制第6条に定める歳入歳出の予算に関する事項
- (3) 新教区発足後最初に教区会議長、教区副議長、教区門徒会長、教区門徒会副会長、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員が選出さ

れるまでの間のそれぞれの役職に関する事項  
 (4) 新教区における教区制第38条に定める議事細則、同第53条に定める特例、同第55条に定める規約その他教区の定めに関する事項

(5) 前各号のほか新教区の発足に必要な教区制第10条に定める付議事項

2 前項各号に定める議決事項のうち、教区会若しくは教区会参事会又は教区門徒会若しくは教区門徒会常任委員会又は教区教化委員会の議決を要する事項は、新教区準備委員会の議決をもって、それぞれ新教区の教区会若しくは教区会参事会又は教区門徒会若しくは教区門徒会常任委員会又は教区教化委員会の議決を得たものとみなす。

(組織)

**第36条** 新教区準備委員会は、改編関係教区の次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 教区会参事会員
- (4) 教区門徒会常任委員

2 前項第3号及び第4号の委員にそれぞれ補充員を置き、前項第3号及び第4号に定める者の補充員がこれに当たる。

3 委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、新教区が発足したときは、第42条第3項の規定により、新教区準備委員会が解散するまで在任する。

(委員長及び副委員長)

**第37条** 新教区準備委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第38条** 新教区準備委員会は、統括教務所長が招集する。

(議事及び議決)

**第39条** 新教区準備委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(常任委員会の設置)

**第39条の2** 新教区準備委員会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議するため、新教区準備委員会に常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員長、副委員長及び委員の中から互選された者若干人で組織する。

3 常任委員会の審議結果は、新教区準備委員会に報告しなければならない。

(小委員会の設置)

**第39条の3** 新教区準備委員会に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、新教区準備委員会から付託された事項を協議する。

3 小委員会は、新教区準備委員会において互選された委員で構成する。

4 小委員会に、主査及び副主査1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 主査は、小委員会の議事を整理する。

6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代理する。

7 統括教務所長が特に必要と認めるときは、新教区準備委員会にはかつて、改編関係教区内の寺院・教会に所属する僧侶、寺族及び門徒の中から小委員会の委員を選定することができる。

8 小委員会は、統括教務所長の同意を得て、主査が招集する。

9 小委員会の協議結果は、文書をもって新教区準備委員会に報告しなければならない。

(宗務役員への出席)

**第40条** 統括教務所長が必要と認めたと宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第41条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(報告・解散)

**第42条** 統括教務所長は、新教区準備委員会の議事及び議決の結果を、改編関係教区の教区会及び教区門徒会並びに教区改編委員会及び中央改編委員会に文書をもって報告しなければならない。

2 中央改編委員会は、前項に定める報告を受けたときは、宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

3 新教区準備委員会は、新教区において教区会議長、教区会副議長、教区門徒会長、教区門徒会副会長、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員が選定された時点で解散するものとする。ただし、第45条の規定により、新教区発足前に役職者が選定されたときは、当該役職者の就任の日をもって解散するものとする。

(宗会の議決)

**第43条** 宗務総長は、前条第2項に定める報告があったときは、当該教区改編について宗会の議決を得なければならない。

(新教区の発足)

**第44条** 新教区は、前条による宗会の議決を得た翌年度の7月1日に発足するものとする。

(役職者の選定に関する特例)

**第45条** 統括教務所長は、第35条第1項第3号に掲げる役職者の選定について特に必要と認めるときは、新教区準備委員会に諮って、新教区発足前に、改編関係教区の教区会及び教区門徒会による合同の教区会及び合同の教区門徒会(以下「合同教区会及び合同教区門徒会」という。)をそれぞれ招集し、次条第2項の規定にかかわらず、あらかじめ新教区の教区会議長、教区副議長、教区門徒会長、教区門徒会副会長、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員を選定することができる。

2 前項による合同教区会及び合同教区門徒会を招集するときは、統括教務所長は、新教区準備委員会に諮って、あらかじめ合同教区会及び合同教区門徒会の運営細則をそれぞれ定めなければならない。

3 合同教区会及び合同教区門徒会により新たに選定された役職者は、新教区発足の日に就任するものとし、その任期は、それぞれ教区会議員又は教区門徒会員の任期による。

(教区の役職者の地位)

**第46条** 新教区発足の際、旧教区において次の各号の役職に就任している者は、当該役職の選定に係る規定に関わらず、新教区のそれぞれの役職者とみなし、その任期は、従前就任の日からそれぞれ起算し、当該役職の任期満了をもって終わるものとする。

- (1) 選挙管理委員及びその補充員
- (2) 選出教区会議員
- (3) 教区門徒会員
- (4) 監事
- (5) 教務員
- (6) 査察委員
- (7) 同朋の会教導

2 前項各号以外の役職者は、新教区発足と同時に、その地位は失効し、新教区発足後に新たに選定するものとする。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号の役職者に欠員が生じた場合、任期満了までの間は、教区会議員選挙条例(1986年条例公示第8号)第21条の規定にかかわらず、補充は行わない。

(宗会議員の地位)

**第47条** 新教区発足の際、旧教区を選挙区とする宗議会議員及び参議会議員は、宗議会議員選

挙条例(1991年条例公示第4号)及び参議会議員選挙条例(1982年条例公示第3号)の規定にかかわらず、新教区を選挙区とする宗議会議員及び参議会議員とそれぞれみなす。この場合、当該宗議会議員の任期は次の選挙までの間とし、当該参議会議員の任期は従前の任期とする。

## 第6章 組改編

(組改編)

**第48条** 組改編は、組制(1991年条例公示第9号)第2条に定める手続きに基づきこれを行う。

2 組改編により複数の組が合併する場合、合併前の組において次の各号の役職に就任している者は、当該役職の選定に係る規定に関わらず、合併により新たに発足する組(以下「新組」という。)において選定されたそれぞれの役職者とみなし、その任期は、従前就任の日からそれぞれ起算し、当該役職の任期満了をもって終わるものとする。

- (1) 教区門徒会員
- (2) 組門徒会員
- (3) 査察委員

3 前項各号以外の役職者は、新組発足と同時に、その地位は失効する。

4 前3項に定めるほか、組改編に必要な事項は、別に定める。

## 第7章 補則

(特別措置)

**第49条** この条例に定めるほか、教区及び組の改編に伴う特別措置を講じる必要があるときは、条例によりこれを定める。

(事務)

**第50条** 教区及び組の改編に関する事務は、組織部が行う。

## 附 則

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に設置されている中央改編委員会、教区改編委員会及び地方協議会は、この条例に定める中央改編委員会、教区改編委員会及び地方協議会とそれぞれみなす。
- 3 この条例施行の際、従前の規定による各機関の業務は、この条例による各機関がそれぞれ承継するものとする。
- 4 この条例施行の際、現に在職する中央改編委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による中央改編委員会の委員長、副委員長及び委員と、現に在職する教区改編委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による教区改編

委員会の委員長、副委員長及び委員と、現に在職する地方協議会の会長、副会長及び委員は、この条例による地方協議会の会長、副会長及び委員とそれぞれみなす。

- 5 前項による役職者の任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。
- 6 この条例施行の際、従前の規定により地方協議会の事務の掌理を命じられた教務所長は、この条例による掌理教務所長とみなす。
- 7 教区改編に伴う組の名称変更を除くほか、新教区における組に関する事項は、旧教区における組を承継する。ただし、第47条第2項による教区改編を実施する場合を除く。

附 則（2017年6月28日条例公示第8号）  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第4号）  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日条例公示第3号）  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2020年6月25日条例公示第1号）抄  
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第4号）  
この条例は、公示の日から施行する。

## 御依頼割当基準策定に関する条例

〈2010年6月29日条例公示第9号〉

改正 2016年6月24日条例公示6

(目的)

**第1条** この条例は、内局が本派の財源を教区に御依頼する際の割当基準（以下「御依頼割当基準」という。）の策定に必要な事項について定め、もって適正かつ円滑な浄財の募集に資することを目的とする。

(御依頼割当基準策定の原則)

**第2条** 内局は、この条例に基づき御依頼割当基準を定めなければならない。

2 御依頼割当基準は、公平性、公正性及び透明性が確保されるよう策定されなければならない。

3 御依頼割当基準は、門徒戸数調査によって得られた教区毎の門徒の合計指数及びその他必要な要素により構成する。

(内局の諮問)

**第3条** 内局は、御依頼割当基準の適正を保持するため必要と認めるときは、御依頼割当基準策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、必要な事項について諮問するものとする。

(策定委員会)

**第4条** 策定委員会は、次の各号に掲げる者の中から宗務総長が委嘱した委員12人以内で組織する。

(1) 宗議会議員 若干人

(2) 参議会議員 若干人

(3) 学識経験者 若干人

2 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員会は、必要に応じて参考人に出席を求め又は必要な調査を行うことができる。

(招集)

**第5条** 策定委員会は、宗務総長が招集する。

(議事及び議決)

**第6条** 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(答申及び中間報告)

**第7条** 策定委員会は、審議の結果を宗務総長に文書をもって答申しなければならない。

2 策定委員会が宗務総長に答申書を提出したときをもって、その委員の任期は終了するものとする。

3 宗務総長は、何時でも中間報告を求めることができる。

(内局員等の会議への出席)

**第8条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(御依頼割当基準の公開)

**第9条** 宗務総長は、新たに御依頼割当基準を定めたときは、機関誌「真宗」に掲載し、これを公開するものとする。

(事務)

**第10条** 御依頼割当基準の策定に関する事務は、組織部が行う。

附 則

1 この条例は、2010年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に定められている御依頼割当基準は、この条例による御依頼割当基準とみなす。

附 則 (2016年6月24日条例公示第6号)

この条例は、2016年7月1日から施行する。

# 門徒戸数調査に関する条例

〈2004年6月28日条例公示第8号〉

- 改正 ①2010年6月29日条例公示10  
 ②2013年6月28日条例公示5  
 ③2021年6月30日条例公示5  
 ④2023年6月30日条例公示3

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、統計調査基本条例（2010年条例公示第8号）第4条第2号の規定に基づき、門徒戸数調査（以下「調査」という。）に関する必要な事項を定める。

(調査の目的)

**第2条** 調査は、別院及び普通寺院・教会に所属し、又は関係する門徒戸数を社会状況の変化に応じて宗門が的確に把握するとともに、御依頼割当基準策定に関する条例（2010年条例公示第9号）第2条第3項による教区毎の門徒の合計指数及びその他必要な数値を得るためにこれを実施し、もって宗門の財政基盤の確保並びに効果的な教化施策の展開を可能ならしめ、同朋会運動の推進に資することを目的とする。

(責務)

**第3条** すべて宗門に属する者は、前条の目的達成のため、調査が円滑に行われるよう努めなければならない。

(機関の設置)

**第4条** 第2条の目的を達成するため、宗務所に中央門徒戸数調査委員会（以下「中央調査委員会」という。）を、教区に教区門徒戸数調査委員会（以下「教区調査委員会」という。）を、組に組門徒戸数調査委員会（以下「組調査委員会」という。）を、それぞれ置く。

(調査期日)

**第5条** 調査期日は、調査の都度、宗務総長がこれを定める。

(調査対象)

**第6条** 調査は、前条に定める調査期日現在の別院及び普通寺院・教会を対象とする。

(調査の手順)

**第7条** 調査は、中央調査委員会が作成する調査票を用い、その調査票により申告された数値を集計する方法により行う。

- 2 調査票は、中央調査委員会が前条に定める調査対象に送付する。
- 3 調査票の記入は、別院については輪番が、普通寺院・教会については住職・教会主管者又はその代務者が、それぞれこれを行い、調査票の各項

目に該当する数値を記入するものとする。

- 4 記入後の調査票は、組調査委員会が回収し、教区調査委員会に提出する。
- 5 教区調査委員会は、前項の調査票の記載内容を確認したうえで、中央調査委員会に提出する。
- 6 中央調査委員会は、調査票の記載内容を集計し、教区調査委員会に提示するとともに集計結果の精査を求める。
- 7 教区調査委員会は、組調査委員会と連携し、集計結果の点検精査を行い、その結果を中央調査委員会に報告する。
- 8 中央調査委員会は、前項の報告を確認し、その結果を宗務総長に文書をもって報告する。  
(調査票未提出寺院への対応)

**第8条** 調査票未提出の普通寺院・教会については、教区調査委員会が組調査委員会と十分な連携のもと必要な調査を行い、当該普通寺院・教会の数値を決定するものとする。

- 2 教区調査委員会は、前項の決定をしたときは、その数値を当該普通寺院・教会に通知しなければならない。
- 3 第1項の教区調査委員会の決定には、何人も異議を申し立てることができない。

(修正の届出)

**第9条** 調査票の記載に錯誤があったと認めたときは、別院は教区調査委員会に、普通寺院・教会は組調査委員会に、ただちに修正を届け出なければならない。

- 2 前項の届出があったときは、教区調査委員会は必要な調査を行い、当該届出の受理について決定するものとする。

(調査状況の照会・聴取及び再点検)

**第10条** 中央調査委員会は、教区の調査の状況について、当該教区調査委員会に照会し又は聴取することができる。

- 2 中央調査委員会は、前項による聴取の結果、特に必要と認めたときは、当該教区調査委員会に再点検を請求することができる。
- 3 中央調査委員会は、第1項の当該教区調査委員会への照会又は聴取及び前項の再点検について、第7条第8項に定める報告の後であっても請求することができる。

(再調査)

**第11条** 中央調査委員会は、教区調査委員会への聴取及び再点検の結果、著しく調査の適正を欠くと認めたときは、当該教区の再調査をすることができる。

- 2 再調査は、第5条から第7条までの規定を適用する。

(継続点検及び追加報告)

**第12条** 中央調査委員会は、第7条第8項に定める報告後においても、教区調査委員会及び組調査委員会をして、毎年継続して調査結果の点検を行うものとし、その結果及び調査に関して必要な事項を宗務総長に報告しなければならない。

(結果の公開)

**第13条** 中央調査委員会は、教区毎の調査の結果を機関誌「真宗」に掲載し、これを公開するものとする。

2 中央調査委員会は、教区調査委員会をして別院及び組毎の調査の結果を、教区の機関紙への掲載等適切な方法をもって、公開させなければならない。

3 教区において調査対象の別院及び普通寺院・教会毎の数値を公開する必要があるときは、教務所長は、調査期日までに教区会及び教区門徒会の議決を得て、教区の機関紙への掲載等適切な方法をもって、周知しなければならない。

(結果の使用)

**第14条** 教区において調査対象の別院及び普通寺院・教会毎の数値を懇志金等の勧募又は教化施策展開のために使用する必要があるときは、教務所長は、調査期日までに教区会及び教区門徒会の議決を得て、教区の機関紙への掲載等適切な方法をもって、周知しなければならない。

2 前項による議決を得ようとするときは、前条第3項による数値の公開についても議決を得なければならない。

## 第2章 調査の機関

(中央調査委員会の業務)

**第15条** 中央調査委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査票の作成に関する事項
- (2) 予備調査に関する事項
- (3) 教区調査委員会への説明会の実施に関する事項
- (4) 調査票の配付及び回収に関する事項
- (5) 教区調査委員会への助言及び指導に関する事項
- (6) 教区調査委員会報告の点検及び集計に関する事項
- (7) 調査結果報告後の継続点検及び追加報告に関する事項
- (8) その他必要な事項

(組織)

**第16条** 中央調査委員会は、委員10人以内で組織する。

2 中央調査委員会の委員は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第17条** 中央調査委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第18条** 中央調査委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

**第19条** 中央調査委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の報告)

**第20条** 中央調査委員会は、必要に応じて、議事の経過及び結果を宗務総長に報告することができる。

2 宗務総長は、何時でも中央調査委員会に対して、議事の経過及び結果について報告を求めることができる。

(内局員等の会議への出席)

**第21条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第22条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(集計業務の委託)

**第23条** 中央調査委員会は、調査票記載内容の集計業務を信用ある外部機関に委託することができる。

(教区調査委員会の業務)

**第24条** 教区調査委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査に関する説明会の実施に関する事項
- (2) 組調査委員会への助言及び指導に関する事項
- (3) 別院及び普通寺院・教会の調査票の点検及び集計に関する事項
- (4) 中央調査委員会への調査票の提出及び調査結果の報告に関する事項



(5) 中央調査委員会報告後の継続点検に関する事項

(6) その他必要な事項

(組織)

**第25条** 教区調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 組長
- (4) 学識経験のある者の中から、教務所長が委嘱した委員 若干人

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第4号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第26条** 教区調査委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第27条** 教区調査委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

(小委員会)

**第28条** 教区調査委員会に、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、教区調査委員会から付託された事項を審議する。
- 3 小委員会に属すべき委員は、教区調査委員会の委員の中から、委員長が指名する。
- 4 小委員会に、互選により主査1人を置き、主査は、小委員会の議事を整理する。
- 5 小委員会は、教務所長の同意を得て、主査が招集する。
- 6 小委員会の審議結果は、文書をもって教区調査委員会に報告しなければならない。

(議事及び議決)

**第29条** 教区調査委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(宗務役員の会議への出席)

**第30条** 教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第31条** 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第32条** 教区調査委員会の事務は、教務所が行う。(組調査委員会の業務)

**第33条** 組調査委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通寺院及び教会への説明に関する事項
- (2) 調査票の回収に関する事項
- (3) 教区調査委員会への調査票の提出及び報告に関する事項
- (4) 当該組の普通寺院及び教会の調査票の点検に関する事項
- (5) 調査結果報告後の継続点検に関する事項
- (6) その他必要な事項

(組織)

**第34条** 組調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 組長及び副組長
- (2) 組門徒会長及び組門徒会副会長
- (3) 組会において互選した委員 若干人
- (4) 組門徒会において互選した委員 若干人

2 前項第1号、第2号及び第4号による委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第3号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第35条** 組調査委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長は組長を、副委員長は組門徒会長を、それぞれこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第36条** 組調査委員会は、委員長が招集する。(守秘義務)

**第37条** 中央調査委員会、教区調査委員会及び組調査委員会の委員は、業務上知り得た情報について守秘義務を有する。

### 第3章 補則

(事務)

**第38条** 門徒戸数調査に関する事務は、組織部が行う。

(達令への委任)

**第39条** 門徒戸数調査を実施するために必要な事項は、達令でこれを定める。

**附 則**

この条例は、2004年7月1日から施行する。

**附 則** (2010年6月29日条例公示第10号)

- 1 この条例は、2010年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に実施した門徒戸数調査については、第8条、第9条は適用しない。

**附 則** (2013年6月28日条例公示第5号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 第33条、第34条、第35条及び第36条の規定は、2012年10月1日実施の門徒戸数調査から、これを適用する。

**附 則** (2021年6月30日条例公示第5号)

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日条例公示第5号)

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第3号) 抄

この達令は、公示の日から施行する。

# 門徒戸数調査実施規程

（2007年5月28日達令公示第3号）

改正 ①2010年6月29日達令公示4

②2016年6月24日達令公示5

③2021年6月30日達令公示8

（趣旨）

**第1条** この達令は、門徒戸数調査に関する条例（2004年条例公示第8号。以下「条例」という。）第39条に規定する門徒戸数調査の実施に必要な事項について定める。

（調査実施の分担）

**第2条** 中央門徒戸数調査委員会（以下「中央調査委員会」という。）は、調査実施要項を作成し、これをもって教区門徒戸数調査委員会（以下「教区調査委員会」という。）に対し、調査の適正を図るための必要な説明を行うとともに、調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 教区調査委員会は、前項の調査実施要項をもって、別院及び普通寺院・教会に対し、調査実施の説明を行うとともに、全ての別院及び普通寺院・教会から調査結果が報告されるよう必要な助言及び指導をしなければならない。

3 組門徒戸数調査委員会（以下「組調査委員会」という。）は、当該組に属する普通寺院・教会に対し、調査の趣旨及び調査票の記入方法について説明し、調査の適正を図るとともに、全ての普通寺院・教会から調査票が提出されるよう努めなければならない。

（調査実施の告示）

**第3条** この調査を実施するときは、条例第5条に定める調査期日及びこの達令に定める各提出期限日の他、調査実施に必要な事項を宗務総長が告示する。

（教区会・教区門徒会への付議）

**第4条** 教務所長は、条例第14条第1項により教区会及び教区門徒会の議決を得ようとするときは、使用目的を明らかにして教区会及び教区門徒会に付議しなければならない。

2 教務所長は、条例第13条第3項及び条例第14条第1項による議決結果を宗務総長に報告しなければならない。

（調査票等の送付）

**第5条** 中央調査委員会は、調査票を定められた期日までに全ての別院及び普通寺院・教会に直接送付する。

2 調査の結果について、条例第13条第3項により公開し又は条例第14条第1項により使用

するときは、教務所長は、公開又は使用する旨を告知する文書を調査実施以前に別院及び普通寺院・教会に通知しなければならない。

（調査票への記入）

**第6条** 調査票の送付を受けた別院の輪番及び普通寺院・教会の住職・教会主管者又はその代務者は、調査実施の日現在における事実を調査票に記入しなければならない。

2 普通寺院・教会の坊守又は寺院教会条例（1991年条例公示第14号）第25条に定める寺族の代表者（以下「寺族代表者」という。）並びに別院及び普通寺院・教会の門徒代表者は、調査票の記載内容を確認し、連署するものとする。

3 特別の事情により、住職・教会主管者又はその代務者を欠く普通寺院・教会がある場合は、教区調査委員会は、当該組調査委員長及び寺族代表者と協議確認し、寺族代表者に調査票を記入させるものとする。

（門徒代表者）

**第7条** 前条第2項の門徒代表者は、責任役員及び総代とする。ただし、責任役員及び総代が共に事故あるときは、別院の輪番又は住職・教会主管者若しくはその代務者が認めた門徒をもってこれに代えることができる。

2 門徒代表者の連署人数は、2人以上とする。

（調査票の提出）

**第8条** 第6条により記入した調査票は、別院は教区調査委員会に、普通寺院・教会は組調査委員会に、それぞれ定められた期日までに提出しなければならない。

2 組調査委員会は、回収した調査票を取りまとめ、定められた期日までに教区調査委員会に提出しなければならない。ただし、組調査委員会では教区調査委員会に提出する前の調査票を開封することができない。

3 組調査委員会は、調査票を提出しない普通寺院・教会に対して、提出を求めなければならない。

4 前項の請求に応じない普通寺院・教会については、その理由書の提出を求め又はその理由を聴取しなければならない。この場合、組調査委員会は、その結果を教区調査委員会に報告しなければならない。

（教区調査委員会での調査票の確認及び中央調査委員会への提出）

**第9条** 教区調査委員会は、前条により提出された調査票を確認し、記入漏れ及び記入内容の不備がある調査票については、修正を求めなけれ

ばならない。

- 2 教区調査委員会は、前項による調査票の修正を経て、すべての調査票を取りまとめ、中央調査委員会に提出しなければならない。

(教区調査委員会での点検精査)

**第10条** 条例第7条第7項に定める点検精査は、教区調査委員会において、調査票の数値について確認するものとする。この場合、教区調査委員会は、必要により組調査委員会に点検精査の業務を委任することができる。

- 2 点検精査の結果、調査票の記載数値に錯誤の可能性があると認められる場合は、組調査委員会をして当該普通寺院・教会に修正の届出を求めるものとする。ただし、別院については、教区調査委員会がこれを行う。

- 3 組調査委員会は、前項の請求に応じない普通寺院・教会については、理由書の提出を求め又はその理由を聴取し、教区調査委員会に文書で報告しなければならない。

(再点検)

**第11条** 教区調査委員会は、条例第10条の規定により中央調査委員会から再点検を請求されたときは、前条に準じて再点検を行い、その結果を中央調査委員会に報告しなければならない。

- 2 再点検において、前条第3項に定める理由書の提出に応じない普通寺院・教会については、条例第8条に定める調査票未提出の普通寺院・教会とみなし、条例第8条に準じて当該普通寺院・教会の数値を決定するものとする。

(修正の届出)

**第12条** 条例第9条に定める修正の届出があったときは、組調査委員会は教区調査委員会に、教区調査委員会は中央調査委員会に、それぞれ報告しなければならない。

- 2 条例第7条第7項による点検精査及び条例第10条第2項による再点検において、教区調査委員会が修正の届出を求めるときは、あらかじめ届出の期限を指定しなければならない。

- 3 条例第7条第8項に定める報告後に修正の届出があったときは、中央調査委員会は、条例第12条に定める継続点検の結果とあわせて宗務総長に報告しなければならない。

(代表者不在寺院等への対応)

**第13条** 住職・教会主管者又はその代務者が不在であって、寺族代表者が選定し難い普通寺院・教会若しくは調査票が配付できない普通寺院・教会については、条例第8条の規定に準じ、教区調査委員会が組調査委員会と十分な連携のもと必要な調査を行い、当該普通寺院・教会の

数値を決定するものとする。

- 2 教区調査委員会は、前項の決定をしたときは、その数値を当該普通寺院・教会に通知しなければならない。

(調査結果の通知)

**第14条** 宗務総長は、当該教区の調査結果を教務所長に通知するものとする。

(調査結果報告後の継続点検について)

**第15条** 中央調査委員会は、条例第12条に定める継続点検の実施について、次回調査までの間、継続して実施するよう教区調査委員会へ指導するものとする。

- 2 教区調査委員会は組調査委員会との十分な連携のもと、第10条の規定に準じて点検精査を行うものとする。この場合、届出数値に錯誤があった場合は、第12条に準じて修正の届出をするものとする。

(調査票の保管)

**第16条** 中央調査委員会が回収した調査票は、次の門徒戸数調査が実施されるまでの間、組織部が保管する。

(任期満了時の引継)

**第17条** 中央調査委員会並びに教区調査委員会及び組調査委員会は、調査の継続性を確保するため、委員の任期満了時には引継事項を作成し、次期委員に引き継がなければならない。

**附 則**

この達令は、2007年7月1日から施行する。

**附 則** (2010年6月29日達令公示第4号)

この達令は、2010年7月1日から施行する。

**附 則** (2016年6月24日達令公示第5号)

この達令は、2016年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日達令公示第8号)

この達令は、公示の日から施行する。

# 宗議会等の選挙制度に関する検討委員会条例

(2000年6月27日条例公示第3号)

(設置及び目的)

**第1条** この条例は、あるべき宗門運営の将来展望を確立し、同朋の公議公論の精神に基づく本派の選挙制度等のあり方について必要な調査及び審議を行うため、宗議会等の選挙制度に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 宗門運営組織のあり方について
  - (2) 同朋の公議公論の確立について
  - (3) 宗議会、教区会及び組会等の選挙制度について
  - (4) その他必要な事項
- (委員会)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員20人以内で組織する。

- (1) 宗議会議員の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員7人以内
- (2) 教区会議長の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員5人以内
- (3) 学識経験のある者又は宗務に経験のある者の中から、宗務総長が委嘱又は命じた委員8人以内

(委員長・副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第5条** 委員会は、宗務総長が招集する。

(小委員会)

**第6条** 委員会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会から付託された事項を審議する。
- 3 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 小委員会に、互選により主査1人を置き、主査は、小委員会の議事を整理する。

(議事及び議決)

**第7条** 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の過半数で決する。

この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

**第8条** 委員会の議決は、委員長から宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

- 2 委員会は、議決事項以外の事項について、必要により宗務総長に文書をもって報告することができる。

(内局員等の会議への出席)

**第9条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

- 2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人)

**第10条** 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第11条** 委員会の事務は、総務部が行う。

## 附 則

この条例は、2000年7月1日から施行する。

## 法規調査委員会規程

〈1991年6月29日達令公示第14号〉

改正 2021年6月30日達令公示9

(設置)

**第1条** 法規の制定及び改廃等について調査審議するため、宗務所に法規調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 委員会は、会長及び委員でこれを組織する。

2 会長は、総務部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。

3 委員は、宗務職制（1991年条例公示第5号）第9条及び第10条に定める部門並びに教学研究所の事務を掌理する長をもってこれに充てる。

(常任委員会)

**第3条** 緊急を要する事項及び委員会から委任された事項を調査審議するため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、会長及び会長が委員の中から指名する常任委員10人以内をもって組織する。

3 常任委員会における調査審議の結果は、委員会の議に付さなければならない。

(内局員及び宗務役員の会議への出席)

**第4条** 宗務総長及び参務は、いつでも会議に出席して発言することができる。

2 会長は、いつでも会議に宗務役員の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第5条** 委員会の事務は、総務部が行う。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、委員会の副会長及び委員並びに常任委員会の常任委員であった者は、この達令による委員会の副会長及び委員並びに常任委員会の常任委員とみなす。

附 則（2021年6月30日達令公示第9号）

1 この達令は、2021年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により設置された委員会による審査の結果は、この達令による委員会が審査したものとみなす。

## 地下鉄対策委員会規程

〈1991年6月29日達令公示第15号〉

(設置)

**第1条** 京都市の地下鉄工事に關して、宗務総長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議及びその交渉にあたるため、地下鉄対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

**第2条** 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、宗議會議員、參議會議員及び学識経験ある者の中から宗務総長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

**第3条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(常任委員会)

**第4条** 緊急を要する事項及び委員会から委任された事項を処理するため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、委員長、副委員長及び委員の中から互選された者15人以内で組織する。

3 常任委員会で処理した事項は、次の委員会に報告しなければならない。

(招集)

**第5条** 委員会及び常任委員会は、宗務総長が招集する。

(議事及び議決)

**第6条** 委員会の議事は、半数以上の委員の出席によって開き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員は、議事について他の委員に委任して出席に代えることができる。

3 委員会の議決は、委員長から宗務総長に文書をもって答申しなければならない。

(内局員の会議への出席)

**第7条** 宗務総長及び参務は、いつでも会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第8条** 委員会及び常任委員会が必要と認めるときは、参考人の出席を求めて意見及び説明を聞くことができる。

(幹事)

**第9条** 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

3 幹事は、委員会の会務を補佐する。

(事務)

**第10条** 委員会の事務は、総務部が行う。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、幹事であった者は、この達令による幹事とみなす。

# 教師養成のための教科書 編纂委員会規程

(1982年10月1日達令公示第24号)  
改正 1994年1月12日達令公示1

(設置及び目的)

**第1条** 教師養成に資する教科書を編纂し、及びこれを改訂するため、教師養成のための教科書編纂委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、編纂に必要な企画及び文献資料の調査、整備並びに編集の業務を行う。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員20人以内で組織する。

(委員長)

**第4条** 委員長は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員)

**第5条** 委員は、学識経験のある者及び宗務役員の中から宗務総長が委嘱し又は命ずる。

2 委員の任期は、次条の規定による指名を受けた部会の業務の終了をもって満了する。

(部会)

**第6条** 教科書の編纂又は改訂を行うときは、その業務内容ごとに、その都度部会を設けるものとする。

2 部会は、委員の中から委員長が指名した者をもって組織する。

3 委員は、2以上の部会の指名を受けることがある。

(主査・幹事)

**第7条** 部会の業務を整理、遂行するために、部会ごとに主査1人を置く。

2 主査は、委員の中から、宗務総長の承認を得て、委員長が指名する。

3 主査は、部会の業務をとりまとめ、委員長に報告しなければならない。

4 主査は、必要と認めるときは、当該部会の委員の中から幹事を指名し、部会の業務を整理させることができる。

5 主査は、前項の幹事を指名したときは、これを委員長に報告しなければならない。

(主査会)

**第8条** 委員長は、各部会の業務の調整を図る必要が生じたときは、主査会を開き、各主査の説明及び意見を求め、調整を図るものとする。

(内局員等の会議への出席等)

**第9条** 宗務総長、参務及び教育部長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 委員長は、宗務総長の要請があったときは、業務の推捗状況等について中間報告をしなければならない。

(参考人)

**第10条** 主査会及び部会は、必要と認めるときは、宗務総長の承認を得て会議に参考人の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(所管)

**第11条** 委員会に関する事務は、教育部の所管とする。

**附 則**

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (1994年1月12日達令公示第1号)

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により就任していた委員の任期は、すべて満了したものとみなす。



# 真宗本廟造営物保存管理 専門委員会規程

（1991年6月29日達令公示第18号）

- 改正 ①1997年 6月13日達令公示5  
②2008年 5月14日達令公示1  
③2013年12月26日達令公示16

（設置及び目的）

**第1条** 真宗本廟の両堂及び諸殿並びに飛地境内地たる大谷祖廟及び涉成園の建造物・庭園の保存及び管理に関する重要事項について、基本的かつ総合的展望に立って専門の立場から調査、審議し、宗務総長及び財務長に助言及び提言を行うため、真宗本廟造営物保存管理専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

**第2条** 委員会は、委員15人以内で組織する。  
2 委員は、学識経験のある者の中から、財務部長の上申により、宗務総長が委嘱する。

（委員の任期）

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。  
3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

**第5条** 委員会は、宗務総長が招集する。

（専門部会）

**第6条** 委員会には、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置については、別に定める。

（内局員等の会議への出席）

**第7条** 宗務総長及び参務は、いつでも会議に出席して発言することができる。

2 必要に応じて、部門の長が会議に出席して発言することができる。

（参考人）

**第8条** 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

（報告）

**第9条** 宗務総長及び財務長は、いつでも審議の内容について報告を求めることができる。

（事務）

**第10条** 委員会の事務は、財務部が行う。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（1997年6月13日達令公示第5号）抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則（2008年5月14日達令公示第1号）  
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2013年12月26日達令公示第16号）  
この達令は、公示の日から施行する。

## 法衣制定審査会規程

〈1994年9月16日達令公示第14号〉

改正 ①2004年6月28日達令公示10

②2017年6月28日達令公示4

③2018年6月25日達令公示1

(設置及び目的)

**第1条** 本派の法衣の様式、色、文様及び紋を新たに制定するための手続きを明確にし、かつ現行の法衣及び紋章の依用基準等の適正を保持し、もって本派の儀式の伝統と本来性を確保することに資するため、宗務所に法衣制定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(業務)

**第2条** 審査会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新たに制定しようとする本派の法衣の様式、色、文様及び紋の審査及び監修
- (2) 現行の法衣の依用基準、その他適正を保持するための調査及び審査
- (3) 現行の紋章等の依用基準、その他適正を保持するための調査及び審査
- (4) 儀式における法衣の依用基準及び衣体の服装構成等の研究及び調査
- (5) その他必要な事項

(組織)

**第3条** 審査会は、会長及び委員10人以内で組織する。

- 2 会長は、組織部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。
- 3 会長に事故あるときは、組織部長がその職務を代理する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。
  - (1) 総務部長
  - (2) 本廟部長
  - (3) 組織部長
  - (4) 財務部長
  - (5) 前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者の中から宗務総長が命じた者

(招集)

**第4条** 審査会は、会長が招集する。

(宗務役員の会議への出席)

**第5条** 会長は、いつでも審査会に宗務役員の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(参考人の会議への出席)

**第6条** 会長が必要と認めるときは、審査会に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くこと

ができる。

(幹事)

**第7条** 審査会の事務を整理し、必要な資料を作成するため、審査会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、主事補以上の宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

(事務)

**第8条** 審査会の事務は、組織部が行う。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2004年6月28日達令公示第10号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

附 則 (2017年6月28日達令公示第4号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により設置された審査会による調査及び審査の結果は、この達令による審査会が調査及び審査したものと同みなす。

附 則 (2018年6月25日達令公示第1号) 抄

この達令は、2018年7月1日から施行する。

## 男女共同参画推進会議規程

〈2013年12月26日達令公示第17号〉

改正 2018年6月25日達令公示1

(設置及び目的)

**第1条** 男女共同参画に関する内局の宗務執行方針に基づき、男女共同参画による宗門運営を計画的かつ円滑に推進するため、宗務所に男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(業務)

**第2条** 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画による宗門運営を推進するための実施計画の立案に関する事項
- (2) 前号に規定する計画の実施に関する事項
- (3) その他必要な事項

(宗務機関との連携)

**第3条** 第1条の目的を達成するため、推進会議はその他の宗務機関と相互に緊密な連携を保持し、その機能を発揮できるよう運営されなければならない。

(組織)

**第4条** 推進会議は、委員長及び委員若干人でこれを組織する。

- 2 委員長は、総務部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。
- 3 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。
  - (1) 総務部長
  - (2) 組織部長
  - (3) 解放運動推進本部事務部長
  - (4) 前各号に掲げる者のほか条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者の中から宗務総長が命じた者
  - (5) 学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱した者
- 5 前項第5号の委員の任期は、1年とする。

(招集)

**第5条** 推進会議は、委員長が招集する。

(推進部会)

**第6条** 委員長は、第2条に定める実施計画を遂行するため、実施計画の分野ごとに推進部会を置くことができる。

- 2 推進部会は、推進スタッフ若干人で組織する。
- 3 推進部会ごとに、主任1人を置き、宗務総長が命じた推進スタッフがこれに当たる。

4 推進部会は、委員長が招集する。

(推進スタッフ)

**第7条** 推進スタッフは、次の各号に掲げる者の中から、総務部長の上申により、宗務総長が委嘱し又は命ずる。

- (1) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
- (2) 学識経験のある者

2 前項第2号のスタッフの任期は、1年とする。

3 推進スタッフは、実施計画を実動させるために必要な業務を行うものとする。

(内局員等の会議への出席)

**第8条** 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 委員長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

**第9条** 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(報告)

**第10条** 委員長は、業務の進捗状況及び審議の内容について、宗務総長及び解放運動推進本部長に随時報告するものとする。

(事務)

**第11条** 推進会議の事務は、総務部が行う。

附 則

この達令は、2014年1月6日から施行する。

附 則 (2018年6月25日達令公示第1) 抄

この達令は、2018年7月1日から施行する。



## ～第5編の2

### 董理院・会計監査院～

#### 董理院条例

〈1981年6月11日条例公示第4号〉

(目的)

**第1条** この条例は、真宗大谷派宗憲第6章第2節に定める董理院に関する事項を定めることを目的とする。

(職務権限)

**第2条** 董理院は、次に掲げる事項を司る。  
(1) 宗義及び聖教に関する重要事項の審議  
(2) 宗務総長の申報による宗義に関する言説の正否の判定

(院長)

**第3条** 董理院に院長を置き、董理の互選によって定める。

- 2 院長は、宗務総長が任命する。
- 3 院長は、董理院を代表し、院務を掌理する。
- 4 院長に事故あるときは、院長が予め指定した董理が臨時にその職務を代理する。

(招集)

**第4条** 董理院の会議（以下「会議」という。）は、院長が宗務総長の同意を得、議題を示して招集する。

- 2 院長は、宗務総長の要求があるときは、会議を招集しなければならない。

(議長)

**第5条** 院長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(議事及び議決)

**第6条** 会議は、董理の半数以上の出席によってこれを開き、その議決は、第2条第1号の議事については出席者の3分の2以上の多数でこれを決し、同条第2号の議事については、出席者の全員でこれを決する。

(意見書の提出)

**第7条** 董理は、会議に出席できないときは、議題に関して意見書を提出することができる。ただし、意見書の提出をもって、会議の出席に替えることができない。

(参考人の出席)

**第8条** 議長は、必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて説明及び意見を聞くことが

できる。

(内局員の出席及び発言)

**第9条** 宗務総長及び参務は、会議に出席して発言することができる。

(議決事項の報告)

**第10条** 院長は、会議の結果を文書をもって宗務総長に報告しなければならない。

(幹事)

**第11条** 董理院に幹事1人を置き、宗務役員の中から宗務総長が任命する。

- 2 幹事は、院長の指揮を受けて董理院の事務を整理する。

#### 附 則

この条例は、真宗大谷派宗憲施行の日（1981年6月11日）から、これを施行する。

# 会計監査院条例

（1991年6月29日条例公示第7号）

改正 2008年6月27日条例公示3

（構成）

**第1条** 会計監査院に、会計監査院長（以下「院長」という。）及び5人以内の検査員を置く。

（院長）

**第2条** 院長は、参与会及び常務会の同意を得て、宗務総長がこれを任命する。

2 院長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による院長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 院長は、会計監査院を統轄し、これを代表する。

5 院長は、当然検査員とする。ただし、院長を退任したときは、検査員も辞したもとする。

（検査員）

**第3条** 検査員は、宗務総長が、院長の同意を得た者について、これを任命する。

2 検査員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

（院長及び検査員の身分）

**第4条** 院長及び検査員は、宗務役員とする。

（権限の独立性）

**第5条** 会計監査院及び検査員は、その権限に属する事務を行うについて、宗務役員その他の宗務機関から制約をうけることがない。

（事務職員）

**第6条** 会計監査院に属する事務を行うため、次に掲げる宗務役員を置くことができる。

（1）主事又は主事補 若干人

（2）書記又は書記補 若干人

2 前項の宗務役員は、院長の上申によって宗務総長が任命する。

3 主事及び主事補は、上司の命を受けて事務を処理する。

4 書記及び書記補は、上司の命を受けて事務に従事する。

5 第1項の宗務役員の任用は、宗務職制の定に準ずる。

6 必要により、会計監査院に囑託を置き、院長の上申によって宗務総長がこれを任命する。

7 前項の囑託は、常勤に限り宗務役員とする。

（院長の代理）

**第7条** 院長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ院長の指定した検査員が臨時にその職務を代理する。

（兼務の禁止）

**第8条** 会計監査院の宗務役員は、他の役職を兼ねることができない。

（所掌事項）

**第9条** 会計監査院は、毎会計年度当初に監査計画を作成し、次に掲げる事項について監査する。

（1）歳入及び歳出の決算

（2）金品の出納

（3）財産管理の状況

（4）その他財務運営の状況

2 監査計画の作成に関する事項は、別に定める。

**第10条** 会計監査院は、必要があると認めるとき又は内局その他の機関の請求があったときは、別院、直属教会及び教区の財産の管理及び財務の運営について報告を求め、若しくは現状について監査することができる。

**第11条** 会計監査院は、本派から直接又は間接に補助金その他の援助を受けているものの会計について、決算の報告を求め又は調査を行うことができる。

（監査の種類）

**第12条** 会計監査は、決算監査及び現況監査の2つとする。

（決算監査）

**第13条** 決算監査は、予算執行の状況及び財産管理が宗門法規に従って適正になされたかどうかを検証し、かつ、その経理の運営及び財産の管理の適否を検討し、決算確認の可否及び所管職員の会計の責任解除の可否を決定する。

2 決算監査の結果、決算が確認できなかった会計に対しては、更に監査を行う。

（現況監査）

**第14条** 現況監査は、財産の管理及び経理の運営に関し、会計事務の処理、帳簿の整理及び予算執行の状況並びに収支の現況を監査する。

2 現況監査は、監査計画によるものの他、次に掲げる場合に行う。

（1）内局その他の機関から監査を請求したとき

（2）院長が必要と認めるとき

（監査の方法）

**第15条** 監査は、会計監査院が作成した監査計画に基づき、監査を受けるものから監査に必要な財務簿表を提出させて、これを行う。

2 院長は、必要と認めるときは、監査を受けるものから会計事務の処理に関する調書を提出させることができる。

3 院長は、必要と認めるときは、検査員をして実地について監査又は調査を行わせることができる。

4 院長は、必要と認めるときは、監査を受ける機関の長又は出納に従事する者若しくは管理する者その他の出頭を求め、説明を聞くことができる。

(監査結果の通知)

**第16条** 監査の結果は、次に掲げる事項を記載して、これを監査を受けた機関の長及び宗務総長に通知しなければならない。

- (1) 監査の対象
  - (2) 監査の期日、場所、担当検査員の氏名及び監査の方法
  - (3) 決算の確認、不確認
  - (4) 不正又は不当若しくは不整事項の有無及び内容
  - (5) 改善を要すると認める事項その他勧告事項
  - (6) その他監査に関する意見
- (被監査機関の資料の提出義務)

**第17条** 会計監査院の監査を受けるものは、会計監査院の定める規程により、計算書及び証拠書類を会計監査院に提出しなければならない。

(被監査機関の報告義務)

**第18条** 会計監査院の監査を受ける会計経理に関し、次に掲げる事実があるときは、所属の長は、直ちにその旨を会計監査院に報告しなければならない。

- (1) 会計に関係のある非違を発見したとき
  - (2) 現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したとき
- (決算監査の説明)

**第19条** 院長は、決算監査に関し、宗議会又は参議会の要求があったとき又は必要と認めるときは、検査員を出席させ又は文書でこれを説明することができる。

(非違の通告)

**第20条** 院長は、会計事務を処理する者に職務上の非違があると認めるとき及び監査の際、故意又は重大な過失により損害を与えたと認めるときは、遅滞なく宗務総長に通告し、併せてこれを審問院監察室に通報しなければならない。

2 前項の規定は、会計事務を処理する者が、計算書及び証拠書類の提出を怠る場合又は第15条の規定による要求に応じない場合について、これを準用する。

(弁償責任の検定)

**第21条** 会計監査院は、出納に従事する者又は管理する者が金品を亡失又はき損したときは、検査員の合議により、当然しなければならない注意を怠ったために損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

2 会計監査院が弁償の責任があると検定したときは、その者は弁償しなければならない。

3 会計監査院は、弁償の責任がないと検定した場合においても、5年以内にその不当を発見したときは、再検定することができる。

(異議の申立)

**第22条** 会計監査院の検定に異議のある者は、検定の日から20日以内に審問院審問室に異議の申立をすることができる。

(意見の表示)

**第23条** 院長は、監査の進行に伴い、会計経理に関し、宗門法規に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちにその上司又は関係者に対し、当該経理について意見を表示し又は適宜の処置を要請することができる。

**第24条** 院長は、監査の結果、財務に関する宗門法規及び制度に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、文書をもって、宗務総長に意見を表示することができる。

**第25条** 院長は、財務に関する宗門法規を制定し又は改廃するときは、あらかじめ通知を受け、これに対し意見を表示することができる。

2 院長は、会計事務を処理する者が、その職務の執行に関し疑義のある事項につき、院長の意見を求めたときは、これに対し意見を表示しなければならない。

(施行規則の制定)

**第26条** この条例を施行するために必要な規則は、会計監査院が院達をもって、これを定める。

**附 則**

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、会計監査院の院長及び検査員であった者は、この条例による会計監査院の院長及び検査員とみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。
- 3 1991年6月30日現在、会計監査院の宗務役員であった者は、この条例による会計監査院の宗務役員とみなす。

**附 則** (2008年6月27日条例公示第3号)

- 1 この条例は、2008年7月1日から施行する。
- 2 2008年6月30日現在、会計監査院の書記であった者は、この条例による会計監査院の書記とみなす。

# 会計監査院条例施行規則

〈2008年7月1日院達第1号〉

(趣旨)

**第1条** この院達は、会計監査院条例（1991年条例公示第7号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(監査計画)

**第2条** 条例第9条第2項に定める監査計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点項目
- (3) 監査の実施期間
- (4) 対象となる被監査機関
- (5) 監査の方法
- (6) その他必要な事項

(現況監査の実施通知)

**第3条** 会計監査院長（以下「院長」という。）は、監査計画に基づき現況監査を実施するときは、あらかじめ当該被監査機関の長に対して、必要な事項を通知するものとする。

(現況監査の方法)

**第4条** 現況監査の方法は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被監査機関の長からの概況聴取
- (2) 被監査機関に属する宗務役員からの聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 現地の調査
- (6) 監査の講評

**附 則**

この院達は、2008年7月1日から施行する。



## ～第6編 宗務役員～

### 宗務役員の任用等に関する規程

〈2018年6月25日達令公示第9号〉

- 改正 ①2019年6月27日達令公示1  
 ②2020年6月25日達令公示6  
 ③2021年6月30日達令公示5  
 ④2023年6月30日達令公示11  
 ⑤2023年6月30日達令公示12

#### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この達令は、宗務職制(1991年条例公示第5号。以下同じ。)第20条第4項の規定により、宗務役員の任用及び資格その他必要な事項を定める。

(適用の範囲)

**第2条** この達令は、条例で宗務役員と定められた者(以下「宗務役員」という。)について適用する。

(遵守義務)

**第3条** 宗務役員は、この達令を遵守し、職務上の指示命令に従い、その職務を履行しなければならない。

(職種)

**第4条** 宗務役員の職種は、特別職、管理職、一般職及び専門職とする。

2 特別職は、次の各号のとおりとする。

- (1) 宗務総長、参務及び財務長
- (2) 解放運動推進本部本部長
- (3) 青少幼年センター長
- (4) 宗務改革推進本部長
- (5) 会計監査院長
- (6) 審問院長
- (7) 親鸞仏教センター所長
- (8) 大谷専修学院長
- (9) 教学研究所長
- (10) 首都圏教化推進本部長

3 管理職は、次の各号のとおりとする。

- (1) 宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長及び同次長
- (2) 東京宗務出張所長及び同次長
- (3) 教務所長及び同次長
- (4) 常勤の出仕
- (5) 宗会事務局長及び同次長
- (6) 解放運動推進本部事務部長

- (7) 青少幼年センター部長
- (8) 宗務改革推進本部事務部長及び同次長
- (9) 親鸞仏教センター事務長
- (10) 大谷専修学院指導主事
- (11) 教学研究所事務長
- (12) 開教監督
- (13) 沖縄開教本部長

4 一般職は、条例で定める主事、主事補、書記、書記補及び主計とする。

5 専門職は次の各号のとおりとする。

- (1) 非常勤の出仕
- (2) 式務員
- (3) 企画調整局参事
- (4) 教育部学校教育幹事
- (5) 教区駐在教導
- (6) 常勤の教化相談員
- (7) 教区青少幼年指導主任
- (8) 研修部補導
- (9) 専門編集員
- (10) 巡監及び用務員
- (11) 常勤の囑託
- (12) 解放運動推進本部本部委員及び同本部要員
- (13) 青少幼年センター主幹並びに常勤の同幹事及び同研究員
- (14) 会計監査院検査員
- (15) 審問院審事及び同監事
- (16) 親鸞仏教センター主任研究員及び同研究員
- (17) 大谷専修学院指導、同指導補、同助手及び同書記
- (18) 教学研究所所員、同研究員及び同助手
- (19) 沖縄準開教区駐在教導及び沖縄開教本部法務員
- (20) 常勤の首都圏教化推進本部本部員、同推進要員及び同法務員

#### 第2章 任用

(任用)

**第5条** 宗務職制第5章に定める宗務役員の任用は、次の各号のとおり行う。

- (1) 部門の長、宗務出張所長及び教務所長 教師の中から任用する。
- (2) 次長 主事又は主計の経歴のある者の中から任用する。
- (3) 主事 宗務役員主事任用試験規程(1983年達令公示第1号。以下同じ。)第9条に定める宗務役員主事任用試験合格者名簿(以下「主事試験合格者名簿」という。)に登録された後、主事補又は主計の経歴が通算2年以上ある者の中から任用する。
- (4) 主事補 主事試験合格者名簿に登録された

(第六編)宗務役員の任用等に関する規程

(第六編)宗務役員の任用等に関する規程

者で、書記の経歴が通算3年以上ある者の中から任用する。

- (5) 書記 書記補の経歴が通算1年以上ある者の中から任用する。ただし、事務の都合により必要と認めるときは、条例で宗務役員と定められた役職にある者の中から任用することができる。
- (6) 書記補 宗務職制第28条に定める試用期間1ヵ月以上1年以内を経た者の中から任用する。
- (7) 主計 主事試験合格者名簿に登録された者の中から任用する。
- (8) 出仕 宗務上の経歴を有し、又は特定の学識若しくは技能を有すると認められた者の中から任用する。
- (9) 式務員 別に定める儀式指導研究所の審査を経た者の中から、本廟部長の上申により任用する。
- (10) 企画調整局参事 宗務上の経歴を有し、又は特定の学識若しくは技能を有すると認められた者の中から、企画調整局長の上申により任用する。ただし、必要により任期を定めることができる。
- (11) 教育部学校教育幹事 宗務上の経歴を有し、又は特定の学識若しくは技能を有すると認められた者の中から、教育部長の上申により、期限を定めて任用する。
- (12) 教区駐在教導 教導規程（1985年達令公示第4号）第4条の規定により任用する。
- (13) 教化相談員 別に定めるところにより、特定の学識又は技能を有すると認められた者の中から、期限を定めて任用する。
- (14) 教区青少幼年指導主任 教区青少幼年教化推進本部規程（1991年達令公示第28号）第6条の規定により任用する。
- (15) 研修部補導 別に定める考査及び補導審査会の審査を経た者の中から、研修部長の上申により、期限を定めて任用する。
- (16) 専門編集員 出版部長の上申により、特定の学識又は技能を有すると認められた者の中から任用する。
- (17) 巡監及び用務員 所管部門の長の上申により任用する。
- (18) 嘱託 別に定めるところにより、特定の学識又は技能を有すると認められた者の中から、期限を定めて任用する。
- 2 前項第2号から第8号まで及び第13号並びに第18号に規定する宗務役員の任用は、総務部

長の上申によりこれを行う。ただし、会計監査院の嘱託は、会計監査院長の上申により任用する。

(巡監長)

**第6条** 巡監を指揮統制するため、宗務職制第35条第1号に定める巡監、又は巡監の職務を行う嘱託の中から、総務部長の上申により、巡監長若干人を命ずる。

(試用期間)

**第7条** 新たに任用した者については、特に例外と認めた場合を除き、宗務職制第28条に準じて、任用の日から1年以内の期間を上限として試用期間を定めることができる。

2 第5条第6号に定める書記補の任用前における試用期間中の者は、事務見習と称する。

(任用試験)

**第8条** 条例及び達令に特別の定めのある者を除き、新たな宗務役員の任用は、所定の任用試験に合格した者の中からこれを行う。ただし、その役職によって、第10条に定める人事協議会（以下「人事協議会」という。）の審議を経て、これを省略することができる。

2 前項の任用試験の内容及び合格の判定基準は、人事協議会の審議を経て、宗務総長がこれを定める。

(任用時の提出書類)

**第9条** 任用試験を受験しようとする者及び新たに任用される者は、別に定める必要書類を総務部に提出しなければならない。ただし、人事協議会の審議を経て、その一部を省略することができる。

(人事協議会)

**第10条** 宗務役員の任免及び資格等に関して、必要な事項を調査及び審議するため、宗務所に人事協議会を置く。

2 人事協議会は、宗務役員の中から宗務総長が命じた委員若干人で組織する。

3 人事協議会の事務は、総務部が行う。

### 第3章 服務規律

(信用の保持)

**第11条** 宗務役員は、品位を重んじ、礼儀を正しくし、篤実を旨とし、職務に関する否とを問わずその信用を失うような行為があってはならない。

(威権濫用の禁止)

**第12条** 宗務役員は、職務上であると否にかかわらず、威権を濫用することなく、懇切丁寧を旨としなければならない。

(守秘義務)

**第13条** 宗務役員は、職務上知り得た秘密及び

別に定める個人を特定できる電算情報を漏洩してはならない。退職の後も又同様である。

2 宗務役員は、宗務に関する事項又は文書について、みだりに口外し、及び発令その他公示の手續が終わらない前に、これを公表してはならない。

(服務義務)

**第14条** 宗務役員は、その職務を行うについて、上席の命に従わなければならない。ただし、職務上の意見を具申することができる。

2 宗務役員は、上席の承認を得ることなく、職務を離れ、又は任地を離れてはならない。

3 宗務役員は、命じられた人事異動について、特別な事由なくこれを拒むことはできない。

4 異動、退職又は休職等により現在の職を離れる者は、担当する業務を指定された者に引き継がなければならない。その重要なものについては、説明書を添付することを要する。

(兼職等の禁止)

**第15条** 宗務役員は、管理職の承認を得ることなく、本職のほか基本給又は手当等を得て、他の職に就くことができない。

(利益供与の禁止)

**第16条** 宗務役員は、職務に関して、直接間接を問わず不正の利益を受け又は受ける約束をしてはならない。

(財産的損害の禁止)

**第17条** 宗務役員は、本派、本派に属する機関、別院若しくは団体の財産又はこれらの用に供する財産を不正に費消してはならない。

(ハラスメントの禁止)

**第18条** 宗務役員は、他の宗務役員に不利益を与え又はその職務環境を害するハラスメント行為をしてはならない。

2 ハラスメント行為については、別に定める。

(所属宗務役員の指導)

**第19条** 上席の宗務役員は、常に所属宗務役員を指導し、怠慢又は過誤については、これを訓戒しなければならない。

#### 第4章 免役及び休職

(免役)

**第20条** 宗務役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役務を免ずることができる。

(1) 精神又は身体の故障で職務を執ることができないと認めるとき。

(2) 職制又は規則の変更により過員を生じたとき。

(3) 甚だしく勤務成績が不良のとき。

2 前項により役務を免ずる場合は、少なくともその30日前までに本人に予告するか、又は給

与の30日分に相当する手当を支給して行うものとする。

(懲戒処分による免役)

**第21条** 宗務役員が次の各号のいずれかに該当するときは、当然役務を免ぜられる。

(1) 懲戒条例(1991年条例公示第28号。

以下同じ。)により、除名、重懲戒、軽懲戒又は謹慎の懲戒に処せられたとき。この場合、施行猶予の有無を問わない。

(2) 宗務役員懲戒により、懲戒免役又は諭旨免役に処せられたとき。

(休職)

**第22条** 宗務役員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずることができる。

(1) 懲戒条例により、審問院審問室に提訴の手續がなされたとき。

(2) 第40条に定める宗務役員懲戒委員会の審査に付されたとき。

(3) 病気又は負傷により3ヵ月以上勤務ができないとき。

(4) 前3号のほか、特別な事情により休職させることが適当と認められるとき。

2 前項の休職の期間は、第1号及び第2号の場合はその審理の継続中、他の各号の場合は2年以内とし、2年を経過したときは、役務を免ぜられる。

3 休職中は、勤続年数として通算しない。

4 公務による病気又は負傷により、長期の休養を要すると認められた者については、前2項の規定は適用しない。

(復職)

**第23条** 前条第1項第1号及び第2号により休職を命ぜられた者で、その審決が第21条に該当しないときは、直ちに復職を命じなければならない。

2 前条第1項第3号及び第4号の規定によって休職を命ぜられた者については、その休職事由が消滅したときは、何時でも復職を命ずることができる。

3 休職中に休職事由が消滅したときは、復職願を総務部長に届け出なければならない。ただし、病気又は負傷による休職の場合は、医師による勤務可能である旨の証明書又は診断書を添付しなければならない。

4 復職後は、休職前の職務に復帰させることを原則とする。ただし、休職前の職務に復帰させることが困難又は不適當な場合には、他の職務に就かせることがある。

#### 第5章 退職及び定年

(退職)

**第24条** 宗務役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て宗務総長の決裁を得たとき。
  - (2) 死亡したとき。
  - (3) 期間を定めて任用した者の期間が満了したとき。
  - (4) 定年に達したとき。
- (定年)

**第25条** 特別職、開教監督及び沖縄開教本部長並びに定められた任期により勤務する者を除き、宗務役員の定年は、別表に定めるとおりとする。

- 2 宗務役員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の6月30日に退職する。
- 3 2以上の職務を兼務する者の定年は、その本務の職務の定年による。

(勤務延長の特例)

**第26条** 宗務総長は、定年に達した宗務役員が、この達令により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本人に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない期間内で期限を定め、当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が知識、技能又は経験を必要とするため、その者の退職により宗務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務内容又は勤務条件の特殊性により、その者の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

- 2 宗務総長は、前項の規定により、引き続き勤務させるときは、あらかじめ当該本人の同意を得なければならない。

(貸与品の返還、債務の返済)

**第27条** 免役又は退職によって、宗務役員の身分を失うときは、免役又は退職の日に宗派からの貸与品を返還しなければならない。

- 2 免役又は退職に際し、宗派に対して債務のある場合には、これを完済しなければならない。

## 第6章 懲戒

(非違行為)

**第28条** 宗務役員が第3章の定め反する行為(以下「非違行為」という。)をしたとき、又は非違行為に類する行為とみなされ、その内容が悪質と認められる場合は、宗務総長は、その情状により宗務役員懲戒に処する。

(懲戒の種別)

**第29条** 宗務役員懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒免役
  - (2) 諭旨免役
  - (3) 停職
  - (4) 減給
  - (5) 譴責
- (懲戒免役)

**第30条** 懲戒免役は、第20条第2項の規定によらず、即時にその役務を免ずる。

(諭旨免役)

**第31条** 懲戒免役に相当する事由がある場合で、宗務役員懲戒委員会が特に認めたときは、自主的な退職を勧告することがある。ただし、勧告のあった日から10日以内に退職願を提出しない場合には懲戒免役とする。

(停職)

**第32条** 停職は、1ヵ月以上1年以内の期間中、その職務を停止する。

(減給)

**第33条** 減給は、1ヵ月以上1年以内の期間中、基本給の10分の1以下を減ずる。

(譴責)

**第34条** 譴責は、文書をもって訓誡する。

(申告)

**第35条** 上席の宗務役員は、所属の宗務役員が非違行為をしたときは、総務部長に事由を具して申告しなければならない。

- 2 前項の被申告者が上席の宗務役員の場合は、次席の宗務役員が総務部長に申告するものとする。

(宗務総長への報告)

**第36条** 総務部長は、非違行為があると認めたとき、又は前条により申告を受けたときは、遅滞なく宗務総長に報告しなければならない。

(事実の存否)

**第37条** 総務部長は、非違行為があると認めたとき、又は第35条により申告を受けたときは、事実関係を調査し、事実の存否を判断しなければならない。ただし、別の定めによって調査が実施されている場合であって、申告時に事実関係を判断するに十分な資料が提示されたと認められたときは、調査を省略することができる。

(総務部長の上申)

**第38条** 総務部長は、前条の調査により事実があったと判断したときは、宗務役員懲戒に処すべきか否かの意見を具して宗務総長に上申しなければならない。

- 2 職員のハラスメントの防止に関する規程(2007年達令公示第5号。以下「ハラスメント防止規程」という。)第14条の規定による宗務総長への報告があったときも、前項と同様と

する。

(申告及び上申の期限)

**第39条** 第35条による申告及び前条による上申は、その行為のあった日から3年以上経過した後は、これを行うことができない。ただし、第17条に定める財産的損害の禁止事項に反する行為であるときは、この限りでない。

(懲戒委員会)

**第40条** 宗務役員懲戒の決定に必要な調査及び審議を行うため、宗務所に宗務役員懲戒委員会(以下「懲戒委員会」という。)を置く。

**第41条** 懲戒委員会は、必要の都度これを設置し、委員長及び委員4人をもって組織する。

2 委員長は、宗務総長がこれに当たり、委員は、参務の中から2人及び部門の長の中から2人を、宗務総長が命ずる。

3 総務部長は、懲戒委員会に出席して、意見を述べなければならない。

**第42条** 懲戒委員会は、前条の全員が出席しなければ、これを開くことができない。

**第43条** 懲戒委員会の決定は、評議による。評議により決定しないときは、過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決める。ただし、総務部長は意見の陳述をするほか、表決に加わらない。

**第44条** 懲戒委員会に書記1人を置き、総務部の宗務役員の中から宗務総長がこれを命じ、委員長の命により庶務に従事する。

(懲戒委員会の開催)

**第45条** 宗務総長は、第38条の上申があったときは、直ちに懲戒委員会を開かなければならない。

(懲戒の可否)

**第46条** 懲戒委員会は、第38条の上申に基づき、当該非違行為について宗務役員懲戒に処すべきか否かを判断しなければならない。

(被被告人の召喚)

**第47条** 宗務総長は、前条により宗務役員懲戒に処すべきと判断されたときは、再度懲戒委員会を開き、被被告人を召喚して申告内容について弁明を求めなければならない。ただし、被被告人が召喚に応じないときは、この限りでない。

(証人又は鑑定人の召喚)

**第48条** 被被告人は、証人又は鑑定人の召喚を懲戒委員会に請求することができる。

(申告人の聴取)

**第49条** 懲戒委員会は、必要があるときは、申告人の出頭を求め、申告の事由その他の説明を聴取することができる。

(専門家の意見聴取)

**第50条** 懲戒委員会は、必要があるときは、会議への出席又は文書により専門家の意見を聴取することができる。

(懲戒の決定)

**第51条** 懲戒委員会は、第47条の被被告人の弁明を受け、その情状により第29条に定める懲戒の種別を決定しなければならない。

(決定の申渡)

**第52条** 決定の申渡は、宗務総長が被被告人を召喚し、文書をもってこれを行う。被被告人が召喚に応じないときは、文書を送達してこれを行う。

(審問院の先決)

**第53条** 懲戒条例により、審問院審問室に提訴があったときは、その判定が確定するまで、同一の事件について懲戒委員会を開くことができない。

(ハラスメント行為の措置)

**第54条** ハラスメント防止規程に基づくハラスメント行為(以下「ハラスメント行為」という。)に関する申告は、ハラスメント防止規程に定めるハラスメント防止委員会の調査を経なければ、同一の事件について懲戒委員会を開くことができない。

2 総務部長は、ハラスメント行為と思われる行為について、前項の調査を経ずに申告があったときは、ハラスメント防止委員会に報告し、ハラスメント防止規程に基づき措置するよう求めなければならない。

## 第7章 補則

(適用除外)

**第55条** 宗務総長、参務、審問院長及び会計監査院長並びに審問院審事及び同監事は、第4章及び第6章に定める規定の適用を除外する。

(達令の準用)

**第56条** 学校法人の教職員を除き、条例で準宗務役員と定められた役職にある者は、この達令に準じて取り扱うものとする。

## 附 則

- この達令は、2018年7月1日から施行する。
- 宗務役員任用規程(1995年達令公示第11号)、宗務役員服務規程(1991年達令公示第21号)、宗務役員分限規程(1991年達令公示第22号)及び宗務役員懲戒規程(1991年達令公示第23号)は、廃止する。
- この達令施行の際、従前の規定により任用されている宗務役員は、この達令により任用されたものとみなす。

- 4 この達令施行の際、従前の規定により設置された人事協議会及び懲戒委員会は、この達令により設置された人事協議会及び懲戒委員会とそれぞれみなす。
- 5 この達令施行の際、従前の規定により帰休を命じられた者は、第22条の規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。
- 6 この達令施行の際、従前の規定により行った宗務役員懲戒は、この達令によるものとみなし、この達令施行前に行った宗務役員の非違行為の申告及び上申の期限は、第39条の規定を適用する。
- 7 宗務役員主事任用試験規程第5条第2項中「懲戒条例又は宗務役員懲戒規程」を「懲戒条例（1991年条例公示第28号）又は宗務役員の任用等に関する規程（2018年達令公示第9号）」に改める。

附 則（2019年6月27日達令公示第1号）抄  
この達令は、2019年7月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日達令公示第6号）抄  
この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日達令公示第5号）抄  
この達令は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第11号）  
この達令は、2023年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第12号）抄  
この達令は、公示の日から施行する。

（第六編）宗務役員の任用等に関する規程

別表（定年）

宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長並びに常勤の出仕（部長待遇）	65歳
宗務職制第9条第1項に掲げる部門、宗務出張所、教務所、宗会事務局及び宗務改革推進本部の次長、常勤の出仕（次長待遇）、大谷専修学院の指導主事、一般職及び専門職の宗務役員（ただし、式務員並びに巡監及び用務員を除く）	60歳
式務員	65歳
巡監及び用務員	70歳

# 宗務役員給与条例

(2018年6月25日条例公示第6号)

(目的)

**第1条** この条例は、宗務役員に支給する給与の種類及び基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支給)

**第2条** 宗務役員に対する給与は、他に特別の定めのある場合を除き、この条例に基づいて支給するものとする。

(基本姿勢)

**第3条** 給与の財源は浄財によるものであるから、これを支給するにあたっては常に公正を欠くことなく、これを受ける者は、報恩と奉仕の誠を全うするよう努めなければならない。

(適用の範囲)

**第4条** この条例は、条例で宗務役員と定められた役職にある者（以下「宗務役員」という。）について適用する。

(給与の種類)

**第5条** 給与は、基本給、手当及び一時金並びに退職慰労金とする。

(基本給)

**第6条** 基本給は、役職、年齢、経験及び勤務成績等に基づき、宗務総長が定める。

2 宗務総長及び参務の基本給は、別表第1号に定めるとおりとする。

(手当の種類)

**第7条** 手当は、役職手当、勤務手当及び生活手当とする。ただし、宗務総長が必要と認めるときは、別に手当を支給することができる。

2 役職手当は、宗務役員の役職に応じて支給する。ただし、宗務総長及び参務の役職手当は、別表第2号に定めるとおりとする。

3 勤務手当は、時間外勤務及び休日勤務その他特別な勤務を命じられた者に支給する。

4 生活手当は、宗務役員の住居、家族その他の生活状況に応じて支給する。

(一時金)

**第8条** 一時金は、常勤の宗務役員に対して、本派の財政その他の状況を勘案して宗務総長が支給基準を定め、支給することができる。

2 宗務総長及び参務に対する一時金の支給は、前項の基準に準ずる。

(退職慰労金)

**第9条** 退職慰労金は、別に定める基準により、常勤の宗務役員が退職したときに、本人にこれ

を支給する。

2 退職慰労金の受給対象者が、受給前に死亡したときは、退職慰労金は甲慰金として遺族に支給するものとする。

3 宗務総長及び参務の退職慰労金支給基準は、別表第3号のとおりとする。  
(達令への委任)

**第10条** この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附 則

1 この条例は、2018年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に支給されている宗務役員の給与は、この条例による給与とみなす。

別表第1号 (宗務総長及び参務の基本給)

在職年数	宗務総長	参 務
1年	800,000円	650,000円
2年	820,000円	665,000円
3年	840,000円	680,000円
4年	860,000円	695,000円
5年	880,000円	710,000円
6年	900,000円	725,000円
7年	920,000円	740,000円
8年	940,000円	755,000円
9年	960,000円	770,000円
10年以上	980,000円	785,000円

附規

1 基本給は、月額として定める。

2 在職年数は、宗務総長又は参務の在職年数を通算する。

別表第2号 (宗務総長及び参務の手当)

役 職	役職手当
宗務総長	140,000円
参 務	110,000円

附規

役職手当は、月額として定める。

別表第3号 (宗務総長及び参務の退職慰労金支給基準)

役 職	支給基準
宗務総長	基本給の額に当期における在職月数を乗じて得た額の3分の1の額
参 務	基本給の額に当期における在職月数を乗じて得た額の5分の1の額

附規

1 1千円未満の端数はこれを切り上げる。

2 在職月数が1ヵ月に満たない場合、その端数

(第六編) 宗務役員給与条例

(第六編) 宗務役員給与条例

が15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上  
のときは1ヵ月とみなす。

## 宗務役員給与規程

（2018年6月25日達令公示第8号）

- 改正 ①2018年9月21日達令公示17  
②2019年6月27日達令公示1  
③2020年6月25日達令公示6  
④2020年6月25日達令公示7  
⑤2021年6月30日達令公示5  
⑥2021年6月30日達令公示11  
⑦2022年6月29日達令公示6  
⑧2023年6月30日達令公示12

（趣旨）

**第1条** この達令は、宗務役員給与条例（2018年条例公示第6号。以下「条例」という。）第10条に基づき、宗務役員への給与の支給について必要な事項を定める。

（適用の範囲）

**第2条** この達令は、条例で宗務役員と定められた役職にある者（以下「宗務役員」という。）について適用する。ただし、常勤の教化相談員及び嘱託並びに非常勤の宗務役員を除く。

（給与の計算期間及び支給方法）

**第3条** 給与は、月の1日から末日までを一給与計算期間とする。

2 給与は、毎月25日に支給する。ただし、その支給日が休日に当たる場合は、直近の休日以外の日に繰り上げて支給する。

3 給与は、宗務役員本人名義の金融機関の口座に、振り込みにより支給するものとする。

（給与の日割計算）

**第4条** 宗務役員が、給与の計算期間の途中において、任用若しくは退職したとき、又は宗務役員の任用等に関する規程（2018年達令公示第9号。以下「任用規程」という。）第22条に定める休職（以下「休職」という。）、任用規程第20条に定める免役（以下「免役」という。）、任用規程第30条に定める懲戒免役（以下「懲戒免役」という。）、任用規程第31条に定める諭旨免役（以下「諭旨免役」という。）若しくは任用規程第32条に定める停職（以下「停職」という。）を命じられたときは、それぞれの勤務日数に応じて、その月を30日として計算した日割額を支給する。

（端数処理）

**第5条** 支給額の決定に別段の定めがある場合を除き、時間外勤務、休日勤務及び日割計算等による給与の支給額の算出にあたり、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げ



て計算する。

(基本給)

**第6条** 条例第6条に定める宗務役員の基本給は、別表第1号に定める役職別号数表のとおりとする。ただし、特定の業務に従事する者について、宗務総長が特に必要と認めたときは、第21条に定める給与審議会（以下「給与審議会」という。）の議を経て、別に定めることができる。

2 宗務役員に適用される号数は、年齢、経験及び勤務成績等に基づき、給与審議会の議を経て宗務総長が定める。

(初任号数の決定)

**第7条** 新たに基本給を受ける者の号数は、その都度、給与審議会の議を経て宗務総長が定める。

(基本給の支給)

**第8条** 新たに基本給を受ける者には、発令の日からこれを支給し、役職の異動等により号数に異動を生じた者には、異動の日から新たに定められた基本給を支給する。

2 宗務役員が退職し又は休職、免役、懲戒免役、諭旨免役若しくは停職を命じられたときは、その発令の日までの基本給を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の基本給の全額を支給するものとする。

3 2以上の職務を兼務する者の基本給は、その本務における基本給を適用する。

(昇給の基準)

**第9条** 毎年7月1日を基準日として、勤務成績に基づく判定を行い、良好な成績で勤務した宗務役員については、1回に1号数までの範囲で昇給させることができる。ただし、次のとおり昇給の上限を設ける。

(1) 書記及び書記補 17号数まで

(2) 前号以外の宗務役員 適用されている号数表の上限の号数まで

2 前項に定める勤務成績の判定は、給与審議会の議を経て、宗務総長が行う。

3 第1項に定める昇給は、現に受けている号数を受けるに至ったときから6ヵ月に満たない者については、これを行わない。

4 宗務総長は、特に必要があると認めたときは、給与審議会の議を経て、前3項によらず昇給させることができる。

(手当の種類及び申請)

**第10条** 条例第7条第2項に定める役職手当の支給額は、別表第2号に定めるとおりとする。ただし、宗務総長が特に必要と認めたときは、給与審議会の議を経て、別に定めることができる。

2 役職手当の支給は、第8条に準じて取り扱う

ものとする。

3 条例第7条第3項に定める勤務手当は、他に別段の定めがある場合を除き、当該勤務が生じた日の属する月の末日をもって締め切り、所属長を経て総務部長に申請するものとし、その種別及び支給額等は、別表第3号に定めるとおりとする。

4 条例第7条第4項に定める生活手当は、本人からの申請に基づき、当該申請を受理した日の属する月分からこれを支給するものとし、その種別及び支給額等は、別表第4号に定めるとおりとする。

5 生活手当の申請内容に異動又は変更があった場合は、速やかに総務部へ届け出なければならない。この場合、当該手当の支給は、異動又は変更の事実が生じた日の属する月をもって変更又は終了するものとする。

(手当の返還)

**第11条** 虚偽又は故意による不正な届出により、不当に手当を受給した者は、任用規程第40条に定める宗務役員懲戒委員会の議を経て、返還の責を課するものとする。

(一時金の支給基準)

**第12条** 条例第8条に定める一時金を支給する場合は、基本給、役職手当及び勤務手当のうち勤務地手当、並びに生活手当のうち家族手当を合計した額に、給与審議会の議を経て宗務総長が毎回定める定率を乗じて得た額を基準額として支給する。

2 宗務総長は、前項による基準額に対し、給与審議会の議を経て、役職及び勤務成績等に応じた支給率の変動を加えることができる。

(給与の停止及び減額)

**第13条** 休職又は停職を命じられた者には、その期間中、基本給及び手当を支給しない。

2 届出がなく無断で連続して勤務しない期間（中間における休日を除く。）が10日を超えたときは、その超えた期間に対する基本給及び手当の支給を停止する。

(退職慰労金の支給基準)

**第14条** 条例第9条第1項に定める退職慰労金は、3年以上連続して在職した者が退職したときに、本人に支給する。

2 条例第9条第2項に定める弔慰金を受ける遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とする。

3 退職慰労金又は弔慰金は、退職又は死亡した日における基本給に在職年数を乗じ、更に次に定める在職年数に応じた定率を乗じた額とする。

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 3年以上10年未満  | 1. 00 |
| (2) 10年以上15年未満 | 1. 10 |
| (3) 15年以上20年未満 | 1. 15 |
| (4) 20年以上25年未満 | 1. 20 |
| (5) 25年以上30年未満 | 1. 30 |
| (6) 30年以上35年未満 | 1. 35 |
| (7) 35年以上      | 1. 40 |

(退職慰労金の支給方法)

**第15条** 退職慰労金は、退職の日から2ヵ月以内に支給するものとする。

2 退職慰労金は、退職者本人名義の金融機関の口座に、それぞれ振り込みにより支給するものとする。

(懲戒に伴う退職慰労金の支給)

**第16条** 懲戒免役に処せられた者には、退職慰労金を支給しない。ただし、諭旨免役の者には、給与審議会の議を経て、その期間に対する退職慰労金に相当する額の半額を超えない限度の退職慰労金を支給することができる。

2 退職後に、在職期間中において懲戒免役に相当する行為があったことが判明した場合には、前項に準じて退職慰労金を支給しないことがある。ただし、既に退職慰労金の支給が完了している場合は、その全部または一部の返還を求め

るものとする。

(退職慰労金の加算)

**第17条** 宗務総長は、10年以上在職した宗務役員が、任用規程第25条に定める定年により退職したときは、第14条第3項による退職慰労金のほかに、退職した日における基本給に次に定める在職年数に応じた定率を乗じた額を加算して支給することができる。

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 10年以上15年未満 | 1. 0 |
| (2) 15年以上20年未満 | 1. 2 |
| (3) 20年以上25年未満 | 1. 4 |
| (4) 25年以上30年未満 | 1. 6 |
| (5) 30年以上35年未満 | 1. 8 |
| (6) 35年以上      | 2. 0 |

ただし、宗務職制第35条に定める者は2.4

2 宗務総長は、前項のほか、宗務役員が公務による病気又は負傷により退職するときは、給与審議会の議を経て、退職慰労金の支給額を加算することができる。

(在職年数の算定)

**第18条** 退職慰労金の支給に係る在職年数の算定は、初任の日から退職又は死亡の日までとし、1年に満たない端数については、6ヵ月未満は切り捨て、6ヵ月以上は1年として算定する。

2 在職年数の算定は、当該年数に応じた退職慰

労金の支給をもって終わる。

3 休職及び停職の期間は、在職年数に算入しない。  
(慶弔見舞金)

**第19条** 宗務役員の見舞金については、別に定める。

(出張及び特定業務手当に係る経費)

**第20条** 出張等に係る旅費、日当、宿泊料及び特定の業務における手当の支給基準については、別に定める。

(給与審議会)

**第21条** 給与の支給に関する必要な調査及び審議を行い、もって適正な給与支給事務に資するため、宗務所に給与審議会を置く。

2 給与審議会は、委員長及び委員若干人で組織する。

3 委員長は、財務長がこれに当たり、委員は、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

4 委員は、自己及び親族関係にある者の審議については、表決に加わることができない。

5 給与審議会の事務は、総務部が行う。

(常勤嘱託・非常勤宗務役員の見舞)

**第22条** 常勤の嘱託及び非常勤の宗務役員の見舞は、別に定める。

附 則

1 この達令は、2018年7月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

2 この達令施行の際、従前の規定により支給されている扶養手当、通勤手当及び住宅手当は、この達令による家族手当、通勤手当及び住宅手当とそれぞれみなす。

3 この達令施行の際、現に17号数を超える号数の適用を受けている書記又は書記補は、第9条第1項第1号の規定にかかわらず、現に受けている号数を上限とする。

4 第17条第1項の規定は、2018年7月1日現在在職している宗務役員に限り、これを適用するものとする。

附 則 (2018年9月21日達令公示第17号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2019年6月27日達令公示第1号) 抄

この達令は、2019年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日達令公示第6号) 抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日達令公示第7号)

この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日達令公示第5号) 抄

この達令は、2021年7月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日達令公示第11号)

第6編 宗務役員

この達令は、2021年7月1日から施行する。

附則（2022年6月29日達令公示第6号）

この達令は、2022年7月1日から施行する。

附則（2023年6月30日達令公示第12号）

この達令は、2023年7月1日から施行する。

別表第1号（役職別号数表）

種別号数	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種
1号	400,000	370,000	400,000	380,500	359,400	175,500	470,000	350,000
2号	410,000	380,000	409,700	390,200	368,400	200,000	480,000	360,000
3号	420,000	390,000	419,400	399,900	377,400	205,000	490,000	370,000
4号	430,000	400,000	429,100	409,600	386,400	210,000	500,000	380,000
5号	440,000	410,000	438,500	419,300	395,400	215,000	510,000	390,000
6号	450,000	420,000	446,100	429,000	404,400	220,000	520,000	400,000
7号	460,000	430,000	453,500	438,400	413,400	225,000		404,000
8号	470,000	440,000	459,200	446,000	420,700	230,000		408,000
9号	480,000	450,000	463,800	453,400	427,300	235,500		
10号	490,000	460,000	468,000	459,100	432,000	245,400		
11号	500,000	465,000	471,400	463,700	436,000	255,700		
12号	510,000	470,000	474,800	467,900	439,000	266,200		
13号	520,000	475,000	478,200	471,300	442,000	277,000		
14号	530,000		481,600	474,700	445,000	288,000		
15号	540,000		484,400	478,100	447,500	298,800		
16号	550,000		487,200	481,500	450,000	309,400		
17号	560,000		490,000	484,300	452,500	319,600		
18号			492,800	487,100	455,000	329,600		
19号			495,400	489,900	457,500	339,400		
20号			498,000	492,700	460,000	348,900		
21号			500,600	495,300	462,400	357,300		
22号			503,200	497,900	464,800	365,400		
23号			505,800	500,500	467,200	373,000		
24号				503,100	469,600	380,400		
25号				505,700	472,000	387,600		
26号						394,500		
27号						401,100		
28号						407,500		
29号						413,100		
30号						417,700		
31号						422,100		
32号						425,200		
33号						428,300		
34号						431,400		
35号						434,500		
36号						437,100		
37号						439,700		
38号						442,300		
39号						444,900		
40号						447,500		

(第六編) 宗務役員給与規程

種別号数	9種	10種	11種	12種	13種	14種	15種	16種
1号	300,000	250,000	200,000	208,000	189,800	230,000	200,000	359,400
2号	310,000	260,000	210,000	211,500	192,500	231,100	201,800	368,400
3号	320,000	270,000	220,000	215,000	195,200	232,200	203,600	377,400
4号	330,000	280,000	230,000	218,500	197,900	233,300	205,400	386,400
5号	340,000	290,000	240,000	222,000	200,600	234,400	207,200	395,400
6号	350,000	300,000	250,000	225,500	203,300	235,500	209,000	404,400
7号		303,000	253,000	228,800	206,000	236,600	210,800	
8号		306,000	255,000	223,100	208,700	237,700	212,600	
9号				235,400	211,400	238,800	214,300	
10号				238,700	214,100	239,900	216,000	
11号				242,000	216,800	241,000	217,700	
12号				245,300	219,500	242,000	219,400	
13号				248,600	222,200	243,000	221,100	
14号				251,900	224,900	244,000	222,800	
15号				254,800	227,600	245,000	224,500	
16号				257,700	230,300	246,000	226,200	
17号				260,600	232,800	247,000	227,900	
18号				263,500	235,400	248,000	229,600	
19号				266,400	238,000	249,000	231,300	
20号				269,300	240,600	250,000	233,000	
21号				272,200	243,200		234,700	
22号				275,100	245,800		236,400	
23号				278,000	248,400		238,100	
24号				280,900	251,000		239,800	
25号				283,800	253,600		241,500	
26号					256,200		243,200	
27号					258,800		244,900	
28号					261,400		246,600	
29号					264,000		248,300	
30号					266,600		250,000	

(第六編) 宗務役員給与規程

附規 種別に応じた役職は次のとおりとする。

- 1種 宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長
- 2種 次長
- 3種 開教監督及び沖繩開教本部長
- 4種 出仕（部長待遇）
- 5種 出仕（次長待遇）
- 6種 書記（補）、主事（補）、主計、堂衆、参衆、企画調整局参事、学校教育幹事、教区駐在教導、教区青少年指導主任、研修部補導、専門編集員、青少年センター主幹（幹事・研究員）、大谷専修学院指導主事（指導・指導補・助手・書記）、沖繩準開教区駐在教導、沖繩開教本部法務員及び首都圏教化推進本部部員（推進要員・法務員）
- 7種 親鸞仏教センター所長、大谷専修学院長及び教学研究所所長
- 8種 解放運動推進本部本部委員及び教学研究所所員
- 9種 親鸞仏教センター主任研究員
- 10種 教学研究所研究員
- 11種 解放運動推進本部本部要員、親鸞仏教センター研究員及び教学研究所助手
- 12種 巡監
- 13種 用務員
- 14種 定衆
- 15種 2006年9月30日以前に任用された堂衆及び参衆
- 16種 会計監査院検査員

別表第2号 (役職手当)

役職	支給額
宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長	20,000円
次長	15,000円
主事	10,000円
主事補	9,000円
書記	3,000円
宗務出張所、教務所及び沖縄開教本部に勤務する主計	①19,000円 ②18,000円
①主事任用試験合格後2年以上の者 ②主事任用試験合格後2年未満の者	
開教監督部に勤務する主計	①10,000円 ②9,000円
①主事任用試験合格後2年以上の者 ②主事任用試験合格後2年未満の者	
宗務出張所、教務所及び沖縄開教本部に勤務する主計事務取扱	7,000円
開教監督部に勤務する主計事務取扱	3,000円
定衆首座	①30,000円 ②20,000円
①在職年数25年以上 ②在職年数25年未満	
堂衆一臈	30,000円
堂衆二臈	20,000円
参衆首座	10,000円
定衆(首座を除く)	5,000円
堂衆(一臈及び二臈を除く)	5,000円
参衆(首座を除く)	5,000円
企画調整局参事	5,000円
教育部学校教育幹事	5,000円
教区駐在教導及び沖縄準開教区駐在教導	5,000円
教区青少年指導主任	4,000円
研修部補導	16,500円
専門編集員	10,000円
巡監及び用務員	3,500円
巡監長	10,000円
会計監査院検査員	18,000円
解放運動推進本部本部委員	20,000円
解放運動推進本部本部要員	15,000円
青少年センター主幹	5,000円
青少年センター幹事	4,000円
親鸞仏教センター所長	30,000円
親鸞仏教センター主任研究員	20,000円
親鸞仏教センター研究員	15,000円
大谷専修学院長	30,000円
大谷専修学院指導主事(指導)	20,000円
大谷専修学院指導補	15,000円
教学研究所長	30,000円
教学研究所所員	30,000円
教学研究所研究員	20,000円
教学研究所助手	15,000円
開教監督	30,000円
沖縄開教本部長	30,000円
沖縄開教本部法務員	5,000円
首都圏教化推進本部本部員	5,000円
首都圏教化推進本部推進要員	5,000円
首都圏教化推進本部法務員	5,000円
財務部現金係	2,000円
その他現金係	1,000円

(第六編) 宗務役員給与規程

別表第3号 (勤務手当)

手当の種別	対象	支給額
時間外勤務手当	宗務所勤務規程(2018年達令公示第10号。以下「勤務規程」という。)に定める所定勤務時間を超えて勤務した者	時間単価×超過勤務時間×1.25
休日勤務手当	勤務規程第9条第1項に定める休日に勤務した者 ※ただし、同第2項及び第3項による振り替えが行われた場合は振り替えられた休日とする	時間単価×休日勤務時間×1.35 ※ただし、当該勤務時間に係る時間外勤務手当及び特別勤務手当は別途支給しない。
特別勤務手当	附規第2項に掲げる者のうち、勤務規程第9条第1項及び第2項に定める期日に勤務した者	①1日7,000円(附規第2項第1号に掲げる者) ②1日5,000円(附規第2項第2号に掲げる者) ③1日3,000円(附規第2項第3号に掲げる者及び第4号に掲げる者のうち1日の勤務時間が5時間以上の者並びに第5号に掲げる者) ④1日1,500円(附規第2項第4号に掲げる者のうち1日の勤務時間が5時間未満の者) ※ただし、休日勤務手当は別途支給しない。
儀式手当	出仕の業務にあたった式務員	別に定める基準により支給する。
深夜勤務手当	深夜(午後10時から午前5時まで)の時間に勤務した者 ①式務員、研修部補導、巡監及び用務員 ②その他の宗務役員	①4,400円 ②【平日】時間単価×深夜勤務時間×1.5 ※ただし、当該勤務時間に係る時間外勤務手当は別途支給しない。 【休日】時間単価×深夜勤務時間×1.6 ※ただし、当該勤務時間に係る休日勤務手当及び別途支給しない。
勤務地手当	附規第3項に掲げる者	①月額50,000円(附規第3項第1号に掲げる者) ②月額25,000円(附規第3項第2号に掲げる者) ③月額10,500円(附規第3項第3号に掲げる者) ④月額9,000円(附規第3項第4号に掲げる者) ⑤月額5,000円(附規第3項第5号に掲げる者) ⑥月額4,000円(附規第3項第6号に掲げる者) ⑦月額10,500円(附規第3項第7号に掲げる者) ⑧月額9,000円(附規第3項第8号に掲げる者) ⑨月額5,000円(附規第3項第9号に掲げる者)
海外勤務手当	開教監督部に勤務する者。ただし日本国内から派遣された者に限る	①開教監督 月額100,000円 ②主事(補)・書記(補)・主計 月額50,000円

(第六編) 宗務役員給与規程

附規

- 時間単価は、基本給、役職手当及び勤務手当のうち勤務地手当の12ヵ月分の総額を、年間所定勤務時間で除した額とする。
- 特別勤務手当の支給対象者は次のとおりとする。
  - 宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、宗務出張所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長並びに常勤の出仕(部長待遇)
  - 宗務所及び宗務出張所に勤務する次長及び常勤の出

- 仕（次長待遇）
- (3) 本廟部、大谷祖廟事務所、研修部及び宗務出張所に勤務する主計、主事、主事補、書記、書記補
  - (4) 別表第1号6種適用の堂衆及び参衆
  - (5) 首都圏教化推進本部に勤務する本部員、推進要員及び法務員
- 3 勤務地手当の支給対象者は次のとおりとする。
- (1) 宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、宗務出張所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長
  - (2) 宗務所及び宗務出張所に勤務する次長
  - (3) 宗務所、宗務出張所、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主事
  - (4) 宗務所、宗務出張所、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主事補
  - (5) 宗務所、宗務出張所、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する書記
  - (6) 宗務所、宗務出張所、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する書記補
  - (7) 宗務出張所、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主計（主事任用試験合格後2年以上）
  - (8) 宗務出張所、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主計（主事任用試験合格後2年未満）
  - (9) 宗務出張所、開教監督部及び沖縄開教本部に勤務する主計事務取扱
- 4 教務所に勤務する者が教区会計から支給される手当及び職務としての出向に対する法礼及び謝礼等は、勤務手当とみなす。

別表第4号（生活手当）

手当の種類	対 象	支給額及び申請要件
家族手当	他に収入の途がなく、当該宗務役員と生計をひとつにする次の各号に掲げる親族を扶養する者。 (1) 配偶者（ただし、個人の年収が103万円以下の者） (2) 18歳未満の子及び扶養者のない孫並びに弟妹（結婚した者を除く。） (3) 18歳以上であって宗派関係学校（大谷専修学院を含む）及び学校教育法による大学並びに大学以下の学校に在学している子及び孫（大学院、各種学校及び通信教育を除く。） (4) 65歳以上の父母及び祖父母（住職及びその配偶者を除く。）	別に定める家族手当支給申請書により、次に定める該当親族の種別に応じた手当を毎月支給する。 ①配偶者 17,000円 ②配偶者以外の該当親族 1人あたり6,000円（配偶者の無い者は11,500円）。ただし、3人目以降は1人あたり3,000円とする。
住宅手当	自ら居住するための住宅を本人名義で借り受け、基準額以上の家賃を支払っている者	別に定める住宅手当支給申請書により、月額78,000円を上限に毎月支給する。支給基準額は別に定める。
通勤手当	居所と勤務先との距離が片道直線2km以上の場合であって、通勤のため利用する交通機関の運賃を自ら負担する者	別に定める通勤手当支給申請書により、月額55,000円を上限に、実際に通勤に要する旅費実費相当額を毎月支給する。
帰省手当	次に掲げる者のうち、勤務地から所属寺院・教会まで片道直線距離300km以上の住職である者  宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長、青少年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長、教学研究所事務長、沖縄開教本部長、常勤の出仕、次長、主事（補）、書記（補）、主計、教区駐在教導	別に定める帰省手当支給申請書により、月1回分の帰省旅費往復実費相当額を支給する。

（第六編）宗務役員給与規程

（第六編）宗務役員給与規程

# 宗務所勤務規程

(2018年6月25日達令公示第10号)

- 改正 ①2019年6月27日達令公示1  
②2021年6月30日達令公示5  
③2021年6月30日達令公示12  
④2023年6月30日達令公示4

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達令は、宗務所における勤務について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この達令における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) この達令において「部」というときは、宗務職制(1991年条例公示第5号。以下同じ。)第9条第1項に定める部門、宗会事務局、解放運動推進本部、青少年センター、宗務改革推進本部及び教学研究所以び会計監査院及び審問院をいう。

(2) この達令において「部長」というときは、宗務職制第9条第1項に定める部門、宗会事務局、解放運動推進本部、青少年センター、宗務改革推進本部及び教学研究所の事務を掌理する長並びに会計監査院長及び審問院長をいう。

(適用の範囲)

第3条 この達令は、宗務所の各部に勤務する者(以下「職員」という。)について適用する。

## 第2章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間及び休憩時間)

第4条 宗務所の始業時刻は午前8時30分とし、終業時刻は午後5時とする。ただし、宗務総長は、業務の都合、その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 休憩時間は、正午から午後1時までの60分間とする。ただし、宗務総長は、業務の都合、その他やむを得ない事情により、これを繰り上げ、又は繰り下げることができる。

3 出張、その他勤務場所以外で勤務する場合において、勤務時間を算定することが困難であるときは、前2項による所定の勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)を勤務したものとみなす。

4 職員は、災害、その他非常の場合は、別に定めるところにより、勤務時間外であっても、出勤して必要な業務に就かなければならない。

(勤務条件の特例)

第5条 宗務総長は、業務の特性により、特に必要と認めるときは、当該職務に従事する者の始業及び終業の時刻並びに休憩時間その他必要な勤務条件について、別に定めることができる。

(出勤及び退勤時間の記録)

第6条 職員は、出勤及び退勤の時間を記録しなければならない。

(遅刻、早退、欠勤等の届出)

第7条 職員は、遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用外出するときは、事前に部長の許可を得て、総務部に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由で事前に申し出ることができなかつた場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2 職員は、病気又は負傷により連続7日以上にわたり勤務できないときは、医師の診断書を添え、部長を経て、総務部に届け出なければならない。

(宗務役員の出張及び外勤)

第8条 部長は、業務上必要がある場合に、部に配属された者に出張又は外勤を命ずることができる。

2 出張又は外勤に関する手続その他必要な事項は、別に定める。

(休日及び振替休日)

第9条 宗務所の休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日及び祝日

(2) 年末年始休日 12月29日から1月5日まで

2 宗務総長は、業務の都合により、前項に定める休日を他の日に振り替えることができる。この場合、あらかじめその旨を適切な方法により周知するものとする。

3 部長は、業務の都合により、部に配属された者の休日を個別に他の日に振り替えることができる。この場合、あらかじめその旨を適切な方法により周知するものとする。

(時間外勤務及び休日勤務)

第10条 部長は、業務の都合により、部に配属された者に対し、所定勤務時間を超えて、又は前条の休日に勤務を命ずることができる。

2 部長は、時間外及び休日の勤務の抑制に努めなければならない。

## 第3章 休暇

(年次有給休暇)

第11条 職員には、申請により、別表のとおり年間最大20日間の年次有給休暇を与える。

2 前項の年次有給休暇は、半日を単位として取

得することができる。

- 3 年次有給休暇を受けようとする者は、部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。ただし、部長は、業務の正常な運営に支障があると認めるときは、その時季を変更させることができる。
- 4 年次有給休暇の付与基準日は、12月1日とし、付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、別表に定める日数を限度として、翌年に限り繰り越すことができる。

(夏期休暇)

**第12条** 職員には、7月10日から9月10日までの期間において、申請により、5日間の夏期休暇を与える。

- 2 夏期休暇を受けようとする者は、部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。
- 3 夏期休暇に対する給与の取扱いについては、有給とする。

(特別休暇)

**第13条** 職員が、次の各号に該当するときは、申請により、特別休暇を与える。

- (1) 本人が結婚するとき 継続5日以内
- (2) 所属する寺院又は自宅若しくは現在の住居が災害を受けたとき 継続5日以内
- (3) 感染症法により勤務することが停止されたとき その定められた期間
- (4) 天災地変その他により長時間交通が遮断されたとき その期間
- (5) 女性宗務役員が生理のため勤務することが著しく困難なとき 生理1回につき2日以内
- (6) 女性宗務役員が出産のとき 産前6週間、産後8週間
- (7) 裁判員等選任手続のために裁判所に出頭するとき、又は裁判員(補充裁判員も含む)として選任を受け、裁判審理に参加するとき その期間
- (8) その他特に必要と認められた場合

- 2 特別休暇を受けようとする者は、部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。
- 3 特別休暇に対する給与の取扱いについては、有給とする。

(育児・介護休業等)

**第14条** 職員のうち、育児又は介護のため、特に必要のある者は、申請により、次の各号に定める休暇又は休業を与える。

- (1) 子の看護休暇
- (2) 育児休業
- (3) 介護休業
- (4) 介護休暇

- 2 育児・介護休業等を受けようとする者は、部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。

- 3 育児・介護休業等に関する必要な事項は、別に定める。
- (忌引休暇)

**第15条** 職員が、忌服を受けたときは、申請により、忌引休暇を与える。

- 2 忌引の期間は、次の各号のとおりとする。

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 父母及び配偶者    | 7日以内 |
| (2) 子          | 7日以内 |
| (3) 祖父母        | 3日以内 |
| (4) 配偶者の父母     | 7日以内 |
| (5) 孫及び兄弟姉妹    | 2日以内 |
| (6) 曾祖父母及び伯叔父母 | 2日以内 |
| (7) 甥、姪及び従兄弟姉妹 | 1日   |

- 3 忌引期間中に葬儀が行われなるときは、会葬する日及びそのための旅程日数は、別に加算することができる。

- 4 忌引休暇を受ける者は、前2項により期間を定めて部長の承認を受けて、総務部に届け出なければならない。

- 5 忌引休暇に対する給与の取扱いについては、有給とする。
- (休暇の取得促進と担当事務への配慮)

**第16条** 部長は、部に配属された者の年次有給休暇等の取得促進に努めなければならない。

- 2 欠勤及び年次有給休暇等の休暇を受ける者は、担当する事務に支障を来さないよう配慮しなければならない。

#### 第4章 安全衛生及び災害補償

(安全衛生の確保)

**第17条** 宗務総長は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場環境形成のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員は、安全衛生に関する法令及び上席の指示を守り、災害の防止及び疫病の予防等衛生管理に努めなければならない。

(健康診断及びストレスチェック)

**第18条** 職員の健康管理のため、毎年1回、定期的に健康診断を行う。

- 2 健康診断の結果、特に必要があるときは、医師の意見を聞き、就業を一定期間禁止し、又は勤務時間の短縮その他の必要な措置を命ずることがある。

- 3 心身に係る状態管理のため、毎年1回、定期的に、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)を行う。

4 前項のストレスチェックの結果、ストレスが高く、面接指導が必要であると医師、保健師等が認めた者に対し、本人の申し出により、医師による面接指導を行う。

5 前項の面接指導の結果、特に必要があるときは、就業場所の変更、勤務時間の短縮その他の必要な措置を命ずることがある。

(就業禁止)

**第19条** 他人に伝染する恐れのある疾病にかかっている者又は疾病のために他人に害を及ぼす恐れのある者その他医師が就業不相当であると認めた者は、就業させないことがある。

(災害補償)

**第20条** 業務上の事由又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、法令の定めるところにより災害補償を行う。

**第5章 補則**

(規定外の定)

**第21条** この達令に定めない事項については、必要の都度宗務総長が定める。

(達令の準用)

**第22条** 宗務出張所及び教務所その他の宗務機関は、この達令に準じて取扱うものとする。

**附 則**

- 1 この達令は、2018年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により命じられた出張及び外勤は、この達令により命じられたものとみなす。
- 3 この達令施行の際、従前の規定により取得又は繰り越された公休は、この達令により取得又は繰り越された年次有給休暇とみなす。

**附 則** (2019年6月27日達令公示第1号) 抄  
この達令は、2019年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日達令公示第5号) 抄  
この達令は、2021年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日達令公示第12号)  
この達令は、2019年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第4号) 抄  
この達令は、2023年7月1日から施行する。

**別表**

勤続年数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
有給日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(第六編) 宗務所勤務規程



## 宗務役員主事任用試験規程

（1983年3月1日達令公示第1号）

改正 ①1984年12月19日達令公示6

②1994年10月12日達令公示19

③2009年 6月29日達令公示9

④2012年 6月29日達令公示14

⑤2018年 6月25日達令公示9

（趣旨）

**第1条** この達令は、宗務役員主事任用試験（以下「試験」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（試験の目的）

**第2条** 試験は、主事及び主事補に任用するのに必要な知識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする。

（試験科目）

**第3条** 試験は、筆記及び口述の方法で行う。

2 筆記試験は、次に掲げる3科目とする。

（1）宗門法規

（2）文書の作成及び解釈

（3）記述

3 口述試験は、1科目とし、口頭試問により宗務一般について行う。

（試験の施行）

**第4条** 試験は、毎年3月に宗務所で行う。ただし、必要によりその期日を変更し、又は臨時に行うことがある。

2 試験施行の期日は、少なくとも1ヵ月前に決定するものとする。

（受験資格）

**第5条** 試験は、基本実務講習を修了した書記であって、書記在職期間が通算2年以上を経過している者について行う。

2 懲戒条例（1991年条例公示第28号）又は宗務役員の任用等に関する規程（2018年達令公示第9号）による懲戒処分中の者は、受験することができない。

（受験手続）

**第6条** 試験を受けようとする者は、所定の受験願書を期日までに所属長を経て、総務部に提出しなければならない。

2 前項の受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

（宗務役員主事任用試験審査委員会）

**第7条** 試験問題の作成及び決定並びに試験の判定を行うため、試験施行の都度宗務役員主事任用試験審査委員会（以下「委員会」という。）

を置く。

2 委員会は、委員6人以上9人以内で組織する。

3 委員は、宗務役員のうちから宗務総長が命ずる。（試験の判定基準）

**第8条** 試験の合格は、全科目の評点が合格点に達しなければならない。

2 試験の各科目の評点は、それぞれ100点を満点とし、60点以上を合格とする。

（宗務役員主事任用試験合格者名簿）

**第9条** 試験に合格した者は、宗務役員主事任用試験合格者名簿（以下「名簿」という。）にこれを登録する。

2 名簿に登録された者には、所属長を経て登録証を交付する。

（事務所管）

**第10条** 試験に関する事務は、総務部の所管とする。

附 則

1 この達令は、1983年4月1日から施行する。

2 宗務役員資格試験規程（1960年告達第25号）は、廃止する。

3 この達令施行の際、現に従前の規定による宗務役員資格試験合格者名簿に登録されている者は、この達令による宗務役員資格試験合格者名簿に登録されたものとみなす。

附 則（1984年12月19日達令公示第6号）

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（1994年10月12日達令公示第19号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、現に従前の規定による宗務役員資格試験合格者名簿に登録されている者は、この達令による宗務役員主事任用試験合格者名簿に登録された者とみなす。

附 則（2009年6月29日達令公示第9号）

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2012年6月29日達令公示第14号）

1 この達令は、2013年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、現に主計である者及び主計の経歴を有する者の受験資格は、なお従前の例による。

附 則（2018年6月25日達令公示第9号）抄

この達令は、2018年7月1日から施行する。

## 宗務役員実務講習規程

(1994年10月12日達令公示第20号)

- 改正
- ①1995年6月22日達令公示12
  - ②2001年8月30日達令公示12
  - ③2002年6月28日達令公示10
  - ④2003年6月28日達令公示5
  - ⑤2004年6月28日達令公示12
  - ⑥2010年9月1日達令公示16
  - ⑦2012年6月29日達令公示15
  - ⑧2013年6月28日達令公示7
  - ⑨2015年6月26日達令公示9
  - ⑩2017年6月28日達令公示6
  - ⑪2018年6月25日達令公示1
  - ⑫2019年6月27日達令公示1
  - ⑬2021年6月30日達令公示5
  - ⑭2021年6月30日達令公示13
  - ⑮2023年6月30日達令公示4

(趣旨)

**第1条** この達令は、宗務役員実務講習(以下「講習」という。)について必要な事項を定める。

(講習の種別)

**第2条** 講習を分けて、基礎事務講習、基本実務講習及び応用実務講習とする。

2 基礎事務講習は、宗務に関する基礎事務を講習する。

3 基本実務講習は、主事補の任用に必要な知識及びその応用能力修得のための基本実務を講習する。

4 応用実務講習は、主事及び次長の任用に必要な知識及び能力修得のための実務を講習する。

5 前3項のほか、宗務総長が必要と認める講習を行うことができる。

(講習の期日等)

**第3条** 講習は、宗務所において行い、その期間は、基礎事務講習は7日以内、基本実務講習は14日以内、応用実務講習は5日以内とする。ただし、それぞれの講習は、必要によりその期日及び回数を変更し、又は臨時に行うことがある。

2 講習開催の期日及び受講出願締切の期日は、少なくとも開催期日の20日以前に決定するものとする。

(受講対象者)

**第4条** 次の各号に掲げる講習は、宗務職制(1991年条例公示第5号)第9条第1項に定める各部門、宗務出張所、教務所、宗会事務局、宗務改革推進本部、会計監査院、審問院、親鸞仏教センター、開教監督部及び沖縄開教本部に

勤務する次の各号に該当する宗務役員であつて、受講を希望する者に対して行う。

(1) 基礎事務講習 書記及び書記補その他所属長の推薦を経て、総務部長が受講を許可した宗務役員

(2) 基本実務講習 基礎事務講習を修了した書記

(3) 応用実務講習 宗務役員主事任用試験に合格した者

2 講習を受講しようとする者は、所定の受講願書を期日までに総務部に提出しなければならない。(聴講)

**第5条** 基礎事務講習又は基本実務講習を修了した者であっても、所属長又は総務部長が必要と認めるときは、再度修了した講習を聴講させることができる。

2 総務部長は、条例で宗務役員若しくは準宗務役員と定められた役職にある者又はその他宗務執行機関に勤務する者の聴講について、所属長から要請を受けたときは、特別にこれを許可することができる。

(基礎事務講習の科目)

**第6条** 基礎事務講習の科目は、次のとおりとする。

(1) 基本法規及び宗門制度の概要

(2) 一般事務概要

(3) 会計事務概要

(4) 文書作成概要

(基本実務講習の科目)

**第7条** 基本実務講習の科目は、次のとおりとする。

(1) 宗門法規の実務

(2) 宗教法人法の実務

(3) 会計の実務

(4) 文書作成の実務

(応用実務講習の科目)

**第8条** 応用実務講習の科目は、次のとおりとする。

(1) 宗憲前文に学ぶ

(2) 宗教法人法の解釈と実務

(3) 同朋会運動の願いと課題

(4) 会計実務講習

(5) 声明作法講習

(6) その他必要と認められた科目

2 応用実務講習は、科目ごとに行う。

(講師)

**第9条** 講習の講師は、講習開催ごとに、学識経験者及び宗務役員の中から、総務部長の上申により、宗務総長が委嘱し又は命ずる。

2 講師は、講義及び指導を行う。

(修了考査)

**第10条** 講習には、修了考査を行う。

2 基礎事務講習及び基本実務講習の修了考査は、

第6条各号及び第7条各号に掲げる各科目ごとに行い、評点は、1科目100点を満点とし、全科目60点以上を合格とする。

- 3 応用実務講習の修了考査は、第8条第1項各号に掲げる各科目ごとに行い、講師の評点に基づき、科目合格の判定を行う。  
(宗務役員実務講習考査委員会)

**第11条** 講習の修了考査を行うため、講習施行の都度、宗務役員実務講習考査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員5人以上7人以内で組織する。  
3 委員は、宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。  
(修了者名簿)

**第12条** 総務部に基礎事務講習修了者名簿及び基本実務講習修了者名簿並びに応用実務講習科目合格者名簿を備え付ける。

- 2 総務部長は、第10条の修了考査の合格者が決定したときは、合格者の氏名を基礎事務講習修了者名簿又は基本実務講習修了者名簿並びに応用実務講習科目合格者名簿に登録しなければならない。

(修了証の交付)

**第13条** 前条により講習修了及び科目合格の都度、基礎事務講習修了証、基本実務講習修了証及び応用実務講習科目合格証を交付する。

(事務)

**第14条** 講習に関する事務は、総務部が行う。

**附 則**

- 1 この達令は、公示の日から施行する。  
2 宗務役員実務講習規程（1991年達令公示第20号）は、廃止する。  
3 この達令施行の際、現に従前の規定による一般事務講習修了者名簿又は会計事務講習修了者名簿のどちらか一方に登録されている者は、この達令により基礎事務講習修了者名簿に登録された者とみなす。  
4 この達令施行の際、現に従前の規定による宗務役員実務講習修了者名簿に登録されている者は、この達令により基本実務講習修了者名簿に登録された者とみなす。  
5 この達令施行の際、現に従前の規定により交付されていた宗務役員実務講習修了証は、この達令による基本実務講習修了証とみなす。

**附 則**（1995年6月22日達令公示第12号）  
この達令は、1995年7月1日から施行する。

**附 則**（2001年8月30日達令公示第12号）  
この達令は、2001年9月1日から施行する。

**附 則**（2002年6月28日達令公示第10号）  
この達令は、2002年7月1日から施行する。

**附 則**（2003年6月28日達令公示第5号）  
この達令は、2003年7月1日から施行する。

**附 則**（2004年6月28日達令公示第12号）  
この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附 則**（2010年9月1日達令公示第16号）  
この達令は、2010年9月1日から施行する。

**附 則**（2012年6月29日達令公示第15号）  
この達令は、2012年7月1日から施行する。

**附 則**（2013年6月28日達令公示第7号）  
この達令は、2013年7月1日から施行する。

**附 則**（2015年6月26日達令公示第9号）抄  
この達令は、2015年7月1日から施行する。

**附 則**（2017年6月28日達令公示第6号）  
この達令は、2017年7月1日から施行する。

**附 則**（2018年6月25日達令公示第1号）抄  
この達令は、2018年7月1日から施行する。

**附 則**（2019年6月27日達令公示第1号）抄  
この達令は、2019年7月1日から施行する。

**附 則**（2021年6月30日達令公示第5号）抄  
この達令は、2021年7月1日から施行する。

**附 則**（2021年6月30日達令公示第13号）  
この達令は、2021年7月1日から施行する。

**附 則**（2023年6月30日達令公示第4号）抄  
この達令は、2023年7月1日から施行する。

# 職員のハラスメントの防止に関する規程

(2007年6月28日達令公示第5号)

- 改正 ①2014年5月27日達令公示4  
 ②2018年6月25日達令公示11  
 ③2023年6月30日達令公示13

(趣旨)

**第1条** この達令は、同朋社会の実現を目的とする本派の宗務機関において、職員相互が尊敬し合う、健全な職務環境を保持するため、人権を侵害する恐れのあるハラスメントの未然防止及び職務環境改善に必要な事項について定める。

(適用の範囲)

**第2条** この達令は、宗務の諸機関に勤務するすべての者(以下「職員」という。)について適用する。

(用語の定義)

**第3条** この達令における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) ハラスメント 個人の人格及び尊厳を侵害し、職務の遂行や職務環境を悪化させる一切の行為をいう。
- (2) 職務環境 職員が職務を遂行するすべての場所及び環境をいい、執務時間内に限らず、実質的に職務の延長とみなされる執務時間外の時間を含むものとする。
- (3) 業務の適正な範囲 職員が職務を遂行するうえで必要な指導・叱責・命令をいう。

(ハラスメントの区分)

**第4条** ハラスメントの区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) セクシュアルハラスメント 職務環境において、他の職員を不快にさせる性的な言動によって不利益を与え、又はその環境を害する行為をいう。
- (2) パワーハラスメント 職務環境において、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えた言動により他の職員に不利益を与え、又はその環境を害する行為をいう。
- (3) マタニティハラスメント 職務環境において、他の職員の妊娠、出産及び育児休業等に関する言動により不利益を与え、又はその環境を害する行為をいう。
- (4) その他のハラスメント 前各号に定めるハラスメントのほか、職権を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ず

るものであって、職務環境の悪化又は個人の人格や尊厳を侵害する一切の行為をいう。

- 2 前項各号における「他の職員」とは、直接的に言動の相手方となった職員に限らず、当該言動により職務環境を害されたすべての職員を含むものとする。

(責務)

**第5条** すべての職員は、業務の適正な範囲を超えて、精神的及び身体的苦痛を与えることがない、健全な職務環境の保持に努めなければならない。

- 2 管理職は、ハラスメントの未然防止に努めるとともに、問題が生じたときは、迅速かつ適切にその解決のための措置を講じなければならない。

(セクシュアルハラスメント防止の義務)

**第6条** 職員は、職務環境において次の各号に掲げるハラスメント行為をしてはならない。

- (1) 不必要な身体への接触
- (2) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な発言や質問
- (3) 性的な言動により、他の宗務役員への執務意欲を低下せしめる行為
- (4) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った宗務役員に対して不利益を与える行為
- (5) 前各号に定めるほか、第4条第1項に該当する行為

(パワーハラスメント防止の義務)

**第7条** 職員は、職務環境において次の各号に掲げるハラスメント行為をしてはならない。

- (1) 暴行、傷害等身体的な攻撃
- (2) 脅迫、名誉毀損、侮辱、過度な暴言等精神的な攻撃
- (3) 隔離、無視等人間関係からの切り離し
- (4) 不要若しくは遂行不可能な業務の強制又は業務の妨害
- (5) 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い業務の命令
- (6) 個人のプライバシーへの過度な立ち入り
- (7) 前各号に定めるほか、第4条第2項に該当する行為

(マタニティハラスメント防止の義務)

**第8条** 職員は、職務環境において次の各号に掲げるハラスメント行為をしてはならない。

- (1) 妊娠、出産及び育児休業等の請求又はそれらの制度及び措置の利用の阻害
- (2) 妊娠、出産及び育児休業等の請求又はそれらの制度及び措置の利用に関する言動による妨害

(3) 妊娠、出産及び育児休業等による退職及び配置転換の強要又は勧奨

(4) 前各号に定めるほか、第4条第3項に該当する行為

(その他のハラスメント防止の義務)

**第9条** 職員は、第6条から前条までに規定するハラスメント行為のほか、職務環境における一切のハラスメント行為及びこれに準ずる又はつながる恐れのある行為についても、その防止に努めなければならない。

(ハラスメント防止委員会)

**第10条** 宗務所にハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を設置し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) ハラスメントを防止するための企画及び研修の実施に関する業務

(2) 相談窓口に関する業務

(3) ハラスメントの事実関係の調査に関する業務

(4) ハラスメントの再発防止策の検討、実施に関する業務

(5) 当事者間の職務上の関係改善のための斡旋に関する業務

(6) 宗務機関内の連絡調整に関する業務

(7) その他委員会が必要と認める業務

(組織)

**第11条** 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 総務部を担当する参務

(2) 解放運動推進本部長

(3) 総務部長

(4) 組織部長

(5) 解放運動推進本部事務部長

(6) 学識経験者 若干人

2 委員長は、総務部を担当する参務がこれに当たり、委員会の業務を統理する。

3 副委員長は、解放運動推進本部長がこれに当たり、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長は、委員会の業務に支障を来すと判断した場合は、委員に当該業務を行わせないことができる。

5 委員長は、委員会に参考人の出席を求めて、助言、説明及び意見を聞くことができる。

6 第1項第6号の委員は、総務部長の上申により宗務総長が委嘱し、その任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談窓口)

**第12条** 委員会は、ハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口を設置する。

2 ハラスメントを受けた職員又はハラスメントを目撃した職員は、前項に定める相談窓口に対して、当該ハラスメントに関する相談を申し出ることができる。

(相談員)

**第13条** 前条に定める相談窓口相談員若干人を置く。

2 相談員は、男女の配分を考慮の上、宗務役員、女性室スタッフ又は学識経験を有する者の中から宗務総長が命じ又は委嘱する。

3 前項に掲げる相談員の他、外部機関へ相談窓口業務を委託するものとする。

4 相談員は、相談者の意向を尊重して相談内容を委員会に報告するものとする。

5 相談員は、委員会の指示があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

6 第10条第3号に掲げる業務を遂行する必要がある場合、委員長は、相談員に調査を行わせるものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、当該調査を外部機関に委託することができる。

7 前項の場合、相談員は、公平で客観的な立場を保持し、当事者双方から事実関係を迅速かつ正確に確認し、必要に応じて他の職員等に事実関係を聴取するものとする。

8 相談員は、事実関係を確認した後、委員会に報告しなければならない。

9 第3項及び第6項ただし書により、相談員の業務を外部機関へ委託するときは、当該機関がこの達令に定める相談員に関する規定に則り業務を遂行しなければならない。

(事実の存否)

**第14条** 委員会は、前条第8項の調査結果の報告を受けたときは、専門家からの助言に基づいて、ハラスメント行為に該当する事実の存否を判断しなければならない。

(再発防止策の実施)

**第15条** 委員会は、前条によりハラスメント行為に該当する事実があったと判断したときは、再発防止のため、行為者に対して厳重に指導するとともに、必要な研修を受講させなければならない。

(関係改善の斡旋)

**第16条** 委員会は、第14条により事実の存否を判断したときは、当事者の意向を尊重しつつ、当事者間の職務上の関係改善のための斡旋を行うものとする。ただし、ハラスメント行為に該当する事実があったと判断したときは、前条の再発防止策を実施した後に斡旋を行うものとする。

る。

(宗務機関内の連絡調整)

**第17条** 委員会は、第13条第4項に定める報告を受けた際、当該職員の所属する機関に別にハラスメントの防止に関する規定又は対応する制度等が定められている場合は、当該機関との連絡調整を密にして、第14条から前条までに定める対応をはかるものとする。

(宗務総長への報告)

**第18条** 総務部長は、第14条によりハラスメント行為に該当する事実があったと判断された場合は、事実関係の調査結果、再発防止策の実施内容及び前条による斡旋の結果について、文書をもって宗務総長に報告しなければならない。

(守秘義務)

**第19条** ハラスメントに起因する問題の対応に関わる者は、その過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(不利益取り扱いの禁止)

**第20条** ハラスメントの相談又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、相談者等に不利益な取り扱いをしてはならない。

(事務)

**第21条** この達令に定める事務は、総務部が行う。

**附 則**

この達令は、2007年7月1日から施行する。

**附 則** (2014年5月27日達令公示第4号)

- 1 この達令は、2014年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に設置されているセクシュアルハラスメント防止委員会は、この達令に定めるハラスメント防止委員会とみなす。
- 3 この達令施行の際、従前の規定によるセクシュアルハラスメント防止委員会の業務は、この達令によるハラスメント防止委員会が承継するものとする。

**附 則** (2018年6月25日達令公示第11号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第13号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 宗務役員の任用等に関する規程(2018年達令公示第9号)第38条第2項中「宗務役員」を「職員」に、第54条第1項中「第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項に掲げる」を「に基づく」にそれぞれ改める。

## ～第7編 地方宗務機関・ 教区・組・紛議調停・査察～

### 教区制

〈1991年6月29日条例公示第8号〉

- 改正 ①1997年6月13日条例公示9  
②2000年6月27日条例公示4  
③2005年6月28日条例公示10  
④2005年6月28日条例公示11  
⑤2009年6月29日条例公示5  
⑥2018年6月25日条例公示3  
⑦2020年6月25日条例公示1  
⑧2021年6月30日条例公示1  
⑨2022年6月28日条例公示1  
⑩2023年6月30日条例公示1

#### 第1章 教区の宗務執行機関

(教区の運営)

第1条 教区は、宗務執行の方針に則り、地方の特性に適應して、宗門の発展に寄与するために教学振興と教化推進を図り、常に同朋の公議公論に基づいて運営されなければならない。

(教区の名称)

第1条の2 教区の名称は、別表のとおりとする。  
(教務所長の職務)

第2条 教務所長は、教区の宗務を執行するため、教務所を統轄し、次の事務を掌理する。

- (1) 教化及び学事に関する事項
- (2) 同朋の会に関する事項
- (3) 儀式に関する事項
- (4) 公益事業に関する事項
- (5) 寺院、教会その他の所属団体に関する事項
- (6) 僧侶、門徒及び寺族に関する事項
- (7) 本派の選挙に関する事項
- (8) 相続講に関する事項
- (9) 懇志の奨励に関する事項
- (10) 共済に関する事項
- (11) 財務に関する事項
- (12) 賞罰及び風紀、秩序の維持に関する事項
- (13) 教区会及び教区門徒会に関する事項
- (14) 組に関する事項
- (15) 教区の施設に関する事項
- (16) 渉外に関する事項
- (17) 教務支所に関する事項
- (18) その他必要な事項

(教区費の賦課徴収)

第3条 教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を経て、教区内の寺院、教会その他の所属団体に対して、教区に必要な経費を賦課徴収することができる。

(教区の経費)

第4条 教区の経費は、前条の教区費及び交付金その他をもってこれに充てる。

2 前項の交付金は、教区交付金といい、教化交付金と奨励交付金に区分し、内局が年度ごとに交付率を定めて交付する。

(会計年度)

第5条 教区の会計年度は、会計条例(1988年条例公示第1号)第3条による。

(予算の議決及び予備費)

第6条 教務所長は、教区の会計の歳入歳出の予算を編成し、教区会及び教区門徒会に提出して、その議決を得なければならない。

2 予算中に予備費を設け、教務所長の責任でこれを支出することができる。

(補正予算)

第7条 教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を経て、予算の補正をすることができる。

(決算の承認)

第8条 教務所長は、予算と同時に、過年度の歳入歳出決算を監事の監査を経て教区会及び教区門徒会に提出して、その承認を求めなければならない。

#### 第2章 教区の議決機関

##### 第1節 通則

(教区会及び教区門徒会)

第9条 教区の宗務の適正な運営をはかるため、教区に教区会及び教区門徒会を置く。

(付議事項)

第10条 教務所長は、次に掲げる事項を教区会及び教区門徒会に付議しなければならない。

- (1) 教化及び学事の振興に関する事項
- (2) 教区の施設に関する事項
- (3) 教区費の賦課徴収に関する事項
- (4) 懇志の奨励に関する事項
- (5) 組への交付金に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 教区会及び教区門徒会は、宗務総長の承認を得て、宗門維持のための懇志金勧募について、必要と認める方法を議決することができる。

3 前項の議決については、宗務総長の承認を得なければならない。

(案件の提案)

第11条 教区会議員又は教区門徒会員は、それ

ぞれ教区会議員又は教区門徒会員3人以上の賛成を得て、案件を提案することができる。

(招集)

**第12条** 教区会及び教区門徒会は、毎年1回教務所長がこれを招集する。

2 教務所長は、特に必要と認めたときは、臨時会を招集することができる。ただし、この場合の議案は、教務所長が提出したものに限る。

(会期)

**第13条** 教区会及び教区門徒会の会期は、それぞれ3日以内とする。ただし、臨時会においては、2日以内とする。

2 前項の会期は、必要によって延長することができる。

(招集の発令)

**第14条** 教区会及び教区門徒会の通常会の招集は、期日を定めて、少なくとも10日前にこれを発令しなければならない。ただし、臨時会の招集は、その期間を7日前までに短縮することができる。

(合同協議会)

**第15条** 教区会及び教区門徒会の議決が異なるときは、教区会参事会(以下「参事会」という。)及び教区門徒会常任委員会(以下「常任委員会」という。)による合同協議会(以下「協議会」という。)の議に付するものとし、協議会の議決を教区会及び教区門徒会の議決とみなす。

- 2 協議会は、教務所長が招集する。
- 3 協議会に座長を置き、協議会を構成する者(以下「協議会員」という。)で互選する。
- 4 協議会は、参事会及び常任委員会を構成する者のそれぞれ半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 5 協議会の議事は、出席協議会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長がこれを決する。

(議決事項の告示及び報告)

**第16条** 教区会及び教区門徒会で議決した事項については、教務所長がこれを告示し、併せて宗務総長に報告しなければならない。

(議決事項の遵守)

**第17条** 教区会及び教区門徒会で議決した事項については、教区内の寺院及び教会並びに僧侶及び門徒は、これを履行し若しくは遵守しなければならない。

2 参事会及び常任委員会で議決した事項についても、前項と同様とする。

## 第2節 教区会

(組織)

**第18条** 教区会は、教区会議員でこれを組織する。

(教区会議員)

**第19条** 教区会議員は、教区内における組長(以下「組長議員」という。)及び選挙による者(以下「選出議員」という。)の2つとする。

(選出議員の定数)

**第20条** 選出議員の定数は、その教区における寺院及び教会の数が100までは5人とし、101から400まではその数が30を加える毎に1人宛を増加し、401からはその数が50を加える毎に更に1人宛を増加するものとする。

(選出議員の選挙)

**第21条** 選出議員の選挙に関する事項は、教区会議員選挙条例による。

(任期)

**第22条** 選出議員の任期は、総選挙の日から3年とする。

- 2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 組長議員の任期は、組長の在任中とする。

(失職)

**第23条** 教区会議員は、被選挙資格を失ったときは、その職を失う。

(委任)

**第24条** 教区会は、その権限に属する事項を、参事会に委任することができる。

(建議)

**第25条** 教区会は、教区内の教学施設について、宗務総長及び教務所長に建議することができる。

(諮問)

**第26条** 教区会は、宗務総長又は教務所長の諮問があるときは、意見を答申しなければならない。

(議長及び副議長)

**第27条** 教区会に議長及び副議長各1人を置き、議員の中からこれを互選する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

(議長の職務権限)

**第28条** 議長は、教区会の秩序を保持し、議事を整理し、教区会を代表する。

(職務代理及び仮議長)

**第29条** 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

2 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を互選する。

(説明員)

**第30条** 教務所長、次長、主事、主事補、主計及び教務所長の委任を受けた者は、会議に出席して説明をすることができる。

(開会及び閉会)



**第31条** 教区会の開会及び閉会は、教務所長がこれを行う。

(席次)

**第32条** 議員の席次は、通常会の初めに抽せん  
でこれを定める。

(定足数及び表決)

**第33条** 教区会は、議員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 教区会の議事は、出席議員の過半数でこれを決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(傍聴・秘密会)

**第34条** 教区会の会議は、議長の承認を得た者に限って傍聴することができる。

2 教務所長の要求があったとき、又は会議で議決したときは、秘密会とすることができる。

(会議の停止)

**第35条** 教区会の議事で、宗憲その他の諸規則に違反し、宗会の議決に悖り、又は本派の施策に反すると認めるときは、教務所長は、会議を停止し、宗務総長に具状してその指揮を請わなければならない。

(発言の取消及び退場)

**第36条** 会議中に、違法の所為をなし、その他議場の秩序を紊し、又は不穏当にわたる言動をする議員があるときは、議長は、制止し、又は発言を取消させることができる。

2 議長の命に従わないときは、退場させ、又は議場に諮って相当の懲戒を加えることができる。

(傍聴人の退場命令)

**第37条** 傍聴人で会議の妨害をする者があるときは、議長は、これに退場を命ずることができる。

(議事細則)

**第38条** 教区会は、議事細則を定め、教務所長の承認を得てこれを施行することができる。

(書記)

**第39条** 教区会に書記若干人を置き、教務所長が所属役員の中からこれを任命する。

(議事録)

**第40条** 教区会は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出欠議員の氏名及び会議に関する主要な事項を記載して、議長は、署名委員2人と共に、これに連署しなければならない。

(報告)

**第41条** 教区会で議決した事項は、議長がこれを教務所長に報告しなければならない。

### 第3節 教区会参事会

(設置)

**第42条** 教区会に参事会を置くことができる。

(組織)

**第43条** 参事会は、教区会参事会員（以下「参事会員」という。）で組織し、教区会議長・副議長及び教区会において互選した者がこれに当る。

(定数)

**第44条** 教区会において互選すべき参事会員（以下「選出参事会員」という。）の数は、教区内の寺院及び教会数が300に満たないものは、5人以内、300以上のものは、7人以内とする。

2 選出参事会員に補充員2人を置き、教区会において互選した者がこれに当たる。

(任期)

**第45条** 参事会員の任期は、教区会議員の任期による。

**第46条** 参事会員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで在任する。

(議長及び副議長)

**第47条** 参事会の議長及び副議長は、教区会の議長及び副議長がこれに当たる。

(付議事項)

**第48条** 参事会には、次の事項を付議する。

(1) 教区会から委任を受けた事項

(2) 教区会の議決を経るとまのない臨時緊急の事項

(3) その他教務所長が必要と認めた事項

2 前項の議決は、次の教区会に報告しなければならない。

(招集)

**第49条** 参事会は、会期を定めて、教務所長がこれを招集する。

2 参事会員の半数以上の要求があるときは、教務所長は、参事会を招集しなければならない。

(参事会に関する準用規定)

**第50条** 第33条から第41条までの規定は、参事会にもこれを準用する。

(参事会員の報告)

**第51条** 教務所長は、選出参事会員が定まったとき又はその異動があったときは、遅滞なくその氏名を宗務総長に報告しなければならない。

### 第4節 教区門徒会

(組織)

**第52条** 教区門徒会は、組門徒会において組門徒会員の中から互選された教区門徒会員で組織する。

2 前項の会員の数は、当該教区の組の数の2倍を超えないものとする。

3 教務所長は、組の区域及び寺院及び教会の数を勘案して、各組門徒会において互選すべき教

区門徒会員の定数を定めなければならない。この場合ひとつの組門徒会について3人を超えないものとする。

(組織に関する特例)

**第53条** 特別の事情のある教区で、前条の規定によることができないときは、宗務総長の許可を受けて、教区門徒会の組織及びその定数について別に定めることができる。

(教区門徒会員証の交付)

**第54条** 教区門徒会員には、教務所長が教区門徒会員証を交付する。

(規約)

**第55条** 教区門徒会は、その定数及び運営の方法その他必要な事項について規約を定め、宗務総長の承認を得なければならない。

(資格を有しない者)

**第56条** 次の各号に掲げる者は、教区門徒会員となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
- (3) 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(地位の失効)

**第57条** 教区門徒会員は、組門徒会員でなくなったときは、その地位を失う。

2 教区門徒会員は、門徒たるの本分に悖り、又は教区門徒会の品位を失墜する行為により、教区門徒会において不適任と決定されたときは、会員の地位を失う。

3 教区門徒会が前項の決定をしようとするときは、出席会員の4分の3以上の多数で決めなければならない。

(任期)

**第58条** 教区門徒会員の任期は、3年とする。

2 補欠による教区門徒会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

**第59条** 教区門徒会に教区門徒会員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 1人
- (3) 常任委員 当該教区の選出参事会員の数

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理し、教区門徒会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある

ときは、その職務を代理する。

4 常任委員は、会長及び副会長とともに常任委員会を組織し、この条例に定める事項を行う。

5 常任委員に補充員2人を置き、教区門徒会において互選した者がこれに当たる。

6 第1項の役員の任期は、教区門徒会員の任期による。ただし、役員の任期が満了しても、後任者が就任するまで、常任委員会に属する事項を行う。

(教区門徒会員の選定期間)

**第60条** 第52条第1項の規定による教区門徒会員の選定は、新たに選定された組門徒会員の任期が始まる日から教区門徒会員の任期が満了する日の前5日までの間にこれを行わなければならない。この場合、組長は、遅滞なくその結果を教務所長に報告しなければならない。

(名簿の作成及び報告)

**第61条** 教務所長は、教区門徒会員及び第59条第1項の役員の名簿を作成し、宗務総長に報告しなければならない。

2 教務所長は、前項の名簿に異動があったときもまた同様とする。

(常任委員会への委任)

**第62条** 教区門徒会は、その権限に属する事項を常任委員会に委任することができる。

(準用規定)

**第63条** 第25条及び第30条から第41条までの規定は、教区門徒会にこれを準用する。

#### 第5節 教区門徒会常任委員会

(設置)

**第64条** 教区門徒会に常任委員会を置く。

(座長)

**第65条** 常任委員会の座長は、教区門徒会の会長がこれに当たる。

(常任委員会に関する準用規定)

**第66条** 第48条から第50条までの規定は、常任委員会にこれを準用する。

#### 第3章 監事

(監事)

**第67条** 教区に監事2人を置く。

2 監事は、教区内の住職又は教会主管者の中から教区会参事会が推薦した者1人及び組門徒会員の中から教区門徒会常任委員会が推薦した者1人とする。

(任期)

**第68条** 教区会参事会が推薦した監事の任期は、教区会議員の任期に準じ、教区門徒会常任委員会が推薦した監事の任期は、教区門徒会員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

2 補充による監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

**第69条** 監事は、毎年教区の会計の歳入及び歳出の決算を監査し、教区会及び教区門徒会に報告する。

#### 第4章 教区教化委員会

(設置)

**第70条** 教化基本条例（1985年条例公示第4号）第6条第2項に基づき、教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、各教区に教区教化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

**第71条** 委員会は、教区教化委員長（以下「委員長」という。）及び教区教化委員（以下「委員」という。）若干人で組織する。

2 委員は、教務所長がこれを委嘱する。

(委員長)

**第72条** 委員長は、教務所長がこれに当たり、会務を統理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

**第73条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第74条** 委員会は、委員長が招集し、毎年1回以上これを開く。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(施行細則)

**第75条** 委員会を運営するために必要な事項は、教務所長が教区会及び教区門徒会の議決を経、宗務総長の承認を得て定める。

(達令への委任)

**第76条** この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

#### 附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、定めていた教区の区域は、この条例によるものとみなす。

3 1991年6月30日現在、存在した教区会及び教区門徒会並びに教区会参事会及び教区門

徒会常任委員会は、この条例による教区会及び教区門徒会並びに教区会参事会及び教区門徒会常任委員会とみなす。

4 1991年6月30日現在、在職していた教区会議員、教区会議長及び副議長、教区会参事会員並びに教区門徒会員、教区門徒会長及び副会長、教区門徒会常任委員並びに教区の監事は、この条例による教区会議員、教区会議長及び副議長、教区会参事会員並びに教区門徒会員、教区門徒会長及び副会長、教区門徒会常任委員並びに教区の監事とそれぞれみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。

5 1991年6月30日現在、教務所長の承認を得て施行していた教区会の議事細則は、この条例による教区会の議事細則とみなす。

6 1991年6月30日現在、宗務総長の承認を得て施行していた教区門徒会の規約は、この条例による教区門徒会の規約とみなす。

7 教務所長は、特に必要と認めるときは、当分の間、第52条第1項に規定する教区門徒会員のほか、教区内の門徒の中から、教区門徒会にはかつて教区門徒会員を選定することができる。この場合の教区門徒会員の任期は、その選定の日にかかわらず、第52条第1項による教区門徒会員の任期の起算の日からこれを起算する。

8 参議会議員選挙条例（1982年条例公示第3号）第8条第2項中「教区制第13条ただし書」を「教区制第14条ただし書」に改める。

附 則（1997年6月13日条例公示第9号）抄  
この条例は、1997年7月1日から施行する。

附 則（2000年6月27日条例公示第4号）  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2005年6月28日条例公示第10号）抄

1 この条例は、2005年7月1日から施行する。

2 2005年6月30日現在、宗務総長の承認を得て施行していた各教区の教区教化委員会規程及び教務所長の承認を得て施行していた各組の組教化委員会規程は、この条例による教区教化委員会規程及び組教化委員会規程とみなす。

3 この条例施行の際、現に教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員とみなす。

附 則（2005年6月28日条例公示第11号）抄  
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則（2009年6月29日条例公示第5号）  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日条例公示第1号）抄

- 1 この条例は、2020年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定による教区は、この条例に定める教区とする。ただし、従前の規定による高山教区及び岐阜教区は、この条例に定める岐阜高山教区とし、従前の規定による日豊教区、久留米教区、長崎教区、熊本教区及び鹿児島教区は、この条例に定める九州教区とする。

附 則（2021年6月30日条例公示第1号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2022年6月28日条例公示第1号）抄

- 1 この条例は、2022年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定による奥羽教区、山形教区及び仙台教区は、この条例に定める東北教区とする。

附 則（2023年6月30日条例公示第1号）抄

- 1 この条例は、2023年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定による三条教区、高田教区はこの条例に定める新潟教区とし、富山教区、高岡教区はこの条例に定める富山教区とし、小松教区、大聖寺教区はこの条例に定める小松大聖寺教区とする。

(第七編)  
教区制

別表 教区の名称

北海道教区	大垣教区
東北教区	岡崎教区
東京教区	名古屋教区
新潟教区	三重教区
富山教区	長浜教区
能登教区	京都教区
金沢教区	大阪教区
小松大聖寺教区	山陽教区
福井教区	四国教区
岐阜高山教区	九州教区

## 教区制施行条規

〈1991年6月29日達令公示第25号〉

改正 ①2005年6月28日達令公示25

②2020年6月25日達令公示6

(趣旨)

**第1条** この達令は、教区制(1991年条例公示第8号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(備付帳簿及び書類)

**第2条** 教務所には次の帳簿及び書類を備付なければならない。

- (1) 寺院、教会及び僧籍台帳
- (2) 組長及び諸議員名簿
- (3) 総代名簿
- (4) 教区及び組門徒会員名簿
- (5) 諸施設台帳
- (6) 各寺院教会別門徒数台帳
- (7) 門徒資格者台帳
- (8) 管内図
- (9) 諸会記録
- (10) 学事調査簿
- (11) 他宗教派状態調査簿
- (12) 事務諸帳簿
- (13) 会計諸帳簿

(事務統計)

**第3条** 教務所長は、年間の事務統計を作成し、翌年3月末日迄に報告しなければならない。

(教務員)

**第4条** 条例第2条第8号及び第9号の事務を行うため、必要により教務員を置くことができる。

(教務支所)

**第5条** 教務所長は、教務支所を設置するときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

- 2 宗務総長は、教務支所の設置を認めたときは、これを告示するものとする。

(制限)

**第6条** 条例第19条の組長議員には、組長事務取扱を含まない。

(定数の異動)

**第7条** 条例第20条又は第44条第1項の規定によって、教区会議員又は教区会参事会員の定数に異動を生じたときは、総選挙を行う場合でなければ、これを増減することができない。

(議員の資格)

**第8条** 教区会において議員の資格に異議を生じたときは、教区会議員はその資格が決定するま

では、教区会での議席を失わない。

(秘密会)

**第9条** 条例第34条第2項の規定により秘密会とする場合は、討論を用いないで、その可否を決しなければならない。

(欠席の届出)

**第10条** 教区会議員は、会議に欠席するときは、その理由を具して、議長に届出なければならない。

(議長代行)

**第11条** 議長及び副議長が定まるまで、又は仮議長の選挙を行う場合は、教務所長又はその命を受けた教務所員が議長の職務を行う。

(手当)

**第12条** 議長、副議長及び議員は、名誉職とし、教区会の決議によって、相当の手当を受けることができる。

(会議停止中の会期満了)

**第13条** 条例第35条により会議の停止中に会期が満了した場合は、更に期日を定めて教区会を招集しなければならない。

(懲戒)

**第14条** 条例第36条第2項の懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 議場で陳謝させること。
- (2) 議場で譴責すること。
- (3) 一定の期間出席を停止すること。

(欠員の補充)

**第15条** 選出参事会員に欠員を生じたときは、補充員の中から、予め定めた順位により、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(準用規定)

**第15条の2** 第8条から第14条までの規定は、教区門徒会に、第15条の規定は、教区門徒会常任委員に、それぞれこれを準用する。

(教務所長の専決)

**第16条** 教区会又は教区会参事会が招集に应ぜず又は不成立のときは、その権限に属する事項について、教務所長は、宗務総長の指揮を受けて専決することができる。

(運営細則)

**第17条** 教務所長は、必要と認めるときは、運営細則を定めて、条例第9条に規定する教区会と教区門徒会とを合同して開催することができる。

- 2 前項の運営細則は、教務所長が、あらかじめ教区会及び教区門徒会の同意を得さらに宗務総長の承認を得て、これを制定するものとする。

(教区会議員及び教区門徒会員の兼務の禁止)

**第18条** 教区会議員及び教区門徒会員は、監事

を兼ねることができない。

(任期に関する特例)

**第19条** 監事は、条例第68条第1項に定める任期が満了した後であっても、後任の監事が就任するまで、なおその職務を行う。

**附 則**

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、教務員であった者は、この達令による教務員とみなす。
- 3 1991年6月30日現在、宗務総長の承認を得て施行していた運営細則は、この達令による運営細則とみなす。

**附 則** (2005年6月28日達令公示第5号)

この達令は、2005年7月1日から施行する。

**附 則** (2020年6月25日達令公示第6号) 抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

## 教区会議員選挙条例

(1986年6月13日条例公示第8号)

- 改正 ①1991年6月29日条例公示4  
②2000年6月27日条例公示5  
③2001年6月29日条例公示6  
④2009年6月29日条例公示6  
⑤2016年6月24日条例公示7  
⑥2018年6月25日条例公示3  
⑦2019年6月27日条例公示5  
⑧2021年6月30日条例公示1

(目的)

**第1条** この条例は、教区会の選出議員の選挙について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙資格)

**第2条** 住職・教会主管者及びその代務者は、選挙資格を有する。ただし、住職代務者又は教会主管者代務者を置いている寺院又は教会の住職又は教会主管者は、選挙資格を有しない。

(被選挙資格)

**第3条** 選挙資格を有する住職及び教会主管者は、被選挙資格を有する。

(選挙資格を有しない者)

**第4条** 次の各号に掲げる者は、選挙資格を有しない。

- (1) 謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(被選挙資格を有しない者)

**第5条** 次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。

- (1) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、第24条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者
- (2) 宗議会議員、組長及び査察委員であった者で、第24条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者
- (3) 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員並びに中央選挙管理委員会の委員及びその補充員であった者で、第24条に定める立候補

の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

(選挙に関する区域)

**第6条** 選挙の投票は、僧籍のある寺院又は教会が所在する選挙区においてこれを行う。ただし、僧籍のない寺院又は教会に在職する住職代務者、教会主管者代務者は、在職する選挙区においても投票を行うことができる。

2 同選挙区において数個の寺院・教会の住職又は教会主管者又はそれらの代務者を兼ねている者は、その本務である寺院又は教会が所在する投票区において投票しなければならない。

3 宗務役員その他役職により住職・教会主管者又はその代務者を命ぜられた者は、前2項の規定にかかわらず、その寺院・教会においては、選挙資格を有しない。

(選挙区)

**第7条** 選挙は、教区を一選挙区とし、選挙区ごとに行う。

(選挙区の選挙管理会)

**第8条** 選挙に関する事務の決定及びその執行は、宗議会議員選挙条例(1991年条例公示第4号。以下「宗選条例」という。)で定める選挙区の選挙管理会が行う。

(選挙人名簿の作成)

**第9条** 選挙区の選挙管理会は、選挙の期日から数えて前26日を基準日として組ごとに選挙人名簿(以下「名簿」という。)を作成しなければならない。名簿に記載された者を選挙人という。

2 名簿には、選挙人の氏名及び生年月日、住職・教会主管者又はその代務者の別、寺院・教会の名称及び所在地を記載する。

(名簿の縦覧)

**第10条** 選挙区の選挙管理会は、前条により作成した名簿の謄本を各組の組長に送付して、選挙の期日から数えて前22日から4日間、予め通知した場所において、これを縦覧させなければならない。

2 組長は、選挙区の選挙管理会の同意を得て名簿の謄本の写本を作り、縦覧期間内に組内の寺院・教会に配布して、縦覧に代えることができる。

(選挙管理会への異議の申立)

**第11条** 選挙人が名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、文書をもって当該組長を経由して選挙区の選挙管理会に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、名簿の縦覧期間内に行わなければならない。

(申立に対する決定)

(第七編) 教区会議員選挙条例

**第12条** 選挙区の選挙管理会は、前条の申立に対し、その申立が正当であるかないかを選挙の期日から数えて前16日までに決定しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、申立を正当であると決定したときは、直ちに名簿を訂正しなければならない。申立を正当でないとして決定したときは、当該組長を経由して、その旨を申立人に通知しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項により名簿に異動を生じたときはこれを告示し、当該組長を経由して、その旨を申立人及び本人にすみやかに通知するとともに、名簿の謄本の訂正を求めなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第13条** 前条の規定による決定に不服のある申立人は、その決定の通知を受け取った日から数えて5日以内に選挙区の選挙管理会を相手として、審問院に異議の申立をすることができる。

2 審問院は、前項の異議申立書を受理したときは、すみやかにその裁決をしなければならない。

3 審問院の裁決については、不服の申立をすることができない。

(名簿の削除)

**第14条** 選挙区の選挙管理会は、名簿作成の基準日の翌日以後に選挙人が死亡したことを確認したときは、名簿からこれを削除しなければならない。この場合においては、宗選条例第25条第1項ただし書の規定を準用する。

2 選挙区の選挙管理会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該組長に対して名簿の謄本から削除させなければならない。

(名簿の補正)

**第15条** 選挙区の選挙管理会は、名簿作成の基準日の翌日以後に、次の各号に掲げる変更があったときは、名簿を補正しなければならない。

- (1) 選挙人が氏名を変更したとき
- (2) 寺院・教会が名称を変更したとき
- (3) 寺院・教会の所在地名に変更があったとき
- (4) 寺院・教会が同組内において所在地を変更したとき

2 選挙区の選挙管理会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該組長に対して名簿の謄本の補正をさせなければならない。

(名簿の訂正)

**第16条** 選挙区の選挙管理会は、審問院の裁決により名簿を訂正しなければならないときは、これを訂正し、その旨を申立人及び本人に通知するとともに、当該組長に対して名簿の謄本の

訂正を求め、これを告示しなければならない。  
(名簿の閲覧)

**第17条** 選挙区の選挙管理会は、第10条に定める名簿の縦覧期間が終了後に、特定の者が選挙人であるかどうかの確認のために名簿の閲覧を求める者がいるときは、教務所において名簿の閲覧をさせなければならない。

(名簿の再作成)

**第18条** 選挙区の選挙管理会は、災害その他避けられない事故により必要があるときは、更に名簿及び名簿の謄本を作成しなければならない。

(総選挙)

**第19条** 総選挙は、議員の任期満了の日の翌日これを行う。ただし、特別の事情があるときは、任期満了の日から5日以内に行うことができる。

2 前項ただし書により総選挙が行われたときの議員の任期は、教区制(1991年条例公示第8号。以下同じ。)第2条第1項の規定にかかわらず、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(再選挙)

**第20条** 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、更に選挙を行う。ただし、次条の規定により当選人を定めることができるときは、この限りでない。

- (1) 議員候補者の数がその選挙区の議員の定数に満たないとき。
- (2) 当選人のないとき又は当選人がその選挙区の議員の定数に達しないとき。
- (3) 当選人が被選挙資格を失ったとき又は死亡したとき。
- (4) 選挙の効力に関する異議の裁決又は判定の結果選挙無効となったとき。
- (5) 当選の効力に関する異議の判定の結果当選無効となったとき。

2 第35条の規定による異議申立の期間中は、前項の規定による選挙を行うことができない。その申立の繫属中もまた同様である。ただし、当選人の死亡による再選挙は、この限りでない。

3 第1項の規定によって選挙を行う場合、その事由が、第1項第1号、第2号前段及び第4号のいずれかに該当するときは、その選挙で選出する議員の定数について、第2号後段、第3号及び第5号のいずれかに該当するときは、そのために欠けた数について、それぞれ行うものとする。

(欠員の補充)

**第21条** 議員に欠員が生じた場合、その選挙において、宗選条例第104条第2項の規定に該

(第七編) 教区会議員選挙条例



当する得票者であつて当選人とならなかつた者（以下「補充員」という。）があるときは、選挙管理会は、補充員のうちから得票の順位によつて、これを補充する。

（補欠選挙）

**第22条** 前条の規定によつて、議員の欠員を補充することができないときは、補欠選挙を行う。ただし、議員の欠員の数とその定数の3分の1を超えないとき又は議員の任期満了前の教区制第12条第1項による教区会が終わつた後は、補欠選挙を行わない。

2 第20条の規定は、補欠選挙にもこれを準用する。

（選挙の期日の発令及び告示）

**第23条** 選挙の期日は、教務所長が定め、少なくとも選挙の期日から数えて前25日までに発令し、発令の日から数えて2日以内に選挙区の選挙管理会に、選挙の期日、名簿の縦覧期間、異議の申立期間、立候補の届出期間及び選挙運動の期間を告示させなければならない。

（議員候補者）

**第24条** 被選挙資格を有する者で議員候補者（以下「候補者」という。）にならうとする者は、選挙の期日から数えて前15日から3日以内に、その旨を選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。

2 前項による立候補の届出期間の立候補受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後4時までとする。

3 立候補の届出の締切の日時に至つて、候補者がその選挙区の議員の定数に満たないとき又は満たなくなつたときは、定数に達するまで立候補の届出をすることができる。ただし、その届出は選挙の期日の前日までに限る。

4 候補者の辞退及び告示等については、宗選条例第38条及び第39条の規定を準用する。

（選挙運動に関する準用規定）

**第25条** 選挙運動については、宗選条例第41条から第46条まで並びに第48条及び第51条の規定を準用する。この場合、同条例第48条第4号中「演説を妨害し又は選挙の自由」とあるは、「選挙の自由」と読み替えるものとする。

（役職にある者の運動禁止）

**第26条** 次の各号に掲げる者は、選挙運動をすることができない。

（1）条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

（2）宗議会議員、組長、副組長（候補者である者を除く。）及び査察委員

（3）選挙管理委員及びその補充員並びに中央選挙管理委員会の委員及びその補充員

2 前項に掲げる者は、その地位を利用して、他の者に対し、選挙運動をさせてはならない。

（候補者に関する通知）

**第27条** 選挙区の選挙管理会は、候補者の氏名及び所属の寺院・教会の名称並びにその所在地を、選挙の期日から数えて前8日までに、選挙人に通知しなければならない。

（投票に関する準用規定）

**第28条** 投票については、宗選条例第5条及び第6条、第52条から第88条まで並びに第89条第1項及び第90条の規定を準用する。ただし、候補者である副組長は、投票管理者になることができない。この場合においては、宗選条例第59条の「名簿の謄本の写し」を「名簿の謄本」と読み替えるものとする。

（開票に関する準用規定）

**第29条** 開票については、宗選条例第91条から第103条までの規定を準用する。

（当選人の決定に関する準用規定）

**第30条** 当選人の決定等については、宗選条例第104条から第106条までの規定を準用する。この場合においては、同条例第104条第1項及び第2項の「当選人」並びに同条第3項の「当選人及び次点者」を、それぞれ「当選人及び補充員」と読み替えるものとする。

（当選人の告示）

**第31条** 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、直ちにその氏名を告示しなければならない。

2 第21条及び第22条の規定による当選人についても、前項同様とする。

（選挙録）

**第32条** 選挙区の選挙管理会は、選挙録正副2通を作成し、会長及び選挙区の選挙管理委員全員並びに選挙管理事務長とともに署名押印するものとする。

（当選証書の交付）

**第33条** 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、当選人に当選証書を交付する。

2 第21条及び第22条の規定による当選人についても、前項同様とする。

（文書の保存等に関する準用規定）

**第34条** 宗選条例第110条から第112条の2までの規定は、この条例にも準用する。ただし、同条例第111条第1項及び第112条の2に定める中央選挙管理委員会への報告並びに同条例第111条第4項に定める宗務総長の承

認を除く。この場合においては、同条例第111条第2項及び第3項中「第34条」とあるは「この条例の第20条」と、同条例第111条第5項及び第6項中「宗務総長」とあるは「教務所長」と、それぞれ読み替えるものとする。  
(異議申立等に関する準用規定)

**第35条** 異議の申立及びその裁決等については、宗選条例第113条から第116条まで及び第118条の規定を準用する。  
(選挙に関する非違及び懲戒)

**第36条** 教区会議員の選挙に関する非違行為の懲戒については、宗選条例第119条、第120条、第121条及び第123条から第131条までの規定を準用する。

2 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が選挙運動をしたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

3 宗議会議員、組長、副組長（候補者である者を除く。）査察委員、選挙管理委員及びその補充員並びに中央選挙管理委員会の委員及びその補充員である者が選挙運動をしたときも、また同様とする。

(達令への委任)

**第37条** この条例の施行に関し必要な事項は、達令で定める。

**附 則**

1 この条例は、1986年10月1日から施行する。

2 教区会議員選挙条例（1947年条例第11号）は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に在職する教区会の選出議員の任期は、1987年4月23日をもって満了する。

**附 則**（1991年6月29日条例公示第4号）抄  
この条例は、1991年7月1日から施行する。

**附 則**（2000年6月27日条例公示第5号）  
この条例は、公示の日から施行する。ただし、第5条第3号、第22条第1項第3号、第24条及び第31条第3項の改正については、2001年7月1日から適用する。

**附 則**（2001年6月29日条例公示第6号）  
この条例は、2001年7月1日から施行する。

**附 則**（2009年6月29日条例公示第6号）  
この条例は、2009年7月1日から施行する。

**附 則**（2016年6月24日条例公示第7号）  
この条例は、2017年7月1日から施行する。

**附 則**（2018年6月25日条例公示第3号）抄  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

**附 則**（2019年6月27日条例公示第5号）

この条例は、2019年7月1日から施行する。

**附 則**（2021年6月30日条例公示第1号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

# 東日本大震災に伴う教区会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例

（2013年6月28日条例公示第10号）

改正 2019年6月27日条例公示6

（目的）

**第1条** この条例は、教区会議員選挙条例（1986年条例公示第8号）第19条、第20条及び第22条に規定する選挙の実施に際し、東日本大震災に伴う投票所の設置及び郵便投票について特例を定め、選挙の実施を円滑ならしめることを目的とする。

（投票所の変更の特例）

**第2条** 選挙区の選挙管理会は、東日本大震災の影響により宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号）第6条第2項に定める地域に投票所を設置することができないと認めるときは、多数の選挙人の投票の利便を考慮して、選挙の期日から数えて前24日までに投票所を設置する地域を変更し投票所を定めることができる。

2 選挙区の選挙管理会は、前項により投票所を設置したときは、遅滞なく投票区内の選挙人に通知しなければならない。

（郵便投票の許可の特例）

**第3条** 選挙区の選挙管理会は、東日本大震災の影響により自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をし難い選挙人が、選挙区の選挙管理会に申請し、その申請を正当と認めた場合、その選挙人に郵便による投票を許すことができる。

2 前項の郵便投票の申請をしようとする選挙人は、選挙の発令後、選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に許可申請書を書留郵便で送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもって、送達するものとする。

3 前項の許可申請書は、別記様式によるものとする。

4 選挙区の選挙管理会は、第1項の許可をしたときは、直ちにその選挙人の所属する投票区の投票管理者にその旨を通知しなければならない。

（特例の周知）

**第4条** 選挙区の選挙管理会は、この条例に定める特例について、適切な方途により、選挙区の選挙人に周知しなければならない。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2019年6月27日条例公示第6号）

この条例は、2019年7月1日から施行する。

様式

年 月 日	
選挙区選挙管理会御中	
教区 組 寺・教会 (住職・教会主管者・代務者)	
申請人氏名 ㊟	
郵便投票許可申請書	
下記事由により、年 月 日施行の教区会議員選挙において、東日本大震災に伴う教区会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例第3条の規定に基づき郵便投票を許可くださるよう申請します。	
記	
1 現住所 (送付先)	
2 所属投票区	選挙区 投票区
3 事由	
以上	

（第七編）東日本大震災に伴う教区会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例

（第七編）東日本大震災に伴う教区会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例

## 教区会の選出議員の任期に関する臨時措置条例

〈2019年6月27日条例公示第7号〉

(目的)

**第1条** この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の厳修にあたり、教区制(1991年条例公示第8号。以下同じ。)第21条に規定する選出議員の選挙を円滑に実施するため、選出議員の任期の満了日及び起算日を調整することを目的とする。

(任期の満了日)

**第2条** この条例施行により、2020年施行の総選挙による選出議員の任期は、教区制第22条第1項の規定にかかわらず、2022年12月23日をもって満了する。

(任期の起算日)

**第3条** 前条の規定による選出議員の任期満了に伴い、新たに選挙される選出議員の任期は、2022年12月24日から起算する。

(任期の延長)

**第4条** 前条の規定の適用を受ける選出議員の任期は、教区制第22条第1項の規定にかかわらず、2026年4月23日まで延長し満了するものとする。

**附 則**

この条例は、2019年7月1日から施行する。

〔第七編〕 教区会の選出議員の任期に関する臨時措置条例

## 教区会議員選挙条例施行条規

〈1986年6月25日達令公示第4号〉

- 改正 ①1991年6月29日達令公示26  
②2001年6月29日達令公示7  
③2009年6月29日達令公示11  
④2019年6月27日達令公示3

(趣旨)

**第1条** この達令は、教区会議員選挙条例の施行に必要な事項を定める。

(用語の定義)

**第2条** この達令において「条例」とは教区会議員選挙条例を、「宗選条例」とは宗議会議員選挙条例を、「宗選条規」とは宗議会議員選挙条例施行条規を、「選挙管理会」とは選挙区の選挙管理会を、「候補者」とは議員候補者を、「運動」とは選挙運動をいう。

(選挙資格の判定基準日)

**第2条の2** 選挙資格の有無に関する判定の基準日は、選挙人名簿作成の基準日と同一とする。

(選挙資格を有する区域)

**第3条** 僧籍を有しない選挙区に在職する住職代務者、教会主管者及びその代務者であつて、僧籍を有する選挙区において選挙資格を有しないときは、在職する選挙区に僧籍を有するものとみなして取扱うものとする。

(組の合併、分割及び新設)

**第4条** 条例第9条に定める選挙人名簿作成の基準日の翌日以後の組の合併、分割又は新設は、選挙人の投票に影響を及ぼすものではない。

(選挙係)

**第5条** 選挙係については、宗選条規第4条の規定を準用する。

(選挙人名簿)

**第6条** 選挙人名簿の様式は、別記様式第1による。

2 選挙管理会は、条例第9条第1項の規定により選挙人名簿を作成したときは、それが原本であることを明らかにしなければならない。

3 選挙管理会は、選挙人名簿の謄本を作成したときは、記載事項の末尾に原本と相違ないことを認証しなければならない。

4 組長は、選挙人名簿の謄本の送付を受けたときは、巻末に縦覧期間及び縦覧場所を記載し職印を押印しなければならない。ただし、条例第10条第2項の規定による場合は、選挙人名簿の謄本及び写本にその旨を併せて記載するものとする。

(選挙人名簿の削除)

〔第七編〕 教区会議員選挙条例施行条規

**第7条** 選挙管理会は、選挙人名簿作成基準日以後に、死亡又は選挙資格を失った者があるときは、選挙人名簿の原本からこれを削除し、その日時及び事由を選挙人名簿の原本にこれを記載しなければならない。この場合においては、宗選条規第19条第1項ただし書の規定を準用する。

2 選挙管理会は、前項前段の場合、組長及び投票管理者に通報するものとする。

(選挙人名簿の補正)

**第8条** 選挙管理会は、条例第15条により選挙人名簿を補正したときは、その日時及び事由を選挙人名簿の原本に記載しなければならない。

2 選挙管理会は、前項により選挙人名簿の原本を補正したときは、当該組長に対して選挙人名簿の謄本を補正させなければならない。

(選挙人名簿の訂正)

**第9条** 選挙管理会は、条例第11条による異議の申立があった場合は、申立の当否を確認しなければならない。

2 条例第12条及び第16条により選挙人名簿の原本を訂正するときは、選挙管理会は、その日時及び事由を記載しなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第10条** 条例第13条により審問院への異議の申立をするときは、その根拠を示す証憑を添付しなければならない。

(選挙人名簿の再作成)

**第11条** 選挙管理会は、条例第18条により選挙人名簿を再作成したときは、あらためて選挙人名簿の縦覧期間及び閲覧期間、異議の申立期間及び異議の申立の決定の期日を定めなければならない。

(候補者の諸届)

**第12条** 候補者の届出書及び候補者たることを辞することの届出書は、それぞれ別記様式第2及び第3に準じて作成しなければならない。

**第13条** 宗選条規第30条から第32条までの規定は、候補者に関する諸届、その受付及び取扱並びに告示について準用する。この場合、宗選条規第30条に「第27条第1項」とあるは、「この達令の第12条」と、同第32条に「条例第39条第1項」及び「条例第39条第2項」とあるは、それぞれ「条例第24条第4項」と読み替えるものとする。

(選挙運動の諸届等)

**第14条** 運動については、宗選条規第36条及び第38条から第40条までの規定を準用する。

2 選挙事務長選任（異動）届、選挙事務長就任届、選挙運動員選任（異動）届、選挙運動員承

諾書、選挙事務長、選挙運動員届済証明書及び選挙事務所設置（変更）届の様式は、宗選条規様式第11から第16までを準用する。この場合「宗議会議員」を「教区会議員」に改めるものとする。

(諸届の受付時間)

**第15条** 前3条に規定する諸届の受付は、午前9時から午後4時までとする。

(投票用紙)

**第16条** 選挙管理会は、投票用紙に選挙管理会の印を押印し、投票所において用いる名簿とともに、その目録を添えて確実な方法で各投票管理者に送付しなければならない。

2 前項の投票用紙は、相当数の余分をみて送付しなければならない。

3 投票管理者は、投票用紙を受領したときは、直ちにこれを点検して、選挙の期日まで保管しなければならない。

(投票所に用いる名簿)

**第17条** 選挙管理会は、郵便投票を行う選挙人に記号を付した投票用名簿を作成しなければならない。

2 投票用名簿の送付後、選挙人名簿に削除、補正又は訂正の必要が生じたときは、選挙管理会は、遅滞なくその旨を投票管理者に通知し、投票用名簿を訂正させなければならない。

(投票に関する準用規定)

**第18条** 投票については、宗選条規第47条から第50条まで及び第55条から第81条までの規定を準用する。

2 投票函は、宗議会議員選挙に用いるものを使用する。

3 郵便投票許可申請書及び郵便投票許可通知書の様式は、宗選条規様式第21から第23に準ずるものとする。この場合、「宗議会議員選挙」を「教区会議員選挙」に、同様式第21中の「宗議会議員選挙条例第81条」を「教区会議員選挙条例第28条及び宗議会議員選挙条例第81条」に、同様式第22中の「宗議会議員選挙条例第81条の2」を「教区会議員選挙条例第28条及び宗議会議員選挙条例第81条の2」にそれぞれ改めるものとする。

4 投票録、不在者投票受付簿及び郵便投票受付簿の様式は、宗選条規様式第19から第20まで及び第24に準ずるものとする。

(投票用封筒等の調製)

**第19条** 郵便投票用封筒は、郵便用封筒及び投票用封筒とし、投票用紙とともに、それぞれ宗選条規様式第25から第27までに準じて教務

所で調製するものとする。

(選挙不能の処置)

**第20条** 災害その他避けられない事故によって選挙を行うことができないときは、改めて選挙を行うものとする。この場合、条例第19条第1項に定める選挙による議員の任期の起算日は、同条第2項の定に準ずる。

(投票区の再投票)

**第21条** 条例第34条に準用する宗選条例第112条の規定により再投票を行う場合は、中央選挙管理委員会への報告を除き、宗選条規第116条第1項及び第3項の規定を準用する。

2 条例第28条又は条例第34条に準用する宗選条例第87条又は第112条の規定により再投票を行うべき場合であっても、投票区がひとつであって郵便投票区がない選挙区においては、再投票を行わないで前条に準じて選挙を行わなければならない。

(全ての投票区の再投票)

**第22条** 条例第34条に準用する宗選条例第112条の2の規定により全ての投票区の再投票を行う場合は、宗選条規第116条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 前項の場合、宗選条例第112条の2第1項及び第2項並びに宗選条規第116条第2項に「中央選挙管理委員会」とあるは、「教務所長」と読み替えるものとする。

3 条例第34条に準用する宗選条例第112条の2の規定により全ての投票区の再投票を行うべき場合であっても、投票区がひとつであって郵便投票区がない選挙区においては、再投票を行わないで第20条に準じて選挙を行わなければならない。

(開票及び当選人の決定)

**第23条** 開票及び当選人の決定については、宗選条規第85条から第110条までの規定を準用する。

(選挙録)

**第24条** 選挙録については、宗選条規第111条の規定を準用する。ただし、宗選条規様式第28中第11項の「当選人の氏名」を「当選人及び補充員の氏名」とするものとする。

(当選証書)

**第25条** 当選証書の様式は、別記様式第4による。

(関係文書等の保存)

**第26条** 選挙に用いた名簿及び関係文書の保存については、宗選条規第24条及び第113条から第115条までの規定を準用する。

(投票の保存方法)

**第27条** 条例第28条に準用する宗選条例第87条の規定による再投票、条例第34条に準用する宗選条例第112条又は第112条の2の規定による再投票及びこの達令第20条の規定による選挙の投票の保存方法については、宗選条規第115条の規定を準用する。

**附 則**

- 1 この達令は、1986年10月1日から施行する。
- 2 教区会議員選挙条例施行条規（1962年告達第19号）は、廃止する。

**附 則**（1991年6月29日達令公示第26号）

この達令は、1991年7月1日から施行する。

**附 則**（2001年6月29日達令公示第7号）

この達令は、2001年7月1日から施行する。

**附 則**（2009年6月29日達令公示第11号）

この達令は、2009年7月1日から施行する。

**附 則**（2019年6月27日達令公示第3号）

この達令は、2019年7月1日から施行する。

(第七編) 教区会議員選挙条例施行条規

(第七編) 教区会議員選挙条例施行条規

**様式第1**

(選挙人名簿)

訂正	氏名	生年月日	住職等の区分	寺院教会の名称	所在地	備考

(選挙人名簿の表紙)

選挙区  
教 区 会 議 員 選 挙 人 名 簿

年 月 日現在

(選挙人名簿謄本の巻末の記載)

この謄本は、選挙人名簿の原本と相違ないことを認証する。

年 月 日

選挙区選挙管理委員会 管理  
会印

1 縦覧期間 年 月 日から 日まで

2 縦覧場所 (住所) 寺・教会

組 長 職印

註 縦覧場所は、組長が予め組内に通知した場所を記載すること。ただし、条例第10条第2項による場合は、その旨を記載すること。

### 様式第2

(候補者の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

氏名 ㊟

教 区 会 議 員 候 補 者 届

このたび、年 月 日施行の教区会議員選挙にあたり、下記により候補者の届出をします。

記

(ふりがな)

1 候補者

2 住 所

3 所 属            教区    組    寺住職・教会主管者

4 生年月日            年    月    日生

### 様式第3

(候補者辞退の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

氏名 ㊟

教 区 会 議 員 候 補 者 辞 退 届

このたび、下記により辞退の届出をします。

記

1 事 由

### 様式第4

(当選証書)

教 区 会 議 員 当 選 証 書

教 区            組            寺・教会    住職・教会主管者

氏 名

右は、年 月 日    教区会議員に

当選したことを証する

年    月    日

選 挙 区 選 挙 管 理 会

管 理 印

(第七編) 教区会議員選挙条例施行条規

## 教区青少幼年教化推進本部規程

（1991年6月29日達令公示第28号）

改正 ①2010年6月29日達令公示7

②2018年6月25日達令公示1

（設置）

**第1条** 地方における青少幼年教化の推進をはかるため、教区に教区青少幼年教化推進本部（以下「教区本部」という。）を置くことができる。

（目的）

**第2条** 教区本部は、青少幼年教化活動の中核となる人材を養成し、その組織活動の拡充強化をはかることを目的とする。

（業務）

**第3条** 教区本部は、前条の目的を達成するため、教区教化委員会と緊密な連携をとり、次の業務を行う。

- （1）青少幼年教化の総合企画及びその実施
- （2）青少幼年教化の指導者の養成
- （3）青少幼年教化の拠点となるべき施設の設置
- （4）青少幼年教化諸団体の掌握及び育成
- （5）青少幼年教化に必要な教材の立案及び作成
- （6）その他必要な業務

（教区本部長及び教区副本部長）

**第4条** 教区本部に教区本部長及び教区副本部長を置く。

**第5条** 教区本部長は、教区教化委員長をこれに充て、主務を掌理する。

2 教区副本部長は、教区教化委員の中から教区本部長が任命し、教区本部長を補佐する。

（指導主任）

**第6条** 教区本部に、宗務職制（1991年条例公示第5号）第32条に定める教区青少幼年指導主任（以下「指導主任」という。）1人を置く。

2 指導主任は、青少幼年教化に経験を有し、又は特殊な学識若しくは技能を有する者の中から教区教化委員長の推薦により宗務総長が任命する。

3 指導主任は、教区本部長の命を受けて、青少幼年教化推進のための企画・指導その他必要な業務にあたる。

（青少幼年指導員）

**第7条** 教区本部に青少幼年指導員（以下「指導員」という。）若干人を置く。

2 指導員は、青少幼年教化に練達したる者について、教区本部長の推薦により宗務総長が任命する。

3 指導員は、教区本部長の命を受けて、青少幼年教化の指導にあたる。

4 指導員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務）

**第8条** 教区本部の事務は、教務所が行う。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、指導主任及び青少幼年指導員であった者は、この達令による指導主任及び青少幼年指導員とみなす。なお、青少幼年指導員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。

附 則（2010年6月29日達令公示第7号）

1 この達令は、2010年7月1日から施行する。

2 2010年6月30日現在、指導主任、青少幼年指導員であった者は、この達令による指導主任及び青少幼年指導員とみなす。なお、青少幼年指導員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。

附 則（2018年6月25日達令公示第1号）抄

1 この達令は、2018年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、現に指導主任である者は、この達令による指導主任とみなす。



# 青少年教化施設の管理運営に関する規程

〈1991年6月29日達令公示第29号〉

- 改正 ①2004年6月28日達令公示13  
 ②2005年6月28日達令公示6  
 ③2010年6月29日達令公示8  
 ④2015年6月26日達令公示9  
 ⑤2023年6月30日達令公示14

(趣旨)

**第1条** この達令は、青少年の教化活動のための宿泊施設（以下「施設」という。）及び野営場の管理運営に関する事項について定める。

(名称及び所在地)

**第2条** 施設の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(管理及び運営)

**第3条** 施設の管理及び運営は、当該施設の管轄教区に委託して行い、その規則は、別に定める。

(施設の長)

**第4条** 施設の長は、当該施設を管轄する教務所長がこれに当たる。

(経費)

**第5条** 施設の管理及び運営に必要な経費は、施設の長の上申により助成することができる。

(事務所管)

**第6条** 施設に関する事務は、企画調整局の所管とする。

**附 則**

- この達令は、1991年7月1日から実施する。
- 1991年6月30日現在、施設の長及び職員であった者は、この達令による施設の長及び職員とみなす。

**附 則** (2004年6月28日達令公示第13号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附 則** (2005年6月28日達令公示第6号)

この達令は、2005年7月1日から施行する。

**附 則** (2010年6月29日達令公示第8号)

この達令は、2010年9月1日から施行する。

**附 則** (2015年6月26日達令公示第9号) 抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第14号)

この達令は、2023年7月1日から施行する。

別表 名称・所在地・管轄教区

名称	所在地	管轄教区
池の平青少年センター	新潟県妙高市大字 関川2283番地	新潟教区

# 教区緊急事態対策委員会設置に関する達令

〈1991年6月29日達令公示第30号〉

(設置)

**第1条** 宗門の緊急事態に対処するため、教区会及び教区門徒会の議決を経て、教区にそれぞれ教区緊急事態対策委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(報告)

**第2条** 教務所長は、委員会の組織、運営その他必要な事項を定め、教区会及び教区門徒会の議決を経て、これを委員の名簿とともに宗務総長に報告するものとする。

**附 則**

- この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 1991年6月30日現在、設置されていた委員会は、この達令により設置された委員会とみなす。

〔第七編〕青少年教化施設の管理運営に関する規程

〔第七編〕教区緊急事態対策委員会設置に関する達令

# 組制

（1991年6月29日条例公示第9号）

- 改正 ①1997年6月13日条例公示9  
 ②2000年6月27日条例公示6  
 ③2005年6月28日条例公示10  
 ④2005年6月28日条例公示11  
 ⑤2009年6月29日条例公示7  
 ⑥2018年6月25日条例公示3  
 ⑦2018年6月25日条例公示7  
 ⑧2021年6月30日条例公示1

## 第1章 総則

（組の構成・運営）

**第1条** 組は、地方行政区画並びに教学振興及び教化推進の実動の便宜を参酌し、従前から分属された寺院、教会その他の所属団体により構成される地方宗務機関であつて、聞法の道場たる寺院及び教会がその機能を發揮して同朋の会を生み出し、念仏者を育む同朋会運動のさらなる展開のための共同教化の単位として、常に同朋の公議公論に基づいて運営されなければならない。

（組の構成の変更）

**第2条** 合併若しくは分割又は新設等により、組の構成を変更するときは、組会及び組門徒会の議決を経なければならない。

2 前項の議決がなされたときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

## 第2章 組長の事務

（職務）

**第3条** 組長は、教務所長の監督を受け、教学振興及び教化推進をはかり、組を統轄代表し、宗門法規によって組の宗務を行う。

2 組長は、第1条の運営理念を尊重し、組の宗務執行の適正を保持するため、組同朋総会を開いて、組の運営に関わる住職・教会主管者、僧侶、坊守及び門徒会員等の意見を広く聴取するものとする。

3 前項の組同朋総会の運営に関する事項は、必要により組ごとに定める。

（副組長等）

**第4条** 副組長は、組長の職務を補佐するとともに、組長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

2 ひとつの組に2人以上の副組長を置くときは、宗務総長の承認を得なければならない。この場合、組長は前項の職務代理を行う副組長をあらかじめ指名しておくものとする。

3 組長の命を受け組の事務に従事する者が必要なときは、組会に諮って会計又は主事を置くことができる。

（任期及び就任日）

**第5条** 組長及び副組長の任期は、3年とする。ただし、補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組長及び副組長は、選挙により当選した者が、現任者の任期満了の日の翌日就任する。ただし、補欠による場合は、当選の日とする。

（事務）

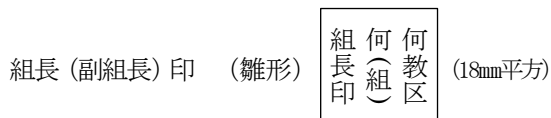
**第6条** 組長は、次の事務を行う。

- (1) 教化及び学事に関する事項
  - (2) 同朋の会に関する事項
  - (3) 本派に関係のある公益事業及び所属団体に関する事項
  - (4) 諸法規の周知及びその実施に関する事項
  - (5) 諸願、申請、届出に関する事項
  - (6) 本派の選挙に関する事項
  - (7) 風紀及び秩序の維持に関する事項
  - (8) 門徒会に関する事項
  - (9) 賦課金及び教区費に関する事項
  - (10) 相続講に関する事項
  - (11) 懇志の奨励に関する事項
  - (12) 組の施設に関する事項
  - (13) 組の会議に関する事項
  - (14) 組の会計に関する事項
  - (15) 寺院、教会、僧侶、門徒及び寺族に関する事項
  - (16) 渉外に関する事項
  - (17) その他必要な事項
- （関係書類の整備及び保管）

**第7条** 組長は、諸法規綴、執務記録、組の会議の記録、会計簿及び証憑類その他重要書類を常に整備し保管しなければならない。

（職印）

**第8条** 組長及び副組長は、次の様式の職印を調製し、教務所長に届け出て、職務に使用する。



（事務の引継）

**第9条** 組長が交替したときは、すみやかに副組長の立会により事務の引継をしなければならない。

## 第3章 組会

（構成）

**第10条** 組に組会を置き、組内の住職、教会主

(第七編) 組制

(第七編) 組制

管者及びその代務者でこれを構成する。

2 前項の構成員を組会員という。

(付議事項)

**第11条** 組長は、組会に次の事項を付議する。

- (1) 教化及び学事の振興に関する事項
- (2) 組の施設に関する事項
- (3) 組費の徴収に関する事項
- (4) 組の予算及び決算に関する事項
- (5) 懇志の奨励に関する事項
- (6) 組の規約の制定及び改廃に関する事項
- (7) その他必要な事項

(規約の制定)

**第12条** 組は、組の規約を定めるときは、組会の議決及び教務所長の承認を得るものとする。

2 組内の寺院、教会及び所属団体は、前項の規約を守らなければならない。

(招集)

**第13条** 組会は、毎年1回組長がこれを招集する。ただし、必要のあるときは、臨時にこれを招集することができる。

2 組長は、組会を招集するときは、併せて付議事項を通知しなければならない。

(定足数)

**第14条** 組会は、組会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(代理出席)

**第14条の2** 組会員が出席できないときは、代理人を選定し出席させることができる。

2 前項によることができないときは、付議事項に関する賛否及び意見を記した文書の提出をもって、出席に代えることができる。

3 組会員が同組において複数の寺院又は教会の住職、教会主管者又はその代務者である場合、兼務する寺院又は教会においては代理人を選定し出席させることができる。

4 第1項及び前項の代理人は1人とし、次の各号の順序により組会員が選定する。

- (1) 当該寺院又は教会に所属する教師
- (2) 当該寺院又は教会に僧籍を有する成年以上の寺族
- (3) 当該寺院又は教会の成年以上の寺族

5 前項により代理人を選定することができない場合に限り、当該寺院又は教会の責任役員又は総代の中からこれを選定することができる。

(議決)

**第14条の3** 組会で議決するときは、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、組長がこれを決する。

(組委員)

**第15条** 組会は、組委員を置き、その権限の一部を委任することができる。

2 組委員の数及び委任事項については、組長が定める。

3 組委員は、組長及び副組長の選挙資格を有する者のうちから互選する。

4 組委員の任期は、組長の任期による。

#### 第4章 組門徒会

(組織)

**第16条** 組に組門徒会を置き、組門徒会員で組織する。

(目的)

**第17条** 組門徒会は、寺院及び教会に所属する門徒の代表として、教化の振興をはかるため、組が行う施策について審議し、組の運営に寄与するとともに相互の連携を深め、同信同朋の実を挙げることを目的とする。

(選定及び報告等)

**第18条** 組門徒会員は、組内の寺院又は教会に所属する成年門徒の中から、住職、教会主管者又はその代務者が、門徒総会に諮り若しくは総代と協議してこれを選定する。

2 組門徒会員が、所属する寺院又は教会を移転したときは、その地位を失う。

3 住職、教会主管者又はその代務者は、組門徒会員の氏名、生年月日、住所及び役職を組長に報告しなければならない。

(名簿の作成及び提出)

**第19条** 組長は、組門徒会員名簿を作成して、教務所長に提出しなければならない。

(選定に関する特例)

**第20条** 特別の事情のある教区で、第18条の規定によることができない場合は、宗務総長の許可を得て、組門徒会の組織について別に定めることができる。

(定数)

**第21条** 組門徒会員の定数は、組内の寺院及び教会の2倍以内とする。

(会員証の交付)

**第22条** 教務所長は、組門徒会員に組門徒会員証を交付する。

(任期及び選定期間)

**第23条** 組門徒会員の任期は、3年とする。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 寺院・教会は、組門徒会員の任期満了1ヵ月前までに、後任の組門徒会員を選定し、組長に報告しなければならない。

(役員及び職務権限)

**第24条** 組門徒会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 若干人
- (3) 常任委員 若干人
- 2 会長は、組門徒会を代表し、組門徒会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 2人以上の副会長を置く組門徒会にあっては、会長はその職務を代理する副会長をあらかじめ指名しておくものとする。
- 5 常任委員は、会長及び副会長とともに常任委員会を組織し、組門徒会から委任された事項、組門徒会の運営に関する事項その他必要な事項を処理する。

(定足数及び規約の制定)

- 第25条** 組門徒会は、組門徒会員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 組門徒会は、運営の方法その他必要な事項について規約を定め、組長を経て教務所長の承認を得なければならない。

(準用規定)

- 第26条** 第11条の規定は、組門徒会にこれを準用する。この場合、第24条第2項の規定にかかわらず、組門徒会の招集は、組長が行う。

#### 第5章 組の会計

(組費の賦課徴収)

- 第27条** 組長は、組会及び組門徒会の議決を経て、組内の寺院及び教会その他の所属団体に対して組に必要な経費を賦課徴収することができる。

(組の経費)

- 第28条** 組の経費は、前条の組費及び交付金その他をもってこれに充てる。

(会計年度)

- 第29条** 組の会計年度は、会計条例(1988年条例公示第1号)第3条による。

(予算の議決)

- 第30条** 組の歳入歳出は、毎年予算をもって、組会及び組門徒会の議決を経なければならない。

(補正予算)

- 第31条** 組長は、組会及び組門徒会の議決を経て、予算を補正することができる。

(予算の報告)

- 第32条** 前2条の予算は、組長から教務所長に報告しなければならない。

(決算の承認)

- 第33条** 組長は、予算と同時に、過年度の歳入歳出決算を組会及び組門徒会に提出して、その

承認を求めなければならない。

#### 第6章 組長及び副組長の選挙

(選挙資格及び被選挙資格)

- 第34条** 住職、教会主管者及びその代務者は、組長及び副組長の選挙資格を有する。

- 2 住職及び教会主管者は、組長及び副組長の被選挙資格を有する。

- 3 同組において数箇の寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者である者は、本務の場所において前2項による選挙資格及び被選挙資格を有する。

(選挙資格及び被選挙資格を有しない者)

- 第35条** 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者、中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、宗議会議員及び査察委員は、組長及び副組長の被選挙資格を有しない。

- 2 次の各号に掲げる者は、組長及び副組長の選挙資格及び被選挙資格を有しない。

(1) 謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

(2) 本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者

(3) 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙及び再選挙)

- 第36条** 選挙は、組長が選挙管理者となって、任期満了の日の前30日から5日までの間に期日を定めて行う。

- 2 前項の選挙により当選した者が、就任するまでに死亡し又は被選挙資格を失ったときは、再び選挙を行う。

(選挙の方法)

- 第37条** 選挙は、投票によって行う。

- 2 組の区域が広範又は交通が不便である場合は、組長は、選挙の都度教務所長の承認を得て、郵便により投票する地域を定めることができる。

(当選人の申告及び報告)

- 第38条** 組長及び副組長の当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに教務所長にこれを申告しなければならない。

- 2 前項の報告は、教務所長がこれを宗務総長に報告しなければならない。

(当選証書の交付)

**第39条** 当選人には、教務所長が当選証書を交付する。

(補欠選挙)

**第40条** 組長又は副組長に欠員のできたときは、補欠選挙を行う。

2 当選人の欠けた場合も前項に準ずる。

(組長事務取扱)

**第41条** 組長及び副組長がともに欠けたときは、教務所長は、組長事務取扱を置くことができる。

(役務の辞職)

**第42条** 組長又は副組長が在任中に、住職又は教会主管者を辞退するときは、先ずその役務を辞するものとする。

### 第7章 組教化委員会

(設置)

**第43条** 教化基本条例（1985年条例公示第4号）第6条第2項に基づき、教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、各組に組教化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

**第44条** 委員会は、組教化委員長（以下「委員長」という。）及び組教化委員（以下「委員」という。）若干人で組織する。

2 委員は、組長がこれを委嘱する。

(委員長)

**第45条** 委員長は、組長がこれに当たる。ただし、必要により、組会員の中から組会及び組門徒会に諮り選定された者を、これに充てることができる。

2 委員長は、委員会の会務を統理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

**第46条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第47条** 委員会は、委員長が招集し、毎年1回以上これを開く。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(施行細則)

**第48条** 委員会を運営するために必要な事項は、組長が組会及び組門徒会の議決を経、教務所長

の承認を得て定める。

(達令への委任)

**第49条** この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

### 附則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、定めていた組の区域は、この条例によるものとみなす。

3 1991年6月30日現在、定めていた組の規約及び組門徒会の規約は、それぞれこの条例により定めたものとみなす。

4 1991年6月30日現在、在職していた組長、副組長及び組委員並びに組門徒会員、組門徒会長及び副会長並びに組門徒会常任委員は、この条例による組長、副組長及び組委員並びに組門徒会員、組門徒会長及び副会長並びに組門徒会常任委員とみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。

**附則**（1997年6月13日条例公示第9号）抄  
この条例は、1997年7月1日から施行する。

**附則**（2000年6月27日条例公示第6号）  
この条例は、公示の日から施行する。ただし、第35条第1項の改正については、2001年7月1日から適用する。

**附則**（2005年6月28日条例公示第10号）抄

1 この条例は、2005年7月1日から施行する。

2 2005年6月30日現在、宗務総長の承認を得て施行していた各教区の教区教化委員会規程及び教務所長の承認を得て施行していた各組の組教化委員会規程は、この条例による教区教化委員会規程及び組教化委員会規程とみなす。

3 この条例施行の際、現に教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員とみなす。

**附則**（2005年6月28日条例公示第11号）抄  
この条例は、2005年7月1日から施行する。

**附則**（2009年6月29日条例公示第7号）

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に組門徒会の副会長である者は、この条例による組門徒会の副会長とみなす。

3 この条例施行の際、現に教務所長の承認を得て施行していた組門徒会規約は、この条例による組門徒会規約とみなす。

**附則**（2018年6月25日条例公示第3号）抄  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

**附則**（2018年6月25日条例公示第7号）

この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第1号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

## 組長及び副組長の任期に 関する臨時措置条例

〈2019年6月27日条例公示第8号〉

（目的）

**第1条** この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の厳修にあたり、組制（1991年条例公示第9号。以下同じ。）第6章に規定する組長及び副組長の選挙を円滑に実施するため、組長及び副組長の任期の満了日及び起算日を調整することを目的とする。

（任期の満了日）

**第2条** この条例施行により、2020年施行の選挙による組長及び副組長の任期は、組制第5条第1項の規定にかかわらず、それぞれ2022年11月30日をもって満了する。

（任期の起算日）

**第3条** 前条の規定による組長及び副組長の任期満了に伴い、新たに選挙される組長及び副組長の任期は、それぞれ2022年12月1日から起算する。

（任期の延長）

**第4条** 前条の規定の適用を受ける組長及び副組長の任期は、組制第5条第1項の規定にかかわらず、それぞれ2026年3月31日まで延長し満了するものとする。

附 則

この条例は、2019年7月1日から施行する。

## 男女共同参画推進に向けた組門徒 会員選定に関する特別措置条例

〈2014年6月27日条例公示第5号〉

改正 2023年6月30日条例公示5

(趣旨)

**第1条** この条例は、女性門徒の積極的な宗政参加による宗門活動の活性化をはかり、もって宗門における男女共同参画を推進するため、普通寺院(以下「寺院」という。)及び教会における女性の組門徒会員の選定促進に係る必要な特別措置について定める。

(女性組門徒会員の選定)

**第2条** 寺院又は教会は、組制(1991年条例公示第9号。以下同じ。)第18条による組門徒会員の選定において、1人以上の女性を選定するものとする。この場合、組制第21条及び当該組門徒会規約の規定に関わらず、組門徒会員の定数を組内の寺院及び教会の3倍以内とすることができる。

2 組制第20条の規定により別に組門徒会の組織を定めている組においては、組門徒会員の選定において第1条の趣旨に基づき、当該教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を得て特別措置を定め、宗務総長の承認を得るものとする。

(教区における周知)

**第3条** 教務所長は、女性組門徒会員の選定が促進されるよう、教区教化委員会又は教区の男女共同参画推進機関と連携して、組長及び組門徒会長並びに寺院及び教会に対して、本条例の趣旨の周知徹底及び環境整備に努めるものとする。

(組における周知)

**第4条** 組長は、組門徒会長とともに、組内の寺院及び教会に対して本条例の趣旨が伝わるよう、組同朋総会をはじめとした組内のあらゆる機関を通じて周知徹底に努めるものとする。

(条例の効力)

**第5条** この条例は、2027年3月9日をもって失効する。

附 則

- 1 この条例は、2015年3月10日から施行する。
- 2 第2条に規定する組門徒会員の選定手続きは、前項に定める施行日前にこれを行うことができる。

附 則 (2023年6月30日条例公示第5号)

この条例は、公示の日から施行する。

## 組制施行条規

〈1991年6月29日達令公示第31号〉

- 改正 ①2009年6月29日達令公示12  
②2018年6月25日達令公示12  
③2020年6月25日達令公示6  
④2022年6月28日達令公示3  
⑤2023年6月30日達令公示15

(趣旨)

**第1条** この達令は、組制(以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(組の名称)

**第2条** 組の名称は、別表のとおりとする。

(組の構成)

**第3条** 組に分属される寺院及び教会は、別に定める。

(関係帳簿の整備)

**第4条** 組長は、条例第7条に規定する帳簿のほか、次の帳簿を整備しなければならない。

- (1) 組内の寺院、教会及び僧籍台帳
- (2) 諸議員名簿
- (3) 総代名簿
- (4) 教区及び組門徒会員名簿
- (5) 諸施設台帳
- (6) 各寺院教会別門徒数台帳
- (7) 管内図
- (8) 学事調査簿
- (9) 他宗教派状態調査簿

(運営細則)

**第5条** 組長は、必要と認めるときは、運営細則を定めて、条例第26条第1項後段に規定する組門徒会について組会と合同して開催することができる。

2 前項の運営細則は、組長が、あらかじめ組会及び組門徒会の同意を得さらに教務所長の承認を得て、これを制定するものとする。

(事務の引継)

**第6条** 組長が交替するときは、第4条の帳簿及び職印を後任者に引継がなければならない。

(副組長の連署)

**第7条** 組長が個人の資格で、願、伺等を提出しようとするときは、副組長の連署を要する。

(辞職の手續)

**第8条** 組長及び副組長が辞職しようとするときは、署名押印した文書をもって教務所長に届け出て、あわせてこれを当該組の組長又は副組長に通知しなければならない。届出は、教務所長の受理によってその効力を生ずる。ただし、教

務所長は、正当な理由なくして届出の受理を拒むことはできない。

2 教務所長は、前項の届出書を受理したときは、余白に受理の日時を記載し、直ちにその旨を本人に通知するとともに、これを当該組の組長又は副組長に通知し、補欠選挙を行うことを求めなければならない。

(異動の報告)

第9条 組内の寺院、教会及び僧侶は、その資格について異動があったときは、遅滞なく組長に報告しなければならない。

(任期に関する準用規定)

第10条 組の合併若しくは分割又は新設により、新たに選挙された組長及び副組長の任期は、条例第5条第1項ただし書の規定に準ずる。

(選挙会場)

第11条 組長及び副組長の選挙は、特別の事由がある場合を除き、選挙管理者所属の寺院又は教会においてこれを行うものとする。

(選挙管理者の指定)

第12条 副組長2人を置く組の組長の補欠選挙の選挙管理者は、教務所長が指定する。この場合、教務所長は、その旨を他の副組長にも通知しなければならない。

(選挙の告知)

第13条 組長は、選挙の日時を定め少なくとも15日前に組内の寺院、教会に告知しなければならない。

(選挙人名簿)

第14条 組長は、選挙を告知した日の現在において選挙人名簿を作成し、前条の告知とともに組内の寺院、教会に送付しなければならない。

2 選挙人名簿作成期日の後選挙資格を失った者があるときは、組長は、直ちに名簿から削除し、あわせてこれを組内の寺院、教会に告知しなければならない。

第15条 選挙人名簿は、別記第1号様式に準じて作成するものとする。

(名簿訂正の申立)

第16条 選挙資格を有する者が、選挙人名簿に脱漏又は誤載のあることを発見したときは、選挙の告知をした日から7日以内に組長に訂正を求めることができる。

(申立の決定)

第17条 組長は、前条の申立を受けたときは、その申立を受けた日から5日以内に審査の上訂正することができる。ただし、その申立が正当でないと判定したときは、その旨を申立人に通告しなければならない。

(名簿の掲示)

第18条 選挙人名簿は、その選挙が終了するまで組長事務所に掲示しなければならない。

(投票)

第19条 投票は、組長及び副組長の選挙について、それぞれ別の投票用紙を用いて行い、1人1票とする。

2 投票用紙には、被選挙人の氏名1人を、選挙人自ら記載するものとする。

(投票不能者及び無効投票)

第20条 名簿に記載されていない者、名簿に記載されていてもその者が選挙の当日選挙資格を有しない者及び名簿に記載されていてもその者が記載されることを得ない者は、投票することができない。

2 所定の投票用紙を用いないもの、投票用紙に被選挙資格を有しない者の氏名を記載したもの、2人以上の氏名を記載したもの及び何人を記載したかを確認し難い投票は無効とする。

(選挙立会人)

第21条 選挙管理者は、選挙人の中から選挙立会人2人を選定し、投票及び開票に立会させなければならない。

2 選挙立会人が欠けたときは、選挙管理者は、直ちにこれを補充しなければならない。

3 選挙立会人は、正当の事由なくして辞することができない。

(投票用紙)

第22条 投票用紙は、選挙管理者において調製し、選挙の当日選挙人に交付する。

2 条例第37条第2項の規定により、郵便により投票する地域と定めた寺院及び教会の住職、教会主管者及びその代務者に対する投票用紙は、第14条による選挙人名簿とともに本人に送達しなければならない。

(郵便投票)

第23条 条例第37条第2項の規定により定められた地域の寺院及び教会の住職、教会主管者及びその代務者は、それぞれの投票用紙に被選挙人1人の氏名を自ら記載し、封筒に入れて封緘し、その裏面に住所、氏名、所属の寺院、教会の名称を記載して、選挙管理者に対し、自ら書留郵便で選挙の当日の午後4時までには到着するように送達しなければならない。

(開票)

第24条 投票が終わったときは、直ちに開票するものとする。

(当選人の決定)

第25条 有効投票の最多数を得た者をもって、



当選人とする。副組長2人を置く組においては、最多数を得た者から定める。

- 2 当選人を定める場合、得票数の同じときは、選挙立会人立会のうえ、選挙管理者がくじで定める。
- 3 同一人が組長及び副組長に当選したときは、組長に当選したものとし、副組長は、副組長得票の他の最多数を得た者をもって、当選人とする。
- 4 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちにこれを本人に通告し、及び教務所長に報告しなければならない。

(当選証書)

**第26条** 教務所長は、条例第39条により当選証書を交付したときは、これを教報又は適当な方法をもって、告示しなければならない。

- 2 当選証書は、別記第2号様式による。

(代理人への委任)

**第27条** 組会員は、条例第14条の2第1項及び第3項による代理人を出席させるときは、付議事項について代理人に委任することを記した委任状を組長に提出しなければならない。

(組会員への委任の特例)

**第28条** 組会員は、条例第14条の2第2項による出席の場合、付議事項に関する賛否について他の組会員に委任することができる。

(定足数の算定)

**第29条** 条例第14条に定める定足数は、次の各号に掲げる数の合計をもって算定する。

- (1) 出席している組会員の人数
- (2) 条例第14条の2第1項及び第3項による代理人の人数
- (3) 条例第14条の2第2項による文書の数(解釈規定)

**第30条** 条例第14条の3に規定する出席者の議決権は1人につきひとつとし、同組において複数の寺院又は教会の住職、教会主管者又はその代務者である組会員に議決権が複数あると解釈してはならない。

- 2 前項の規定は、条例第14条の2第2項による文書の提出においても、これを適用する。

(議決事項の告知)

**第31条** 組長は、組会又は組委員で議決した事項を、寺院及び教会に告知しなければならない。

**附 則**

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、教務所長の承認を得て制定された運営細則は、この達令による運営細則とみなす。

**附 則** (2009年6月29日達令公示第12号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2018年6月25日達令公示第12号)

この達令は、2018年7月1日から施行する。

**附 則** (2020年6月25日達令公示第6号) 抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

**附 則** (2022年6月28日達令公示第3号)

- 1 この達令は、2022年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定による奥羽教区、山形教区及び仙台教区の組は、この達令に定める東北教区の組とそれぞれみなす。ただし、従前の規定に定める山形教区の組は、この達令に定める山形第1組から山形第10組までの組とみなす。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第15号)

- 1 この達令は、2023年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定による三条教区、高田教区、富山教区、高岡教区、小松教区及び大聖寺教区の組は、この達令に定める新潟教区、富山教区及び小松大聖寺教区の組とそれぞれみなす。ただし、従前の規定に定める三条教区の第11組から第13組までは、この達令に定める中越11組から中越13組までの組、高田教区の第11組から第13組までは、この達令に定める高田11組から高田13組までの組、九州教区の久留米組及び三井東組は、この達令に定める久留米三井組とそれぞれみなす。

(第七編) 組制施行条規

(第七編) 組制施行条規

**別 記**

**第1号様式 (組長・副組長選挙人名簿)**

組長・副組長選挙人名簿		教区		組
訂正	氏名	寺院教会の名称	住職等の区分	備考
備考 1 名簿を訂正したときは、その事由及び訂正の年月日を備考欄に記して押印すること。				
2 すべて名簿の訂正は朱書すること。				
3 名簿の記載事項の末尾には、次のように記載すること。				
年 月 日				
教区 組長 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span>				

第2号様式 (組長・副組長当選証書)

右者 年月日 組長(副組長) に当選し たことを証する。	教区 組 組長(副組長) 当選証書 寺住職 教会教会主管者 氏名
年 月 日 教務所長 氏名 職印	氏名

別表 組の名称

教 区	組の名称
北海道教区	第1組・第2組・南第3組・北第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組
東北教区	青森県第1組・青森県第2組・青森県第3組・秋田県北組・秋田県中央組・秋田県西組・秋田県南組・山形第1組・山形第2組・山形第3組・山形第4組・山形第5組・山形第6組・山形第7組・山形第8組・山形第9組・山形第10組・盛岡組・花巻組・気仙組・仙台組・仙南組・会津組・中組・浜組
東京教区	茨城1組・茨城2組・群馬組・栃木組・埼玉組・千葉組・東京1組・東京2組・東京3組・東京4組・東京5組・東京6組・東京7組・東京8組・横浜組・川崎組・三浦組・湘南組・山梨組・長野1組・長野2組・長野3組・長野4組・長野5組・長野6組
新潟教区	第10組・中越11組・中越12組・中越13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組・第21組・第22組・第23組・第24組・佐渡組・第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・高田11組・高田12組・高田13組
富山教区	第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組
能登教区	第1組・第2組・第3浜方組・第3山方組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・鶴川組・穴水組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組
金沢教区	第3上組・第3下組・第4上組・第4下組・第4東組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9金沢組・第9河北組・第10組・第11組
小松大聖寺教区	第2組・第1組
福井教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組
岐阜高山教区	高山1組・高山2組・古城組・清見組・益田組・朝日高根組・荘白川組・第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組
大垣教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組
岡崎教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・六ツ美組・幸田組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組

	第19組・第20組・第21組・高岡組・第23組・第24組・第25組・第26組・第27組・第28組・松平組・第30組・第31組・第32組・第33組・第34組・第35組
名古屋教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組・第21組・第22組・第23組・第24組・第25組・第26組・第27組・第28組・第29組・第30組・第31組・第32組
三重教区	桑名組・長島組・員弁組・三講組・三重組・四日市組・中勢1組・中勢2組・伊賀組・南勢1組・南勢2組
長浜教区	第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組・第21組・第22組・第23組・第24組・敦賀組
京都教区	山城第1組・山城第2組・山城第3組・山城第4組・山城第5組・近江第1組・近江第2組・近江第3組・近江第4組・近江第5組・近江第6組・近江第7組・近江第8組・近江第9組・近江第10組・近江第11組・近江第12組・近江第13組・近江第14組・近江第15組・近江第16組・近江第17組・近江第18組・近江第19組・近江第20組・近江第21組・近江第22組・近江第23組・近江第24組・近江第25組・近江第26組・若狭第1組・若狭第2組・丹波第1組・丹波第2組・丹波第3組・但馬組・因伯組・出雲組・石東組・石西組
大阪教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組・第21組・第22組・第23組・第24組・第25組・第26組・第27組
山陽教区	神戸組・第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・赤穂組・美作組・備中組・備後組・芸備組・安芸北組・安芸南組
四国教区	東讃第1組・東讃組・中讃組・西讃組・東予組・松山組・宇和島組・阿波組・土佐組
九州教区	宇佐組・豊前中津組・京都組・田川組・大分東組・大分別府組・奥豊後組・日田玖珠組・福岡組・久留米三井組・三井西組・浮羽組・八女組・三潁組・山門西組・山門東組・大牟田三池組・唐津組・長崎組・熊本中組・熊本北組・熊本西組・熊本南組・熊本東組・鹿児島組・宮崎組

(第七編) 組制施行条規

## 紛議調停委員会条例

〈1991年6月29日条例公示第10号〉

(組織)

**第1条** 紛議調停委員会(以下「委員会」という。)

は、調停委員3人で組織する。

- 委員の互選により調停主任を置き、調停手続を指揮する。
- 調停委員は、教務所長が各事件について指名する。
- 調停主任は、事件を処理するために必要があると認めるときは、委員の意見をきいて2人以上に限り、前項に掲げる者以外の者を調停委員に指名を求めることができる。

(調停)

**第2条** 教区の寺院、教会の紛議、その他の宗務上の紛議を生じたときは、当事者は、教務所長に対し書面で委員会に調停を請求することができる。

- 教務所長は、紛議を調停に付することが適当と認めるときは、前項によらないで調停に付することができる。

**第3条** 調停は、当事者の出頭を求めてこれを行う。

- 出頭を求められた者は、故なくしてこれを拒むことはできない。

(利害関係人の参加)

**第4条** 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

(調停前の措置)

**第5条** 委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、調停前の措置として当事者その他の関係人に対して、現状の変更又は、調停の内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難ならしめる行為の排除を要求することができる。

(調停をしない場合)

**第6条** 委員会は、事件の性質上調停をするのに適当でないと認めるときは、調停をしないものとして事件を終了させることができる。

(調停の成立)

**第7条** 調停において、当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとする。

(和解の勧告)

**第8条** 委員会は、調停の手続中いかなる段階においても当事者に対し和解を試み、又は勧告することができる。

(調停に代る決定)

**第9条** 委員会は、調停が成立する見込がない場合において、当事者双方のために衡平に考慮し、事件の解決のために必要な調停条件を定めて当事者に送達し、事件の決定をすることができる。

(異議の申立)

**第10条** 前条の決定に対しては、当事者又は第4条によって調停に参加した者は、審問院に異議の申立をすることができる。

- 前項の異議の申立の期間は、当事者が決定の告知を受けた日から20日とする。
- 前項の期間内に異議の申立があったときは、前条の決定はその効力を停止する。
- 第2項の期間内に異議の申立がないときは、その調停が成立したものとする。

附 則

- この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 1991年6月30日現在、組織されていた調停委員及び調停主任は、この条例の規定により指名された調停委員及び互選された調停主任とみなす。
- この条例施行前に生じた事件にも、この条例を適用する。

## 査察委員条例

(1991年6月29日条例公示第11号)

- 改正 ①1999年6月25日条例公示5  
②2000年6月27日条例公示7  
③2005年6月28日条例公示4  
④2005年6月28日条例公示11  
⑤2018年6月25日条例公示3  
⑥2021年6月30日条例公示1

(査察委員の任務)

**第1条** 査察委員は、本派の風紀秩序を保持し、真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）その他の諸規則の完全な実施を確保するために、査察の任に従事する。

(定数及び管轄区域)

**第2条** 組に査察委員1人を置く。ただし、特に必要があると認める組においてはこれを増すことができる。

2 査察委員の職務を行う区域は、その組内に限らないで所属教区全般に及ぶことができる。

(選挙資格及び被選挙資格)

**第3条** 住職・教会主管者及びその代務者は、査察委員の選挙資格を有する。

2 住職・教会主管者は、査察委員の被選挙資格を有する。

3 同組において数箇の寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者である者は、本務の場所において前2項による選挙資格及び被選挙資格を有する。

(選挙資格及び被選挙資格を有しない者)

**第4条** 次の各号に掲げる者は、査察委員の被選挙資格を有しない。

- (1) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者、中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区選挙管理会の委員及びその補充員、宗議会議員、教区会議員並びに組長及び副組長
- (2) 謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者
- (4) 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった後又は執行を受けることがなくなった後4年を経過しない者

2 次の各号に掲げる者は、査察委員の選挙資格を有しない。

- (1) 謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙に関する準用規定)

**第5条** 査察委員の選挙については、組制（1991年条例公示第9号。以下同じ。）第36条、第37条、第40条及び第42条の規定を準用する。この場合においては、組制第40条及び第42条に「組長又は副組長」とあるを「査察委員」と読み替えるものとする。

(当選人の報告及び申告)

**第6条** 査察委員の当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに教務所長に報告しなければならない。

2 教務所長は、前項の報告により当選人を、宗務総長及び審問院監察室（以下「監察室」という。）に申告しなければならない。

(当選証書の交付)

**第7条** 当選人には、宗務総長が当選証書を交付する。

(任期)

**第8条** 査察委員の任期は、3年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠によって当選した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(指揮機関)

**第9条** 査察委員は、監察室の指揮に従う。

(篤信、篤学及び善行者の報告)

**第10条** 査察委員は、僧侶、寺族及び門徒のうち、篤信又は篤学若しくは善行が認められる者については、これを教務所長を経て、宗務総長に報告しなければならない。

(非違行為の未然防止)

**第11条** 査察委員は、組長及び教務所長と協議して、宗門の秩序維持及び風紀の取締にあたるとともに、非違行為の未然防止に努めなければならない。

2 査察委員は、過誤のあった者に対し懇諭し、

その経緯を教務所長を経て、監察室に報告するものとする。

- 3 査察委員は、施行猶予中の者について監察室から調査を命じられた場合は、教務所長を経て、監察室に文書をもってその結果を報告しなければならない。

(非違行為の申告)

**第12条** 査察委員は、僧侶に非違行為があると認められるとき又は次の各号に該当すると認められるときは、すみやかに教務所長を経て、監察室に申告するものとする。

- (1) 宗憲その他諸規則に違反するとき。  
(2) 住職、教会主管者及びその代務者として、監督を怠り、所属僧侶及び寺族並びに責任役員及び総代がその責務に反し風紀秩序を乱しているにもかかわらず、適切な処置を行わないとき。

(秘密漏洩の禁止)

**第13条** 査察委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(被提訴事項)

**第14条** 査察委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、監察室は、審問院審問室に提訴することができる。

- (1) 監察室の指揮に従わないとき。  
(2) 故なく第12条に定める申告を遅延し又は虚偽の申告をしたとき。  
(3) 故なく第12条に定める申告をしなかったとき。

(達令等への委任)

**第15条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。  
2 1991年6月30日現在、在職した査察委員は、この条例による査察委員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。  
3 この条例施行前に行われた行為で、この条例の規定に該当するものについては、この条例の規定を適用するものとする。

**附 則** (1999年6月25日条例公示第5号)

- 1 この条例は、1999年7月1日から施行する。  
2 1999年6月30日現在、在職した査察委員は、この条例による査察委員とみなし、その任期は、従前の就任日から起算するものとする。  
3 この条例施行前に行われた行為で、この条例の規定に該当するものについては、この条例の規定を適用するものとする。

**附 則** (2000年6月27日条例公示第7号)

この条例は、公示の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正については、2001年7月1日から適用する。

**附 則** (2005年6月28日条例公示第4号)

この条例は、2005年7月1日から施行する。

**附 則** (2005年6月28日条例公示第11号) 抄

この条例は、2005年7月1日から施行する。

**附 則** (2018年6月25日条例公示第3号) 抄

この条例は、2018年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日条例公示第1号) 抄

この条例は、公示の日から施行する。

## 査察委員条例施行条規

(1991年6月29日達令公示第32号)

改正 ①1999年6月25日達令公示4

②2005年9月1日達令公示14

(趣旨)

**第1条** この達令は、査察委員条例(1991年条例公示第11号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(権能濫用の禁止)

**第2条** 査察委員(以下「委員」という。)は、条例第1条に規定する責務に限らるべきものであって、いやしくも個人の自由及び権利の干渉にわたる等の権能を濫用することとなつてはならない。

(増員の手続)

**第3条** 条例第2条第1項ただし書により、委員2人以上を置く場合は、寺院及び教会の数が40以上の組であつて、組会の議決を経て、宗務総長の認可を受けなければならない。

(職務の連携)

**第4条** 他組の委員が条例第2条第2項により職務を行う場合又は協力を求めたときは、その組の委員は、これを拒むことはできない。

2 委員が他組において職務を行う場合は、当該組の委員が事件に関係がある場合又は、重要な親族関係がある場合を除くほか、その委員と緊密な連絡を保たなければならない。

(辞職の手続)

**第5条** 委員が辞職しようとするときは、署名押印した文書をもって教務所長に届け出て、あわせてこれを該当組の組長に通知しなければならない。届出は、教務所長の受理によってその効力を生ずる。ただし、教務所長は、正当な理由なくして届出の受理を拒むことはできない。

2 教務所長は、前項の届出書を受理したときは、余白に受理の日時を記載し、直ちにその旨を本人に通知するとともに、これを当該組の組長に通知し、補欠選挙を行うことを求めなければならない。

(選挙)

**第6条** 委員の選挙については、組制施行条規(1991年達令公示第31号)第11条、第13条から第18条まで、第20条から第24条までの規定を適用する。

(投票)

**第7条** 投票は、所定の投票用紙をもって行い、1人1票とする。

2 投票用紙には、被選挙人1人の氏名を選挙人自ら記載するものとする。

(当選人の決定)

**第8条** 有効投票の最多数を得た者をもって、当選人とする。条例第2条第1項ただし書による組においては、最多数を得た者から定める。

2 当選人を定める場合、得票数の同じときは、選挙立会人立会のうえ、選挙管理者がくじで定める。

3 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちにこれを本人に通告しなければならない。

(当選人の告示)

**第9条** 教務所長は、条例第6条第1項の報告を受けたときは直ちにその氏名を告示しなければならない。

(当選証書の交付)

**第10条** 当選証書の交付は、教務所長を経て行う。

2 当選証書は、別記様式による。

(調査及び調査書の提出)

**第11条** 組織部長は、必要と認めるときは、その事項につき、委員に調査及び調査書の提出を求めることができる。

2 前項による調査を求めたときは、その実費を支給することができる。

(委員の招集)

**第12条** 宗務総長又は審問院長が必要と認めるときは、教区又は数教区若しくは数箇組の委員を招集して会議を開くことができる。

2 宗務総長が、前項による会議を行うときは、事前に審問院長に諮らなければならない。

3 審問院長が、第1項による会議を行うときは、宗務総長に委員の招集を求めるものとする。

(報告義務)

**第13条** 委員は、条例第10条に規定する事項のほか、官庁又は公共団体から褒賞を受けた者のあるときは、これを速やかに教務所長に報告しなければならない。

2 委員は、条例第12条に規定する事項のほか、寺院、教会相互の間及び寺院、教会と門徒との間に、紛議を生じたとき又はそのおそれのあるときは、これを速やかに教務所長に報告しなければならない。

(委員の非違行為)

**第14条** 僧侶は、委員の行為について疑義があるときは、審問院監察室に申告することができる。

2 門徒は、委員の行為について疑義があるときは、当該教務所長に通報することができる。

附 則

この達令は、1991年7月1日から施行する。

附 則（1999年6月25日達令公示第4号）  
この達令は、1999年7月1日から施行する。  
附 則（2005年9月1日達令公示第14号）  
この達令は、公示の日から施行する。

様式

第 号
査察委員当選証書
教区 組
寺住職
教会教会主管者
氏 名
上記の者は 年 月 日査察委員に当選した ことを証する
年 月 日
宗務総長 氏 名 職印

（第七編）査察委員条例施行条規





## ～第8編 審問院～

### 審問院組織条例

（1991年6月29日条例公示第12号）

改正 ①1995年6月22日条例公示2

②1999年6月25日条例公示6

（構成）

**第1条** 審問院に、1人の審問院長（以下「院長」という。）、6人の審事で構成する審問室及び3人の監事で構成する監察室を置く。

（院長）

**第2条** 院長は、5年以上の宗務上の経歴のある教師のうちから、宗議会の同意を得た者について、内局がこれを指名し、門首がこれを認証する。

2 院長は、審問院を代表し、審問室及び監察室を統轄する。ただし、審事及び監事を兼ねることができない。

3 院長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 院長が欠け又は事故があるときは、あらかじめ院長の指名した審事が臨時にその職務を代行する。

（審事）

**第3条** 審事は、5年以上の宗務上の経歴のある教師のうちから、宗務総長が選定し、宗議会の同意を得た者について、これを任命する。

2 審事を選定しようとするときは、宗務総長は、あらかじめ院長にはかるものとする。

3 審事の任期は、3年とする。ただし、通算9年を越えない範囲で再任を妨げない。

4 審事に欠員を生じた場合において、宗議会が閉会中又は解散のために同意を得ることができないときは、第1項の規定にかかわらず、宗議会の同意を得ないで審事を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命の後、最初に招集される宗議会に、その承認を求めなければならない。宗議会の承認が得られなかったときは、当然退任するものとする。

（免職）

**第4条** 院長又は審事が、心身の故障のため職務が執行できないとき又は職務上の義務に違反し若しくは職務を怠り或は品位を辱しめる行為を行ったときは、宗議会の議決を得て、その職務を免ずる。ただし、宗議会が閉会中又は解散のため、その議決を得ることができない場合にお

いては、参与会の議決によるものとする。

（身分の保証）

**第5条** 審事は、第3条第5項及び前条の場合を除いては、任期中、その意に反して役務を失わない。

（監事）

**第6条** 監事は、5年以上の宗務上の経歴のある教師のうちから、宗務総長が選定し、院長の同意を得た者について、これを任命する。

2 監事の任期は、3年とする。ただし、通算9年を越えない範囲で再任を妨げない。

（監事の免職）

**第7条** 監事が心身の故障のため職務が執行できないとき又は職務上の義務に違反し若しくは職務を怠り或は品位を辱しめる行為を行ったときは、参与会の議決を得て、その職務を免ずる。

（監事の身分の保証）

**第8条** 監事は、前条の場合を除いては、任期中、その意に反して役務を失わない。

（院長、審事及び監事の身分）

**第9条** 院長、審事及び監事は、宗務役員とする。

（審問室の権限）

**第10条** 審問室は、審問条例に基づく提訴及びその他の条例に基づく異議の申立を審問し、判定若しくは裁決を行う。

（監察室の権限）

**第11条** 監察室は、査察委員を指揮して、宗門の秩序を維持し、風紀を取締るほか、僧侶の非違行為を監察、調査し、審問室へ提訴する。

（事務職員）

**第12条** 審問院に、次に掲げる宗務役員を置く。

主事又は主事補 若干人

書記又は書記補 若干人

2 前項の宗務役員は、院長の上申によって宗務総長が任命する。

3 主事及び主事補は、上司の命を受けて事務を処理する。

4 書記及び書記補は、上司の命を受けて事務に従事する。

5 第1項の宗務役員の任用は、宗務職制の定に準ずる。

6 院長、審事及び監事は、第1項の宗務役員を兼ねることができない。

（兼務の禁止）

**第13条** 院長、審事、監事及び前条第1項に掲げる宗務役員は、条例又は職制に、別に定める場合を除いて、この条例以外の条例又は職制による役職を兼ねることができない。ただし、住職、教会主管者及びその代務者並びに教導及び

輔導使は、この限りでない。

(施行規則の制定)

**第14条** この条例を施行するために必要な規則は、審問院が院達をもって、これを定める。

**附 則**

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、審問院の院長、審事及び監事であった者は、この条例による審問院の院長、審事及び監事とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 3 1991年6月30日現在、審問院の宗務役員であった者は、この条例による審問院の宗務役員とみなす。
- 4 1991年6月30日現在、開設していた審問会は、この条例により開設した審問会とみなす。

**附 則** (1995年6月22日条例公示第2号) 抄  
この条例は、1995年7月1日から施行する。

**附 則** (1999年6月25日条例公示第6号)

- 1 この条例は、1999年7月1日から施行する。
- 2 1999年6月30日現在、在職した審問院の院長、審事及び監事は、この条例による院長、審事及び監事とみなし、その任期は、従前の就任日から起算するものとする。
- 3 1999年6月30日現在、審問院の宗務役員であった者は、この条例による審問院の宗務役員とみなす。

# 審問条例

(1999年6月25日条例公示第7号)

改正 ①2000年6月27日条例公示8

②2007年6月28日条例公示5

③2021年6月30日条例公示1

## 第1章 申告、調査及び提訴

(この条例の目的)

**第1条** この条例は、非違行為の申告事件及びその他の条例による異議申立事件について、事案の真相を明らかにし、適正な審問に基づき、判定又は裁決を行うことを目的とする。

(申告)

**第2条** 僧侶は、非違行為があると認めるときは、審問院監察室（以下「監察室」という。）に申告することができる。

2 教務所長、組長及び査察委員は、その管内又はその職務を行う区域に非違行為があると認めるときは、監察室に申告しなければならない。

3 門徒は、僧侶に非違行為があると認めるときは、当該教区の査察委員に通報することができる。

4 申告者は、次に掲げる事項を記載し、署名捺印した申告書を提出しなければならない。

(1) 申告年月日

(2) 申告者の氏名、生年月日、住所、僧籍及び身分

(3) 被申告者の氏名、住所、僧籍及び身分

(4) 事実

(5) 証憑

(申告書の不受理)

**第2条の2** 前条第4項に規定する申告の要件を欠いた申告書については、監察室は監事の合議により、当該申告書を受理しないで返却することができる。

(監事の選定)

**第3条** 非違行為の容疑についての事情聴取及び調査は、事件ごとに審問院長が指名した監事がこれを行う。ただし、必要により、複数の監事を指名することができる。

(監事の調査)

**第4条** 前条により指名された監事は、直接事実を調査するとともに証憑を収集し、被申告者に出頭を命じて事情聴取を行うものとする。

2 前項の調査又は収集のため必要と認めるときは、監事は事件の関係者に出頭を求め、事件に関係のある書類及び物件の提示又は提出を命ずることができる。

3 前2項の出頭又は提示若しくは提出を求められた者は、正当な事由なくして、これを拒むことができない。

4 前項の出頭を命じられた者が、正当な理由なくしてこれを拒んだときは、監察室は監事の合議により、第20条に規定する告示送達の手続きを準用することができる。

5 監事は、必要により出張して調査及び事情聴取を行うことができる。

(調書の作成)

**第5条** 監事は、前条第1項により聴取した事情の内容を記載した調書を作成したときは、これを読み聞かせた上、署名捺印を求めることができる。

2 被申告者は、自己に不利益な供述及び前項の署名捺印を拒むことができる。

3 監事は、事件の関係者の供述を記載した調書を作成したときは、これを読み聞かせた上、署名捺印を求めることができる。

4 事件の関係者は、前項の署名捺印を拒むことができない。

(提訴・不提訴の決定と処理)

**第6条** 提訴又は不提訴の決定は、監事の合議によるものとする。

2 不提訴と決定した場合、監察室は、申告者に対する旨を記載した文書を送付し、被申告者に対してはその旨を通知しなければならない。

(監察室の提訴)

**第7条** 前条の決定により提訴を行う場合は、次の事項を記載した提訴状を作成し、審問院審問室（以下「審問室」という。）に提出しなければならない。

(1) 提訴の年月日

(2) 被申告者の氏名、生年月日、住所、僧籍及び身分

(3) 提訴の事由

(4) 調査・監察の記録

(5) 懲戒の内容と量刑

(6) 懲戒適用の根拠条文

(7) 担当監事の氏名

2 前項の提訴状には、申告書、調書及び証憑を添付するものとする。

(提訴の取下)

**第8条** 監察室は、提訴の後、初審の判定があるまでは、監事の合議によりその提訴を取り下げることができる。

2 前項の取下は、文書によってしなければならない。

## 第2章 補佐人

(補佐人の選定)

**第9条** 被申告者又は異議申立人は、補佐人1人を定めて審問期日において意見の陳述をさせることができる。

2 補佐人を定めたときは、連署の上、あらかじめ審問会に届け出なければならない。

3 年齢満14歳以上、20歳に満たない僧侶を被申告者とする審問会においては、必ず補佐人1人を定めるものとし、当該被申告者が所属する寺院住職又は教会主管者若しくはその代務者又はそれに準ずる者がこれにあたる。

(補佐人の資格)

**第10条** 被申告者又は異議申立人は、次の各号に掲げる者を補佐人としてすることができない。

(1) 教師でない者

(2) 謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

### 第3章 審問手続並びに判定及び裁決

(審問会の開設)

**第11条** 審問院長は、第7条に規定する提訴があったときは、3人の審事で構成する審問会を開設しなければならない。

2 審問院長は、その他の条例に基づく異議の申立があったときも前項同様とする。

3 前2項の3人の審事は、審問院長がこれを指名し、互選により審問長を決める。

(審事の除斥)

**第12条** 審事は、当事者との間に親族関係又は直接の利害関係があるときは、その事件に関する審問会の審事となることができない。

(忌避の申立)

**第13条** 監事又は被申告者若しくは異議申立人は、前条により審事が除斥されるべきとき、又は不公平な判定乃至裁決をするおそれがあるときは、その理由を具して、審問院長に忌避の申立をすることができる。

(忌避の決定)

**第14条** 審問院長は、前条の忌避の申立があったときは、当該審事を除く他の審事全員の合議に付し、これを決定しなければならない。

(提訴状又は異議申立書の送達)

**第15条** 審問会は、受理した提訴状又は異議申立書の謄本を被申告者又は相手方に送達しなければならない。

(審問期日前の準備)

**第16条** 審問長は、必要と認めるときは、審問期日の前においても、事件の関係者を招喚し並びに必要書類及び物件の提示又は提出を命ずることができる。

(審問期日の決定及び通知)

**第17条** 審問長は、審問期日を定め、被申告者又は異議申立人及び相手方、監事及び補佐人に通知しなければならない。

(審問期日の猶予期間)

**第18条** 審問期日の通知及び招喚は、少なくともその期日及び招喚の7日前までに、行わなければならない。ただし、被申告者又は事件の当事者及び事件の関係者が同意したときは、この限りでない。

(審問期日変更の申立)

**第19条** 事件当事者は、審問期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに審問長に対しその事由を付して、期日の変更を請求しなければならない。

2 審問長は、前項の事由が正当と認めるときは、その期日の変更を許可し、その事由が正当でないとは認めるときは、その請求を却下しなければならない。

(送達)

**第20条** 送達は、配達証明を確認することができる郵便によってこれを行う。

2 事件の当事者の住所、居所その他送達する場所の知れないとき又は当事者が送達を拒否したときは、審問長は告示送達することができる。

3 告示送達は、宗務所の掲示場に掲示してこれを行い、告示の日の翌日から20日を経過した日をもって送達したものとみなす。

(招喚)

**第21条** 審問期日には原則として、事件の当事者を招喚してこれを行う。

2 事件の当事者は、正当な事由のない限り、前項の招喚に応じなければならない。

3 当事者が招喚に応じることができないとき又は正当な事由なくして招喚に応じないときにおいても審問期日を開くことができる。

(初審冒頭手続)

**第22条** 審問長は、第1回の審問期日の初めにおいて、事件の当事者であることに相違ないことを確かめるための尋問を行わなければならない。

2 監事は提訴状を、異議申立人は異議申立書をそれぞれ朗読しなければならない。

3 審問長は、被申告者又は相手方に対して、事件について意見を陳述する機会を与えなければ

ならない。

(傍聴の禁止)

**第23条** 審問会は審問期日における傍聴を禁ずることができる。

(証人尋問)

**第24条** 審問会は、事件の関係者を証人として期日に呼び出し、これを尋問することができる。

2 前項の関係者は、正当な事由のない限り、その呼び出しや尋問に応じなければならない。

(審問期日の調書)

**第25条** 録事は期日ごとに調書を作成しなければならない。

2 前項の調書は、次の各号に掲げる事項を記載し、担当審事並びに録事が署名捺印しなければならない。

- (1) 審問期日を開いた年月日
- (2) 出頭した当事者、補佐人及び立会監事の氏名
- (3) 出頭した証人の氏名及び住所並びにその証言内容
- (4) 出頭した当事者又は補佐人が意見を陳述したときはその要旨
- (5) 提出された証憑又はその写しの明細
- (6) 審問長又は審事が記載を命じた事項
- (7) 審事の氏名
- (8) 録事の氏名

3 審問長が必要と認めるときは、前項の審問期日の調書を作成するために、テープレコーダー等を使用して録音することができる。

(判定及び裁決並びにその送達)

**第26条** 審問が終了したときは、3人の審事の合議により、非違行為の申告事件については判定を、その他の条例による異議申立事件については裁決を行う。

2 判定及び裁決については、構成員3人の審事が署名捺印した判定書及び裁決書の原本を作成し、その謄本を事件の当事者に手交又は送達しなければならない。

(判定書及び裁決書)

**第27条** 判定書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 被申告者又は異議申立人の氏名、生年月日、住所、僧籍及び身分
- (2) 主文
- (3) 理由及び適用条項
- (4) 施行猶予の者は、その期間
- (5) 作成の年月日
- (6) 関与した審事の氏名
- (7) 立会監事の氏名

2 裁決書には前項第1号乃至第3号、第5号及び

第6号に掲げる事項を記載しなければならない。

(録事)

**第28条** 審問室及び監察室において調書又は記録を作成するときは、録事を置くことができる。

2 録事は、審問院組織条例(1991年条例公示第12号)第12条第1項に掲げる宗務役員のなかから、その都度審問院長が指名する。

#### 第4章 上告審

(判定及び裁決に対する不服申立)

**第29条** 非違行為の申告事件の初審の判定に対し不服のある監察室又は被申告者は、判定書の謄本の手交又は送達を受けた日の翌日から20日以内に、審問室に上告することができる。

2 その他の条例による異議申立事件の裁決に対しては不服の申立ができない。

(上告状)

**第30条** 前条第1項による上告は、次の各号に掲げる事項を記載した上告状を審問室に提出しなければならない。

- (1) 上告の年月日
  - (2) 上告人の氏名並びに住所、僧籍及び身分  
ただし、上告人が監察室の場合はこの限りでない。
  - (3) 初審の判定主文
  - (4) 判定書の作成年月日
  - (5) 判定した審事の氏名
  - (6) 上告事由及び証憑
- (上告審の審問会)

**第31条** 審問院長は、前条の上告があったときは、その初審に関与しなかった3人の審事で構成する審問会を開設しなければならない。

2 審事の定数の関係上、除斥又は忌避により、前項の構成ができないときは、初審に関与した審事を構成員とすることができるが、この場合必要最小限にとどめなければならない。

(上告の取下)

**第32条** 上告は、その判定があるまでは、これを取り下げることができる。

2 前項の取下は、文書によってしなければならない。

3 上告の取下をした者は、その事件について、更に上告をすることができない。

(審問会の判定)

**第33条** 上告審の審問会は、上告の理由があると認めるときは、初審の判定を取り消して自ら判定を行い、上告の理由がないと認めるときは、上告棄却の判定を行う。

2 前項の判定に対しては不服の申立ができない。  
(準用規定)

**第34条** 上告審の審問手続については、別段の規定あるものを除き、初審に関する規定を準用する。

### 第5章 再審

(再審の理由)

**第35条** 非違行為の申告事件について判定が確定した後においても、次の各号に掲げる事項を理由として、再審の請求をすることができる。

- (1) 確定した判定に事実の誤認があったと認められるとき。
- (2) 懲戒条例（1991年条例公示第28号。以下同じ。）第46条、第47条及び第48条によって懲戒処分を受けた者が、国法に基づく再審によってその内容に変更を生じたとき。

(再審請求権者)

**第36条** 再審の請求は、次の各号に掲げる者がこれを行うことができる。

- (1) 監察室
- (2) 懲戒処分の判定を受けた者
- (3) 前号の者が死亡している場合は、その配偶者及び2親等以内の親族

(再審請求の方法)

**第37条** 再審の請求は次の各号に掲げる事項を記載した再審請求書を審問室に提出して行わなければならない。

- (1) 再審請求の年月日
- (2) 再審請求者の氏名並びに住所、僧籍及び身分 ただし、再審請求者が監察室の場合はこの限りでない。
- (3) 確定した判定主文
- (4) 判定書の作成年月日
- (5) 判定した審事の氏名
- (6) 再審事由及び証憑

(再審の審問会)

**第38条** 審問院長は、再審の請求があったときは、5人の審事で構成する審問会を開設しなければならない。

(審問会の判定)

**第39条** 再審の審問会は、再審の理由があると認めるときは確定判定を取り消して自ら判定を行い、再審の理由がないと認めるときは再審請求棄却の判定を行う。

- 2 前項の判定に対しては不服の申立ができない。

(再審の取下)

**第40条** 再審の請求は、これを取り下げることができる。

- 2 前項の取下は、文書によってしなければならない。
- 3 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によ

っては、更に再審の請求をすることができない。

(再審の不再理)

**第41条** 再審の請求に対して判定が行われたときは、再び再審を請求することができない。

(準用規定)

**第42条** 再審の審問手続については、別段の規定あるものを除き初審に関する規定を準用する。

### 第6章 判定及び裁決後の処置

(判定の確定)

**第43条** 非違行為の申告事件については、初審の判定はその判定書が被申告者に手交又は送達された日の翌日から20日の経過をもって確定し、上告審の判定は、その判定書が被申告者に手交又は送達された日をもって確定する。

- 2 再審の判定の確定については、前項に定める上告審の判定の確定に関する規定を準用する。

(裁決の確定)

**第44条** その他の条例による異議申立事件の裁決は、その裁決書が事件当事者に宛てて発送された日をもって確定する。

(判定及び裁決の報告)

**第45条** 審問院長は、判定及び裁決が確定したときは、速やかに判定書又は裁決書の謄本を添えて宗務総長に報告しなければならない。

- 2 宗務総長は、前項の判定の報告を受けたときは、次に掲げる事項を宗務所の掲示場に10日間掲示し、機関誌「真宗」に掲載し、更に当該教務所長に通報し、適切な処置を講ずるよう指示しなければならない。

- (1) 懲戒処分を受けた者の氏名、住所、僧籍及びその身分

- (2) 懲戒の量刑

- (3) 施行猶予の場合、その期間

- 3 宗務総長は、第1項の裁決の報告を受けたときは、当該関係者及び関係機関に対し適切な処置を講じなければならない。

(懲戒施行猶予中の者の監察)

**第46条** 懲戒条例第20条による懲戒施行猶予中の者に対する監察は、監察室がこれを行うものとする。

- 2 監察室は、前項の監察について施行猶予中の者が所属する組又は教区の査察委員から報告を求めることができる。

(施行猶予取消の申立)

**第47条** 監察室は、監事の合議により施行猶予の取消に該当すると決定したときは、審問室に懲戒施行猶予取消の申立を行う。

- 2 前項の申立がなされた場合は、審問院長が指名した3人の審事の合議により施行猶予を取り

消すか否かを決定する。

- 3 前項の決定に先立ち当該関係者又は当該施行猶予中の者から事情聴取することができる。
- 4 審問室は、第2項の決定を監察室及び当該施行猶予中の者に通知しなければならない。
- 5 第2項の決定に対しては不服の申立ができない。  
(施行規則の制定)

**第48条** 審問院は、審問手続の適正をはかるため、必要な規則を院達をもって定める。

- 2 前項の院達には、申告者及び被申告者が行うべき必要な手続きについて定めるものとする。

**附 則**

- 1 この条例は、1999年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に審問院で取り扱われている事件は、この条例によるものとする。
- 3 第5章に規定する再審の請求は、この条例施行の際、すでに確定判定となっているものについても適用する。

**附 則** (2000年6月27日条例公示第8号)  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (2007年6月28日条例公示第5号)  
この条例は、2007年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日条例公示第1号) 抄  
この条例は、公示の日から施行する。

## 審問手続きに関する細則

〈2002年10月1日院達第1号〉

### 第1章 送達に関する補足

(趣旨)

**第1条** この院達は、審問条例（1999年条例公示第7号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(被申告者への提訴状の送達)

**第2条** 条例第15条に定める被申告者への提訴状の謄本の送達には、申告書の謄本を除き、調書及び証憑の謄本を添付するものとする。

(告示内容)

**第3条** 条例第20条第3項に定める提訴状又は異議申立書の告示送達は、送達にかかる通知文書及び添付書類を除く謄本を掲示するものとする。

### 第2章 上告状並びに異議申立書の提出

(上告状の提出)

**第4条** 条例第30条に定める上告状の提出は、被申告者が手交又は郵便により行わなければならない。

- 2 被申告者が上告状を手交により提出したときは、審問室は当該上告状の受付証明書を発行する。
- 3 被申告者が上告状を郵便により提出しようとするときは、到達の期日が確認できる方途で行わなければならない。

(異議申立書の提出)

**第5条** その他の条例に定める異議申立書の提出は、申立人が手交又は郵便により行わなければならない。

- 2 申立人が異議申立書を手交により提出したときは、審問室は当該異議申立書の受付証明書を発行する。
- 3 申立人が異議申立書を郵便により提出しようとするときは、到達の期日を確認できる方途で行わなければならない。

### 第3章 宗務役員を被申告者とする申告事件 (宗務役員に対する申告書の取り扱い)

**第6条** 宗務役員を被申告者とする申告事件について、監察室がその事実を調査・監察した結果、監事の合議により宗務役員懲戒委員会に付すべきであると判断したときは、提訴を猶予して、当該申告書を監察室から総務部長に送致することができる。

- 2 前項により申告書を総務部長に送致したときは、その事由を記載した文書を申告者に送付するとともに、被申告者にその旨を通知するものとする。

- 3 宗務役員を被申告者とする申告事件について審問会が開設されたときは、審問長はその旨を文書でもって総務部長に通知するものとする。

### 第4章 補則

(再審の判定の確定日)

**第7条** 再審の判定の確定については、条例第43条に定める上告審の判定の確定に関する規定を準用する。

(細則の変更)

**第8条** この細則を変更しようとするときは、審問院を構成する審問院長並びに審事及び監事の全員が出席した会議において、全会一致の議決を得なければならない。

### 附則

この院達は、2002年10月1日から施行する。



## ～第9編 寺院・教会～

### 別院条例

〈1981年6月11日条例公示第7号〉

- 改正
- ①1982年7月 1日条例公示8
  - ②1988年6月25日条例公示10
  - ③1995年6月22日条例公示2
  - ④1997年6月13日条例公示6
  - ⑤1997年6月13日条例公示9
  - ⑥2000年6月27日条例公示9
  - ⑦2001年6月29日条例公示7
  - ⑧2004年6月28日条例公示10
  - ⑨2005年6月28日条例公示5
  - ⑩2005年6月28日条例公示11
  - ⑪2009年6月29日条例公示8
  - ⑫2018年6月25日条例公示3
  - ⑬2018年6月25日条例公示8
  - ⑭2021年6月30日条例公示1
  - ⑮2021年6月30日条例公示6
  - ⑯2022年6月28日条例公示5
  - ⑰2023年6月30日条例公示6

（第九編）  
別院条例

#### 第1章 総則

（条例の目的）

**第1条** この条例は、別院について必要な事項を定める。

（別院の目的）

**第2条** 別院は、その地域の教化の中心道場として堂宇を備え、本尊を安置し、教義を宣布し、儀式を執行し、僧侶及び門徒を教化育成し、教区又は開教区の機関及び施設との緊密な連携のもとに、地方の特性に応じて教化に必要な業務を行い、もって同朋社会を実現することを目的とする。

（別院の設置等）

**第3条** 別院は、枢要の地又は開教上必要のある地若しくは由緒によりこれを設け、その地方の弘教の中心とする。

2 別院の設置、移転、合併及び廃止は、宗会の議決を経て、宗務総長がこれを定める。

（崇敬区域）

**第4条** 別院には、崇敬区域を設け、その区域の寺院、教会、僧侶及び門徒が別院の護持に当るものとする。

2 崇敬区域は、教区会の意見を聞いて宗務総長が定める。

3 開教区の別院の崇敬区域は、別に定める。  
（別院の義務）

**第5条** 別院は、宗門護持に必要な宗費を負担し、懇志を取り扱う義務を負う。

（教区等への編入）

**第6条** 別院は、教区又は開教区に編入する。  
（教務所長の指導、助言）

**第7条** 教務所長は、宗務管轄区域内の別院の管理、運営その必要な事項について指導、助言及び勧告をすることができる。

2 教務所長は、何時でも別院の会議に出席して意見を述べることができる。

（宗教法人）

**第8条** 別院は、宗教法人としなければならない。  
（支院）

**第9条** 必要により、別院の支院を設けることができる。

2 支院は、宗教法人たる別院の従たる事務所とする。

#### 第2章 法人の手續

（宗務総長の承認）

**第10条** 別院の設立、移転、合併及び解散並びに別院規則（以下「規則」という。）の制定及び変更については、所轄庁にその認証を申請するにさきだつて、規則の定めるところにより、予め責任役員の数員の全員の同意及び院議会の議決を経、法令の定による書類に本章の当該各条に定める書類を添付して宗務総長にその承認を求めなければならない。ただし、別院の設立及び規則の制定の場合に限り、責任役員及び院議會議員に関しては、その就任を予定されている者をもってこれに代えることができる。

（設立）

**第11条** 別院の設立について宗務総長の承認を求め申請書には、法令に定める規則の制定に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設立に至るまでの沿革書
- (2) 教区会及び教区門徒会の意見書（開教区にあってはその機関の意見書）
- (3) 所奉佛祖の影像の授与願
- (4) 設立地付近の宗教情勢を示す書類
- (5) 予定される崇敬区域の教勢を示す書類
- (6) 財産の状況を示す書類
- (7) 設立当初2ヵ年の収支予定計算書
- (8) その他必要と認める事項

2 別院の名称は、宗務総長が定める。

（移転）

**第12条** 別院の移転について宗務総長の承認を

（第九編）  
別院条例

求める申請書には、法令に定める規則の変更に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 教区会及び教区門徒会の意見書（開教区にあつてはその機関の意見書）
  - (2) 現在の財産の処分方法を示す書類
  - (3) 移転先の土地及び建物の状況を示す書類
  - (4) 移転地付近の宗教情勢を示す書類
  - (5) 予定される崇敬区域の教勢を示す書類
  - (6) その他必要と認める書類
- （合併）

**第13条** 別院の合併について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める合併に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併に至るまでの事由書
- (2) 教区会及び教区門徒会の意見書（開教区にあつてはその機関の意見書）
- (3) 合併契約又は条件を示す書類
- (4) 退任する責任役員及び就任を予定される責任役員の承諾書
- (5) その他必要と認める書類

（解散）

**第14条** 別院の解散について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 解散に至るまでの事由書
- (2) 教区会及び教区門徒会の意見書（開教区にあつてはその機関の意見書）
- (3) 所奉佛祖の移安に関する書類
- (4) 残余財産の状況を示す書類
- (5) 門徒の所属を示す書類
- (6) その他必要と認める書類

2 前項の規定は、解散以外の別院の廃止についてもこれを準用する。この場合「解散」は、「廃止」と読み替えるものとする。

（規則の変更）

**第15条** 別院の移転以外の事由による規則の変更について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める規則の変更に必要な書類のほか、規則のうち変更すべき事項について、その内容を示す書類を添付しなければならない。

（認証及び登記の申請）

**第16条** 別院の設立について規則の認証、移転について規則の変更の認証、合併について合併の認証、解散について任意解散の認証及び移転以外の事由による規則の変更の認証を、それぞれ受けようとするときは、第10条に規定する手続を終わったことを示す書類を添付して第1

1条から前条までの規定により、それぞれ宗務総長の承認を得て所轄庁にその認証を申請しなければならない。

2 前項の規定によりその認証書の交付を受けたとき並びに従たる事務所を新設したとき、設立の登記に掲げる事項（宗教法人法第52条第2項各号に掲げる事項をいう。）を変更したとき及び清算を結了したときは、登記に必要な書類を添付して、法令に定める期間内に、それぞれ管轄登記所に登記の申請をしなければならない。

（届出の義務）

**第17条** 別院は、設立、合併及び解散並びに従たる事務所の新設、事務所の移転（別院及び支院の移転）、設立の登記に掲げる事項の変更及び清算結了の登記をしたときは、登記事項証明書を添付して、遅滞なくその旨を宗務総長及び所轄庁に届け出なければならない。

2 規則の認証及びその変更の認証並びに別院の合併及び任意解散の認証を受けたとき、又は不動産に係る登記内容に変更が生じたときも、登記事項証明書を添付して、宗務総長に届け出なければならない。

### 第3章 住職及びその代務者

（住職）

**第18条** 別院の住職は、門首が兼務する。ただし、特に必要と認めるときは、新門又は連枝を住職とすることができる。

（任務）

**第19条** 住職は、別院の佛祖の崇敬に任じ、儀式を主宰する。ただし、住職は、輪番にその職務を代掌させることができる。

（住職代務者）

**第20条** 門首である住職が未成年であるときは、住職代務者を置き、住職の職務を行う。

2 住職代務者は、輪番をこれに充てる。

### 第4章 職員

（職員）

**第21条** 別院に次の職員を置く。

- (1) 輪番 1人
- (2) 副輪番 若干人
- (3) 列座 若干人
- (4) 会計 1人
- (5) 書記 若干人

（輪番）

**第22条** 輪番は、教師のうちから宗務総長が任命する。

（輪番事務管掌及び輪番事務取扱）

**第22条の2** 輪番が次の各号のいずれかに該当するときは、輪番事務管掌又は輪番事務取扱を

置くものとする。

(1) 死亡その他の事由によって欠けた場合において、すみやかに後任者を任命することができないとき

(2) 病気その他の事由によって、3ヵ月以上その職務を行うことができないとき

2 輪番事務管掌は、参務の中から宗務総長がこれを命ずる。

3 輪番事務取扱は、当該別院を管轄する教務所長又は宗務上の経歴を有する教師の中から宗務総長がこれを命じ又は任命する。

4 輪番事務管掌及び輪番事務取扱は、その置かなければならない事由がなくなったときは、当然退任する。

(輪番の職務)

**第23条** 輪番は、宗務総長の指揮を受け、所属職員を指揮して寺務を掌理する。

2 輪番は、宗務総長の承認を得て、職制を設け職員を配置して寺務を行うことができる。

3 輪番は、院議会及び常議員会の議決又は同意を要する事項については、予め責任役員の同意を得なければならない。

4 輪番は、院議会の議決又は同意を要する事項については、その提案にさきだつて、議案の内容を示す書類を添付して、予め宗務総長の承認を得なければならない。

5 輪番は、院議会の議決又は同意を得たときは、提出した議案及び議事録の副本を付して、宗務総長に報告しなければならない。

6 輪番は、院議会の議事が、宗憲、この条例その他の宗門法規及び規則に違反し、又は宗会及び教区会の決議に悖り、若しくは本派の施策に反すると認めるときは、会議を停止し、教務所長を経て宗務総長に具状してその指揮を求めなければならない。

(輪番の任期)

**第23条の2** 輪番の任期は、4年とする。ただし、再任の場合は2年とし、宗務総長が特に必要と認めるときは、2年毎に再任期間を延長することができる。

2 前項の規定は、宗務役員が兼務する輪番については、適用しない。

(副輪番)

**第24条** 副輪番は、輪番を補佐し、輪番に事故あるときは、その職務を代理する。

2 副輪番は、教師のうちから宗務総長が任命する。

3 副輪番の任期は、宗務総長の承認を得てこれを定めることができる。

(列座)

**第25条** 列座は、輪番の指揮を受けて、寺務に従事する。

2 列座は、教師のうちから、輪番の上申により、宗務総長が任命する。

(会計)

**第26条** 会計は、輪番の指揮を受けて、別院の出納その他の財務に関する事務を行う。

2 会計は、輪番が選定した者について、常議員会の議決を経て、宗務総長が任命する。

3 会計の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会計に事故あるとき又は会計が欠けた場合において、すみやかに後任者を任命することができないときは、会計事務取扱を置かなければならない。

5 会計事務取扱は、当該別院を管轄する教務所の主計又は宗務上の経歴を有する教師の中から宗務総長がこれを命じ又は任命する。

6 会計が欠けた場合であつて、すみやかに常議員会を招集することができないときは、常議員会の議決を経ないで会計を任命することができる。

7 前項の場合においては、任命の後、常議員会にその承認を求めなければならない。

8 前2項の規定は、会計事務取扱にこれを準用する。

(書記)

**第27条** 書記は、輪番の命を受けて、別院の事務に従事する。

2 書記は、輪番の上申により、宗務総長が任命する。

(準宗務役員)

**第27条の2** 第21条第1号、第2号、第4号及び第5号に定める職員は、準宗務役員とする。

## 第5章 法人の役員

(代表役員)

**第28条** 別院の代表役員は、輪番をもってこれに充てる。

(代表役員代務者)

**第29条** 代表役員代務者は、輪番事務管掌又は輪番事務取扱の職にある者について宗務総長がこれを命じる。

(1) 死亡その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。

(2) 病気その他の事由によって、3ヵ月以上その職務を行うことができないとき。

2 代表役員代務者は、代表役員に代わつてその職務の全部を行う。

3 輪番事務管掌又は輪番事務取扱を退任したとき

は、当然代表役員代務者も退任するものとする。  
(責任役員)

**第30条** 別院の代表役員以外の責任役員は、2人以上とし、次の各号に該当する者のうちから院議会の同意を得て、宗務総長が任命する。

(1) 崇敬区域内の組長又は寺院住職若しくは教会主管者

(2) 別院又は崇敬区域内の寺院若しくは教会に属する門徒

2 責任役員は、この法人の事務を決定する。この場合、この条例及び規則に別段の定がないものについては、その議決権は、各々平等とし、その定数の過半数で決する。

(任期)

**第31条** 責任役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第1号による責任役員のうち、組長である者は、前項の規定にかかわらず、その在職中とする。

3 補欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 後任責任役員は、現任者の任期満了1ヵ月前までに選定しなければならない。

(責任役員代務者)

**第32条** 責任役員が、第29条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、責任役員代務者を置く。

2 責任役員代務者は、代表役員が他の責任役員及び院議会の同意を得て選定した者について宗務総長が任命する。

3 責任役員代務者は、当該責任役員に代わってその職務の全部を行う。

4 責任役員代務者は、その置かなければならない事由がなくなったときは、当然退任する。

(仮代表役員)

**第33条** 代表役員は、別院と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、仮代表役員を置かなければならない。

2 前項により仮代表役員を置く必要が生じたときは、他の責任役員の合議により選定した者について、常議員会の議決を経て、宗務総長の承認を得た者をこれに充てる。

(仮責任役員)

**第34条** 責任役員は、別院と利益が相反する事項については、議決権を有しない。この場合においては、仮責任役員を置かなければならない。

2 前条第2項の規定は、仮責任役員についてもこれを準用する。

(仮代表役員及び仮責任役員の職務権限)

**第35条** 仮代表役員は、第33条第1項に規定する事項について、代表役員に代わって、その職務を行い、仮責任役員は、前条第1項に規定する事項について、当該責任役員に代わってその職務を行う。

(代表役員及び責任役員の責務)

**第36条** 代表役員及び責任役員は、常に法令、宗憲、宗教法人「真宗大谷派」規則及びこの条例並びに当該規則に従い、別院の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやくもこれを濫用してはならない。

(職員の除外)

**第37条** 当該別院の職員である者は、代表役員以外の責任役員、代表役員代務者及び責任役員代務者並びに仮代表役員及び仮責任役員となることできない。

## 第6章 院議会その他の機関

### 第1節 院議会

(院議会)

**第38条** 別院に院議会を置き、崇敬区域内の組長、副組長、選出教区会議員、教区門徒会員、組門徒会員、教区教化委員又はその他の教師、門徒の中から、輪番が選定した院議会議員をもって、これを組織する。

2 院議会議員の定数は、宗務総長の承認を得て別院が定める。

3 別院の責任役員及び職員は、院議会議員又は総代になることができない。

(任期)

**第39条** 院議会議員の任期は、役職による者はその在職中とし、その他については3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

**第40条** 院議会に議長を置き、会議の都度出席議員の互選によって定める。

(招集)

**第41条** 院議会は、毎年1回輪番が招集する。ただし、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

(議事及び議決)

**第42条** 院議会は、院議会議員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 院議会の議事は、この条例及び規則に特別の定がある場合を除き、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権限)

**第43条** 院議会は、この条例及び規則に定める事項を議決するほか、別院内部規定の制定、変更及び廃止並びに予算その他の事項を議決し、決算を審査する。

### 第2節 常議員会

(組織及び任期)

**第44条** 院議会に常議員会を置き、院議会で互選した5人以上10人以内の常議員でこれを組織する。ただし、特別の事情のある別院であつて、院議会の議決を経て宗務総長の許可を得たときは、その数を増すことができる。

2 前項の常議員の定数は、宗務総長の承認を得て別院が定める。

3 常議員は、院議会議員の任期満了後でも、後任者が就任するまで在任する。

(職務権限)

**第45条** 常議員会は、院議会から委任を受けた事項、この条例及び規則に定める事項並びに緊急の事項その他輪番が提出した事項を議決する。

2 常議員会で議決した事項は、次の院議会に報告しなければならない。

(招集、議長、議事及び議決)

**第46条** 常議員会は、輪番が招集する。

2 第40条及び第42条の規定は、常議員会にこれを準用する。

### 第3節 監事

(監事)

**第47条** 別院に監事2人を置く。

2 監事は、崇敬区域内の住職又は門徒のうちから常議員会が推薦した者について輪番が委嘱する。

(任期)

**第48条** 監事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

**第49条** 監事は、別院財産の管理及び財務の運営に関し、表簿、証拠書類及び保管金品の検査により、会計事務の処理、帳簿の整理及び予算執行の状況、収支の現況並びに決算を監査し、その結果を輪番及び院議会に報告する。

(兼務の禁止)

**第50条** 監事は、別院の職員、責任役員、院議会議員又は総代を兼ねることができない。

### 第4節 総代

(総代)

**第50条の2** 別院は、必要により総代を置くことができる。

2 前項により総代を置くときは、院議会の議決を得て、宗務総長の承認を受けなければならない。

3 総代は、別院の興隆発展に努め、その運営について輪番に対し意見を述べるができる。

4 総代は、院議会議員を兼ねることができない。

## 第7章 財務

### 第1節 財産

(財産の種別)

**第51条** 別院の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

(特別財産)

**第52条** 特別財産は、院議会の議決を経て、宗務総長の承認を得て、法宝物又は宝物として設定した財産とする。

2 特別財産は、これを処分し又は担保に供することができない。

(基本財産)

**第53条** 基本財産は、不動産、有価証券、現金及び預金について、院議会の議決を経て設定した財産とする。

2 基本財産たる現金は、郵便局又は信用ある銀行等に預け、若しくは確実に有価証券に替えて保管しなければならない。

3 基本財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し若しくは出資の目的とし、又はこれに別院以外の私権を設定することができない。ただし、その用途又は目的を妨げない限度において、院議会で出席者の3分の2以上の議決を経て、宗務総長の承認を得たときは、この限りでない。

(普通財産)

**第54条** 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

2 普通財産たる不動産は、別院の目的又は用途を妨げない限度において、その目的又は用途以外に利用し、若しくは利用させることができる。ただし、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれに別院以外の私権を設定しようとするときは、院議会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

(不動産の著しい模様替等)

**第55条** 不動産につき、著しい模様替若しくは用途の変更又は別院の目的以外の使用をするときは、院議会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要に基づくものであり、又は軽微のものである場合及び1年以内の期間に係るものである場合におい

て、常議員会の議決を経たときは、この限りでない。

(借入)

**第56条** 別院が借入をしようとするときは、院議会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。ただし、当該会計年度内の収入で償還する一時の借入については、常議員会の議決をもって院議会の議決に代えることができる。

(保証の禁止)

**第57条** 別院は、保証をすることができない。

### 第2節 予算及び決算

(予算の編成)

**第58条** 別院の歳入及び歳出は、毎会計年度予算をもって定める。

2 輪番は、毎会計年度の一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出として、年度開始1ヵ月以前にこれを予算に編成し、院議会に提出してその議決を得なければならない。

3 当該年度の歳出予算は、他年度の支出に充てることができない。

(予算の区分)

**第59条** 予算は、経常及び臨時の2部に分ける。

2 特別の法要、著しい営繕その他臨時の経費は、臨時部に計上する。

(予備費)

**第60条** 予算の不足又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける。

(予算の補正)

**第61条** 予算編成後やむを得ない事由が生じたときは、予算に追加又は変更を加えるため、補正予算を編成することができる。

2 前項の補正予算は、予算作成の手續に準じて編成し、院議会に提出してその議決を得なければならない。

(予算の審議未了及び不成立)

**第62条** 予算を議決せず又は予算が成立に至らないときは、前年度の予算を執行する。

2 前項の期間は、4ヵ月を超えてはならない。その間の支出は、前年度該当期間の純計を超えることができない。

3 当該年度の予算が成立したときは、第1項の規定はその効力を失い、その日までの収入及び支出又は負担は、当該年度の予算によるものとする。

(決算書の作成)

**第63条** 輪番は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に、予算と同一の形式により決算書を作成し、監事の監査を経て院議会に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の決算書には、財産目録及び収支計算書を添付しなければならない。

(財産目録)

**第64条** 輪番は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に財産目録を作成しなければならない。

### 第3節 経理

(年度の会計)

**第65条** 別院の毎会計年度における経費は、その年度の歳入で支弁しなければならない。

(別院の経費)

**第66条** 別院の経費は、懇志金及び寄附金並びに普通財産である収入をもって支弁する。

(会計年度)

**第67条** 別院は、それぞれの規則において会計年度を定めなければならない。

(剰余金の処分)

**第68条** 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ又は特別会計の収入に充てることができる。

(特別会計)

**第69条** 別院は、特定の目的又は資金を有する場合及び特定の事業を行う場合において、一般の会計と区分して経理する必要があるときは、院議会の議決を得て、特別会計を設定することができる。

(浄財の募集)

**第70条** 別院が特別に浄財を募集しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得て宗務総長の承認を受けなければならない。

(会計に関する備付表簿)

**第71条** 別院は、会計に関し次に掲げる書類及び表簿を備え、つねにこれを整備しておかなければならない。

予算簿

財産台帳

有価証券受払台帳

備品台帳

預金出納簿

現金出納簿

物品出納簿

収支月計表

収入伝票綴

支出伝票綴

その他別に定めるもの

(監査命令)

**第72条** 宗務総長は、必要と認めるときは、会計監査院長に対し、別院の会計の監査を命ずることができる。

(会計事務の責任)

**第73条** 輪番及び会計は、別院における会計事務について一切の責任を負い、退任する場合には、責任解除を受けなければならない。

2 輪番及び会計の会計責任は、第81条に定める引継監査の完了をもって解除されるものとする。この場合、退任後であっても、責任解除を受けるまではその責を免れることはできない。  
(会計条例の準用)

**第74条** 別院の会計については、この条例に別段の規定のないものについては、会計条例(1988年条例公示第1号)の規定を準用する。

#### 第8章 補則

(備付表簿)

**第75条** 別院の事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え、常にこれらを整備しておかなければならない。

- (1) 別院規則及び認証書並びにその他の規程
- (2) 由緒、沿革の記録及び法宝物台帳並びに過去帳
- (3) 境内地及び境内建物の明細書及び図面
- (4) 住職名簿、代表役員及び責任役員並びにこれらの代務者の名簿、職員名簿、院議会議員及び常議員並びに監事の名簿、門徒名簿
- (5) 財産目録、貸借対照表又は収支計算書
- (6) 責任役員会及び院議会並びに常議員会の議事に関する書類及び事務処理簿
- (7) 公益事業及びその他の事業並びに所属団体に関する書類及び帳簿
- (8) 第71条に定める書類及び帳簿
- (9) その他必要と認める書類及び帳簿  
(公益事業その他)

**第76条** 別院は、社会福祉を増進するため公益事業を行い、第2条の目的に反しない限り公益事業以外の事業を行うことができる。

2 輪番は、前項の事業を経営するときは、その名称、目的、事業の内容、機関及びその他必要な事項を記載し、宗務総長の承認を得なければならない。  
(所属団体)

**第77条** 別院は、その目的達成に資するため所属団体を設置することができる。

2 輪番は、所属団体を組織したときは、前条第2項の規定に準じて作成した規約を添え、宗務総長に届け出なければならない。  
(事務報告並びに財産及び財務の現況報告)

**第78条** 輪番は、毎年度の始めに、前年度の事務報告並びに財産の管理及び財務の運営についての現況報告を宗務総長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を正副2通作成しなければならない。

- (1) 事務の概況
- (2) 年間行事表
- (3) 代表役員及び責任役員並びにこれらの代務者の名簿、職員名簿、院議会議員及び常議員並びに監事の名簿
- (4) 金品の出納、保管の状況及び計算の基礎を証明することができる一切の書類の整備状況
- (5) 前各号のほか必要な事項

3 輪番は、宗務機関から別院に関する報告を求められたときは、遅滞なく文書で報告しなければならない。

(輪番及び会計の退任に伴う引継監査)

**第79条** 輪番及び会計が退任したときは、20日以内に、会計の監査を受け、会計その他の事務の引き継ぎ(以下「引継監査」という。)を行わなければならない。ただし、特別な事情により、宗務総長が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

2 前項の引継監査の方法は、次の2種とする。

- (1) 実地監査 宗務総長が指名した宗務役員を派遣し行う。
- (2) 書面監査 監事が監査した次条に定める引継調書によって、宗務総長が指名した宗務役員が行う。

3 宗務総長は、前項の引継監査の方法をその都度決定する。

4 引継監査は、宗務総長が指名した宗務役員、輪番の退任に伴う引継監査には、さらに当該別院を管轄する教務所長の立会のもとに、これを行わなければならない。

(引継調書の作成)

**第80条** 輪番及び会計は、前条の引継監査に先だって、次の各号に掲げる事項を記載した引継調書を正副2通作成しなければならない。

- (1) 引継する事業及び事務の概況
- (2) 金品の出納、保管の状況及び計算の基礎を証明することができる一切の書類の整備状況
- (3) 財産台帳及び不動産の登記事項証明書等の整備状況
- (4) 前各号のほか必要な事項

2 引継調書には、任期中に作成した第78条に定める事務報告を添付するものとする。

(引継監査の完了)

**第81条** 引継監査は、輪番が退任するときは、交替する輪番並びに当該別院を管轄する教務所長及び監査した宗務役員全員が、会計が退任するときは、交替する会計並びに当該別院の輪

番及び監査した宗務役員の全員が、引継調書に署名押印することをもって完了する。この場合、退任する輪番又は会計が再任する場合であっても、同様の取扱とする。

- 2 引継監査が完了したときは、当該別院の輪番は引継調書の副本を宗務総長に提出しなければならない。

(職務の臨時代理)

**第82条** 引継監査において、会計監査院条例(1991年条例公示第7号)第18条各号に定める事実があると認められたときは、宗務総長は、退任する者が輪番であるときは、当該別院を管轄する教務所長に、会計であるときは、当該別院を管轄する教務所の主計に、それぞれ輪番又は会計の職務を臨時に代理させるものとする。

(清算人)

**第83条** 別院が解散(合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、輪番が清算人となる。

- 2 前項の規定によることができないときの清算人は、院議会の選定した者について宗務総長が任命する。

(残余財産の帰属)

**第84条** 合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、別院が解散した場合の残余財産は、宗教法人「真宗大谷派」に帰属するものとする。

**附 則**

- 1 この条例は、真宗大谷派宗憲施行の日(1981年6月11日)から、これを施行する。
- 2 別院条例(1952年条例第51号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に存する別院は、この条例による別院とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に代表役員を除く責任役員及び院議会議員である者は、この条例による責任役員及び院議会議員とみなし、その任期は、従前の任期を通算する。
- 5 この条例施行の際、現に総代である者は、この条例による別院規則変更の認証書が交付されるまでなおその任にあるものとする。ただし、認証書の交付に至るまでの間に総代の任期が満了するときは、従前の規定により、これを補充するものとする。
- 6 この条例施行の際、現に輪番、副輪番、列座及び書記である者は、この条例による輪番、副輪番、列座及び書記とみなし、その任期のあるものについては、従前の規定により任命された

日から起算する。

- 7 この条例施行の際、現に詰番である者は、この条例による会計とみなし、その任期については、従前の規定により任命された日から起算する。

**附 則**(1982年7月1日条例公示第8号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に代表役員以外の責任役員及び院議会議員である者は、この条例による代表役員以外の責任役員及び院議会議員とみなし、その任期は、従前の任期を通算する。

**附 則**(1988年6月25日条例公示第10号)抄  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**(1995年6月22日条例公示第2号)抄  
この条例は、1995年7月1日から施行する。

**附 則**(1997年6月13日条例公示第6号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 門徒条例(1991年条例公示第22号)第6条ただし書を削り、同第10条を第11条とし、同第9条の次に次の1条を加える。

(別院の特例)

**第10条** 第6条から前条の総代に関する規定は、別院条例第50条の2の規定に基づき総代を置く別院について適用し、この場合、第8条に規定する「住職又は教会主管者」は、「輪番」と読み替えるものとする。

**附 則**(1997年6月13日条例公示第9号)抄  
この条例は、1997年7月1日から施行する。

**附 則**(2000年6月27日条例公示第9号)  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**(2001年6月29日条例公示第7号)  
この条例は、2001年7月1日から施行する。

**附 則**(2004年6月28日条例公示第10号)

- 1 この条例は、2004年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に輪番である者は、この条例による輪番とみなし、その任期は、第23条の2の規定に関わらず、2002年7月1日以後に任命された輪番については、施行日以後次の就任月日から4年とし、それ以外の輪番については、施行日以後次の就任月日から2年とする。

**附 則**(2005年6月28日条例公示第5号)  
この条例は、2005年7月1日から施行する。

**附 則**(2005年6月28日条例公示第11号)抄  
この条例は、2005年7月1日から施行する。

**附 則**(2009年6月29日条例公示第8号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に輪番事務管掌又は輪番事務取扱である者は、この条例による輪番事務管掌又は輪番事務取扱とみなす。



3 この条例施行の際、現に会計事務取扱である者は、この条例による会計事務取扱とみなす。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第8号）  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第1号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第6号）  
この条例は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2022年6月28日条例公示第5号）  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第6号）

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に輪番に就任している者は、この条例による輪番とみなす。

## 列座の outgoing に係る特別措置条例

〈2011年7月1日条例公示第1号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方の弘教の中心たる別院が、時代社会の変化に適応する別院として活性化することを願い、別院間の列座の outgoing に係る特別措置について定める。

(適用の範囲)

**第2条** この条例は、宗務総長が指定した教区(以下「指定教区」という。)に編入されている別院について適用する。ただし、宗務総長が特に必要と認めるときは、指定教区以外の教区に編入されている別院について適用することができる。

(列座の outgoing)

**第3条** 宗務総長は、前条により指定した別院の列座を他の別院に期間を定めて outgoing させ、当該別院の業務に専従させることができる。

2 前項による列座の outgoing は、 outgoing 先の別院及び outgoing 元の別院輪番の同意を得て、管轄する教務所長の上申により、宗務総長がこれを命ずる。

(指揮監督)

**第4条** 前条の規定により outgoing する列座は、別院条例(1981年条例公示第7号)第23条第2項及び第25条第1項の規定にかかわらず、 outgoing している期間、 outgoing 先の別院の輪番の指揮を受けて寺務に従事する。

(補則)

**第5条** この条例に定めのない事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、公示の日から施行する。

(第九編) 列座の outgoing に係る特別措置条例

## 寺院教会条例

〈1991年6月29日条例公示第14号〉

- 改正 ①1996年6月20日条例公示1  
②1997年6月13日条例公示7  
③2000年6月27日条例公示10  
④2001年6月29日条例公示8  
⑤2005年6月28日条例公示6  
⑥2008年6月27日条例公示5  
⑦2021年6月30日条例公示1  
⑧2021年6月30日条例公示7

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、普通寺院(以下「寺院」という。)及び教会について定める。

(目的)

**第2条** 寺院及び教会は、当該寺院又は教会に所属する僧侶及び門徒の聞法の道場として、堂宇を備え、本尊を安置し、教法を宣布し、儀式を執行し、教化に必要な事業を行うことを目的とする。

(教会)

**第3条** 教会は、次の2種とする。

- (1) 直属教会
- (2) 一般教会

2 本派が特に指定した教会を直属教会とし、その他の教会を一般教会とする。

(宗教法人)

**第4条** 寺院は、宗教法人としなければならない。

(賦課金納付義務等)

**第5条** 寺院及び教会は、本派の護持に任じて賦課金等を納付し、相続講金、同朋会員志金及び懇志金を取り扱う義務を負うものとする。

(備付表簿)

**第6条** 寺院又は教会には、次に掲げる帳簿を備えこれを整備しなければならない。

- (1) 規則及び承認書並びに認証書
- (2) 由緒及び沿革の記録、法宝物台帳並びに過去帳
- (3) 所属僧侶及び寺族の名簿
- (4) 総代及び門徒の名簿
- (5) 代表役員及び責任役員の名簿
- (6) 責任役員及び総代の会議の議事録並びに事務処理簿
- (7) 境内地及び境内建物の図面
- (8) 財産目録及び収支計算書
- (9) 資産の状況を表す書類
- (10) 事業を行う場合におけるその事業及び所属

(第九編) 寺院教会条例

団体に関する帳簿

(11) その他重要事項の記録

(助言・相談)

**第7条** 寺院及び教会の必要に応じて、その適正な運営に資するため、宗務所に助言のための機関を設ける。

**第2章 住職、教会主管者及びその代務者**  
(任務)

**第8条** 住職又は教会主管者は、寺院又は教会の興隆発展に努め、その機能を発揮させるため、門徒の教化と当該寺院又は教会に所属する僧侶及び寺族の指導の任に当たるとともに、率先して教法を聞信し教学を研鑽しなければならない。  
(継承)

**第9条** 住職又は教会主管者は、先代住職又は教会主管者の卑属系統であって、当該寺院又は教会に所属する教師がこれを継承するものとする。ただし、寺院又は教会は、特別の事情により卑属系統の中から継承者を選定できないときは、宗務総長の承認を得て、卑属系統によらないことができる。

(任命・住職修習)

**第10条** 住職又は教会主管者の任命は、当該寺院又は教会の申請により、宗務総長がこれを行う。

2 前項により任命を受ける者には、当該寺院又は教会の総代の代表者とともに、真宗本廟で住職修習を行い、辞令を授与するものとする。

(任命申請・その特例)

**第11条** 住職又は教会主管者が欠けたときは、遅滞なく後任者の任命を申請しなければならない。

2 故なく前項の申請を遅滞したとき又は特別の事由があるときは、宗務総長は、申請を待たずに住職又は教会主管者を任命することができる。

3 直属教会の教会主管者は、申請によらないでこれを任命する。

(代務者)

**第12条** 住職又は教会主管者が次の各号のいずれかに該当するときは、住職代務者又は教会主管者代務者（以下「代務者」という。）を置かなければならない。

(1) 住職又は教会主管者が欠けた場合において、すみやかに後任者の任命を申請することができないとき。

(2) 病気その他の事由により3ヵ月以上その職務を行うことができないとき。

2 代務者の任命は、当該寺院又は教会の申請により、宗務総長がこれを行う。

3 前条第2項の規定は、代務者の任命に準用する。

(代務者の職務)

**第13条** 代務者は、住職又は教会主管者に代わって、その職務のすべてを行う。ただし、条例で別段の定めがある場合は、この限りではない。

(代務者の任期)

**第14条** 代務者の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(代務者の退任)

**第15条** 代務者は、その置かななければならない事由が消滅したときは、直ちに退任しなければならない。

(代務者の限界)

**第16条** 代務者は、その寺院又は教会の世代に入ること及びこれに専属する利益を享有することはできない。ただし、寺族である場合には世代に入ることを除くの外この限りでない。

(差免等)

**第17条** 宗務総長は、住職、教会主管者又はその代務者をはなはだしく不適任と認めるときは、その変更を命じ、又は差免し、新たに任命することができる。

2 前項の処分を受けた者で異議のある者は、審問院に異議の申立をすることができる。ただし、処分を受けた日から1ヵ月を経過したときは、この限りでない。

(副住職・副教会主管者)

**第18条** 寺院又は教会は、宗務総長の承認を得て、副住職又は副教会主管者1人を置くことができる。

2 副住職又は副教会主管者は、その寺院又は教会に僧籍を有する教師でなければならない。

3 副住職又は副教会主管者は、住職又は教会主管者を助け、当該寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。

(候補衆徒)

**第19条** 寺院又は教会は、住職又は教会主管者の後継者をあらかじめ定めておくことができる。この場合、住職又は教会主管者は、当該寺院又は教会に所属する満18歳以上の僧侶の中から1人を選定して、申請により宗務総長の承認を受けなければならない。

2 前項の選定は、第9条本文に規定する寺院又は教会にあっては、当該住職又は教会主管者の卑属系統の中からは行わなければならない。

3 第1項に定める後継者を候補衆徒と称する。

**第3章 坊守**

(定義)

**第20条** 住職又は教会主管者の配偶者を、坊守と称する。

2 住職又は教会主管者が欠けた場合であっても、

その配偶者であった者は、新たに住職又は教会  
 管理者が就任するまでの間、坊守と称する。

3 住職又は教会管理者に配偶者がいない場合  
 であって、特に必要があるときは、成年以上の寺  
 族の中から選定した者を坊守と称することがで  
 きる。

4 前任の坊守は、前坊守と称する。  
 (坊守籍簿)

**第21条** 坊守及び前坊守は、申請により宗務所  
 の坊守籍簿に登録されるものとする。

2 坊守籍簿に登録されない者は、坊守の待遇を  
 受けることができない。  
 (任務)

**第22条** 坊守は、住職又は教会管理者とともに門  
 徒の教化に携わるため得度式を受けるものとし、  
 教法を聞信し、門徒との交流を緊密にして、寺院  
 又は教会の興隆発展に努めなければならない。

#### 第4章 寺族

(資格)

**第23条** 寺族とは、次の各号のいずれかに該当  
 するものをいう。

- (1) 住職又は教会管理者及び前住職又は前教会  
 管理者
- (2) 候補衆徒
- (3) 坊守籍簿に登録されている者
- (4) 住職又は教会管理者及び前住職又は前教会  
 管理者とそれぞれ同じ戸籍にある者
- (5) 住職又は教会管理者の直系1親等の血族で、  
 当該寺院又は教会に僧籍を有する者及びこれ  
 と同じ戸籍にある者で当該寺院又は教会に僧  
 籍を有する者
- (6) 住職又は教会管理者と同居する2親等以内  
 の血族及びその配偶者
- (7) 前各号以外のもので寺族、責任役員及び総  
 代の同意を得た者

2 寺族は、寺族名簿に登録されなければならない。  
 3 寺族名簿の登録は、住職又は教会管理者が行う。  
 (任務)

**第24条** 寺族は、住職又は教会管理者を助けて  
 寺院又は教会の興隆に努めなければならない。  
 (寺族の代表者)

**第25条** 住職又は教会管理者が欠けたときは、  
 その配偶者が寺族の代表者となる。

2 前項の配偶者がいないときは、成年以上の候  
 補衆徒が寺族の代表者となる。

3 前2項によることができないとき又は止むを  
 得ない事情があるときは、成年以上の寺族が互  
 選し、責任役員及び総代の同意した者を代表者  
 とする。

#### 第5章 法人の手續

(宗務総長の承認)

**第26条** 寺院又は法人である教会（以下「法人  
 教会」という。）の設立、移転、合併及び解散  
 並びに当該寺院又は法人教会の規則（以下「規  
 則」という。）の制定及び変更については、所  
 轄庁にその認証申請をするに先立って、規則の  
 定めるところにより、あらかじめ責任役員及び  
 総代の定数の全員の同意を得て、法令の定める  
 書類に本章の当該各条に定める書類を添付した  
 申請書を宗務総長に提出して、その承認を得な  
 なければならない。ただし、設立及び規則制定の  
 場合に限り、責任役員及び総代に関しては、そ  
 の就任を予定されている者をもってこれに代え  
 ることができる。

(設立)

**第27条** 寺院又は法人教会の設立について宗務  
 総長の承認を求める申請書には、法令に定める  
 規則の制定に必要な書類のほか、次に掲げる書  
 類を添付しなければならない。

- (1) 設立に至るまでの沿革書
- (2) 御本尊及び御影安置承認願
- (3) 誓約書
- (4) 資産の状況を示す書類
- (5) 設立当初2ヵ年の収支予算書
- (6) 門徒名簿
- (7) 設立地付近の宗教情勢を示す書類
- (8) 住職又は教会管理者の任命申請書
- (9) その他必要な書類

(移転)

**第28条** 寺院又は法人教会の移転について宗務  
 総長の承認を求める申請書には、法令に定める  
 規則の変更に必要な書類のほか、次に掲げる書  
 類を添付しなければならない。

- (1) 門徒の3分の2以上の同意を得たことを示  
 す書類
- (2) 移転により所属組の変更を生ずる場合には、  
 当該組長の同意書
- (3) 現在の門徒の所属を示す書類
- (4) 現在の資産の処分を示す書類
- (5) 移転先の土地及び建物等の状況を示す書類
- (6) 移転地付近の宗教情勢を示す書類
- (7) その他必要な書類

(合併)

**第29条** 寺院又は法人教会の合併について宗務  
 総長の承認を求める申請書には、法令に定める  
 規則の制定に必要な書類のほか、次に掲げる書  
 類を添付しなければならない。

- (1) 合併理由書

- (2) 合併契約案又は条件を示す書類
- (3) 財産目録及び事業にかかる貸借対照表
- (4) 合併により解散する寺院又は教会の御本尊及び御影等の奉安願書
- (5) 合併により解散する寺院又は教会の所属僧侶帰属予定書
- (6) 合併により解散する寺院又は教会の所属門徒帰属引受書
- (7) 門徒の3分の2以上の同意を得たことを示す書類
- (8) その他必要な書類

**第30条** 寺院又は法人教会の解散について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める解散に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 解散理由書
- (2) 御本尊並びに御影等の奉安に関する承認願書
- (3) 所属僧侶帰属予定書
- (4) 所属門徒帰属引受書
- (5) 門徒の3分の2以上の同意を得たことを示す書類
- (6) その他必要な書類

#### 第6章 財務

(財産の種別・管理)

**第31条** 寺院又は教会の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産に区分して管理しなければならない。

(特別財産)

**第32条** 特別財産は、総代の同意を得て法宝物又は宝物として設定した財産とする。

- 2 特別財産は、処分し、又は担保に供することができない。ただし、総代の同意を得て、宗務総長の承認を受けたときは、この限りでない。
- (基本財産)

**第33条** 基本財産は、不動産、有価証券、現金及び預金について、総代の同意を得て、設定した財産とする。

- 2 基本財産たる現金は、有価証券に替え、又は信託にし、若しくは信用がある銀行等に預けて、保管しなければならない。
  - 3 基本財産を貸付け、交換し、売払い、譲渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。ただし、これを交換し、売払い、譲渡し、又は担保に供する場合には、更に、宗務総長の承認を受けなければならない。
- (普通財産)

**第34条** 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

- 2 普通財産たる不動産を貸付け、交換し、売払い、譲渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。
- (保証の禁止)

**第35条** 寺院又は教会は、保証をすることができない。

(予決算等)

**第36条** 寺院又は教会は、毎年度の歳入歳出の予算を編成し、決算書を作成しなければならない。

(経理の原則)

**第37条** 住職及び教会主管者又はその代務者は、総代と協力して、当該寺院又は教会の経理の適正を図らなければならない。

#### 第7章 補則

(設立の条件)

**第38条** 寺院又は法人教会を設立しようとする者は、設立前1年以上にわたって、本派が定める礼拝の施設を備え、儀式を執行し、教法を宣布し、条例及び法令の規定に適合する実績を有するものでなければならない。

(特例措置)

**第39条** 代務者であって、特別の必要があるときは、当該寺院又は教会の申請により、宗務総長の承認を受けて、住職又は教会主管者を称することができる。

- 2 寺院設立に未だ至っていない非法人教会であって、特別の必要があるときは、当該教会主管者は総代の同意を得、宗務総長の承認を受けて、寺号及び住職を称することができる。

#### 附 則

- 1 この条例は、1991年6月30日から施行する。
- 2 寺院教会条例(1948年条例第23号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に存する寺院及び教会は、この条例による寺院及び教会とみなす。
- 4 この条例施行の際、住職及び教会主管者並びにその代務者である者は、この条例による住職及び教会主管者並びにその代務者とみなす。この場合、代務者の任期は、従前の任期を通算する。
- 5 この条例施行の際、現に副住職及び副教会主管者である者は、この条例による副住職及び副教会主管者とみなす。
- 6 この条例施行の際、現に候補衆徒である者は、この条例による候補衆徒とみなす。

- 7 この条例施行の際、現に坊守である者は、この条例による坊守とみなす。
- 8 この条例施行の際、現に提出されている申請書及び届は、この条例による申請書及び届とみなす。
- 9 第9条第2項の規定により住職に就任した者は、堂班法衣条例廃止に伴う臨時措置条例（1991年条例公示第20号）第4条第2項及び教師条例（1991年条例公示第17号）附則第5項の規定の適用を受けないものとする。
- 10 開教条例（1989年条例公示第5号）第5条第1項中「寺院教会条例（1948年条例第23号）」を「寺院教会条例（1991年条例公示第14号）」に改める。
- 11 被包括関係設定に関する特別措置条例（1988年条例公示第8号）第1条中「寺院教会条例（1948年条例第23号。以下同じ。）」を「寺院教会条例（1991年条例公示第14号。以下同じ。）」に改める。

附 則（1996年6月20日条例公示第1号）

- 1 この条例の施行期日は、この条例成立の日から1年以内の期日に、宗務総長が達令で定める。
- 2 この条例施行の際、現に宗教法人「真宗大谷派」が包括する法人の規則第6条に規定する「男子たる教師」については、当分の間その規定にかかわらず「教師」と読み替えるものとする。
- 3 寺院又は教会が、住職又は教会主管者の任命申請を行う場合には、申請に先立ってあらかじめ当該寺院又は教会の前項に関する規則変更を完了しておかなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ規則の変更ができない寺院又は教会は、住職又は教会主管者の任命後1年以内に規則変更を完了しなければならない。
- 4 この条例施行の際、現に住職である者は、この条例による住職とみなす。
- 5 この条例施行の際、現に候補衆徒である者は、この条例による候補衆徒とみなす。
- 6 この条例施行の際、現に坊守である者は、この条例による坊守とみなす。
- 7 この条例施行に必要な候補衆徒及び坊守に関する経過措置は、達令で定める。

附 則（1997年6月13日条例公示第7号）抄  
この条例は、新条例施行の日に施行する。

附 則（2000年6月27日条例公示第10号）

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例（1997年条例公示第7号）は、廃止する。

附 則（2001年6月29日条例公示第8号）

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に提出されている任命願書は、この条例による任命申請書とみなす。  
附 則（2005年6月28日条例公示第6号）  
この条例は、2005年7月1日から施行する。  
附 則（2008年6月27日条例公示第5号）  
この条例は、2008年7月1日から施行する。  
附 則（2021年6月30日条例公示第1号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。  
附 則（2021年6月30日条例公示第7号）  
この条例は、2021年7月1日から施行する。

# 寺院教会条例施行条規

（1991年6月29日達令公示第33号）

- 改正 ①1992年5月26日達令公示5  
 ②1992年6月26日達令公示8  
 ③1997年6月13日達令公示9  
 ④1998年6月24日達令公示4  
 ⑤2000年7月 3日達令公示11  
 ⑥2002年6月28日達令公示13  
 ⑦2004年6月28日達令公示14  
 ⑧2005年6月28日達令公示7  
 ⑨2008年6月27日達令公示5  
 ⑩2009年5月 1日達令公示3  
 ⑪2011年7月 1日達令公示6  
 ⑫2021年6月30日達令公示14

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この達令は、寺院教会条例（1991年条例公示第14号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

（定義）

**第2条** この達令において、「寺院」とは「普通寺院」及び「教会」をいい、「教会」とは「宗教法人である教会（以下「法人教会」という。）」及び「宗教法人でない教会（以下「非法人教会」という。）」をいい、「住職」というときは「教会主管者」を含み、「前住職」というときは「前教会主管者」を含み、「代務者」とは「住職代務者」及び「教会主管者代務者」をいい、「副住職」というときは「副教会主管者」を含み、並びに「寺籍簿」というときは「教会籍簿」を含む。

（仏祖の影像）

**第3条** 寺院は、付与された以外の仏祖の影像（名号を含む。以下同じ。）を崇敬のために安置することはできない。ただし、点検を受けたもの又は特殊の由緒のあるもので宗務総長の承認を受けたものは、この限りでない。

2 付与された仏祖の影像は、他に譲渡することができない。ただし、他の寺院に奉安崇敬（以下「移安」という。）するため宗務総長の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 前項により承認を受けたときは、直ちに御裏成換を願い出なければならない。

4 寺院は、解散するときは、付与された仏祖の影像を返納するか又は移安するものとする。

5 第55条による被包括関係の廃止の場合は、前項を準用する。

（指定の解除）

**第4条** 宗務総長は、直属教会の実情を調査し、適当と認めるときは、当該直属教会の指定を解除し、一般教会とする。

（願事・申請）

**第5条** 寺院に関する願事及び申請は、別に定める様式により、教務所長を経由して行わなければならない。

（寺籍簿）

**第6条** 宗務所に寺籍簿を置く。

2 寺籍簿には次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、関係書類の併置又は電子計算機への記録をもって代えることができる。

（1）名称及び所在地

（2）規則の承認、認証及び登記完了の年月日並びにそれぞれの番号

（3）住職の氏名、任命及び解任の年月日

（過去帳等の整備・保管）

**第7条** 住職又は代務者は、教化基本条例（1985年条例公示第4号）第5条第2項の規定に遵拠して、当該寺院に備えている過去帳及び門徒名簿の整備保管に当たらなければならない。

（責任役員・総代）

**第8条** 寺院は、住職以外の責任役員及びその代務者並びに総代を選定したときは、速やかに届け出なければならない。

2 寺院は、代表役員以外の責任役員及び総代が欠けたときは、速やかに補欠者を選定し、欠けたことを証する書類を添えて届け出なければならない。

3 宗務総長は、責任役員又はその代務者（仮責任役員を含む。）及び総代が甚だしく不適任であると認めるときは、当該寺院に対して、その変更を勧告することができる。

**第8条の2** 代表役員以外の責任役員は、当然総代全員の同意により選定されたものでなければならない。

2 責任役員は、総代を兼ねることはできない。

（助言・相談）

**第9条** 条例第7条の規定により助言等を受けようとする寺院は、その事案についてあらかじめ教務所長と協議しておくものとする。

2 教務所長は、前項の協議により、必要と認めるときは、これを組織部長に照会するものとする。

## 第2章 住職・教会主管者及びその代務者

（責任役員・総代の同意）

**第10条** 住職又は代務者の任命申請書には、代表役員以外の責任役員及び総代全員の署名押印を必要とする。ただし、非法人教会の場合は、

総代全員の署名押印とする。

(門徒の同意)

**第11条** 候補衆徒を置いていない寺院であつて、次の各号のいずれにも該当する場合は、住職任命申請の際、当該寺院に所属する門徒の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 住職が欠けているとき
- (2) 第8条第1項及び第2項の届出が履行されていないとき

**第12条** 削除

(寺族の代表者の同意)

**第13条** 住職又は代務者の候補者が候補衆徒でない場合は、第10条のほか、なお寺族の代表者が署名押印することを要する。

- 2 寺族の代表者は、住職又は代務者の任命申請に同意し難いときは、その理由書を教務所長に提出しなければならない。
- 3 教務所長は、前項の理由書が提出されたときは、紛議調停委員会の調停に付することができる。
- 4 寺族の代表者が理由書を提出しないとき、又は前項による調停が成立しないときは、教務所長は、事情を調査し、意見を添えて任命申請書及び関係書類を提出しなければならない。
- 5 寺族が不在又は寺族の代表者を選定し難いときは、教務所長は、事情を調査し、意見を添えて任命申請書及び関係書類を提出しなければならない。

(住職任命の特例)

**第14条** 宗務総長は、特別の事由があると認められた場合に限り、申請によらず、宗務役員その他役職にある者を住職又は代務者に特に任命することがある。

- 2 前項により任命されたものは、すべて兼務とみなす。
- 3 前2項のほか、特別の事由があると認められた場合を除き、兼務住職又は兼務教会主管者を任命しないものとする。

(住職修習の特例)

**第15条** 次の各号に該当する場合は、条例第10条第2項に定める住職修習を行わない。

- (1) 住職であつた者を住職に任命するとき。
- (2) 兼務住職又は兼務教会主管者を任命するとき。
- (3) 代務者を任命するとき。

(住職の任期の特例)

**第16条** 条例第9条ただし書に定める寺院であつて、宗務総長の承認を受けたときは、当該寺院の規則に住職の任期を定めることができる。

- 2 前項によって任期を定めたときは、任期の満了した住職は、引き続き再任しない限り、速や

かに所属を移転しなければならない。ただし、後任の住職が移転しないことを承諾したときはこの限りでない。

- 3 前項のただし書により承諾した住職は、その旨を宗務総長に届け出なければならない。

**第17条** 削除

(代務者の任期の特例)

**第18条** 代務者は、任命後に僧籍又は身分が移動した場合においても、なお任期は継続する。

(本務代務者・兼務代務者)

**第19条** 住職でない者が、2以上の代務者を任命されたときは、先に任命されたものを本務、後に任命されたのを兼務とする。本務を任期満了その他の事由により退任したときは、順次最先の兼務をもって本務とみなす。ただし、その者が住職又は所属寺の代務者を任命されたときは、任命の前後にかかわらず他の代務者は、すべて兼務とする。

(代務者の再任命申請)

**第20条** 代務者の任期が満了しても、なお住職の任命を申請することができない事由が明らかであるときは、任期満了前3ヵ月以内にその事由を具して、あらかじめ後任代務者の任命を申請することができる。

(副住職の申請・辞退)

**第21条** 寺院は、副住職の承認申請を行うときは、総代の同意を得なければならない。

- 2 副住職を辞退するときは、総代の同意を得て、宗務総長の承認を得なければならない。

(候補衆徒の申請)

**第22条** 寺院は、候補衆徒の承認申請を行うときは、総代の同意を得なければならない。

- 2 前項の申請書には、住職の卑属系統であることを証する書類を添付しなければならない。
- 3 条例第9条ただし書の規定による寺院にあつては、前項の書類の添付を省略することができる。
- 4 候補衆徒を置いている寺院が、やむを得ない事情により候補衆徒以外の者を住職の候補者として任命申請を行うときは、申請に先立ち第24条に規定する手続を完了しておかなければならない。

(候補衆徒の誓約)

**第22条の2** 候補衆徒の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を誓約しなければならない。

- (1) 常に住職後継者としての自覚に立ち、僧侶の任務を全うすること
- (2) 住職の指導を受け、住職の職務についてよく研鑽すること



(3) 住職を助け、その寺院の興隆発展に努めること

2 候補衆徒又は准候補衆徒の承認を受けた者で、教師資格を未だ取得していない者は、承認を受けた日から10年以内に教師資格を取得しなければならない。

3 前項に規定する期間内に教師資格を取得できなかった者は、候補衆徒又は准候補衆徒の資格を失う。

(准候補衆徒)

**第23条** 候補衆徒が副住職の承認を受けた場合に限り、その後継者となるべき衆徒に准候補衆徒の承認を与えることができる。この場合の資格及び手続は、候補衆徒の承認に準ずる。

2 前項により承認を受けた者は、候補衆徒が次の各号のいずれかに該当する場合、その日をもって候補衆徒の承認を受けたものとみなす。

(1) 当該寺院の住職に任命されたとき

(2) 候補衆徒を辞退したとき

(3) 候補衆徒の資格を失ったとき、又はその承認を取消されたとき

(4) 死亡したとき

(候補衆徒等の辞退)

**第24条** 候補衆徒及び准候補衆徒の辞退は、総代の同意を得て宗務総長の承認を受けなければならない。

(候補衆徒等の復旧)

**第25条** 候補衆徒及び准候補衆徒を辞退した者を復旧しようとするときは、更に承認を申請しなければならない。その手続は、候補衆徒の承認に準ずる。

(欠格等)

**第26条** 条例第9条本文の規定により住職に就任した者であって、住職が当該寺院規則において定めた姓と異なる姓を名乗り、又はその姓の系統を離れたときは、当然辞任するものとする。

2 前項の場合であって、故なく辞任しないときは、宗務総長が差免することができる。

**第27条** 代務者を置かなければならない事由が消滅しても故なく退任しないときは、差免することができる。

**第28条** 副住職が重懲戒に処せられたとき、又は候補衆徒である副住職が候補衆徒の承認を取消されたときは、副住職の承認も取消されたものとする。

2 宗務総長は、副住職が不相当と認めるときは、その承認を取消することができる。

**第29条** 候補衆徒及び准候補衆徒は、当該寺院の規則に継承を定めた姓と異なる姓を名乗り、

又はその姓の系統を離れたときは、当然その資格を失う。

**第30条** 宗務総長は、候補衆徒及び准候補衆徒が不相当であると認めるときは、その承認を取消することができる。

2 候補衆徒及び准候補衆徒が重懲戒に処せられたときは、その承認を取消されたものとする。

3 寺院は、候補衆徒又は准候補衆徒を住職の後継者として不適任と認めるときは、総代の同意により、候補衆徒又は准候補衆徒の承認の取消しを申請することができる。

### 第3章 坊守

(坊守籍簿)

**第31条** 坊守は、申請により坊守籍簿に登録する。

2 前項の申請書には、住職の配偶者であることを証する書類を添付しなければならない。

3 条例第20条第3項に規定する坊守の坊守籍簿登録申請書には、坊守を選定したことを証する書類を添付しなければならない。

4 他の寺院に僧籍を有する者は、当該寺院の坊守籍簿に登録することができない。

5 坊守籍簿に登録されない者は、坊守の待遇を受けることができない。

6 坊守の資格を失った者がある場合は、当該寺院の住職の届出により、坊守籍を削除するものとする。

7 坊守の経歴を有する者であって、坊守籍簿に登録されていない者を坊守籍簿に登録する必要があるときは、坊守の坊守籍簿登録申請に準じてこれを行う。

**第32条** 坊守籍簿は、寺籍簿に併置する。

2 坊守籍簿には次の事項を記載する。

(1) 氏名及び生年月日

(2) 配偶者の氏名

(3) 登録の年月日

(4) 坊守章の許可年月日

(5) その他必要な事項

(坊守就任式)

**第32条の2** 条例第22条に定める任務を全うすることを坊守自らが宣誓するため、真宗本廟において坊守就任式を行う。

2 坊守就任式に関する必要な事項は、別に定める。

(准坊守)

**第33条** 候補衆徒及び寺族である副住職の配偶者は、准坊守と称する。

2 前項のほか、特に必要があるときは、成年以上の寺族の中から選定した者を准坊守と称することができる。

3 准坊守の坊守籍簿登録申請は、坊守の坊守籍

簿登録申請に準ずる。

- 4 准坊守の待遇は、坊守の待遇に準ずる。  
(坊守章)

**第34条** 坊守籍簿に登録された者は、坊守章を依用することができる。

- 2 坊守章は、古代紫色地同色天人唐草文様白威儀古代蒨黄平打紐付とする。

**第4章 法人の手続**

(設立代表者)

**第35条** 寺院の設立は、当該寺院の住職予定者をもって設立代表者とする。ただし、非法人教会にあっては、教会主管者代務者をもって充てることができる。

(設立に必要な書類)

**第36条** 条例第27条各号に定める書類中、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 誓約書 設立予定者並びに責任役員及び総代予定者全員の署名押印を必要とする。  
(2) 資産の状況を示す書類 不動産にあっては、登記事項証明書及び寄付証書を添えなければならない。  
(3) 設立当初2ヵ年の収支予算書 過去1年間の収支計算書を添付しなければならない。

(非法人教会の設立)

**第37条** 非法人教会の設立については、宗務総長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を求める申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設立理由書  
(2) 御本尊及び御影安置承認願  
(3) 誓約書  
(4) 施設の状況を示す書類  
(5) 門徒名簿  
(6) 設立地付近の宗教情勢を示す書類  
(7) 教会主管者の任命申請書  
(8) その他必要な書類

(教化施設の設置)

**第38条** 寺院が、当該寺院の所在地以外の場所に教化の拠点となるべき施設を設置しようとするときは、これを非法人教会とすることができる。この場合、1寺院について1施設とする。

- 2 前項の場合の教会の名称には、設立した寺院の名称を冠するものとする。

- 3 第1項のほか、新たに教化の拠点となるべき施設を設置しようとする者は、所属寺住職の同意を得て、あらかじめ当該地を管轄する教務所長の許可を受けなければならない。

(移転に必要な書類)

**第39条** 条例第28条各号に定める書類中、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 門徒の3分の2以上の同意を得たことを示す書類 当該寺院に所属する門徒の数を明示すること。  
(2) 現在の門徒の所属を示す書類 門徒の所属に異動があるときは、その事由及び門徒帰属引受書を添付しなければならない。

(移転の成立)

**第40条** 寺院の移転は、その主たる事務所の所在地において移転の登記によって成立する。ただし、非法人教会については、宗務総長の承認の日とする。

(合併に必要な書類)

**第41条** 条例第29条各号に定める書類中、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 所属僧侶帰属予定書 僧侶の帰属しようとする寺院の住職の同意書を添付しなければならない。  
(2) 所属門徒帰属引受書 門徒の帰属しようとする寺院の住職の承認書を添付しなければならない。  
(3) 門徒の3分の2以上の同意を得たことを示す書類 当該寺院に所属する門徒の数を明示すること。

(解散に必要な書類)

**第42条** 条例第30条各号に定める書類中、第3号から第5号までに掲げる書類については、前条各号の規定を準用する。

(解散による門徒の帰属)

**第43条** 寺院は、解散しようとするときは、所属する門徒を他の寺院にあらたに所属させなければならない。

(解散の成立)

**第44条** 寺院の解散は、当該法人の清算結了の登記によって成立する。ただし、非法人教会については、宗務総長の承認の日とする。

- 2 前項の成立の日をもって寺籍又は教会籍を削除するものとする。

(解散の場合の住職の退任の時期)

**第45条** 寺院が解散の承認を受けたときは、清算の結了にかかわらず同時に当該寺院の住職は退任したものとみなし、当該寺院に属するすべての待遇はその効力を失う。

(任意以外の解散による帰属等)

**第46条** 寺院が任意以外の事由によって解散したときは、解散直前の住職又は代務者が、所属

僧侶及び門徒のあらたな所属を示す書類を届け出なければならない。

- 2 前項の寺院であって住職及び代務者のないときは、教務所長が代わってこれを行う。

(規則変更の特例)

**第47条** 条例第9条本文に規定する住職の卑属系統の姓を変更し、又は廃止しようとする規則の変更について、当該寺院の代務者により承認申請を行おうとするときは、住職又は寺族の代表者の同意書を添付しなければならない。

- 2 住職又は寺族の代表者が前項による同意書を提出しないときは、第13条を適用する。

(仮代表役員等の選定)

**第48条** 宗務総長の承認を要する事項に関し、仮代表役員又は仮責任役員を選定したときは、その選定に関する議事録及び本人の就任承諾書を添付しなければならない。

(承認の効力)

**第49条** 寺院の設立並びに規則の制定及び変更その他法令又は規則に基づく宗務総長の承認は、承認の日から60日以内にその履行手続を開始しないときは、効力を失うものとする。

- 2 承認の効力を失ったとき又は承認を受けた事項の履行を中止したときは、事由を具してその承認書を返納しなければならない。

- 3 承認書は、再交付を申請することができない。ただし、内容の一部変更及び承認の証明については、この限りでない。

(事業に関する規則の変更)

**第50条** 寺院が事業を経営するために規則を変更しようとするときは、承認申請書にその事業に関する細則及び企画を添付しなければならない。

(財産処分の承認申請)

**第51条** 寺院が財産を処分し、及び担保に供しようとする場合の承認申請書には、法令及び寺院の規則に定める手続をしたことを証する書類のほか、競売に付する場合を除いては、なお相手方の買受証明書又は譲受証明書を添付しなければならない。

- 2 承認を受けた後において相手方を変更しようとするときは、承認書及び新旧相手方の証明書を添えて承認の変更を申請しなければならない。

(帰属引受書)

**第52条** 寺院の合併・解散等による所属門徒帰属引受書には、その所属しようとする寺院の住職の承認及び総代の同意を得なければならない。

(完了届)

**第53条** 寺院の設立、移転、合併及び解散並びに規則の変更に係る所轄庁の認証を得又は登記

を完了したときは、当該寺院住職又は清算人は、遅滞なく宗務総長に届けなければならない。

- 2 代表役員又はその代務者の変更登記の完了及び行政区画の変更等による所在地の表示が変更したときも、前項と同様とする。

(被包括関係の設定)

**第54条** 他派において被包括関係を廃止し、本派の寺院となろうとするときは、本派との被包括関係設定登記をもって成立する。

- 2 前項の寺院の住職は、当該規則変更の承認の日をもって転属したものとし、本派の教師に補任された後、条例第10条に定める住職修習を受け住職に任命されるものとする。

- 3 第1項の寺院に所属する住職以外の僧侶は、本人の願により、前項の承認の日をもって転属したものとみなすことができる。

(被包括関係の廃止)

**第55条** 寺院が法令の定める手続を経て、本派との法人の被包括関係を廃したときは、本派から離脱したものとみなし、寺籍を削除する。

## 第5章 補則

(表彰)

**第56条** 寺院に所属する僧侶又は門徒であって、宗務総長が適当と認めるときは、別に定めるところにより感謝状を贈り又は文書によって表彰することができる。

(生前論功)

**第57条** 住職又は前住職であって、生前の功績が顕著であった者には、褒賞を追贈することができる。

(別院の支院)

**第58条** 別院の支院であった普通寺院であって、なおその関係を持続するものを支院とする。

- 2 支院の住職は、宗務役員又は別院の職員について、申請によらないで任命するものとする。

- 3 支院とする事由が消滅したときは、その支院が別に寺号を有しないときは、寺号を付与し、及びあらたに住職を任命するものとする。

(権利義務の承継)

**第59条** 教会が寺院となったときは、すべて教会に属した権利及び義務は、その寺院が承継するものとする。

(設立予定者の特例)

**第60条** 住職を欠く寺院が宗教法人となろうとするときは、代務者をもって代表役員とすることができる。ただし、その任期は、代務者の任期によるものとする。

(寺籍の削除)

**第61条** 未だ法人格を取得していない寺院であ

って、住職及びその後継者を欠き、再興の見込みがないときは、その籍を削除することができる。

2 宗務総長は、第37条の規定により非法人教会設立の承認後、その教会が宗憲第71条に著しく逸脱した行為をするとき、又は法人格の取得ができないことがあきらかとなったときは、承認を取り消し、その教会籍を削除することができる。

3 教務所長は、前2項のいずれかに該当するものがあると認めるときは、次の各号に掲げる書類を添えて、上申するものとする。

- (1) 寺院の状況を示す書類
- (2) 条件を証する書類
- (3) 組長の意見書
- (4) 僧侶及び門徒の所属を示す書類
- (5) その他必要な書類

**附 則**

1 この達令は、1991年6月30日から施行する。

2 寺院教会条例施行条規（1958年告達第30号）は、廃止する。

3 この達令施行の際、従前の規定により提出されている願書、申請書及び届書は、この達令により提出されたものとみなす。

4 この達令施行の際、従前の規定により設置されている寺籍簿及び坊守籍簿は、この達令により設置されたものとみなし、その登載事項は、この達令によって登載されたものとみなす。

5 第5条に定める願書及び申請書の様式は、当分の間従前の規定により定められていたものを使用するものとする。

**附 則**（1992年5月26日達令公示第5号）  
この達令は、1992年7月1日から施行する。

**附 則**（1992年6月26日達令公示第8号）

1 この達令は、1992年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により坊守袈裟の依用を許可されている者は、この達令による坊守章の依用を許可されたものとみなす。

**附 則**（1997年6月13日達令公示第9号）

1 この達令は、寺院教会条例の一部を改正する条例（1996年条例公示第1号）と同時に1997年6月18日から施行する。

2 この達令施行の際、現に副住職又は候補衆徒若しくは准候補衆徒である者は、それぞれこの達令による副住職又は候補衆徒若しくは准候補衆徒とみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定により候補衆徒又は准候補衆徒の承認を受けている者は、満18歳に満たないものであっても、この達

令による候補衆徒又は准候補衆徒とみなす。この場合、当該候補衆徒又は准候補衆徒が満18歳に達したときは、第22条の2に規定する誓約をしなければならない。

4 この達令施行の際、現に候補衆徒の承認を受けている者であって、教師資格を取得していない者は、この達令施行の日から10年以内に教師資格を取得しなければならない。ただし、この達令施行の際、満18歳に達していない者については、達するまでの間その期間に算入しない。

**附 則**（1998年6月24日達令公示第4号）  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2000年7月3日達令公示第11号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、現に非法人教会の教会主管者である者は、第17条の規定にかかわらず、従前の例による。

**附 則**（2002年6月28日達令公示第13号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により設置された教化の拠点となるべき施設は、この達令により教務所長の許可を受けたものとみなす。

3 この達令施行の際、教化の拠点となるべき施設の設置に関する別段の定がある教区において、従前、その定により設置された拠点については、この達令により教務所長の許可を受けたものとみなす。

**附 則**（2004年6月28日達令公示第14号）  
この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附 則**（2005年6月28日達令公示第7号）  
この達令は、2005年7月1日から施行する。

**附 則**（2008年6月27日達令公示第5号）

1 この達令は、2008年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、現に坊守籍簿に登録されている者は、この達令により坊守籍簿に登録されたものとみなす。

**附 則**（2009年5月1日達令公示第3号）  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2011年7月1日達令公示第6号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 従前の規定により坊守籍簿に登録されている者であって、坊守章の依用の許可を受けていない者が、坊守章を依用しようとするときは、別に定めるところにより坊守章の依用を願い出なければならない。

**附 則**（2021年6月30日達令公示第14号）  
この達令は、公示の日から施行する。

## ～第10編 僧侶・教師～

### 僧侶条例

（1991年6月29日条例公示第16号）

改正 ①2000年7月 3日条例公示14

②2001年6月29日条例公示9

③2005年6月28日条例公示11

④2016年6月24日条例公示8

⑤2021年6月30日条例公示1

#### 第1章 総則

（僧侶の本分）

第1条 僧侶は、専ら仏祖に奉仕し、宗義を研修し、教法を宣布するを本分とする。

（宗費の負担）

第2条 僧侶は、別に定めるところにより、宗費を負担しなければならない。

（僧侶の責務）

第3条 僧侶は、住職又は教会管理者に従い、その属する普通寺院（以下「寺院」という。）又は教会の興隆発展に努めなければならない。

#### 第2章 得度

（得度願）

第4条 得度を出願する者は、その所属する寺院又は教会を定め、住職又は教会管理者の同意を得なければならない。ただし、内事僧籍簿に登録すべき者の得度並びに僧籍に関する事項については、別に定める。

（誓約事項）

第5条 得度を出願する者は、次の事項を誓約しなければならない。

- （1）仏祖を崇敬し、教法を研修聞思すること。
- （2）真宗本廟を崇敬し、本廟奉仕に努めること。
- （3）宗規を遵守し、宗門並びに寺院、教会の興隆に努めること。

（欠格）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、得度式を受けることができない。

- （1）年齢満9歳に満たない者
- （2）破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
- （3）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- （4）その他調査の上、不相当と認められた者（得度審査）

第7条 得度出願者には、別に定めるところにより、審査を行う。

（度牒、法名及び登録）

第8条 得度式を受けた者には、度牒及び法名を授け、これを僧籍簿に登録する。

（転属）

第9条 他派から本派に転属した者には、別に得度式を行うことなく僧籍簿に登録し既度牒を授ける。

2 前項の場合においては、第4条乃至第6条の規定を準用する。

第10条 他宗から本派に転属しようとする者は、その属する宗派の僧籍を離れ、新たに得度式を受けなければならない。

#### 第3章 僧籍

（僧籍）

第11条 僧籍は、寺院又は教会に置く。ただし、第4条ただし書に該当する者については、別に定めるところによる。

（僧籍簿）

第12条 僧籍簿は、寺籍簿又は教会籍簿に併置する。

（前住職・前教会管理者）

第13条 前任の住職又は前任の教会管理者であって、当該寺院又は教会に僧籍を有する者は、これを前住職又は前教会管理者と称する。ただし、その者が重懲戒に処せられたときは、この限りでない。

2 懲戒処分により住職又は教会管理者の役職を罷免された者及び住職又は教会管理者を差免された者は、前項本文の規定を適用しない。ただし、その者が再度住職又は教会管理者に任命され、懲戒処分及び差免以外の理由により退任した場合は、その退任の日をもって前項本文の規定を適用する。

（衆徒）

第14条 住職、前住職、教会管理者及び前教会管理者以外の僧侶は、これを衆徒と称する。

（死亡届等）

第15条 改姓名又は死亡したときには、これを証明する書類を添えて遅滞なく宗務総長に届出なければならない。

（所属移転）

第16条 僧侶がその所属を移転しようとするときには、双方の住職又は教会管理者の同意を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

2 前項の者が住職、教会管理者又は候補衆徒である場合には、住職、教会管理者又は候補衆徒を辞してからでなければならない。

(帰俗・転派)

**第17条** 帰俗又は転派しようとする者は、その事由を具して宗務総長の承認を得なければならない。

(僧籍削除)

**第18条** 次の各号のいずれかに該当するものは、その僧籍を削除する。

- (1) 死亡した者又は失踪の宣告を受けた者
- (2) 帰俗又は転派を承認された者
- (3) 除名の処分を受けた者
- (4) 本派に僧籍ある者が更に他宗派の僧侶となった者
- (5) 他宗派の僧侶であって、更に本派の得度式を受けた者
- (6) 事実をいつわって得度式を受けた者

**第19条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その僧籍を削除することができる。

- (1) 5年以上その属する寺院又は教会を離れて、その所在を明らかにせず、かつその旨を告示した後6ヵ月以内にこれを届出ないとき。
- (2) 他宗派の寺院又は教会に居住し、若しくは本派の僧侶としてその実のないとき。

**第20条** 僧籍削除を受けた者が、これに対して異議あるときは、審問院に異議の申立をすることができる。ただし、通告を受けた日から3ヵ月を経過したときは、この限りでない。

(達令への委任等)

**第21条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この条例は、1991年6月30日から施行する。
- 2 僧侶条例（1948年条例第24号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に僧侶である者は、この条例による僧侶とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に存する僧籍簿は、この条例による僧籍簿とみなす。
- 5 この条例施行の際、現に授けられている度牒、既度牒及び法名は、この条例による度牒、既度牒及び法名とみなす。
- 6 この条例施行の際、現に前住職、前教会主管者及び衆徒である者は、この条例による前住職、前教会主管者及び衆徒であるものとみなす。
- 7 この条例施行の際、現に提出されている申請書、願書及び届は、この条例による申請書、願書及び届とみなす。
- 8 この条例施行の際、現に旧条例第20条第1号による告示は、第19条第1号による告示と

みなし、その期間については従前通告した日から起算する。

9 この条例施行の際、現に旧条例第21条による異議申立は、この条例による異議申立とみなし、その期間については従前通告を受けた日から起算する。

10 開教条例（1989年条例公示第5号）第5条第2項中「僧侶条例（1948年条例第24号）」を「僧侶条例（1991年条例公示第16号）」に改める。

11 被包括関係設定に関する特別措置条例（1988年条例公示第8号）第1条中「僧侶条例（1948年条例第24号。以下同じ。）」を「僧侶条例（1991年条例公示第16号。以下同じ。）」に改める。

**附 則**（2000年7月3日条例公示第14号）

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（2001年6月29日条例公示第9号）

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（2005年6月28日条例公示第11号）抄

この条例は、2005年7月1日から施行する。

**附 則**（2016年6月24日条例公示第8号）

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に前任の住職又は教会主管者であって、重懲戒に処せられた経歴を持つ者及び住職又は教会主管者を差免された経歴を持つ者の呼称は、なお従前の例による。

**附 則**（2021年6月30日条例公示第1号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

## 僧侶条例施行条規

(1991年6月29日達令公示第34号)

- 改正 ①1992年6月26日達令公示9  
②1997年6月13日達令公示13  
③1997年6月24日達令公示15  
④2000年7月 3日達令公示12  
⑤2004年6月28日達令公示15  
⑥2009年6月29日達令公示14

(趣旨)

**第1条** この達令は、僧侶条例（1991年条例公示第16号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(定義)

**第2条** この達令において、「寺院」というときは「教会」を含み、「住職」というときは「教会主管者」及び「代務者」を含む。

(僧籍簿)

**第3条** 僧籍簿には、次の事項を記載する。ただし、電子計算機への記録をもって代えることができる。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 得度の年月日及び法名
- (3) 死亡及びその年月日
- (4) 所属の移転及びその年月日
- (5) 賞罰及びその年月日
- (6) その他必要な事項

2 僧籍簿に記載する氏名は、市区町村長が証明した住民票による。

(度牒)

**第4条** 度牒は、僧籍簿と契印しなければならない。

(度牒証状)

**第5条** 度牒及び既度牒はこれを亡失しても再授与しない。この場合、本人の願い出により度牒証状を交付する。

(申請)

**第6条** 得度、転派、転属及び帰俗の願並びに僧籍移転の承認の申請は、それぞれ別に定める様式により、連署をもって提出しなければならない。

(得度審査)

**第7条** 得度出願者の審査は、次の各号に定めるものを標準とする。

- (1) 13歳までの者 阿弥陀経、正信偈（草四句目下）、念仏和讃三淘
- (2) 14歳から16歳までの者 無量寿経上巻、正信偈（草四句目下）、念仏和讃三淘
- (3) 17歳以上の者 浄土三部経、正信偈（草四句目下）、念仏和讃三淘

2 審査に合格しない者は、得度式を受けることができない。

3 審査は、所属予定寺院を管轄する教務所長が、開教区においては当該開教監督が、沖縄準開教区においては沖縄開教本部長がそれぞれ行う。ただし、特段の事情がある場合は、他の教務所長又は組織部長が行うことができる。

4 審査の合格者には、合格証を交付する。

(移転任命の特例)

**第8条** 所属寺以外の寺院の住職に移転任命されようとするときは、当該申請書をもって、条例第16条に定める所属移転の申請を兼ねるものとする。

(度牒裏書)

**第9条** 所属の移転には、同時に度牒裏書を申請しなければならない。

(禁止事項)

**第10条** 本派の僧侶は、本派の包括しない宗教団体（法人を含む。）の理事に相当する役員となることができない。ただし、その団体（法人を含む。）が、2以上の教宗派（教宗派に属する個人又は団体を含む。）によって設立せられ、若しくはこれに準ずると認められるものであって、宗務総長の承認を得たものは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によらない者は、条例第19条を適用する。

(僧籍削除の申請)

**第11条** 住職、査察委員又は組長は、条例第18条に該当する者のあるときは、その証拠を具し、教務所長を経て宗務総長に僧籍削除を申請することができる。

**第11条の2** 寺院教会条例施行条規（1991年達令公示第33号）第61条第2項の規定を適用する場合、教務所長は、所属僧侶に勧告し、僧籍を移転させなければならない。この場合、所属寺住職の同意を要しないものとする。

2 宗務総長は、前項において僧籍を移転する意思がない僧侶については、条例第19条第2号の規定を適用して、教務所長の上申により僧籍を削除するものとする。

3 宗務総長は、第1項において所在が明らかでない僧侶については、教務所長の上申により、その旨を告示した後、6ヵ月以内に届け出ないときは、僧籍を削除するものとする。

(離脱寺院の僧籍)

**第12条** 本派から離脱した寺院に所属する僧侶は、出願のない限り本派から離脱したものとみなし、その籍を削除する。

- 2 前項の寺院に所属する僧侶であって住職を除き、なお本派に所属しようとする者は、願によりその籍を移転することができる。この場合にあつては、当該住職の同意を要しないものとする。

(帰俗)

**第13条** 帰俗する者は、度牒を返納しなければならない。度牒を亡失したときは、度牒証状をもってこれに替えるものとする。

(僧籍の復籍)

**第14条** 帰俗した者及び失踪の宣告が取消された者、又は除名の宥免が行われた者、並びに条例第19条第1号により僧籍を削除された後にその所在を明らかにした者は、願によって再び条例第5条に定める誓約をさせ、僧籍を復して衆徒とすることができる。

- 2 前項により復籍した者は、僧籍削除前に有した資格及び法牒を復旧することができない。ただし、宗務総長は、特別の事由があると認めるときは、その資格及び法牒の一部又は全部を復旧させることができる。

#### 附 則

- 1 この達令は、1991年6月30日から施行する。
- 2 僧侶条例施行条規(1958年告達第31号)は、廃止する。
- 3 この達令施行の際、従前の規定により提出されている願書、申請書及び届書は、この達令により提出されたものとみなす。
- 4 この達令施行の際、従前の規定により設置されている僧籍簿及び得度原簿は、この達令により設置されたものとみなし、その登載事項は、この達令によって登載されたものとみなす。
- 5 第6条に定める申請書の様式は、当分の間従前の規定により定められていたものを使用するものとする。

**附 則** (1992年6月26日達令公示第9号)  
この達令は、1992年7月1日から施行する。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第13号) 抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則** (1997年6月24日達令公示第15号)

- 1 この達令は、1997年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により授与された度牒及び既度牒は、それぞれこの達令による度牒及び既度牒とみなす。

**附 則** (2000年7月3日達令公示第12号)  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2004年6月28日達令公示第15号)

- 1 この達令は、2004年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により交付さ

れた合格証は、この達令による合格証とみなす。

**附 則** (2009年6月29日達令公示第14号)

- 1 この達令は、2009年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により交付された合格証は、この達令による合格証とみなす。



## 教師条例

（1991年6月29日条例公示第17号）

改正 ①2000年6月27日条例公示11

②2005年6月28日条例公示11

③2021年6月30日条例公示1

（趣旨）

**第1条** この条例は、本派の教師について必要な事項を定める。

（教師）

**第2条** 教師は、僧侶であつて、教法をひろめ、儀式を執行する資格を有する者をいう。

（補任）

**第3条** 教師は、教師検定に合格し、教師修練の課程を経た者について、宗務総長が補任する。

（欠格事由）

**第4条** 次の各号のいずれかに該当する者は、これを教師に補任することができない。

（1）未成年者

（2）破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者

（3）謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

（教師検定）

**第5条** 教師検定は、教師補任の資格を考査し、試験による検定と無試験による検定の2とする。

2 満18歳に満たない者及び懲戒処分中の者は、教師検定を受けることができない。

（教師検定委員会）

**第6条** 教師検定は、教師検定委員会が行う。

（教師の等級及び称号）

**第7条** 教師の等級及び称号は、次のとおりとする。

1級 大僧正

2級 権大僧正

3級 僧正

4級 権僧正

5級 大僧都

6級 権大僧都

7級 僧都

8級 権僧都

9級 律師

10級 権律師

11級 法師位

12級 満位

13級 入位

（初補）

**第8条** 教師補任の初めは、入位とする。

（陞補）

**第9条** 宗務総長は、教師であつて、その功績顕著な者を陞補することができる。

（教師審査委員会）

**第10条** 教師の補任及び陞補の資格を審査するため、教師審査委員会を置く。

（達令等への委任）

**第11条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、教師を有した者は、この条例により教師を有する者とみなす。

3 1991年6月30日までに、従前の規定により教師検定に合格していた者は、この条例による教師検定に合格したものとみなす。

4 1991年6月30日までに、従前の規定により教師修練の課程を修了していた者又は修了に至るまでの者は、それぞれこの条例による教師修練の課程を修了した者又は修了に至るまでのものとみなす。

5 第9条の規定にかかわらず、女子の教師の陞補については、1992年7月1日からこの条例を適用する。

6 開教区在住僧侶の教師補任に関する特別措置条例（1986年条例公示第10号）第1条中「教師条例（1967年条例第155号。以下同じ。）第2条」を「教師条例（1991年条例公示第17号。以下同じ。）第3条」に、第3条中「教師条例第2条」を「教師条例第3条」に、それぞれ改める。

附 則（2000年6月27日条例公示第11号）

この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2005年6月28日条例公示第11号）抄

この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第1号）抄

この条例は、公示の日から施行する。

# 開教区在住僧侶の教師補任に関する特別措置条例

（1986年6月13日条例公示第10号）

改正 ①1991年6月29日条例公示17

②1991年6月29日条例公示18

（趣旨）

**第1条** この条例は、開教条例（1989年条例公示第5号）に定める開教区の実情に即応するため、開教に従事する僧侶について、教師条例（1991年条例公示第17号。以下同じ。）

第3条の規定の適用を免除し、この条例の定めるところにより、教師に補任するための条件及び手続その他必要な特別措置を定める。

（適用の範囲）

**第2条** この条例は、開教区に在住する日本国籍又は外国籍を有する僧侶（以下「海外僧侶」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する者について適用する。

（1）真宗学又は仏教学について研鑽をつみ、開教の推進に実績を有する者

（2）開教監督の指揮を受け、開教使に準じて開教の実務に3年以上の経験を有する者

（補任の条件）

**第3条** 前条の規定に該当する海外僧侶は、教師条例第3条の規定にかかわらず、この条例に定める資格審査及び研修を経て、教師に補任する。

（資格審査）

**第4条** 資格審査は、論文審査及び面接とする。

2 論文審査は、真宗学又は仏教学に関する論文により審査する。この場合、論文は著述を含むものとし、外国語によることを妨げない。

3 宗務総長は、論文審査に合格した者について、合格証を交付する。

4 面接は、前項の合格証を有する者について、研修の受講に際して行う。

5 資格審査は、海外教師資格審査会（以下「審査会」という。）が行う。

（研修）

**第5条** 研修は、合格証を有する者について、研修の課程その他必要な事項を指定して、真宗本廟において行う。

2 前項の指定は、審査会の意見を聞いて、宗務総長が行う。

（出願手続）

**第6条** 第4条に定める資格審査を受けようとする者は、別に定める書類に論文及び冥加金を添えて、開教監督を経て、宗務総長に願い出な

ればならない。

2 前条に定める研修を受けようとする者は、別に定める書類に合格証及び冥加金を添えて、開教監督を経て、宗務総長に願い出なければならない。

3 前2項の書類及び冥加金は、宗務総長が定める。（審査会）

**第7条** 審査会は、教師条例に定める教師検定委員会をもってこれに充てる。

（補則）

**第8条** この条例に定めのない事項は、教師条例の例による。

**附 則**

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（1991年6月29日条例公示第17号）抄

この条例は、1991年7月1日から施行する。

**附 則**（1991年6月29日条例公示第18号）

この条例は、1991年7月1日から施行する。

# 教師条例施行条規

(1991年6月29日達令公示第35号)

- 改正 ①1994年6月28日達令公示8  
 ②1996年3月6日達令公示4  
 ③2000年6月27日達令公示5  
 ④2003年6月28日達令公示6  
 ⑤2005年6月28日達令公示8  
 ⑥2008年6月27日達令公示6  
 ⑦2010年6月29日達令公示9  
 ⑧2013年6月28日達令公示8  
 ⑨2017年6月28日達令公示7  
 ⑩2020年1月9日達令公示1  
 ⑪2021年1月14日達令公示1  
 ⑫2021年6月30日達令公示15

(趣旨)

**第1条** この達令は、教師条例（1991年条例公示第17号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(試験検定)

**第2条** 条例第5条第1項に定める試験による検定（以下「試験検定」という。）は、毎年3月及び8月の2回宗務所で行う。

2 宗務総長は、必要と認めるときは、臨時にこれを行うことができる。

(受験資格)

**第3条** 試験検定は、僧籍を有する者でなければ受験することができない。

2 試験検定を受けようとする者は、所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得なければならない。

(期日等の告示)

**第4条** 試験検定施行の期日及び学科目並びに受験出願の期限は、少なくとも試験検定実施の日から3ヵ月前に告示する。なお、臨時に行う場合は、少なくとも1ヵ月前に告示する。

(受験願書)

**第5条** 試験検定を受けようとする者は、受験願書に、次に掲げる書類を添えて教育部に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 写真（上半身脱帽、出願前3ヵ月以内に撮影のもの）

(検定冥加金)

**第6条** 試験検定を受けようとする者は、願書に添えて、別に定める検定冥加金を納付しなければならない。

2 納付された検定冥加金は、これを返戻しない。

(受験票の交付)

**第7条** 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(試験の形態)

**第8条** 試験は、次に掲げる科目及び方法により行う。

- |          |         |
|----------|---------|
| (1) 真宗学  | 筆記      |
| (2) 仏教学  | 筆記      |
| (3) 教化   | 小論文及び面接 |
| (4) 声明作法 | 実技及び筆記  |
| (5) 法規   | 筆記      |

2 試験の受験者は、前項各号に掲げる科目試験のほか、受験の都度、受験者講習を受講しなければならない。

(受験科目の免除)

**第9条** 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項第1号及び第2号の2科目又はいずれか1科目を免除する。

- (1) 大学卒業若しくは大谷大学大学院修了者若しくは同朋大学大学院修了者若しくは大谷大学短期大学部若しくは九州大谷短期大学卒業若しくは当該学校で開講されている真宗学及び仏教学の両方又はいずれか一方の別に定める必要な単位を修得したと認められた者
  - (2) 他派の教師であつて、本派に転属した者で、前号に準ずると認められた者
  - (3) 他派から離脱して本派に所属し、法人の被包括関係を設定する寺院の住職である者
- (試験の判定基準等)

**第10条** 試験の判定は、条例第6条に定める教師検定委員会（以下「教師検定委員会」という。）が行うものとし、全科目が合格点に達した者を合格とする。

2 試験の評点は、各科目につき100点を満点とし、60点以上を合格とする。ただし、声明作法については、実技・筆記ともにそれぞれ取得すべき基準点を設けるものとする。

3 前項ただし書の基準点は、教師検定委員会が定める。

4 第8条第2項に定める受験者講習を受講しない者は、当該試験において受験したすべての科目について不合格とする。

5 試験合格者には、合格証を交付する。  
(科目合格)

**第11条** 合格点を得た科目については、その証明書を交付する。

2 前項の証明書を有する者で、さらに受験を出願したときは、その証明書交付の月から3年間、

当該科目の試験を免除する。

(得点の開示)

**第12条** 受験者は、合格点に達していない科目について、教師検定委員会委員長に対し得点の開示を申請することができる。

2 前項の申請は、受験者本人が書面によって行うものとし、合格発表の日から数えて15日以内に教師検定委員会委員長に対し書留郵便でこれを送達しなければならない。

3 教師検定委員会委員長は、前項の申請を受理したときは、当該科目にかかる得点について、書面をもって申請者に送達し開示するものとする。(無試験検定有資格者)

**第13条** 次の各号のいずれかに該当する者で、別に定める単位を修得した者は、条例第5条第1項に定める無試験による検定を受ける資格を有する。

- (1) 大谷大学大学院修了者
- (2) 大谷大学文学部卒業生
- (3) 大谷大学社会学部卒業生
- (4) 大谷大学教育学部卒業生
- (5) 大谷大学国際学部卒業生
- (6) 九州大谷短期大学卒業生
- (7) 同朋大学大学院修了者
- (8) 同朋大学文学部卒業生
- (9) 同朋大学社会福祉学部卒業生
- (10) 大谷専修学院卒業生
- (11) 同朋大学別科(仏教専修)修了者
- (12) 真宗学院卒業生
- (13) 大谷高等学校卒業生であつて仏教課程を履修した者(履修教科)

**第14条** 前条の資格を得るための履修教科に関する事項は、毎年、宗務総長が定め、学校長に通知する。

(初補の手續)

**第15条** 教師の初補を受けようとする者は、補任願書、履歴書、身元証明書及び最終学校卒業証明書に別に定める補任冥加金を添えて、出願しなければならない。ただし、第13条に該当する者は、更に必要単位を取得したことを証する書類を添付しなければならない。

(陞補)

**第16条** 教師の陞補は、別表の基準年限に達した者について行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、別に定めるところにより陞補することができる。

- (1) 教学上功勞のある者
- (2) 社会教化に功績顯著な者

(3) 宗門護持上功績顯著な者

3 前項及び次条から第19条までの各号のいずれかに該当する者は、第1項の定によらないものとする。

**第17条** 次の学歴を有する者については、それぞれ次のとおり陞補することができる。

- (1) 大谷大学大学院修士課程の真宗学専攻又は仏教学専攻を修了した者 僧 都
- (2) 大谷大学大学院修士課程の真宗学及び仏教学以外の専攻を修了した者 律 師
- (3) 大谷大学文学部真宗学科又は仏教学科卒業生 僧 都
- (4) 大谷大学文学部真宗学科及び仏教学科以外の卒業生 律 師
- (5) 大谷大学社会学部卒業生 律 師
- (6) 大谷大学教育学部卒業生 律 師
- (7) 大谷大学国際学部卒業生 律 師
- (8) 九州大谷短期大学仏教学科卒業生 律 師
- (9) 九州大谷短期大学仏教学科以外の卒業生 法師位

- (10) 同朋大学大学院人間学研究科博士前期課程を修了した者 僧 都
- (11) 同朋大学文学部仏教学科卒業生 僧 都
- (12) 同朋大学文学部仏教学科以外の卒業生 律 師
- (13) 大谷専修学院卒業生 法師位
- (14) 同朋大学別科(仏教専修)修了者 満 位
- (15) 大学の真宗学科、仏教学科、宗教学科若しくは印度哲学科又はこれらに相当する学科の卒業生 律 師
- (16) 大学卒業生 満 位
- (17) 短期大学卒業生で、真宗学又は仏教学を履修した者 満 位
- (18) 真宗学院卒業生 満 位

2 前項第15号及び第17号の規定により陞補の対象となる大学、学部及び学科は、別に定める。

**第18条** 学階を有する者は、次のとおり陞補することができる。

- (1) 講師 権大僧正
- (2) 副講 僧 正
- (3) 擬講 大 僧 都
- (4) 学師 僧 都

**第19条** 安居条例(1990年条例公示第3号)

第14条による称号を許可された者は、次のとおり陞補することができる。

- (1) 進 業 権 僧 都
- (2) 准進業 権 律 師

**第20条** 入位からの陞補は、その補任の日から少なくとも6ヵ月以上を経過しなければ行ふこ

とができない。

**附 則**

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1967年7月1日以前に第15条各号に該当する学校を卒業した者、又は1967年7月1日において、同条各号に該当する学校に在学していた者の陞補については、なお従前の例による。
- 3 1981年7月1日以前に同朋大学を卒業した者は、第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 1981年3月31日以前に真宗学院に入学した者、1986年4月1日以前に東海専修学院を卒業した者、又は1991年3月31日以前に東京大谷専修学院を卒業した者は、第11条及び第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この達令施行前に交付された試験検定合格証は、なおその効力を有し、科目合格証の有効年限は、交付の月から起算する。
- 6 この達令施行前に行った試験施行の期日等の告示は、この達令による告示とみなす。

**附 則** (1994年6月28日達令公示第8号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 1994年3月31日以前に同朋大学に入学している者は、なお従前の規定を適用する。

**附 則** (1996年3月6日達令公示第4号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2000年6月27日達令公示第5号)

この達令は、2000年8月10日から施行する。

**附 則** (2003年6月28日達令公示第6号)

この達令は、2003年7月1日から施行する。

**附 則** (2005年6月28日達令公示第8号)

- 1 この達令は、2005年7月1日から施行する。
- 2 2005年3月31日以前に同朋大学大学院修士課程を修了した者は、なお従前の規定を適用する。

**附 則** (2008年6月27日達令公示第6号)

この達令は、2008年7月1日から施行する。

**附 則** (2010年6月29日達令公示第9号)

この達令は、2010年7月1日から施行する。

**附 則** (2013年6月28日達令公示第8号)

- 1 この達令は、公示の日から施行し、2013年3月22日から適用する。
- 2 同朋大学文学部仏教文化学科を卒業した者は、なお従前の例による。

**附 則** (2017年6月28日達令公示第7号)

この達令は、2018年4月1日から施行する。

**附 則** (2020年1月9日達令公示第1号)

- 1 この達令は、2020年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、公示の日から施行する。
- 2 教師検定委員会規程(1986達令公示第6号)第9条中「第12条」を「第13条」に改める。
- 3 教師審査委員会規程(1991年達令公示第37号)第9条第1項第1号中「第15条」を「第16条」に、同項第2号中「第16条から第18条」を「第17条から第19条」にそれぞれ改める。
- 4 学階条例施行条規(1982年達令公示第5号)第17条中「第12条」を「第13条」に改める。

**附 則** (2021年1月14日達令公示第1号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日達令公示第15号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 大谷大学短期大学部卒業者及び大谷大学短期大学部科目等履修生(真宗大谷派教師資格取得コース)修了者は、なお従前の例により無試験検定の資格を有する。
- 3 大谷大学短期大学部仏教科卒業者、大谷大学短期大学部仏教科以外の卒業生、同朋大学大学院文学研究科博士前期課程を修了した者、大谷大学短期大学部科目等履修生(真宗大谷派教師資格取得コース)修了者は、なお従前の例により陞補することができる。

(第十編) 教師条例施行条規

(第十編) 教師条例施行条規

別表

教師 \ 年限	基準	最低
僧 正	10	7
権僧正	10	7
大僧都	7	5
権大僧都	7	5
僧 都	7	5
権僧都	7	5
律 師	5	3
権律師	5	3
法師位	5	3
満 位	5	3

## 教師検定委員会規程

〈1986年6月25日達令公示第6号〉

- 改正 ①1991年6月29日達令公示36  
②2008年6月27日達令公示7  
③2020年1月9日達令公示1

(趣旨)

**第1条** 教師条例(1991年条例公示第17号)第6条に規定する教師検定委員会(以下「委員会」という。)に関する事項は、この達令の定めるところによる。

(構成)

**第2条** 委員会は、審査の対象により、次の各号に掲げる3部会で構成する。

- (1) 第1部 無試験検定受験者の審査
- (2) 第2部 試験検定受験者の考査
- (3) 第3部 海外教師の資格審査

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長並びに第1部委員、第2部委員及び第3部委員それぞれ若干人で組織する。

(委員長・委員)

**第4条** 委員長は、教育部を担当する参務がこれに当る。

2 第1部委員及び第2部委員は、宗務役員及び学識経験を有する者の中から、教育部長の上申により、宗務総長が命じ又は委嘱する。

3 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、宗務役員である委員は、この限りでない。

4 第3部委員は、出願の都度、宗務役員及び学識経験を有する者の中から、教育部長の上申により、宗務総長が命じ又は委嘱する。

**第5条** 委員長は、会務を掌理し、各部会の座長となる。

2 委員長に事故のあるときは、教育部長がその職務を代理する。

(幹事・書記)

**第6条** 委員会に幹事1人、書記若干人を置き、教育部の宗務役員の中から宗務総長がこれを命ずる。

2 幹事は、委員会の事務を処理する。

3 書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

(開催)

**第7条** 委員会は、必要に応じて開くものとする。

(議事及び議決の方法)

**第8条** 委員会の各部会は、委員の3分の2以上の出席により開き、その議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、座長の決する

ところによる。

(審査の特例)

**第9条** 教師条例施行条規(1991年達令公示第35号)第13条の各号のいずれかに該当するものの検定は、第1部委員の回議をもって審査に代えることができる。

附 則

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 教師検定委員会規程(1949年告達第2号)は、廃止する。

附 則(1991年6月29日達令公示第36号)

この達令は、1991年7月1日から施行する。

附 則(2008年6月27日達令公示第7号)

この達令は、2008年7月1日から施行する。

附 則(2020年1月9日達令公示第1号)抄

この達令は、2020年4月1日から施行する。

# 教師審査委員会規程

（1991年6月29日達令公示第37号）

改正 ① 2013年12月26日達令公示18

② 2020年 1月 9日達令公示1

（趣旨）

**第1条** この達令は、教師条例（1991年条例公示第17号）第10条による教師審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（組織）

**第2条** 委員会は、会長及び委員若干人でこれを組織する。

（会長及び委員）

**第3条** 会長は、宗務総長がこれに当たり、委員は、宗務役員の中から宗務総長がこれを命ずる。

**第4条** 会長は、会務を統理し、会議においてその議長となる。

2 会長に事故あるときは、教育部を担当する参務がその職務を代理する。

（幹事及び書記）

**第5条** 委員会に幹事1人及び書記若干人を置き、教育部の宗務役員の中から宗務総長がこれを命ずる。

**第6条** 幹事は、委員会の事務を処理し、書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

（委員会の開催）

**第7条** 委員会は、必要に応じて開くものとする。

（議事及び議決）

**第8条** 委員会は、委員の過半数以上の出席を得て開会し、その議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査の省略）

**第9条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の審査を省略することができる。

（1）教師条例施行条規（1991年達令公示第35号。以下同じ。）第16条第1項に規定する基準年限に達した者を陞補する場合

（2）教師条例施行条規第17条から第19条までの規定によって陞補する場合

2 前項のほか、宗門護持上功績顕著な者を別に定める内規により陞補する場合は、委員会の審査を省略することができる。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、委員並びに幹事及び書記であった者は、この達令による委員

並びに幹事及び書記とみなす。

附 則（2013年12月26日達令公示第18号）

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2020年1月9日達令公示第1号）抄

この達令は、2020年4月1日から施行する。





## ～第11編 儀式～

### 儀式条例

（2023年6月30日条例公示第7号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、本派における儀式の執行について必要な事項を定める。

（儀式の本旨）

**第2条** 本派の儀式は、阿弥陀如来の往還二回向成就の相をもつての教化を本旨とする。したがって、儀式に関わる者はすべて、威儀を整え、如来の教化にあずかる者として、仏恩報謝と聞法の姿勢を旨としなければならない。

（本尊及び影像等の安置と荘厳）

**第3条** 儀式の執行にあたっては、本尊を安置することを要し、その他安置する影像等とともに、常に荘厳を整えなければならない。

2 前項による本尊及び影像は、本派が調製し、又は本派依用の本尊として点検したものを安置するものとする。

（儀式の種別）

**第4条** 本派の儀式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法要式
- (2) 得度式
- (3) 帰敬式

2 前項各号のほか、儀礼式、その他の儀式を行うことができる。

（法要式）

**第5条** 法要式は、仏祖を礼拝し、所依の聖教を誦し、仏徳を讃嘆して報恩の誠を尽くす儀式とし、その種別は、恒例法要及び別修法要の二種とする。

（恒例法要）

**第6条** 恒例法要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 報恩講 宗祖聖人の命日に因んで、阿弥陀如来並びに宗祖聖人及び仏祖に対する恩徳に報いるために修する法要
- (2) 平日法要 毎日の晨朝及び日没に修する法要
- (3) 命日法要 毎月の命日に修する法要
- (4) 定会法要 毎年の祥月命日及び定期の期日に修する法要

2 前項第3号及び第4号の法要は、期日を繰り

上げ、又は繰り下げて修することができる。

（別修法要）

**第7条** 別修法要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年忌法要
- (2) 奉告法要
- (3) 慶讃法要
- (4) 追恩法要
- (5) 記念法要
- (6) 葬儀式

2 真宗本廟における別修法要は、期日を定め、これを告示する。

（法要式の特例）

**第8条** 前2条のほか、特に必要と認めるときは、恒例法要及び別修法要を定めることができる。

（得度式）

**第9条** 得度式は、本派の僧侶となる儀式とし、門首が御影堂で行う。

2 得度式は、期日を定め、これを告示する。

（帰敬式）

**第10条** 帰敬式は、本派に帰依の誠を表わす儀式とし、門首が行う。ただし、住職及び教会主管者は、門徒の希望により、これを行うことができる。

2 前項ただし書による帰敬式については、別に条例でこれを定める。

（儀礼式）

**第11条** 儀礼式は、宗風に則り、恭敬の誠を表わす儀式としてこれを行う。

（門首継承式）

**第12条** 門首後継者が門首の地位を継承するときは、儀礼式として、門首継承式を行う。

2 門首継承式は、宗憲に則り、門首の責務を全うすることを宣誓する儀式とし、御影堂においてこれを行う。

（就任式）

**第13条** 普通寺院又は教会において、住職又は教会主管者が就任したときは、儀礼式として、住職就任式又は教会主管者就任式を行うことができる。

（経本、勤行本等の調製）

**第14条** 本派は、別に定める儀式に依用する聖教に基づき、必要な経本及び勤行本等を調製するものとする。

（講習会）

**第15条** 本派は、儀式の伝承及び研鑽並びに儀式の執行に必要な資格の付与のため、必要な講習会を行う。

(儀式指導研究所)

**第16条** 本派における儀式の伝統を守り、かつ時代相応の儀式のあり方の調査研究を行うため、儀式指導研究所を置く。

2 前項の儀式指導研究所については、別に条例でこれを定める。

(達令等への委任)

**第17条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 真宗本廟崇敬条例（1995年条例公示第1号）第13条中「准堂衆」を「准堂衆及び准堂衆補」に改め、第19条及び第20条を削る。

3 儀式指導研究所条例（1996年条例公示第2号）第1条中「真宗本廟崇敬条例（1995年条例公示第1号）第19条」を「儀式条例（2023年条例公示第7号）第16条」に改める。

4 この条例施行の際、現にある儀式指導研究所は、この条例による儀式指導研究所とみなす。

# 儀式条例施行条規

〈2023年6月30日達令公示第16号〉

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この達令は、儀式条例（2023年条例公示第7号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(定義)

**第2条** この達令において、別院で行う儀式に関する規定は、別院条例（1981年条例公示第7号）第19条ただし書に基づき、輪番が住職の職務を代掌する場合について定めるものとする。

2 この達令において、「寺院」とは、普通寺院及び教会をいい、「住職」とは、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者をいう。

(真宗本廟の儀式)

**第3条** 真宗本廟における儀式は、この達令に定めるほか、真宗本廟崇敬条例（1995年条例公示第1号。以下同じ。）の定めによるものとする。

(別院及び寺院の儀式)

**第4条** 別院で行う儀式は輪番が、寺院で行う儀式は住職がその期日及び内容等を定め、これを執行するものとする。ただし、別院においては輪番の、寺院においては住職の指示を受けた本派僧侶がこれを補佐し、又は代理で行うことができる。

2 門首、前門、新門、鍵役及び定衆による別院及び寺院における儀式の執行は、別に定める。

(内仏の儀式)

**第5条** 内仏における儀式は、輪番又は住職若しくはその指示を受けた本派僧侶がこれを執行するものとする。ただし、平日法要については、所属別院の輪番又は所属寺院の住職の指導を受けて、門徒がこれを修することができる。

## 第2章 法要式

### 第1節 恒例法要

(報恩講)

**第6条** 真宗本廟における報恩講は、毎年11月21日から28日までの七昼夜で修するものとする。

2 別院及び寺院における報恩講は、輪番又は住職が期日又は期間を定め、これを修するものとする。

3 内仏における報恩講は、門徒と所属別院の輪番又は所属寺院の住職との相談のうえ、これを

修するものとする。

(平日法要)

**第7条** 真宗本廟における平日法要は、阿弥陀堂及び御影堂において、毎日午前7時から晨朝を、午後4時に日没勤行を修するものとする。

2 別院及び寺院における平日法要は、輪番又は住職が時刻を定め、これを修するものとする。

3 内仏における平日法要は、所属別院の輪番又は所属寺院の住職の指導のもと、門徒がこれを修するものとする。

(命日法要)

**第8条** 真宗本廟における命日法要は、次の各号のとおりとする。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 宗祖親鸞聖人 | 28日 |
| (2) 蓮如上人   | 25日 |
| (3) 先門首    | 正当日 |
| (4) 先門首夫人  | 正当日 |
| (5) 聖徳太子   | 22日 |
| (6) 龍樹菩薩   | 18日 |
| (7) 天親菩薩   | 3日  |
| (8) 曇鸞大師   | 7日  |
| (9) 道綽禪師   | 27日 |
| (10) 善導大師  | 27日 |
| (11) 源信僧都  | 10日 |
| (12) 源空上人  | 25日 |

2 別院及び寺院における命日法要は、前項に準ずるほか、開基及び歴代の住職並びに坊守等の法要を修するものとする。

3 内仏における命日法要は、門徒と所属別院の輪番又は所属寺院の住職との相談のうえ、これを修するものとする。

(命日法要の形式)

**第9条** 命日法要は、逮夜、晨朝及び日中の三座（一昼夜）にて修するものとする。ただし、必要により、晨朝において日中を兼ねて修する形式（兼日中）、又は正当日の晨朝その他適宜の時刻において一座法要として修する形式とすることができる。

(定会法要)

**第10条** 真宗本廟における定会法要は、次の各号のとおりとする。

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 蓮如上人御祥月命日  | 3月25日      |
| (2) 先門首御祥月命日   | 正当日        |
| (3) 先門首夫人御祥月命日 | 正当日        |
| (4) 歴代門首御祥月命日  | 正当日        |
| (5) 聖徳太子御祥月命日  | 2月22日      |
| (6) 源空上人御祥月命日  | 1月25日      |
| (7) 修正会        | 1月1日から7日まで |

- (8) 彼岸会 春秋彼岸の中日を挟んだ前後一週間  
 (9) 立教開宗記念法要 4月15日  
 (10) 盂蘭盆会 7月15日  
 (11) 歳末昏時勤行 12月31日

2 別院及び寺院における定会法要は、輪番又は住職が期日を定めるものとし、前条に準ずるほか、開基及び歴代の住職並びに坊守等の祥月法要を修するものとする。

3 内仏における定会法要は、門徒と所属別院の輪番又は所属寺院の住職との相談のうえ、これを修するものとする。

### 第2節 別修法要

(別修法要)

**第11条** 真宗本廟における別修法要は、宗務総長が、期日又は期間を定めるものとする。

2 別院及び寺院における別修法要は、輪番又は住職が、期日又は期間を定め、これを修するものとする。

3 内仏における別修法要は、門徒と所属別院の輪番又は所属寺院の住職との相談のうえ、期日を定めてこれを修するものとする。ただし、内仏において修することができない時は、所属別院又は所属寺院の本堂その他の場所において修することができる。

4 別修法要のうち、年忌法要は、百ヶ日、一周忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十五回忌、三十三回忌、五十回忌及びこれ以降行う場合は50年ごとにこれを修するものとする。ただし、五十回忌以前は別の年回に修することを妨げない。

(春の法要)

**第12条** 真宗本廟において、毎年4月の連続した期間に、次の各号に掲げる別修法要の期日を定めてこれを修するものとし、当該期間を「春の法要」と総称する。

- (1) 師徳奉讃法要
- (2) 親鸞聖人御誕生会
- (3) 全戦没者追弔法会
- (4) 相続講員物故者追弔会
- (5) 帰敬式受式物故者追弔会
- (6) 先門首の年忌法要
- (7) 歴代門首の50年ごとの年忌法要
- (8) 聖徳太子、源空上人及び覚信尼公の50年ごとの年忌法要

2 前項第6号から第8号までに定める法要は、当該年のみ修するものとする。

3 第1項各号の法要は、特別の事情がある場合、春の法要とは別の日程に修することができる

る。

(永代経総経)

**第13条** 真宗本廟において、毎年春季及び秋季彼岸会の期間中に期日を定め、別修法要として、永代経総経を修するものとする。

### 第3章 儀式式

(儀式式)

**第14条** 条例に定める儀式式のほか、本派における儀式式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 奉安式 所奉仏祖を奉安するに際して行う
- (2) 落慶式 本堂等の竣工に際して行う
- (3) 慶事式 慶事に際して行う

2 条例及びこの達令に定めるほか、特に必要な場合は、その他の儀式式を行うことができる。

### 第4章 儀式依用の聖教

(儀式依用の聖教)

**第15条** 本派の儀式に依用する聖教並びに偈文及び拝読文等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 仏説無量寿経、仏説観無量寿経、仏説阿彌陀経
- (2) 仏説無量寿経(抄)、仏説観無量寿経(抄)
- (3) 無量寿経優婆提舎願生偈
- (4) 嘆仏偈、三誓偈(重誓偈)、東方偈、勸衆偈、往生礼讃
- (5) 正信念仏偈(正信偈)、念仏正信偈(文類偈)
- (6) 三帖和讃
- (7) 伽陀
- (8) 回向
- (9) 報恩講式、嘆徳文
- (10) 御伝鈔
- (11) 五帖御文、御俗姓御文、夏の御文
- (12) 和訳正信偈(真宗教団連合制定)

2 音楽法要及び同朋奉讃式第1で依用する聖教については、別に定める。

### 第5章 講習会

(中央声明講習会)

**第16条** 修業及び准堂衆の育成を図り、もって本派の声明作法の伝統を保持するため、真宗本廟において、中央声明講習会を行う。

2 中央声明講習会は、毎年1回、期間並びに科目及び科目ごとの履修時間数を定めて開催する。ただし、宗務総長が特に必要と認めた場合は、別に開催することができる。

3 中央声明講習会の履修年限は、本科3年、別科2年とし、本科においては成年以上の本派僧侶を対象とし、別科においては本科修了のうち成績優秀な教師を対象とする。ただし、特に本廟部長の許可を得た者は、講習を聴講するこ

とができる。

- 4 中央声明講習会の受講を希望する者は、受講願に別に定める冥加金を添えて申請するものとし、受講を許可された者（以下「受講者」という。）には受講許可証を交付する。
- 5 受講者は、中央声明講習会の趣旨に則り、講師の指導のもとに研鑽を深めるとともに、定められた規律を保持しなければならない。著しく規律を乱す者があるときは、宗務総長はその者の受講許可を取り消すことができる。
- 6 試験を受けない者、試験の結果60点未満の科目がある者及び総受講時間中3分の1以上欠席のあった者は、進級することができない。
- 7 講習会を修了した者には、修了証を交付する。ただし、聴講者は除く。
- 8 講習会の講師は、本廟部長の上申により、宗務総長がこれを委嘱し又は命ずる。

（修業及び修業補）

**第17条** 修業補の研鑽をつみ、別に定める一定の要件を満たした者は、申請により、儀式指導研究所の議を経て、修業と称することができる。

- 2 中央声明講習会の本科を修了した者は、申請により、宗務総長の許可を得て、修業補と称することができる。
- 3 修業及び修業補は、教区及び組における声明講習会の講師並びに教師修練における声明作法の指導の任にあたることができる。

（准堂衆及び准堂衆補）

**第18条** 真宗本廟崇敬条例第13条に定める准堂衆は、准堂衆補の研鑽をつみ、別に定める一定の要件を満たした者の中から、本人の申請により、儀式指導研究所の議を経て、宗務総長がこれを任命する。

- 2 准堂衆補は、中央声明講習会の別科を修了した者の中から、本人の申請により、宗務総長がこれを任命する。

（登高座及び御伝鈔作法講習会）

**第19条** 登高座の所作及び御伝鈔拝読の所作を伝持するため、毎年、真宗本廟において、登高座作法講習会及び御伝鈔作法講習会をそれぞれ行う。ただし、教区又は別院からの願い出により、別に登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会を行うことができる。

- 2 登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会における教授の任に当たるため、それぞれの講習会の都度、教授師を置き、宗務総長がこれを任命する。
- 3 登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会にお

ける考査の任に当たるため、それぞれの講習会の都度、伝授師を置き、宗務総長がこれを任命する。

- 4 登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会を修了した者には、申請により、当該作法の伝授証書を交付することができる。ただし、中央声明講習会の本科を修了した者は、御伝鈔作法講習会を修了したものとみなし、伝授証書の交付を申請することができる。
- 5 伝授証書を交付された者は、所属寺院以外の寺院の法要において、当該作法を行うことができる。

（達令の準用）

**第20条** 大谷祖廟及びこの達令に定めのない施設又は会場等における儀式は、この達令の定め準じて執行するものとする。

附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に修業、修業補、准堂衆及び准堂衆補である者は、この達令による修業、修業補、准堂衆及び准堂衆補とそれぞれみなし、中央声明講習会の修了証、登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会の伝授証書の交付を受けている者は、この達令による中央声明講習会の修了証、登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会の伝授証書の交付を受けたものとそれぞれみなす。

## 帰敬式に関する条例

（1995年6月22日条例公示第3号）

改正 ①1997年6月13日条例公示9

②2017年6月28日条例公示11

（趣旨）

**第1条** この条例は、真宗大谷派宗憲第82条第2項の規定の実を挙げるため、同第12条第4項ただし書に基づき、普通寺院の住職（以下「住職」という。）、教会主管者又はその代務者が帰敬式を行うために必要な事項を定める。

（受式者）

**第2条** すべて門徒は、この条例の定めるところにより、自己の所属する寺院、教会を経て、当該住職、教会主管者又はその代務者による帰敬式を願い出ることができる。

（執行者）

**第3条** この条例による帰敬式の執行は、受式者が所属する寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者に限る。ただし、数箇の寺院又は教会の所属門徒が共に受式することを願い出た場合であって、当該受式者及び受式者が所属する寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者の同意を得た場合は、あらかじめ宗務総長の承認を得て、これを他の住職、教会主管者又はその代務者に委任することができる。

2 前項ただし書に定める執行の委任については、別に定める。

3 第1項の帰敬式の執行について、適正を期するため、別に定める講習を行う。

（執行者のつとめ）

**第4条** この条例による帰敬式を執行しようとする住職、教会主管者又はその代務者は、それぞれ帰敬式の本旨に則り、教法聞思と宗門帰依の実を挙げるようつとめなければならない。

（申請）

**第5条** 第2条による願い出を受けた住職、教会主管者又はその代務者は、その帰敬式の執行に先立ち、その都度別に定めるところにより申請し、あらかじめ宗務総長の承認を受けなければならない。

（法名）

**第6条** この条例による帰敬式の法名の授与は、すべて本山が交付する法名紙により行う。

2 法名紙の交付は、別に定めるところにより、当該寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者が受式者に伝達する。

（受式者のつとめ）

**第7条** この条例による帰敬式を受式した者は、常に真宗本廟崇敬の念に基づき、本廟に奉仕して聞法研修しなければならない。

（開教区の帰敬式）

**第8条** 開教区の別院、普通寺院又は教会において行う帰敬式については、その都度宗務総長が定める。

（達令への委任）

**第9条** この条例の施行に必要な手続等に関する事項は、達令で定める。

附 則

この条例の施行期日は、宗務総長が達令で定める。

附 則（1997年6月13日条例公示第9号）抄

この条例は、1997年7月1日から施行する。

附 則（2017年6月28日条例公示第11号）

この条例は、公示の日から施行する。

## 帰敬式に関する条例施行条規

〈1996年1月10日達令公示第2号〉

- 改正 ①1996年11月21日達令公示13  
②1997年 6月13日達令公示5  
③2004年 6月28日達令公示16  
④2006年 1月27日達令公示2  
⑤2007年 6月28日達令公示6  
⑥2012年 2月28日達令公示5  
⑦2016年12月27日達令公示12  
⑧2017年 6月28日達令公示8  
⑨2021年 6月30日達令公示7  
⑩2021年 6月30日達令公示16

(趣旨)

第1条 この達令は、帰敬式に関する条例(1995年条例公示第3号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(条例の施行)

第2条 条例は、1996年4月1日から施行する。ただし、帰敬式執行に必要な講習等に関する事項は、条例施行期日前に行うことができる。

(定義)

第3条 この達令において「寺院」とは、「普通寺院」及び「教会」をいい、「住職」というときは「教会主管者」、「住職代務者」及び「教会主管者代務者」を含むものとする。

(申請)

第4条 条例第2条による帰敬式を執行しようとする住職は、あらかじめ帰敬式執行申請書を教務所長に提出しなければならない。

(執行の承認)

第5条 条例第3条第1項ただし書及び第5条による宗務総長の承認に必要な審査及び決定は、宗務所事務取扱規程(1991年達令公示第10号)第3条第5項により、教務所長にこれを委任する。

(法名紙の様式等)

第6条 条例第6条に規定する法名紙は、別記様式第1号のとおりとする。

2 住職は、法名を選定し、前項の法名紙にこれを筆耕するものとする。ただし、住職が適当と認めるときは、あらかじめ宗務所において法名を選定し調製した法名紙を依用することができる。

(法名紙等の仮渡しと管理責任)

第7条 教務所長は、承認書を交付した住職に、法名紙及び記念品等を仮渡しする。

2 法名紙の管理責任は、宗務所においては研修

部長が、教務所においては教務所長が、仮渡しを受けた後は住職が、それぞれ負うものとする。

(法名選定の適正)

第8条 住職は、法名を選定するにあたって、その適正に努めなければならない。

(執行)

第9条 帰敬式は、受式しようとする門徒が所属する寺院の本堂において、当該寺院の住職がこれを執行する。

2 住職は、帰敬式の執行にあたり、あらかじめ帰敬式受式の意義を門徒に教導し、真宗門徒の自覚と実践がはかられる機縁となるよう努めなければならない。

3 帰敬式の荘厳及び次第は、別に定める。

(帰敬式実践運動推進計画の実施による特例)

第9条の2 帰敬式実践運動推進に関する規程(2006年達令公示第3号)第3条による教区又は組帰敬式実践運動推進計画に基づき実施される住職による帰敬式において、数箇の寺院の所属門徒が共に受式することを願い出た場合であって、当該帰敬式の執行場所についてあらかじめ教務所長が認めたときは、前条第1項の規定に関わらず、受式しようとする門徒が所属するいずれかの寺院の本堂を当該執行場所とすることができる。

2 前項による帰敬式を実施する場合、条例第3条第1項ただし書に定める執行の委任をすることができる。この場合、執行の委任は、当該帰敬式を受式しようとする門徒が所属するいずれかの寺院の住職に限るものとし、あらかじめ教務所長の承認を得なければならない。

(帰敬式受式者届)

第10条 住職は、帰敬式執行後、帰敬式受式者届を作成し、これに礼金を添えて、遅滞なく教務所長を経て宗務総長に提出しなければならない。

(法名紙等の返戻)

第11条 住職は、受式届の提出にあたり、残余の法名紙及び書損の法名紙並びに残余の記念品等を教務所長に返戻しなければならない。

(門徒名簿への登載)

第12条 住職は、帰敬式執行後、当該寺院備付の門徒名簿に、受式者の法名及び受式年月日を登載するものとする。

2 住職は、門徒名簿の適正な管理に努めなければならない。

(帰敬式受式者の記録)

第13条 第10条の帰敬式受式者届が提出されたときは、帰敬式を受式した者の情報を、電子計算機による情報等の管理運用及び保護に關す

る規程（2006年達令公示第7号）第4条第1項に規定する帰敬式受式者管理システムに記録するものとする。

（講習）

**第14条** 条例第3条第3項に規定する講習は、住職修習及び育成員研修並びに教区における住職等を対象とした研修において、その実が挙げられるよう企画実施されなければならない。

（帰敬式執行の特例）

**第15条** 帰敬式を願い出た門徒に特別の事情があると認めるときは、その事由並びにこれに応じた執行場所、荘厳、次第、執行者及びその他必要な事項について出願し、あらかじめ教務所長の許可を得なければならない。

（真宗本廟等における帰敬式）

**第16条** 真宗本廟及び別院等における帰敬式については、別に定める。

（委任規定）

**第17条** この達令を施行するために必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この達令は、1996年4月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

**附 則**（1996年11月21日達令公示第13号）

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（1997年6月13日達令公示第5号）抄

この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則**（2004年6月28日達令公示第16号）

この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附 則**（2006年1月27日達令公示第2号）

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2007年6月28日達令公示第6号）

この達令は、2007年7月1日から施行する。

**附 則**（2012年2月28日達令公示第5号）

この達令は、2012年7月1日から施行する。

**附 則**（2016年12月27日達令公示第12号）

- 1 この達令は、2017年1月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書は、この達令により提出されたものとみなす。
- 3 この達令施行の際、従前の規定により備え付けられている帰敬式受式者名簿の情報は、第13条に定める帰敬式を受式した者の情報とみなし、この達令によって帰敬式受式者管理システムに記録するものとする。

**附 則**（2017年6月28日達令公示第8号）

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2021年6月30日達令公示第7号）抄

この達令は、2021年7月1日から施行する。

**附 則**（2021年6月30日達令公示第16号）抄

この達令は、2021年7月1日から施行する。

様式第1号（法名紙）

(門首法名)	法名釋(尼)
門大真 首谷派宗	○ ○

事務上、法名を記入していない法名紙を住職選定法名紙とし、宗務所において法名を選定し調製した法名紙を本山選定法名紙とする。

(第十一編) 帰敬式に関する条例施行条規

(第十一編) 帰敬式に関する条例施行条規



## 儀式指導研究所条例

（1996年6月20日条例公示第2号）

改正 ①2004年6月28日条例公示11

②2014年6月27日条例公示6

③2023年6月30日条例公示7

（趣旨）

**第1条** この条例は、儀式条例（2023年条例公示第7号）第16条に規定する儀式指導研究所（以下「研究所」という。）に関する必要な事項について定める。

（目的）

**第2条** 研究所は、本派固有に伝統された儀式の保持と指導に任ずるとともに、時代に相応しい儀式に必要な事項の調査及び研究並びにその普及にあたり、もって本派の儀式の確立と統一を図って、僧侶及び門徒の宗教的実践に寄与することを目的とする。

（業務）

**第3条** 研究所は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）中央声明講習会、教師修練及びその他の研修における儀式に関する科目の編成並びに講師及び指導者の養成に関する事項
- （2）式務員の養成並びに儀式の習熟及び研鑽に関する事項
- （3）式務員の任用に係る適格審査に関する事項
- （4）仏教音楽の研究及び普及に関する事項
- （5）時代に相応しい儀式に必要な事項の調査及び研究並びにその普及に関する事項
- （6）儀式に関する条例、諸法規及び例規の整備に関する事項
- （7）僧侶及び教師の儀式に関する資格の審査に関する事項
- （8）儀式に関する書籍の編纂及び監修に関する事項
- （9）前各号のほか必要な事項  
（宗務総長の統理・本廟部との連携）

**第4条** 研究所は、宗務総長が統理する。

2 研究所は、業務の遂行にあたり、本廟部と不即不離の関係を保持し、その機能を発揮するよう運営されなければならない。

（所長）

**第5条** 研究所に所長を置き、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

2 所長は、研究所を代表し、研究所の業務を総理する。

（研究員）

**第6条** 研究所の業務を行うため、研究所に研究員若干人を置く。

2 研究員は、宗務役員及び学識者の中から、本廟部長の上申により、宗務総長がこれを命じ又は委嘱する。

3 研究員は、所長の指揮を受けて、研究所の業務を分担し、その成果を所長に報告する。

4 研究員は、常勤又は非常勤とする。

5 研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（嘱託研究員）

**第7条** 研究所の特定の業務を嘱託するため、嘱託研究員若干人を置くことができる。

2 嘱託研究員は、宗務役員及び学識者の中から、本廟部長の上申により、宗務総長がこれを命じ又は委嘱する。

3 嘱託研究員は、所長の指揮及び研究員の指導を受けて、指定された研究所の業務に従事する。

4 嘱託研究員は、すべて非常勤とする。

5 嘱託研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（儀式指導研究会議）

**第8条** 研究所の業務を推進するとともに、研究課題について協議するため、研究所に儀式指導研究会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、所長の同意を得て、本廟部長が招集する。

（事務）

**第9条** 研究所に関するすべての事務は、本廟部長が掌理する。

（職員）

**第10条** 研究所に次に掲げる職員を置き、本廟部の宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

（1）主任 1人

（2）掛 若干人

2 主任は、本廟部長の命を受けて、研究所の事務を整理する。

3 掛は、研究所の事務を処理し、又は事務に従事する。

（達令への委任）

**第11条** この条例を施行するために必要な事項は、達令で定める。

附 則

1 この条例は、1996年7月1日から施行する。

2 真宗本廟崇敬条例第18条の見出しを「儀式指導研究所」に改め、同条中「法式指導研究所」を「儀式指導研究所」に改める。

附 則（2004年6月28日条例公示第11号）

この条例は、2004年7月1日から施行する。

附 則（2014年6月27日条例公示第6号）  
この条例は、2014年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第7号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

## ～第12編

## 法要座次・衣体～

### 法臚法衣条例

（1991年6月29日条例公示第21号）

改正 1992年6月15日条例公示4

（趣旨）

**第1条** この条例は、僧侶の法要式における序列並びに法衣の種類及びその依用を定める。ただし、門首（門首後継者を含む。）、前門、新門、新新門及び連枝に関するものを除く。

（法要座次）

**第2条** 前条の序列を法要座次といい、その基準は法臚とする。

2 法臚は、得度式を受けた日から起算した年数をいう。ただし、転属した者の法臚は、既度牒を授与された日から起算した年数とする。

3 法要座次の等級は、別に定める。

（対配座次）

**第3条** 教師又は役職務を有する者には、その資格に対配して法要座次を許可することができる。

（同座次中の優先）

**第4条** 教師、学階、役職を有する者及び褒賞せられた者は、その座次中において優先させることができる。

（法要座次の進席）

**第5条** 法要座次は、法臚によって進席し、進席について定年を設ける。

（法臚加算）

**第6条** 真宗本廟又は特に定められた法要に出仕した者には、その法臚を加算することができる。

（進席許可の特例）

**第7条** 宗門護持その他について功労のあったものについては、前2条の規定にかかわらず、その期限に満たない進席を許可することができる。

（法衣の種類）

**第8条** 法衣は、次のとおりとする。

（1）袈裟 七条袈裟、五条袈裟、墨袈裟、畳袈裟、輪袈裟

（2）衣 袍裳、裳附、直綴、間衣、教衣

（3）袴 表袴、差貫又は差袴

2 法衣は、別に「衣体」ともいい、袍裳は、別に「法服」ともいう。

（法衣の依用）

**第9条** 法衣の依用は、次の各号による。ただし、特に定められたときは、この限りでない。

（1）正装 重大なる法要式に依用する。ただし、時宜により式装をもってこれに代えることができる。

（2）式装 法要式及び特に依用を定めた儀礼に依用する。

（3）式服 儀礼に依用する。

（4）常服 平常に依用する。

（5）喪服 喪に依用する。

（法要座次・法衣の許可）

**第10条** 法要座次及び法衣は、宗務総長がこれを許可する。

（依用の禁止）

**第11条** 制規に反する法衣及び許可をうけない法衣は、依用することができない。

（達令等への委任）

**第12条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、1992年7月1日から施行する。

2 1992年6月30日現在、積算されている法臚年数は、この条例が承継する。

3 旧条例により許可された堂班は、これをこの条例に相当する法要座次を許可されたものとみなす。

4 1992年6月30日現在、許可されている法衣は、この条例により許可された法衣とみなす。

#### 附 則（1992年6月15日条例公示第4号）

1 この条例は、1992年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に坊守衣の依用を許可されている者は、その者一身に限って依用することができる。

# 法臚法衣条例施行条規

(1992年4月1日達令公示第3号)

- 改正
- ① 1993年 4月30日達令公示2
  - ② 1993年 6月21日達令公示5
  - ③ 1993年 7月 1日達令公示8
  - ④ 1994年 1月12日達令公示2
  - ⑤ 1994年 6月28日達令公示9
  - ⑥ 1994年 9月16日達令公示16
  - ⑦ 1995年 3月25日達令公示3
  - ⑧ 1995年 6月22日達令公示15
  - ⑨ 1996年 11月 1日達令公示11
  - ⑩ 1997年 6月13日達令公示13
  - ⑪ 1999年 6月25日達令公示5
  - ⑫ 2000年 7月 3日達令公示13
  - ⑬ 2001年 6月29日達令公示8
  - ⑭ 2002年 6月28日達令公示14
  - ⑮ 2003年 6月28日達令公示7
  - ⑯ 2004年 1月28日達令公示1
  - ⑰ 2004年 6月28日達令公示17
  - ⑱ 2006年 2月 1日達令公示4
  - ⑲ 2008年 6月27日達令公示8
  - ⑳ 2009年 6月29日達令公示15
  - ㉑ 2010年 6月29日達令公示10
  - ㉒ 2011年 3月 1日達令公示2
  - ㉓ 2011年 7月 1日達令公示7
  - ㉔ 2012年 6月29日達令公示17
  - ㉕ 2013年 6月28日達令公示9
  - ㉖ 2014年 3月 5日達令公示2
  - ㉗ 2015年 6月26日達令公示9
  - ㉘ 2016年 6月24日達令公示8
  - ㉙ 2017年 6月28日達令公示9
  - ㉚ 2018年 6月25日達令公示1
  - ㉛ 2019年 6月27日達令公示1
  - ㉜ 2019年 6月27日達令公示4
  - ㉝ 2019年 12月27日達令公示6
  - ㉞ 2020年 6月25日達令公示6
  - ㉟ 2020年 6月25日達令公示8
  - ㊱ 2020年 8月21日達令公示13
  - ㊲ 2021年 2月22日達令公示2
  - ㊳ 2021年 6月30日達令公示5
  - ㊴ 2023年 6月30日達令公示17

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この達令は、法臚法衣条例（1991年条例公示第21号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(許可の制限)

**第2条** 法要座次及び法衣の許可は、特に定める法衣を除き、その者一身に限るものとする。

(僧籍取得による同時許可)

**第3条** 本派の僧侶となった者は、同時に平座及

び一般衣体を許可されたものとする。

(出願順序)

**第4条** 許可を受けるのに順序のあるものは、これを超えて出願することはできない。

(所属移転の場合の許可の効力)

**第5条** 所属移転をした者が、旧所属寺において許可を受けた法要座次及び法衣は、新所属寺においても当然許可の効力を失わない。

## 第2章 法臚

(法臚の積算)

**第6条** 法臚は、条例第2条第2項及び同第6条の規定に基づき積算する。

(法臚加算の申請)

**第7条** 法臚の加算を受けようとする者は、次条に定める法要に出仕したことを証する書類を添えて、宗務総長に申請しなければならない。この場合、申請人が所属する寺院が所在する都道府県により、別表第1号に定める出仕座数を満たしていなければならない。

(法臚加算の対象となる法要)

**第8条** 法臚加算の対象となる本山における法要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報恩講
- (2) 宗祖聖人、蓮如上人及び前門首の命日法要
- (3) 修正会
- (4) 春秋彼岸会（初中結の各1座）
- (5) 聖徳太子、七高僧及び歴代門首の祥月命日法要（ただし、一昼夜に満たないものを除く）
- (6) その他特に指定された法要

2 前項のほか、真宗本廟奉仕に参加するため門徒を引率して上山した者が晨朝に出仕した場合も前項に準ずるものとする。

3 法臚加算の対象となる本山以外の地における法要については、その都度定める。この場合、第9条から第11条までの規定についてもその都度定めるものとする。

(出仕願書)

**第9条** 前条第1項及び第2項に定める法要に出仕しようとする者は、あらかじめ本廟部長に、別記様式第1号に準じて作成した所定の出仕願書を提出しておかなければならない。

(出仕証明)

**第10条** 前2条による法要に出仕した者に、その座数を明記した出仕証明書を交付する。

2 前項の証明は、本廟部長が、前条の出仕願書に職印を押印してこれを行うものとする。

3 出仕証明書は、再発行しない。

(法臚加算の除外)

**第11条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、

法臈加算のための出仕証明は行わない。

- (1) 当該法要について上山又は参集を命ぜられ旅費又は手当の支給を受けた場合
- (2) 学校法人の教職員を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者  
(法臈加算年数)

**第12条** 第7条の申請に基づく法臈加算年数は、その都度1年とする。ただし、上座各等への進席については、加算年数を2分の1とする。  
(加算法臈年数の効力)

**第13条** 条例第6条に基づき加算された法臈年数は、第16条に定める法要座次の進席定年にこれを充当して計算する場合、次の各号による区分を超えて充当することはできない。

- (1) 准上座1等までの進席
- (2) 准上座1等から上座4等への進席
- (3) 上座4等から上座3等への進席
- (4) 上座3等から上座2等への進席
- (5) 上座2等から上座1等への進席

### 第3章 法要座次

#### 第1節 等級

(等級)

**第14条** 法要座次は、次のとおりとする。

- 初級 平座
- 2級 准本座
- 3級 本座10等から1等まで
- 4級 准上座4等から1等まで
- 5級 上座4等から1等まで

#### 第2節 進席

(進席許可)

**第15条** 法要座次は、別に規定のあるもののほかは、必ず出願して許可を受けるものとする。  
(進席定年)

**第16条** 法要座次の進席定年は、別表第2号による。

- 2 前項の進席定年は、第6条の規定により積算された法臈によって計算する。  
(既満進席)

**第17条** 前条の進席定年による法要座次の進席を既満進席という。  
(未満進席)

**第18条** 条例第7条に該当する者の進席許可は、別に定めるところにより行う。この場合、住職でない者の出願には、当該所属寺の住職の同意を必要とする。

- 2 前項による進席を未満進席という。

#### 第3節 対配法要座次

(教師対配法要座次)

**第19条** 教師対配法要座次は、別表第3号のと

おりとする。

2 教師対配法要座次は、これに該当する法要座次以下の者に対して、当該教師補任と同時に許可されたものとする。

3 教師対配法要座次は、これに基づいて、法要座次の進席又は法衣の許可を受けることができる。  
(宗務役員対配法要座次)

**第20条** 宗務役員対配法要座次は、別表第4号のとおりとする。

2 宗務役員対配法要座次は、これに該当する法要座次以下の者に対して、在職中許可されたものとする。

3 宗務役員対配法要座次に基づいて、進席することはできない。

#### 第4節 法要座次中の順序

(法要座次中の順序)

**第21条** 同法要座次中の序列を座席、同座席中の序列を席次、同席次中の序列を順位という。  
(座席)

**第22条** 座席は、次に掲げる順序のとおりとする。

- (1) 住職又は教会主管者
- (2) 住職又は教会主管者であった者
- (3) 前2号以外の教師
- (4) 教師でない者  
(席次)

**第23条** 席次は、前条第1号から第3号までの者については、それぞれ教師の等級によるものとし、同第4号の者については、その順位のとおりとする。

(順位)

**第24条** 順位は、次に掲げる順序のとおりとする。

- (1) 宗議会議長、講師
- (2) 宗議会副議長、嗣講
- (3) 功章及び旌賞の等級(同等級のときは功章を優先する。)
- (4) 擬講、学師
- (5) 教師補任の日
- (6) 法要座次許可の日

2 宗議会議員は、その選挙区において、教区会議員は、その教区において、組長及び副組長は、その組において、それぞれ第2順位の次において第3順位に優先する。

3 前2項により順位が定められないときは、法臈による。

4 前項の法臈が同じときは、年長者を先とする。  
(謙退)

**第25条** 序列は、時宜により、式支配の承認を得て、謙退することができる。

#### 第5節 所作

(巡讃)

**第26条** 上座4等を許可された者には、同時に巡讃を許可されたものとする。

2 本座10等を許可された者には、本山を除き、同時に巡讃を許可されたものとする。

(進席の条件)

**第27条** 本座10等以上へ進席するときは、同時に御伝鈔拝読許可を受けなければならない。

2 本座9等以上へ進席するときは、同時に報恩講式及び嘆徳文拝読許可を受けなければならない。

## 第4章 法衣及び紋章等

### 第1節 通則

(法衣の制定等)

**第28条** 条例第8条により本派において依用する法衣の名称その他必要な事項は、すべてこの達令又は別の達令で定めるものとする。

2 前項のほか、教区又は別院について特に必要があるときは、宗務総長は、依用基準その他必要な事項を付して、法衣の制定を許可することができる。この場合、その都度告示するものとする。

(服装構成)

**第29条** 条例第8条に定める法衣に関する服装の構成は、別表第5号のとおりとする。ただし、外国においては、時宜によることができる。

(法衣の依用区分)

**第30条** 条例第9条各号によって依用する法衣の区分は、別表第6号のとおりとする。

(法衣制式)

**第31条** 本派において依用するそれぞれの法衣の制式は、別表第7号のとおりとする。

2 法衣の様式は、別に定める。

(法衣の許可申請に関する住職の同意)

**第32条** 住職でない僧侶が、法衣に関する許可を受けようとするときは、当該所属寺の住職の同意を得なければならない。

### 第2節 衣体

(一般衣体)

**第33条** 一般衣体は、本派の僧侶となった者に同時に許可される衣体をいい、別表第8号のとおりとする。

(相当衣体)

**第34条** 相当衣体は、当該法要座次の進席許可と同時に許可される衣体をいい、別表第9号のとおりとする。

(出願衣体)

**第35条** 出願衣体は、当該法要座次許可後、別に定めるところにより出願して許可される衣体をいい、別表第10号のとおりとする。

2 前項の衣体中、未満進席の許可の条件と定め

られたものについては、次の未満進席の許可前にあらかじめ当該衣体の許可を得ておかなければならない。

(教師衣体)

**第36条** 教師衣体は、当該教師補任と同時に許可される衣体をいい、別表第11号のとおりとする。

(学階衣体)

**第37条** 学階衣体は、当該学階授与と同時に許可される衣体をいい、別表第12号のとおりとする。

(役職衣体)

**第38条** 役職衣体は、当該役職者のその職務執行上依用する衣体をいい、別表第13号のとおりとする。

(褒賞衣体)

**第38条の2** 褒賞条例施行条規(1994年達令公示第11号)第9条に規定する褒賞衣体は、功章又は旌賞の授与と同時に許可される衣体をいい、別表第13号の2のとおりとする。

### 第3節 紋章

(紋章の制限)

**第39条** 別表第14号に掲げる紋章は、許可なく依用することはできない。

2 文様であって、その形状が別表第14号の紋章に類似すると認められたものは、依用を禁ずることができる。

(六藤紋・八葉牡丹紋)

**第40条** 本座9等以上の者は、第31条に規定する法衣制式に定める範囲内において、六藤紋を依用することができる。

2 准上座以上の者は、八葉牡丹紋について前項の規定を準用する。

### 第5章 補則

(願事証明書)

**第41条** 教務所長は、出願に不備の点がないと認めるときは、必要に応じて、その願事について願事証明書を交付することができる。

2 願事証明書は、許状又は指令書が到達するまでの間、これを提示することによって、許状又は指令書に代用することができる。ただし、仮にその発行の日をもって許可の日とみなす。

(法臈加算の取消)

**第42条** 不正の方法をもって法臈の加算をした場合は、当然当該法臈加算の全部を取り消す。

(懲戒期間中の法要座次の順位)

**第43条** 重懲戒に処せられた者は、平座の席次の最末とし、その相互間においては、判定の前後による。

2 軽懲戒に処せられた者は、その降座期間中、前項の者の上において、平座の最末とし、その相互間においては、前項に準ずる。

3 謹慎に処せられた者は、その期間中、前2項の者の上において、相当順位の最末とする。  
(記念衣体)

**第44条** 本山における法要その他特に記念すべき行事に際して、記念衣体を制定する。

2 前項の記念衣体は、別表第15号のとおりとする。

**附 則**

- 1 この達令は、1992年7月1日から施行する。
- 2 連続30ヵ年経常費完納記念畳袈裟着用許可に関する達令(1991年達令公示第38号)、相続講創設百年・真宗本廟両堂再建九十年記念畳袈裟着用許可に関する達令(1984年達令公示第9号)、首都圏教化施設設置記念輪袈裟制定及び着用許可に関する達令(1986年達令公示第10号)、連続40ヵ年経常費完納記念畳袈裟着用許可に関する達令(1989年達令公示第1号)及び彰如上人五十回忌及び緯如上人六百回忌法要記念畳袈裟着用許可に関する達令(1992年達令公示第1号)は、廃止する。
- 3 従前の規定により許可されている堂班であって、この達令に定める法要座次に相当するものは、この達令により許可された法要座次とみなす。ただし、現に許可されている法要座次に基づいて未滿進席の許可を受けようとするときは、この達令による制限その他の条件については、この達令及び別に定めるところにより、新たに許可を受けなければならない。
- 4 前項ただし書の規定は、当該法要座次以下を条件とする出願衣体の許可を受けようとするときも同様とする。
- 5 従前の規定により許可されている衣体であって、この達令に定める衣体に相当するものは、この達令により許可された衣体とみなす。ただし、この達令に定める当該衣体に関する制限その他の条件は、この限りでない。
- 6 前項の制限その他の条件は、この達令及び別に定めるところにより、新たに出願して許可を受けなければならない。
- 7 従前の規定により許可されている衣体であって、この達令に定めのない衣体については、その後の一身に限って依用することができる。
- 8 この達令施行の際、現に准上座1等以下の者であって、従前の規定により巡讃の許可を受けている者は、第26条第1項に規定する巡讃を許可されたものとみなす。

9 この達令施行の際、従前の規定により第28条第2項の規定に該当する法衣の制定の許可を受けている衣体は、この達令により許可され、告示されたものとみなす。

**附 則** (1993年4月30日達令公示第2号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (1993年6月21日達令公示第5号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (1993年7月1日達令公示第8号)

この達令は、1993年7月1日から施行する。

**附 則** (1994年1月12日達令公示第2号)

1 この達令は、公示の日から施行する。ただし、別表第15号の改正は、1994年4月1日から施行する。

2 別表第4号及び別表第13号の改正は、1993年3月1日から適用する。

**附 則** (1994年6月28日達令公示第9号)

この達令は、1994年7月1日から施行する。

**附 則** (1994年9月16日達令公示第16号)

この達令は、公示の日から施行し、1994年7月1日から適用する。

**附 則** (1995年3月25日達令公示第3号)

この達令は、1995年3月25日から施行する。

**附 則** (1995年6月22日達令公示第15号)

この達令は、1995年7月1日から施行する。

**附 則** (1996年11月1日達令公示第11号)

この達令は、1996年11月21日から施行する。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第13号) 抄

この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則** (1999年6月25日達令公示第5号)

この達令は、1999年7月1日から施行する。

**附 則** (2000年7月3日達令公示第13号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2001年6月29日達令公示第8号)

この達令は、2001年7月1日から施行する。

**附 則** (2002年6月28日達令公示第14号)

- 1 この達令は、2002年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により土器茶色袍裳、裳附及び色直綴の許可を得ている准堂衆、准堂衆補及び准堂衆見習は、その身一身に限り、これを依用することができる。

3 この達令施行の際、准堂衆見習である者の役職衣体は、准堂衆補に準ずるものとする。

**附 則** (2003年6月28日達令公示第7号)

この達令は、2003年7月1日から施行する。

**附 則** (2004年1月28日達令公示第1号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2004年6月28日達令公示第17号)

- この達令は、2004年7月1日から施行する。
- この達令施行の際、現に交付された出仕証明書は、この達令による出仕証明書とみなす。

附 則（2006年2月1日達令公示第4号）  
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2008年6月27日達令公示第8号）  
この達令は、2008年7月1日から施行する。

附 則（2009年6月29日達令公示第15号）  
この達令は、2009年7月1日から施行する。

附 則（2010年6月29日達令公示第10号）  
この達令は、2010年7月1日から施行する。

附 則（2011年3月1日達令公示第2号）  
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2011年7月1日達令公示第7号）  
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2012年6月29日達令公示第17号）  
この達令は、2012年7月1日から施行する。

附 則（2013年6月28日達令公示第9号）  
この達令は、2013年7月1日から施行する。

附 則（2014年3月5日達令公示第2号）  
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2015年6月26日達令公示第9号）抄  
この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則（2016年6月24日達令公示第8号）抄  
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2017年6月28日達令公示第9号）  
この達令は、2017年7月1日から施行する。

附 則（2018年6月25日達令公示第1号）抄  
この達令は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日達令公示第1号）抄  
この達令は、2019年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日達令公示第4号）  
この達令は、2019年7月1日から施行する。

附 則（2019年12月27日達令公示第6号）

- この達令は、2020年1月1日から施行する。
- この達令施行の際、現に交付された出仕証明書は、この達令による出仕証明書とみなす。

附 則（2020年6月25日達令公示第6号）抄  
この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日達令公示第8号）抄  
この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2020年8月21日達令公示第13号）

- この達令は、2021年1月1日から施行する。
- この達令施行の際、現に第35条に定める出願衣体に相当する衣体の許可を受けていた者は、当該衣体に関する制限その他の条件に関わらず、この達令により許可されたものとみなす。

附 則（2021年2月22日達令公示第2号）  
この達令は、2021年3月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日達令公示第5号）抄  
この達令は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第17号）  
この達令は、2023年7月1日から施行する。

別表第1号 出仕座数

地方区分	出仕座数
京都市	7
京都府（京都市を除く）	6
滋賀県	6
大阪府	6
奈良県	6
兵庫県（神戸市及び大阪教区）	6
兵庫県（神戸市及び大阪教区を除く）	5
岐阜県	5
愛知県	5
三重県	5
福井県	5
岡山県	5
和歌山県	5
香川県	4
広島県	4
石川県（金沢・小松大聖寺教区）	4
静岡県	4
富山県	4
徳島県	4
神奈川県	4
東京都	4
山口県	4
埼玉県	4
千葉県	4
石川県（能登教区）	3
長野県	3
群馬県	3
栃木県	3
鳥取県	3
愛媛県	3
高知県	3
福岡県	3
佐賀県	3
大分県	3
山梨県	3
茨城県	3
島根県	3
熊本県	3
新潟県	3
福島県	3
長崎県	3
山形県	3
宮城県	3
岩手県	3
鹿児島県	3
宮崎県	3
秋田県	3
青森県	3
沖縄県	3
北海道	3
その他	3

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

別表第2号 進席定年表

1	
法要座次	法膺年数
准上座1等	70
准上座2等	65
准上座3等	60
准上座4等	55
本座1等	50



本座2等	45
本座3等	40
本座4等	35
本座5等	30
本座6等	25
本座7等	20
本座8等	15
本座9等	10
本座10等	7
准本座	5

2

法要座次	それぞれ前法要座次 よりの法騰年数
上座1等	20
上座2等	15
上座3等	15
上座4等	15

別表第3号 教師対配法要座次

教師	対配法要座次
入位	准本座
満位	本座10等
法師位	本座9等
権律師	本座8等
律師	本座7等
権僧都	本座6等
僧都	本座5等
権大僧都	本座2等
大僧都	准上座4等
権僧正	准上座2等
僧正	上座4等
権大僧正	上座2等
大僧正	上座1等

別表第4号 宗務役員対配法要座次

役職	対配法要座次
宗務総長	上座1等の首座
参務	上座2等
会計監査院長、審問院長、親鸞仏教センター所長、教学研究所長、開教監督、沖繩開教本部長、定衆	上座3等
部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長及び同本部委員、青少幼年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、審問院審事及び同監事、会計監査院検査員、親鸞仏教センター事務長、教学研究所事務長及び同所員	上座4等
次長、出仕、企画調整局参事、青少幼年センター主幹、親鸞仏教センター主任研究員及び同研究員、教学研究所研究員、首都圏教化推進本部本部員	准上座1等
主事及び主事補並びに主計、学校教育幹事、教区駐在教導、教区青少幼年指導主任、研修部補導、解放運動推進本部本部要員、青少幼年センター幹事及び同研究員、教学研究所助手、専門編集員、沖繩準開教区駐在教導及び沖繩開教本部法務員、首都圏教化推進本部推進要員及び同法務員	准上座2等
書記及び書記補、常勤の教化相談員、常勤の囑託	准上座3等

附規

1人にして2以上の法要座次に該当するときは、その上位による。  
同対配法要座次中の座次は、その役職任命の日の前後による。

別表第5号 服装構成

衣体種別	袈裟	衣	袴	內衣	持物	履物
第1種	七条	袍裳	表袴	白服	本装束念珠 袂扇	挿鞋 浅沓
第2種	五条	裳附	顔刻は用いず	白服	半装束念珠 中啓	挿鞋 蘭草履
第3種	畳又は輪	裳附	差貫	白服	半装束念珠 中啓	以下挿鞋 を用いず
第4種	五条	色直綴	無	白服	半装束念珠 中啓	
第5種	五条	直綴	無	白服	半装束念珠 又は木念珠(長房) 中啓	
第6種	青	直綴	無	色服(所定日 に限り白服)	木念珠(長房) 中啓(白服のとき)	
第7種	墨	直綴	無	色服(所定日 に限り白服)	木念珠(安静形) 中啓(白服のとき)	
第8種	墨、畳又は輪	間衣又は教衣	普通袴 或は用いず	色服(所定日 に限り白服)	小念珠	

附規

白地は無地とする。色服は無地又は細かい縦縞とする。

第8種中墨袈裟を用いる場合は間衣に限るものとし、この場合は袴を用いない。

間衣及び教衣に限り洋服の上に着用することができる。

足袋は白襪子又は白足袋とする。

別表第6号 依用種別

種別	服装
正装	第1種
式装	第2種、第4種から第7種まで
式服	第2種、第3種、第8種(袴を用いる。墨袈裟は用いない)
常服	第8種(袴を略することがある)

	袈裟	衣、內衣	袴、持物、履物
喪服	第1種 鈍色五条 又は墨(直綴の 場合に限り)	鈍色裳附又は直綴、 白服	鈍色差袴(裳附の場合に 限り) 苧総念珠、鈍色中啓、 浅沓又は蘭草履
	第2種 鈍色輪又は墨	直綴、間衣、 又は教衣、白服	

(第十二編) 法騰法衣条例施行条規

(第十二編) 法騰法衣条例施行条規

別表第 7 号 法衣制式

衣体	地合	色	文様	紋	威飾紐	制限その他
七条袈裟	錦、金襴 其の他 有文地	一色とする ことはでき ない	俱四天又は 影像四天及 び浮文、遠 山を用いる ことはでき ない	任意 ただし平文 に限る離文 とすることは できない	修多羅は、 一色俱縁と する 金・銀を用 いることは できない	
五条袈裟	第1種 (無金) 堅地綾地 平織等	萌黄、紫そ の他許可せ られた色一 色、ただし、 萌黄、紫に 限り、緯白 とすることが できる	無 又は許可 せられた もの	白平文 離文又は許 可せられた 様式 50歳以上 は、白を黄 とすることが できる。		紋径は、7cm 乃至9cmと する 2種類以上 の紋を使用 することは できない 重紋又は連 続紋とする ことはでき ない 別に許可せ られたもの は、小紋と することが できる
						第2種 (金入)
	青袈裟	無地又は有 文		無地 又は平金一 色を用いる ことができ る	平金、平縁 金、その入 交、又は何 れかと白入 交	同
墨袈裟	同	墨又は黒	同色地文	地文中に 同色乱文 を附する ことがで きる	白威儀	紋径は4.5 cm以内と し、縦横併 列すること はできない
墨袈裟	第1種 (無金)	有文無金	赤を用いる ことはでき ない	同色 又は敷色	任意	白威儀 俱威儀
	第2種 (金入)	金襴又は有 文	赤地とする ことはでき ない	同	任意 但し、燃金 を用いるこ とはでき ない	同
輪袈裟	第1種 (無金)	無金	任意	同	任意	
	第2種 (金入)	金入	同	同	同	
袍裳 (法服ともいう)	有文	許可せられ た色(経緯 同色)一色	同色地文	同色地文 異色平文		
同下襲	有文	赤	同色菱			無地とする ことができ る 40歳以上 は、白とす ることがで きる
裳附	無地	許可せられ た色一色				経緯同色の 裳附に僧綱 襟を附けた ときは、そ の色を袍裳 に代用する ことができ る ただし、白 色裳附は袍 裳に代用す ることは できない 6月1日か ら9月30 日までの間 に限り、薄 物を依用す ることがで きる
直綴 (第2種以下は黒衣又は衣ともいう)	第1種 (色直綴 という)	同	同	同		経緯同色の 色直綴に僧 綱襟を附け たときは、 その色の袍 裳に代用す ることがで きる ただし、白 色直綴は袍 裳に代用す ることは できない 6月1日か ら9月30 日までの間 に限り、薄 物を依用す ることがで きる
						第2種 紋紗

(第十二編) 法臈法衣条例施行条規

表袴	第3種	縮緬 紋縮緬	同	無文 同文	同 (任意)	紋を附け る場合は、 許可なく 別表第14 号のもの を附ける ことは できない
	第4種	無地	同			
間衣	第1種 (小道 服とい う)	有文又は 無地	同	同色	同 (任意)	膝紐黒又は 許可せられ た色
	第2種	許可せら れた直綴 に依る	同			膝紐黒又は 小道服に 許可せられ た色
教衣	無地	同				膝紐第2種 間衣に 同じ 黒色締帯 (幅4.5 cm)を用 いる
表袴	第1種	無地	白、裏赤			40歳以上 は、裏白と することが できる
	第2種	有文	同	窠霞浮文		同
差貫 (差袴)	第1種	無地	紫、 緯白とす ることが できる			
	第2種	有文	同	無	白藤丸 (八房又は六房)	八房は大 紋と単称 し、六房は 六房大紋 という
	第3種	同	浅黄又は 薄海松 同	同	同 (八房)	
	第4種	同	紫	同	同色藤丸 (八房)	同色大紋 という

附規 無地とは、有文地又は縮地でない一色のものをいう。  
離紋とは、紋相互間に地文の連絡のないものをいう。  
地文又は平文とは、平織に織出したものをいう。  
浮文とは、刺繍又は浮織をいう。  
別に様式を定めたものは、本表の限りでない。

(第十二編) 法臈法衣条例施行条規

別表第 8 号 一般衣体

七条袈裟	
五条袈裟	萌黄・紫紋白(無金に限る)
青袈裟	無地白威儀
墨袈裟	
輪袈裟	無金
袍裳及び裳附	黄梔子色
色直綴	黄梔子色
直綴	黒無地
間衣	同
教衣	同
差貫	紫無地
表袴	白無地

別表第 9 号 相当衣体

衣体 法要座次	袈裟	袍裳	裳附	色直綴	表袴 差貫	その他
準本座以上		浅黄色	浅黄色	浅黄色		
本座10等以上	金入輪袈裟	鶉茶色	鶉茶色	鶉茶色		
本座9等以上	六藤紋	萌黄色	萌黄色 白	萌黄色 白	紫六藤大紋	
本座8等以上	金入五条袈裟					
准上座以上	八葉牡丹紋 墨袈裟白威儀	薄栗皮色	薄栗皮色	薄栗皮色	紫大紋	紋紗衣
上座	青袈裟無 地俱威儀 墨袈裟無 金俱威儀	栗皮色	栗皮色	栗皮色	浅黄大紋	
上座3等以上	雲牡丹紋 五条袈裟				窠霞表袴	

別表第10号 出願衣体

衣 体	法要座次	制 限
襷色地紋白五条袈裟	本座4等以上	
白地襷色紋五条袈裟	本座1等以上	
紫地葉萌黄八葉牡丹紋五条袈裟(無金に限る)	准上座4等以上	
葉桜色(経萌黄色、緯紅色)地紋白五条袈裟(無地に限る)	准上座3等以上	
襷色地葉萌黄八葉牡丹紋五条袈裟(無金に限る)	准上座3等以上	
葉桜色(経萌黄色、緯紅色)地緑金紋五条袈裟(無地に限る)	准上座2等以上	
正銀色地紋白五条袈裟	准上座2等以上	
葉桜色(経萌黄色、緯紅色)地平金白入交紋五条袈裟(無地に限る)	准上座1等以上	
正銀色地葉萌黄八葉牡丹紋五条袈裟(無金に限る)	准上座1等以上	
紅葉皮色地鍔金輪無唐草雲牡丹白浮紋(二)暈袈裟俱威儀	上座4等	本山から贈与されたものに限る
正銀色地平金白入交紋五条袈裟(無地に限る)	上座4等	
木賊色地正銀色蔭小葵雲牡丹紋白暈袈裟俱威儀	上座3等	
正銀色地燃金紋五条袈裟(無地に限る)	上座3等	
紫地八藤紋白五条袈裟	上座3等	
暈袈裟俱威儀	上座3等	
萌黄色地八藤紋白五条袈裟	上座2等	浅黄緯白黄大紋後
長春色地燃金紋五条袈裟	上座2等	
小紋五条袈裟(無地に限る)	上座1等	黄菊色衣体後
紫地八藤平金紋五条袈裟	上座1等	小紋五条袈裟後
萌黄色地八藤平金紋五条袈裟	上座1等	紫地八藤平金紋五条袈裟後
金入小紋五条袈裟	上座1等	萌黄色地八藤平金紋五条袈裟後
薄海松色地鍔金藤襷雲牡丹平金紋暈袈裟俱威儀	上座1等	金入小紋五条袈裟後
麴塵色地鍔金蔭小葵八藤紋白輪袈裟	上座1等	薄海松緯白黄大紋差貫後
麴塵色地鍔金蔭小葵八藤金白入交紋輪袈裟	上座1等	麴塵色地鍔金蔭小葵八藤紋白輪袈裟後
柳色袍裳、裳附及び直綴	本座8等以上	
濃桑色袍裳、裳附及び直綴	本座7等以上	
栴荼色袍裳、裳附及び直綴	本座6等以上	
薄木蘭色袍裳、裳附及び直綴	本座5等以上	
裏山吹色袍裳、裳附及び直綴	本座4等以上	
薄丁子色袍裳、裳附及び直綴	本座2等以上	
縮緬衣	准上座4等以上	
薄草皮色(経薄栗皮色、緯白色)裳附及び直綴	准上座3等以上	
若楓色(経薄栗皮色、緯萌黄色)裳附及び直綴	准上座2等以上	
襷紅葉色(経薄栗皮色、緯襷色)裳附及び直綴	准上座1等以上	
桜木色(経栗皮色、緯黄色)裳附及び直綴	上座4等以上	
裏紅葉色(経苔菊色、緯正銀色)裳附及び直綴	上座4等以上	桜木色衣体後
紋縮緬衣	上座4等以上	縮緬衣後
葉桜色(経萌黄色、緯紅色)裳附及び直綴	上座3等以上	
苔菊色袍裳、裳附及び直綴	上座3等以上	葉桜色衣体後
浅黄緯白黄大紋差貫	上座3等以上	暈袈裟俱威儀後
紅松皮色(経栗皮色、緯紅色)裳附及び直綴	上座2等以上	
白臙小道服	上座2等以上	萌黄色地八藤紋白五条袈裟後
薄海松大紋差貫	上座2等以上	浅黄緯白黄大紋差貫後
黄菊色(経黄色、緯青色)裳附及び直綴	上座1等	白臙小道服及び薄海松大紋差貫後
薄海松色臙小道服	上座1等	薄海松色地鍔金藤襷雲牡丹平金紋暈袈裟俱威儀後
薄海松緯白黄大紋差貫	上座1等	薄海松臙小道服後

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

別表第11号 教師衣体 附 教師徽章

教師	衣体	五条袈裟及び輪袈裟			教師徽章	
		地 色	文 様	紋	地 色	紋
入 位	萌 黄	白 捻 襷	白 茶 入 交			
満 位	同	同	茶 色			
法 師 位	同	同	藤 色			
権 律 師	紫 緯 白	同	青 白 入 交			
律 師	同	同	青 色			
権 僧 都	同	金 捻 襷	萌 黄 色 白 入 交			
僧 都	同	同	萌 黄 色			
権 大 僧 都	同	同	樺 白 入 交	袈裟に同じ	白 色 四 稜 藤 色	
大 僧 都	同	同	樺 色	同	樺 色 四 稜 藤 色	
権 僧 正	芳 丹	金 唐 井 筒	躑 躅 白 入 交	同	金 四 稜 藤 色	
僧 正	花 葉	同	躑 躅 色	同	同	
権 大 僧 正	紅 木 蘭	無	金 白 入 交	同	同	
大 僧 正	雪 の 下	無	金	同	同	

附規 権僧正以上にして、現教師補任後10年以上を経た者は、同様式暈袈裟俱威儀を依用することができる。

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

別表第12号 学階衣体

学階	袈裟	五条袈裟及び輪袈裟			制限その他
		地 色	文 様	紋	
講 師	青朽葉色	鍔金松垣	洗 朱 色 葉 牡 丹	白紋を入ることができる	
同安居本講を命ぜられた後	青袈裟俱威儀			無地に限る	
嗣 講	青朽葉色	鍔金松垣	白 色 葉 牡 丹		
擬 講	落 葉 色	金 松 垣	同		
学 師	古代紫色	同	同		

附規 准教師と称することのできる者は、学師に準じて依用することができる。

別表第13号 役職衣体 附 標章

役職 衣体	内局	附規第1項各号に掲げる者及び式務員を除く宗務役員	事務見習	式務員			式事
				定衆	堂衆	参衆	
袈裟	五条	朱紋色略八藤紋		黄木蘭色地葉萌黄八葉牡丹紋青袈裟無地俱威儀			黄木蘭色地葉萌黄八葉牡丹紋青袈裟無地俱威儀
	疊	燃金白入交紋	平金白入交紋	萌黄色地白藤略八藤紋			平金白入交紋
		深縹色地桜鼠色紗綾形平金略八藤紋俱威儀	深縹色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋俱威儀	深縹色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋俱威儀			
輪			鉄色地濃茶散雲略八藤紋				
衣	袍袈			濃鼠色			
	裳附	裏桔梗色		鍵錆色	土器茶色	薄鼠色	実茶色
	色直綴						
差貫	浅黄縹白黄大紋	古代紫縹白黄大紋			紫大紋	浅黄色	
標章							
制限							

役職 衣体	宗務顧問	董理院董理	宗議会		
			議長	副議長	議員
袈裟			薄縹茶重色地花八藤紋		
			燃金白入交紋		平金白入交紋
	白茶色地金松皮亀甲燃金花八藤紋俱威儀	鶯茶色地錆金菱蜀紅燃金花八藤紋俱威儀	薄縹茶色地錆金蔭藤捺燃金花八藤紋俱威儀	薄縹茶色地錆金蔭藤捺燃金花八藤紋俱威儀	薄縹茶色地錆金蔭藤捺燃金花八藤紋俱威儀
輪					
衣	袍袈	錆藍海松色			
	裳附				
	色直綴				
差貫			金地花八藤紋(赤茶色ピロード台付)		
標章					
制限					

役職 衣体	別院				
	輪番	副輪番	列座	会計・書記	
袈裟	五条	濃梶子色地金蔭略八藤紋	濃梶子色地白蔭略八藤紋	萌黄色地白花五環紋(緯白を禁ず)	
	疊	麴塵色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋俱威儀			
	輪				
衣	袍袈	花田色	薄花田色	薄緑色	
	裳附			土器茶色	
	色直綴			薄緑色	
差貫					
標章					
制限			土器茶色裳附は別に許可を受けその依用は所属別院に限る		

役職 衣体	親鸞仏教センターの所長、主任研究員及び研究員、学校法人真宗大谷学園及び大谷専修学院の教職員(囃託を除く)、大谷学場長、指定学校の理事長及び学校長	教学研究所の所長、所員、研究員及び助手	開教使補開教使特派開教使	教区駐在教導教区青少年指導主任沖繩準開教区駐在教導
袈裟	鉄色地同色唐井筒白葉牡丹紋白威儀		紅躑躅色地金茶蔭略八藤菱地模様六葉牡丹紋(二)疊袈裟俱威儀	平金白入交紋
				平金白入交紋
輪		濃茶色同色唐井筒白葉牡丹紋		
衣	袍袈			
	裳附	裏桔梗色		裏桔梗色
	色直綴			
差貫		古代紫縹白黄大紋		古代紫縹白黄大紋
標章				
制限				

役職 衣体	中央修練道場指導同指導補	輔導使	査察委員	組	
				組長	副組長
袈裟	五条				
	疊	薄葉皮色地同色檜垣白葉牡丹紋白威儀	鉄色地同色藤摺白葉牡丹紋白威儀		
	輪			黒紫色地桜鼠色紗綾形平金蔭略八藤紋ニツ付	黒紫色地桜鼠色紗綾形平金蔭略八藤紋ニツ付
衣	袍袈				
	裳附				
	色直綴				
差貫					
標章			紺青色地銀略八藤紋中央査子紺青色		
制限					

役職 衣体	教区会議員	教務員奨励主事奨励員	准堂衆准堂衆補	案僧同見習
袈裟	藍色地濃金茶蔭藤捺平金花八藤紋(二)疊袈裟俱威儀	枯海松色同色紗綾形白蔭略八藤紋白威儀	空色地同色紗綾形白唐花紋ニツ付	濃茶色同色唐草白唐花紋ただし取締は緑金
				薄緑色
輪				
衣	袍袈			
	裳附			
	色直綴			
差貫			浅黄色	水色
標章				
制限			真宗本廟に限る	真宗本廟に限る

附 規

- 1 深縹色地桜鼠色紗綾形金茶略八藤紋疊袈裟俱威儀の依用許可者は、条例で宗務役員と定められた役職にある者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

- (1) 宗務総長及び参務
  - (2) 教区駐在教導、教区青少年指導主任及び沖繩準開教区駐在教導
  - (3) 親鸞弘教センター所長、同主任研究員及び同研究員
  - (4) 大谷専修学院の教職員
  - (5) 教学研究所長、同所員、同研究員及び同助手
  - (6) 事務見習
- 2 畳袷の紋数を指定しないものは、2個とし、威儀紐の上部に付ける。
- 3 依用につき例規のある衣体は、それに従う。
- 4 条例で宗務役員と定められた役職にある者（ただし、式務員及び事務見習を除く）の袷及び色直縁は、真宗本廟における依用については裏桔梗色を原則とし、別院その他については、これに加えて白色又は宗務役員対配法要座次に基づく相当衣体も依用することができる。
- 5 条例で宗務役員と定められた役職にある者（ただし、式務員及び事務見習を除く）の差貫は、宗務役員対配法要座次に基づく相当衣体も依用することができる。

別表第13号の2

功章

等級	地色	紋	袷装
特殊大功章	雪下	燃金菱八藤 数41附	五条袷装及 畳袷装俱威儀
特殊功章	花山吹	燃金菱八藤 数41附	五条袷装及 畳袷装俱威儀
第1功章	麴塵	燃金白入交菱八藤 数41附	五条袷装及 畳袷装俱威儀
第2功章	羽重	燃金白入交菱八藤 数41附	五条袷装及 畳袷装俱威儀
第3功章	紅葉重	平金白入交菱八藤 数41附	五条袷装及 畳袷装白威儀
第4功章	錆青海松	平金白入交菱八藤 数41附	五条袷装及 畳袷装白威儀
第5功章	薄藤	縁金 数41附	五条袷装及 畳袷装白威儀
第6功章	鶺鴒	縁金白菱八藤 列一ツ抜数21附	五条袷装及 畳袷装白威儀
第7功章	紫	縁金白菱八藤 列二ツ抜数15附	五条袷装及 畳袷装白威儀
第8功章	深浅黄	白菱八藤 列二ツ抜数15附	五条袷装及 畳袷装白威儀

旌賞

等級	地色	地紋	紋	袷装
特殊大旌賞	緋	金雲立箴	八藤紋白数15附乱入混 大きさ3.5cm	畳袷装俱威儀
特殊旌賞	紅木蘭	金雲立箴	雲牡丹紋白縁金数15附乱入混 大きさ3.5cm	畳袷装俱威儀
1等旌賞	樺	金雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混 大きさ4.8cm	畳袷装俱威儀
2等旌賞	栗皮	金雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混 大きさ4.8cm	畳袷装白威儀
3等旌賞	柳茶	金陰散雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混 大きさ4.8cm	畳袷装白威儀
4等旌賞	葉菊	白茶散雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混 大きさ4.8cm	畳袷装白威儀
5等旌賞	鶺鴒茶	鶺鴒茶散雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混 大きさ4.8cm	畳袷装白威儀
6等旌賞	銀鼠	銀鼠色散雲菱	鶴丸紋白縁金数13附乱入混 大きさ4.8cm	畳袷装白威儀
7等旌賞	白茶	白茶色散雲菱	鶴丸紋白数13附乱入混 大きさ4.8cm	畳袷装白威儀
8等旌賞	花田	花田色散雲菱	鶴丸紋白数13附乱入混 大きさ4.8cm	畳袷装白威儀

別表第14号 許可なくして依用できない紋

1	菊花紋章
2	抱牡丹紋、八藤紋及びこれらに類似する紋
3	役職衣体につけた紋
4	功章、旌賞及び栄章の紋並びに奨功衣体につけた紋
5	枝牡丹紋、雲牡丹紋、蟹牡丹紋、八葉牡丹紋、大谷牡丹紋、乱牡丹紋、落牡丹紋
6	六藤紋、六藤崩紋
7	唐花纹、五環紋、相統講紋
8	その他別に定められたもの

別表第15号 記念衣体

(袷装)

衣体	事由	制限	制定期日
六葉牡丹紋五条袷装	蓮如上人四百五十回御遠忌法要出仕僧侶へ記念として許可される	許可を受けた者に限る	1948年 12月16日
薄花橘色地鶴丸紋白五条袷装	蓮如上人四百五十回御遠忌に際し、特に功績のあった寺院住職に許可される	同	1949年 3月19日
薄花桜色地鶴丸紋白五条袷装			
裏桔梗色地鶴丸紋白五条袷装			
藤色地鶴丸紋白五条袷装	相統講創設70周年記念として許可される	同	1955年 11月10日
青山吹色相統講紋輪袷装及び畳袷装			
白地海松色散小葵平金陰陽大谷牡丹紋五条袷装	宗祖聖人七百回御遠忌に際し、功績ある者に許可される	同	1956年 11月1日
白地海松色散小葵金茶陰陽大谷牡丹紋五条袷装			
白茶色藤禪大谷牡丹紋輪袷装及び畳袷装	宗祖聖人七百回御遠忌志を進納した僧侶に許可される	同	1957年 1月1日
蘇芳色地御遠忌記念牡丹紋白五条袷装	宗祖聖人七百回御遠忌及び宗門護持のため功績ある者に御遠忌記念として許可される	同	1961年 12月11日
媚茶色地古代白茶小葵七宝七弁牡丹紋白畳袷装俱威儀	住職在任50年の者、身一代本山から贈与されたものに限り、住職在任50年記念として許可される	住職在任50年の者、身一代本山から贈与されたものに限り、	1969年 2月15日
錆濃縹色地金茶蔭小葵六葉八弁牡丹白浮紋(二)畳袷装俱威儀	親鸞聖人御誕生八百・立教開宗七百五十年記念として許可される	許可を受けた者に限る 本山から交付されたものに限り、	1970年 12月5日
白地正銀色六葉八弁牡丹紋五条袷装	同	許可を受けた者に限る	1970年 12月28日
紫蘇重色地六葉八弁牡丹紋白五条袷装			
裏薔露色地六葉八弁牡丹紋白五条袷装			
錆濃縹色地金茶蔭小葵六葉八弁牡丹白浮紋(二)輪袷装	同	許可を受けた者に限る 本山から交付されたものに限り、	1971年 7月1日
濃茜色地錆金蔭小葵六葉八弁牡丹白小紋輪袷装	同	同	1972年 7月1日
濃茜色地錆金蔭小葵六葉八弁牡丹白小紋畳袷装白威儀			
濃茜色地錆金蔭小葵六葉八弁牡丹白小紋畳袷装俱威儀			
茶木蘭色地六葉八弁牡丹紋白五条袷装	同	許可を受けた者に限る	

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

紅葉皮色地燃金蔭牡丹菱大谷牡丹白紋(二)量袈裟俱威儀	宗門護持に関し、連続30ヵ年経常費御依頼額を完納した寺院・教会に対して許可される	許可を受けた寺院に僧籍を有する20歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	1979年 7月1日
鳩羽茶色地平金有職鳳凰牡丹唐草五環梅白浮紋(二)量袈裟俱威儀	相続講創設百年・真宗本廟両堂再建90年記念として許可される	同	1984年 12月26日
海松藍色地退紅色蔭菊菱大割蔭牡丹白紋(二)輪袈裟	首都圏教化施設設置記念として許可される	同	1986年 10月21日
錆海松藍色地燃金蔭牡丹菱大谷牡丹白紋(二)量袈裟俱威儀	宗門護持に関し、連続40ヵ年経常費御依頼額を完納した寺院・教会に対して許可される	同	1989年 7月1日
藍海松色地蓮華蔭唐草五環白紋(二)量袈裟俱威儀	彰如上人五十回忌・緯如上人六百回忌法要記念として許可される	同	1992年 2月1日
薄絹茶色地金茶色小葵七宝花八藤白紋(二)量袈裟俱威儀	宗議会議員永年勤続の者へ記念として許可される	別に定める基準を満たした者に限る 身一代本山から交付されたものに限る	1994年 4月1日
真朱色地黄蔭藤菱御遠忌記念牡丹白紋(二)量袈裟俱威儀	蓮如上人五百回御遠忌記念として許可される	許可を受けた寺院に僧籍を有する20歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	1995年 3月25日
真朱色地御遠忌記念牡丹紋白五条袈裟			
真朱色地御遠忌記念牡丹燃金紋五条袈裟			
真朱色地中錆平金蔭蓮華唐草御遠忌記念牡丹白浮小紋量袈裟俱威儀	同	同	1996年 11月1日
紅葉重色地燃金蔭牡丹菱大谷牡丹平金紋(二)量袈裟俱威儀	宗門護持に関し、連続50ヵ年経常費御依頼額を完納した寺院・教会に対して許可される	同	2000年 7月3日
白茶色地燃金蔭牡丹菱御遠忌記念牡丹白紋(二)量袈裟俱威儀	宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌・真宗本廟両堂等御修復記念として許可される	同	2004年 1月28日
緞子地御遠忌記念牡丹紋唐草文墨袈裟	同	許可を受けた者に限る	2006年 2月1日
織色堅地御遠忌記念牡丹紋唐草文青袈裟白威儀			
織色堅地御遠忌記念牡丹紋唐草文青袈裟俱威儀			
鳩羽茶色地錆燃金流水六葉八弁牡丹白浮紋(二)量袈裟俱威儀	宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年記念として許可される	許可を受けた寺院に僧籍を有する20歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	2019年 7月1日
鳩羽茶色地陰陽六葉八弁牡丹紋白五条袈裟	同	許可を受けた寺院に僧籍を有する20歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る	2021年 3月1日
白地花田色六葉八弁牡丹陰紋五条袈裟	宗門護持に功績ある寺院・教会に対し、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年記念として許可される	許可を受けた寺院に僧籍を有する20歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	
紅色地六葉八弁牡丹紋白五条袈裟	宗門護持に功績ある寺院・教会に対し、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年記念として許可される	許可を受けた寺院に僧籍を有する20歳以上の寺族であって准本座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	
紅色地六葉八弁牡丹平金白入交紋五条袈裟		許可を受けた寺院に僧籍を有する20歳以上の寺族であって准上座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	
紅色地六葉八弁牡丹平金紋五条袈裟		許可を受けた寺院に僧籍を有する20歳以上の寺族であって准上座以上の者に限る 本山から交付されたものに限る	

(衣)

衣 体	事 由	制 限	制定期日
同色有文色裳附直綴 (但し白及び経緯別色のもの並びに離紋を除く)	宗祖聖人七百回御遠忌に関し、功績のある者に許可される	許可を受けた者に限る	1956年 11月1日
同色紋紗色直綴 (但し白及び経緯別色のもの並びに離紋を除く)			
墨染色飛紋丸竜四籠紗綾地直綴			
同色有文唐草御遠忌記念牡丹紋紗地直綴	宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌・真宗本廟両堂等御修復記念として許可される	同	2006年 2月1日
精好地葉裏色裳附			
精好地蓼藍蘇芳色裳附			
精好地深紅蘇芳色裳附			
精好地紅葉皮色裳附	宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年記念として許可される	同	2021年 3月1日
同色有文地陰散雲六葉八弁牡丹紋裳附色直綴 (但し白及び経緯別色のもの並びに離紋を除く。正絹緞子地に限る。紋径は、7cmとする。)			

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

様式第1 (出仕願)

年 月 日

## 出 仕 願

宗務総長殿

教区 組 寺・教会

氏名

前・住 職  
前・教会主管者  
衆 徒

Ⓜ

下記により出仕いたしたくお願いします。

記

1 法 要  
 月 日 連夜・晨朝・日中  
 月 日 連夜・晨朝・日中  
 月 日 連夜・晨朝・日中

2 法要座次 ( 座 等)      6 法 衣 (出仕の際依用のもの)

3 教 師 ( )      ◇袈 裟 ( )

4 功 章 ( 功章)      ◇ 衣 ( )

5 施 賞 ( 施賞)      ◇ 袴 ( )

(本人確認欄・レ点)  
 学校法人の教職員を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職のある者

年 月 日

## 出 仕 証 明

上記により、 座出仕したことを証明する。

本廟部長

係印

受付第 号			教務所経由第 号		
年	月	日受付	年	月	日受付
部長	担当者	担当者	所長	担当者	担当者
			寺院・教会番号 - -		

(第十二編) 法属法衣条例施行条規





## ～第13編 門徒～

### 門徒条例

（1991年6月29日条例公示第22号）

改正 ①1997年6月13日条例公示6

②2000年6月27日条例公示12

③2005年6月28日条例公示11

④2021年6月30日条例公示1

（定義）

**第1条** 本派に帰依し、寺院又は教会に所属して教法を聞信する者であつて、門徒名簿に登録された者を本派の門徒という。

（任務等）

**第2条** 門徒は、帰向の誠を表わすため帰敬式を受けるものとし、真宗本廟に帰敬し、聞法に心がけ、宗門及び寺院、教会の護持興隆に努めなければならない。

2 帰敬式を受けた者には、法名を授ける。

（門徒名簿）

**第3条** 門徒は、その属する寺院又は教会の門徒名簿にこれを登録することを要する。

（所属移転）

**第4条** 門徒が他の寺院の門徒になろうとするときは、双方の寺院住職の承認及び双方の寺院の総代の同意を得なければならない。

（名簿の削除）

**第5条** 門徒であつて次の各号のいずれかに該当するときは、住職又は教会主管者は総代の同意を得て、これを名簿から除くことができる。ただし、別院については、輪番が常議員会の同意を得て、これを行うものとする。

- (1) 教義について異説を主張し改めないとき。
- (2) 住職又は教会主管者の職務を故意に妨げたとき。
- (3) 門徒の責務を果さないとき。
- (4) 寺院又は教会の秩序をみだしたとき。

2 前項について異議の申立のあった場合において、宗務総長は、審査の上不当を認めるときはその処置を取消することができる。

（総代の選定）

**第6条** 門徒は、その責務を完うし衆望の帰するものに就いて総代を選定しなければならない。

（総代の任期）

**第7条** 総代の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

（総代届）

**第8条** 住職又は教会主管者は、総代の就任、退任及び死亡を遅滞なく教務所長を経て宗務総長に届け出なければならない。

（総代の欠格）

**第9条** 宗教法人法に定める役員の欠格に関する規定は、総代にも準用してこれを適用する。

（別院の特例）

**第10条** 第6条から前条の総代に関する規定は、別院条例第50条の2の規定に基づき総代を置く別院について適用し、この場合、第8条に規定する「住職又は教会主管者」は、「輪番」と読み替えるものとする。

（礼遇）

**第11条** 門徒であつて功労のある者には、別に定めるところにより礼遇を与えることができる。

附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、従前の規定による帰敬式及びその法名並びに門徒名簿は、それぞれこの条例によるものとみなす。
- 3 1991年6月30日現在、就任していた総代は、この条例により選定されたものとみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。
- 4 1991年6月30日現在、従前の規定による礼遇は、この条例による礼遇とみなす。

附 則（1997年6月13日条例公示第6号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2000年6月27日条例公示第12号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2005年6月28日条例公示第11号）抄  
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第1号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

# 門徒資格条規

(1991年6月29日達令公示第39号)

(趣旨)

**第1条** この達令は、宗門護持上功勞のある門徒に贈与する門徒資格について必要な事項を定める。

(有資格者)

**第2条** 門徒資格を贈与された者を、有資格者という。

(種別)

**第3条** 門徒資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 特別大総講頭
  - (2) 特別大総講頭格
  - (3) 大総講頭
  - (4) 大総講頭格
  - (5) 准大総講頭
  - (6) 准大総講頭格
  - (7) 総講頭
  - (8) 総講頭格
  - (9) 准総講頭
  - (10) 准総講頭格
  - (11) 講頭
  - (12) 講頭格
  - (13) 准講頭
  - (14) 准講頭格
  - (15) 商量員
  - (16) 商量員格
- (礼遇)

**第4条** 有資格者は、別に定めるところにより、礼遇を受ける。

(装束及び肩衣)

**第5条** 有資格者の装束及び肩衣は、別表のとおりとする。

(資格の贈与)

**第6条** 門徒資格の贈与については、別に定めるところによる。

## 附 則

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、贈与されていた門徒資格は、この達令により贈与された門徒資格とみなす。

## 別表

資格	特別大総講頭	特別大総講頭格	大総講頭	大総講頭格
種別	狩衣	狩衣	狩衣	狩衣
地色	紅梅色 (経紅、緯紫)	躑躅重色 (経白、緯蘇芳)	比蘇久色 (経含菊、緯紫)	青紅葉色 (経萌黄、緯黄)
紋色	紫六藤崩	蘇芳六藤崩	紫六藤崩	黄六藤崩
装束				
袖括小色	紫	紫	紫	紫
烏帽子諸色	紫	紫	紫	紫
差貫	水浅黄	水浅黄	水浅黄	水浅黄
持物	中啓	中啓	中啓	中啓
肩衣				
地色	紅梅色	躑躅重色	比蘇久色	青紅葉色
紋	燃金八藤	燃金八藤	燃金八藤	燃金八藤

資格	准大総講頭	准大総講頭格	総講頭	総講頭格
種別	狩衣	狩衣	狩衣	狩衣
地色	裏桔梗色 (経花田、緯白)	葉裏色 (経白茶、緯萌黄)	紅葉重色 (経紅、緯萌黄)	紅葉重色 (経紅、緯萌黄)
紋色	白六藤崩	白六藤崩	萌黄六藤崩	萌黄六藤崩
装束				
袖括小色	紫	紫	紫	白
烏帽子諸色	紫	紫	紫	紫
差貫	水浅黄	水浅黄	水浅黄	水浅黄
持物	中啓	中啓	中啓	中啓
肩衣				
地色	裏桔梗色	葉裏色	実桑色	紅葉桜色
紋	燃金八藤	燃金八藤	白抱牡丹	白抱牡丹

資格	准講頭	准講頭格	講頭	講頭格
種別	狩衣	狩衣	狩衣	狩衣
地色	檀紅葉色 (経栗皮、緯檀)	檀紅葉色 (経栗皮、緯檀)	海松色	海松色
紋色	檀六藤崩	檀六藤崩		
装束				
袖括小色	紫	白	紫	白
烏帽子諸色	紫	紫	紫	紫
差貫	水浅黄	水浅黄	水浅黄	水浅黄
持物	中啓	中啓	中啓	中啓
肩衣				
地色	檀紅葉色	青楓色	杜散花色	葉桜色
紋	白抱牡丹	白抱牡丹	白六藤	白六藤

資格	准講頭	准講頭格	商量員	商量員格
種別	狩衣	布衣	布衣	布衣
地色	青朽葉色	青朽葉色	薄青色	薄青色
紋色				
装束				
袖括小色	紫	白	紫	白
烏帽子諸色	紫	紙燃	紙燃	紙燃
差貫	水浅黄	水浅黄	水浅黄	水浅黄
持物	中啓	中啓	中啓	中啓
肩衣				
地色	薄栗皮色	樺色	濃桑色	薄丁子色
紋	白六藤	白六藤	白落牡丹	白落牡丹

(第十三編) 門徒資格条規

(第十三編) 門徒資格条規

## 役職者の略肩衣等に関する規程

（1996年11月1日達令公示第12号）

- 改正**
- ① 1999年 6月25日達令公示8
  - ② 2002年 6月28日達令公示15
  - ③ 2003年 6月28日達令公示8
  - ④ 2004年 6月28日達令公示18
  - ⑤ 2007年 4月 1日達令公示2
  - ⑥ 2007年10月18日達令公示9
  - ⑦ 2008年 6月27日達令公示9
  - ⑧ 2009年 6月29日達令公示16
  - ⑨ 2010年 6月29日達令公示11
  - ⑩ 2011年 7月 1日達令公示8
  - ⑪ 2012年 6月29日達令公示18
  - ⑫ 2013年 6月28日達令公示10
  - ⑬ 2015年 6月26日達令公示9
  - ⑭ 2017年 6月28日達令公示10
  - ⑮ 2018年 6月25日達令公示1

（目的）

**第1条** この達令は、本派の門徒がこの達令に定める役職に就任した場合、当該役職の職務執行上依用する略肩衣及び徽章その他必要な事項について定める。

（参議会議員の略肩衣及び徽章）

**第2条** 参議会議員の略肩衣及び徽章は、次のとおりとする。

（1）略肩衣 薄媚茶色地錆金蔭藤捻襷拵拵金花八藤紋（三）薄栗皮色丸紐（二）（ただし、議長及び副議長は、薄栗皮色金三本入蛭丸紐とする。）

（2）徽章 金地花八藤紋（千歳緑色ピロード台付）  
（教区門徒会員の略肩衣）

**第3条** 教区門徒会員の略肩衣は、次のとおりとする。

（1）藍色地濃金茶蔭藤捻襷拵拵平金花八藤紋（三）深松葉色紐（四）

（僧籍を有しない宗務役員 of 略肩衣）

**第4条** 僧籍を有しない宗務役員 of 略肩衣は、次のとおりとする。

（1）海松藍色地金茶略八藤紋（二）木賊色丸紐（二）  
（略肩衣等の返却）

**第5条** 当該役職を退任した者は、略肩衣及び徽章を返却するものとする。

**附則**

- 1 この規程は、1996年11月21日から施行する。
- 2 参議会議員略肩衣及び徽章制定の件（1982年達令公示第6号）は、廃止する。

3 宗務役員 of 依用略肩衣に関する内達（1996年内達第3号）は、廃止する。

**附則**（1999年6月25日達令公示第8号）抄  
この達令は、1999年7月1日から施行する。

**附則**（2002年6月28日達令公示第15号）  
この達令は、2002年7月1日から施行する。

**附則**（2003年6月28日達令公示第8号）  
この達令は、2003年7月1日から施行する。

**附則**（2004年6月28日達令公示第18号）  
この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附則**（2007年4月1日達令公示第2号）  
この達令は、公示の日から施行する。

**附則**（2007年10月18日達令公示第9号）  
この達令は、公示の日から施行する。

**附則**（2008年6月27日達令公示第9号）  
この達令は、2008年7月1日から施行する。

**附則**（2009年6月29日達令公示第16号）  
この達令は、2009年7月1日から施行する。

**附則**（2010年6月29日達令公示第11号）  
この達令は、2010年7月1日から施行する。

**附則**（2011年7月1日達令公示第8号）  
この達令は、公示の日から施行する。

**附則**（2012年6月29日達令公示第18号）  
この達令は、2012年7月1日から施行する。

**附則**（2013年6月28日達令公示第10号）  
この達令は、2013年7月1日から施行する。

**附則**（2015年6月26日達令公示第9号）抄  
この達令は、2015年7月1日から施行する。

**附則**（2017年6月28日達令公示第10号）  
この達令は、2017年7月1日から施行する。

**附則**（2018年6月25日達令公示第1号）抄  
この達令は、2018年7月1日から施行する。

第十三編 役職者の略肩衣等に関する規程

第十三編 役職者の略肩衣等に関する規程



## ～第14編 学事～

### 教育条例

（1991年6月29日条例公示第23号）

改正 ①2001年6月29日条例公示10

②2004年6月28日条例公示12

③2015年6月26日条例公示10

④2018年6月25日条例公示3

⑤2021年6月30日条例公示8

（趣旨）

第1条 この条例は、学事施設について定める。

（教育の本旨）

第2条 本派の教育は、すべて人格形成の根本を真宗の精神による道心の開発におき、この基礎の上に、内外諸般の学芸をほどこし、もって有為の人材を育成することを本旨とする。

（学事施設）

第3条 教育の振興をはかるため、これに必要な学事施設を設ける。

第4条 学事施設とは、本派又は学校法人真宗大谷学園が経営する学校並びに安居、学院、学場その他の教育及び研究施設をいう。

2 前項に定める以外の学校であって、学事施設に準ずるものと認めるときは、これを指定学校とすることができる。

（大谷大学）

第5条 大谷大学は、建学の精神に則り、人格の陶冶をはかるとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、もって広く世界文化の進展に寄与することを目的とする。

（大学）

第6条 大学は、仏教精神を基底に、広く知識を授け、専門の学芸を講究して、有用な人材を育成することを目的とする。

2 大学には、法律の定めにより大学院その他の機関を設けることができる。

（高等学校）

第7条 高等学校は、仏教について正しい理解に導くとともに、高等普通教育並びに仏教課程その他の課程による専門教育をほどこし、もって有為な社会人を育成することを目的とする。

（中学校）

第8条 中学校は、必要な情操教育と中等普通教育をほどこし、もって良き社会人たるの基礎をつくることを目的とする。

（小学校）

第9条 小学校は、心身の成長に応じて、必要な情操教育と初等普通教育をほどこし、もってその資質を展開させることを目的とする。

（幼稚園）

第10条 幼稚園は、集団生活をとおして、仏教情操による教育をほどこし、その資質を培うことを目的とする。

2 本派の幼児教育に資するため、高倉幼稚園を置く。

3 高倉幼稚園に関する事項は、別に定める。

（指定学校）

第11条 指定学校の指定は、宗務総長が行う。

2 本派は、指定学校に助成することができる。

（指定学校の取消及び助成の停止）

第12条 宗務総長は、前条の学校について不相当と認めるときは、その指定を取り消し及び助成を停止することができる。

（指定学校教職員の任免）

第13条 指定学校の教職員の任免は、申請により、宗務総長が行い、身分を準宗務役員とする。

（学園）

第14条 学校は、附設した学校との統一連帯をはかるため、学園を組織することができる。

（真宗大谷学園）

第15条 大谷大学、九州大谷短期大学、大谷高等学校、大谷中学校及び大谷幼稚園は、法律の定により学校法人真宗大谷学園によって経営されるものとし、本派は、その経費を補充する。

2 前項の学校の教職員の任免は、宗務総長が行い、身分を準宗務役員とする。

（大谷専修学院）

第16条 大谷専修学院は、高等学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有すると認める者について、本派の教師たるにふさわしい人材を養成することを目的とし、その修業年限を1年とする。

2 前項に定める大谷専修学院の教職員の任免は、宗務総長が行い、身分を宗務役員とする。

（安居）

第17条 本派の教師に広く仏教教理を研究させるため、安居を開く。

（真宗学院）

第18条 真宗学院は、高等学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有すると認める者について、本派の教師たるに必要な教科を授けることを目的とし、その修業年限を3年とする。ただし、特別な事由により、宗務総長が必要と認められた場合に限り、修業年限を4年とすることができる。

2 真宗学院の開設及び経営は、教区が行う。

3 真宗学院に関する規定は、別に定める。

(大谷学場)

**第19条** 教育の振興をはかるため、教区に大谷学場を置く。

(親鸞仏教センター)

**第20条** 本派の学事及び教育の振興に資するため、親鸞仏教センターを置く。

(学事施設の統理)

**第21条** 学事施設は、宗務総長が統理する。

(職員の任命)

**第22条** 学事施設の教職員は、上申により、宗務総長が任命又は委嘱することができる。

(報告の義務)

**第23条** 学事施設の長は、毎年度のはじめに、前年度の業務報告を宗務総長に提出しなければならない。

(達令等への委任)

**第24条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置していた学事施設は、この条例により設置した学事施設とみなす。

3 1991年6月30日現在、指定学校の指定を受けていた学校は、この条例により指定を受けた指定学校とみなす。

4 1991年6月30日現在、学校法人真宗大谷学園が経営する学校の教職員、指定学校の教職員及び学事施設の教職員であった者は、この条例による学校法人真宗大谷学園が経営する学校の教職員、指定学校の教職員及び学事施設の教職員とみなす。

**附 則** (2001年6月29日条例公示第10号)

この条例は、2001年7月1日から施行する。

**附 則** (2004年6月28日条例公示第12号)

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (2015年6月26日条例公示第10号) 抄

この条例は、2015年7月1日から施行する。

ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

**附 則** (2018年6月25日条例公示第3号) 抄

この条例は、2018年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日条例公示第8号)

この条例は、公示の日から施行する。

## 安居条例

（1990年6月29日条例公示第3号）

改正 ①1993年2月25日条例公示4

②2003年6月28日条例公示7

（条例の目的）

**第1条** この条例は、安居について必要な事項を定めることを目的とする。

（安居の本旨）

**第2条** 安居は、本派が行う学事を中心道場であって、広く真宗教学と仏教教理について論述及び攻究を行い、もって教学の振興と自信教人信の誠を尽くす教師を育成することをその本旨とする。

（開設）

**第3条** 安居は、毎年1回京都において開設する。  
（開設の決定及び告示）

**第4条** 安居の開設は、宗務総長が定め、必要な事項を告示する。

（開講式及び満講式）

**第5条** 安居開設の初日に開講式を、最終日に満講式を行う。

2 開講式及び満講式は、真宗本廟において行う。  
（講本及び講者）

**第6条** 安居は、講本及び講者を定めて行う。

2 前項の講本及び講者は、宗務総長が定める。  
（本講及び次講）

**第7条** 安居は、本講及び次講とする。

2 本講の講者は、講師又は嗣講がこれに当たり、真宗学を講ずる。

3 次講の講者は、嗣講又は擬講がこれに当たり、真宗学又は仏教学を講ずる。

4 本講の講者及び次講の講者は、宗務総長の承認を得て、講本について講題を定めなければならない。

（都講）

**第8条** 本講の攻究について、本講の講者を補佐するものを都講という。

2 都講は、擬講又は学師の中から、宗務総長が任命する。

（科外講座）

**第9条** 安居に、科外講座として特別講義を設けることができる。

2 特別講義は、学識を有する者について、宗務総長が委嘱する。

（聴講）

**第10条** 安居の聴講は、教師について、教育部長が許可する。ただし、教育部長は、特に必要

と認めるときは、大谷大学大学院又は同朋大学大学院に在学する者であって、当該大学の申請に係るものについて、特別に聴講を許可することができる。

2 教育部長は、必要と認めるときは、教師を指名して安居の聴講を命ずることができる。

3 聴講の手續その他必要な事項は、別に定める。  
（聴衆）

**第11条** 前条により、安居を聴講する者を聴衆と称し、次の2部に分ける。

（1）第1部聴衆 学階を有する者で前条第1項本文により聴講を許可された者及び前条第2項により聴講を命ぜられた者

（2）第2部聴衆 前条第1項により聴講を許可された教師

2 前条第1項ただし書により、特別に聴講を許可された者は、特別聴衆として第1部聴衆に加わるものとする。

3 聴衆は、安居の全期間にわたって出席することを要する。

（攻究）

**第12条** 本講の攻究は、第1部聴衆については本講の講者が、第2部聴衆については本講の講者及び都講が、それぞれ指導する。

2 次講の攻究は、第1部聴衆、第2部聴衆とも次講の講者が指導する。

（聴講試問及び聴講証）

**第13条** 安居に聴講試問を設け、本講及び次講の講者がそれぞれ試問する。

2 聴衆は、聴講試問に合格したときは、聴講証を授与されるものとする。

（准進業及び進業）

**第14条** 学階を有する者及び第10条第1項ただし書により聴講する者を除き、前条に定める聴講証を5回授与された者は、准進業の称号を、聴講証の授与が8回に達した者は、進業の称号を、それぞれ許可されるものとする。

（学階の請求）

**第15条** 進業の称号を許可された者は、論文を提出して学階を請求することができる。

（傍聴）

**第16条** 教育部長は、教師以外の者に安居の傍聴を許可することができる。

2 前項により傍聴を許可された者は、第2部聴衆の攻究を傍聴することができる。

（秋安居の開催）

**第17条** 教務所長は、宗務総長の許可を得て、安居終了後教区において秋安居を開催することができる。

2 秋安居に関する事項は、別に定める。  
(安居事務局)

**第18条** 安居に関する事務を行うため、安居事務局（以下「事務局」という。）を置き、教育部が事務局の業務を行う。

2 事務局に関する事項は、別に定める。  
(達令への委任)

**第19条** この条例施行に関する必要な事項は、達令でこれを定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、1990年7月1日から施行する。
- 2 安居条例（1969年条例第175号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に定められている講本及び講者は、この条例による講本及び講者とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に進業及び准進業である者は、それぞれこの条例による進業及び准進業とみなす。
- 5 この条例施行の際、現に授与されている聴講証は、この条例による聴講証とみなす。

**附 則**（1993年2月25日条例公示第4号）  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（2003年6月28日条例公示第7号）  
この条例は、2003年7月1日から施行する。

## 安居条例施行条規

（1990年6月29日達令公示第4号）

(趣旨)

**第1条** この達令は、安居条例（1990年条例公示第3号。以下「条例」という。）第19条により、安居の実施について必要な事項を定める。

(安居開設の期間)

**第2条** 安居開設の期間は、開講式から満講式までとする。

(安居開設の決定及び告示)

**第3条** 宗務総長は、安居開設の期日、期間及び場所を定め、その他必要な事項とともに、開設の期日から6ヵ月前までにこれを告示するものとする。

(講本及び講者の決定)

**第4条** 宗務総長は、毎年安居満講式の当日までに、次の安居の講本及び講者を定め、これを告示しなければならない。

2 宗務総長は、必要と認めるときは、講本の選定及び講者の任命について、予め董理院の意見を聞くことができる。

(講本及び講題)

**第5条** 本講の講本及び講題は、真宗学又は真宗に関する諸学について定めるものとする。

2 次講の講本及び講題は、真宗学又は仏教学若しくは仏教に関する諸学について定めるものとする。

3 本講及び次講の講者は、講題を定めたときは、それぞれ講題について講録を作成するものとする。

(都講の任命)

**第6条** 条例第8条による都講は2人とし、宗務総長は、都講の任命について、予め本講の講者の意見を聞くものとする。

(科外講座の設置)

**第7条** 条例第9条による科外講座は、ひとつの安居につき1講座とする。

2 教育部長は、科外講座を設置しようとするときは、予め講者及び都講に日程その他必要な事項を諮らなければならない。

(聴講願及び許可証)

**第8条** 条例第10条第1項により、聴講の許可を受けようとする者は、別に定める安居聴講願を教育部長に提出しなければならない。

2 教育部長は、前項の聴講願を受理したとき及び条例第10条第2項による指名をしたときは、別に定める許可証を発行するものとする。

(聴衆のつとめ)



**第9条** 聴衆は、安居の本旨に則り、講者及び都講の指導のもとに研鑽につとめるとともに、定められた規律を保持しなければならない。

- 2 特別の事由により、安居を欠席する者は、予め事由を具して都講に届け出なければならない。
- 3 出席不良その他著しく規律を乱す者があるときは、教育部長は、宗務総長に報告して、その者の聴講の許可又は指名を取り消すことができる。
- 4 前項により、許可又は指名を取り消された者は、聴講試問を受けることができない。

(聴講試問)

**第10条** 講者は、聴講試問を行い、合格又は不合格を判定する。

- 2 試問の方法その他必要な事項は、講者が定める。  
(進業名簿及び准進業名簿)

**第11条** 教育部に進業名簿及び准進業名簿を備え、教育部長は、条例第14条に該当する者を登録する。

(傍聴許可証)

**第12条** 教育部長は、条例第16条により傍聴を許可したときは、別に定める傍聴許可証を交付する。

- 2 第9条第1項及び第3項の規定は、傍聴を許可された者に準用する。

(秋安居)

**第13条** 教務所長は、条例第17条第1項により秋安居を開催しようとするときは、担当講者の派遣について宗務総長の許可を得なければならない。

(安居事務局)

**第14条** 安居事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- (1) 事務部長
- (2) 主幹 1人
- (3) 幹事 若干人
- (4) 掛 若干人

- 2 事務部長は、教育部長がこれに当たり、事務局を掌理する。
- 3 主幹は、教育部長の上申により、教師の中から宗務総長が委嘱した者又は教育部の宗務役員の中から宗務総長が命じた者をこれに充て、事務局の事務を整理する。
- 4 幹事は、教育部長の上申により、宗務総長が命じた者をこれに充て、事務局の事務を処理する。
- 5 掛は、教育部の宗務役員をこれに充て、事務局の事務に従事する。
- 6 必要により、事務局に嘱託を置くことができる。

**附 則**

- 1 この達令は、1990年7月1日から施行する。

- 2 この達令施行の際、現に教育部が管理している進業及び准進業名簿は、この達令による進業及び准進業名簿とみなす。

## 親鸞仏教センター条例

（2001年6月29日条例公示第11号）

改正 ①2005年6月28日条例公示7

②2018年6月25日条例公示3

（設置）

**第1条** 教育条例（1991年条例公示第23号）

第20条の規定に基づき、東京都に親鸞仏教センター（以下「センター」という。）を設置する。

（目的）

**第2条** センターは、学術分野における研究、対話及び交流並びに情報の収集及び発信により、時代社会の諸課題を把握し、親鸞仏教の精神を現代に公開することを目的とする。

（業務）

**第3条** 前条の目的を達成するため、センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）現代社会における人間の諸課題の探究に関する事項
  - （2）有識者との対話及び交流に関する事項
  - （3）情報の収集、分析及び発信に関する事項
  - （4）学術研究及び教育諸機関との交流に関する事項
  - （5）広報及び出版に関する事項
  - （6）その他必要な事項
- （他の施設及び機関との連携）

**第4条** センターは、本派の他の学事施設及び研究機関との連携を密にして、その業務に当たらなければならない。

（所長）

**第5条** センターに所長を置き、教育部長の上申により、宗務総長がこれを任命する。

2 所長は、センターを代表し、センターに勤務する研究職員及び宗務役員を指揮監督して、センターの業務を総理する。

3 所長は、宗務役員とする。

（研究職員）

**第6条** センターの業務を行うため、センターに次の各号に掲げる研究職員を置き、教育部長の上申により、宗務総長がこれを任命し、又は委嘱する。

- （1）主任研究員 若干人
- （2）研究員 若干人
- （3）嘱託研究員 若干人
- （4）客員研究員 若干人

2 研究職員は、所長の指揮を受けて、センターの業務を分担する。

3 主任研究員及び研究員は、宗務役員とする。

4 主任研究員及び研究員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 嘱託研究員及び客員研究員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（センター会議）

**第7条** センターの業務の推進に資するため、センターにセンター会議を置き、センター委員若干人で構成する。

2 前項のセンター委員は、教育部長の上申により、学識経験のある者及び宗務に経験のある者の中から、宗務総長がこれを委嘱し、又は命ずる。

3 センター委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務職員）

**第8条** センターの事務を行うため、センターに次の各号に掲げる宗務役員を置く。

- （1）事務長
- （2）主事又は主事補 若干人
- （3）書記又は書記補 若干人

2 事務長は、所長の指揮を受けて、センターのすべての事務を掌理する。

3 主事又は主事補は、上司の命を受けて事務を処理する。

4 書記又は書記補は、上司の命を受けて事務に従事する。

5 第1項の宗務役員の任用は、宗務職制の定に準ずる。

6 必要により、センターに嘱託を置き、宗務総長がこれを任命する。

7 前項の嘱託は、常勤に限り宗務役員とする。

（センターの管理及び運営）

**第9条** センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この条例は、2001年7月1日から施行する。

附 則（2005年6月28日条例公示第7号）

この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄

この条例は、2018年7月1日から施行する。

# 指定学校規程

（1991年6月29日達令公示第40号）

（趣旨）

**第1条** この達令は、教育条例（1991年条例公示第23号）第4条第2項による指定学校について必要な事項を定める。

（手続）

**第2条** 指定学校となろうとするときは、設立者は次の事項を記載した書類を具して教育部長を経て宗務総長に願い出なければならない。

- （1）名称
- （2）位置
- （3）学校法人規則及び学則
- （4）学生又は生徒の定員数及び現在数
- （5）編制及び設備に関する事項
- （6）校地及び校舎の見取図
- （7）経営の方法、予算及び前年度の歳計の状況
- （8）設立の沿革及び設立者の履歴
- （9）学校長の履歴
- （10）教職員の氏名及び資格
- （11）教職員の任免を本派が行う場合は、その種類
- （12）その他必要な事項

（助成）

**第3条** 指定学校には、次に掲げる助成を行うことができる。

- （1）宗教的教養の育成に関する助成
- （2）施設に対する助成
- （3）その他必要な事項

（褒賞及び表彰）

**第4条** 指定学校の教職員、学生又は生徒には、学校長の申請により、褒賞及び表彰を行うことができる。

（報告の要求）

**第5条** 教育部長は、必要と認めるときは、指定学校長に次の事項について報告を求めることができる。

- （1）訓育に関する事項
- （2）教職員の氏名、資格、担任学科及び俸給額
- （3）学生又は生徒の現在数及び学年間の異動数
- （4）学校の設備に関する事項
- （5）卒業生名簿
- （6）その年度の収支予算書及び前年度決算書
- （7）宗教教育に関する教科書及び資料
- （8）その他必要な事項

（教職員の異動の報告）

**第6条** 指定学校長は、教職員の異動があったときは、その都度教育部長に報告しなければならない。

ない。なお、新任者は履歴書を添付しなければならない。

**附 則**

この達令は、1991年7月1日から施行する。

## 学階条例

(1991年6月29日条例公示第24号)

- 改正 ①1994年6月15日条例公示3  
②2003年6月28日条例公示8  
③2005年6月28日条例公示8  
④2013年6月28日条例公示11  
⑤2019年6月27日条例公示9  
⑥2021年6月30日条例公示9

(学階の授与)

**第1条** 学階は、この条例の定めるところにより学事上資格のある教師に、宗務総長がこれを授ける。

(学階の等級及び称号)

**第2条** 学階の等級及び称号は、次のとおりとする。

- (1) 講師
- (2) 副講
- (3) 擬講
- (4) 学師

(講師)

**第3条** 講師は、副講であって、学徳特に優れたものについて、学階銓衡会に諮ってこれを授ける。

(副講)

**第4条** 副講は、擬講であって、次の各号のいずれかに該当する者について、学階銓衡会の審査を経てこれを授ける。

- (1) 真宗学又は仏教学に関する論文を提出した者
  - (2) 真宗学又は仏教学に関する刊行著述のある者
- (擬講)

**第5条** 擬講は、学師を授与されてから2年以上の者であって、真宗学又は仏教学に関する論文の提出により、学階銓衡会の審査を経た者について、これを授ける。

2 宗門に功績があり、真宗学若しくは仏教学又はその他の学問において学識優秀な者であって、教育部長が推薦した者は、前項の規定にかかわらず、刊行著述による学階銓衡会の審査を経て、擬講を授けることができる。

(学師)

**第6条** 学師は、次の各号のいずれかに該当する者について、学階銓衡会の審査を経てこれを授ける。ただし、第1号から第3号までのいずれかに該当する者は、当該大学の論文審査をもって、学階銓衡会の審査を経たものとみなす。

- (1) 大谷大学文学部又は同朋大学文学部若しくは同社会福祉学部を卒業した者であって、別に定める所定の単位を取得した者
- (2) 大谷大学大学院修士課程又は博士課程を

修了した者であって、別に定める所定の単位を取得した者

(3) 同朋大学大学院人間学研究科博士前期課程又は博士後期課程を修了した者であって、別に定める所定の単位を取得した者

(4) 第1号と同等以上の学力があると認められるもので、論文の審査に合格した者

2 前項第2号及び第3号の大学院を修了した者であって、当該大学の学長の推薦を受けた者の論文審査は、前項に定める論文審査とみなすことができる。

(学階の請求)

**第7条** 教師は、この条例に定めるところにより、学階を請求することができる。

(学階の追贈)

**第8条** 既に死亡した者であって、学事上功績顕著であった者は、学階銓衡会の議を経て、学階を追贈することができる。

(学階銓衡会)

**第9条** 学階を銓衡するために、学階銓衡会を置く。(達令への委任)

**第10条** 学階銓衡会に関する事項その他この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

### 附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、学階を授与されていた者は、この条例により授与されたものとみなす。
- 3 1991年6月30日現在、従前の規定により准学師を称することのできた者は、この条例施行後も、これを称することができる。
- 4 1967年4月以前に大谷大学文学部又は大谷大学大学院修士課程に入学した者は、なお従前のとおりとする。
- 5 1968年4月以降に大谷大学文学部又は大谷大学大学院修士課程に入学した者で、従前の規定によりすでに学師の称号を授与された者を除き、第6条第1号又は第2号に該当する者は、この条例により学師の称号を授与する。
- 6 1977年4月以前に同朋大学文学部に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 7 1991年6月30日現在、従前の規定により設置していた学階銓衡会は、この条例により設置したものとみなす。

附 則 (1994年6月15日条例公示第3号)

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 1994年3月31日以前に同朋大学に入学

している者は、なお従前の規定を適用する。

**附 則**（2003年6月28日条例公示第8号）

この条例は、2003年7月1日から施行する。

**附 則**（2005年6月28日条例公示第8号）

この条例は、2005年7月1日から施行する。

**附 則**（2013年6月28日条例公示第11号）

1 この条例は、公示の日から施行し、2013年3月22日から適用する。

2 同朋大学文学部仏教文化学科を卒業した者は、なお従前の例による。

**附 則**（2019年6月27日条例公示第9号）

1 この条例は、2019年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に学階を授与されていた者は、この条例により授与されたものとみなす。

**附 則**（2021年6月30日条例公示第9号）

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 同朋大学大学院文学研究科博士前期課程又は博士後期課程を修了した者は、なお従前の例による。

# 学階条例施行条規

(1982年4月21日達令公示第5号)

- 改正 ①1991年 6月29日達令公示41  
 ②1993年 4月30日達令公示3  
 ③2003年 6月28日達令公示9  
 ④2005年 6月28日達令公示9  
 ⑤2006年 5月29日達令公示5  
 ⑥2008年 6月27日達令公示10  
 ⑦2020年 1月 9日達令公示1  
 ⑧2020年11月12日達令公示14

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この達令は、学階銓衡会の組織及び運営並びに学階銓衡の手續に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この達令において、「条例」とは学階条例(1991年条例公示第24号)をいい、「論文」とは、条例第4条第1号、同第5条第1項及び同第6条第4号に定める論文をいう。

## 第2章 学階銓衡会

(構成)

**第3条** 学階銓衡会は、銓衡する学階により、講師銓衡会、副講師銓衡会、擬講師銓衡会及び学師銓衡会で構成する。

(会長)

**第4条** 学階銓衡会に会長を置き、講師の中から宗務総長が任命する。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、補充による会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長は、学階銓衡会を代表し、会務を掌理し、及び前条の各銓衡会の座長となる。

4 会長に事故あるときは、予め会長が宗務総長の同意を得て指名した講師が、臨時にその職務を代理する。

(委員)

**第5条** 第3条の各銓衡会に委員を置き、それぞれ次の各号に該当する者について、宗務総長がこれを任命する。この場合、1人で2以上の委員を兼任することができる。

(1) 講師銓衡会委員 講師若干人

(2) 副講師銓衡会委員 講師及び副講師の中から10人

(3) 擬講師銓衡会委員 講師、副講師及び擬講師の中から10人以上20人以内

(4) 学師銓衡会委員 副講師及び擬講師の中から10人以上20人以内

2 前項の委員は、当該銓衡会が銓衡を終わるまで、その任にあるものとする。

(審査員)

**第6条** 講師銓衡会を除く各銓衡会に論文(条例第4条第2号に規定する著述を含む。以下同じ。)を審査するため、論文ごとに3人の審査員を置き、当該銓衡会の委員の中から会長が選任する。この場合、1人で2以上の審査員を兼ねることができる。

2 前項の審査員の任期は、当該銓衡会の委員の任期による。

(招集)

**第7条** 各銓衡会の招集は、会長が、それぞれ毎年1回宗務所にこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

(審査)

**第8条** 審査員は、担当する論文について審査し、その結果を会長に報告しなければならない。ただし、学師論文の審査については、口述試問を必要とする。

2 前項の審査の評価は、可及び不可とする。

3 論文審査は、当該銓衡会の招集前に、これを行うことができる。

(銓衡表決)

**第9条** 会長は、前条第1項の報告を受けたときは、当該銓衡会において、銓衡表決を行うものとする。

2 前項の銓衡表決は、委員の3分の2以上が出席した銓衡会において、出席委員の3分の2以上の多数で決する。

(講師銓衡会に関する特例)

**第10条** 講師銓衡会は、委員の半数以上の出席によってこれを開き、銓衡の決定は、出席委員の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

(報告)

**第11条** 会長は、各銓衡会の銓衡の結果を宗務総長に報告しなければならない。

(宗務役員部の会への出席)

**第12条** 宗務総長、宗務職制第3条第2項により教育部を分担管理する参務及び教育部長は、何時でも銓衡会に出席して発言することができる。ただし、表決には加わらない。

(事務)

**第13条** 学階銓衡会の事務は、教育部がこれを行う。

## 第3章 論文

(提出)

**第14条** 論文を提出しようとする者は、論文4

部、別に定める学階銓衡願及び履歴書に、学事冥加金を添えて、毎年2月1日から同月末日までの間に教育部を経て、会長に提出しなければならない。

(論文)

**第15条** 前条の論文は、請求する学階により次の各号のとおりとする。

- (1) 副講請求論文 字数は無制限とし、副論文の添付を妨げない。
- (2) 擬講請求論文 5万字以上10万字以内とし、副論文の添付を妨げない。
- (3) 学師請求論文 2万字以上5万字以内とする。

#### 第4章 補則

(授与)

**第16条** 学階の授与は、証状の交付をもって行い、学階名簿及び僧籍簿に記載する。

(解釈規定)

**第17条** 条例第6条第1号から第3号までに定める所定の単位は、教師条例施行条規第13条に規定する当該大学の所定の単位をいう。

(真宗教学学会)

**第18条** 学階の授与を受けた者の交流を図り、もって真宗教学の振興と立教開宗の精神を顕揚することに資するため、真宗教学学会(以下「学会」という。)を設置する。

- 2 学会は、擬講以上の者すべてを会員とし、その他必要に応じて会員を定める。
- 3 学会の事務は、教育部がこれを行う。
- 4 前3項の他、学会に関する必要な事項は、宗務総長の承認を得て別に定める。

#### 附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令によりはじめて任命された会長の任期は、その任命の日にかかわらず、1983年1月31日に終わるものとする。
- 3 この達令施行の際、現に従前の規定により提出された論文は、この達令により提出された論文とみなす。
- 4 学階銓衡会規程(1949年告達第4号)は、この達令施行の日から廃止する。

**附 則** (1991年6月29日達令公示第41号)  
この達令は、1991年7月1日から施行する。

**附 則** (1993年4月30日達令公示第3号)  
この達令は、1993年5月1日から施行する。

**附 則** (2003年6月28日達令公示第9号)  
この達令は、2003年7月1日から施行する。

**附 則** (2005年6月28日達令公示第9号)  
この達令は、2005年7月1日から施行する。

**附 則** (2006年5月29日達令公示第5号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2008年6月27日達令公示第10号)  
この達令は、2008年7月1日から施行する。

**附 則** (2020年1月9日達令公示第1号) 抄  
この達令は、2020年4月1日から施行する。

**附 則** (2020年11月12日達令公示第14号)  
この達令は、公示の日から施行する。

## 研修条例

（1988年6月25日条例公示第6号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、本派が行う研修について定める。

（研修の本旨）

**第2条** 本派の研修は、宗憲第87条及び教化基本条例（1985年条例公示第4号。以下同じ。）第8条に則り、真宗の教法を聞信し、情操を養い、信念を確立し、僧侶、寺族及び門徒たるに必要な行儀を習得せしめ、もって同朋社会の実現に寄与する人材を育成することを本旨とする。

（住職修習）

**第3条** 住職修習は、普通寺院の住職及び教会の教会主管者の任命に際して行う研修をいい、住職・教会主管者たるに必要な事項について修習せしめるものとし、真宗本廟において行う。

2 住職修習に関する必要な事項は、別に定める。（教師修練）

**第4条** 教師修練は、教師の初補を受けようとする者に対して行う研修をいい、教師の本分と宗門荷負の責務を自覚せしめるために必要な修練を行うものとし、真宗本廟において行う。

2 教師修練は、修練道場を開設して実施する。

3 教師修練及び修練道場に関する必要な事項は、別に定める。

（得度研修）

**第5条** 得度研修は、得度式を受けようとする者に対して行う研修をいい、僧侶たるに必要な行儀を習得せしめるため、教区又は開教区若しくは組において行う。

（僧侶の研修）

**第6条** 僧侶の研修は、住職・教会主管者、教師及び僧侶が本分をつくし、その使命を全うするために必要な研修を行う。

（寺族の研修）

**第7条** 寺族の研修は、坊守及び寺院・教会の子弟に対し、情操を養い、必要な行儀を習得せしめる。

（門徒の研修）

**第8条** 門徒の研修は、対象に応じて、情操を養い、必要な行儀を習得せしめる。

2 真宗同朋会を推進するため、門徒について特に必要な研修を行う。

（各種研修）

**第9条** 各種研修は、特定の任務に従事する者に対し、対象及び任務に応じて、知識、技能その

他必要な事項を習得せしめる。

（研修計画）

**第10条** 内局は、教化基本条例第7条の規定により、毎年度研修計画を定め、これを告示する。

2 教務所長及び組長は、教化委員会の議を経て毎年度の研修計画を定めるものとする。

（研修施設）

**第11条** 本派は、研修のための施設を設置する。（研修に関する連携の保持）

**第12条** 教区及び組並びにその他の団体は、研修計画の策定及び研修の実施に関し、本派が定める基本方針に基づき、つねに相互の連携と協力態勢の確立をはかり、一体として研修の実を挙げるようつとめなければならない。

附 則

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 研修条例（昭和1967年条例第157号）は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に定めている研修計画及び現に実施しているそれぞれの研修は、それぞれこの条例によるものとみなす。



## 研修条例施行条規

（1988年6月25日達令公示第8号）

- 改正 ①1993年6月21日達令公示6  
②1996年3月6日達令公示5  
③1997年6月13日達令公示10  
④1998年12月1日達令公示9  
⑤2000年6月27日達令公示6  
⑥2004年6月28日達令公示19  
⑦2005年6月28日達令公示10  
⑧2010年6月29日達令公示12  
⑨2017年6月28日達令公示11  
⑩2018年6月25日達令公示14  
⑪2022年5月25日達令公示1

（定義）

**第1条** この達令において「条例」とは、研修条例（1988年条例公示第6号）をいう。

（住職修習）

**第2条** 住職修習（以下「修習」という。）は、住職・教会主管者任命申請書（以下「申請書」という。）を受理された者について行う。

2 前項の申請書を受理したときは、修習に必要な事項を記載した通知書を発行するものとする。（修習の期間及び期日）

**第3条** 修習の期間は、3日とし、その期日は次のとおりとする。

- （1）2月、4月、5月、6月、8月、9月、10月  
26日から28日まで  
（2）12月 11日から13日まで

2 宗務総長は、前項の期日を変更しようとするときは、その都度、少なくとも期日の2ヵ月前に告示するものとする。

（帯同総代）

**第4条** 修習には、当該寺院・教会の総代1人を帯同しなければならない。ただし、特別の事情により、総代を帯同することができないときは、当該寺院・教会に所属する門徒を帯同することができる。

（修習の要項）

**第5条** 修習は、次に定める要項により行う。

- （1）講義  
（2）声明作法  
（3）宗教法人に関する事務  
（4）清掃奉仕  
（5）前各号のほか必要な事項

（教師修練の受講資格）

**第6条** 教師修練（以下「修練」という。）は、教師の初補を受けようとする僧侶であって、教

師検定に合格した者について行う。

（修練の期間）

**第7条** 修練の期間は、14日とし、これを前期修練及び後期修練に分割して行う。

2 前項の前期修練及び後期修練の期間は、それぞれ7日とする。

（無試験検定資格取得予定者の修練）

**第8条** 教師の無試験検定の資格を受けようとする者に対する修練は、前期修練はその在学中又は履修中に、後期修練は無試験検定資格取得予定の日の前3ヵ月以内に、それぞれ行うことができる。

（前期修練と後期修練の関係）

**第9条** 後期修練は、前期修練修了後、3ヵ月以上経た者について行う。

2 後期修練は、前期修練修了後、3年以内に修了しなければならない。

（実施期日及び告示）

**第10条** 修練の実施期日は、宗務総長が定め、少なくとも実施期日の2ヵ月前に告示するものとする。

（出願）

**第11条** 修練を受けようとする者は、所定の願書に履歴書及び別に定める修練冥加金を添えて、研修部長に提出しなければならない。ただし、既に教師の無試験検定資格を有する者は、更に必要単位の取得を証する書類及び卒業又は修了証明書を添付しなければならない。

2 第8条に定める無試験検定資格取得予定者であって、修練を受けようとする者は、前項本文に定める書類のほか、前期修練については在学証明書又は科目等履修生証明書を、後期修練については必要単位の取得見込を証する書類及び卒業又は修了見込証明書を、それぞれ提出しなければならない。

（修練の要項）

**第12条** 修練は、次に定める要項により行う。

- （1）講義及び攻究  
（2）声明作法  
（3）座談  
（4）清掃奉仕  
（5）前各号のほか必要な事項  
（修練受講に関する規定）

**第13条** 修練の受講に関し、必要な事項は別に定める。

（修了証）

**第14条** 宗務総長は、前期修練を修了した者には前期修練修了証を、後期修練を修了した者には修練修了証を、それぞれ交付する。

(修練道場)

**第15条** 修練道場(以下「道場」という。)は、宗務総長が統理する。

(道場長)

**第16条** 道場に、道場長を置く。

- 2 道場長は、本派の教師の中から研修部長の上申により、任期を定めて宗務総長が任命する。
- 3 道場長は、道場を担当する職員を指揮して修練の実施をつかさどる。
- 4 道場長に事故あるときは、あらかじめ道場長が指名した指導又は指導補が臨時にその職務を代行する。

(道場の職員)

**第17条** 道場に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 指導 若干人
- (2) 指導補 若干人
- (3) 幹事 1人
- (4) 書記 若干人

2 指導及び指導補は、本派の教師の中から研修部長の上申により、道場開設の都度、宗務総長が任命し、又は命ずる。

3 幹事及び書記は、研修部の宗務役員の中から、研修部長が命ずる。

(職務)

**第18条** 指導及び指導補は、道場長の命を受けて修練の指導を行う。

2 幹事は、道場の事務を処理し、書記は、道場の事務に従事する。

(道場規範)

**第19条** 宗務総長は、道場の規律を保持し、行儀を習得せしめるため、道場規範を定める。

2 道場長は、修練を受ける者が著しく道場の規律を乱したときは、研修部を担当する参務に報告して退場を命ずることができる。

(修練の閉講)

**第20条** 道場長は、修練期間中に災害又は感染症の発生等により、修練の継続が不可能であると判断したときは、すみやかに宗務総長に報告しなければならない。

2 宗務総長は、前項の報告を受けたときは、道場長に対し修練の閉講を命ずることができる。

(修練の閉講による再受講)

**第21条** 前条により修練を閉講した場合、それまでの受講日数・受講時間にかかわらず、受講者は改めて7日間の修練を再受講しなければならない。ただし、日程の3分の2以上の履修が認められる場合は、道場長の判断により、課題を付したレポートの提出等をもって修了とすることができる。

(修了期限の延長)

**第22条** 宗務総長は、第20条により閉講した修練を受講していた者に限り、第9条第2項にかかわらず、期限を定めて修了期限を延長することができる。

(推進員教習)

**第23条** 真宗同朋会を推進するため、条例第8条第2項により、門徒について推進員教習を行う。

2 推進員教習は、前期教習及び後期教習に分け、前期教習は、教務所長の認定により、教区、組、地域又は職域において行い、後期教習は、真宗本廟において行う。

(推進員教習の科目及び時間)

**第24条** 推進員教習の科目及び時間は、次のとおりとする。

(1) 前期教習

真宗教義	4時間
同朋会の趣旨	1時間
勤行と給仕式	2時間
清掃奉仕	1時間
座談	2時間
同朋会推進に関する協議	2時間

(2) 後期教習

真宗教義	4時間
教団史	2時間
勤行と給仕式	2時間
清掃奉仕	1時間
座談	2時間
同朋会推進に関する協議	2時間

(前期教習と後期教習の関係)

**第25条** 後期教習は、前期教習を修了した者について行う。

2 後期教習を受けようとする者は、教務所長を経て、あらかじめ研修部長に願い出なければならない。

(推進員教習の修了)

**第26条** 前期教習を修了した者には教務所長が、後期教習を修了した者には研修部長が、同朋手帳にそれぞれ修了を証明する。

2 教務所長が必要と認めるときは、前期教習を修了した者に対して、前期教習修了証を交付することができる。

(研修計画)

**第27条** 条例第10条第1項に定める研修計画には、研修の名称、期日、場所及び対象その他必要な事項を記載するものとする。

2 教務所長は、条例第10条第2項の規定により、教区の研修計画を定めたときは、宗務総長の認可を得て、前項に準じて管内にこれを告示

するものとする。

**附 則**

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 研修条例施行条規(1967年告達第18号)は、廃止する。
- 3 この達令施行の際、現に前期修練を修了している者は、この達令による前期修練を修了している者とみなす。
- 4 この達令施行の際、現に修練道場の道場長、指導及び指導補である者は、この達令による修練道場の道場長、指導及び指導補とみなし、1988年12月31日までその任にあるものとする。

**附 則**(1993年6月21日達令公示第6号)  
この達令は、1993年7月1日から施行する。

**附 則**(1996年3月6日達令公示第5号)  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**(1997年6月13日達令公示第10号)  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則**(1998年12月1日達令公示第9号)  
この達令は、1999年1月1日から施行する。

**附 則**(2000年6月27日達令公示第6号)  
この達令は、公示の日から施行する。ただし、提出書類に関する規定は、この達令施行日以降に告示する教師修練から適用する。

**附 則**(2004年6月28日達令公示第19号)  
この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附 則**(2005年6月28日達令公示第10号)  
この達令は、2005年7月1日から施行する。

**附 則**(2010年6月29日達令公示第12号)

- 1 この達令は、2010年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により就任していた修練道場参事の任期は、すべて満了したものとみなす。

**附 則**(2017年6月28日達令公示第11号)

- 1 この達令は、2017年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により前期教習又は後期教習を修了している者は、この達令による前期教習又は後期教習を修了している者とみなす。

**附 則**(2018年6月25日達令公示第14号)  
この達令は、2019年1月1日から施行する。

**附 則**(2022年5月25日達令公示第1号)  
この達令は、2022年6月1日から施行する。

# 大谷専修学院学則

〈1991年6月29日達令公示第42号〉

- 改正 ①1995年4月 1日達令公示4  
 ②1999年6月25日達令公示6  
 ③2012年6月29日達令公示19  
 ④2015年6月26日達令公示7

大谷専修学院は、親鸞聖人によって、万人の真宗として開顕せられた仏教、即ち本願念仏の宗義にもとづいて行われる仏教教育の場である。

仏教教育とは、仏の教育的生命のもとに、教師も学生も平等に仏の教を仰ぎ、仏の教に順うところに、自ら行われる仏自身による人間教育を意味する。このような教育のあり方を呼応の教育と呼ぶ。

この呼応の教育が実現されるために必然的に要請されるのが、僧伽としての学習の場である。それは南無阿弥陀仏を本尊として、その本尊のもとに皆同じく兄弟として仏教に学び、文字通り寝食を共にする生活共同体でなければならない。

呼応の教育を原理とし、共同生活を通して行われる教育によって期待されるものは、信(まこと)の人の誕生である。そしてその信の人こそが、能く仏徳讃嘆としての儀式の執行と、教法の宣布とを任務とする真宗大谷派の教師としての責任を果し遂げる者となることができるのである。

上の大谷専修学院設立の精神にもとづいて教育を行うためにこの学則を定める。

## 第1章 総則

(学院の目的)

**第1条** 大谷専修学院(以下「本学院」という。)は、専修念仏の道場として、呼応の教育により、真宗大谷派の教師たるにふさわしい信の人が生まれ出ることを目的とする。

(学寮の設置)

**第2条** 本学院は、学寮を設け自ら僧伽の気風が形成発揚されることを期する。

(事務所)

**第3条** 本学院の事務所は、京都市山科区竹鼻サイカシ町13番地に置く。

(修業年限)

**第4条** 本学院の修業年限は1年とする。ただし、更に修学を望む者のために別科を置くことができる。

## 第2章 授業学科目

(授業学科目)

**第5条** 本学院の授業学科目は、次のとおりとする。各年度の具体的な教育課程については、職

員会議において決定するものとする。

- (1) 真宗学  
 三経概説  
 七祖概説  
 真宗教義概説  
 真宗聖教講読  
 真宗史
- (2) 仏教学  
 仏教概説  
 印度仏教史  
 中国仏教史  
 日本仏教史
- (3) 教化学  
 (4) 声明作法  
 (5) 差別問題  
 (6) 法規  
 (7) 教養(宗教学・哲学・社会学・音楽・華道・茶道・書道等)

2 職員会議は、第12条第1項に定める教職員によって構成する。

## 第3章 学寮

(学寮)

**第6条** 学寮は、全寮制とする。

(学寮生活の目的)

**第7条** 学寮での生活は、各自の求道的精神にもとづいて、人間としての自立と連帯の同時実現を目的とする。

(運営)

**第8条** 学寮の運営については、別に定める。

## 第4章 学期及び休業

(学年)

**第9条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第10条** 学期は、次の3期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで。

第2学期 9月1日から12月31日まで。

第3学期 1月1日から3月31日まで。

(休業日)

**第11条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 祝日

(3) 釈尊降誕日

(4) 立教開宗記念日

(5) 宗祖正忌日

(6) 夏期休業 7月16日から8月31日まで。

(7) 冬期休業 12月25日から1月7日まで。

## 第5章 職制

(教職員)

**第12条** 本学院に、次の教職員を置く。

- (1) 学院長 1人
- (2) 指導主事 1人
- (3) 指導 若干人
- (4) 指導補 若干人
- (5) 助手 若干人
- (6) 書記 若干人

2 学院長は、教育部長の上申により宗務総長が任命する。

3 指導主事は、指導の中から、学院長の上申により宗務総長が任命する。

4 指導、指導補、助手及び書記は、学院長の上申により宗務総長が任命する。

(職務)

**第13条** 学院長は、本学院を代表し、事務を掌理する。

2 学院長は、指導を兼ねる。

3 指導主事は、学院長を補佐し、学生を教授、指導し、学院の事務を処理する。

4 指導は、学生を教授し、指導する。

5 指導補は、指導を補佐する。

6 助手は、指導及び指導補の職務を助ける。

7 書記は、上司の命を受けて事務に従事する。

8 学院長は、教育部長の承認を得て、指導補の中から調理業務指導者2人を指名し、本学院の調理に必要な業務運営の指導に従事させるものとする。

(講師及び嘱託)

**第14条** 学院長は、必要と認めるときは、教育部長の承認を得て、講師、嘱託を委嘱することができる。

**第6章** 定員、入学、休学及び退学

(定員)

**第15条** 本学の学生定員は、75人とする。

(入学の時期)

**第16条** 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

**第17条** 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者
- (3) 高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験等)

**第18条** 入学志願者には、入学試験及び身体検査を行う。

2 入学試験は、筆記及び口述とする。

3 入学試験の期日その他必要な事項は、毎年こ

れを告示する。

(提出書類)

**第19条** 入学の許可を得た者は、別に定める書式によって保証人2人の連署の誓約書及び戸籍抄本を提出しなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、1人は京都市内に居住する者でなければならない。

(保証人の変更)

**第20条** 保証人に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(欠席の届出)

**第21条** 学生は、病気又は事故によって欠席するときは、事由を具して必ず届け出なければならない。ただし、病気のため欠席7日以上に及ぶときは、診断書を添えなければならない。

(休学)

**第22条** 病気その他止むを得ない事故によって2ヵ月以上修学することのできない者は、その事由を具し保証人連署のうえ、1学期間休学を願い出ることができる。

(退学)

**第23条** 退学しようとする者は、その理由を記し保証人連署のうえ、願い出なければならない。(除籍)

**第24条** 正当な事由がなく1ヵ月以上欠席した者、成業の見込のない者及び規定された納金の義務を怠った者は、学籍を除く。

**第7章** 別科生及び聴講生

(別科生)

**第25条** 本学院を卒業した者又は教師を有する者は、別科生として在学を許可することができる。

2 別科生の在学期間は、1年とする。

3 別科生は、別に定める入学金及び授業料を納付しなければならない。

(聴講生)

**第26条** 本学院の授業学科目について、聴講を志望する者があるときは、選考のうえ、聴講生としてこれを許可することができる。

2 聴講生は、別に定める聴講料を納付しなければならない。

**第8章** 入学金及び授業料

(入学金)

**第27条** 入学を許可された者は、別に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料)

**第28条** 学生は、授業料を納付しなければならない。その金額及び納付期限は、別に定める。

**第9章** 試験、成績及び卒業

(試験)

**第29条** 試験は、各学期末に科目ごとに筆記又は口述によって行う。

(試験の成績)

**第30条** 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

(学期の成績)

**第31条** 学期の成績は、試験の評点に平常の成績を参酌して定める。

(学年の成績)

**第32条** 学年の成績は、各学期の成績の平均によって定める。

(卒業)

**第33条** 卒業は、学年の成績、志操品行及び出席状況によって決定する。

(卒業証書)

**第34条** 卒業者には、卒業証書を授与する。

#### 第10章 賞罰

(褒賞)

**第35条** 学生として他の模範となる者については、これを褒賞することができる。

(懲戒)

**第36条** 次の各号のいずれかに該当するものは、懲戒する。

- (1) 学則及び諸規程に違反した者
- (2) 学業を怠った者
- (3) 学生としてあるまじき行為をした者

(懲戒の種類)

**第37条** 懲戒は、行為の軽重によって訓戒、停学及び退学とする。

2 訓戒は、学院長が口頭又は文書をもって、誠諭する。

3 停学は、10日以内の期間を定めて、登学を禁ずる。

4 退学は、本学院の学生たるの身分を奪い、学籍を削除する。

#### 附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、定めていた教育課程は、この達令により定めた教育課程とみなす。

3 1991年6月30日現在、講師、嘱託及び学生であった者は、この達令による講師、嘱託及び学生とみなす。

附 則 (1995年4月1日達令公示第4号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (1999年6月25日達令公示第6号)

1 この達令は、1999年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、現に主事兼指導である者は、この達令による指導主事とみなす。

附 則 (2012年6月29日達令公示第19号)

この達令は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2015年6月26日達令公示第7号)

この達令は、2016年4月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

# 真宗学院規程

（1981年7月1日達令公示第6号）

改正 ①2004年6月28日達令公示20

②2012年6月29日達令公示20

**第1条** 教育条例（1991年条例公示第23号）

第18条に定める真宗学院の設置及び運営は、この規程の定めるところによる。

**第2条** 教区は、真宗学院を設置しようとするときは、当該真宗学院規則を添えて、宗務総長の承認を得なければならない。

**第3条** 真宗学院の事務所は、当該教務所内に置く。

**第4条** 真宗学院の修業年限は、3年とする。ただし、特別な事由により、宗務総長が必要と認めた場合に限り、修業年限を4年とすることができる。

**第5条** 真宗学院の学科目及び授業時間数は、次のとおりとする。

真宗学 150時間以上

三経概説

七祖概説

真宗教義

真宗史

仏教学 100時間以上

仏教教義

仏教史

教化学 30時間以上

差別問題 30時間以上

声明作法 50時間以上

法規 10時間以上

2 前項に定めるほか、必要により、特別講義及び補習授業を行うことができる。

3 学院長は、毎学年真宗学院指導会議（以下「指導会議」という。）において、第1項の学科目についてそれぞれの時間数及び担当指導を定めた教育課程を編成しなければならない。

**第6条** 学院長は、毎学年のはじめに前条第3項により編成した教育課程について、宗務総長の承認を得なければならない。

**第7条** 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学院長は、必要に応じ学年を学期にわけることができる。

**第8条** 真宗学院に次の教職員を置く。

学院長 1人

指導主任 1人

指導 若干人

幹事 若干人

会計 1人

**第9条** 学院長は、当該教務所長がこれに当る。

2 指導主任は、指導の中から学院長が任命する。

3 指導は、当該教区の教師の中から宗務総長の承認を得て学院長が任命する。ただし、特別の事由により宗務総長の承認を得たときは、他の教区の教師について任命することができる。

4 幹事は、当該教務所に勤務する宗務役員の中から学院長が命ずる。

5 会計は、当該教務所の主計がこれに当る。

6 第2項及び第3項に定める職員の任期は1年とし、再任を妨げない。

**第10条** 学院長は、真宗学院を代表し、その事務を掌理する。

2 指導主任は、学院長を補佐し、学院長事故あるときは、その職務を代行する。

3 指導は、学院生を教授指導する。

4 幹事は、学院長の命をうけて事務を処理する。

5 会計は、会計事務を処理する。

**第11条** 真宗学院の入学の時期は、毎学年の始めとする。

**第12条** 真宗学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者

**第13条** 学院長は、入学志願者に入学試験を行わなければならない。

2 学院長は、毎年当該真宗学院の入学試験の期日・場所・その他必要な事項を告示しなければならない。

**第14条** 学院長は、各学年末にそれぞれの学科目について、筆記又は口述による試験を行わなければならない。

2 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

**第15条** 卒業の判定及び各学年の修了の判定は、指導会議において決定する。

**第16条** 学院長は、卒業者に卒業証書を授与する。

**第17条** 指導会議は、第8条に定める教職員によって構成し、学院長がこれを主宰する。

**第18条** 教育部長は、真宗学院を監理する。

**第19条** 宗務総長は、真宗学院が教育条例第18条に定める目的に反すると認めたときは、その閉院を命ずることができる。

**第20条** 学院長は、当該真宗学院の運営について諮問するため、真宗学院運営委員会を置くことができる。

附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。ただし、従前の規定による真宗学院であつて、別に定めるところにより宗務総長の承認を得たものについては、1981年4月1日からこれを適用する。
- 2 この達令施行の際、現に前項ただし書による真宗学院に在学している者で別に定める補習授業を履習した者は、この達令による学院生とみなす。

附 則（2004年6月28日達令公示第20号）  
この達令は、2004年7月1日から施行する。

附 則（2012年6月29日達令公示第20号）  
この達令は、2013年4月1日から施行する。



## ～第15編 教化～

### 教化基本条例

（1985年6月20日条例公示第4号）

改正 ①1989年7月 1日条例公示4

②1999年6月25日条例公示9

③2004年6月28日条例公示13

④2005年6月28日条例公示10

⑤2010年6月29日条例公示17

⑥2015年6月26日条例公示10

⑦2016年6月24日条例公示9

⑧2020年6月25日条例公示2

#### 第1章 総則

（この条例の目的）

**第1条** この条例は、本派の教化の体制を確立するため、必要な事項を定めることを目的とする。  
（教化の本旨）

**第2条** 本派の教化は、宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に基づき、自信教人信の実践により同朋社会の顕現につとめることを本旨とする。  
（本廟奉仕）

**第3条** 教化は、本派に属するすべての者が、つねに真宗本廟崇敬の念に基づき、本廟に奉仕して聞法研修することをもってその基本とする。  
（教化の種類及び方法）

**第4条** 教化は、現代社会の課題に対応するとともに、寺院及び教会、家庭、教育施設、社会福祉施設、矯正保護施設並びに医療施設その他の施設において、対象及び環境に即応して行う。  
2 教化は、口演、文書、通信その他視聴覚機器等適切な方法によってこれを行う。

#### 第2章 教化の施策

（教化のつとめ）

**第5条** 僧侶、寺族及び門徒は、その家庭、職域及び地域社会にあつて、つねに教法を聞信し、その自覚を深めるとともに、おのずから教法のひろまるようにつとめなければならない。

2 僧侶、寺族及び門徒は、部落差別問題をはじめとする様々な差別問題に関する正しい認識に基づき、その解決を自らの課題とし、もって同信同朋の実を挙げなければならない。

3 僧侶、寺族及び門徒は、つねに連携を密にし、共同教化の機能を発揮するようつとめなければならない。  
（教化の施策）

**第6条** 本派は、教化の本旨に則り、その推進を図るため、これに必要な教化研修の施策を講じなければならない。

2 教区及び組は、本派の施策に準拠し、地方の特性に即して、必要な教化研修の方途を講ずるようつとめなければならない。

3 前項の教化施策の実施に必要な経費の確保に資するため、内局は、教区に対し教化交付金を交付する。  
（教化研修計画）

**第7条** 内局は、毎年教化研修計画の基本方針を策定し、これを告示するものとする。

2 教区教化委員長及び組教化委員長は、教区及び組の実績と課題に即応する教化研修計画を策定し、必要な方法でこれを告知するものとする。  
（教化研修）

**第8条** 本派は、僧侶、寺族及び門徒に対して、教化研修を行う。

#### 第3章 真宗同朋会

（真宗同朋会）

**第9条** 本派は、立教開宗の精神により、自信教人信の実を挙げ同朋社会の実現を期するため、真宗同朋会（以下「同朋会」という。）を設ける。  
（会員）

**第10条** 僧侶、寺族及び門徒は、すべて同朋会の会員とする。

2 同朋会の趣旨に賛同する者は、何人でも会員になることができる。  
（同朋の会の結成）

**第11条** 僧侶、寺族及び門徒は、寺院及び教会を中心として、同朋の会を結成するようつとめなければならない。

2 本派は、同朋の会を結成するための必要な施策を講ずるものとする。  
（機関紙）

**第12条** 本派は、同朋会の機関紙として、「同朋新聞」を発行する。

#### 第4章 教化の施設及び機関

（真宗本廟奉仕施設）

**第13条** 真宗本廟に奉仕し教法を聞信する道場として、真宗本廟に同朋会館及び研修道場並びに和敬堂を置き、これらを真宗本廟奉仕施設（以下「奉仕施設」という。）と総称する。

**第14条** 奉仕施設は、本派の主たる教化の施設として、真宗本廟の機能が十全に発揮されるよう、次の各号に掲げる目的に沿って使用及び運営されなければならない。

（1）同朋会館は、真宗門徒としての行儀を習得

する道場である。

(2) 研修道場は、本派が定める特定の教育研修を行う道場である。

(3) 和敬堂は、前各号に掲げる両施設の目的を補完する道場である。

**第15条** 奉仕施設の管理、運営及び規律については、別に定める。

**第16条** 削除

(真宗本廟総合案内諸施設)

**第16条の2** 真宗本廟参拝者への教化伝道及び応接に資する総合案内の施設として、参拝接待所並びに真宗本廟視聴覚ホール、ギャラリー、総合案内所及びその他の施設を置く。

2 前項の諸施設の運営及び管理については、別に定める。

(教学研究所)

**第17条** 本派は、教学を研鑽し、教化の推進と人材の育成をはかるため、教学研究所を置く。

**第18条** 削除

(開教)

**第19条** 本派は、広く海外に教法を宣布し、人材を養成し、教化の拠点を拓くため開教を行う。

2 開教及び開教区については、別に定める。

(首都圏の教化)

**第20条** 本派は、首都圏において、教化活動の拡充強化をはかるとともに、首都圏開教の実を挙げるため、必要な施策を推進する。

2 前項の目的を達成するため、これに必要な施設又は機関を設ける。

(寺院活性化支援)

**第20条の2** 本派は、別院並びに寺院及び教会の活性化を支援するため、必要な教化施策を推進する。

2 前項の施策に必要な施設及び機関については、別に定める。

(青少幼年教化)

**第20条の3** 本派は、青少幼年の人間形成に資するため、必要な教化施策を推進する。

2 青少幼年教化は、現代社会における青少幼年に関する諸問題を課題として、青少幼年と共に行われなければならない。

3 青少幼年教化に必要な施設については、別に定める。

(地方教化の施設・機関)

**第21条** 教化の推進をはかるため、地方に、これに必要な施設又は機関を設ける。

2 すべての教区及び組に、教化委員会を設ける。

3 第1項の施設又は機関及び前項の教化委員会の設置については、別に定める。

(別院)

**第22条** 別院は、その地域の特性に即応した教化推進の使命を果たすよう運営されなければならない。

(寺院・教会)

**第23条** 本派に属する寺院及び教会は、僧侶、寺族及び門徒の聞法の道場であるから、つねに同信同朋の実を挙げるようつとめなければならない。

(教導)

**第24条** 特定の任務により教化に従事させる者を教導という。

2 教導については、別に定める。

(学事施設)

**第25条** 本派は、教化の本旨に則り、広く人材の育成をはかり、健全な社会の形成に寄与するため学事施設を設ける。

(真宗教化センター)

**第26条** 第4章に規定する教化の施設及び機関並びに宗務執行機関の有機的な連携を常に確保するため、真宗教化センターを設ける。

2 真宗教化センターを中心とした教化機構の有機的な相互関係を明確にするために必要な事項は、別に定める。

3 真宗教化センターは、真宗本廟に付属する教化の総合施設として、地域社会に対して常に法筵を開き、真宗教義の講座を広く社会に公開し、法話、座談その他適切な方法により教化を行う。

4 真宗教化センターの管理及び運営については、別に定める。

(教化施設の運営)

**第27条** すべて教化の施設は、教化の本旨に則り、施設を十全に活用し、よくその機能を発揮するよう運営されなければならない。

## 第5章 補則

(秩序の保持)

**第28条** 教務所長及び開教監督は、管内に次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その活動を停止し、若しくは宗務総長に具申して、その処分を請求することができる。

(1) 教義について不正若しくは異様の勸説をする者

(2) 本派の秩序を乱す言行をし、又は本派の威信を失う言行のある者

## 附 則

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 教化条例(1966年条例第147号)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に執行している教化研

修の施策は、この条例によるものとみなす。

- 4 この条例施行の際、現に設置されている教化の施設及び機関は、それぞれこの条例により設置されているものとみなす。
- 5 この条例施行の際、現に任命されている教導は、この条例により任命されているものとみなし、その任期のあるものについては、従前任命の期間を通算する。
- 6 研修条例（1967年条例第157号）第5条第2項中「修練道場」を「真宗本廟」に改める。
- 7 開教条例（1953年条例第57号）第2条中「教化条例」を「教化基本条例」に改める。
- 8 青少年教化に関する条例（1965年条例140号）第2条中「真宗同朋会の趣旨にもとづき、」の上に「教化基本条例に規定する」を加える。

附 則（1989年7月1日条例公示第4号）  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（1999年6月25日条例公示第9号）  
この条例は、1999年7月1日から施行する。

附 則（2004年6月28日条例公示第13号）  
この条例は、2004年7月1日から施行する。

附 則（2005年6月28日条例公示第10号）抄

- 1 この条例は、2005年7月1日から施行する。
- 2 2005年6月30日現在、宗務総長の承認を得て施行していた各教区の教区教化委員会規程及び教務所長の承認を得て施行していた各組の組教化委員会規程は、この条例による教区教化委員会規程及び組教化委員会規程とみなす。
- 3 この条例施行の際、現に教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員とみなす。

附 則（2010年6月29日条例公示第17号）抄  
この条例は、2010年7月1日から施行する。

附 則（2015年6月26日条例公示第10号）抄  
この条例は、2015年7月1日から施行する。  
ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則（2016年6月24日条例公示第9号）  
この条例は、公示の日から施行する。ただし、和敬堂に関する規定は、2017年6月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日条例公示第2号）

- 1 この条例は、2020年7月1日から施行する。
- 2 真宗大谷派青少幼年センター条例（2010年条例公示第12号）第1条中「第20条の2」を「第20条の3」に改める。

## 真宗同朋会条例

〈1985年6月20日条例公示第5号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、真宗同朋会(以下「同朋会」という。)について定める。

(同朋会の本旨)

**第2条** 同朋会は、教化基本条例(1985年条例公示第4号)第9条の規定に則り、会員が自らの上に教法を聞き開き、その自覚を生活に生かし、もって健全な社会の形成に寄与することをその本旨とする。

(施策)

**第3条** 同朋会推進のための施策として、研修、機関紙「同朋新聞」その他の教化資料の発行、講師の派遣並びにその他必要な事業を行う。

(会員の責務)

**第4条** すべて会員は、同朋会の本旨に則り、その推進につとめるものとする。

(同朋の会)

**第5条** 同朋の会は、同朋会の本旨に基づき、会員が相共に研鑽し、同朋教団の一員としての自覚を深めることを目的とする。

2 同朋の会は、寺院又は教会によるほか、地域又は職域により結成することができる。

3 同朋の会を結成したときは、別に定めるところにより、宗務総長にこれを届け出なければならない。

(同朋会の事務)

**第6条** 同朋会の事務は、宗務所が行い、地方における事務は、教務所、開教監督部及び組長が、それぞれこれを取り扱う。

(同朋会員志)

**第7条** 会員は、毎年、別に定める同朋会員志を本派に納入するものとする。

附 則

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 真宗同朋会条例(1962年条例第107号)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に実施している同朋会推進に関する事業及びその事務は、それぞれこの条例によるものとみなす。

4 この条例施行の際、現に結成されている同朋の会及びその届出は、それぞれこの条例によるものとみなす。

## 真宗同朋会条例施行条規

〈1991年6月29日達令公示第43号〉

改正 ①1994年 6月28日達令公示10

②1997年 6月13日達令公示11

③1998年12月25日達令公示12

④2004年 6月28日達令公示21

(趣旨)

**第1条** この達令は、真宗同朋会条例(1985年条例公示第5号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(定義)

**第2条** この達令において「同朋会」とは真宗同朋会を、「会員志」とは同朋会員志をいう。

(聞法研修)

**第3条** 聞法研修は、条例第2条に定める目的に基づき、講習会、研修会、本廟奉仕、布教伝道その他によって行う。

2 教区及び組は、宗務総長の認可を得て前項の業務を行うことができる。

(機関紙及び教化資料)

**第4条** 機関紙は、「同朋新聞」を毎月1回、教化資料は、時宜により発行する。

2 前項の「同朋新聞」は、同朋の会を経て、会員に配布するものとする。ただし、教化及び伝道に資するため、会員以外にも配布することができる。

(講師の派遣)

**第5条** 講師の派遣は、申請によって行う。申請の手續は、別に定める。

(育成員)

**第6条** 会員のうちに育成員を置く。

2 育成員は、住職・教会主管者(代務者を含む。以下同じ。)をもって充て、同朋の会及び会員の育成に当たるものとする。

(推進員)

**第7条** 会員のうちに推進員を置く。

2 推進員は、同朋会の趣旨の徹底及びその推進に当たる。

3 推進員は、当然帰敬式を受け、別に定める推進員教習を受けなければならない。

(推進員証)

**第8条** 宗務総長は、前条第3項の推進員教習を修了した者について、別記第1号様式による推進員証を交付する。

(推進員名簿)

**第9条** 前条第1項により推進員証の交付を受けた推進員は、推進員名簿に登録されるものとする。

2 宗務総長は、推進員の言行が推進員の本人にとると認めるとき、又は教務所長から死亡及び所在不明の報告を受けたときは、推進員名簿から削除することがある。

3 推進員名簿は、研修部が保管する。  
(同朋の会)

**第10条** 同朋の会は、寺院又は教会を中心とし若しくは地区、職域又は団体において会員を包括して、同朋会の目的に基づき、相共に研鑽し、同朋教団の一員としての自覚を深めることを目的とする。

(名称)

**第11条** 同朋の会は、寺号、教会又は地区若しくは職域の名を冠し、「何々同朋の会」と称する。

2 前項によることができないときは、宗務総長の認可を得て別の名称を付することができる。  
(結成)

**第12条** 同朋の会を結成したときは、所定の結成届を組長及び教務所長を経て宗務所に提出しなければならない。ただし、職域によって結成されたもの及び第13条によるものは、組長を略することができる。

2 名称、所属、所在地及び代表者に変更を生じたときは、所定の変更届を前項の手續に準じて提出しなければならない。

**第13条** 地区又は職域若しくは団体において同朋の会を結しようとするとき、この達令の定によることができない場合は、案を具して、教務所長を経て宗務総長の認可を受けなければならない。

(代表者)

**第14条** 同朋の会には、代表者1人を置かなければならない。

2 代表者は、住職・教会主管者又は会員の選出した者をもって充てる。

3 代表者は、その同朋の会を代表する。

(幹事)

**第15条** 同朋の会は、幹事を置いて、代表者とともに会の運営に当たらせることができる。

(名簿)

**第16条** 宗務所に、同朋の会名簿を置き、届け出により、登録する。

(推進協議会)

**第17条** 同朋の会の育成発展と、その連絡調整をはかるため、組に推進協議会を設けることができる。

(会員志)

**第18条** 会員志は、年額500円以上とする。

2 会員志は、同朋の会から名簿を添えて、教務

所に納入するものとする。

3 教務所に、会員志整理簿を備え、同朋の会ごとに編綴して、会員志の納入があったときは、これを記入する。

(助成金)

**第19条** 地方における事業を助成するために、教区、組及び同朋の会に、別に定めるところにより助成金を交付する。

(事務)

**第20条** 同朋会に関する事務は、組織部が行う。

**附 則**

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、推進員、組推進員及び特別推進員であった者は、この達令による推進員、組推進員及び特別推進員とみなす。

3 1991年6月30日現在、結成されていた同朋の会及び同朋の会に関する届出並びに備付している同朋の会名簿は、それぞれこの達令によるものとみなす。

4 1991年6月30日現在、納入されていた会員志及び会員志整理簿は、それぞれこの達令によるものとみなす。

**附 則** (1994年6月28日達令公示第10号)

この達令は、1994年7月1日から施行する。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第11号)

1 この達令は、1997年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、現に推進員名簿に登録されている者は、推進員証の交付を受けた推進員とする。

**附 則** (1998年12月25日達令公示第12号)

この達令は、1999年1月1日から施行する。

**附 則** (2004年6月28日達令公示第21号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（推進員証）

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>登録第</span> <span>—</span> <span>号</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">真宗同朋会</p> <h2 style="text-align: center; margin: 0;">推 進 員 証</h2> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">教区 (氏 名)</p> <p style="margin-top: 20px;">あなたは、真宗同朋会の推進員教習を修了し、推進員となられたことを証します。 この上ともいよいよ教法を聞信し、真宗同朋会の趣旨を弘めその推進に尽力されることを念じます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年    月    日</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>宗務総長</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">職印</span> </p>
--

（第十五編）真宗同朋会条例施行条規

## 帰敬式実践運動推進に関する規程

（2006年1月27日達令公示第3号）

- 改正**
- ① 2014年 6月27日達令公示9
  - ② 2016年 6月24日達令公示7
  - ③ 2016年 6月24日達令公示8
  - ④ 2016年12月27日達令公示13
  - ⑤ 2021年 6月30日達令公示16

（趣旨）

**第1条** この達令は、本派が行う全ての教化事業に通底する基本施策として帰敬式実践運動を位置付け、これを積極的に推進するために必要な事項を定める。

（目的）

**第2条** 帰敬式実践運動は、本願念仏に生きる人の誕生を期し、帰敬式の受式及び執行をとおして、真宗門徒の自覚と実践を深め、寺院と門徒の本来的な繋がりが構築されることを願いとして宗門挙げて取り組むものとし、宗務所並びに教区及び組の有機的連携を図り、その役割分担を明確にして推進する。

（教区・組の役割）

**第3条** 教区及び組は、帰敬式実践運動の推進にあたって、当該教区及び組の実情に即した主体的な取り組みが継続される環境を整え、当該教区及び組の教化委員会等の機関に諮って帰敬式実践運動推進計画を策定し実施する。

- 2 前項の計画の策定にあたっては、寺院・教会の機能並びに僧侶、寺族及び門徒の任務が十全に果たされ、その取り組みの実が挙げられるよう計画されなければならない。

（帰敬式実践運動推進総合会議）

**第4条** 第2条の目的を達成するため、宗務所に帰敬式実践運動推進総合会議（以下「総合会議」という。）を設置する。

- 2 総合会議は、教区及び組との連携を緊密にし、帰敬式実践運動の総合的施策の実施に必要な事項について協議する。

（業務）

**第5条** 総合会議は、帰敬式実践運動の推進に必要な次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 総合的な業務の点検及び方針の立案に関する事項
- (2) 教区、組及び寺院における取り組みの状況の調査、研究及び資料等の収集に関する事項
- (3) 研修計画等の企画、立案及び実施に関する事項

（第十五編）帰敬式実践運動推進に関する規程

- (4) その他必要な事項  
(組織)

**第6条** 総合会議は、座長及び委員若干人で組織する。

(座長・委員)

**第7条** 座長は、研修部を担当する参務がこれに当たる。

- 2 委員は、部門の長の中から宗務総長が命ずる。
- 3 座長は、会務を総理し、案件に対する委員の意見を整理する。
- 4 座長に事故あるときは、研修部長がその職務を代理する。

(参考人等からの意見聴取)

**第8条** 総合会議は、教区及び組の実情に即応した必要な施策を講ずるため、教務所長及び参考人に出席を求めて、説明及び意見を聴取することができる。

(帰敬式実践運動推進事務室)

**第9条** 帰敬式実践運動推進に関する事務を行うため、研修部に帰敬式実践運動推進事務室(以下「推進事務室」という。)を設置する。

- 2 推進事務室は、次の各号に掲げる事務を行う。
    - (1) 総合会議に関する事項
    - (2) 教区及び組の帰敬式実践運動推進計画の集約に関する事項
    - (3) 帰敬式実践運動推進における教化助成に関する事項
    - (4) 別院並びに普通寺院及び教会における帰敬式の手続きに関する事項
    - (5) 特例による帰敬式に関する事項
    - (6) 帰敬式受式者情報の管理に関する事項
- (職員)

**第10条** 推進事務室に、次に掲げる職員を置き、研修部の宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

- (1) 主任 1人
  - (2) 掛 若干人
- 2 主任は、研修部長の命を受けて、推進事務室の事務を整理する。
  - 3 掛は、推進事務室の事務を処理し、又は事務に従事する。
- (部門の事務所管)

**第11条** 本廟部は、次の各号に掲げる事務を所管する。

- (1) 真宗本廟における帰敬式の執行及びその手続きに関する事項
- (2) 真宗本廟における諸研修による帰敬式の手続きに関する事項
- (3) 帰敬式の執行に係る講習に関する事項
- (4) 門首・鍵役の帰敬式執行に係る出向事務に

関する事項

- 2 研修部は、次の各号に掲げる事務を所管する。
  - (1) 真宗本廟奉仕に参加する者の帰敬式の手続きに関する事項

- (2) 法名紙及び記念品の管理に関する事項

- 3 組織部は、首都圏教化推進本部及び海外開教区における帰敬式の手続きに関する事務を所管する。

(部門の連携)

**第12条** 各部門の長は、帰敬式実践運動を推進するため、研修部長との連携を密にし、推進事務室の業務及び事務の処理効率と適正保持に資するよう努めなければならない。

(委任規定)

**第13条** この達令を施行するために必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2014年6月27日達令公示第9号)

この達令は、2014年7月1日から施行する。

**附 則** (2016年6月24日達令公示第7号)

この達令は、2016年7月1日から施行する。

**附 則** (2016年6月24日達令公示第8号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2016年12月27日達令公示第13号)

- 1 この達令は、2017年1月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、改正前の達令第11条第1項第4号及び第6号並びに同条第3項第1号の規定により取り扱われている事務は、この達令による帰敬式実践運動推進事務室が承継する。
- 3 この達令施行の際、改正前の達令第11条第1項第7号の規定により取り扱われている受式者名簿の情報は、第9条第2項第5号に定める帰敬式受式者情報とみなし、その事務は、この達令による帰敬式実践運動推進事務室が承継する。

**附 則** (2021年6月30日達令公示第16号)

- 1 この達令は、2021年7月1日から施行する。
- 2 帰敬式に関する条例施行条規(1996年達令公示第2号)第7条第2項中「財務部長」を「研修部長」に改める。

# 真宗本廟奉仕施設の管理運営に関する規程

（2016年6月24日達令公示第8号）

改正 2018年6月25日達令公示15

（趣旨）

**第1条** この達令は、教化基本条例（1985年条例公示第4号。以下「条例」という。）第15条の規定により真宗本廟奉仕施設（以下「奉仕施設」という。）の管理及び運営その他必要な事項を定める。

（管理・運営の原則）

**第2条** 奉仕施設は、宗務総長が統理し、その事務は、研修部が管掌する。

2 奉仕施設は、条例第14条の本旨に基づき、すべての宗務機関との緊密な連携のもとに、一体として教化の実が挙がるよう運営されるとともに、施設の防災と使用者の安全確保に万全を図るよう管理されなければならない。

3 奉仕施設を使用する者は、研修の本旨に則り教法聞思と真宗本廟崇敬の念に基づき、尊厳を保持するとともに諸規律を遵守し、奉仕研修の実を挙げるよう努めなければならない。

4 研修部長は、奉仕施設の利用者に対し、本廟奉仕をはじめ、御正忌報恩講及び真宗本廟における法要・行事等に参拝の機縁が開かれるよう努めるものとする。

（施設の使用）

**第3条** 奉仕施設は、次の各号に掲げる奉仕研修等に使用するものとする。

- (1) 真宗本廟奉仕
- (2) 住職修習
- (3) 教師修練
- (4) 宗務所が主催する研修又は行事

2 前項の他、奉仕施設の運用に支障のない範囲において研修部長が認めた研修、行事又は会議で利用することができる。

（真宗本廟奉仕）

**第4条** 真宗本廟奉仕（以下「本廟奉仕」という。）は、2泊3日又は1泊2日とし、別に定めるところによりこれを実施する。

2 本廟奉仕に参加する者は、その6ヵ月前から1ヵ月前までの期間に、別に定める真宗本廟奉仕申込書を研修部長に提出しなければならない。

3 研修部長は、申込を受理したときは、申込者に対し、予め本廟奉仕について必要な事項を通知するものとする。

（住職修習及び教師修練）

**第5条** 住職修習及び教師修練は、別に定めるところによりこれを実施する。

（施設の使用申請及び許可）

**第6条** 第3条第1項第4号に基づく研修又は行事のために奉仕施設を使用する部門は、予め使用期間を研修部と調整のうえ、奉仕施設使用申請書を研修部長に提出し、その許可を得なければならない。

（施設の利用申請及び許可）

**第7条** 第3条第2項に基づく利用は、本派に属する寺院、教会及びその他の所属団体又は本派の活動に共感する地域住民等による利用を原則とする。

2 第3条第2項に基づく研修、行事又は会議のために奉仕施設を利用しようとするときは、その利用希望期日の6ヵ月前から10日前までの期間に、別に定める奉仕施設利用申請書を研修部長に提出し、その許可を得なければならない。

3 前項による申請者又は申請内容が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、施設の利用を許可しない。

- (1) 本派の目的に矛盾背反するもの
- (2) 本派の教義及び儀式に背反するもの
- (3) 奉仕施設の諸規律に背反するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 政治活動を目的とするもの
- (6) 収益を目的とするもの
- (7) その他管理者の指示に従わない者

（冥加金）

**第8条** 第3条第1項各号により、奉仕施設を使用する者は、別に定めるところにより、冥加金を納付しなければならない。

（施設維持管理協力金）

**第9条** 第3条第2項により、奉仕施設を利用する者は、利用に際し発生する光熱水費、清掃費及びメンテナンス費等の実費相当額を、別に定める施設維持管理協力金として納付するものとする。

（施設の使用に関する調整）

**第10条** 奉仕施設の適正な運用をはかるため、研修部長は、使用する施設、使用期日及び使用日程等を勘案し、関係者と協議して必要な調整をはかることができる。

（使用の取消、停止及び退館命令）

**第11条** 奉仕施設を使用する者が、この達令その他奉仕施設の諸規律に違反し、奉仕施設の秩序を乱し、若しくは教師修練又は住職修習について定める規律を乱し、或いは第4条第2項に



定める申込書又は第6条及び第7条第2項に定める申請書の記載に虚偽の事項があった場合は、研修部長は、その使用を取り消し又は停止し若しくは退館を命ずることができる。

(内規等への委任)

**第12条** 奉仕施設の使用及び諸規律に関する必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に提出されている真宗本廟奉仕団申込書は、この達令による真宗本廟奉仕申込書と、同朋会館及び研修道場の使用に関する申請書は、この達令による奉仕施設使用申請書と、それぞれみなす。
- 3 この達令施行の際、現に定められている同朋会館及び研修道場の館規等は、それぞれこの達令による諸規律とみなす。
- 4 法騰法衣条例施行条規（1992年達令公示第3号）第8条第2項中「真宗本廟奉仕団で」を「真宗本廟奉仕に参加するため」に改める。
- 5 帰敬式実践運動推進に関する規程（2006年達令公示第3号）第11条第2項中「真宗本廟奉仕団参加者」を「真宗本廟奉仕に参加する者」に改める。
- 6 教導規程（1985年達令公示第4号）第3条第2号中「真宗本廟奉仕団の」を「真宗本廟奉仕における」に改める。

附 則（2018年6月25日達令公示第15号）

この達令は、2018年7月1日から施行する。

## 真宗教化センター しんらん交流館 の管理運営に関する規程

（2015年6月26日達令公示第8号）

(趣旨)

**第1条** この達令は、教化基本条例（1985年条例公示第4号。以下「条例」という。）第26条の規定により、「真宗教化センター しんらん交流館」（以下「真宗教化センター」という。）の管理及び運営その他必要な事項を定める。

(管理・運営の原則)

**第2条** 真宗教化センターは、条例第26条の本旨に基づき、すべての宗務機関との緊密な連携のもとに、一体としてその機能を発揮するよう運営されるとともに、施設の防災と使用者の安全確保に万全を図るよう管理されなければならない。

2 真宗教化センターは、宗務総長が統理し、企画調整局を分担管理する参務がその業務を総理するとともに、企画調整局長が施設の管理責任を負うものとする。

3 企画調整局長は、真宗教化センターの使用者に対し、御正忌報恩講をはじめ、真宗本廟における法要・行事等に参拝の機縁が開かれるよう努めるものとする。

(使用範囲)

**第3条** 真宗教化センターは、次の各号に掲げる目的に使用されるものとする。

(1) 本派の教化事業

(2) 本派の活動に共感する地域住民等による公益性のある行事、研修又は会議

(3) その他企画調整局長が必要と認めたもの（教化事業）

**第4条** 前条第1号に掲げる教化事業は、次のとおりとする。

(1) 東本願寺日曜講演

(2) しんらん交流館定例法話

(3) 前各号の他、宗務総長が認めた法話、座談又は講演会

(4) しんらん交流館ギャラリー展

(5) 東本願寺文庫

(6) 相談窓口

(7) その他必要な事業

(施設の使用申請及び許可)

**第5条** 第3条第2号に該当する内容で地域住民等が真宗教化センターの各部屋・区域を使用するときは、使用希望期日の1ヵ月前までに、別に定める使用申請書を提出し、企画調整局長の

許可を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により申請期限を過ぎた場合であって、企画調整局長が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項による申請者又は申請内容が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、施設の使用を許可しないことがある。

- (1) 本派の目的に矛盾背反するもの
- (2) 本派の教義及び儀式に背反するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 政治活動を目的とするもの
- (5) 収益性の高い事業
- (6) その他管理者の指示に従わない者

3 第1項の申請の手続きについては、別に定める。  
(施設維持管理協力金)

**第6条** 真宗教化センターを使用する者は、使用に際し発生する光熱水費、清掃費及びメンテナンス費等の実費相当額を、別に定める施設維持管理協力金として納付するものとする。

(使用の取消、停止及び退館要請)

**第7条** 真宗教化センターを使用する者が、この達令その他諸規則に違反し、又は施設の秩序を乱し、或いは第5条に定める使用申請書の記載に虚偽の事実があった場合は、企画調整局長は、その使用を取り消し又は停止を求め若しくは退館を要請することができる。

(内規への委任)

**第8条** 真宗教化センターの施設の使用に関する必要な事項は、内規で定める。

#### 附 則

この達令は、2015年7月1日から施行する。

## 教学研究所条例

〈1985年2月17日条例公示第1号〉

- 改正 ①1987年4月20日条例公示2  
②1997年6月13日条例公示8  
③2005年6月28日条例公示9  
④2015年6月26日条例公示10  
⑤2018年6月25日条例公示3

(設置)

**第1条** 真宗大谷派宗憲第85条に定める教化の本旨に則り、教学の研鑽並びに現代社会に應える教化の推進に必要な調査及び研究を行い、もって宗門の教化態勢の確立をはかるため、教学研究所（以下「研究所」という。）を設ける。

2 研究所は、教化基本条例（1985年条例公示第4号）第26条に定める真宗教化センターに置く。

(業務)

**第2条** 前条の目的を達成するため、研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教学の研鑽
- (2) 教化の推進に関する基本的研究
- (3) 現代の思想、宗教的課題の調査研究
- (4) 必要な資料の蒐集、整理及び編集
- (5) 教化を推進する人材の育成に資する業務
- (6) その他必要な事項

(宗務総長の統理及び宗務の各部門との連携)

**第3条** 研究所は、宗務総長が統理する。

2 研究所は、業務の遂行にあたり、宗務の各部門との連携をはかり、その機能を発揮するよう運営されなければならない。

(所長)

**第4条** 研究所に所長を置き、宗務総長がこれを任命する。

2 所長は、研究所を代表し、研究所に勤務する研究職員及び宗務役員を指揮監督して、研究所の業務を総理する。

3 所長は、宗務役員とする。

(研究職員)

**第5条** 研究所の業務を行うため、研究所に次の各号に掲げる研究職員を置き、教学研究所事務長の上申により、宗務総長がこれを任命する。

- (1) 所員 若干人
- (2) 研究員 若干人
- (3) 助手 若干人

2 所員は、所長の指揮を受けて、研究所の業務を分担し、その成果を所長に報告する。

3 研究員は、所員の指揮を受けて定められた研

究を行い、研究所の業務を処理する。

- 4 助手は、所員の指揮を受けて研究員を補佐し、研究所の業務に従事する。
- 5 所員、研究員及び助手は、すべて常勤とし、それぞれ宗務役員とする。
- 6 所員、研究員及び助手の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(嘱託研究員等)

**第6条** 研究所の特定の業務を嘱託するため、学識者の中から嘱託研究員及び客員研究員を置くことができる。

- 2 前項の嘱託研究員及び客員研究員は、教学研究研究所事務長の上申により、宗務総長がこれを任命し又は委嘱する。
- 3 嘱託研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務長及び事務)

**第7条** 所長の指揮を受けて研究所のすべての事務を掌理するため、研究所に事務長を置き、宗務総長がこれを任命する。

- 2 事務長は、宗務役員とし、企画調整局の出仕を兼務する。
- 3 研究所の事務は、企画調整局の宗務役員が処理する。

**附 則**

- 1 この条例は、1985年3月1日から施行する。
- 2 真宗教学研究研究所条例（1972年条例第193号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に旧条例により設置されている分室（以下「分室」という。）及び旧条例により任命されかつ分室に勤務している職員の地位及び処遇については、旧条例は、1985年6月30日までなおその効力を有する。
- 4 宗務職制（1963年条例第116号）第28条中「出仕及び補助員並びに真宗教学研究研究所の職員」を「出仕、補助員」に改め、教化条例（1966年条例第147号）第10条（見出しを含む）中「真宗教学研究研究所」を「教学研究研究所」に改め、及び出版物に関する条例（1963年条例第128号）第1条中「真宗教学研究研究所」を「教学研究研究所」に改める。

**附 則**（1987年4月20日条例公示第2号）  
この条例は、1987年7月1日から施行する。

**附 則**（1997年6月13日条例公示第8号）  
この条例は、1997年7月1日から施行する。

**附 則**（2005年6月28日条例公示第9号）

- 1 この条例は、2005年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に所員、研究員、助手、嘱託研究員及び客員研究員である者は、それぞ

れこの条例による所員、研究員、助手、嘱託研究員及び客員研究員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。

**附 則**（2015年6月26日条例公示第10号）抄  
この条例は、2015年7月1日から施行する。ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

**附 則**（2018年6月25日条例公示第3号）抄  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

# 真宗本廟参拝者の総合案内諸施設規程

(1998年9月30日達令公示第7号)

- 改正 ①1999年6月25日達令公示7  
②2004年6月28日達令公示22  
③2009年12月7日達令公示21

(趣旨)

**第1条** この達令は、教化基本条例(1985年条例公示第4号)第16条の2の規定により、総合案内諸施設の運営及び管理について、必要な事項を定める。

(運営・管理の原則)

**第2条** 諸施設は、本廟部が所管し、宗務の各部門との緊密な連携のもとに、教化の本旨に則りその機能を発揮するよう運営されるとともに、諸施設の防災と参拝者の安全確保に万全を図るよう管理されなければならない。

(参拝接待所)

**第2条の2** 真宗本廟参拝者への総合案内及び応接に資するための施設として、参拝接待所を設け、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 参拝者の接待に関する事項
- (2) 団体参拝に関する事項
- (3) 帰敬式及び読経並びに真宗本廟収骨の申請に関する事項
- (4) 門徒に対する授与物の授与に関する事項  
(真宗本廟視聴覚ホール)

**第3条** 真宗本廟視聴覚ホールは、教化伝道に資するため、次の各号に掲げる目的に使用するものとする。

- (1) 真宗本廟法話
- (2) 視聴覚伝道教材の上映
- (3) 公開講演会
- (4) その他基本計画による研修会及び行事  
(ギャラリー)

**第4条** 真宗本廟参拝者に対し、真宗の教えと宗門の歴史を紹介するため、境内にギャラリーを配置し、次の各号に掲げる展示を行うものとする。

- (1) 常設展
- (2) 特別展
- (3) その他基本計画による展示  
(総合案内所)

**第5条** 本廟部の所掌事務を補完するため、総合案内所を設け、次に掲げる業務を行う。

- (1) 参拝案内に関する事項
- (2) 真宗本廟の紹介に関する事項
- (3) 出版物及び視聴覚伝道教材の頒布に関する

事項

(4) 真宗本廟視聴覚ホールの行事及びギャラリー一展示の紹介に関する事項

(5) その他必要な事項

(参拝者の総合案内諸施設運営管理委員会)

**第6条** 諸施設の適確な運営及び管理を確保するため、参拝者の総合案内諸施設運営管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

**第7条** 委員会は、第2条に規定する運営・管理の原則に基づき、次の各号に掲げる事項を審査する。ただし、宗務総長が委任した時は、委員会の決定をもって処理することができる。

(1) 参拝接待諸施設の基本計画の策定に関する事項

(2) 真宗本廟視聴覚ホール及びギャラリー等の使用形態に関する事項

(3) その他この達令に定めのない諸施設の運営及び管理に関する事項

(組織)

**第8条** 委員会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、宗務役員の中から、本廟部長の上申により宗務総長が命ずる。

3 委員会が必要と認めるときは、会議に有識者の出席を求めて、助言及び意見を聞くことができる。

(企画運営員)

**第9条** 真宗本廟視聴覚ホール及びギャラリーにおける催し物及び展示の企画、立案並びに実施は、基本計画に基づき、それぞれ企画運営員を定めて行う。

2 前項の企画運営員は、本廟部長の上申により宗務総長が委嘱し、又は命じる。

(その他の諸施設)

**第10条** この達令に定めのないその他の付属の諸施設に関する運営及び管理については、この達令の定めに基づいて取り扱うものとする。

(事務)

**第11条** この達令に関する事務は、本廟部が行う。

附 則

1 この達令は、1998年10月1日から施行する。

2 総合案内所規程(1982年達令公示第23号)は、廃止する。

附 則(1999年6月25日達令公示第7号)

この達令は、1999年7月1日から施行する。

附 則(2004年6月28日達令公示第22号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

附 則(2009年12月7日達令公示第21号)

この達令は、2010年1月1日から施行する。

## 教導規程

（1985年7月5日達令公示第4号）

- 改正 ①1988年 1年 9日達令公示1  
②1989年 7年 1日達令公示2  
③1997年12月26日達令公示21  
④2002年 6月28日達令公示16  
⑤2004年 6月28日達令公示23  
⑥2008年 6月27日達令公示11  
⑦2015年 6月26日達令公示9  
⑧2015年12月25日達令公示10  
⑨2016年 6月24日達令公示8  
⑩2019年 6月27日達令公示1  
⑪2021年 6月30日達令公示17  
⑫2022年 6月28日達令公示5

（目的）

**第1条** この達令は、教化基本条例（1985年条例公示第4号。以下同じ。）第24条の規定により、教導に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（教導の責務）

**第2条** すべて教導は、教化の本旨に則り、つねに教法聞思の念に基づき、命ぜられた場所において対象に適応して、自信教人信の実を挙げるようつとめなければならない。

（種別と任務）

**第3条** 教導の種別及び任務は、次のとおりとする。

- （1）真宗本廟教化教導 真宗本廟参詣者に対する法話、座談を行う。
- （2）同朋会館教導 真宗本廟奉仕における聞法研修に際して法話、座談を行う。
- （3）施設教導 各種施設及び団体において必要により法話、座談を行う。
- （4）真宗会館教導 東本願寺真宗会館における聞法研修に際して法話、座談及び信仰相談を行う。
- （5）教区駐在教導 教務所長の指揮を受けて、教区の教化活動を振興するため、教区に駐在する。
- （6）沖縄準開教区駐在教導 沖縄開教本部長の指揮を受けて、沖縄準開教区の教化活動を振興するため、沖縄準開教区に駐在する。
- （7）同朋の会教導 特に同朋の会の結成促進及び育成指導を行う。
- （8）特派教導 特に必要な地域において法話、座談を行う。

（任命）

**第4条** 教導は、所管部門の長の上申により、本

派の教師の中から宗務総長が任命する。ただし、特別な事由があるときは、教師でない者を任命することができる。

- 2 前項の任命は、必要に応じて教導審査会の審査を経るものとする。

(任期)

**第5条** 教導の任期は次のとおりとする。

- (1) 真宗本廟教化教導 3年
- (2) 同朋会館教導 3年
- (3) 施設教導 2年
- (4) 真宗会館教導 2年
- (5) 教区駐在教導及び沖縄準開教区駐在教導 駐在を命ぜられた期間
- (6) 同朋の会教導 3年
- (7) 特派教導 命ぜられた任務の終わるまで (罷免)

**第6条** 教導であって、教化基本条例第28条の各号のいずれかに該当する行為のあった者は、その情状により教導審査会の議を経て、これを罷免することができる。

(教導審査会)

**第7条** 教導の任免を審査するため、教導審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、宗務役員のうちから宗務総長が命じた委員若干人で組織する。
- 3 審査会の事務は、教育部の所管とする。

**附 則**

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 教導任命規程(1966年告達第19号)は、廃止する。
- 3 この達令施行の際、現に任命されている教導は、この達令により任命されたものとみなす。
- 4 この達令施行の際、現に任命されている教導であって、その任期のあるものについては、従前任命の日から起算する。ただし、総会所教導の任期については、従前の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この達令施行の際、現に設置されている教導審査会は、この達令により設置されているものとみなし、その委員は、この達令により命ぜられたものとみなす。

**附 則**(1988年1月9日達令公示第1号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に任命されている同朋の会教導の任期は、第5条第7号の規定にかかわらず2年とし、従前任命の日から起算する。
- 3 この達令施行により、新たに任命される同朋の会教導の任期は、第5条第7号の規定にかかわらず、1990年3月31日をもって満了する。

**附 則**(1989年7月1日達令公示第2号)  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**(1997年12月26日達令公示第21号)

- 1 この達令は、1998年1月1日から施行する。
- 2 この達令施行により、任命された真宗本廟教化教導の任期は、第5条第5号の規定にかかわらず、1999年1月9日をもって満了する。

**附 則**(2002年6月28日達令公示第16号)

この達令は、2002年7月1日から施行する。

**附 則**(2004年6月28日達令公示第23号)

- 1 この達令は、2004年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に任命されている同朋会館教導の任期は、第5条第2号の規定にかかわらず2年とし、従前任命の日から起算する。

**附 則**(2008年6月27日達令公示第11号)

- 1 この達令は、2008年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に任命されている教導は、この達令により任命されたものとみなし、その任期は、従前任命の日から起算する。

**附 則**(2015年6月26日達令公示第9号)抄  
この達令は、2015年7月1日から施行する。

**附 則**(2015年12月25日達令公示第10号)  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**(2016年6月24日達令公示第8号)抄  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**(2019年6月27日達令公示第1号)抄  
この達令は、2019年7月1日から施行する。

**附 則**(2021年6月30日達令公示第17号)

- 1 この達令は、2021年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規程により任命されている別院教導は、なお従前のおとりとする。

**附 則**(2022年6月28日達令公示第5号)

この達令は、2023年1月10日から施行する。

## 大谷保育協会に関する規程

〈1981年7月23日達令公示第8号〉

改正 ①1991年6月29日達令公示45

②2004年6月28日達令公示24

③2010年6月29日達令公示14

④2012年8月28日達令公示23

**第1条** この規程は、教化基本条例（1985年条例公示第4号。以下「条例」という。）に基づき、本派と公益社団法人大谷保育協会（以下「保育協会」という。）との関係について定める。

**第2条** 本派は、保育協会の特別会員であって、宗務総長、宗務総長が指名した参務及び宗務役員は、それぞれ当該法人の役員となることができる。

**第3条** 保育協会は、常に条例の本旨に則り、本派の青少幼年教化の方針に基づいて宗務の機関と緊密な連携を保ち、一体としてその機能を発揮するよう運営されなければならない。

2 本派は、保育協会に助成をすることができる。

**第4条** 保育協会に関する事務は、教育部が管掌する。

### 附 則

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（1991年6月29日達令公示第45号）

この達令は、1991年7月1日から施行する。

**附 則**（2004年6月28日達令公示第24号）

この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附 則**（2010年6月29日達令公示第14号）

この達令は、2010年7月1日から施行する。

**附 則**（2012年8月28日達令公示第23号）

この達令は、公示の日から施行する

# 開教条例

（1989年7月1日条例公示第5号）

- 改正
- ①1991年6月29日条例公示14
  - ②1991年6月29日条例公示16
  - ③1993年6月21日条例公示7
  - ④1999年6月25日条例公示10
  - ⑤2009年6月29日条例公示9
  - ⑥2011年7月 1日条例公示2
  - ⑦2020年6月25日条例公示3

（目的）

**第1条** この条例は、開教及び開教区に関する事項を定めることを目的とする。

（開教の方法）

**第2条** すべて開教は、教化基本条例（1985年条例公示第4号。以下同じ。）第2条に定める教化の本旨に則り、開教区の事情に適応し、適切な施策の策定と秩序ある実施をはかり、もって同条例第19条の趣旨を達成するよう推進されなければならない。

（機関の設置）

**第3条** 開教区は、開教の円滑な推進と開教区の運営に資するため、宗務総長の承認を得て、必要な機関を設けることができる。

（別院・普通寺院及び教会）

**第4条** 本派は、開教区の枢要の地に別院を、その他必要の地に普通寺院又は教会を設置する。

（別院の崇敬護持）

**第5条** 開教区の僧侶及び門徒は、当該開教区の弘教の中心たる別院を崇敬護持しなければならない。

（条例の適用の除外）

**第6条** 開教区の別院、普通寺院及び教会については、別院条例（1981年条例公示第7号）及び寺院教会条例（1991年条例公示第14号）の規定によらないことができる。

2 開教区に僧籍を置く場合は、僧侶条例（1991年条例公示第16号）の規定にかかわらず、第4条に定める別院に置くものとする。

（開教司教）

**第7条** 開教区の別院の住職を補佐するため、開教司教を置く。

- 2 開教司教は、開教区の僧侶及び門徒の代表として同朋とともに真宗の教法を聞信する。
- 3 開教司教は、新門及び連枝の中から宗務総長がこれを任命する。
- 4 前項によることができないときは、宗務総長は、鍵役の中から開教司教を任命するものとする。

（開教監督）

**第8条** 開教監督は、宗務総長の統督を受け、次に掲げる開教区の事務を掌理し、所属役員及び開教使を指揮監督する。

- (1) 教化及び学事に関する事項
- (2) 儀式に関する事項
- (3) 公益事業に関する事項
- (4) 別院、普通寺院、教会及び僧侶、門徒その他の所属団体に関する事項
- (5) 開教使に関する事項
- (6) 共済に関する事項
- (7) 財務に関する事項
- (8) 賞罰及び風紀、秩序の維持に関する事項
- (9) 留学生に関する事項
- (10) 施設に関する事項
- (11) 現地政府及び官庁並びに他の宗教団体との交渉・渉外に関する事項
- (12) その他必要な事項

2 開教監督は、教師のうちから宗務総長がこれを任命する。

3 開教監督は、宗務役員とする。

（開教監督部）

**第9条** 開教監督部の名称、管轄区域及び所在地は、別表のとおりとする。

2 開教監督部に、開教監督のほか、次に掲げる宗務役員を置くものとする。

- (1) 主事又は主事補 若干人
- (2) 書記又は書記補 若干人
- (3) 主計 1人

3 主事及び主事補は、開教監督の命を受けて事務を処理する。

4 書記及び書記補は、上司の命を受けて事務に従事する。

5 主計は、開教監督の指揮を受けて会計に関する事務をつかさどり、開教監督とともにその責に任ずる。

6 必要により、開教監督部に囑託を置き、宗務総長がこれを任命する。

7 前項の囑託は、常勤に限り宗務役員とする。

（開教使）

**第10条** 開教に従事させるため、開教使を置き、教師のうちから宗務総長がこれを任命する。

2 開教使は、教化の本旨に則り、常に教法聞思の念に基づき、開教区において自信教人信の実を挙げるようつとめなければならない。

（支部）

**第11条** 開教監督は、宗務総長の認可を得て、開教監督部の支部を設け、役員を配属することができる。

（第十五編）開教条例

（第十五編）開教条例



(準開教区)

**第12条** 宗務総長は、海外において新たに開教区を設けようとする地又は国内外に関わらず開教区に準じて開教を行う必要がある地を準開教区として定めることができる。

2 第4条、第5条及び第6条の規定は、準開教区についてもこれを準用する。

(特派開教使)

**第13条** 宗務総長は、特に必要と認めるときは、任期を定めて特派開教使を任命し、第9条に規定する開教区以外の地域に派遣することができる。

2 特派開教使は、宗務総長が指揮監督する。

(達令等への委任)

**第14条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

**附 則**

1 この条例は、1989年7月1日から施行する。

2 開教条例（1953年条例第57号）は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に存する開教区及び開教監督部は、この条例による開教区及び開教監督部とみなす。

4 この条例施行の際、現に設置されている別院、普通寺院及び教会は、この条例により設置された別院、普通寺院及び教会とみなし、僧侶の僧籍については、なお従前のとおりとする。

5 この条例施行の際、現に任命されている開教監督、開教監督部の役員及び開教使は、この条例により任命された開教監督、開教監督部の役員及び開教使とみなす。

6 この条例施行の際、現に指定されている準開教区は、この条例により指定された準開教区とみなす。

**附 則**（1991年6月29日条例公示第14号）抄  
この条例は、1991年7月1日から施行する。

**附 則**（1991年6月29日条例公示第16号）抄  
この条例は、1991年7月1日から施行する。

**附 則**（1993年6月21日条例公示第7号）  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（1999年6月25日条例公示第10号）

1 この条例は、1999年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に開教監督である者は、この条例による開教監督とみなす。

3 この条例施行の際、現に主事、書記及び主計である者は、この条例による主事、書記及び主計とそれぞれみなす。

4 この条例施行の際、現に囑託である者は、この条例による囑託とみなす。

**附 則**（2009年6月29日条例公示第9号）

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に定められている準開教区は、この条例により定められた準開教区とみなす。

**附 則**（2011年7月1日条例公示第2号）

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（2020年6月25日条例公示第3号）

この条例は、2020年7月1日から施行する。

**別表**

名称	管轄区域	所在地
南米開教監督部	南米開教区	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市
北米開教監督部	北米開教区	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市
ハワイ開教監督部	ハワイ開教区	アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市

(第十五編) 開教条例

(第十五編) 開教条例

# 開教条例施行条規

(1989年7月1日達令公示第3号)

- 改正 ①1993年 6月21日達令公示7  
 ②1994年10月12日達令公示21  
 ③1999年 6月25日達令公示8  
 ④2009年 6月29日達令公示17  
 ⑤2015年12月25日達令公示11  
 ⑥2020年 6月25日達令公示8

(用語の定義)

**第1条** この達令において、「条例」とは「開教条例(1989年条例公示第5号)」を、「監督」とは「開教監督」を、「監督部」とは「開教監督部」を、それぞれいうものとする。

(機関の設置)

**第2条** 条例第3条に基づく機関は、開教区委員会(以下「委員会」という。)と称し、監督は、その定数及び運営の方法、その他必要な事項について規約を定め、宗務総長の承認を得なければならない。

2 監督は、次に掲げる事項を委員会に諮問する。

- (1) 教化及び学事の振興に関する事項
- (2) 開教区の施設に関する事項
- (3) 開教区の実情に応ずる教化方策に関する事項
- (4) 褒賞、秩序の維持及び紛議調停に関する事項
- (5) その他必要な事項

3 監督は、次に掲げる事項を委員会に付議する。

- (1) 開教区に必要な経費の賦課徴収に関する事項
- (2) 懇志の奨励に関する事項
- (3) 開教区の教化事業及び開教区の諸経費に関する予算及び決算
- (4) その他必要な事項

4 開教区内の寺院、教会その他の所属団体は、委員会で議決した事項を履行し又は遵守しなければならない。

(財務に関する事項)

**第3条** 監督は、委員会の議決を経て、開教区内の寺院、教会その他の所属団体に対して、開教区に必要な経費を賦課徴収することができる。

(開教区の経費)

**第4条** 開教区の経費は、前条の開教区費及び本山助成金、その他をもってこれに充てる。

(会計年度)

**第5条** 開教区の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(普通寺院及び教会の設立)

**第6条** 普通寺院又は教会を設置しようとするときは、監督の上申により、宗務総長の承認を得

なければならない。

2 開教区以外の地域に開教拠点を設置しようとするときは、特派開教使の上申により、宗務総長の認可を得なければならない。

(定款)

**第7条** 別院、普通寺院及び教会は、現地の法令に基づく定款を作成し、宗務総長の承認を得なければならない。

(輪番)

**第8条** 別院に輪番を置き、監督又は開教使のうちから、宗務総長が任命する。

(駐在開教使)

**第9条** 監督は、宗務総長の承認を得て、開教使の中から、別院、普通寺院及び教会に駐在する開教使(以下「駐在開教使」という。)を置くことができる。

2 前項の駐在開教使を置くことができない場合は、監督は、宗務総長の承認を得て、開教係又は開教嘱託を置くことができる。

(監督)

**第10条** 監督は、監督部及び監督部支部の事務規則を作成し、宗務総長の承認を得なければならない。

**第11条** 監督は、毎年3月に前年中の教化事業、財務及び開教区の概要の報告並びに次年度の教化計画及び予算を宗務総長に提出しなければならない。

2 前項のほか、重要な事項については、その都度宗務総長に報告しなければならない。

**第12条** 監督は、所属役員並びに開教使及び開教使補の進退賞罰に関して、宗務総長に意見を具申することができる。

**第13条** 監督は、公益事業、社会事業及び所属団体の設置並びに重要な渉外事項については、宗務総長の認可を得なければならない。

(備付帳簿)

**第14条** 監督部には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けなければならない。

- (1) 別院・普通寺院・教会の台帳及び僧籍台帳並びに各寺院の定款
- (2) 開教使台帳
- (3) 委員会名簿及び所属団体役員名簿並びに各寺院役員名簿
- (4) 諸施設台帳
- (5) 財産目録
- (6) 人事発令簿
- (7) 会計諸帳簿
- (8) 宗教事情調査簿
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(開教使)

**第15条** 開教使は、組織部長の上申により、宗務総長が任命する。

- 2 前項の任命は、必要に応じて教導審査会の審査を経るものとする。
- 3 開教使は、任地寺院について必要な事項を監督に報告しなければならない。
- 4 開教使は、他の業務に従事することはできない。ただし、監督の定める社会事業及び公益事業に従事する場合及び特に監督の許可を得た場合は、この限りでない。

(開教使補)

**第16条** 開教使として必要な知識及び技能を習得させるため、宗務総長は、教師のうちから期限を定めて開教使補を任命することができる。

- 2 開教使補の任命は、前条の規定に準ずる。  
(懇志金の取扱い等)

**第17条** 開教区における懇志金等の取扱いについては、別に定める。

(特派開教使)

**第18条** 特派開教使の任命は、第15条第1項によるものとする。

- 2 特派開教使は、派遣された地域の宗教事情及び業務内容その他必要な事項を宗務総長に報告しなければならない。

**附 則**

- 1 この達令は、1989年7月1日から施行する。
- 2 開教条例施行条規(1954年告達第2号)は、廃止する。
- 3 この達令施行の際、現に任命されている別院の輪番は、この達令により任命されたものとみなす。
- 4 この達令施行の際、現に在勤を命ぜられている者は、この達令により命ぜられた駐在開教使とみなす。
- 5 この達令施行の際、現に開教係又は開教嘱託である者は、この達令によるものとみなす。

**附 則**(1993年6月21日達令公示第7号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**(1994年10月12日達令公示第21号)

この達令は、1994年10月30日から施行する。

**附 則**(1999年6月25日達令公示第8号)

- 1 この達令は、1999年7月1日から施行する。
- 2 宗務役員分限規程(1991年達令公示第22号)第1条第2項中「及び開教条例第7条により宗務役員とみなされる者」を削る。
- 3 宗務役員懲戒規程(1991年達令公示第23号)第1条第2項中「及び開教条例第7条に

より宗務役員とみなされるもの」を削る。

- 4 役職者の略肩衣等に関する規程(1996年達令公示第12号)第4条第2項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 開教条例(1989年条例公示第5号)第7条及び開教条例施行条規第17条に定める宗務役員のうち僧籍を有しない者

**附 則**(2009年6月29日達令公示第17号)

この達令は、2009年7月1日から施行する。

**附 則**(2015年12月25日達令公示第11号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**(2020年6月25日達令公示第8号)

- 1 この達令は、2020年7月1日から施行する。
- 2 宗議会議員選挙条例施行条規(1991年達令公示第7号)第74条第4号中「開教使」の下に「及び同第13条に定める特派開教使」を加える
- 3 宗務所事務分掌規程(1991年達令公示第8号)第10条第23号中「及び開教使」を「開教使及び開教使補」に改める。
- 4 国際室規程(1987年達令公示第5号)第2条第1号中「及び開教使」を「開教使及び開教使補」に改める。
- 5 法臈法衣条例施行条規(1992年達令公示第3号)別表第13号中「開教使 特派開教使」を「開教使 開教使補 特派開教使」に改める。

## 南米真宗教学研究規程

〈1991年6月29日達令公示第46号〉

(設置)

**第1条** 真宗教学の研究と人材の育成をはかり、もって南米開教区における教学の振興と、現代社会の要請に即応する教化態勢の確立に資するため、南米真宗教学研究(以下「研究所」という。)を、ブラジル別院南米本願寺内に設置する。

(業務)

**第2条** 研究所は、前条の目的達成のため、次の業務を行う。

- (1) 真宗教学の研究及び研究集会の開催
- (2) 現地語による教化の研究
- (3) 翻訳及び出版
- (4) 現地語学習の指導と推進
- (5) 人材の発掘及び育成
- (6) 学術文化の研究及び交流
- (7) 必要な資料の収集
- (8) その他必要な業務

(職員)

**第3条** 研究所に次の職員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 所長  | 1人  |
| (2) 主事  | 1人  |
| (3) 所員  | 若干人 |
| (4) 研究員 | 若干人 |

- 2 所長は、開教監督が兼任する。
- 3 主事、所員及び研究員は、開教監督が任命する。
- 4 必要により、研究所に顧問及び嘱託を置くことができる。

(職務)

**第4条** 所長は、研究所を代表し、業務を掌理する。

- 2 主事は、所長の命を受け、事務を処理する。
- 3 所員は、業務を分担する。
- 4 研究員は、定められた研究に従事する。

(任期)

**第5条** 主事、所員及び研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営細則)

**第6条** 研究所は、運営その他必要な事項について、細則を定めることができる。

附 則

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、主事、所員及び研究員であった者は、この達令による主事、所員及び研究員とみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。

## 東方仏教徒協会に関する規程

〈2017年6月28日達令公示第12号〉

(目的)

**第1条** この規程は、国際室規程(1987年達令公示第5号)第2条第4号の規定により、本派と大谷大学内に設置されている東方仏教徒協会(以下「協会」という。)との交渉及び連携について必要な事項を定める。

(責務)

**第2条** 本派は、協会と緊密な連携を保持し、もって協会の目的達成に資するよう努めなければならない。

(顧問の就任)

**第3条** 宗務総長又は宗務総長が指名した宗務役員は、協会の顧問に就任するものとする。

(助成)

**第4条** 本派は、協会の運営に資するため、助成を行うことができる。

(宗務役員等の出向)

**第5条** 宗務総長は、協会の業務を補助するため、組織部の宗務役員又は非常勤の嘱託を出向させることができる。

- 2 前項の手續等は、別に定める。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

## 沖縄開教推進条例

（2009年6月29日条例公示第10号）

- 改正 ①2011年7月 1日条例公示3  
②2019年6月27日条例公示10  
③2021年6月30日条例公示10

（趣旨）

**第1条** この条例は、開教条例（1989年条例公示第5号。以下同じ。）第12条第1項に基づき定められた沖縄準開教区（以下「準開教区」という。）について、必要な事項を定める。

（区域）

**第2条** 準開教区の区域は、沖縄県全域とする。

（開教の目的）

**第3条** 準開教区の開教は、沖縄県の風土、歴史及び文化等の特性をふまえ、地域社会との交流を緊密にしつつ、教化の本旨に則り、教法を宣布し、儀式を執行し、沖縄開教に資する人の養成を図り、そのために必要な拠点を設置し、もって同朋社会の実現につとめることを目的とする。

（沖縄開教本部）

**第4条** 前条に掲げる目的を達成するため、準開教区に沖縄開教本部長（以下「本部長」という。）を置き、沖縄開教本部（以下「本部」という。）を設ける。

（本部長）

**第5条** 本部長は、宗務総長の統督を受け、次に掲げる準開教区の事務を掌理し、所属役員を指揮監督する。

- (1) 教化及び学事に関する事項
- (2) 儀式に関する事項
- (3) 別院、教会及び僧侶、門徒その他の所属団体に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 賞罰及び風紀、秩序の維持に関する事項
- (6) 施設に関する事項
- (7) 渉外に関する事項
- (8) その他必要な事項

2 本部長は、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

3 本部長は、宗務役員とする。

（本部の職員）

**第6条** 本部に、本部長のほか、次に掲げる宗務役員を置くことができる。

- (1) 主事又は主事補 若干人
- (2) 書記又は書記補 若干人
- (3) 主計 1人

2 主事及び主事補は、本部長の命を受けて事務

を処理する。

3 書記及び書記補は、上司の命を受けて事務に従事する。

4 主計は、本部長の指揮を受けて会計に関する事務をつかさどり、本部長とともにその責に任ずる。

5 必要により、本部に出仕を置き、宗務総長がこれを任命する。

6 必要により、本部に嘱託を置き、宗務総長がこれを任命する。

7 第1項の宗務役員、第5項の出仕及び前項の嘱託の任用は、宗務職制の定に準ずる。

（沖縄準開教区駐在教導）

**第7条** 本部長の指揮を受けて、準開教区の教化活動を振興するため、本部に沖縄準開教区駐在教導（以下「準開教区駐在教導」という。）を置き、組織部長の上申により、宗務総長がこれを任命する。

2 準開教区駐在教導は、宗務役員とする。

（法務員）

**第8条** 本部長の指揮を受けて、第10条に定める東本願寺沖縄別院における崇敬、給仕等の業務並びに開教推進のための法務に従事するため、本部に法務員を置き、組織部長の上申により、宗務総長がこれを任命する。

2 法務員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 法務員は、常勤に限り宗務役員とする。

（沖縄開教者）

**第9条** 準開教区において開教を志そうとする者（以下「沖縄開教者」という。）は、あらかじめ所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得て、本部長に届け出なければならない。

2 沖縄開教者は、本部の指導のもと、沖縄開教の実が挙がるよう努めなければならない。

（東本願寺沖縄別院）

**第10条** 開教条例第12条第2項により準開教区に東本願寺沖縄別院（以下「別院」という。）を置く。

2 別院に輪番を置き、本部長の職にある者について宗務総長が任命する。

3 前項の輪番の任期は、4年とする。

4 別院は、本部と一体として運営されなければならない。

（準開教区の僧籍）

**第11条** 準開教区に僧籍を置く場合は、僧侶条例（1991年条例公示第16号）の規定にかかわらず、前条の別院に置くものとする。

(達令等への委任)

**第12条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この条例は、2009年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に沖縄県に所在する普通寺院については、この条例は適用せず、鹿児島教区鹿児島組に所属するものとする。

**附 則** (2011年7月1日条例公示第3号)  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (2019年6月27日条例公示第10号)

- 1 この条例は、2019年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定により任用されている法務員は、この条例により任用されたものとみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 3 教化推進の組織機構に関する基本条例(2015年条例公示第1号)第7条第4項中「教区駐在教導」の下に「、沖縄準開教区駐在教導」を加える。

**附 則** (2021年6月30日条例公示第10号)

- 1 この条例は、2021年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に輪番である者は、この条例により任命されたものとみなし、その任期は従前就任の日から起算するものとする。

## 首都圏教化推進条例

(1989年7月1日条例公示第6号)

- 改正**
- ①2002年6月28日条例公示7
  - ②2008年6月27日条例公示6
  - ③2009年6月29日条例公示11
  - ④2015年6月26日条例公示2
  - ⑤2018年6月25日条例公示3

(条例の目的)

**第1条** この条例は、教化基本条例(1985年条例公示第4号)に基づき、首都圏における総合的な教化(以下「首都圏教化」という。)の推進を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(首都圏の定義)

**第2条** この条例において首都圏とは、東京教区の全域をいう。

(首都圏教化の目的)

**第3条** 首都圏教化は、教化の本旨に則り、特に東京都下及び周辺諸都市の著しい人口集中化に対応する適切な施策の策定とその推進並びに都市型社会に対応しうる教化施策の研究調査により、教化組織の拡充をはかり、もって同朋社会の実現につとめることを目的とする。

(首都圏教化の機関)

**第4条** 首都圏において、現代社会の要請に即応する教化の推進に必要な総合企画とその実践をはかるため、第10条に定める「東本願寺真宗会館」に首都圏教化推進本部(以下「本部」という。)を置く。

- 2 本部は、東京教区との緊密な連携を保持し、東京宗務出張所及び東京教務所と一体となって、首都圏教化の推進をはからなければならない。

(業務)

**第5条** 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 首都圏教化の推進に関する事項
- (2) 首都圏開教に関する事項
- (3) 首都圏開教従事者の育成及び指導に関する事項
- (4) 広報及び出版に関する事項
- (5) 首都圏教化の総合施設に関する事項
- (6) 都市教化の推進のための研究及び調査に関する事項
- (7) その他必要な事項

(本部長)

**第6条** 本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、参務の中から宗務総長がこれを任命する。

3 本部長は、本部の業務を総理する。

(本部の職員)

**第7条** 本部の業務を行うため、本部に次の各号に掲げる職員を置き、組織部長の上申により、宗務総長がこれを任命する。

- (1) 本部員 若干人
- (2) 推進要員 若干人
- (3) 法務員 若干人

2 本部員は、首都圏教化に関する総合的な企画の立案とその実践をはかるとともに、推進要員の指導に当たる。

3 推進要員は、首都圏教化推進のための業務に従事する。

4 法務員は、第10条に定める「東本願寺真宗会館」及び第10条の2に定める東本願寺真宗会館の機能を補完する施設における崇敬、給仕等の業務並びに首都圏における教化推進のための法務に従事する。

5 本部員及び法務員の任期は3年とし、推進要員の任期は1年とし、それぞれ再任を妨げない。

6 本部の職員は、常勤に限り宗務役員とする。

(本部の事務)

**第8条** 本部の事務は、本部長の指揮を受けて、東京宗務出張所長が掌理し、東京宗務出張所の宗務役員がこれに当たる。

(首都圏教化の総合施設の設置)

**第9条** 首都圏教化の推進に資するため、首都圏に教化の総合施設を設置する。

(東本願寺真宗会館)

**第10条** 前条の首都圏教化の総合施設は、「東本願寺真宗会館」(以下「会館」という。)と称し、東京都練馬区谷原一丁目3番地に置く。

2 会館は、首都圏における教化推進の中心道場として、礼拝の施設を備え、本尊を安置し、教義を宣布し、儀式を執行し、その他必要な事業を行う。

3 会館の管理運営に関する事項は、別に定める。

**第10条の2** 首都圏の地域の実情に応じた開教の推進に資するため、会館の機能を補完する施設を設けることができる。

2 前項の施設は、「東本願寺何々真宗会館」と称することを通例とし、設置地域の名称を付するものとする。

3 第1項の施設は、礼拝の施設を備え、本尊を安置し、教義を宣布し、儀式を執行し、その他必要な事業を行う。

4 本部長は、宗教法人格取得に向けた要件が整ったと認めたときは、当該施設に対し、第12条に定める首都圏開教拠点の指定を行うものと

する。

(首都圏開教者)

**第11条** 首都圏開教に従事する本派の教師であって、寺院又は教会を新たに設立することを目的とする者を、首都圏開教者(以下「開教者」という。)という。

2 開教者は、あらかじめ所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得て、本部長に届け出なければならない。

3 開教者は、本部の指導のもと、首都圏開教の実が挙がるよう努めなければならない。

4 開教者の活動拠点を、開教所と称する。

(開教拠点の指定)

**第12条** 本部長は、首都圏における開教を推進し、寺院又は教会の設立を促進するため、首都圏開教拠点を指定することができる。

(首都圏開教相談室)

**第13条** 首都圏開教に関する相談窓口として、本部に首都圏開教相談室を設置する。

2 首都圏開教相談室に関する事項は、別に定める。

(達令への委任)

**第14条** この条例施行について必要な事項は、達令で定める。

**附 則**

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 首都圏教化に関する条例(1970年条例第180号)は、廃止する。

**附 則**(2002年6月28日条例公示第6号)  
この条例は、2002年7月1日から施行する。

**附 則**(2008年6月27日条例公示第6号)  
この条例は、2008年7月1日から施行する。

**附 則**(2009年6月29日条例公示第11号)  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**(2015年6月26日条例公示第2号)  
この条例は、2015年7月1日から施行する。

**附 則**(2018年6月25日条例公示第3号)抄  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

## 首都圏教化推進条例施行条規

（1989年7月1日達令公示第4号）

- 改正 ①1996年6月20日達令公示7  
 ②2000年6月27日達令公示8  
 ③2002年6月28日達令公示17  
 ④2009年6月29日達令公示18  
 ⑤2010年8月1日達令公示15

（定義）

**第1条** この達令において、「条例」とは首都圏教化推進条例（1989年条例公示第6号）を、「本部」とは首都圏教化推進本部を、「本部長」とは首都圏教化推進本部長を、「本部員」とは首都圏教化推進本部本部員を、「推進要員」とは首都圏教化推進本部推進要員を、「法務員」とは首都圏教化推進本部法務員を、「会館」とは東本願寺真宗会館を、それぞれいうものとする。

（用語の意義）

**第2条** 条例第3条にいう「教化組織の拡充」とは、本派の門徒であって所属寺院が遠隔地にある者の再組織化及び現代社会の大衆に対する教法伝達の活動並びに寺院及び教会の設立の促進をいう。

（業務）

**第3条** 本部は、条例第5条に規定する業務の推進のため次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 首都圏における総合的な教化研修計画の企画、立案及び教化の推進に関する事項
- (2) 現代社会の大衆に対する教法伝達の活動に関する事項
- (3) 信仰及び教化の相談に関する事項
- (4) 首都圏開教の拠点及びその設置に関する事項
- (5) 首都圏開教に従事する僧侶の育成及び指導に関する事項
- (6) 首都圏開教に資する団体に関する事項
- (7) 首都圏開教及び都市教化に必要な調査及び研究に関する事項
- (8) 所属寺院が遠隔地にある者の再組織化に関する事項
- (9) 首都圏開教に必要な儀式の執行に関する事項
- (10) 本部員及び推進要員に関する事項
- (11) 法務員に関する事項
- (12) 会館に関する事項
- (13) 必要な情報の収集及び連絡に関する事項
- (14) 前各号のほか、必要な事項（事業計画）

**第4条** 本部は、首都圏教化の推進に関し、毎年

度終了3ヵ月前までに次の年度の事業計画を定め、宗務総長に提出しなければならない。

（会館の管理運営）

**第5条** 会館は、教化基本条例（1985年条例公示第4号）第20条の規定及び設立の本旨に則り、その機能を発揮するよう運営されなければならない。

2 会館は、本部長が総理し、東京宗務出張所長が管理する。

（真宗会館教導）

**第6条** 会館参詣者への法話、座談会及び信仰相談等の業務は、真宗会館教導がこれに当たる。

（開教法務員）

**第7条** 本部長は、条例第12条に定める開教拠点に開教法務員を置き、当該開教拠点の業務を委託するものとする。

（首都圏教化推進会議）

**第8条** 首都圏教化の施策の調整を図り、会館の管理運営について審議するため、本部に首都圏教化推進会議（以下「教化推進会議」という。）を設置する。

2 教化推進会議は、本部長及び東京宗務出張所長のほか、次の各号に掲げる者の中から、宗務総長の承認を得て本部長が委嘱した委員20人以内で組織する。

- (1) 東京教区の教区会議員及び教区門徒会員
- (2) 東京教区の教区教化委員
- (3) 東京教区以外の教区会議員、教区門徒会員又は教区教化委員
- (4) 教務所長及び宗務所の部門の長
- (5) 学識経験のある者

3 前項第5号の委員の任期は、3年とする。

4 教化推進会議の議長は、本部長がこれに当たり、議事を整理する。

5 教化推進会議は、本部長の招集により、毎年1回以上開くものとする。

6 教化推進会議は、委員の半数以上の出席によって開き、その議事は、出席者の過半数によって決する。

7 本部の職員、東京宗務出張所及び東京教務所の宗務役員並びに東京教区駐在教導は、会議に出席して発言することができる。

附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 首都圏教化推進本部規程（1971年告達第12号）は、廃止する。

附 則（1996年6月20日達令公示第7号）

この達令は、1996年6月20日から施行する。

附 則（2000年6月27日達令公示第8号）



この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2002年6月28日達令公示第17号）

この達令は、2002年7月1日から施行する。

**附 則**（2009年6月29日達令公示第18号）

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2010年8月1日達令公示第15号）

この達令は、2010年8月1日から施行する。

## 寺院活性化支援推進条例

〈2020年6月25日条例公示第4号〉

（趣旨）

**第1条** この条例は、教化基本条例（1985年条例公示第4号）第20条の2の規定に基づき、別院並びに寺院及び教会（以下「寺院」という。）の活性化を支援する教化施策（以下「寺院活性化支援」という。）の推進を図るため、必要な事項を定める。

（寺院活性化支援の目的）

**第2条** 寺院活性化支援は、寺院の運営及び教化活動の活性化に資するため、寺院の特性に応じながら、必要な情報及び技術の提供並びに寺院における企画の立案及び実施を支援することを目的とする。

2 寺院活性化支援は、寺院に関わる僧侶、寺族及び門徒の共創による主体的な活動を尊重しなければならない。

（真宗教化センター寺院活性化支援室）

**第3条** 寺院活性化支援を推進するため、企画調整局に真宗教化センター寺院活性化支援室を置く。

（教区寺院活性化支援室）

**第4条** 寺院活性化支援を推進するため、教区に寺院活性化支援室を置く。

（寺院活性化支援員）

**第5条** 寺院活性化支援に従事する者を寺院活性化支援員という。

（達令への委任）

**第6条** この条例を施行するために必要な事項は、達令で定める。

**附 則**

この条例は、2020年7月1日から施行する。

# 寺院活性化支援推進条例 施行条規

（2020年6月25日達令公示第9号）

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この達令は、寺院活性化支援推進条例（2020年条例公示第4号。以下「条例」という。）

第6条の規定により、寺院活性化支援室及び寺院活性化支援員について必要な事項を定める。（寺院活性化支援員）

**第2条** 条例第5条に定める寺院活性化支援員（以下「支援員」という。）は、条例第2条に定める目的を達成するために必要な活動（以下「支援活動」という。）を行う。

2 支援員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 寺院運営活性化支援担当
- (2) 過疎・過密地域寺院教化支援担当
- (3) 青少幼年教化支援担当

3 支援員は、条例第3条に定める真宗教化センター寺院活性化支援室（以下「センター支援室」という。）又は条例第4条に定める教区寺院活性化支援室（以下「教区支援室」という。）に所属するものとし、第6条又は第11条の定めにより、前項各号に定める種別を示して宗務総長がこれを任命する。

4 センター支援室に所属する支援員（以下「センター支援員」という。）が支援活動を行う範囲は、全教区とする。

5 教区支援室に所属する支援員（以下「教区支援員」という。）が支援活動を行う範囲は、当該教区内とする。

## 第2章 センター支援室

（業務）

**第3条** センター支援室は、すべての宗務機関と連携して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 寺院の運営及び教化活動の活性化支援に関する事項
- (2) 過疎・過密地域の寺院における教化の支援に関する事項
- (3) 青少幼年教化の支援に関する事項
- (4) 支援員の養成及び支援員への助言指導に関する事項
- (5) 各部門及び各教務所並びに教区支援室との連絡及び調整に関する事項
- (6) 寺院の活性化支援に資する情報の収集及び提供に関する事項
- (7) その他必要な事項

（事務の所掌）

**第4条** センター支援室の事務は、企画調整局長が掌理する。

（職員）

**第5条** センター支援室に、次に掲げる職員を置き、企画調整局の宗務役員及び教化推進の組織機構に関する基本条例（2015年条例公示第1号。以下「基本条例」という。）第2条第3項に定める3機関（以下「3機関」という。）に所属する常勤の専門職員の中から、宗務総長が命ずる。

- (1) 統括主任 1人
- (2) 主任 3人以内
- (3) 掛 若干人

2 統括主任は、企画調整局長の命を受けてセンター支援室の事務を整理する。

3 主任は、センター支援室の事務を処理する。

4 掛は、センター支援室の事務に従事する。

（センター支援員の任命）

**第6条** センター支援員は、第22条に定める専門講習修了者名簿に登録された者のうち、企画調整局の宗務役員若しくは非常勤の嘱託、3機関に所属する専門職員又は教区駐在教導若しくは教区青少幼年指導主任の中から、基本条例第8条第5項に定める企画調整会議の議を経て、企画調整局長の上申により宗務総長がこれを命ずる。

2 センター支援員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。

3 センター支援員は、企画調整局長の命を受けて、支援活動に当たる。

（センター支援員の派遣）

**第7条** 企画調整局長は、教区及び組並びに寺院からの要請に応じ、当該教区及び組並びに寺院を管轄する教務所長との連絡協議を経て、センター支援員を派遣する。

2 企画調整局長は、3機関の専門職員又は教区駐在教導若しくは教区青少幼年指導主任であるセンター支援員を派遣しようとするときは、あらかじめ本人が所属する機関の長又は教務所長の同意を得るものとする。

## 第3章 教区支援室

（設置）

**第8条** 教区支援室は、教区会及び教区門徒会の議決を経て、教区に設置する。

2 教区支援室は、当該教区の教区教化委員会との連携又は一体的な運営を期して設置されなければならない。

（業務）

**第9条** 教区支援室は、次の各号に掲げる業務を

行う。

- (1) 寺院の運営及び教化活動の活性化支援に関する事項
- (2) 過疎・過密地域の寺院における教化の支援に関する事項
- (3) 青少幼年教化の支援に関する事項
- (4) 教区支援員の研鑽及び情報共有に関する事項
- (5) その他必要な事項  
(事務の所掌)

**第10条** 教区支援室は、教務所長が掌理する。  
(教区支援員の任命)

**第11条** 教区支援員は、第22条に定める専門講習修了者名簿に登録された者のうち、当該教区の僧侶、門徒及び学識経験者の中から、当該教区を管轄する教務所長の上申により宗務総長がこれを任命する。

2 前項に定める教区支援員の任期は、当該教区の設定による。

3 教区支援室が設置された教区に駐在する教区駐在教導又は教区青少幼年指導主任であって、センター支援員である者は、教区支援員を兼務する。この場合の教区支援員の任期は、当該役職の在職中とする。

4 教区支援員は、教務所長の命を受けて、支援活動に当たる。

(教区支援員の派遣)

**第12条** 教務所長は、管轄する教区の組又は寺院からの要請に応じ、教区支援員を派遣する。  
(他の宗務機関との連携)

**第13条** 教区支援室は、センター支援室及び各教務所並びにその他の宗務機関と相互に緊密な連携を保持し、その機能を発揮できるよう運営されなければならない。

(運営細則)

**第14条** 教務所長は、教区支援室の名称、組織、運営及び教区支援員の任期その他必要な事項について、教区会及び教区門徒会の議決を経て、運営細則を定めるものとする。

(教区支援室の事務)

**第15条** 教区支援室の事務は、教務所が行う。

#### 第4章 支援員の養成

(寺院活性化支援員講習)

**第16条** 支援員の活動に必要な知識及び技術の習得を目的として、寺院活性化支援員講習（以下「講習」という。）を実施する。

2 講習は、基礎講習と専門講習の2種とする。

3 講習は、センター支援室がこれを行う。

(基礎講習)

**第17条** 基礎講習は、支援員の活動に必要な基

礎知識の習得を目的とする。

2 基礎講習の受講者は、企画調整局長の上申により、宗務総長が受講を認めた者とする。

(専門講習)

**第18条** 専門講習は、第2条第2項各号に定める種別に応じた専門知識及び技術の習得を目的とし、次の各号に掲げる講習を行う。

(1) 寺院運営活性化支援講習

(2) 過疎・過密地域寺院教化支援講習

(3) 青少幼年教化支援講習

2 専門講習の受講者は、基礎講習を修了した者の中から、企画調整局長の上申により、宗務総長が受講を認めた者とする。

(講習の期間及び科目等)

**第19条** 講習の期間及び科目等は、企画調整局長がこれを定める。

(講習の講師)

**第20条** 講習の講師は、前条に定める講習の期間及び科目ごとに、学識経験者、宗務役員及び支援員の中から、企画調整局長の上申により、宗務総長が委嘱し又は命ずる。

(講習の修了)

**第21条** 企画調整局長は、講習修了の都度、基礎講習修了証及び専門講習修了証を交付する。

2 やむを得ない事情により、定められた講習の一部を受講できなかった場合は、企画調整局長は必要に応じて補習を受講させることができる。  
(修了者名簿)

**第22条** 企画調整局長は、センター支援室に基礎講習修了者名簿及び専門講習修了者名簿を備え、修了者の氏名を登録しなければならない。

2 第2条第2項各号に定める種別に関する学識経験がある者で、企画調整局長の上申により、宗務総長が認めた者については、講習を修了したものとみなし、企画調整局長は、前項に定める専門講習修了者名簿に登録することができる。

3 企画調整局長は、第1項に定める名簿の登録者について、教務所長に対しこれを通知しなければならない。

(講習の再受講)

**第23条** 企画調整局長は、既に講習を修了した者について、特に必要があると認めたときは、講習の再受講を命ずることができる。

(講習受講の要請)

**第24条** 教務所長は、必要により、管轄する教区内の僧侶、門徒及び学識経験を有する者について、企画調整局長に対し講習の受講を要請することができる。

#### 第5章 補則

(事務所管)

**第25条** 寺院活性化支援に関する事務は、企画調整局の所管とする。

**附 則**

- 1 この達令は、2020年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、寺院活性化支援室規程(2017年達令公示第1号。以下同じ。)により、現に支援員を命ぜられている者は、この達令により命ぜられたセンター支援員とみなす。
- 3 この達令施行の際、寺院活性化支援室規程により、現に講習を受講している者は、この達令による講習を受講しているものとみなす。
- 4 この達令施行の際、寺院活性化支援室規程により、現に基礎講習修了者名簿又は専門講習修了者名簿に登録されている者は、この達令による基礎講習修了者名簿又は専門講習修了者名簿に登録されたものとそれぞれみなす。
- 5 寺院活性化支援室規程は、廃止する。ただし、その業務はこの達令によるセンター支援室が継承する。

## ～第16編 公益事業～

### 公益事業条例

〈1991年6月29日条例公示第26号〉

(定義)

**第1条** この条例でいう公益事業とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 生活保護に関する事項
- (2) 民生福利に関する事項
- (3) 感化に関する事項
- (4) その他の公益に関する事項

(公益事業に関する届出)

**第2条** 寺院、教会又はその所属団体若しくは本派に関係ある団体が公益事業を行おうとするときは、教務所長を経て、宗務総長に届け出なければならない。

(公益事業従事者の届出)

**第3条** 僧侶、寺族又は門徒であつて、公益事業の役職員となったときは、その団体が公立、私立にかかわらず、直ちに、教務所長を経て、宗務総長に届け出なければならない。

(輔導使)

**第4条** 宗務総長は、公益事業に従事する教師について、輔導使を任命することができる。

(助成金)

**第5条** 宗務総長は、公益事業施設に助成金を交付することができる。

(必要書類の提出)

**第6条** 宗務総長は、第2条の規定によって届出をした公益事業団体に対して、必要な書類を提出させることができる。

(統合機関)

**第7条** 宗務総長は、公益事業の発展と連絡統制をはかるため、統合機関を設けることができる。

(達令等への委任)

**第8条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、輔導使であった者は、この条例による輔導使とみなす。

### 輔導使任命規程

〈1991年6月29日達令公示第47号〉

改正 2013年6月28日達令公示12

(趣旨)

**第1条** この達令は、公益事業条例（1991年条例公示第26号）第4条に定める輔導使の任命について必要な事項を定める。

(輔導使の責務)

**第2条** 輔導使は、教化の本旨に則つて、その職務に当たらなければならない。

(任命)

**第3条** 輔導使は、教育部長の上申により、次の各号に掲げる者について、宗務総長が任命する。

(1) 教誨師

(2) 篤志面接委員

2 宗務総長は、前項各号に定める者のほか、必要に応じて教師を輔導使に任命することができる。

(審査)

**第4条** 輔導使の任命は、教導審査会の審査を経なければならない。ただし、前条第1項第1号に定める者については、当該職の委嘱に際し行った教導審査会の審査をもってこれに充てるものとする。

(解任及び罷免)

**第5条** 従事する公益事業の職を解かれた者は、同時に輔導使を解かれるものとする。

2 輔導使であつて、次の各号のいずれかに該当する者は、その情状によってこれを罷免することができる。

(1) 教義について不正、若しくは異様の勧説をする者

(2) 本派の秩序を乱す言行をする者

(3) 本派の威信を失う言行をする者

(4) 謹慎以上の懲戒処分に処せられた者

附 則

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、輔導使であった者は、この達令により任命されたものとみなす。

附 則（2013年6月28日達令公示第12号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、現に輔導使である者は、この達令による輔導使とみなす。



## ～第17編 褒賞・懲戒～

### 褒賞条例

〈1991年6月29日条例公示第27号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、真宗大谷派宗憲第90条に定める褒賞について定める。

(適用)

**第2条** 僧侶、寺族及び門徒並びに寺院、教会、所属団体及び組は、この条例の定めるところにより、その功績に応じて褒賞を授与される。

2 前項のほか、本派に貢献した者について、その功績により褒賞を行う。

(授与)

**第3条** 褒賞は、宗務総長が行い、特に必要があるときは、内局の進達により門首が行う。

(功績審査会)

**第4条** 功績を審査し、褒賞に関する必要な事項を決定するため、功績審査会を設置する。

(達令への委任)

**第5条** 褒賞の種目、審査の基準その他この条例施行に関する必要な事項は、達令で定める。

#### 附 則

1 この条例は、1991年6月30日から施行する。

2 褒賞条例(1948年条例第21号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 旧条例第4条第1項第1号及び第2号に規定する功章及び旌賞並びに同第8条に規定する寺格、教会格、堂班及び衣体による褒賞は、前項の規定にかかわらず、この条例施行の日から1992年6月30日までの間、従前の例によりこれを行うものとする。

4 この条例施行の際、現に授与されている褒賞は、この条例による褒賞とみなし、現に有する寺格、称号及び待遇その他の処遇は、この条例施行によりその効力を失わない。

5 第3項の規定により取扱われたものも前項と同様とする。

### 褒賞条例施行条規

〈1994年6月28日達令公示第11号〉

改正 2009年5月1日達令公示4

(趣旨)

**第1条** この達令は、褒賞条例(1991年条例公示第27号)第5条の規定に基づき、条例施行に必要な事項について定める。

(褒賞の授与)

**第2条** 褒賞の授与は、文書をもって行う。

(褒賞の依用)

**第3条** 個人に授けられた褒賞の依用は、その者一身に限るものとする。

(褒賞の種目)

**第4条** 褒賞の種目は次のとおりとする。

(1) 功章

(2) 旌賞

(3) 栄章

(4) 門徒功労章

(5) 賞品

(6) 賞状

(7) 感謝状

(褒賞の審査項目・基準)

**第5条** すべて褒賞は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、功績審査会の議を経て、これを授ける。

(1) 学事、教化又は宗務に功績のあるもの。

(2) 本派の護持に功績のあるもの。

(3) 寺院又は教会の護持に功績のあるもの。

(4) 公益に関する功績のあるもの。

(5) 篤信・篤学又は善行であり他の範となるもの。

2 前項各号に定める項目ごとの審査基準は、褒賞の種目ごとに当該各条で定める。

(褒賞の追贈)

**第6条** 生前において、前条第1項各号のいずれかに該当するものであって、特にその功績が顕著であった者には、褒賞を追贈することができる。

(功章)

**第7条** 功章は、第5条第1項第1号から第3号までに該当する功績抜群の教師に、これを授ける。

2 功章の等級は、別に定める。

(旌賞)

**第8条** 旌賞は、第5条第1項第1号から第3号までに該当する功績優秀の教師に、これを授ける。

2 旌賞の等級は、別に定める。

(功章・旌賞授与者への礼遇)

**第9条** 功章及び旌賞を授けられた者には、法騰

法衣条例施行条規(1992年達令公示第3号)第38条の2に規定する衣体が同時に許可される。

(栄章)

**第10条** 栄章は、第5条第1項各号のいずれかに該当する功績顕著の者に、これを授ける。

2 栄章の等級は、別に定める。

(門徒功労章)

**第11条** 門徒功労章は、第5条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する門徒に、これを授ける。

2 門徒功労章の等級は、別に定める。

(賞品及び賞状並びに感謝状)

**第12条** 賞品及び賞状並びに感謝状は、第5条第1項各号のいずれかに該当する者に、これを授ける。

2 前項の褒賞の審査基準は、別に定める。

(褒賞の特例)

**第13条** 第4条に規定したもののほか、褒賞すべき者に対し功績審査会の議を経て、教師を陞補し又は法要座次若しくは衣体を許可することができる。ただし、教師については、更に教師条例(1991年条例公示第17号)第10条に定める教師審査委員会の議を経るものとする。(本派に所属しない個人又は団体に対する褒賞)

**第14条** 本派に所属しない個人又は団体であつて、本派のために功績のある者には、賞品又は感謝状を贈ることができる。

**附 則**

1 この達令は、1994年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により授与されている褒賞又は感謝状は、この達令により授与されたものとみなす。

**附 則**(2009年5月1日達令公示第4号)

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により授与されている褒賞は、この達令により授与されたものとみなす。

## 功績審査会規程

(1991年6月29日達令公示第48号)

改正 2021年6月30日達令公示18

(趣旨)

**第1条** この達令は、褒賞条例(1991年条例公示第27号)第4条による功績審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定める。

(組織)

**第2条** 審査会は、会長及び委員でこれを組織する。

2 会長は、組織部を担当する参務がこれに当たり、会務を統理する。

3 会長に事故あるときは、組織部長がその職務を代理する。

4 委員は次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 総務部長

(2) 本廟部長

(3) 教育部長

(4) 組織部長

(5) 財務部長

(議事及び議決)

**第3条** 審査会は、委員の半数以上の出席を得て開会し、その議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査の省略)

**第4条** 褒賞の授与及び追贈について、別に内規を定めている場合、審査会の審査を省略することができる。

(事務)

**第5条** 審査会の事務は、組織部が行う。

**附 則**

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、委員であった者は、この達令による委員とみなす。

3 1991年6月30日現在、幹事及び書記であった者は、この達令による幹事及び書記とみなす。

**附 則**(2021年6月30日達令公示第18号)

1 この達令は、2021年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により設置された審査会による審査の結果は、この達令による審査会が審査したものとみなす。



## 懲戒条例

(1991年6月29日条例公示第28号)

- 改正 ①1999年6月25日条例公示11  
②2000年6月27日条例公示13  
③2005年6月28日条例公示11  
④2012年6月29日条例公示11  
⑤2018年6月25日条例公示3

### 第1章 総則

(この条例の適用)

第1条 この条例は、懲戒に該当する非違行為のあった僧侶に適用する。

(懲戒のときに関する効力)

第2条 宗門法規上非違行為とならなかった行為を、事後の宗門法規によって懲戒に処することはできない。

(懲戒の宗門法規変更に関する効力)

第3条 非違行為を行った後宗門法規の変更があったときは、最も軽いものを適用する。

(懲戒期間の計算)

第4条 懲戒の期間は、判定確定の日の翌日から起算する。

(精神障害、年齢未滿、不可避)

第5条 精神の障害により、是非を弁別する能力のない者、年齢14歳に満たない者及び不慮の災害によって、やむをえず行った行為は、これを懲戒しない。

### 第2章 懲戒の種目

(懲戒の種目)

第6条 懲戒の種目は、次のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 重懲戒
- (3) 軽懲戒
- (4) 謹慎
- (5) 譴責

(除名)

第7条 除名は、僧侶の身分を喪失させ、僧籍簿の登録を削除する。

(重懲戒)

第8条 重懲戒に処せられた者は、すべての役職務を罷免され、教師、学階、褒賞及び一般衣体を除く衣体をはく奪され、法要座次を最下級に降下されるほか、懲戒期間中に限り、自己が所属する寺院又は教会以外の場所において僧侶の分限を行うことができない。

(重懲戒の期間)

第9条 重懲戒に処する期間は、3年以上7年以下とする。

(軽懲戒)

第10条 軽懲戒に処せられた者は、住職又は教会主管者以外の役職務を罷免されるほか、その懲戒期間中に限り、自己が所属する寺院又は教会あるいはその門徒の家以外の場所において僧侶の分限を行うことができないのみならず、学階、褒賞及び一般衣体を除く衣体の効力が停止され、教師及び法要座次を最下級に降下される。

(軽懲戒の期間)

第11条 軽懲戒に処する期間は、1年以上5年以下とする。

(謹慎)

第12条 謹慎に処せられた者は、その懲戒期間中、自己が所属する寺院又は教会あるいはその門徒の家以外の場所において僧侶の分限を行うことができない。

(謹慎の期間)

第13条 謹慎に処する期間は、3ヵ月以上2年以下とする。

(譴責)

第14条 譴責は、文書をもって訓戒する。

(懲戒に処せられた者の制限)

第15条 第6条第2号乃至第4号の懲戒を受けた者は、その懲戒期間中、前記の懲戒処分を受けたが、その施行を猶予された者は、その猶予期間中、褒賞及び学階の授与、教師の補任及び陞補並びに法要座次及び衣体の許可を受けることができない。

### 第3章 懲戒の軽減及び加重並びに施行猶予

(併合の懲戒)

第16条 確定判定を経ない数個の非違は、これを併合して、最も重い非違行為について定めた懲戒によって処断する。

(酌量軽減)

第17条 非違行為の情状により酌量してその懲戒を軽減することができる。

(累行非違行為と懲戒加重)

第18条 懲戒に処せられた者が、懲戒の施行中又はその懲戒を受けることがないようになってから3年以内に、更に非違を行い、懲戒に処すべきときは、その非違行為について、懲戒を加重することができる。

(競合非違行為の処断)

第19条 1個の行為が数個の非違行為に該当する場合は、最も重い非違行為について定めた懲戒によって処断する。

(施行猶予)

第20条 3年以下の軽懲戒又は謹慎の判定について、その懲戒の施行を猶予することを相当と

する情状があるときは、1年以上5年以下の期間、その懲戒処分を猶予することができる。謹慎以上の非違行為を累ねたときは、この限りでない。

2 懲戒の施行猶予の判定を受けたときは、非違行為によって生じた損害の賠償を、命ずることができる。

(施行猶予の取消)

**第21条** 懲戒処分の施行を猶予された者が、その猶予期間中に、謹慎以上の懲戒に処せられたときは、施行猶予を取り消さなければならない。

2 施行猶予の期間中に、次の各号のいずれかに該当するものは、施行猶予を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項による損害の賠償を履行しない者
- (2) 改悛の情のない者

**第22条** 施行猶予が取り消されることがなくその期間を経過したとき、判定は、その効力を失う。ただし、損害賠償の責は免れない。

#### 第4章 減免

(減免の種類)

**第23条** 懲戒の減免は、赦免及び宥免の2種とする。

(赦免)

**第24条** 赦免は、恩赦令が発せられたとき、又は本派の重要な儀式に際して行う。

2 赦免の範囲は、達令をもってその都度これを定める。

(宥免)

**第25条** 宥免は、懲戒期間の半ばをすぎた者であって、その本分を遵守し、改悛の実績のある場合に行い、将来にむかって懲戒を免除又は軽減する。

2 宥免の適用は達令をもって別に定める。

#### 第5章 時効

(時効)

**第26条** 非違行為を終わった日から次の期間を経過した後は、その者について申告することができない。

- (1) 除名にあたる非違については、10年
  - (2) 重懲戒にあたる非違については、7年
  - (3) 軽懲戒にあたる非違については、5年
  - (4) 謹慎にあたる非違については、3年
  - (5) 譴責にあたる非違については、1年
  - (6) 選挙に関する非違については、6ヵ月
- (時効の停止)

**第27条** 時効は、当該非違行為の申告書の受理日をもって、進行を停止する。

2 非違行為に該当する行為を行った者が僧侶条

例(1991年条例公示第16号)第18条の規定により僧籍削除となったため又は懲戒の根拠となっている役職務を失ったため申告されなかった場合には、時効は、僧籍削除の日又は当該役職務を失った日をもって、その進行を停止する。

#### 第6章 非違行為の分類

(非違行為と懲戒)

**第28条** 教義について異説を固執し、仏祖に対して崇敬を失する行為をした者は、除名又は重懲戒に処する。

**第29条** 本派の秩序を紊乱し又はその企画をした者は、除名又は重懲戒に処する。

**第30条** 奉安する本尊及び影像を正当の理由なく担保に供し若しくは譲渡した者は、除名又は重懲戒に処する。

**第31条** 正規の手続を経ないで、法宝物又は寺有財産を費消し又は費消しようとした者若しくは護持を怠って寺院又は教会を荒廃させた者、あるいは職分を怠って多数の門徒を背離させた者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

**第32条** 行使の目的で、仏祖の影像若しくは名号又は本派の用いる印章若しくは文書等を偽造若しくは変造した者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

2 前項の偽造又は変造した文書等を行使した者についても、前項同様とする。

**第33条** 本派、本派に属する機関、別院若しくは団体の財産又はこれらの用に供する財産を不正に費消した者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

2 重大な過失によって、前項に記載した財産に損害を与えた者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

3 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が、前2項に規定する行為を行ったときも、また同様とする。この場合、その役職を離れても懲戒処分を免れることはできない。

4 第1項及び第2項の費消又は損害の全額若しくは一部の賠償を、期限及び方法を指定して判定に併せてこれを命ずることができる。

**第34条** 宗務執行を妨害した者、宗門法規で定める願又は申請若しくは届に虚偽の記載をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

**第35条** 審問院の判定及び裁決に従わない者又は他人に懲戒処分を受けさせる目的で偽証又は虚偽の申告をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

**第36条** 職務に関し、不正の利益を受け又は受ける約束をした、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

2 前項による懲戒処分は、その役職を離れても免れることはできない。

**第37条** 故なく賦課金の納付を怠った者及び宗務執行のために発した命令に背き、又は宗務執行のために発した招喚に応じない者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

**第38条** 申告の義務を有する者が、故意にその申告の義務を怠ったときは、謹慎又は譴責に処する。

**第39条** 我情によって、僧侶又は門徒との間に不和を起した者は、謹慎又は譴責に処する。

**第40条** 境内又は堂宇において公序良俗に反する行為又は営利を目的とする興業をし、若しくはこれをさせた者あるいは僧侶としての威儀を失墜した者は、謹慎又は譴責に処する。

**第41条** 僧侶の分限を行うことができない者に、その行為をさせた者は、謹慎又は譴責に処する。

**第42条** 役職名、教師、学階又は褒賞を詐称した者、法要座次又は衣体を濫用した者は、謹慎又は譴責に処する。

**第43条** 削除

**第44条** 重大なる過失により、所奉の仏祖又は堂宇を焼失したときは、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

**第45条** 住職又は教会主管者が、その監督を怠り又は制止しなかったために、寺族又は門徒が第28条から前条に規定する非違行為若しくはこれに相当する行為を行ったときは、その住職又は教会主管者は、謹慎又は譴責に処する。

**第46条** 懲役又は禁この宣告を受けた者は、除名、重懲戒又は軽懲戒に処する。

2 前項の宣告に執行猶予が付された者についても、前項同様とする。

**第47条** 罰金又は破産手続開始の決定若しくは破産の宣告を受けた者は、謹慎又は譴責に処する。

**第48条** 前条の処分の理由が僧侶にふさわしくない行為に因るときは、軽懲戒又は謹慎に処する。

**第49条** 非違行為であって、一時の過失によるもの又は軽微なものは、譴責に処する。

**第50条** 非違行為を他人に行わせるように教唆若しくは誘導した者又は非違行為のあることを知って、故意にこれを隠蔽した者は、それぞれ非違行為を行った者に準じて処断する。

**第51条** 国の法令に違反し、又は公益を害する行為のために解散を命ぜられた寺院、教会の住職又は教会主管者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

**第52条** 本派における選挙に関する非違行為は、宗議会議員選挙条例及び教区会議員選挙条例に定める懲戒の規定に従い、処断する。

## 附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、継続中であった行為は、この条例によるものとみなす。

3 1991年6月30日までに、従前の規定によって行った行為は、この条例によるものとみなす。

**附 則** (1999年6月25日条例公示第11号)

1 この条例は、1999年7月1日から施行する。

2 1999年6月30日現在、継続中であった行為は、この条例によるものとみなす。

3 1999年6月30日までに、従前の規定によって行った行為は、この条例によるものとみなす。

**附 則** (2000年6月27日条例公示第13号)

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (2005年6月28日条例公示第11号) 抄

この条例は、2005年7月1日から施行する。

**附 則** (2012年6月29日条例公示第11号)

1 この条例は、2012年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、従前の規定により進行を停止している時効は、改正後の第27条第1項により時効の進行を停止しているものとみなす。

3 この条例施行の際、既に非違行為を行った者が僧籍削除となっている場合又は懲戒の根拠となる役職務を失っている場合、改正後の第27条第2項を適用する。

4 この条例施行の日までに行われた改正前の第31条に該当する行為は、改正後の第31条による行為とみなす。

5 この条例施行の際、既に行われた行為であって、改正前の第33条第1項若しくは第2項又は第36条に該当する非違行為は、なお従前の例による。

**附 則** (2018年6月25日条例公示第3号) 抄

この条例は、2018年7月1日から施行する。



## ～第18編 会計～

### 会計条例

〈1988年1月20日条例公示第1号〉

改正 ①1991年6月29日条例公示29

②1997年6月13日条例公示4

③1997年6月13日条例公示9

④2001年6月29日条例公示12

⑤2009年6月29日条例公示12

⑥2012年2月28日条例公示3

⑦2020年6月25日条例公示5

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、宗憲第12章第1節及び第2節並びに真宗大谷派規則第4章の定めにより、財務の運用を適正ならしめることを目的とする。  
(歳入及び歳出)

第2条 本派は、すべての収入を歳入とし、すべての支出を歳出とする。  
(会計年度)

第3条 本派の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。  
(年度の会計)

第4条 各会計年度における経費は、その年度の歳入をもってこれを支弁しなければならない。  
(出納事務)

第5条 会計年度に属する出納は、当該年度終了後3ヵ月以内に、その事務は、当該年度終了後5ヵ月以内に完結しなければならない。  
(財産目録等の作成)

第6条 本派は、会計年度終了後3ヵ月以内に財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成しなければならない。  
(特別会計の設定)

第7条 特別会計は、特定の目的又は資金を有する場合及び特定の事業を行う場合において、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、宗議会及び参議会の議決を経て、条例をもって設定するものとする。  
(継続費)

第8条 工事、工作その他の事業であって、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって継続して収入し及び支出することができる。

2 前項の規定により継続して収入し及び支出することのできる年限は、当該会計年度以降5年度以内とする。ただし、宗議会及び参議会の議決を経て、更にその年限を延長することができる。

3 前2項の規定により収入し及び支出する経費は、これを継続費という。

4 前3項の規定は、宗議会及び参議会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

#### 第2章 財産

(財産の種類別)

第9条 本派の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

(特別財産)

第10条 特別財産は、責任役員会並びに宗議会及び参議会の議決を経て、法宝物又は宝物として設定した財産とする。

2 特別財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

(基本財産)

第11条 基本財産は、不動産、有価証券、預金及び現金について、責任役員会並びに宗議会及び参議会の議決を経て、設定した財産とする。

2 基本財産は、これを譲渡、交換、貸与、出資の目的若しくは私権の設定等の処分をし、又は担保に供し、並びにその用途を変更し、及びこの法人の目的以外の使用をさせることができない。ただし、その用途及びこの法人の目的を妨げない限度において、緊急の必要に基づく場合又は軽微のものであってかつ一時使用若しくは公共の必要に係るものである場合は、これを貸与し、その用途を変更し、又はこの法人の目的以外の使用をさせることができる。

3 前項ただし書の場合においては、責任役員会の議決を経なければならない。

(普通財産)

第12条 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

2 普通財産たる不動産について、これを譲渡、交換、貸与、出資の目的若しくは私権の設定等の処分をし、又はこの法人の目的以外の使用をさせようとするときは、責任役員会並びに参議会及び常務会の議決を経て、その行為の少なくとも1ヵ月前に、利害関係人に対してその行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、この法人の目的を妨げない限度において、緊急の必要に基づく場合又は軽微のも

のであってかつ一時使用若しくは公共の必要に係るものである場合において、これを貸与し、又はこの法人の目的以外の使用をさせようとするときは、この限りでない。

- 3 前項本文に規定する行為が終わったときは、次の宗議会及び参議会に提出して、その承諾を求めなければならない。前項ただし書の場合においては、責任役員会の議決を経なければならない。

(財産の管理)

**第13条** すべて財産は、財務長が管理する。

- 2 財務長は、別に定めるところにより、各部門の長に管理の事務を委任することができる。
- 3 基本財産たる現金は、信用ある銀行等に預け、若しくは確実な有価証券に替えて管理しなければならない。

(不動産の模様替等)

**第14条** 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会並びに参加会及び常務会の議決を経て、その行為の少なくとも1ヵ月前に、利害関係人に対してその行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、その行為が当該不動産について、その用途及びこの法人の目的を妨げない限度において、緊急の必要に基づく場合又は軽微のものであってかつ一時使用若しくは公共の必要に係るものである場合は、この限りでない。

(1) 基本財産たる主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。

(2) 境内地の著しい模様替えをすること。

- 2 前項本文に規定する行為が終わったときは、次の宗議会及び参議会に提出して、その承諾を求めなければならない。前項ただし書の場合においては、責任役員会の議決を経なければならない。

(借入及び保証の禁止)

**第15条** 本派は、借入又は保証をすることができない。

- 2 国又は国に代わる機関若しくは信用ある金融機関から借り入れるものであって、あらかじめ借入の目的及び限度額並びに期間について、責任役員会並びに宗議会及び参議会の議決を経て、その行為の少なくとも1ヵ月前に、利害関係人に対してその行為の要旨を示してその旨を公告したとき、又は当該会計年度内で償還する一時の借入であって、責任役員会並びに参加会及び常務会の議決を経たときは、前項の限りでない。
- 3 前項の借入によって生ずる負債の総額は、本

派の経常部当初予算総額の100分の6を超えてはならない。

(財産所有の禁止)

**第16条** 宗務出張所、教務所、開教監督部、沖縄開教本部及び親鸞仏教センター（以下「宗務所以外の宗務機関」という。）並びに本派が経営する学校その他の施設では、別に財産を所有することができない。

### 第3章 予算

(予算の編成)

**第17条** 本派の歳入及び歳出は、毎会計年度予算をもって定める。

- 2 予算は、すべての収入を歳入とし、すべての支出を歳出として、これを編成しなければならない。

(予算の議決)

**第18条** 宗務総長は、毎年度の予算を、その年度前の宗議会及び参議会に提出し、その議決を経なければならない。ただし、宗議会及び参議会は、予算科目を発案し、又は原案の歳入歳出の金額を増加することができない。

(予算の区分)

**第19条** 予算は、経常及び臨時の2部に分け、それぞれこれを款項に区分する。

- 2 臨時部の歳出は、経常部の歳入をもって、これに充てることができる。

(提示書類)

**第20条** 宗務総長は、予算の提出にあたり、宗議会及び参議会に次に掲げる書類を提示するものとする。

- (1) 各部門の予定経費要求書  
(2) 前前年度の歳入歳出決算書  
(3) 前年度の歳入歳出現況書

(予備費の種類)

**第21条** 予備費は、次の2つに区分する。

第1予備費 避け難い予算の不足を補う。

第2予備費 予算外に生じた必要な経費に充てる。

- 2 第1予備費の支出は、予算の不足が生じた科目に振り替えてこれを行う。

(予算の形式)

**第22条** 予算には、前年度予算を併せて記載し、その増減を記さなければならない。

(補正予算)

**第23条** 法規上又は契約上本派の義務に属する経費の不足を補うほか、予算編成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった経費の支出（当該年度内において各会計の予算の移換えにとどまるものを含む）又は債務の負担を行うため必

要な予算の追加を行う場合、並びに予算編成後に生じた事由に基づいて予算に追加以外の変更を加える場合に限り、補正予算を編成することができる。

**第24条** 前条の予算は、予算作成の手續きに準じて編成し、宗議会及び参議会の議決を経なければならない。ただし、宗議会及び参議会が、予め参与会及び常務会に、款を新設し及び改廃する場合を除き、その変更によって生ずる差額がその年度を通じて、増減それぞれその会計の当初の予算の総額の100分の3を超えない限度における補正の議決を委任したときは、参与会及び常務会の議決をもって、宗議会及び参議会の議決とみなすことができる。この場合において、補正が2以上の会計に係るときは、その限度は金額の大なる予算による。

(予算不成立の場合の執行)

**第25条** 予算が成立しなかったときは、前年度の予算を執行する。

2 前項の期間は、4ヵ月を超えてはならない。その間の支出は、前年度該当期間の純計を超えることがあってはならない。

3 当該年度の予算が成立したときは、第1項の規定はその効力を失い、その日までの収入及び支出又は負担は、当該年度の予算によるものとみなす。

#### 第4章 収入

(歳入の種類)

**第26条** 次に掲げる収入は歳入として、財務部が収納する。

- (1) 冥加金
- (2) 賦課金
- (3) 礼金
- (4) 相続講金
- (5) 同朋会員志金
- (6) 懇志金
- (7) 回付受金
- (8) 前各号以外の収入

2 歳出予算に計上されていない土地、物件又は事業を指定した寄附の採納の決定は、参与会及び常務会の議決によらなければならない。

(礼金の種類)

**第27条** 礼金を分けて次の2つとする。

- (1) 願事礼金 寺院、教会、僧侶及び門徒の願事について納付するもの。
- (2) 授与礼金 授与物の授与について納付するもの。

(宗務所以外の宗務機関の収入)

**第28条** 宗務所以外の宗務機関で収入した金員は、その報告によって、歳入の各分科に収納する。

(過年度収入の措置)

**第29条** 出納の完結した年度に属する収入は、すべて現年度の歳入に繰り入れなければならない。

#### 第5章 支出

(年度転用の禁止)

**第30条** 当該年度の歳出予算は、これを他の年度の支出に充てることができない。

(使用の制限)

**第31条** 予算に定めた目的のほかに定額を使用し、又は項の金額を、それぞれの項の間において彼此移用することはできない。

(収入超過の場合の特例)

**第32条** 収入に対応して交付すべき金額の予算が、当該収入が予算を超過したことにより不足を生じ、支弁することができなくなった場合に限り、その支弁することができない額と同額を支出超過することができる。

(指定寄附の費途)

**第33条** 指定寄附の費途は、次の区分によらなければならない。

- (1) その費途が予算の歳出項目に該当するものについては、第1予備費から支出するものとする。
- (2) その費途に該当する歳出項目が予算にないものについては、第2予備費から支出するものとする。

2 前項各号の規定による場合には、予算にかかわらず当該予備費の支出が指定寄附金と同額超過することを妨げない。

3 前項の場合は、次の宗議会及び参議会に報告しなければならない。

(宗務所以外の宗務機関の経費支出)

**第34条** 宗務所以外の宗務機関の経費は、その収入した金額の中からこれを支払わせ、その報告によって歳入の各分科から支出する。

(前渡及び仮払)

**第35条** 財務長は、必要と認めるときは、経費の前渡又は仮払をすることができる。

2 宗務所以外の宗務機関において、経費の支払事項又は支払額が未確定であって、一時仮渡の必要のある場合は、主計は、所長の承認を経て仮渡をすることができる。

#### 第6章 決算

(決算の承認)

**第36条** 歳入及び歳出の決算は、翌年度の宗議会及び参議会に提出し、その承認を求めなければならない。

2 前項の決算は、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、これに会計監査院長の監査報告書を添付しなければならない。

(決算及び収支計算書)

**第37条** 歳入及び歳出の決算は、毎会計年度、出納事務の完結後遅滞なくこれを行い、予算と同一の形式によって、収入及び支出に、それぞれの予算額を併せて記載し、その増減を記した収支計算書を作成しなければならない。

(歳計剰余金の処分)

**第38条** 歳計に剰余を生じたときは、その半額は平衡資金として保管し、他の半額はこれを翌年度の歳入へ繰り入れるものとする。

(歳計不足の処置)

**第39条** 歳計に不足を生じたときは、参与会及び常務会の議決を経て、平衡資金により補填するものとする。

### 第7章 平衡資金及び保管金

(平衡資金)

**第40条** 歳計の不足を補うため平衡資金を設ける。

2 平衡資金は、歳計に不足を生じた場合を除き、これを支出することができない。ただし、特別の必要があるときは、参与会及び常務会の議決を経て、臨時にその一部又は全部を融通することができる。

**第41条** 本派の将来的展望に立った重大な事業を推進するため、これに必要な資金が大幅に不足し、その財源確保が困難であるときは、宗議会及び参議会の各議員の定数の過半数が出席した議会において、それぞれ3分の2以上の多数による議決を得た場合に限り、前条の規定にかかわらず、平衡資金の一部又は全部を使用することができる。

(保管金)

**第42条** 次に掲げる金員は、保管金としてこれを保管しなければならない。

- (1) 交付する金員であって、保留しているもの。
- (2) 收受した金員であって、各分科への収納を保留しているもの。
- (3) 支出の確定した金員であって、一時保留しているもの。
- (4) 保証金として領置しているもの。
- (5) 代替を目的として売却した不動産及び有価証券の代金
- (6) その他保管を必要とするものであって、別に条例で定められたもの。

**第43条** 保管金は、これを他に流用することができない。ただし、不動産の長期貸与に係る保証金について特別の必要があるときは、参与会

及び常務会の議決を経て、返済に支障のない額に限って、期間を定めて融通できる。

(別途会計)

**第44条** 平衡資金及び保管金は、別途会計とし、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算とともに宗議会及び参議会に提出し、その承認を求めなければならない。

### 第8章 出納

(責任の所在)

**第45条** 収入及び支出は、財務長の責任で行い、宗務総長に報告しなければならない。

(現金の保管)

**第46条** すべて現金は、平常の支出に充当するために必要な額を除き、第13条第3項に準じて保管しなければならない。

2 前項の規定により現金を有価証券に替えて保管しようとするときは、財務長は財産管理審議会に諮問しなければならない。

(出納検査)

**第47条** 財務長は、いつでも、財務部の宗務役員に宗務所及び宗務所以外の宗務機関の出納事務に関する検査を行わせることができる。

(宗務所以外の宗務機関の出納)

**第48条** 宗務所以外の宗務機関で収入した金員は、別に定めるところにより、遅滞なく財務部に送納しなければならない。

(物品出納)

**第49条** 物品の出納は、別に定めるところにより、金員と別途にこれを取り扱うものとする。

(出納事務に関わる者の責務)

**第50条** 金員若しくは物品の出納事務に関わる者は、その金員若しくは物品についての責任を負うものとする。この場合、その職務を離れても、出納事務に従事した期間に本派、本派に属する機関、別院若しくは団体の財産又はこれらの用に供する財産に損害を与えた事実が認められた場合には、その弁償の責めを免れることができない。

### 第9章 備付表簿

(宗務所備付表簿及び書類)

**第51条** 財務部に、次に掲げる表簿及び書類を備え、これを常に整備しなければならない。

- 予算書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 収支計算書
- その他別に定めるもの

2 宗務所以外の宗務機関についても、前項に準



じて必要な表簿を備え、これを常に整備しなければならない。

(保存の義務)

**第52条** 前条の表簿及び書類は、別に定めるところにより、これを保存しなければならない。

**第10章** 工事並びに土地及び物件の売買・貸借  
(約定の方法)

**第53条** 工事並びに土地及び物件の売買及び貸借は、すべて競争契約にしなければならない。ただし、次に掲げる場合には、随意契約とすることができる。

- (1) 急を要し競争に付するいとまのないとき。
- (2) 特殊な工事及び工作
- (3) 特殊の土地及び物件を、生産者、製造者若しくは所有者から買入れ又は借入れを必要とするとき。
- (4) 土地又は物件を、避けがたい特別の事情のある者に、譲渡し又は貸付けをするとき。
- (5) 外国で契約するとき。

**第11章** 雑則

(緊急支出)

**第54条** 緊急の需要がある場合において、内局は、内外の状況により宗会を招集するいとまのないときは、参与会及び常務会の議決を経て、予算にかかわらず、財政上の処分をすることができる。

- 2 前項による支出を緊急支出という。
- 3 緊急支出を行った場合には、次の宗議会及び参議会に提出して、その承認を求めなければならない。

(予算外負担となるべき契約)

**第55条** 次年度以降にわたり本派の負担となるべき契約を締結しようとするときは、参与会及び常務会の議決を経なければならない。ただし、事務機器その他軽微なものについては、この限りでない。

- 2 前項本文の契約を締結した場合には、次の宗議会及び参議会に提出して、その承認を求めなければならない。

**附 則**

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 会計条例(1960年条例第92号)は、廃止する。
- 3 従前の本願寺に属する各会計を除き、この条例施行の際、現に施行している予算、特別会計及び継続費並びに現に保管及び処理をしている別途会計は、その名称にかかわらず、それぞれこの条例による予算、特別会計及び継続費並びに別途会計とみなす。

4 この条例施行の際、現に取り扱っている経理事務は、この条例により取り扱っているものとみなし、従前の本願寺に属する各会計に関する経理事務については、1987年度に限り、なお従前の例により取り扱うものとする。

5 この条例施行の際、現に施行している本願寺に属する予算及び特別会計並びに別途会計は、1987年度に限り、第44条の規定にかかわらず、従前の例により別途にこれを経理するものとする。

6 従前の本願寺に属する各会計中、大谷祖廟特別会計において1987年度の歳計に剰余を生じたときは、前項の規定にかかわらず、その全額を翌年度の1般会計歳入に繰り入れてこれを処理するものとする。

7 従前の本願寺に属する各会計中、東大谷墓地特別会計の経理及び処理については、別に定める東大谷墓地特別会計条例の定めるところによる。

8 1986年度の決算については、なお従前の例による。ただし、1986年度大谷祖廟特別会計歳計剰余金の半額は、これを翌年度の一般会計歳入へ繰り入れるものとする。

9 この条例施行の際、現に設定している特別財産及び基本財産は、この条例により設定している特別財産及び基本財産とみなす。

10 この条例施行の際、現に有する普通財産は、この条例による普通財産とみなす。

11 この条例施行の際、現に公共の用に供し又は貸与中の不動産については、この条例によるものとみなす。

12 この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

**附 則**(1991年6月29日条例公示第29号)  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**(1997年6月13日条例公示第4号)抄  
この条例は、1997年7月1日から施行する。

**附 則**(1997年6月13日条例公示第9号)

- 1 この条例は、1997年7月1日から施行する。
- 2 教区制(1991年条例公示第8号)第3条及び組制(1991年条例公示第9号)第28条中「下付金」を「交付金」に改め、別院条例(1981年条例公示第7号)第11条第3号中「下付願」を「授与願」に改め、帰敬式に関する条例(1995年条例公示第3号)第6条第1項及び同条第2項中「下付」を「交付」に改める。

**附 則**(2001年6月29日条例公示第12号)  
この条例は、2001年7月1日から施行する。

**附 則**(2009年6月29日条例公示第12号)

この条例は、2009年7月1日から施行する。

**附 則**（2012年2月28日条例公示第3号）

- 1 この条例は、2012年3月1日から施行する。
- 2 第21条第2項の規定は、2010年度決算から適用する。

**附 則**（2020年6月25日条例公示第5号）

この条例は、2020年7月1日から施行する。

# 会計条例施行条規

(1988年1月20日達令公示第2号)

- 改正 ①1988年 5月16日達令公示4  
 ②1992年 5月26日達令公示6  
 ③1994年 6月28日達令公示12  
 ④1997年 6月13日達令公示13  
 ⑤1999年 6月25日達令公示9  
 ⑥2001年 6月29日達令公示10  
 ⑦2003年 9月 1日達令公示13  
 ⑧2012年 2月28日達令公示6  
 ⑨2013年 6月28日達令公示13  
 ⑩2013年12月26日達令公示19  
 ⑪2020年 6月25日達令公示10  
 ⑫2021年 6月30日達令公示5  
 ⑬2021年 6月30日達令公示7  
 ⑭2023年 6月30日達令公示18

## 第1章 総則

(年度の所属)

**第1条** 歳入の所属年度は、収入をした日の属する年度とする。ただし、前年度にその収入を計上してあったものは、会計条例(1988年条例公示第1号。以下「条例」という。)第5条に定める出納の期間内に限り、前年度に繰り入れるものとする。

**第2条** 歳出の所属年度は、その経費の支出を決定した予算の属する年度とする。

(特別会計年度の特例)

**第3条** 特別会計を設定する場合において、その会計年度の始期及び終期は、条例第3条に定める期日を超えてはならない。ただし、その始期又は終期が同条に定める始期の前又は終期の後1ヵ月を超えない場合は、この限りではない。

(収入及び支出の特例)

**第4条** 代替を目的として売却した不動産及び有価証券の代金は、代替物件を取得するまで、条例第42条第5号により保管金としてこれを保管しなければならない。法令その他やむを得ない事由により売却した不動産の代金についてもまた同様である。

2 前項により代替物件を取得しようとするときは、予め参与会及び常務会の議に付さなければならない。

3 完全なる所有権の回復を目的とする借地権又は借家権その他の不動産に係る権利の取得は、代替物件の取得とみなし、その代価及び経費は、前項により支出することができる。

**第5条** 土地又は物件の寄附を受け入れようとするときは、条例第26条第2項の規定に準じて処理しなければならない。

2 有価証券又は物品の寄附を受け入れようとするときは、予め宗務総長の承認を経なければならない。

3 前2項によって収納したときは、それぞれ第10章に定める表簿に所要の事項を記帳して、これを管理しなければならない。

(用語の定義)

**第6条** この達令における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) この達令において「部門」というときは、宗務職制(1991年条例公示第5号)第9条第1項に定める部門、宗会事務局、解放運動推進本部、青少年センター、宗務改革推進本部及び教学研究部並びに会計監査院及び審問院をいう。

(2) この達令において「部門の長」というときは、部門における事務を掌理する長並びに会計監査院長及び審問院長をいう。

(3) この達令において「宗務所以外の宗務機関」というときは、宗務出張所、教務所、開教監督部、沖縄開教本部及び親鸞仏教センターをいう。

(4) この達令において「記帳」というときは、第10章に定める表簿に所要の事項を記載することをいう。

(電子計算機による事務処理)

**第7条** この達令に定める記帳の事務は、宗務所事務取扱規程(1991年達令公示第10号)第15条の規定に基づき、電子計算機を使用し処理することができる。

## 第2章 財産の管理

(基本財産たる現金の管理)

**第8条** 基本財産たる現金は、信用ある銀行預金にし、若しくは確実な有価証券に替えて管理しなければならない。この場合において、有価証券とは、国債、地方債及び政府保証債をいう。

(財産台帳)

**第9条** 財産台帳は、特別財産、基本財産及び普通財産の別に従って、土地、建物、備品、什物、什器、有価証券、預金、貯金、現金その他の資産及び負債につき、それぞれ区分して記帳しなければならない。

2 財産設定の基準及び評価等に関する事項は、別に定める。ただし、評価し難いものについては、その旨を附記するものとする。

(保全事務の委嘱)

**第10条** 財務長は、財産の保全について必要と

認めるときは、各部門の長又は宗務所以外の宗務機関の長に対してその事務を委嘱することができる。

(財産管理審議会)

**第11条** 財産管理審議会は、財務長の諮問により財産の保全、管理、取得及び処分並びに借入について必要な事項を審議する。

(現金の保管に関する諮問)

**第12条** 条例第46条第2項により諮問するときは、財務長は、限度額、期間及び購入の基準を明らかにした有価証券保管計画を作成し、財産管理審議会に提出しなければならない。

2 前項の場合、財務長は、財産管理審議会の答申に基づき、当該財産を保管しなければならない。

(備品の保全)

**第13条** 宗務所及び宗務所以外の宗務機関の長は、所掌事務に必要な備品を管理し、その保全につとめなければならない。

### 第3章 予算

(予算の概説)

**第14条** 予算には、予算の概説を付するものとする。

(予定経費の要求)

**第15条** 部門の長は、毎年4月10日までに、その所掌事項の翌年度の予定経費要求書を財務部に提出しなければならない。

2 予定経費要求書は、項目ごとに需要額を算定し、現年度の定額と比較し、増減の理由を明記しなければならない。項目が現年度予算に該当しないものについては、さらに計上した事由を明らかにした概説を付することを要する。

(予定収入の見込)

**第16条** 所掌事項に収入を生ずる科目のある部門の長は、予定経費要求書の形式に準じて予定収入見込書を作成し、予定経費要求書に添えて提出しなければならない。

(臨時部予算)

**第17条** 臨時部予算は、その必要を生じた場合に限り設けるものとする。

(歳入歳出現況書)

**第18条** 歳入歳出現況書は、毎年4月30日現在により、予算の款項に従って作成しなければならない。ただし、必要と認められたものについては、目を記載することを妨げない。

(補正予算の作成)

**第19条** 補正予算は、款・項及びその金額に変更を生ずるものを除いては、項及び目の記載を省いて作成することができる。

2 補正予算には、現行の予算を併せて記載し、

その増減を記さなければならない。

**第20条** 条例第24条ただし書により予算を補正したときは、補正した予算書を、宗議会及び参議会に報告の用に供するために、参与会及び常務会に提出しなければならない。

### 第4章 収入・支出

(収入の取扱)

**第21条** 収入は、すべて記帳して処理しなければならない。

2 収入は、財務部及び主計が收受するものとする。

3 財務部以外の部門が収入を取り扱ったときは、速やかに財務部に提出しなければならない。

4 主計以外の者が主計に代わって收受したときは、第1項に準じて処理を行い、その金員を遅滞なく主計に提出する。

5 収入であって披露状又は受領証の発行を要するものは、これを作成して交付するものとする。

(支出の取扱)

**第22条** 支出は、すべて記帳して処理しなければならない。

2 支出は、財務長の決定に基づき財務部及び主計が行うものとする。

(認諾申請)

**第23条** 部門が所掌の経費を使用しようとするときは、財務長に認諾を申請するものとする。ただし、財務長があらかじめ認めたものについては、これを省略することができる。

2 財務長は、その経費の申請が至当であるかどうかを検査し、認諾を決定しなければならない。

(支出申請)

**第24条** 部門の所掌の経費の支出は、すべて内訳を明細に記して、財務長に申請しなければならない。

2 財務長は、申請の金額並びに支出科目及び所属年度の適用が正当であるかどうかを検査して、支出を決定しなければならない。

3 財務部長は、前項の決定に従い、支払いを行わなければならない。

(保留交付金の決定及び使用)

**第25条** 条例第42条第1号に規定する保留交付金は、財務長が毎会計年度の始めに、条例第28条に定める収入について交付する比率及びその科目を決定し、その使用の認諾を教務所長に通知しなければならない。

2 主計は、保留交付金を使用したときは、支払内訳書を領収証とともに保管しなければならない。

(経費の前渡)

**第26条** 前渡とは、部門が所掌の経費を使用するに先立って、財務長がその一部又は全部を、

事前に仮に交付することをいう。

- 2 部門は、前渡を受けることが必要なときは、財務長に前渡の申請をすることができる。
- 3 財務長は、前渡申請の内容を検査し、その前渡金額を決定したときは、財務部長に命じて、記帳して処理のうえ、部門に現金を支払い、受領書を領置するものとする。

(経費の仮払)

**第27条** 仮払とは、金員を一時的に立て替えて支払いを行うことを要する部門に対して、財務長がその経費を仮に交付することをいう。

- 2 部門は、仮払を受けることが必要なときは、財務長に仮払の申請をすることができる。
- 3 前条第3項の規定は、仮払について準用する。ただし、「前渡」とあるは「仮払」と読み替えるものとする。

(前渡及び仮払の清算)

**第28条** 前渡又は仮払を受けた部門は、次の各項によって遅滞なく清算しなければならない。

- 2 前渡を受けた部門は、金額に剰余を生じたときは、直ちにこれを財務部に戻入しなければならない。
- 3 仮払を受けた部門は、その必要がなくなったときは、直ちに財務部に戻入しなければならない。
- 4 財務部長は、前2項の戻入金があったときは、記帳して処理し、戻入通知票を交付するものとする。

(前渡を含む支出)

**第29条** 前渡の清算を含む支出申請には、前条第4項による戻入通知票を添付しなければならない。

(仮渡)

**第30条** 仮渡をする場合は、主計はその旨記帳して処理し、保管する金額のうちからこれを支出して受取人の受領書を領置し、その必要がなくなったときは、速やかにこれを清算して該当する費目により支出申請を行わなければならない。

### 第5章 決算

(収支計算書)

**第31条** 収支計算書は、予算と同一の形式によって、収入及び支出にそれぞれの予算額を併せて記帳し、その増減を記し作成するものとする。  
(貸借対照表)

**第32条** 貸借対照表は、条例第40条及び第42条に規定されているものについて作成するものとする。

(財産目録)

**第33条** 財産目録は、特別財産、基本財産及び普通財産の別に従って、財産台帳により、土地、

建物、備品、什物、什器、有価証券、預金、貯金その他の資産及び負債につき、それぞれ整理集録して作成しなければならない。

(緊急支出)

**第34条** 緊急支出の決算は、第31条の収支計算書と別に作成し、承認額及びその差額を記帳しなければならない。

(過年度収入の処理)

**第35条** 出納の完結した年度に属する収入は、現年度に該当する収入科目のあるときはその科目に、ないときは雑収入に繰り入れ、誤払過渡等による戻入金は、すべて雑収入に繰り入れるものとする。

(歳計)

**第36条** 歳計は、会計年度ごとに歳入・歳出の統計及びその差額を、それぞれ決算に基づき算定して計上するものとする。ただし、継続費については、その年度の収入及び支出について算定するものとする。

**第37条** 継続費及び別に条例で定めたものを除いて、一会計年度における歳入と歳出との差額を、歳計の剰余金又は不足額とする。

(歳計計算書)

**第38条** 計算を終わったときは、その会計年度の歳計計算書を作成して、条例第38条又は第39条の規定による処置を記帳しなければならない。

2 歳計計算書は、決算に添付するものとする。

### 第6章 保管金

(保留交付金)

**第39条** 交付する金員であって保留しているものは、保留交付金として、それぞれの区分を明らかにして保管しなければならない。

2 保留交付金の支出は、第25条の手続によるものとする。

(前受地代預り)

**第40条** 前受地代として收受した金員は、条例第42条第2号に基づき、収納が可能になるまで前受地代預りとして保管しなければならない。

(保留支出金)

**第41条** 財務長は、予算の科目から支出することが確定した金額であって、その性質又は事故によって、その年度内に支出するに至らなかったときは、部門の申請により財務部長に対し振替命令を発し、保留支出金として保管することができる。

2 保留支出金は、支出した科目の目的以外に使用することができない。

3 保留支出金の使用には、第24条及び第25

条の規定を準用する。

- 4 保留支出金は、その年度を含む3会計年度以内に使用を終わらないとき又は使用残額を生じたときは、前条第3項に準じて雑収入として歳入に繰り入れるものとする。ただし、第44条第2項による保留支出金は、この限りでない。

(保証金)

- 第42条** 財務長は、保証金を領置しようとするときは、その旨記帳し、財務部長に収納に準じて保管金に収入の手続をさせ、本人に預り証を交付しなければならない。

- 2 保証金を返戻するときは、預り証の提出を求めて、その旨記帳し、財務部長に支払の手続に準じて本人に交付させなければならない。

(一時預り)

- 第43条** 直ちに処理し難い金員は、その処置が決定するまで又は処理することができる時まで、一時預りとして保管しなければならない。

- 2 条例第26条第2項に該当する寄附金は、その採納が決定するまで、一時預りとして保管しなければならない。

- 3 財務長は、前2項の金員について保管の理由がなくなったときは、財務部長に対し振替又は支出の命令を発し、歳入に繰り入れ、又は寄託者に返付するものとする。

(不動産預り)

- 第44条** 第4条に定める不動産売却による保管金は、不動産預りとして保管しなければならない。

- 2 不動産預りの支出については、第24条の規定を準用する。

(部外預り)

- 第45条** 関係団体等から特定の支払を委託された金員は、その支払が終わるまで、部外預りとして保管するものとする。

- 2 部外預りの支出については、第24条の規定を準用する。

(内容の明示)

- 第46条** 財務長は、それぞれの保管金の内容を常に明らかにしておかなければならない。

## 第7章 出納

(長の責務)

- 第47条** 財務長、財務部長は、その責任に属する会計について、自ら事務を執らなかつたことを理由としてその責任を免れることができない。

(所長及び主計の責務)

- 第48条** 宗務所以外の宗務機関の長及び主計は、その責任に属する会計について、関係しなかつたことを理由としてその責任を免れることができない。

(約束手形及び小切手の発行)

- 第49条** 宗務所以外の宗務機関は、如何なる名義をもって、約束手形及び小切手を契約し発行することはできない。

(日計)

- 第50条** 財務部長は、毎日取り扱った現金並びに科目振替による収入及び支出について必要な記帳を行い出納日計表を作成し、財務長に報告しなければならない。

- 2 財務長は、前項の出納日計表を検査し、会計監査院の検閲を受けた後、財務部長に、これを保管させるものとする。

- 第51条** 主計は、毎日取り扱った現金の出納について出納日計表を作成し、領収証とともに所長に報告しなければならない。

- 2 所長は、出納日計表及び領収証を検査し、出納日計表を教務所に保管しなければならない。

(月計)

- 第52条** 財務部長は、毎月末日現在により表簿によって収支月計表を作成し、財務長に報告しなければならない。

- 2 財務長は、収支月計表を検査し、これを保管するものとする。

- 3 財務長は、収入及び支出の月計を宗務総長に報告するとともに、会計監査院の検閲を受けなければならない。

- 第53条** 主計は、毎月末日現在により表簿によって出納月計表及び勘定月計表を作成し、所長の検査を経て財務長に報告しなければならない。

- 2 主計は、出納月計表及び勘定月計表を保存しなければならない。

(送納)

- 第54条** 宗務所以外の宗務機関で収受した金員は、経費を充当するために必要な額を除き、遅滞なく財務部に送納しなければならない。

- 第55条** 財務長は、宗務所以外の宗務機関の収受した金額について調査し、送納を命ずることができる。

(検査)

- 第56条** 財務長は、必要と認めるときは、いつでも宗務所及び宗務所以外の宗務機関の表簿、証拠書類及び保管金品の検査を行うことができる。

- 2 財務長が必要と認めたときは、前項の検査のほか会計監査院に現況監査を請求することができる。

(検査を受ける義務)

- 第57条** 前条による検査及び会計監査院検査員の監査は、これを拒むことができない。

(責任者の交替)

**第58条** 財務長が交替したときは、15日以内に、その年度において取り扱った財務に関する調書を作成し、会計監査院長の立会のうえ、後任者に引き継ぐものとする。

**第59条** 財務部長が交替したときは、15日以内に、その年度において取り扱った会計に関する調書を作成し、財務長及び会計監査院長の立会のうえ、後任者に引き継ぐものとする。

2 本派の経営する学校の長及び会計に当る職員が交替したときは、前項に準じて引き継ぐものとする。

**第60条** 宗務所以外の宗務機関の長並びに主計が交替したときは、20日以内に、会計事務の引継ぎを行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると財務長が認めたときは、その期間を延長することができる。

2 前項の引継ぎは、財務長が必要と認めたときは宗務役員を派遣し、第56条に定める検査及び立会のうえ行うことができる

#### 第8章 物品

(調達の所管)

**第61条** すべて、物品の調達は、財務部が取り扱う。

2 部門が物品を必要とするときは、その品質及び数量等を明示して、財務長に対し認諾申請を行わなければならない。ただし、その調達金額が5万円以下の場合、その他財務長があらかじめ認めたものについては、これを省略することができる。

3 財務長は、前項本文により物品の調達を認諾したときは、財務部長に発注を命ずるものとする。

(調達の手続)

**第62条** 物品を調達するときは、2以上の業者から見積書を提出させて、価格及び品質を比較検討したうえで、契約しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、随意契約とすることができる。

- (1) 急を要し競争に付するいとまのないとき。
- (2) 特殊な物品

2 財務長は、前項の申請にあたって必要と認めたものについては、調度会の議に付するものとする。

(調度会)

**第63条** 物品を調達するにあたり、その品質及び価格について調査審議するため、調度会を設ける。ただし、授与物の調製に係る物品の調達については、すべて授与物委員会がこれを行うものとする。

2 事務機器等について契約を締結しようとする

ときは、調度会の議に付するものとする。

3 調度会に関する規定は、別に定める。

(物品の発注)

**第64条** 財務部長は、財務長の認諾を得て物品を発注しようとするときは、業者に対し品目、数量及び価格を記載した発注書を発行するものとする。この場合、財務部以外の申請部門に対しては、当該発注の内容を通知するものとする。

2 財務部長は、必要と認めたときは、業者と協定し、納入の期日及び支払の方法等を発注書に記載するものとする。

(物品の受入)

**第65条** 財務部長は、物品の納入があったときは、現品と発注書とを照合して数量、品質及び価格を点検し、これを受け入れ、保管し、又は申請部門に引き渡して保管させるものとする。

(物品の取扱い)

**第66条** 物品の取扱いについては、別に定める。

(物品の交付及び払出)

**第67条** 部門が、財務部の管理する事務用品及び消耗品等の交付を受けようとするときは、請求者が、物品請求簿に品目、数量等を記載し、財務部に請求するものとする。

2 部門が、財務部以外の部門の保管する有償物品の払出しを受けようとするときは、当該物品を保管する部門は請求書を発行し、請求者は振替の支出申請を行うものとする。

3 財務部長は、物品の請求が妥当でないことを認めるとき及び在庫の数量の多少により、その交付を延期又は制限することができる。

(宗務所以外の宗務機関における調達・保管)

**第68条** 宗務所以外の宗務機関が物品を調達及び保管する場合においても、条例第50条及びこの達令の精神に背反するようなことがあってはならない。

#### 第9章 工事

(営繕審査会)

**第69条** 建物の新築、改築、増築、移築、除却及び修繕並びに土地及び建物の模様替等の工事の実施にあたり、その内容及び金額等について調査審議するため、宗務所に営繕審査会を置く。

2 営繕審査会については、別に定める。

(設計及び施工業者の選定手続)

**第70条** 財務長は、工事の設計及び施工にあたって、あらかじめ2以上の業者から見積書並びに必要な図面及び資料を提出させ、設計及び施工業者の選定について、前条に定める営繕審査会の審査に付さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合で財務長が必要と認めた場

合には、随意契約とすることができる。

(1) 緊急を要するものであって、競争に付する  
いとまのないとき。

(2) 特殊な工事

(工事の発注者)

**第71条** 工事の発注者は財務長とする。ただし、当該工事の経費が1千万円を超えるものについては、宗務総長を発注者とする。

(財産管理審議会への諮問)

**第72条** 特別会計に計上する特定の工事を除き、工事費概算額が5千万円を超える工事については、第70条の規定にかかわらず、財産管理審議会に諮問するものとする。ただし、緊急を要するもの又は一時の期間に係るものであるときは、この限りでない。

(工事に関する委員会)

**第73条** 工事費概算額が2億円を超えるものは、前条の規定にかかわらず、設計及び施工業者の選定から工事完了までの間、工事に関する必要な事項について調査審議するため、条例又は達令による委員会を設置するものとする。

(公租公課の除外)

**第74条** 第61条及び第71条から前条までに定める金額は、公租公課を含まないものとする。

### 第10章 表簿

(備付表簿)

**第75条** 条例第51条に掲げる財務部に備える表簿のうち、「その他別に定めるもの」は、次に掲げるとおりとする。

保管金台帳

総勘定元帳

財産台帳

備品台帳

賦課金台帳

物品出納簿

収支月計表

出納日計表

支出申請書綴

(保存期間)

**第76条** 条例第51条及び前条に掲げる表簿は、使用を終わった後もなお、それぞれ次の各号によって保存しなければならない。

(1) 永久保存

予算書

財産目録

貸借対照表

収支計算書

保管金台帳

総勘定元帳

財産台帳

備品台帳

(2) 特定保存(20年)

賦課金台帳

(3) 通常保存(5年)

物品出納簿

収支月計表

出納日計表

支出申請書綴

2 宗務所以外の宗務機関についても、前項に準じて必要な表簿は、使用を終わった後もなお、保存しなければならない。

(保存方法)

**第77条** 表簿の保存は、電子計算機の記録の保存をもってこれに代えることができる。

(表簿の様式)

**第78条** 条例第51条に掲げる表簿のうち、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、それぞれ別記様式に準じて作成するものとする。

### 第11章 雑則

(緊急支出)

**第79条** 財政の安定を保持するため、緊急支出の金額は、当該会計の現会計年度の歳入をもって歳出と合せて支弁し得られることを予想し得る範囲とし、一会計年度を通じて当該会計の歳入予算額の100分の5を超えないよう適切な考慮をしなければならない。

(諸細則)

**第80条** 財務長は、物品会計及び会計事務に関し必要な規定を定めることができる。

(特別会計への適用)

**第81条** 特別会計であって別に施行に関する規定を定めないときは、この条規によらなければならない。

### 附 則

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 会計条例施行条規(1961年告達第24号)は、廃止する。

3 この達令施行の際、現に設置されている調度会は、この達令により設置されているものとみなす。

4 この達令施行の際、現に使用している表簿及び書類並びに伝票その他の書類は、この達令によるものとみなし、当分の間はそれぞれこの達令に基づく修正を加えて使用することができる。

附 則 (1988年5月16日達令公示第4号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (1992年5月26日達令公示第6号)

この達令は、1992年7月1日から施行する。



**附 則**（1994年6月28日達令公示第12号）

この達令は、1994年7月1日から施行する。

**附 則**（1997年6月13日達令公示第13号）

- 1 この達令は、1997年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に使用している表簿及び書類並びに伝票その他の書類は、この達令によるものとみなし、当分の間、それぞれこの達令に基づく必要な修正を加えて使用することができる。この場合、これに該当する様式の変更内容については、別に定める。
- 3 宗務所事務分掌規程（1991年達令公示第8号）第6条第6号及び第16条第4号中「授与物の下付」を「授与物の授与」にそれぞれ改める。
- 4 僧侶条例施行条規（1991年達令公示第34号）第5条第2項中「再下付」を「再授与」に、「下付」を「交付」にそれぞれ改める。
- 5 法購法衣条例施行条規（1992年達令公示第3号）別表第10号中「下付」を「贈与」に、別表第15号（記念衣体）の媚茶色地古代白茶色小葵七宝七弁牡丹紋白畳袈裟俱威儀の制限中「下付」を「贈与」に、同号のそれ以外の記念衣体の制限中「下付」を「交付」にそれぞれ改める。
- 6 物品取扱規程（1991年達令公示第49号。以下同じ。）第3条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までをそれぞれ1号ずつ繰り下げ、第1号を次の2号に分ける。
  - (1) 授与物
  - (2) 贈与物品
- 7 物品取扱規程第20条第1項及び第2項中「下付物」を「授与物」に改める。
- 8 授与物に関する達令（1984年達令公示第8号）第7条中「授与物下付に」を「授与物授与に」に改める。
 

**附 則**（1999年6月25日達令公示第9号）  
この達令は、1999年7月1日から施行する。

**附 則**（2001年6月29日達令公示第10号）  
この達令は、2001年7月1日から施行する。

**附 則**（2003年9月1日達令公示第13号）  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2012年2月28日達令公示第6号）  
この達令は、2012年3月1日から施行する。

**附 則**（2013年6月28日達令公示第13号）  
この達令は、2013年7月1日から施行する。

**附 則**（2013年12月26日達令公示第19号）  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**（2020年6月25日達令公示第10号）
- 1 この達令は、2020年7月1日から施行する。

- 2 資金保管規程（2016年達令公示第9号）第7条各号列記以外の部分中「第9条の2」を「第12条」に改める。
 

**附 則**（2021年6月30日達令公示第5号）抄  
この達令は、2021年7月1日から施行する。

**附 則**（2021年6月30日達令公示第7号）抄  
この達令は、2021年7月1日から施行する。

**附 則**（2023年6月30日達令公示第18号）  
この達令は、公示の日から施行する。

別記様式  
財産目録

宗教法人「真宗大谷派」財産目録  
年 月 日現在

資 産			負 債	
区分及び種類	数 量	評価額	区分及び種類	評価額
特別財産			負 債	
基本財産				
普通財産				
その他				
			負債合計	
			差引 (資産-負債)	
資産合計			正味財産	

貸借対照表

貸 借 対 照 表  
年 月 日現在

借方の部		貸方の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
合 計		合 計	

収支計算書

収 支 計 算 書  
年 月 日現在

歳 入				
款 項 目	収入額	予算額	予算に対し 増・△減	主なる収入
合 計				
歳 出				
款 項 目	支出額	予算額	予算に対し 増・△減	主なる支出
合 計				

(第十八編) 会計条例施行条規

# 資金保管規程

(2016年6月24日達令公示第9号)

改正 ①2020年6月25日達令公示10

②2021年6月30日達令公示19

③2023年1月30日達令公示2

(目的)

**第1条** この達令は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下「条例」という。）第46条に規定する現金の保管について必要な事項を定めることにより、本派が有する資金の安全かつ効率的な保存管理を図ることを目的とする。

(資金)

**第2条** この達令による資金とは、本派の保有する基本財産及び普通財産のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 流動資産たる現金
- (2) 固定資産たる平衡資金及び条例により特定の使用目的を定められた資産

(保管方法)

**第3条** 前条第1号に規定する資金は、次の各号に掲げるいずれかの方法によって、これを保管するものとする。

- (1) 円建普通預金
- (2) 円建定期預金

2 前条第2号に規定する資金は、次の各号に掲げるいずれかの方法によって、これを保管するものとする。

- (1) 円建普通預金
- (2) 円建定期預金
- (3) 日本国債
- (4) 地方債（日本国内の地方公共団体が発行する円建のものをいう。）
- (5) 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて、政府が保証するものをいう。）

(有価証券の取得制限)

**第4条** 償還期限が20年を超える有価証券は、第2条第2号の資金総額の1割を超えて取得することができない。

(保管の基本方針)

**第5条** 資金は、次の各号に掲げる基本方針に則り保管しなければならない。

- (1) 元本が損なわれないよう、安全な方法により保管を行うとともに、預金については金融機関の経営の健全性に十分留意しなければならない。
- (2) 予期せぬ資金からの取り崩しに備え、流動性を確保して資金を保管しなければならない。

(3) 安全性及び流動性を十分に確保するとともに、利息収入の最大化を図り、効率的な資金保管に努めなければならない。

2 円建普通預金以外の資金は、保管当初の方法によって期限まで保管しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、預金の解約又は有価証券の売却を行うことができる。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するために必要な場合
- (3) 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、保管の方法の変更を行う場合（保管に係る権限及び責任）

**第6条** 財務長は、条例第13条第1項により、資金の保管に係る権限を有し、その責任を負うものとする。

2 財務部長は、資金の保管に関する事務を掌理し、財務部員の中から資金保管担当者を定める。

3 資金保管担当者は、財務部長の命を受け、資金の保管に関する事務を処理する。

4 前各項に定める者は、資金が門徒からの浄財であることを認識し、宗門法規を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって資金の保管をしなければならない。

(有価証券保管計画)

**第7条** 会計条例施行条規（1988年達令公示第2号）第12条に規定する有価証券保管計画には、次の各号を記載するものとする。

- (1) 限度額 調達しようとする有価証券の上限金額
- (2) 期間 当該有価証券を償還するまでの期間又は年債の区分
- (3) 購入の基準 第3条第2項第3号から第5号までに定める有価証券の種類、目標利率（有価証券保管目録及び計算書の作成）

**第8条** 条例第46条第2項により現金を有価証券に替えて保管したときは、財務長は、有価証券保管目録及び有価証券利息計算書を作成し、毎年度、財産管理審議会に提出しなければならない。

(規程の変更)

**第9条** この達令を変更しようとするときは、予め財産管理審議会の議を経なければならない。

附 則

この達令は、2016年7月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日達令公示第10号）抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日達令公示第19号）

この達令は、2021年6月30日から施行す

る。

附 則（2023年2月1日達令公示第2号）  
この達令は、2023年2月1日から施行する。

## 物品取扱規程

〈1991年6月29日達令公示第49号〉

- 改正 ①1997年6月13日達令公示5  
②1997年6月13日達令公示13  
③2004年6月28日達令公示26  
④2015年6月26日達令公示9  
⑤2020年6月25日達令公示11  
⑥2021年6月30日達令公示7

（趣旨）

第1条 この達令は、法宝物及び宝物を除く本派の所有にかかる物品の取扱いについて必要な事項を定める。

（物品の取扱）

第2条 物品は、会計条例（1988年条例公示第1号）及び会計条例施行条規（1988年達令公示第2号）並びにこの達令によって取扱うものとする。

2 すべて物品の取扱いについては、それが淨財の所産であることに思いをいたし、粗雑、乱費にわたるようなことがあってはならない。

（種類）

第3条 この達令において、物品とは次に掲げるものをいう。

- （1）授与物
- （2）贈与物品
- （3）備付物  
    什物  
    什器  
    備品
- （4）出版物
- （5）事務用品
- （6）消耗品
- （7）前各号以外のもの

2 什物及び什器であって、価格又は価値から見て、財産として保存することを適当と認めるときは、財産台帳に記帳しなければならない。この場合志納又は贈与を受けたものについては、評価及び志納又は寄贈者の氏名をも併せて記帳するものとする。

（出納年度）

第4条 物品出納の年度は、現に出納を行った日の属する年度とする。

（物品管理事務）

第5条 物品の管理に関する事務は財務部長が行う。

- 2 すべて物品の出納は、物品出納簿に記帳しなければならない。
- 3 物品の出納にあたらせるため、財務部員の中

から物品出納係員を定める。

(收受)

**第6条** 志納又は贈与を受けた物品は、名称、員数及び価格を物品出納簿に記帳するものとする。

(前渡)

**第7条** 財務部長は、必要と認めるときは、物品の前渡しをし、又はその取扱を部門に委託することができる。

2 前渡又は委託を受けた部門は、当該物品の出納についてその責に任ずるものとする。

(部門の管理)

**第8条** 備付物は、備品台帳に記帳して管理しなければならない。

2 備付物は、必要に応じて部門に配属するものとする。この場合、その管理責任は当該部門が有する。

(出版物の管理)

**第9条** 出版物のうち有償配布の出版物及び頒布を終わった残りの定期刊行物は、出版部長が管理する。ただし、教務所に送付したものについては、教務所長がその責に任ずる。

2 無償配布の出版物及び有償配布の出版物であって寄贈品とするものについては、財務長は、出版部長に管理を委任することができる。

3 出版部長は、前項の出版物の配布の状況を財務長に報告しなければならない。

(事務用品等の管理)

**第10条** 事務用品及び消耗品は、財務部長が管理し、必要に応じて部門に交付する。

2 交付を受けたものの管理については、第8条第2項を準用する。

(備品等の管理)

**第11条** 備品費、消耗品費及び事務費等の支弁に属するもの、志納物であって備付物、事務用品及び消耗品に編入すべきもの又は換金を要するもの並びに第3条第1項第6号のものは、財務部長が管理に当たる。ただし、別に保管を委託することができる。

(処分)

**第12条** 財務長は、物品であって保存を必要としなくなったもの及び換金を要するものがあるときは、これを処分することができる。

2 前項に掲げる物品を売却しようとするときは、その品質及び時機並びに損益を勘案して、予定価格を定めるものとする。

(管理の原則等)

**第13条** 物品の管理は、種類を分ち、員数を明らかにして整理を便ならしむるようしなければならない。

**第14条** 部門の長は、常に配属又は支給を受けた物品の使用、消費及び保管について、適切な注意を怠ってはならない。その修理及び残品又は不用品の処理についても、適切な措置を講じなければならない。

(修繕等)

**第15条** 部門の保管物品中不用品又は修繕を要するものは、財務部に引渡すものとする。この場合、意見のあるときは、併せて通告することができる。

(財務長への報告)

**第16条** 物品がき損又は亡失したときは、当事者又は発見者は、当該管理者に対してその事由を明らかにしておかなければならない。当該管理者は、必要と認められたものについては、事由書を付して、財務長に報告するものとする。

(弁償)

**第17条** 故意又は重大な過失によって物品をき損又は亡失した者には、その情状により弁償の責を課することができる。

(収支月計表等の作成)

**第18条** 授与物は、毎月末現在による収支月計表を作成し、翌月15日までに財務長に提出しなければならない。

2 授与物の委託を受けた部門は、毎月末現在による収支現況を翌月10日までに集計しなければならない。

(物品調書)

**第19条** 部門は、毎年6月末日現在により、備付物及び事務用品の状況の調書を作成し、翌月15日までに財務部に提出しなければならない。

2 財務長は、前項の調書を取りまとめ、毎年7月末日までに会計監査院に提出しなければならない。

(責任者の交替)

**第20条** 物品出納係員が交替したときは、10日以内に日を定めて財務部長立会の上表簿と現在品とを対照し、調書を作成して事務引継を行わなければならない。ただし、前任者が事故のため自ら引継をすることができないときは、財務部長又はその指名した者に代行させるものとする。

2 財務部長は、前項の調書を点検し、意見を付して財務長に提出しなければならない。

(電子計算機による事務処理)

**第21条** この達令に定める記帳の事務は、宗務所事務取扱規程(1991年達令公示第10号)第15条の規定に基づき、電子計算機を使用して処理することができる。

(達令の準用)

**第22条** 宗務出張所、教務所その他宗務所以外の宗務機関における物品の取扱いについても、この達令を準用する。

**附 則**

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、物品出納係員であった者は、この達令による物品出納係員とみなす。
- 3 1991年6月30日現在、備付していた備品台帳及び物品出納簿その他の物品管理に係る簿表は、この達令による簿表とみなす。
- 4 1991年6月30日現在、管理を委託していた物品は、この達令により委託したものとみなす。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第5号) 抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則** (1997年6月13日達令公示第13号) 抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則** (2004年6月28日達令公示第26号)  
この達令は、2004年7月1日から施行する。

**附 則** (2015年6月26日達令公示第9号) 抄  
この達令は、2015年7月1日から施行する。

**附 則** (2020年6月25日達令公示第11号)  
この達令は、2020年7月1日から施行する。

**附 則** (2021年6月30日達令公示第7号) 抄  
この達令は、2021年7月1日から施行する。

## 東大谷墓地特別会計条例

(1988年1月20日条例公示第2号)

(設置)

**第1条** 東大谷墓地の運営を円滑にするため、東大谷墓地特別会計を設定し、一般会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

**第2条** この会計においては、墓地に属する冥加金及び懇志金、墓地整備準備金から生ずる果実、墓地整備準備金からの繰入金及びその他の収入をもって歳入とし、墓地の管理及び整備に要する経費、墓地整備準備金への繰入金、一般会計への回付金及びその他の支出をもって歳出とする。

(剰余金の処分)

**第3条** 歳計に剰余を生じたときは、その半額は墓地整備準備金に、他の半額は翌年度の歳入にそれぞれ繰り入れるものとする。

(墓地整備準備金)

**第4条** 墓地の整備に要する経費を補うため、墓地整備準備金を設ける。

2 墓地整備準備金は、墓地の整備に要する経費に不足を生じた場合を除き、支出することができない。

3 墓地整備準備金は、別途に経理し、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算とともに宗議会及び参議会に提出し、その承認を求めなければならない。

(会計条例の準用)

**第5条** この条例に定めのない事項については、会計条例の規定を準用する。

**附 則**

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に施行している東大谷墓地特別会計の予算は、その名称にかかわらず、この条例による東大谷墓地特別会計の予算とみなし、その経理については、1987年度に限り、従前の例により経理するものとする。この場合、1987年度末に生じた歳計剰余金は、第3条の規定により処理する。
- 3 この条例施行の際、現に保管している東大谷墓地特別会計に属する保管金は、この条例施行の日から、この条例による東大谷墓地特別会計が承継し、別途に経理する。
- 4 1986年度の決算については、なお従前の例による。ただし、1986年度の歳計剰余金の処理については、第3条の規定を適用する。

## 賦課金条例

(1987年6月12日条例公示第4号)

改正 ①1991年6月29日条例公示30

②1993年2月25日条例公示5

③1997年6月13日条例公示4

④2003年6月28日条例公示9

(趣旨)

**第1条** この条例は、本派の賦課金について定める。

(賦課金の種類)

**第2条** 賦課金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 宗費賦課金

(2) 共済賦課金

(3) 特別賦課金

(宗費賦課金)

**第3条** 宗費賦課金は、別に定めるところにより、毎年寺院及び教会に賦課する。

(共済賦課金)

**第4条** 共済賦課金は、本派の共済の趣旨に則り、毎年寺院・教会に課する。

(特別賦課金)

**第5条** 特別賦課金は、別修法要の執行及び本派の重大な事業を推進するに際して、寺院・教会及び僧侶に賦課することができる。

(賦課金の変更)

**第6条** 賦課金の金額及びその変更は、宗会の議決を経て、宗務総長が定める。

(賦課金の納付責任者)

**第7条** 別院の輪番並びに普通寺院の住職・教会の教会管理者及びその代務者は、当該寺院・教会及び所属僧侶の賦課金を取りまとめて納付する責任を有する。

(納付期限)

**第8条** 前条に定める賦課金の納付の責任者は、毎会計年度4月末日までに、当該寺院・教会及び僧侶の賦課金を一括して納付しなければならない。

(滞納)

**第9条** 当該会計年度内に、賦課金の全額を納付しないときは、これを滞納とする。この場合、財務部長は、毎年7月1日以後に、当該滞納額について告知書を発する。

2 滞納金は、現会計年度の賦課金の納付に先立つか又は同時に納付しなければならない。

**第10条** 賦課金の滞納があるときは、当該寺院・教会に係る諸願事の取扱いを停止する。

(賦課金の免除及び減免)

**第11条** 災害その他特別の事由によって、賦課

金の納付が困難である寺院・教会は、その軽減又は免除を願い出ることができる。

(賦課金減免審査会)

**第12条** 賦課金の減免は、賦課金減免審査会の議に付し、これを裁定する。

2 賦課金減免審査会に関しては、別に定める。

(賦課の適正の保持)

**第13条** 宗務総長は、宗費賦課金の賦課の適正を保持するため、必要により審査機関を設けることができる。

(達令への委任)

**第14条** この条例施行に必要な事項は、達令でこれを定める。

附 則

1 この条例は、1987年7月1日から施行する。

2 宗費賦課金条例(1963年条例第127号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に存する旧条例による宗費賦課金の不足、滞納及び過剰は、この条例が承継する。

4 組制(1947年条例第12号)第6条及び寺院教会条例(1948年条例第23号)第5条中、「宗費賦課金」を「賦課金」に改める。

附 則(1991年6月29日条例公示第30号)

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年度の宗費賦課金については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例により賦課するものとする。

附 則(1993年2月25日条例公示第5号)

この条例は、公示の日から施行する。

附 則(1997年6月13日条例公示第4号)抄

この条例は、1997年7月1日から施行する。

附 則(2003年6月28日条例公示第9号)

1 この条例は、2003年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に存する御香儀は、この条例による特別賦課金とみなす。

# 賦課金条例施行条規

（1993年4月30日達令公示第4号）

- 改正 ①1994年6月28日達令公示13  
 ②1997年6月13日達令公示5  
 ③1997年6月24日達令公示16  
 ④2003年6月28日達令公示10  
 ⑤2011年6月10日達令公示4  
 ⑥2013年6月28日達令公示14  
 ⑦2020年6月25日達令公示12

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この達令は、賦課金条例（以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。（用語の定義）

**第2条** この達令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）減免 当該寺院又は教会に係る賦課金を、軽減又は免除することをいう。
- （2）軽減 当該寺院又は教会に係る賦課金を、一定の期間中、その総額に対して率を定めて減額することをいう。
- （3）免除 当該寺院又は教会に係る賦課金の全額を、一定の期間中免除することをいう。

## 第2章 賦課基準及び賦課金の取扱

（賦課基準）

**第3条** 宗費賦課金は、毎年7月1日現在の賦課金台帳の記載により、別院についてはその等級により賦課し、普通寺院及び教会についてはそれぞれの普通寺院及び教会について定める賦課号数（以下「賦課号数」という。）並びに所属僧侶の資格により賦課する。

2 特別賦課金を、別院についてはその等級により賦課し、普通寺院及び教会については賦課号数により賦課する場合及び所属僧侶の資格により賦課する場合の賦課基準は、いずれも当該年度7月1日現在の賦課金台帳の記載によるものとする。

3 前2項において、第26条第2項に規定する賦課号数の決定があった場合は、その決定の日現在において、当該年度の宗費賦課金及び特別賦課金を賦課するものとする。

（別院の等級）

**第4条** 前条に規定する別院の等級は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）1等から10等まで
  - （2）支院である寺院
- （賦課号数）

**第5条** 第3条に規定する賦課号数は、1号から15号までとする。

（僧侶の資格）

**第6条** 第3条に規定する所属僧侶の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）住職、教会主管者及びその本務代務者
  - （2）兼務代務者
  - （3）教師
  - （4）教師でない僧侶
- （賦課金台帳）

**第7条** 財務部は、毎年7月1日現在により、条例第3条から第5条までに定める賦課金の金額を電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程（2006年達令公示第7号）第4条第1項に規定する宗費賦課金管理システム（以下「賦課金システム」という。）により出力した賦課金台帳を保管し、教務所は、当該教務所が管轄する寺院及び教会に係る賦課金台帳の写しを備え付ける。

2 前項の保管は、賦課金システムへの記録をもってこれに代えることができる。

（賦課金通知書）

**第8条** 教務所は、別に定める賦課金通知書に賦課金の金額を記載し、毎年7月1日付で、これを当該寺院又は教会に送付しなければならない。（収納）

**第9条** 賦課金は、組長が收受し、教務所を経て財務部に納付しなければならない。ただし、特別の事情のある教区においては、教務所が寺院又は教会から賦課金を收受し、財務部に納付することができる。

**第10条** 組長が賦課金を收受したときは、領収書を交付し、賦課金台帳とともに賦課金を速やかに教務所に送付しなければならない。

2 主計は、前項の賦課金を收受したときは、賦課金システムに入力のうえ滞滞なく財務部に送納しなければならない。

（賦課金の過不足）

**第11条** 既に納付した賦課金に不足を生じたときは、これをその会計年度内に追納しなければならない。

2 既に納付した賦課金に過剰を生じたときは、次年度の賦課金の金額から当該過剰額を差し引くものとする。

（滞納告知）

**第12条** 条例第9条に定める滞納告知書は、賦課金通知書への滞納金額の記載をもってこれに代えるものとする。

2 滞納金の納付及び収納の取扱いについては、第



9条及び第10条に準じて取り扱うものとする。  
(宗費賦課金及び特別賦課金の特例)

**第13条** 宗務役員その他役職によって特命された住職、教会主管者及びその代務者には、資格について宗費賦課金及び特別賦課金を課さない。ただし、条例第7条に定める責任は有する。

(納付者の特例)

**第14条** 住職、教会主管者及びその代務者がともに欠けた普通寺院又は教会の賦課金は、総代がとりまとめて納付する責任を有する。

### 第3章 減免

(減免申請の手続)

**第15条** 天災、火災その他避けることのできない災害又は特別の事由により、賦課金の納付が困難な寺院又は教会は、その事がらの生じた日から3ヵ月以内に、被害の状況及び納付の困難な事由を詳細に記載し、組長及び査察委員の証明を付した願書を、教務所長を経て宗務総長に提出し減免を願い出ることができる。ただし、賦課金の滞納のある寺院及び教会は、減免を申請することができない。

2 教務所長は、前項の出願のあったときは、実情を調査し、具申書を添えて、これを財務部長に送付しなければならない。

3 前2項の規定は、寺院及び教会の合併による以外の解散の場合についても準用する。ただし、第1項ただし書の規定は、減免審査会による当該寺院又は教会の残余財産等の状況の審査に基づき、これを適用しないことがある。

4 災害対策条例(2012年条例公示第9号)により、救援活動を行うことを決定した広域災害の被災寺院又は教会については、宗務総長が必要と認めたときは、第1項に定める期間を延長することができる。

(減免の基準)

**第16条** 寺院及び教会に対する減免の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 本堂及び庫裡がともに全焼、全壊若しくは滅失したときは、3年以内の期間を定めて、免除する。

(2) 本堂又は庫裡のいずれかが全焼、全壊若しくは滅失したときは、2年以内の期間を定めて、免除する。

(3) 本堂及び庫裡がともに半焼又は半壊したときは、2年以内の期間を定めて、免除する。

(4) 本堂又は庫裡のいずれかが半焼又は半壊したときは、2年以内の期間及び10分の3から10分の7までの率を定めて、軽減する。

2 前項に掲げる以外の災害であっても、その被

害の程度が前項各号のいずれかに相当すると認められるものについては、前項に準ずる。

3 寺院又は教会の合併による以外の解散の場合は、状況を勘案して減免することができる。

**第17条** 門徒の受けた災害により、寺院又は教会の維持管理に著しい障害を生じたときは、その程度により、3年以内の期間を定めて、免除するか、又は2年以内の期間及び10分の3から10分の7までの率を定めて、軽減する。

2 前項以外の門徒の状況によって、寺院又は教会の維持管理に著しい障害を生じた場合においても、前項に準ずる。

(減免の開始)

**第18条** 減免は、その事由が生じた日の属する会計年度(以下「年度」という。)から行う。ただし、第16条第3項による解散の場合は、この限りでない。

2 前項によって、既にその年度の賦課金の納付を終わっているものについて生ずる剰余額は、第11条第2項の規定に準じて取り扱うものとする。

### 第4章 賦課金減免審査会

(審査会)

**第19条** 第15条に規定する出願を審査するため、宗務所に賦課金減免審査会(以下「減免審査会」という。)を置く。

**第20条** 減免審査会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、財務長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、宗務所の次長以上の宗務役員について、財務部長の上申により、宗務総長が命ずる。

**第21条** 減免審査会の事務は、財務部の所管とする。

(審査決定の特例)

**第22条** 減免審査会は、出願の事情を勘案して、次の各号の定により審査決定することができる。

(1) 免除に該当するものは、その期間の額に相当する限度において、期間及び率を定めた軽減とすることができる。

(2) 軽減に該当するものは、その期間の額に相当する限度において、期間を定めた免除とすることができる。

(再審査)

**第23条** 減免についての決定を受けた出願者は、次の各号のいずれかに該当するときは、20日以内に再審査を申請することができる。

(1) 出願を却下されたとき

(2) 事実の認定について過誤があると認めたとき

(3) 減免の程度に不服であるとき

**第24条** 前条の申請のあったときは、その都度別に臨時委員を命じて審査するものとする。

### 第5章 賦課適正保持のための機関

#### 第1節 総則

(設置及び目的)

**第25条** 第5条に規定する賦課号数の適用について審査決定するため、宗務所に「宗費賦課金の賦課号数審査会」（以下「号数審査会」という。）を、その予備審査のため教区に宗費賦課金の賦課号数審議会」（以下「号数審議会」という。）を、それぞれ設置する。

(変更賦課号数等の適用の時期)

**第26条** 賦課号数の変更は、号数審査会がその変更を決定した次の年度から適用する。

2 新たに賦課すべき事由の生じた普通寺院及び教会の賦課号数は、号数審査会が決定した日の属する年度から適用する。

(賦課号数の変更)

**第27条** 賦課号数の変更は、原則としてその都度一段階とする。

#### 第2節 号数審査会

(組織)

**第28条** 号数審査会は、委員5人及び再審査委員5人で組織する。

2 委員及び再審査委員は、宗務所の宗務役員について、財務部長の上申により宗務総長が命ずる。

(審査手続)

**第29条** 号数審査会は、号数審議会の予備審査を経て、当該教務所長が号数審議会の意見を付して宗務総長に上申したものについて、これを審査するものとする。

(参考人の会議への出席・資料提出要求)

**第30条** 号数審査会は、必要と認めるときは参考人の出席を求め、意見及び説明を聞き、若しくは当該普通寺院及び教会並びに号数審議会に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(審査結果の通知)

**第31条** 財務部長は、号数審査会の審査の結果を、申請年度の3月末日までに教務所長を経て申請人に通知しなければならない。

(再審査)

**第32条** 号数審査会の決定に異議のあるときは、当該申請人は、申請年度の4月末日までに事由を付し、教務所長を経て宗務総長に再審査を請求することができる。

2 宗務総長は、前項の請求があったときは、再審査に付さなければならない。

3 再審査は、これを最終とする。

4 前2条の規定は、再審査についても準用する。この場合、「3月末日」とあるのは「5月末日」と読み替えるものとする。

(所管)

**第33条** 号数審査会に関する事務は、財務部の所管とする。

#### 第3節 号数審議会

(組織)

**第34条** 号数審議会の委員は、教務所長及び教区会参事会員の職にあるものをもってこれに充てる。ただし、教区会参事会のない教区においては、教務所長及び教区会議員の職にあるものをもってこれに充てるものとする。

2 会長は、教務所長がこれに当り、会務を統理する。

(参考人の会議への出席・資料提出要求)

**第35条** 号数審議会又は会長が必要と認めるときは、当該組長その他参考人の出席を求め、意見及び説明を聞き、並びに当該普通寺院及び教会その他に対し、予備審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(申請手続)

**第36条** 賦課号数が当該普通寺院及び教会の実状に著しくそぐわない場合であって、客観的合理性のある立証のできるものについては、その事由を詳細に記載した申請書に参考資料を添付して、組長に提出し、その変更を申請することができる。ただし、賦課金の滞納がある普通寺院及び教会は、これを申請することができない。

2 組長は、前項の申請書が提出された場合は、当該申請書に意見書を添付し、教務所長に送付するものとする。ただし、組長自ら申請の必要が生じた場合は、当該組の副組長がその職務を代行する。

3 前2項による申請書は、申請年度の10月末日までに教務所長に提出しなければならない。

(寺院設立等の場合の特例)

**第37条** 新たに普通寺院又は教会が設立された場合その他教務所長が特に必要と認められた場合は、当該組長の意見を聞き、申請によらず号数審議会の議に付するものとする。ただし、この場合においては、組長の意見書の添付は省略することができる。

2 号数審議会は、前項の新たに設立された普通寺院又は教会について、設立から5年を経過した年度中に再度審議に付し、適正号数を査定しなければならない。ただし、この場合においては、第27条の規定は適用しないものとする。

3 前項の普通寺院又は教会は、当該寺院の設立

から5年間の運営状況の経緯を確認するため、会長が必要と認めた資料を、指定された期日までに号数審議会に提出しなければならない。

- 4 当該普通寺院又は教会において、号数審査会の決定に異議のあるときは、第32条の規定に準じ、再審査を請求することができる。ただし、再審査請求の期限は、号数審査会の決定から1ヵ月以内とする。

(招集)

**第38条** 号数審議会は、教務所長が招集する。

- 2 第36条による号数審議会は、申請年度の1月末日までに招集しなければならない。

- 3 前条による号数審議会は、その都度招集するものとする。

(上申手続)

**第39条** 教務所長は、号数審議会の審議を経た後、当該年度の2月10日までに、当該普通寺院及び教会の申請書に号数審議会の意見を付して、これを宗務総長に上申しなければならない。ただし、前条第3項の場合は、その都度号数審議会の意見を付して、宗務総長に上申するものとする。

**附 則**

- 1 この達令は、1993年5月1日から施行する。
- 2 賦課金条例施行条規（1987年達令公示第6号）は、廃止する。
- 3 宗費賦課金の賦課基準に関する達令（1992年達令公示第4号。以下「基準達令」という。）は、廃止する。ただし、1993年7月1日までの間に設立された普通寺院及び教会は、基準達令附則第2項の規定をなお適用する。
- 4 この達令施行の際、基準達令により定められている普通寺院及び教会の号数は、この達令に規定する号数審査会において決定された賦課号数とみなす。
- 5 1991年7月2日以後1993年7月1日までの間に、新たに賦課する事由の生じた普通寺院及び教会の賦課号数は、第37条の規定により、1994年3月末日までに、号数審議会の予備審査を経て号数審査会において適正な号数を決定するものとする。

**附 則**（1994年6月28日達令公示第13号）

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 新たに賦課する事由の生じた普通寺院及び教会で、1993年度において、号数審査会で賦課号数が決定された普通寺院及び教会についても、第37条第2項から第4項までの規定を適用する。

**附 則**（1997年6月13日達令公示第5号）抄

この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則**（1997年6月24日達令公示第16号）

- 1 この達令は、1997年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に使用している様式は、当分の間、この達令に基づく必要な修正を加えて使用することができる。この場合、これに該当する様式の変更内容については、別に定める。

**附 則**（2003年6月28日達令公示第10号）

- 1 この達令は、2003年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に使用している様式は、この達令に基づく必要な修正を加えて使用することができる。

**附 則**（2011年6月10日達令公示第4号）

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の日から数えて前3ヵ月以内に生じた広域災害の被災寺院又は教会については、第15条第4項の規定を適用するものとする。

**附 則**（2013年6月28日達令公示第14号）

この達令は、2013年7月1日から施行する。

**附 則**（2020年6月25日達令公示第12号）

この達令は、2020年7月1日から施行する。

## 冥加金条例

〈1991年6月29日条例公示第31号〉

改正 ①1994年6月15日条例公示4

②2021年6月30日条例公示12

(趣旨)

**第1条** この条例は、本派の冥加金について定める。

(冥加金の種類)

**第2条** 冥加金の種別を次のように定める。

- (1) 学事冥加金
- (2) 出版物冥加金
- (3) 研修冥加金
- (4) 同朋会館冥加金
- (5) 斎冥加金
- (6) 墓地冥加金
- (7) 管理冥加金
- (8) 不動産冥加金
- (9) 渉成園冥加金
- (10) 大谷専修学院冥加金

2 前項各号のほか、法要又は行事その他特別の必要があるときは、臨時に冥加金を定めることができる。この場合、当該年度の予算にその名称を示すものとする。

**第3条** 学事冥加金は、学事及び検定について、出版物冥加金は、出版物の頒布について、研修冥加金は、研修及び講習について、同朋会館冥加金は、同朋会館の使用について、斎冥加金は、斎について、墓地冥加金は、墓地の使用について、管理冥加金は、施設及び宝什物の使用について、不動産冥加金は、不動産の使用について、渉成園冥加金は、渉成園の使用について、大谷専修学院冥加金は、大谷専修学院における学事及び学務について、それぞれ収納するものとする。

(冥加金の決定)

**第4条** 冥加金の額は、宗務総長が定める。

附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、定めた冥加金の額は、この条例により定めたものとみなす。

附 則 (1994年6月15日条例公示第4号)

この条例は、1994年7月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第12号)

この条例は、2021年7月1日から施行する。

## 第1種共済特別会計の閉鎖に伴う基本金及び給付準備金の処理に関する特別措置条例

〈2021年6月30日条例公示第15号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、第1種共済特別会計の閉鎖に伴い、第1種共済特別会計条例(1991年条例公示第34号。以下「条例」という。)第3条に定める基本金及び2020年度の決算で生じた条例第8条に定める給付準備金の残額の処理について、必要な事項を定める。

(保管)

**第2条** 前条による基本金及び給付準備金の残額は、宗務改革における行財政改革において、宗派財政構造の改革方針が定まるまでの間、保管金として別途これを保管する。

2 前項の保管金は、第1種共済特別会計閉鎖金預り(以下「預り金」という。)という。

(利息の処理)

**第3条** 預り金から生じる果実は、これを預り金に繰り入れて処理しなければならない。

(預り金の使用)

**第4条** 預り金を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(経理)

**第5条** 預り金の経理の方法については、会計条例(1988年条例公示第1号)第44条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、2021年7月1日から施行する。

## 第2種共済特別会計条例

(1991年6月29日条例公示第35号)

- 改正 ①2001年6月29日条例公示14  
②2008年6月27日条例公示7  
③2013年6月28日条例公示13  
④2019年6月27日条例公示16  
⑤2021年6月30日条例公示16  
⑥2021年6月30日条例公示19

(設置)

**第1条** 第2種共済に関する資産の管理及び業務の運営を適正ならしめるため、第2種共済特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

**第2条** 削除

(歳入及び歳出)

**第3条** この会計においては、拠出金、一般会計からの回付金及びその他の収入をもって歳入とし、復興共済金、宗派共済見舞金及び業務の運営に要する経費をもって歳出とする。

(歳入歳出現況書の作成)

**第4条** 毎会計年度終了2ヵ月前において、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。

2 前項の歳入歳出現況書には前年度の貸借対照表を添付しなければならない。

(予算の提出)

**第5条** この会計の歳入歳出予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に宗会に提出して、その議決を得なければならない。

2 前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。

(復興共済積立金)

**第6条** 共済金の不足を補うため、復興共済積立金を設ける。

2 共済金に不足を生じたときは、予算額にかかわらず復興共済積立金から補填することができる。ただし、共済条例(1987年条例公示第5号)第18条に規定する給付額の制限を超えてこれを使用することができない。

3 復興共済積立金は、共済金以外に使用してはならない。

**第7条** 削除

(剰余金の処理)

**第8条** 歳計に剰余を生じたときは、これを復興共済積立金に繰り入れるものとする。

(復興共済積立金の保管)

**第9条** 復興共済積立金は、別途に経理し、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書

類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

(資産の保管)

**第10条** この会計の資産は、平常の支出に充当するために必要な額を除き、信用ある銀行等に預け、若しくは確実な有価証券に替えて別途にこれを保管しなければならない。

(歳入歳出決算書及び貸借対照表の作成及び提出)

**第11条** この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書及び貸借対照表を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。(会計条例の準用)

**第12条** この条例に定めのない事項については、会計条例の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、設置していた第2種共済特別会計は、この条例による第2種共済特別会計とみなす。
- 3 1991年6月30日現在、施行していた予算及び継続費並びに保管及び処理をしていた別途会計は、それぞれこの条例による予算及び継続費並びに別途会計とみなす。
- 4 1991年6月30日現在、取り扱っていた経理事務は、この条例により取り扱っているものとみなす。
- 5 1991年6月30日現在、有していた資産は、この条例による資産とみなす。
- 6 1991年6月30日現在、設けていた復興共済積立金は、この条例による復興共済積立金とみなす。

附 則 (2001年6月29日条例公示第14号)

この条例は、2001年7月1日から施行する。ただし、第2条及び第6条から第8条までの改正については、2003年1月1日から施行する。

附 則 (2008年6月27日条例公示第7号)

この条例は、2008年7月1日から施行する。

附 則 (2013年6月28日条例公示第13号)

この条例は、2013年7月1日から施行する。

附 則 (2019年6月27日条例公示第16号) 抄

この条例は、2020年1月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第16号) 抄

この条例は、2021年6月30日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第19号) 抄

この条例は、2021年7月1日から施行する。

## 東本願寺出版特別会計条例

（1991年6月29日条例公示第36号）

改正 ①2012年6月29日条例公示13

②2023年6月30日条例公示15

（設置）

**第1条** 出版物に関する条例（1991年条例公示第46号）第4条に基づいて刊行する出版物の収入及び支出の経理を明確にして、その健全な運営に資するため、東本願寺出版特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（歳入及び歳出）

**第2条** この会計においては、出版物の冥加金、第7条に定める東本願寺出版特別会計運営資金からの繰入金及びその他の収入をもって歳入とし、出版物の刊行及びそれに伴う業務に要する経費並びに一般会計への回付金をもって歳出とする。

（歳入歳出現況書の作成）

**第3条** この会計は、毎会計年度終了2ヵ月前に、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。

2 前項の歳入歳出現況書には、前年度の貸借対照表を添付しなければならない。

（予算の提出）

**第4条** この会計の予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に、宗会に提出し、その議決を得なければならない。

2 前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。

（予算の区分）

**第5条** この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って、歳出にあつては、その目的に従って、それぞれ款及び項に区分する。

（出版物計算書の送付）

**第6条** 毎会計年度終了後10日以内に、年度末現在による出版物計算書を、会計監査院に送付しなければならない。

（東本願寺出版特別会計運営資金）

**第7条** 出版物の刊行及び販路拡張に資する営業広報に必要な資金を確保するため、東本願寺出版特別会計運営資金（以下「運営資金」という。）を設ける。

2 運営資金を使用するときは、東本願寺出版特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

3 運営資金は、別途に経理し、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、

会計監査院の監査を経て、決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

（剰余金の処理）

**第8条** この会計において、歳計に生じた剰余金はこれを運営資金に繰り入れるものとする。ただし、歳計に不足が生じた場合は、運営資金をもってこれを支弁するものとする。

（歳入歳出決算書及び貸借対照表の作成及び提出）

**第9条** この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書及び貸借対照表を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

2 前項の歳入歳出決算書には、第6条の出版物計算書を添付しなければならない。

（物品出納簿）

**第10条** 刊行した出版物は、物品出納簿によって品目ごとに常に整理して、その受入及び払出の都度、数量及び受入価格又は払出価格（無償払出のときはその事由）を明確にしておかなければならない。

2 前項の物品出納簿によって毎月末日現在における受払の計算表を翌月1日から5日までの間に作成しなければならない。

3 前項の計算表は、会計監査院条例（1991年条例公示第7号）第14条に定める現況監査の都度会計監査院に提出し、監査を受けなければならない。

（会計条例の準用）

**第11条** この条例に規定のない事項については、会計条例の規定を準用する。

### 附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置していた出版物特別会計は、この条例による出版物特別会計とみなす。

3 1991年6月30日現在、施行していた予算は、この条例による予算とみなす。

4 1991年6月30日現在、取り扱っていた経理事務は、この条例により取り扱っているものとみなす。

5 1991年6月30日現在、有していた出版物は、この条例による出版物とみなす。

附 則（2012年6月29日条令公示第13号）

この条例は、2012年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条令公示第15号）

1 この条例は、2023年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に設置されている出版物特別会計及び出版物特別会計運営資金は、この条例による東本願寺出版特別会計及び東本願

寺出版特別会計運営資金とそれぞれみなす。

## 一般会計における災害見舞費の 残額を災害見舞準備金として保管 する臨時措置条例

〈1991年6月29日条例公示第40号〉

改正 ①2019年6月27日条例公示16

②2021年6月30日条例公示19

（趣旨）

**第1条** この条例は、一般会計に計上した災害見舞費について、その年度の歳計に残額を生じたとき、予算より支出し災害見舞準備金（以下「準備金」という。）として、これを別途に保管する特別措置について定める。

（準備金）

**第2条** 準備金は、保管金としてこれを保管する。  
2 準備金は、当該年度において一般会計に計上されている災害見舞費に不足を生じたとき、これに充当するものとする。

（準備金の使用）

**第3条** 準備金を使用する必要があるときは、共済条例（1987年条例公示第5号）第22条に定める共済審査会にはかり決定しなければならない。

（経理）

**第4条** 準備金の経理の方法については、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定によるものとする。

附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、施行していた予算並びに保管及び処理をしていた別途会計は、それぞれこの条例による予算並びに別途会計とみなす。
- 3 1991年6月30日現在、取り扱っていた経理事務は、この条例により取り扱っているものとみなす。

附 則（2019年6月27日条例公示第16号）抄  
この条例は、2020年1月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第19号）抄  
この条例は、2021年7月1日から施行する。

## 退職慰労金給付運用資金に関する特別措置条例

〈2018年6月25日条例公示第10号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、宗務役員給与条例（2018年条例公示第6号）第9条に定める退職慰労金の円滑な給付と支出の安定に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(運用資金)

**第2条** 前条に規定する資金は、退職慰労金給付運用資金（以下「運用資金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

2 本派の歳出予算に計上した退職慰労金であって、当該会計年度に使用残を生じたときは、これを運用資金に繰り入れるものとする。

3 退職慰労金に不足を生じたときは、予算額にかかわらず運用資金から補填して給付するものとする。

(利息の処理)

**第3条** 運用資金から生じる果実は、これを運用資金に繰り入れて処理しなければならない。

(目的外使用の禁止)

**第4条** 運用資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

**第5条** 運用資金の経理の方法については、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定によるものとする。

### 附 則

この条例は、2018年7月1日から施行する。

（第十八編）退職慰労金給付運用資金に関する特別措置条例

## 保証金として支出した金員の管理に関する臨時措置条例

〈1983年6月21日条例公示第4号〉

改正 ①1988年6月25日条例公示10

②1992年6月15日条例公示5

(趣旨)

**第1条** この条例は、保証金として支出した金員の管理について、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この条例において「保証金」とは、宗門問題に関し宗教法人真宗大谷派又は宗教法人真宗大谷派が包括する宗教法人たる別院に係る訴訟について、裁判所の命により保証金を供託する必要が生じた場合に支出した金員をいう。

2 前項の保証金は、法令の定めるところにより現金又は公債によるほか銀行との支払保証委託契約によることができる。

(報告義務)

**第3条** 保証金は、その供託の必要がなくなるまでの間、毎年4月末日現在により保証金の状況を示す書類を作成して、宗会にこれを報告しなければならない。この場合、公債たる保証金については当該公債の額面金額、買付金額、償還期限及び利息の処理状況を、支払保証委託契約については銀行名、預金種別、金額及び利息の処理状況を、それぞれ明示するものとする。

(中間利息の処理)

**第4条** 保証金から生ずる利息を受取ったときは、これを当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。

(供託中に償還期限に至った公債の処理)

**第5条** 公債たる保証金を供託している間にその公債が償還期限に至ったときは、償還された金員をもって当該公債と同じ額面の公債を直ちに購入するものとし、その残額は、当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。

(返還を受けた保証金の処理)

**第6条** 保証金の返還を受けたときは、これを当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。この場合において、公債である保証金の返還を受けたときは、当該公債の償還期限に至るまでの間、継続して運用することができるものとし、その償還日をもってこれを当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。

2 前項の公債は、保証金返還預りとし、保管金

（第十八編）保証金として支出した金員の管理に関する臨時措置条例



として別途に経理するものとする。

**附 則**

- 1 この条例は、1983年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に係属している宗教法人真宗大谷派又は宗教法人本願寺に係る訴訟の保証金は、この条例による保証金とみなす。

**附 則**（1988年6月25日条例公示第10号）抄  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（1992年6月15日条例公示第5号）  
この条例は、公示の日から施行する。

（第十八編）保証金として支出した金員の管理に関する臨時措置条例

宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

（2012年6月29日条例公示第18号）

改正 2023年6月30日条例公示13

（趣旨）

**第1条** この条例は、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の同会計に属する懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納について定める。

（懇志金）

**第2条** 門徒は、当該会計の終了にかかわらず懇志金を納付し、寺院及び教会は、懇志金を扱うことができる。

（御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀）

**第3条** 寺院及び教会は、納付に至っていない御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀をすみやかに納付するよう努めなければならない。

（収納金）

**第4条** 前2条に規定する収納金は、真宗本廟両堂等御修復積立金に繰り入れるものとする。

**附 則**

この条例は、2012年7月1日から施行する。

**附 則**（2023年6月30日条例公示第13号）

この条例は、2023年7月1日から施行する。

（第十八編）宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

## 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計終了後の懇志金並びに慶讃法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

〈2023年6月30日条例公示第9号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計終了後の同会計に属する懇志金及び慶讃法要御香儀の収納について定める。

(懇志金)

**第2条** 門徒は、当該会計の終了にかかわらず懇志金を納付し、寺院及び教会は、懇志金を扱うことができる。

(慶讃法要御香儀)

**第3条** 寺院及び教会は、納付に至っていない慶讃法要御香儀をすみやかに納付するよう努めなければならない。

(収納金)

**第4条** 前2条に規定する収納金は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別勘定（以下「八百五十年慶讃特別勘定」という。）といい、保管金として経理する。

(費途)

**第5条** 八百五十年慶讃特別勘定は、毎年当該収納に対する交付金等を除き、すべて翌年度の宗務改革推進資金に繰り入れるものとする。

**附 則**

この条例は、2023年7月1日から施行する。

## 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進資金に関する特別措置条例

〈2020年6月25日条例公示第6号〉

改正 2023年6月30日条例公示11

(趣旨)

**第1条** この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業（以下「事業」という。）の推進に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(資金)

**第2条** 前条の資金は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進資金（以下「資金」という。）といい、一般会計または宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計（以下「特別会計」という。）から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(利息の処理)

**第3条** 資金から生ずる果実は、これを資金に繰り入れて処理しなければならない。

(資金の使用)

**第4条** 資金を使用するときは、特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。ただし、特別会計廃止後にさらに事業を推進しようとするときは、一般会計臨時部の予算に計上するものとする。

(目的外使用の禁止)

**第5条** 資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

**第6条** 資金の経理の方法は、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定による。

**附 則**

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（2023年6月30日条例公示第11号）

この条例は、公示の日から施行する。

第十八編 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計終了後の懇志金並びに慶讃法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

第十八編 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業推進資金に関する特別措置条例

## 宗務改革推進資金に関する特別措置条例

〈2012年6月18日条例公示第6号〉

- 改正 ①2019年6月27日条例公示12  
②2021年6月30日条例公示4  
③2023年6月30日条例公示10

(趣旨)

**第1条** この条例は、教区及び組の改編、門徒戸数調査及び行財政改革等、宗務の改革の推進に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(推進資金)

**第2条** 前条の資金は、宗務改革推進資金（以下「推進資金」という。）といい、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計及び宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別勘定から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(利息の処理)

**第3条** 推進資金から生じる果実は、これを推進資金に繰り入れて処理しなければならない。

(推進資金の使用)

**第4条** 推進資金を使用するときは、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

**第5条** 推進資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

**第6条** 推進資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

**附 則**

この条例は、公示の日から施行する。

**附 則**（2019年6月27日条例公示第12号）

この条例は、2019年7月1日から施行する。

**附 則**（2021年6月30日条例公示第4号）抄

この条例は、2021年7月1日から施行する。

**附 則**（2023年6月30日条例公示第10号）

この条例は、2023年7月1日から施行する。

## 寺院活性化支援資金に関する特別措置条例

〈2019年6月27日条例公示第13号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、別院及び寺院・教会の活性化支援に将来的に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(支援資金)

**第2条** 前条の資金は、寺院活性化支援資金（以下「支援資金」という。）といい、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(利息の処理)

**第3条** 支援資金から生じる果実は、これを支援資金に繰り入れて処理しなければならない。

(支援資金の使用)

**第4条** 支援資金を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

**第5条** 支援資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

**第6条** 支援資金の経理の方法は、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定による。

**附 則**

この条例は、2019年7月1日から施行する。

（第十八編）宗務改革推進資金に関する特別措置条例

（第十八編）寺院活性化支援資金に関する特別措置条例

## 真宗本廟両堂等御修復積立金に関する特別措置条例

〈2010年6月29日条例公示第14号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、御影堂、阿弥陀堂及び御影堂門の将来的な御修復及び大規模な営繕に備え、必要とされる資金の一部又は全部を確保するための特別措置について定める。

(積立金)

**第2条** 前条の資金は、真宗本廟両堂等御修復積立金(以下「積立金」という。)といい、一般会計又は宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

**第3条** 前条のほか、第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例(1988年条例公示第1号。以下同じ。)第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、積立金に繰り入れるものとする。

(利息の処理)

**第4条** 積立金から生じる果実は、これを積立金に繰り入れて処理しなければならない。

(積立金の使用)

**第5条** 積立金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

**第6条** 積立金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

**第7条** 積立金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

**附 則**

この条例は、2010年7月1日から施行する。

## 真宗本廟諸施設営繕積立金に関する特別措置条例

〈1998年6月17日条例公示第4号〉

改正 2003年6月28日条例公示13

(趣旨)

**第1条** この条例は、御影堂、阿弥陀堂及び御影堂門を除く諸施設の大規模営繕について、将来的に必要とされる資金の一部又は全部を確保するための特別措置について定める。

(積立金)

**第2条** 前条の資金は、真宗本廟諸施設営繕積立金(以下「積立金」という。)といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

**第3条** 前条のほか、第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例(1988年条例公示第1号。以下同じ。)第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、積立金に繰り入れるものとする。

(積立金の使用)

**第4条** 積立金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

**第5条** 積立金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

**第6条** 積立金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

**附 則**

この条例は、1998年7月1日から施行する。

**附 則** (2003年6月28日条例公示第13号)

この条例は、公示の日から施行する。

第十八編 真宗本廟両堂等御修復積立金に関する特別措置条例

第十八編 真宗本廟諸施設営繕積立金に関する特別措置条例

## 蓮如上人五百回御遠忌特別会計 終了後の懇志金及び御遠忌御香 儀の収納に関する臨時措置条例

〈1998年6月17日条例公示第5号〉

改正 ①2004年6月28日条例公示16

②2023年6月30日条例公示14

(趣旨)

**第1条** この条例は、蓮如上人五百回御遠忌特別会計終了後の同会計に属する懇志金及び御遠忌御香儀の収納について定める。

(懇志金)

**第2条** 門徒は、当該会計の終了にかかわらず懇志金を納付し、寺院及び教会は、懇志金を扱うことができる。

(御遠忌御香儀)

**第3条** 寺院及び教会は、納付に至っていない御遠忌御香儀をすみやかに納付するよう努めなければならない。

(収納金)

**第4条** 前2条に規定する収納金は、一般会計の雑収入として歳入するものとする。

附 則

この条例は、1998年7月1日から施行する。

附 則 (2004年6月28日条例公示第16号)

この条例は、2004年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第14号)

この条例は、2023年7月1日から施行する。

第十八編 蓮如上人五百回御遠忌特別会計終了後の懇志金及び御遠忌御香儀の収納に関する臨時措置条例

## 首都圏教化推進特別会計条例

〈1996年6月20日条例公示第4号〉

改正 ①2012年6月29日条例公示21

②2014年6月27日条例公示8

(設置)

**第1条** 首都圏教化推進に必要な経費の収入及び支出を明確にしてその経理を適正ならしめるため、首都圏教化推進特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(歳入・歳出)

**第2条** この会計においては、首都圏教化推進に属する冥加金及び懇志金、一般会計からの回付受金並びにその他の収入をもって歳入とし、首都圏教化推進及び東京宗務出張所に要する経費並びにその他の支出をもって歳出とする。

(予算の区分)

**第3条** この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて、歳出にあつてはその目的に従つて、それぞれ款及び項に区分する。

(歳入歳出現況書の作成)

**第4条** この会計は、毎会計年度終了2ヵ月前に、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。

(予算の提出)

**第5条** この会計の予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に宗会に提出して、その議決を得なければならない。

2 前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。

(首都圏開教推進資金)

**第6条** 首都圏開教拠点の設置及び整備に必要な資金を確保し、もつて首都圏における教化推進に資するため、首都圏開教推進資金（以下「推進資金」という。）を設ける。

2 推進資金は、次の各号の収入を保管金として別途にこれを経理する。

(1) 一般会計からの繰入金

(2) 第11条に定める首都圏教化推進特別会計の剰余金

(3) 首都圏開教拠点の活動から得た収入  
(指定寄付金の採納)

**第7条** 推進資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、推進資金に繰り入れるものとする。

(推進資金の利息の処理)

**第8条** 推進資金から生じる果実は、これを推進

第十八編 首都圏教化推進特別会計条例

資金に繰り入れて処理しなければならない。

(推進資金の使用)

**第9条** 推進資金を使用するときは、首都圏教化推進特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(推進資金の経理)

**第10条** 推進資金は、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

(剰余金の処理)

**第11条** この会計において歳計に剰余を生じたときは、これを推進資金に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算書の作成・提出)

**第12条** この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

(会計条例の準用)

**第13条** この条例に定めのない事項については、会計条例の規定を準用する。

**附 則**

この条例は、1996年7月1日から施行する。

**附 則** (2012年6月29日条例公示第21号)

この条例は、2012年7月1日から施行する。

**附 則** (2014年6月27日条例公示第8号)

この条例は、2014年7月1日から施行する。

## 宗宝宗史蹟保存管理資金に関する特別措置条例

(1998年6月17日条例公示第6号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、宗宝及び宗史蹟の保存管理に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(資金)

**第2条** 前条の資金は、宗宝宗史蹟保存管理資金(以下「資金」という。)といい、蓮如上人五百回御遠忌特別会計又は一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

**第3条** 前条のほか、第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例(1988年条例公示第1号。以下同じ。)第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、資金に繰り入れるものとする。

(資金の使用)

**第4条** 資金を使用するときは、会計条例第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

**第5条** 資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

**第6条** 資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

**附 則**

この条例は、公示の日から施行する。

## 親鸞仏教センター資金に関する特別措置条例

〈2001年6月29日条例公示第17号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、教育条例（1991年条例公示第23号）第20条に定める親鸞仏教センターの設置及び管理運営に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(資金)

**第2条** 前条の資金は、親鸞仏教センター資金（以下「センター資金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

**第3条** 前条のほか、この条例施行の間に第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、センター資金に繰り入れるものとする。

(利息の処理)

**第4条** センター資金から生じる果実は、これをセンター資金に繰り入れて処理しなければならない。

(資金の使用)

**第5条** センター資金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(経理)

**第6条** センター資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、2001年7月1日から施行する。

（第十八編）親鸞仏教センター資金に関する特別措置条例

## 東日本大震災復興支援資金に関する特別措置条例

〈2011年2月28日条例公示第4号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、東日本大震災に対する救援金（以下「救援金」という。）として本派に預託されている金員を、本派が行う復興支援に使用する資金として保管し、適正に経理するために必要な事項を定める。

(資金)

**第2条** 前条の資金は、東日本大震災復興支援資金（以下「資金」という。）といい、保管金として別途にこれを経理する。

(救援金の資金への繰り入れ)

**第3条** 2012年3月1日現在における救援金の残額は、一般会計の予算に計上し、宗会の議決を経て、資金に繰り入れるものとする。

2 前項による繰り入れの際、当該予算より救援金の残額が超過した場合に限り、超過した額と同額を資金へ支出超過することができる。

(寄付金の採納)

**第4条** 前条のほか、この条例施行後に本派に預託される救援金は、全て指定寄付金としてこれを採納し、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらず資金に繰り入れるものとする。

(利息の処理)

**第5条** 資金から生じる果実は、これを資金に繰り入れて処理しなければならない。

(資金の使用)

**第6条** 資金の一部又は全部を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

**第7条** 資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

**第8条** 資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、2012年3月1日から施行する。

（第十八編）東日本大震災復興支援資金に関する特別措置条例

# 沖縄別院整備資金に関する 特別措置条例

〈2014年6月27日条例公示第11号〉

改正 2021年6月30日条例公示11

(趣旨)

**第1条** この条例は、沖縄準開教区における弘教の中心として沖縄開教本部と一体として運営される東本願寺沖縄別院（以下「沖縄別院」という。）の整備に必要な資金を確保し、もって本派の沖縄開教の実を挙げるための特別措置について定める。

(整備資金)

**第2条** 前条の資金は、沖縄別院整備資金（以下「整備資金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

**第3条** 前条のほか、第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、整備資金に繰り入れるものとする。

(利息の処理)

**第4条** 整備資金から生じる果実は、これを整備資金に繰り入れて処理しなければならない。

(整備資金の使用)

**第5条** 整備資金を使用するときは、一般会計に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

**第6条** 整備資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

**第7条** 整備資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、2014年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第11号）

この条例は、2021年7月1日から施行する。



## ～第19編 相続講～

### 相続講条例

（1991年6月29日条例公示第43号）

（名称）

**第1条** 本講は、真宗大谷派相続講と称する。

（目的）

**第2条** 本講は、真宗教学の振興をはかり、財政の基礎を確立するを目的とする。

（事業）

**第3条** 前条の目的を達するために、教化、法要、講習、講座その他の事業を行う。

（事務）

**第4条** 本講の事務は、宗務所で行う。

- 2 地方事務は、教務所がこれを取扱う。
- 3 開教区の事務は、開教監督部又は開教本部がこれを取扱う。

（相続講の加入）

**第5条** 本派の僧侶、坊守、寺族及び門徒は、すべて本講に加入することを要する。

- 2 本講の趣旨に賛同する者は、何人でもこれに加入することができる。

（講員の称号）

**第6条** 本講に加入した者は、これを相続講員として、次の5つに分ける。

- (1) 別格名誉講員
- (2) 特別名誉講員
- (3) 名誉講員
- (4) 特別講員
- (5) 通常講員

- 2 相続講員は、別に定める講金を納入しなければならない。

- 3 初めて、本講に加入した者を通常講員とし、通常講員又は第1項の講員であって、普通講金の納付額が講員について定める金額に達したとき、又はその金額に等しい特別講金を納付したときは、その都度、それぞれの講員に進めるものとする。

- 4 講員は、第1項に定める種別に応じて、待遇を受ける。

（講金）

**第7条** 講金は、普通講金及び特別講金とする。

- 2 普通講金とは、本講の目的に協力して、月額10円を継続して納付するものをいう。ただし、2ヵ月から1年までの分をまとめて納付するこ

とができる。

- 3 特別講金とは、講員の懇志によって、普通講金以外に納付するものをいう。

（准講員）

**第8条** 本講を助成するために金員を納付した団体は、これを准講員とする。

（収入及び支出）

**第9条** 相続講金は、本派の収入とし、本講の経費は、本派からこれを支出する。

（達令等への委任）

**第10条** この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 従前の規定による相続講員の資格、称号及び待遇並びに納付された講金は、なおその効力を有し、それぞれこの条例が承継する。

# 相続講条例施行条規

〈1991年6月29日達令公示第51号〉

(趣旨)

**第1条** この達令は、相続講条例（1991年条例公示第43号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(本部及び支部)

**第2条** 本講は、本部を宗務所に置き、支部を教区に設ける。

(小会及び連合小会)

**第3条** 寺院又は教会ごとに小会を結成し、各組に連合小会を置き、各小会の事務及び事業の連絡交渉を行う。

(事業)

**第4条** 条例第3条の事業は、本部、支部、連合小会及び小会において行う。

(事業への参画)

**第5条** 各門徒会員は、支部又は連合小会の事業に参画して援助するものとする。

(教導)

**第6条** 本部及び支部に教導を置くことができる。

(大会及び例会)

**第7条** 本部、支部及び連合小会においては、毎年1回大会を開き、小会においては、毎月1回例会を開く。

(講員の種別)

**第8条** 講金に対する講員の種別は、次のとおりとする。

(1) 別格大名譽講員

特別第1種 1000万円

特別第2種 700万円

特別第3種 500万円

特別第4種 300万円

特別第5種 200万円

第1種 100万円

第2種 70万円

(2) 別格名誉講員

第1種 50万円

第2種 30万円

第3種 20万円

第4種 10万円

(3) 特別名誉講員

第1種 5万円

第2種 3万円

第3種 2万円

第4種 1万円

(4) 名誉講員

第1種 5000円

第2種 3000円

第3種 2000円

第4種 1000円

(5) 特別講員

第1種 500円

第2種 300円

(6) 通常講員 10円以上

(賞典)

**第9条** 講金を満納した者には、別に定める内規により賞典を贈与する。

2 准講員の待遇は、別に定める。

**第10条** 講員が死亡した場合は、その納付金額に相当する賞典を贈与する。

(講金の納付)

**第11条** 講金は、手次寺住職、教会主管者又は諸講の代表者を経て、教務所へ納付するものとする。ただし、時宜によって、直接宗務所又は教務所へ納付することができる。

(講金の送付)

**第12条** 講金を受付けた住職、教会主管者又は諸講代表者は、備付の講員名簿に、金額、口数、納人名を登録し、仕訳書に現金を添えて、教務所へ送付しなければならない。

2 分納者の第2回目からの分は、講員名簿によって、台帳番号を明示しなければならない。

(講金の受領)

**第13条** 教務所は、講金を受領したときは、収納控書を交付し、収入取扱をし、備付の台帳に登録の上、小会又は諸講別に台帳番号、金額、口数、納付方法及び加入者名をその台帳番号順に記載しなければならない。

(講金の合併)

**第14条** 本人でない講金の合併は、取扱わない。

(褒賞)

**第15条** 本講に特に功労ある者には、褒賞を行う。

附 則

この達令は、1991年7月1日から施行する。

## 相続講小会規則

〈1991年6月29日達令公示第52号〉

(結成)

**第1条** 各寺院又は教会は、相続講条例施行条規第3条に基づいて小会を結成しなければならない。

(名称)

**第2条** 小会の名称は、寺号又は教会名を用い、相続講何々小会と称するものとする。

(代表)

**第3条** 住職又は教会主管者は、その小会を代表し、教務を処理する。

(世話方)

**第4条** 小会に世話方を置くことができる。

2 世話方は、住職又は教会主管者を助け、相続講の普及徹底を計るものとする。

3 世話方は、当該寺院又は教会に所属する相続講員の中から、住職又は教会主管者の推薦により、教務所長がこれを委嘱する。

(事務)

**第5条** 小会は、次の事務を行う。

(1) 講員の取扱に関する事項

(2) 講員の募集に関する事項

(3) 講員名簿、講金扱簿及び記録簿の整理保管に関する事項

(4) その他必要な事項

(部会)

**第6条** 小会は、婦人部、青年部、少年部等を設けることができる。

(講金の分納)

**第7条** 講金は、例会のときに分納するものとする。

(教導の派遣)

**第8条** 小会は、支部又は連合小会に連絡して例会に教導の派遣を請うことができる。

(備付帳簿)

**第9条** 小会には、次の帳簿を備え付けなければならない。

(1) 講員名簿

(2) 講金扱簿

(3) 記録簿

(4) その他必要な帳簿

2 帳簿用紙は、教務所において調製し小会に交付する。

**附 則**

この達令は、1991年7月1日から施行する。



## ～第20編 一般～

### 公示及び告示に関する達令

〈1981年6月11日達令公示第1号〉

改正 2021年6月30日達令公示7

**第1条** この達令は、宗門法規の公示、達令の公示及び宗務執行に必要な告知の方法について定める。

**第2条** 宗門法規について公示すべきものは、次のとおりとする。

- (1) 宗憲
- (2) 宗教法人「真宗大谷派」規則
- (3) 条例
- (4) 緊急達令
- (5) 達令

**第3条** 前条の宗門法規の公示は、制定又は改廃の都度、それぞれの種別ごとに一連番号を付して行う。

2 前項の公示番号は、それぞれ歴年ごとに更新する。

**第4条** 宗門法規の公示は、機関誌「真宗」に掲載して、これを行う。

**第5条** 条例、緊急達令及び達令で、その施行期日を定めないものは、公示の日から20日を経た日の翌日から施行する。

**第6条** 宗会の招集及び宗議会の解散の達令の公示は、年度ごとに一連番号を付して行う。

2 前項の公示については、第4条の規定をこれに準用する。

**第7条** 宗務総長は、宗務執行上必要な事項について告知するため、告示を行う。

2 前項の告示は、年度ごとに一連番号を付して行う。

3 告示については、第4条の規定をこれに準用する。

#### 附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2021年6月30日達令公示第7号)

この達令は、2021年7月1日から施行する。

## 条例の形式を左横書きに 改正する条例

〈2021年6月30日条例公示第20号〉

(条例の形式)

**第1条** 条例の形式は、すべて左横書きにより表記するものとする。

2 左横書きによる条例の形式は、別記様式のとおりとする。

(既存の法規の形式の改正)

**第2条** この条例施行の際、現に効力を有する条例は、次条から第10条までに定めるところにより、その形式を左横書きに改正する。

**第3条** 既存の法規の左横書きへの改正に際し、配字は、既存の法規における配字と同様とする。

**第4条** 既存の法規の左横書きへの改正に際し、漢数字は、アラビア数字に改める。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 固有名詞の一部をなす漢数字
- (2) 慣用句又は数量的意味の薄い熟語に含まれている漢数字
- (3) 住所表記のうち、漢数字をもって表記することを要するもの
- (4) 本派の教義又は儀式等にかかわる用語として、特に伝統的に用いられている漢数字
- (5) その他漢数字をもって表記することを要する用語

2 号番号は、アラビア数字を「( )」で囲んだ表記に改める。

3 号の細分に区分番号が用いられている場合は、これを削る。

4 「拾」「百」のような数値の単位として用いられている漢字は、必要によりアラビア数字に改める。

**第5条** 既存の法規の左横書きへの改正に際し、特定の月数を表す「一月」「二月」等の表記は、すべて「〇ヵ月」の表記に改める。

**第6条** 既存の法規の左横書きへの改正に際し、「次の各号の一に」のように用いられる漢数字の「一」の表記については、すべて「いずれか」又は「ひとつ」の表記に改める。

**第7条** 既存の法規の左横書きへの改正に際し、元号で表記されている年号は、すべて西暦による表記に改める。

**第8条** 既存の法規の左横書きへの改正に際し、「パーセント」「メートル」のような単位を表す用語は、すべて単位記号による表記に改める。

**第9条** 既存の法規の左横書きへの改正に際し、各法規中に引用されている宗門法規のうち、公示年及び公示番号の記載が無いものは、これを記載する。

**第10条** 既存の法規の左横書きへの改正に際し、表、別表及び様式は、その内容に変更を及ぼさない範囲において、右上端が左横書きの左上端になるよう配置を改める。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 既に左横書きの形式になっているもの
- (2) 法名紙、証書類など、特に縦書きの表記を要するもの
- (3) その他表の形式又は配置等の理由から、特にその形式の一部又は全部について縦書きの表記を要するもの

**附 則**

この条例は、2021年7月1日から施行する。

# 達令の形式を左横書きに改正する達令

〈2021年6月30日達令公示第21号〉

(達令の形式)

**第1条** 達令の形式は、すべて左横書きにより表記するものとする。

2 左横書きによる達令の形式は、別記様式のとおりとする。

(既存の法規の形式の改正)

**第2条** この達令施行の際、現に効力を有する達令は、条例の形式を左横書きに改正する条例(2021年条例公示第20号)第2条から第10条までの規定に準じて、その形式を左横書きに改正する。

**附 則**

1 この達令は、2021年7月1日から施行する。

2 この達令施行前の別表又は様式による書面は、当分の間この達令による改正後の別表又は様式によるものとみなして、これを使用することができる。

(第二十編) 条例の形式を左横書きに改正する条例

別記様式 (条例の形式)

題 名	■■■○○○○○条例	
本 則	章 名	■■■第1章■○○○○○
	節 名	■■■■第1節■○○○○○
	見出し	(○○)
	条 名	第1条■○○○○○○○○○○○ ■○○。
	項番号	2 ■○○○○○○○○○○○○○ ■○○。
	号番号	(1) ○○○○○○○○○○○○ ■■○○。
附 則	■■■附■則	
	■○○○○○○○○○○○○○	

※■は空白とする。

(第二十編) 達令の形式を左横書きに改正する達令

別記様式 (達令の形式)

題 名	■■■○○○○○達令(規程)	
本 則	章 名	■■■第1章■○○○○○
	節 名	■■■■第1節■○○○○○
	見出し	(○○)
	条 名	第1条■○○○○○○○○○○○ ■○○。
	項番号	2 ■○○○○○○○○○○○○○ ■○○。
	号番号	(1) ○○○○○○○○○○○○ ■■○○。
附 則	■■■附■則	
	■○○○○○○○○○○○○○	

※■は空白とする。

# 会議の開催に関する特別措置条例

（2023年6月30日条例公示第18号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、本派における会議の開催に関する特別措置について必要な事項を定める。

（適用の範囲）

**第2条** この条例は、宗門法規に招集、議事及び議決の方法等が規定されている会議（以下「会議」という。）について適用する。ただし、真宗大谷派宗憲に定める宗会並びに参与会及び常務会を除く。

（用語の定義）

**第3条** この条例における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- （1）招集権者 当該会議を招集する権限を定められた者をいう。
- （2）構成員 当該会議を構成し議決権を有する者をいう。
- （3）オンライン 双方向性及び即時性が十分確保されたインターネット回線等を用いた方法をいう。

（オンラインによる出席）

**第4条** 招集権者が特に必要と認めるときは、構成員及び参考人等に対し、オンラインによる会議への参加をもって、出席とみなすことができる。

（委任状又は書面の提出による出席）

**第5条** 災害等の発生又は感染症のまん延防止措置等の観点から、会議が開催される場所に赴いて出席することが困難な構成員があると招集権者が認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの方法を用いて会議に参加させることにより、出席とみなすことができる。

- （1）当該会議の付議事項について、代理人に委任することを記した委任状を作成し、招集権者に提出する。
- （2）当該会議の付議事項について、賛否及び意見を記した書面を作成し、招集権者に提出する。

2 前項第1号による代理人は、当該会議の構成員の中から指定しなければならない。ただし、当該会議について定めた宗門法規に別に定めがある場合は、この限りでない。

3 第1項各号によるときは、招集権者は、当該会議の審議及び議決の結果について、該当する

構成員に報告しなければならない。

（書面会議）

**第6条** 大規模な災害等の発生又は重大な感染症のまん延防止措置等の観点から、会議を招集することが困難であると招集権者が認めるときは、構成員全員に対して前条第1項第2号の規定を用いた方法（以下「書面会議」という。）により、会議を開催することができる。

2 書面会議を行うときは、招集権者は、構成員の過半数の同意を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長を置いている場合は議長が、議長を置いていない場合は招集権者がこれを決する。

3 書面会議を開催したときは、招集権者は、当該会議の審議及び議決の結果について、構成員全員に報告しなければならない。

（特別措置の適用）

**第7条** 招集権者は、第4条から前条までに定める規定を適用するときは、招集にあわせて構成員にこれを通知しなければならない。

2 当該会議について定めた宗門法規に、招集に際して招集権者が別に同意を得る手続きの定めがある場合は、特別措置の適用についても同意を得なければならない。

（準用規定）

**第8条** 第2条に定める会議のほか、教区及び組が別に定める会議について、招集権者が特に必要と認めるときは、この条例を準用することができる。

## 附 則

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う条例に定める会議の開催に関する緊急達令（2020年緊急達令公示第1号）は、廃止する。

# 宗宝宗史蹟保存条例

(2000年6月27日条例公示第2号)

(目的)

**第1条** この条例は、宗宝及び宗史蹟の指定又は解除、並びにその保存管理のために必要な事項を定め、適正な保存環境を確保し、宗門の財産を伝承護持し、もって本派の教学、儀式に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において宗宝及び宗史蹟とは、本派並びに本派に属する寺院、教会及びその他の所属団体が所有する財産であって、特に教義上又は宗史上貴重な物件の中から、この条例に定める手続きを経て、宗務総長が指定したものをいう。

(宗宝物件)

**第3条** 宗宝に指定すべき物件の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宗祖の真蹟
- (2) 聖教及びこれに準ずる典籍の古写本又は古刊
- (3) 宗祖、列祖及びその他の彫像、画像
- (4) 列祖及びその他の真蹟
- (5) 宗史に関する古文書、古記録、金石文及び器物の類
- (6) その他前各号以外の物件であって特に必要と認められるもの

(宗史蹟物件)

**第4条** 宗史蹟に指定すべき物件は、宗史上に由緒のある地とする。

(指定)

**第5条** 宗宝及び宗史蹟の指定は、宗宝宗史蹟保存会の審査を経て、参与会及び常務会の議決を得て、宗務総長が行う。

- 2 宗務総長は、本派に属する寺院、教会及びその他の所属団体が所有する物件については、前項による参与会及び常務会の議決にさきだち、当該所有者の同意を得なければならない。

(指定の解除)

**第6条** 宗宝及び宗史蹟に指定されている物件が、次の各号のいずれかに該当するときは、宗務総長は指定を解除する。

- (1) 指定物件がその価値を失ったとき
- (2) その他特別の事由があるとき

- 2 前項の指定の解除にあたっては、あらかじめ宗宝宗史蹟保存会の審査を経て、参与会及び常務会の議決を得なければならない。

(告示)

**第7条** 宗務総長は、宗宝及び宗史蹟の指定又は指定の解除をしたときは、これを告示しなければならない。

(指定書)

**第8条** 宗務総長は、宗宝及び宗史蹟の指定をしたときは、指定書を交付しなければならない。

- 2 第6条により宗宝及び宗史蹟の指定を解除されたときは、所有者は指定書を宗務総長に返却しなければならない。

(保存管理)

**第9条** 宗宝及び宗史蹟の保存管理は、所有者がこれを行う。ただし、宗宝宗史蹟保存会の審査を経て宗務総長が承認した場合に限り、保存管理を別に委託することができる。

- 2 宗宝及び宗史蹟の所有者は、当該物件の所在を変更し、又は修理若しくはその他保存に影響を及ぼす行為をするときは、あらかじめ宗務総長の承認を得なければならない。

- 3 宗務総長は、必要があると認めるときは、宗宝及び宗史蹟の所有者に対し、当該物件の保存管理について報告を求め、指示又は助言することができる。

(処分、担保の禁止)

**第10条** 宗宝及び宗史蹟は、これを処分し、又は担保に供することができない。

(宗宝宗史蹟保存会)

**第11条** 宗宝及び宗史蹟の指定又は解除、並びにその保存管理について必要な事項を調査審議するため、宗宝宗史蹟保存会を置く。

(宗宝宗史蹟台帳)

**第12条** 宗宝及び宗史蹟の管理のため、宗務所に、宗宝宗史蹟台帳を置く。

(保存管理経費)

**第13条** 宗宝及び宗史蹟の保存管理に必要な経費は、宗宝宗史蹟保存管理資金に関する特別措置条例(1998年条例公示第6号)の規定に基づきこれを支弁する。

(達令への委任)

**第14条** この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附 則

- 1 この条例は2000年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に宗宝又は宗史蹟に指定されている物件は、この条例施行の日から90日以内に、この条例による手続きを経て、宗宝又は宗史蹟に指定しなければならない。



# 宗宝宗史蹟保存条例施行条規

(2000年6月27日達令公示第4号)

改正 2004年6月28日達令公示27

(趣旨)

**第1条** この達令は、宗宝宗史蹟保存条例(2000条例公示第2号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(同意書)

**第2条** 宗務総長は、宗宝及び宗史蹟の指定をしようとするときは、条例第5条第2項に基づき、当該所有者から同意書を得なければならない。

2 同意書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 宗宝及び宗史蹟の名称、員数、形状、法量、面積

(2) 所有者の氏名又は名称及び住所

(3) 所在地

(4) 処分、担保禁止の同意

3 同意書の様式は、別に定める。

(指定書)

**第3条** 条例第8条の規定により、宗宝及び宗史蹟の所有者に交付する指定書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 指定年月日

(2) 宗宝及び宗史蹟の名称、員数、形状、法量、面積

(3) 所有者の氏名又は名称及び住所

(4) 所在地

(5) 指定書の記号番号

2 指定書を亡失、滅失又は破損した場合は、再交付を申請することができる。

3 指定書の様式は別に定める。

(届出等)

**第4条** 宗宝の所在を長期に亘り変更しようとする場合は、所有者は宗務総長に届け出、承認を得なければならない。

2 宗宝及び宗史蹟を修理、又はその他保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者は、宗務総長に届け出、承認を得なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置をとる場合、又は保存に影響を及ぼす行為が軽微である場合は、この限りでない。

3 宗務総長は、第1項及び第2項の届け出を受けたときは、宗宝宗史蹟保存会(以下「保存会」という。)において調査し、必要な指示又は助言をすることができる。

4 第1項及び第2項による届け出は、別に定める届出書により行うものとする。

(紛失・毀損)

**第5条** 宗宝の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し又はこれを紛失したときは、所有者は、宗務総長に届け出なければならない。

2 天災等により宗史蹟の形状に著しく変動が生じたときは、所有者は、宗務総長に届け出なければならない。

3 宗務総長は、第1項及び第2項による届け出を受けたときは、保存会において調査し、適切な助言又は指導をしなければならない。

4 第1項及び第2項による届け出は、別に定める届出書により行うものとする。

(宗宝宗史蹟台帳)

**第6条** 宗宝及び宗史蹟の指定をしたときは、次の事項を記載する。

(1) 第3条第1項各号に規定する事項

(2) 指定理由

(3) その他必要な事項

2 宗宝及び宗史蹟の指定を解除したときは、次の事項を記載する。

(1) 解除年月日

(2) 解除理由

(3) その他必要な事項

3 記載事項の変更等の届け出があつときは、これをその都度記載する。

(経費の補助)

**第7条** 宗務総長は、本派所有以外の宗宝及び宗史蹟の修理、又はその保存管理のために、条例第13条の規定により、所有者に対しその経費の一部を補助することができる。

(保存会の職務)

**第8条** 保存会は、条例第11条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項に関し、その都度宗務総長が示した案件について調査及び審議し、その結果を宗務総長に報告しなければならない。

(1) 宗宝又は宗史蹟の指定及び解除に関する事項

(2) 宗宝又は宗史蹟の保存管理に関する事項

(3) その他必要な事項

2 保存会は、前項のほか、特に必要と認められた事項について宗務総長に建議することができる。

(保存会の組織)

**第9条** 保存会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 本派に所属する僧侶又は門徒であつて、学識経験を有する者の中から宗務総長が委嘱した者10人以内

(2) 特定の専門分野の学識を有する者の中から宗務総長が委嘱した者5人以内

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

**第10条** 保存会に会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を統理し、案件に対する委員の意見を整理し、調整する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が代理する。

(保存会の招集)

**第11条** 保存会は、宗務総長が案件を示してこれを招集する。

(調査委員)

**第12条** 保存会は、特定の事項を調査するため、必要により調査委員を置くことができる。

2 調査委員は、保存会委員の中から、又は保存会の意見を聞いて選定した若干人をその都度宗務総長が委嘱する。

3 調査委員は、調査結果について保存会に報告しなければならない。

(参考人の会議への出席)

**第13条** 保存会が必要と認めるときは、参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(宗務役員との会議への出席)

**第14条** 宗務総長の命を受けた宗務役員は、いつでも会議に出席して意見を述べることができる。

(保存会の事務)

**第15条** 保存会の事務は、組織部が行う。

#### 附 則

1 この達令は、2000年7月1日から施行する。

2 宗宝宗史蹟保存会規程(1995年達令公示第2号)は、廃止する。

3 この達令施行の際、前項の規定により委嘱されていた委員の任期は、すべて満了したものとみなす。

附 則(2004年6月28日達令公示第27号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

## 渉成園保存管理規程

(1996年10月1日達令公示第10号)

改正 ①1997年6月13日達令公示5

②2005年6月28日達令公示11

(目的)

**第1条** この達令は、渉成園の保存及び管理について必要な事項を定める。

(管理の定則)

**第2条** 渉成園は、真宗本廟の飛地境内地で、枳殻邸とも称し、真宗本廟に参詣する僧侶及び門徒をはじめ、一般の人々にも本派の庭園として広く親しまれ、今日まで幾多の門徒の懇念により護持されてきた歴史に鑑み、その保存管理にあたっては、万全の体制を確保しなければならない。

(入園者の心構え)

**第3条** 渉成園に入園又は参観し、若しくは渉成園内の施設を使用しようとする者は、この達令に定める手続きを経て、あらかじめ許可を得るとともに、庭園及び建物の保護、風致並びに史蹟の保存及び防災に関して、管理者の指示に従わなければならない。

(参観)

**第4条** 渉成園の参観は、本廟部長が許可する。  
2 前項により、渉成園の参観を許可したときは、本廟部長は参観券を交付するものとする。

(使用許可)

**第5条** 渉成園の通常使用は、第6条に定める使用許可申請書に必要事項を記入し、本廟部長の許可を得なければならない。ただし、渉成園における大規模な展示会等一般参観に支障あるものについては、渉成園運営委員会の議を経て、宗務総長の許可を得なければならない。

2 前項により、渉成園の使用を許可したときは、本廟部長は使用許可書を交付するものとする。

(使用許可申請書)

**第6条** 渉成園の使用許可をうけようとする者は、別に定める使用許可申請書を本廟部に提出しなければならない。ただし、本派の僧侶及び門徒以外の一般が使用する場合並びに展示会等の渉成園の目的以外に使用しようとする場合は、更に別に定める渉成園施設使用約款を提出しなければならない。

2 本廟部は、前項に定める提出書類のほか必要と認められた事項について、説明書の提出を求めることができる。この場合、説明書を提出しない者には、使用を許可しない。

(冥加金)

**第7条** 涉成園を使用しようとする者は、別に定める冥加金を納入しなければならない。

(賠償責任)

**第8条** すべての入園者は、庭園、建物及び付属物を毀損したときは、営繕審査会の査定によりその損害を賠償しなければならない。

(涉成園運営委員会)

**第9条** 涉成園の運営並びに参観及び使用管理の適正をはかるため、涉成園運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員若干人で組織する。

3 委員は、宗務役員の中から、本廟部長の上申により宗務総長が命ずる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会に関する事務は、本廟部が行う。

(事務所管)

**第10条** 涉成園に関する事務所管は、次のとおりとする。

(1) 参観及び使用管理に関する業務 本廟部

(2) 営繕並びに庭園及び土地の管理に関する業務 財務部

(3) 警備及び防災に関する業務 総務部

**附 則**

1 この達令は、1996年10月1日から施行する。

2 涉成園使用及び保全規程(1991年達令公示第53号)は、廃止する。

3 1996年9月30日現在、涉成園の使用又は参観を許可されていた者は、この達令により許可されたものとみなす。

**附 則**(1997年6月13日達令公示第5号)抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則**(2005年6月28日達令公示第11号)

1 この達令は、2005年7月1日から施行する。

2 2005年6月30日現在、涉成園の使用を許可されている者は、この達令により許可されたものとみなす。

## 教育財団及び共済機関設置に関する条例

(1991年6月29日条例公示第44号)

(設置)

**第1条** 宗祖聖人七百回御遠忌記念として、教育財団及び共済機関を設置する。

(教育財団の目的)

**第2条** 教育財団は、寺院、教会及び門徒の子弟に、教育を受けるために必要な経費を補給することを目的とする。

(教育財団の基本金)

**第3条** 教育財団は、その基本金の目標を3億5千万円以上とする。

(共済機関の目的)

**第4条** 共済機関は、その基本金から生ずる果実をもって寺院、教会及び僧侶を救援することを目的とする。

(共済機関の基本金)

**第5条** 共済機関は、その基本金の目標を1億5千万円以上とする。

(共済機関の会計)

**第6条** 共済機関の会計は、特別会計とする。  
(委任規定)

**第7条** 共済機関に関する規定は、条例で定める。

**附 則**

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置していた教育財団及び共済機関は、この条例による教育財団及び共済機関とみなす。

3 1991年6月30日現在、設置していた共済機関の会計は、この条例によるものとする。

# 共済条例

（1987年6月11日条例公示第5号）

改正 ①2001年6月29日条例公示18

②2006年6月28日条例公示4

③2008年6月27日条例公示9

④2015年6月26日条例公示8

⑤2017年6月28日条例公示14

⑥2019年6月27日条例公示16

⑦2021年6月30日条例公示16

⑧2021年6月30日条例公示19

⑨2022年6月28日条例公示6

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、本派の共済制度に関する事項について定める。

（共済の目的）

**第2条** 共済は、同朋相互扶助の精神に則り、聞法の道場たる寺院・教会の本堂等の施設に対する災害復興支援並びに寺院・教会の福祉をはかることを目的とする。

（共済の種類）

**第3条** 共済をわけて、第1種共済及び第2種共済とする。

### 第2章 第1種共済

（定義）

**第4条** 第1種共済とは、住職・教会主管者、代務者、前住職・前教会主管者、坊守及び前坊守の退職、死亡、病気又は永年在任に対し、共済金を給付することをいう。

（種別及び給付条件等）

**第5条** 第1種共済の共済金は、住職慰労金、慰問金、弔慰金及び住職年金とする。

2 住職慰労金は、住職及び教会主管者を30年以上在任した者が、退任又は死亡した場合に給付する。

3 慰問金は、現に住職及び教会主管者又は坊守であって、身体障害者となった者及び病気のため現に医療中の者であって、業務に著しい支障のある者に対し、申請により給付する。

4 弔慰金は、住職、教会主管者、本務である代務者、前住職・前教会主管者、坊守及び前坊守が死亡した場合に、その寺院・教会に給付する。ただし、弔慰金の給付を受ける資格が競合する場合は、別表第3号による給付額の大なる類により、その類の資格を有する寺院・教会に給付する。

5 住職年金は、住職及び教会主管者を50年以

上在任した者に、終身年1回給付する。

6 第2項、第3項及び第5項の共済金は、全て当該寺院・教会を経て給付するものとし、その方法については別に定める。

（給付額の算出）

**第6条** 住職慰労金は別表第1号により、慰問金は別表第2号により、弔慰金は別表第3号により、住職年金は別表第4号により、それぞれ給付額を算出する。

**第7条** 別表第1号から第4号までの1点の金額は、それぞれ宗会の議決を経て、宗務総長が定める。

## 第3章 第2種共済

### 第1節 第2種共済

（定義）

**第8条** 第2種共済とは、寺院・教会が納付する共済賦課金及び共済拠出金並びに一般会計からの回付金及びその他の収入により、その寺院・教会の災害に対し、共済金を給付することをいう。

2 共済金を受領した寺院・教会は、聞法の道場たる本堂等の災害復興のためにこれを使用しなければならない。

（種別）

**第9条** 第2種共済の共済金は、復興共済金及び宗派共済見舞金とする。

2 復興共済金は、共済賦課金又は共済賦課金及び共済拠出金の両方を納付した寺院・教会の本堂、庫裡、書院、客殿、集会所、その他宗務総長が認めた附属建物及びその宗教法人が経営する幼稚園園舎、保育園園舎及び認定こども園園舎並びにその他の事業建物が火災、風水害その他の災害により損害を受けた場合に、加入口数及び損害の程度に応じて、その寺院・教会に給付する。

3 宗派共済見舞金は、第23条に定める査定及び審査の結果、別表第6号から第8号までに定める復興共済金の給付基準に満たなかった寺院・教会に給付する。

（基礎加入）

**第10条** 賦課金条例（1987年条例公示第4号）に定める共済賦課金を納付した寺院・教会は、第2種共済に加入したものとする。この場合の保障の対象となる建物は、当該寺院・教会の本堂及び庫裡に限るものとする。

2 前項による加入を基礎加入という。

（任意加入）

**第11条** 寺院・教会は、基礎加入のほか、さらに10口を限度として拠出金を納付し、任意に加入することができる。

2 前項の拠出金を共済拠出金といい、前項による加入を任意加入という。

3 任意加入は、別表第5号に定める建物ごとに、各加入制限口数を限度として、それぞれ個別に加入するものとする。

**第12条** 共済拠出金は、1口1万円とする。  
(任意加入の手続)

**第13条** 任意加入をしようとする寺院・教会は、別に定める加入申込書に共済拠出金を添えて、教務所長に提出しなければならない。

2 前項の寺院・教会は、前年度までの賦課金に滞納があってはならない。  
(任意加入の継続加入)

**第14条** 任意加入に継続して加入する場合は、保障の効力が満了する日までに共済拠出金を納付しなければならない。この場合、加入方法又は保障対象建物に変動がない限り、前条の加入申込書の提出を省略することができる。  
(保障の効力の発生及び期間)

**第15条** 第2種共済の保障の効力は、次項以下の規定のとおりとする。

2 基礎加入の保障期間は1年とし、その効力は、共済賦課金を納付した日の属する会計年度の次年度の初日から発生し、その年度の末日までとする。

3 前年度の共済賦課金を納付していない寺院・教会については、これを納付した日から保障の効力が発生し、その期間は、納付した日の属する年度の末日までとする。

4 任意加入の保障の効力は、加入申込を受理した日の翌日をもって発生し、その保障期間は、効力発生の日から1年とする。

5 任意加入につき、保障の効力が発生するまでに災害が発生したときは、復興共済金を給付しないものとする。ただし、納付した共済拠出金は返還するものとする。  
(共済拠出金の不返還)

**第16条** 納付した共済拠出金は、前条第5項に定める場合を除き、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。  
(給付額の算出)

**第17条** 基礎加入及び任意加入による復興共済金は、別表第6号から第8号までにより、それぞれ給付額を算出する。

2 宗派共済見舞金の給付額は、別に定める。

**第17条の2** 別表第6号、別表第7号及び別表第8号の1点の金額は、宗会の議決を経て、宗務総長が定める。

(給付額の制限)

**第18条** 同一の要因により発生した災害に係る第2種共済の共済金の給付額は、その給付額が決定された日現在における第2種共済特別会計に計上されている共済金の残額に第2種共済特別会計条例（1991年条例公示第35号。以下同じ。）第6条に定める復興共済積立金の総額の5割を加えた額を超えることができない。

2 前項により共済金の給付が制限された場合、同一の要因により発生した災害に係る当該被災寺院・教会に対する第2種共済の共済金の金額の算出は、第17条の規定に基づき算出した第2種共済の共済金の総額に対する各寺院・教会ごとの算出額の割合に応じて按分して行う。

3 第2種共済の共済金の給付は、当然先に発生した災害によるものを優先して行う。

4 第2項に規定する同一の要因により発生した災害の範囲及びその被災対象寺院・教会の特定は、国又は地方公共団体若しくはその関係機関が発表する災害情報に基づき、第22条に規定する共済審査会（以下「共済審査会」という。）に諮り、宗務総長がこれを決定する。  
(給付手続)

**第19条** 寺院・教会は、災害により被害を受けたときは、遅滞なく教務所長を経て、宗務総長に被害について報告しなければならない。

2 宗務総長は、前項の報告があったときは、共済金給付のための必要な手続を行うものとする。

## 第2節 給付額の決定

(共済査定員)

**第20条** 本派は、信用ある保険会社又は鑑定事務所と契約し、専門家による査定（以下「査定」という。）を行う。

2 前項の専門家を共済査定員と称する。

(査定の方法)

**第21条** 査定は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 現地査定

(2) 寺院・教会からの提出資料に基づく査定

2 共済査定員は、被災対象寺院・教会の被害状況について査定書を作成し、これを共済審査会に提出しなければならない。

(共済審査会)

**第22条** 復興共済金の給付を適正にし、及び給付額を公正にするため、宗務所に共済審査会を置く。

2 共済審査会は、前条に定める査定書に基づき審査を行い、給付額を決定する。

3 共済審査会に関する事項は、別に定める。

(給付額の決定)

**第23条** 第17条に定める給付額は、査定及び  
共済審査会による審査を経て、これを決定する。  
(給付の再審査)

**第24条** 第2種共済の共済金の給付を受け、若  
しくは給付をしないと定められた寺院・教会が、  
これについて異議のあるときは、給付を受けた  
日又は給付しない旨の通知を受けた日から20  
日以内に、事由を具して、教務所長を経て宗務  
総長に再審査を請求することができる。

2 宗務総長は、前項の請求があったときは、再  
審査に付さなければならない。

3 再審査は、これを最終とする。

(給付の制約)

**第25条** 給付に関して行う調査に対し、正当な  
理由がないのにこれに応じないときは、給付を  
行わないことができる。

**第4章 補則**

(会計)

**第26条** 第2種共済に関する会計は、会計条例  
(1988年条例公示第1号)第7条により、  
特別会計を設定して経理する。

(共済金の給付)

**第27条** 共済金の給付は、すべて当該寺院・教  
会が届け出た金融機関の口座への振込をもって  
行う。

(共済制度の補完)

**第28条** 本派は、共済制度を補完するため、信  
用ある保険会社と契約して保険内容と加入条件  
を設定し、寺院・教会に対して任意の加入を奨  
励することができる。

(達令への委任)

**第29条** この条例を施行するために必要な事項  
は、達令でこれを定める。

**附 則**

1 この条例は、1987年7月1日から施行する。

2 共済条例(1966年条例第148号。以下  
「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行前に発生した事由にもとづく給  
付については、旧条例はなおその効力を有し、  
旧条例により給付した共済金は、この条例によ  
り給付した共済金とみなす。

4 この条例施行の際、現に旧条例による第2種  
共済に加入し、その保障期間が継続している寺  
院・教会の保障及び復興共済金の給付について  
は、その保障の効力の期間が満了する日までの  
間、旧条例は、なおその効力を有する。

5 この条例施行の際、現に設定している第1種  
共済特別会計及び第2種共済特別会計は、この  
条例による第1種共済特別会計及び第2種共済

特別会計とする。

6 第16条に規定する義務加入の保障の効力は、  
1987年7月1日から1988年6月30日  
までの間については、同条の規定にかかわらず、  
1986年度までの宗費賦課金をすべて納付し  
た寺院・教会に限り、これを保障する。

7 第2種共済特別会計条例(1966年条例第  
150号)第7条中、「共済条例第18条」を  
「共済条例第24条」に改める。

**附 則**(2001年6月29日条例公示第18号)

1 この条例は、2003年1月1日から施行する。

2 この条例施行前に発生した災害に基づく災害  
見舞金の給付については、従前の規定は、なお  
その効力を有し、これにより給付した共済金は、  
この条例により給付した復興共済金とみなす。

**附 則**(2006年6月28日条例公示第4号)

この条例は、2007年1月1日から施行する。

**附 則**(2008年6月27日条例公示第9号)

この条例は、2008年7月1日から施行する。

**附 則**(2015年6月26日条例公示第8号)

この条例は、2016年1月1日から施行する。

ただし、第8条の2に定める補償制度及び第26  
条に定める保険内容と加入条件の設定に必要な事  
項は、この条例施行前に行うことができる。

**附 則**(2017年6月28日条例公示第14号)

1 この条例は、2018年1月1日から施行す  
る。ただし、この条例施行の準備に必要な事項  
は、条例施行前に行うことができる。

2 この条例施行の際、従前の規定により給付さ  
れた退職慰労金又は遺族給付金は、この条例に  
より給付した住職慰労金とみなす。

3 この条例施行の際、従前の規定により給付さ  
れた住職年金は、この条例により給付した住職  
年金とみなす。

4 この条例施行前に従前の規定により申請書が  
提出されている退職慰労金、遺族給付金、慰問  
金、弔慰金及び住職年金で、未だその給付を受  
けていないものについては、従前の規定は、な  
おその効力を有し、これにより給付した共済金  
は、この条例により給付した共済金とみなす。

**附 則**(2019年6月27日条例公示第16号)

1 この条例は、2020年1月1日から施行す  
る。ただし、この条例施行の準備に必要な事項  
は、条例施行前に行うことができる。

2 この条例施行前に発生した災害に基づく共済  
金の給付については、従前の規定は、なおその  
効力を有し、これにより給付した共済金は、こ  
の条例により給付した共済金とみなす。

3 この条例施行の際、別表第6号から第8号ま

でに規定する1点の金額は、なお従前のおりとする。

- 4 第2種共済特別会計条例第3条中「復興共済見舞金」を「宗派共済見舞金」に改める。
- 5 一般会計における災害見舞費の残額を災害見舞準備金として保管する臨時措置条例（1991年条例公示第40号）第3条中「第21条」を「第23条」に改める。

**附 則**（2021年6月30日条例公示第16号）抄

- 1 この条例は、2020年6月30日から施行する。〔中略〕
- 3 共済条例（1987年条例公示第5号）第4条中「宗祖聖人七百回御遠忌を記念として設けられた基金により、」を削り、第26条第1項中「共済に関する会計」を「第2種共済に関する会計」に改め、同条第2項を削る。

**附 則**（2021年6月30日条例公示第19号）

- 1 この条例は、2021年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に保険会社と契約した補償制度による補償金並びにその給付申請については、なお従前のおりとする。
- 3 第2種共済特別会計条例（1991年条例公示第35号）第6条中「共済条例第19条」を「共済条例（1987年条例公示第5号）第18条」に改める。

- 4 一般会計における災害見舞費の残額を災害見舞準備金として保管する臨時措置条例（1991年条例公示第40号）第3条中「共済条例（昭和62年条例公示第5号）第23条」を「共済条例（1987年条例公示第5号）第22条」に改める。

**附 則**（2022年6月28日条例公示第6号）

- 1 この条例は、2022年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に発生した災害に基づく復興共済金及び宗派共済見舞金の給付については、従前の規定は、なおその効力を有し、これにより給付した復興共済金及び宗派共済見舞金は、この条例により給付した復興共済金及び宗派共済見舞金とみなす。

(第二十編) 共済条例

**別表第1号（住職慰労金）**

種 別	点 数
住職・教会主管者在任30年以上	50

**別表第2号（慰問金）**

種 別	対 象	点 数
病 気	住職・教会主管者	3
	坊 守	2
身体障害者	住職・教会主管者	3
	坊 守	2

**別表第3号（弔慰金）**

類	資 格	点 数
1	住職・教会主管者	8
2	代務者（本務であつて在任中のもの）	5
3	前任職・前教会主管者	5
4	坊守	5
5	前坊守	3

**別表第4号（住職年金）**

種 別	点 数
住職・教会主管者在任50年以上	5

**別表第5号**

種 別	保障の対象となる建物	加入制限口数
任意加入 (合計10口まで を限度とする)	本堂（20坪以上）	10口まで
	本堂（20坪未満）	5口まで
	庫裡	5口まで
	書院、客殿、集会所、その他宗務総長が認めた付属建物、宗教法人が経営する幼稚園園舎、保育園園舎、認定こども園園舎その他事業建物	各建物ごとに1口まで

**別表第6号（火災）**

被害の程度	建物別点数		任意加入分
	基礎加入分 本 堂	庫 裡	
80%以上が焼失したと認められるもの	1400	600	1000
75%以上80%未満が焼失したと認められるもの		564	
70%以上75%未満が焼失したと認められるもの		527	
65%以上70%未満が焼失したと認められるもの		490	
60%以上65%未満が焼失したと認められるもの		453	
55%以上60%未満が焼失したと認められるもの	1286	416	918
50%以上55%未満が焼失したと認められるもの	1172	379	835
45%以上50%未満が焼失したと認められるもの	1058	342	753
40%以上45%未満が焼失したと認められるもの	944	305	670
35%以上40%未満が焼失したと認められるもの	830	269	588
30%以上35%未満が焼失したと認められるもの	715	232	505
25%以上30%未満が焼失したと認められるもの	601	195	423
20%以上25%未満が焼失したと認められるもの	487	158	340
15%以上20%未満が焼失したと認められるもの	373	121	258
10%以上15%未満が焼失したと認められるもの	259	84	175
5%以上10%未満が焼失したと認められるもの	145	47	93
2.5%以上5%未満が焼失したと認められるもの	88	10	52
1%以上2.5%未満が焼失したと認められるもの	30	5	10

(第二十編) 共済条例

別表第7号 (浸水被害)

被害の程度	建物別点数		
	基礎加入分		任意加入分
	本堂	庫裡	
床上2.0m以上が浸水したと認められるもの	1400	600	1000
床上1.9m以上2.0m未満が浸水したと認められるもの	1355	581	968
床上1.8m以上1.9m未満が浸水したと認められるもの	1310	562	935
床上1.7m以上1.8m未満が浸水したと認められるもの	1265	542	903
床上1.6m以上1.7m未満が浸水したと認められるもの	1220	523	870
床上1.5m以上1.6m未満が浸水したと認められるもの	1175	503	838
床上1.4m以上1.5m未満が浸水したと認められるもの	1130	484	805
床上1.3m以上1.4m未満が浸水したと認められるもの	1085	465	772
床上1.2m以上1.3m未満が浸水したと認められるもの	1040	445	740
床上1.1m以上1.2m未満が浸水したと認められるもの	995	426	707
床上1.0m以上1.1m未満が浸水したと認められるもの	949	406	675
床上0.9m以上1.0m未満が浸水したと認められるもの	904	387	642
床上0.8m以上0.9m未満が浸水したと認められるもの	859	367	609
床上0.7m以上0.8m未満が浸水したと認められるもの	814	348	577
床上0.6m以上0.7m未満が浸水したと認められるもの	769	329	544
床上0.5m以上0.6m未満が浸水したと認められるもの	724	309	512
床上0.4m以上0.5m未満が浸水したと認められるもの	679	290	479
床上0.3m以上0.4m未満が浸水したと認められるもの	634	270	446
床上0.2m以上0.3m未満が浸水したと認められるもの	589	251	414
床上0.1m以上0.2m未満が浸水したと認められるもの	544	231	381
床上0.1m未満が浸水したと認められるもの	498	212	349
床下全部が浸水したと認められるもの	453	193	316
床下4分の3以下が浸水したと認められるもの	228	95	153
床下2分の1以下が浸水したと認められるもの	115	47	72
床下8分の1以上4分の1以下が浸水したと認められるもの	59	23	31
床下16分の1以上8分の1未満が浸水したと認められるもの	30	10	10

別表第8号 (火災及び浸水被害を除く災害)

被害の程度	建物別点数		
	基礎加入分		任意加入分
	本堂	庫裡	
80%以上が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1400	600	1000
75%以上80%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1315	564	939
70%以上75%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1229	527	877
65%以上70%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1144	490	815
60%以上65%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1058	453	753
55%以上60%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	972	416	691
50%以上55%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	887	379	629
45%以上50%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	801	342	567
40%以上45%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	715	305	505
35%以上40%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	630	269	444
30%以上35%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	544	232	382
25%以上30%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	459	195	320
20%以上25%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	373	158	258
15%以上20%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	287	121	196
10%以上15%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	202	84	134
5%以上10%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	116	47	72
2.5%以上5%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	73	10	41
1%以上2.5%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	30	5	10

(第二十編) 共済条例

# 共済条例施行条規

〈1987年7月1日達令公示第7号〉

- 改正 ①1988年 6月25日達令公示10  
 ②1991年 6月29日達令公示54  
 ③1999年 6月25日達令公示10  
 ④2000年 6月27日達令公示9  
 ⑤2001年 6月29日達令公示11  
 ⑥2003年 6月28日達令公示11  
 ⑦2004年 6月28日達令公示28  
 ⑧2006年 6月28日達令公示6  
 ⑨2008年 6月27日達令公示12  
 ⑩2008年 7月31日達令公示14  
 ⑪2013年 6月28日達令公示15  
 ⑫2015年12月25日達令公示12  
 ⑬2016年 6月24日達令公示10  
 ⑭2017年 6月28日達令公示13  
 ⑮2018年 6月25日達令公示16  
 ⑯2019年 6月27日達令公示5  
 ⑰2021年 6月30日達令公示20  
 ⑱2022年 6月28日達令公示4

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達令は、共済条例(1987年条例公示第5号。以下「条例」という。)第29条の規定により、共済制度に関する事務取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この達令において「寺院」というときは、教会を含むものとする。

2 条例別表第5号から第8号までにいう「庫裡」とは、もっぱら寺院本来の用に供する建物をいう。

3 条例別表第5号にいう「集会所」、「その他宗務総長が認めた付属建物」(以下「付属建物」という。)並びに宗教法人が経営する「幼稚園園舎」、「保育園園舎」、「認定こども園園舎」及び「その他の事業建物」とは、寺院本来の教化機能を発揮するための用に供する建物をいう。

4 「本堂」及び「庫裡」が、これらを共有するひとつの建物である場合は、これを本堂とみなす。

(給付に関する決定の期限)

第3条 共済金の給付の決定は、慰問金については、その給付申請書が受理された日から、第2種共済については、条例第21条第2項に定める査定書が提出された日から、それぞれ1ヵ月以内に決定するものとする。

(共済金の給付通知)

第4条 共済金の給付にあたっては、すべて当該

(第二十編) 共済条例施行条規



寺院に文書をもって通知する。

## 第2章 第1種共済

(共済金の受領者)

**第5条** 第1種共済における共済金の受領者は、条例第5条第2項から第5項までにそれぞれ定める給付対象者（以下「給付対象者」という。）とする。

2 寺院を経て申請人に給付される共済金は、寺院の責任において適切な事務処理を行わなければならない。

3 前項以外の給付金については、当該寺院の収入とする。

(住職慰労金)

**第6条** 2回以上住職又は教会主管者に就任した者の住職慰労金給付についての在職年数の算定は、その在任期間を通算する。ただし、その者が重懲戒に処せられた場合又は差免された場合は、その判定又は処分を受ける前の在職年数は算入しない。

2 住職慰労金給付後、更に就任した者の在職年数の算定には、先の給付にあたり算定した期間は、これを算入することはできない。

3 住職慰労金の給付対象者が、その給付前に死亡し、僧侶条例(1991年条例公示第16号)第15条に定める死亡届（以下「死亡届」という。）が提出されたときは、教務所がこれを受領した日の属する会計年度において、住職慰労金の相当額を1回に限り、給付対象者の所属する寺院に給付するものとする。

4 条例第5条第2項にいう「退任」は、重懲戒に処せられた場合又は差免された場合を除く。

(慰問金)

**第7条** 慰問金は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、入院医療2ヵ月以上の者又は自宅医療6ヵ月以上の者に対して給付する。

2 慰問金給付申請書は、別記様式第1に準じて作成しなければならない。

3 入院医療及び自宅医療が引き続いている者で、それぞれの医療が第1項に定める期間に満たない場合は、自宅医療3ヵ月を入院医療1ヵ月に、入院医療1ヵ月を自宅医療3ヵ月にそれぞれ換算する。この場合、1ヵ月に満たない日数についてもこれに準ずる。

4 医療期間の算定は、申請日の現在による。ただし、先の給付にあたり算定した期間を通算することはできない。

5 慰問金の給付申請は、1人につき毎会計年度1回に限る。ただし、その申請中に死亡し、死亡届が提出されたときは、教務所がこれを受領

した日の属する会計年度において、慰問金の1年相当額を1回に限り、給付対象者の所属する寺院に給付するものとする。

6 慰問金の次回以後の申請は、前回の申請書を教務所が受理した日から1年以上を経過した日の現在によるものでなければならない。この場合、申請の事由が継続するときもまた同様とする。

(住職年金)

**第8条** 住職年金の給付開始日は、在職年数を通算した50年の翌日とし、以降毎会計年度の始まりにこれを給付する。

2 2回以上住職及び教会主管者に就任した者の住職年金給付についての在職年数の算定は、その在任期間を通算する。ただし、その者が重懲戒に処せられた場合又は差免された場合は、その判定又は処分を受ける前の在職年数は算入しない。

3 住職年金の給付は、給付対象者が死亡した日の属する年度をもって終わる。

4 住職年金の給付対象者が、その給付前に死亡し、死亡届が提出されたときは、教務所がこれを受領した日の属する会計年度において、住職年金の1年相当額を1回に限り、給付対象者の所属する寺院に給付するものとする。

5 既に住職年の給付を受けている者が重懲戒に処せられた場合又は差免された場合、その判定又は処分確定の日以降はこれを給付しない。

(給付の制限)

**第9条** 賦課金の滞納がある寺院については、その滞納金の全てが納付されるまで、第1種共済の共済金給付を停止する。

2 寺院は、共済金給付の事由が生じた日から3ヵ月を経て、なお賦課金の滞納がある場合は、第1種共済の共済金給付を受けることができない。

## 第3章 第2種共済

(基礎加入)

**第10条** 条例第10条による第2種共済の基礎加入については、加入申請、加入登録及び登録証書の手続を要しないものとする。

(任意加入)

**第11条** 任意加入は、条例別表第5号に定める建物について、それぞれ加入口数を定めて個別に加入するものとする。

2 保障の対象となる建物は、それぞれ棟を別に

(任意加入申込書)

**第12条** 任意加入をしようとする寺院は、別記様式第2に準じて第2種共済任意加入申込書を

作成し、共済拠出金とともに教務所長に提出しなければならない。

(保障の対象外)

**第13条** 条例別表第5号に定める建物の地下部分及び地下施設については、保障の対象とならない。

(付属建物)

**第14条** 付属建物を保障の対象としようとするときは、任意加入の申し込みに先だって、別記様式第3による付属建物承認願を作成し、教務所長を経て宗務総長の承認を得なければならない。

2 前項の付属建物承認願を共済審査会の審査を経て保障の対象として承認したときは、別記様式第4により付属建物承認書を発行する。

(新規加入手続)

**第15条** 教務所長は、第2種共済任意加入申込書及び共済拠出金を確認してこれを受理することに決定したときは、別に定める披露状を発行し、速かに第2種共済任意加入申込書及び共済拠出金を組織部長に送付しなければならない。

2 前項の披露状は第2種共済任意加入申込受理書を兼ねるものとし、その発行の日をもって条例第15条第4項に定める加入申込を受理した日とする。

**第16条** 組織部長は、第2種共済任意加入申込書及び共済拠出金の送付を受けたときは、これを点検して電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程(2006年達令公示第7号)第4条第1項に規定する寺院教会・僧侶情報システム(以下「寺院教会・僧侶情報システム」という。)に記録し、別記様式第5に準じて第2種共済登録証書を作成して、加入者に交付しなければならない。

(継続加入手続)

**第17条** 条例第14条後段の規定に該当する継続加入については、教務所長は、共済拠出金を寺院教会・僧侶情報システムの記録と照合して、これを受理したときは、第15条の規定に準じてこれを処理するものとする。

2 継続加入の共済拠出金は、前項の規定によるほか、郵便振替等により組織部へ直接送付することができる。この場合、入金日をもって、条例第15条第4項に定める加入申込を受理した日とする。

3 前条の規定は、本条にこれを準用する。

**第18条** 継続加入であって、加入方法及び保障建物に異動がある場合は、第15条及び第16条の規定を準用する。

(継続加入の保障の効力)

**第19条** 継続加入の保障の効力は、加入申込を受理した日現在の保障の効力が満了する日の翌日から発生する。

(保障建物の変更)

**第20条** 保障期間中に、保障の対象である建物の改築、増築又は移築により加入当初の総面積に異動が生じたときは、別記様式第6に準じて教務所を経て届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、電子計算機にその異動を記録する。

3 加入当初に保障の対象と定めた建物を、他の建物に変更することはできない。

4 保障期間中に、加入当初に保障の対象と定めた建物及び口数を変更することはできない。

5 保障期間中に、加入当初に保障の対象と定めた建物以外の建物を追加して加入できない。

(査定の方法)

**第21条** 条例第19条第1項に定める報告は、その災害が発生した日から1ヵ月以内に行わなければならない。

2 宗務総長は、前項の報告を受けた日から1ヵ月以内に条例第21条に定める査定を行わせるものとする。

3 第1項及び前項の期限は、宗務総長が特段の事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

4 現地査定には、被災対象寺院の代表者が立ち会うものとする。

5 前項の代表者は、住職・教会主管者若しくはその代務者又は寺院教会条例(1991年条例公示第14号)第25条に定める寺族の代表者とする。

6 第3項の規定は、条例第24条に定める再審査の請求期限についても準用する。

(復興共済積立金の現況周知)

**第22条** 第2種共済特別会計条例(1991年条例公示第35号)第6条に定める復興共済積立金の保管の状況は、機関誌「真宗」にこれを掲載し、周知するものとする。

(災害の範囲等の更正)

**第23条** 同一の要因により発生した災害の範囲及びその被災対象寺院の特定手続きが終了し、第2種共済の共済金の給付が完了するまでの間に、さらに重複して災害が発生した場合は、当該地域の被災状況を的確に掌握し、条例第18条第4項による決定を更正することがある。この場合、第21条第1項に規定する報告期限の起算日は、当然後の要因発生の日とする。

(宗派共済見舞金)

**第24条** 宗派共済見舞金の給付額は、別表第1号のとおりとする。

**第4章** 給付の再審査  
(再審査)

**第25条** 条例第24条により、第2種共済の共済金の再審査を請求しようとするときは、別記様式第7に準じて再審査申請書を作成し、教務所長を経て宗務総長に提出しなければならない。

2 第3条の規定は、再審査申請についてもこれを準用する。

**第5章** 共済審査会  
(職務権限)

**第26条** 条例第22条に定める共済審査会(以下「審査会」という。)は、査定書に基づく共済金給付額の決定及びその他必要な事項について審査する。

2 審査会は、特に必要と認めるときは、審査対象寺院に対し、復興誓約書の提出を求めることができる。

3 前項の復興誓約書には、住職・教会主管者又はその代務者並びに責任役員及び総代全員の署名押印を必要とする。ただし、非法人教会の場合は、総代全員の署名押印とする。

(組織)

**第27条** 審査会に委員10人を置き、宗務役員のうちから宗務総長が命ずる。

(審査)

**第28条** 審査は、初審査及び再審査にわけ、それぞれ5人の委員によって行う。

2 初審査の委員は、再審査の委員となることができない。

3 再審査において初審査の査定が適正を欠くと認めるときは、初審査の査定を廃棄して、更に査定を行う。

4 再審査において初審査の査定が適正であると認めるときは、宗務総長は、再審査の申請を却下する。

**第29条** 審査について更に資料が必要と決定したときは、その提出を求めることができる。

2 審査について必要と認めるときは、何時でも参考人の出席を求め又は文書をもって意見を聞くことができる。

(臨時委員)

**第30条** 委員は、給付の申請人との間に親族関係又は直接の利害関係のあるときは、その事件に関与することができない。

2 前項により委員の定数に不足を生じたときは、臨時に委員を命ずる。

(事務所管)

**第31条** 審査会の事務は、組織部の所管とする。

**附 則**

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 共済条例施行条規(1966年告達第12号)及び共済審査会規程(1966年告達第22号)は、廃止する。

**附 則**(1988年6月25日達令公示第10号)

この達令は、1988年7月1日から施行する。

**附 則**(1991年6月29日達令公示第54号)

この達令は、1991年7月1日から施行する。

**附 則**(1999年6月25日達令公示第10号)

この達令は、1999年7月1日から施行する。

**附 則**(2000年6月27日達令公示第9号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**(2001年6月29日達令公示第11号)

この達令は、2003年1月1日から施行する。

**附 則**(2003年6月28日達令公示第11号)

1 この達令は、2003年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書及び届書は、この達令により提出されたものとみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定により作成、発行されている書類は、この達令により作成、発行されたものとみなす。

**附 則**(2004年6月28日達令公示第28号)

1 この達令は、2004年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書及び届書は、この達令による申請書及び届書とみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定により作成、発行されている書類は、この達令による書類とみなす。

**附 則**(2006年6月28日達令公示第6号)

この達令は、2007年1月1日から施行する。

**附 則**(2008年6月27日達令公示第12号)

1 この達令は、2008年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書は、この達令による申請書とみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定により作成、発行されている書類は、この達令による書類とみなす。

**附 則**(2008年7月31日達令公示第14号)

1 この達令は、2008年8月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書は、この達令による申請書とみなす。

**附 則**(2013年6月28日達令公示第15号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2015年12月25日達令公示第12号)

この達令は、2016年1月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

附 則 (2016年6月24日達令公示第10号)

- この達令は、公示の日から施行する。
- この達令施行の際、現に重懲戒に処せられた経歴を持つ者及び住職又は教会主管者を差免された経歴を持つ者に係る退職慰労金及び住職年金の給付は、なお従前の例による。

附 則 (2017年6月28日達令公示第13号)

- この達令は、2018年1月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。
- この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書及び届書は、この達令による申請書及び届書とみなす。
- この達令施行の際、従前の規定により作成、発行されている書類は、この達令による書類とみなす。

- この達令施行前に従前の規定により申請書が提出されている退職慰労金、遺族給付金、慰問金、弔慰金及び住職年金で、未だその給付を受けていないものについては、従前の規定は、なおその効力を有し、これにより給付した共済金は、この達令により給付した共済金とみなす。

附 則 (2018年6月25日達令公示第16号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2019年6月27日達令公示第5号)

- この達令は、2020年1月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。
- この達令施行前に発生した災害に基づく共済金の給付については、従前の規定は、なおその効力を有し、これにより給付した共済金は、この達令により給付した共済金とみなす。

附 則 (2021年6月30日達令公示第20号)

- この達令は2021年7月1日から施行する。ただし、第13条の規定については、基礎加入分は2022年7月1日から、任意加入分は2022年1月1日からそれぞれ施行する。この場合、従前の規定により加入していた任意加入の保障期間中はこれを適用しない。
- この達令施行前に保険会社と契約した補償制度による補償金並びにその給付申請については、なお従前のおりとする。

附 則 (2020年6月28日達令公示第4号)

この達令は、2022年7月1日から施行する。

別表第1号 (宗派共済見舞金)

種 別	最大給付額
本堂 (20坪以上)	5万円
本堂 (20坪未満)	4万円
庫裡	3万円
任意に加入している書院、客殿、集会所、その他宗務総長が認めた付属建物、宗教法人が経営する幼稚園園舎、保育園園舎、認定こども園園舎、その他事業建物	2万円

様式第1

慰問金給付申請	
宗務総長殿 このたび、慰問金の給付を申請します。	
年 月 日	
寺院・教会	ふりがな(姓・姓読め) じ・きょうかい 申請人 印
教区 組 寺・教会	
<input type="checkbox"/> 住職 <input type="checkbox"/> 坊守	
事由	<input type="checkbox"/> 病氣医療 病名 [ ] 入院医療(計: 年月日) 年月日 ~ 年月日 自宅医療(計: 年月日) 年月日 ~ 年月日 <input type="checkbox"/> 身体障害者 身体障害者手帳交付年月日 年月日

共済金 振込口座 (寺院教会名義の口座であること)		<input type="checkbox"/> 口座未開設		<input type="checkbox"/> 口座凍結	
振込口座	コード 銀行	コード 銀行	口座番号	郵便局以外	郵便局
フリガナ				-	-
口座名義					
同意欄	<input type="checkbox"/> 本口座を振込口座とすることに同意します。				

【添付書類】  
 ①病氣医療の場合は、入院医療(2ヵ月以上)又は自宅医療(6ヵ月以上)を申請した医師の証明書を添付のこと  
 ②身体障害者の場合は、身体障害者手帳の写し(コピー)を添付のこと  
 【注意事項】1 太線内の欄書きで記入してください。2 「□」は該当箇所をレ点にて選択してください。

裁決	宗務所受付 第 号
----	--------------

所長	扱者	教務所経由第 号	賦課金
		受付日 . .	
		寺院教会番号 - -	【慰問金】

様式第2の1

第2種共済任意加入申込書		
宗務総長殿 教区 組 寺 住職 教会 教会主管者 代表者 TEL ( ) -		
下記のとおり第2種共済加入の申し込みをします。		
加入回数	共済拠出金 0000円	
保障建物及び建物別口数		
建物名称	本堂 庫裡 書院 客殿	合計
加入回数	口 口 口 口 口 口 口 口	口
建物面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪)	(坪)

※ 本堂(庫裡)坪数を含む、庫裡、書院、客殿、集会所、宗教法人が経営する幼稚園園舎、保育園園舎、以外で付属建物として加入しようとするときは、事前に行方事務科へ協議を提出し、宗務総長の承認を受けてください。  
 ※ 1坪は、3.30㎡換算します。  
 ※ 2枚目・3枚目を教務所へ提出してください。 寺院教会番号 - -

第二十編 共済条例施行条規

第二十編 共済条例施行条規

様式第2の2

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 口数変更届出 (教務所印) <input type="checkbox"/> 対象建物変更届出 <input type="checkbox"/> 面積変更届出	
宗務総長殿 教区 組 寺 住職 教会主管者 代務者 教会 TEL ( ) - ( )	
下記のとおり第2種共済加入の申し込みをします。	
加入口数	口 共済拠出金 0000円
保障建物及び建物別口数	
建物名称	本堂 庫裡 書院 客殿
加入口数	口 口 口 口 口 口 口 口 口 口
建物面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
	(坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪)
所長	受理番号 第 号 扱者
	教務所受理日 (宗務所印) 年 月 日
	寺院教会番号 - -

様式第2の3

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 口数変更届出 (宗務所印) <input type="checkbox"/> 対象建物変更届出 <input type="checkbox"/> 面積変更届出		裁 決
宗務総長殿 教区 組 寺 住職 教会主管者 代務者 教会 TEL ( ) - ( )		
下記のとおり第2種共済加入の申し込みをします。		
加入口数	口 共済拠出金 0000円	
保障建物及び建物別口数		
建物名称	本堂 庫裡 書院 客殿	
加入口数	口 口 口 口 口 口 口 口 口 口	
建物面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	受付 (賦課金)
	(坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) (坪)	
所長	受理番号 第 号 扱者	
	教務所受理日 (宗務所印) 年 月 日	
	寺院教会番号 - -	

様式第3

付属建物承認願			
宗務総長殿			年 月 日
このたび、付属建物として承認くださるようお願いいたします。			
寺院・教会	教区 組 寺	住職 教会主管者 代務者	印
建物名称		建物面積	m <sup>2</sup> (坪)
写真添付 (建物の全体がわかるもの) (数枚添付の場合は裏面使用可)			

【添付書類】 ① 境内建物配置図 (対象建物に斜線・着色等をし、位置が確認できること)  
 【注意事項】 1 2重線内のみ楷書で記入してください。

裁 決	宗 務 所 受 付 第 号
-----	---------------

所長	扱者	教務所経由第 号
		受 付 日 . . .
		寺院教会番号 - -

賦 課 金
-------

【付属建物承認願】

様式第4

付属建物承認書		
教区 組 寺 教会	住職 教会主管者 代務者	殿
建物名称		
建物面積		m <sup>2</sup>
上記の建物を第2種共済任意加入付属建物として承認します。		
年 月 日		職 印
宗務総長		

様式第5

第2種共済登録証書			
教区 組 寺 様			年 月 日
(役職)			宗務総長
下記のとおり第2種共済任意加入を登録しました。			
教区 組 寺 ( - - )			印
保障発生日	年 月 日	保障満了日	年 月 日
加 入 口 数 口 (対象建物口数内訳)			

(第二十編) 共済条例施行条規

(第二十編) 共済条例施行条規



## 授与物に関する達令

（1984年12月19日達令公示第8号）

- 改正 ①1991年 6月29日達令公示56  
 ②1992年 6月26日達令公示10  
 ③1997年 6月13日達令公示13  
 ④2009年 6月29日達令公示19  
 ⑤2016年12月27日達令公示11

（趣旨）

**第1条** この達令は、授与物の寸法、形状及び品質の厳正な保全とその調製の適正を図るとともに、本派の授与物たるにふさわしい品質の維持、向上に資するための必要な事項を定める。

（授与物）

**第2条** この達令でいう授与物とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 絵像御本尊
- (2) 御名号
- (3) 宗祖聖人御影
- (4) 蓮如上人御影
- (5) 聖徳太子御影
- (6) 七高僧御影
- (7) 歴代門首御影
- (8) 御絵伝
- (9) 浄土三部経
- (10) 浄土三部経（抄）
- (11) 昭和法要式浄土三部妙典
- (12) 御和讃
- (13) 御文
- (14) 御伝鈔
- (15) 報恩講式文・嘆徳文
- (16) 御俗姓

2 木仏御本尊は、この達令による授与物に準じて、第5条に規定する委員会の点検を経なければならない。

（調製）

**第3条** 授与物は、本派の教義に基づく礼拝又は儀式の用に供せられるものであるから、仏祖崇敬の念と本派の伝統に立脚して、厳正な規格管理のもとに調製されなければならない。

（規格）

**第4条** 授与物の規格は、この達令で定める他、すべて宗務総長が定める授与物規格によるものとする。

2 第2条第1号から第7号までに掲げる授与物の標準寸法は、別表第1号及び第2号に定めるとおりとする。

（授与物委員会）

**第5条** 授与物に関する規格管理、業者の選定、購入資材及び製品の検査並びに授与礼金について調査審議し、もってその適正を図るため、授与物委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

（絵表所）

**第6条** 授与物の調製に当るため絵表所を設ける。

2 絵表所における授与物の調製は、委員会の議を経て宗務総長が認定した絵師及び表具師等が、これに当る。

（授与礼金）

**第7条** 授与物授与に対する礼金は、宗務総長が定め告示する。

附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 会計条例施行条規（1961年告達第24号）第70条第1項に次のただし書を加える。  
 ただし、授与物の調製に係る物品の調達については、すべて授与物委員会がこれを行うものとする。

附 則（1991年6月29日達令公示第56号）  
 この達令は、1991年7月1日から施行する。

附 則（1992年6月26日達令公示第10号）  
 この達令は、1992年7月1日から施行する。

附 則（1997年6月13日達令公示第13号）抄  
 この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則（2009年6月29日達令公示第19号）  
 この達令は、2009年7月1日から施行する。

附 則（2016年12月27日達令公示第11号）  
 この達令は、2017年1月1日から施行する。

### 別表第1号（御本尊・御名号・御影の標準寸法）

種 別	長さ (cm)	幅 (cm)
20代	20.0	8.5
30代	27.2	12.0
50代	31.5	14.3
70代	40.0	18.0
100代	50.2	22.0
150代	67.4	28.0
200代	80.5	33.5
300代	98.2	40.6
500代	133.5	54.5
700代	160.2	58.8
一貫代	181.5	68.5
四番形	187.9	74.2
三番形	207.0	87.3
同厨子形	103.3	74.2
二番形	214.8	103.6
同厨子形	126.1	92.7
大 形	220.2	109.7
同厨子形	142.1	97.6
皇太子・七高僧	185.8	80.6

附規 幅については、金軸を含む。

別表第2号

(三折御本尊小型・三折御本尊・額装御本尊の標準寸法)

種別	高さ (cm)	幅 (cm)	奥行 (cm)
三折御本尊 (小型)	16.4	(全幅) 21.6 (三折時) 7.6	
三折御本尊	21.2	(全幅) 27.0 (三折時) 10.1	
額装御本尊	(壁掛時) 19.5 (台付時) 21.0	(壁掛時) 9.2 (台付時) 11.5	(壁掛時) 2.8 (台付時) 5.0

(第二十編) 授与物に関する達令

## 出版物に関する条例

(1991年6月29日条例公示第46号)

- 改正 ①2012年6月29日条例公示23  
 ②2015年6月26日条例公示9  
 ③2023年6月30日条例公示16

(趣旨)

**第1条** この条例は、本派において編集又は編纂する出版物の刊行について定める。

(刊行の目的)

**第2条** 出版物は、真宗大谷派宗憲第2条に定める本派の目的達成に資するため、教化、教養、研究、告知、報道、宣伝又は記念等の分野にわたり、社会状況、対象及び環境に応じて、これを刊行しなければならない。

(種別)

**第3条** 出版物の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、授与物及び賞典物と定められたもの並びに事務用その他の一般に配布しないものは除く。

- (1) 定期刊行物
- (2) 書籍
- (3) 視聴覚伝道用刊行物
- (4) パンフレット、リーフレット、ポスターその他の刊行物
- (5) 前各号による電子出版物
- (6) 教化教材物品  
(東本願寺出版)

**第4条** 本派は、寺院・教会はもとより、広く現代社会に真宗の教法を発信するため、「東本願寺出版」と称して出版活動を行う。

- 2 東本願寺出版の業務は、出版部が行う。
- 3 東本願寺出版から刊行する出版物を充実させるため、開教監督部、沖繩開教本部、首都圏教化推進本部及び親鸞仏教センターは出版部と連携を緊密にしなければならない。

(出版委員会)

**第5条** 東本願寺出版における出版物の刊行及び頒布促進に関する企画立案を行うため、宗務所に出版委員会を置く。

- 2 出版委員会に関する事項は、別に定める。  
(会計)

**第6条** 東本願寺出版から刊行する出版物に関する会計は、特別会計としなければならない。  
(業務の委託)

**第7条** 出版部以外の宗務機関は、出版物の刊行にあたって、必要によりその業務の一部又は全部を出版部に委託することができる。

(第二十編) 出版物に関する条例



2 前項による委託の種別は次の各号のとおりとする。

- (1) 編集に関する業務
- (2) 販売又は頒布に関する業務
- (3) 在庫管理に関する業務

**附 則**

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。  
2 1991年6月30日までに刊行した出版物は、この条例により刊行したものとみなす。

**附 則** (2012年6月29日条例公示第23号)

この条例は、2012年7月1日から施行する。

**附 則** (2015年6月26日条例公示第9号)

この条例は、2015年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日条例公示第16号)

この条例は、2023年7月1日から施行する。

## 出版委員会規程

(2012年6月29日達令公示第22号)

改正 2023年6月30日条例公示19

(趣旨)

**第1条** この達令は、出版物に関する条例(1991年条例公示第46号。以下「条例」という。)第5条に規定する出版委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(業務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 出版物の刊行計画の策定に関する事項
- (2) 出版物の企画及び頒布促進に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織及び任期)

**第3条** 委員会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、出版部長の上申により、宗務総長が命じ又は委嘱する。

- (1) 宗務役員
- (2) 学識経験を有する者

3 前項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、出版部を担当する参務がこれに当たり、委員会の業務を掌理する。

2 委員長に事故あるときは、出版部長がその職務を代理する。

(宗務役員の委員会への出席)

**第5条** 委員長が必要と認めた宗務役員は、委員会に出席して発言することができる。

(参考人の委員会への出席)

**第6条** 委員長が必要と認めたときは、委員会に専門知識を有する者の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第7条** 委員会の事務は、出版部が行う。

**附 則**

この達令は、2012年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第19号)

この達令は、2023年7月1日から施行する。

## 称号及び標章等に関する条例

〈1988年1月20日条例公示第4号〉

(条例の目的)

**第1条** この条例は、わが宗門（以下「本派」という。）が、覚信尼公による真宗本廟創立を淵源として、覚如上人の本願寺公称及び教如上人の本願寺分立を経て、真宗大谷派として形成されてきた沿革に則り、真宗大谷派及び真宗本廟並びに本願寺以外に本派が固有に依用する称号と紋章その他の標章を定めることを目的とする。

(称号)

**第2条** 次の各号に掲げる称号は、本派及び真宗本廟たる本山本願寺を指称する称号として、本派が固有にこれを依用する。

- (1) 大谷派
- (2) 真宗東本願寺派
- (3) 東本願寺派
- (4) 真宗大谷派本願寺
- (5) 東本願寺
- (6) 大谷派本願寺
- (7) 大谷本願寺

2 大谷祖廟は、東大谷、東大谷祖廟及び東大谷本廟とも称する。

(紋章及び標章)

**第3条** 本派及び真宗本廟たる本山本願寺は、藤及び牡丹を紋章その他の標章として依用する。

2 紋章その他の標章の名称及び図柄は、別にこれを定める。

(使用基準等)

**第4条** 称号、紋章その他の標章の使用基準及び使用区分その他の事項は、達令でこれを定める。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

（第二十編）称号及び標章等に関する条例

## 離脱通告寺院の寺籍復籍に関する特別措置条例

〈1993年6月21日条例公示第11号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、宗教法人「真宗大谷派」（以下「本派」という。）に対して被包括関係の廃止を通告（以下「離脱通告」という。）した普通寺院又は教会（以下「通告寺院」という。）であって、当該離脱手続中、門徒の3分の2以上の同意を欠いたことにより、規則変更について所轄庁の認証が得られず、適正な法人運営が為されない現状に対し、本派が包括する宗教法人としての社会的責任と立場を明らかにするため、次条に定める適用条件をすべて満たしているものについて、当該離脱通告当時の代表者の意志にかかわらず、その寺籍を復籍するための手続及びその他必要な事項を定める。

(適用条件)

**第2条** この条例の適用を受けようとする通告寺院は、次の各号に定める条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 離脱通告したにもかかわらず、所轄庁に対し被包括関係廃止のための規則変更認証申請（以下「認証申請」という。）を未だしていないもの又は認証申請したにもかかわらず未だ所轄庁の認証を受けていないものであること。
- (2) 当該通告寺院の代表役員が、復籍に関する手続を行わない場合又はこれを行おうとしない場合であること。
- (3) 離脱通告した日から3年以上経過していること。

(準備手続)

**第3条** 前条に定める条件をすべて満たしている通告寺院（以下「対象寺院」という。）は、寺籍の復籍願に先立って、あらかじめ次の手続を完了しておかななければならない。

- (1) 当該対象寺院に所属する門徒及び関係者全員の名簿を確定する。
- (2) 当該対象寺院の復籍について、これに所属している門徒の3分の2以上の同意のあることを文書により明示する。
- (3) 第7条に規定する特命住職又は特命住職代務者が任命されるまでの間、当該対象寺院に所属する門徒の意志（関係者があるときはその意志を含む。）を適正に表示し得る機関を設置し、その機関の代表者（以下「門徒代表」という。）を選定すること。

（第二十編）離脱通告寺院の寺籍復籍に関する特別措置条例

(4) 当該対象寺院が離脱通告をする以前に所属していた組（以下「対象組」という。）の承認を得ること。

2 前項第4号に規定する承認は、組会及び組門徒会の議決により決定されるものとする。  
(教務所長への届出)

**第4条** 前条に定める事項がすべて完了したときは、適用条件を満たしかつ事前手続を完了したことを証明する書類に顛末書を添えて、当該対象寺院の門徒代表により、対象組の組長を経て、当該対象寺院が関係廃止の通告をする前に所属していた教区（以下「対象教区」という。）の教務所長に届け出るものとする。

(教区の承認)

**第5条** 対象教区の教務所長は、前条の届出を受けたときは、当該対象寺院がこの条例の適用を受けるに相当するものであるかどうかを調査し、その適用について教区の承認を求めなければならない。

2 前項に規定する承認は、教区会及び教区門徒会の議決を必要とする。ただし、教区会及び教区門徒会は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会に、それぞれ議決を委任することができる。

(宗務総長への報告)

**第6条** 対象教区の教務所長は、前条の教区の承認が得られたときは、第4条に規定する届出書に、教区の承認を得たことを証する書類及び教務所長の調査所見を添えて、宗務総長に報告しなければならない。

(特命住職の任命)

**第7条** 宗務総長は、前条の報告を受けたときは、当該対象寺院の寺籍の復籍に必要な手続を行うため、当該寺院の寺籍の復籍に先立って、対象教区の教務所長の職にある者を特命住職又は特命住職代務者（以下「特命住職」という。）に任命する。

(特命住職の職務権限)

**第8条** 前条により任命された特命住職は、当該寺院規則に定める代表役員たる住職となる。この場合、任命直前に就任していた代表役員たる住職は、当然解任されたものとみなす。

2 特命住職は、当該対象寺院の寺籍復籍のための手続に必要な職務を行い、及び後任住職就任に必要な職務を行う。

3 前項のほか、特命住職は在任中必要に応じて、寺院教会条例（1991年条例公示第14号。以下同じ。）その他に定める住職の職務を行う。

(適用除外)

**第9条** 寺院教会条例及び僧侶条例（1991年

条例公示第16号。以下同じ。）の規定中、この条例に定める各規定に抵触する事項については、この条例による特命住職の任命及び職務執行に関しては、適用を除外する。

(寺籍復籍願)

**第10条** 特命住職は、当該対象寺院の代表役員の変更登記を完了したときは、次の各号に定める手続をすべて行い、速やかに寺籍復籍願を対象組の組長及び対象教区の教務所長を経由して、宗務総長に提出しなければならない。

(1) 総代の選定

(2) 責任役員を選定

(3) 寺籍復籍に関する責任役員会の議決及び総代の同意

(4) 復籍に係る組納付金、教区納付金及び復籍納付金の支払方法に関する責任役員会の議決及び総代の同意

(僧籍簿に関する特例)

**第11条** 特命住職は、この条例により寺籍の復籍が完了したときは、当該寺院の離脱通告当時に所属していた僧侶であつて、特に復籍を願ひ出ようとする者があるときは、総代に諮って、復籍のための手続を行うことができる。

2 前項の出願には、あらかじめ対象組の同意を得ておかななければならない。

3 宗務総長は、前2項による出願があつたときは、僧籍を復して衆徒とすることができる。

(施行細則)

**第12条** この条例の施行について必要な事項は、宗務総長が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 この条例施行の際、寺籍及び僧籍の復籍に関する臨時措置条例（1984年条例公示第3号）の適用を受けた寺院で、未だ寺籍の復籍が完了していないものについては、この条例を適用することができる。この場合、臨時措置条例によって、この条例の規定に相当する手続を完了しているものと宗務総長が認定したものについては、当該手続についてこれを省略することができる。



## ～第21編 学校法人・財団法人・所属団体・真宗各派～

### 財団法人真宗大谷派本廟維持財団寄附行為

(大正8年3月21日認可)  
変更 昭和39年9月1日認可

#### 第1章 総則

第1条 この法人は、財団法人真宗大谷派本廟維持財団と称する。

第2条 この法人は、事務所を京都市下京区烏丸通七条上ル常葉町754番地本願寺内におく。

#### 第2章 目的および事業

第3条 この法人は、真宗大谷派の本山である本願寺（以下「本願寺」という。）の助成を行なうことを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 本願寺の施設の整備および拡充に要する経費の援助
- (2) 本願寺の儀式行事の執行に要する経費の援助
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

#### 第3章 資産および会計

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の設立者の寄附および設立後の編入にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であつて、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第7条 この法人の基本財産のうち、現金は、理事会の議決によつて確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするかもしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、理事長が保管する。

第8条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実およびその他の収入等の運用財産をもつて支弁する。

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決および総裁の承認を経て、文部大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、その年度末現在の財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会および総裁の承認を受けて、文部大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越するものとする。

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決および総裁の承認を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終る。

#### 第4章 総裁、役員および職員

第14条 この法人の名誉を象徴するため、総裁をおく。

2 総裁には、真宗大谷派法主を推戴する。

第15条 この法人には、次の役員をおく。

理事 10名（うち理事長1名）

監事 3名

第16条 理事および監事は、評議員会でこれを選出し、理事は、互選で、理事長1名を定める。

2 前項による理事長、理事および監事は、総裁が委嘱する。

第17条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事が、その職務を代行する。

第18条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。

第19条 監事は、民法第59条の職務を行なう。

第20条 この法人の役員の任期は、4年とし、

再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間

とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあつた場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であつても評議員会および理事会の議決により、これを解任することができる。

**第21条** 役員は、無給とする。

**第22条** この法人に、評議員30名をおく。

2 評議員は、理事会でこれを選出し、総裁が委嘱する。

**第23条** 評議員には、第20条の規定を準用する。この場合には同条中「役員」とあるは、「評議員」と読み替えるものとする。

**第24条** 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

**第25条** この法人の事務を処理するため、書記その他所要の職員をおく。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

#### 第5章 会議

**第26条** 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事定数の3分の1以上、または監事から会議の目的たる事項を示して請求のあつたときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

**第27条** 理事会は、理事定数3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第28条** 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 不動産の買入れについての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

2 前2条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評

議員」と読み替えるものとする。

**第29条** すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名が署名押印の上、これを保存する。

#### 第6章 寄附行為の変更および解散

**第30条** この寄附行為は、理事定数および評議員定数のおおの4分の3以上の同意および総裁の承認を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

**第31条** この法人の解散に伴う残余財産は、本願寺に寄附するものとする。

#### 第7章 補則

**第32条** この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

#### 附 則

- 1 この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 第13条の規定にかかわらず、この寄附行為変更当時の会計年度は、従前のおりとし、次会計年度は、1月から翌年3月31日までとする。
- 3 この寄附行為変更の際、現に存する従前の規定による理事、監事および評議員は、それぞれこの変更規定による理事、監事および評議員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算する。

## 学校法人真宗大谷学園寄附行為

〈1951年2月26日認可〉

〈1951年3月14日登記〉

- 変更**
- ① 1952年 7月14日認可
  - ② 1958年 8月28日認可
  - ③ 1966年 1月25日認可
  - ④ 1969年 2月27日認可
  - ⑤ 1970年 2月 9日認可
  - ⑥ 1972年 11月17日認可
  - ⑦ 1974年 2月27日認可
  - ⑧ 1982年 3月29日理事会議決
  - ⑨ 1982年 5月 4日認可
  - ⑩ 1991年 12月20日認可
  - ⑪ 1992年 12月21日認可
  - ⑫ 1995年 3月16日認可
  - ⑬ 1998年 12月22日認可
  - ⑭ 1999年 10月22日認可
  - ⑮ 2000年 2月 3日認可
  - ⑯ 2004年 3月 2日認可
  - ⑰ 2004年 5月24日理事会議決
  - ⑱ 2005年 8月23日認可
  - ⑲ 2006年 3月23日理事会議決
  - ⑳ 2007年 3月23日理事会議決
  - ㉑ 2008年 3月27日理事会議決
  - ㉒ 2008年 5月12日認可
  - ㉓ 2011年 5月16日理事会議決
  - ㉔ 2017年 3月22日理事会議決
  - ㉕ 2019年 5月21日理事会議決
  - ㉖ 2020年 2月27日認可
  - ㉗ 2020年 7月30日理事会議決
  - ㉘ 2021年 8月27日認可
  - ㉙ 2022年 5月24日理事会議決

### 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、学校法人真宗大谷学園という。  
(事務所)

**第2条** この法人は、その事務所(以下「事務所」という。)を京都市下京区烏丸通七条上る常葉町真宗大谷派宗務所内に置く。

(運営)

**第3条** この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

**第4条** この法人は、真宗の精神に則り、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、真宗大谷派の設立に係る教育機関を継承して、これを経営し維持することを目的とする。

(設置する学校)

**第5条** この法人は、前条に規定する目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

- (1) 大谷大学
  - 大学院(人文学研究科)
  - 文学部(真宗学科 仏教学科 哲学科 社会学科 歴史学科 文学科 国際文化学科 人文情報学科 教育・心理学科)
  - 社会学部(現代社会学科 コミュニティデザイン学科)
  - 教育学部(教育学科)
  - 国際学部(国際文化学科)
- (2) 九州大谷短期大学
  - 仏教学科 表現学科 幼児教育学科 福祉学科
- (3) 大谷高等学校
  - 全日制課程 普通科
- (4) 大谷中学校
- (5) 大谷幼稚園

### 第3章 役員及び理事会

(役員)

**第6条** この法人に、次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 14人以上18人以内(うち理事長1人、専務理事1人、常務理事3人以内、財務理事1人)
- (2) 監事 3人  
(理事の選任)

**第7条** 理事は次の各号に掲げる者をこれに充てる。

- (1) 真宗大谷派宗務総長又は真宗大谷派宗務総長の指名した者
- (2) 大谷大学長 九州大谷短期大学長 大谷高等学校長
- (3) 真宗大谷派参務のうちから宗務総長の指名した者 2人
- (4) 真宗大谷派宗議会議長 真宗大谷派参議会議長
- (5) 評議員のうちから選任された者 4人以上6人以内
- (6) 真宗大谷派門徒のうちから理事会において選任した者 1人以上3人以内
- (7) 前各号の規定により選任された理事が、評議員会の意見を聞いて、その過半数の議決をもって選任したもの 1人

2 前項第1号から第6号までに規定する理事は、それぞれの職又は地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

**第8条** 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、

評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

**第9条** 第7条第1項第5号、第6号及び第7号の規定によって選任された理事及び監事の任期は、3年とする。ただし、補充又は補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期終了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長、専務理事、常務理事又は財務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

**第10条** この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

**第11条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長)

**第12条** 理事長は、第7条第1項第1号の理事をこれに充てる。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(専務理事、常務理事及び財務理事)

**第13条** 理事長は、理事会の同意を得て、理事のうちから専務理事、常務理事及び財務理事を命ずる。

2 専務理事は、理事長の命を受け、この法人の業務を掌理する。

3 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分掌する。

4 財務理事は、専務理事を補佐し、この法人の財務を掌理する。

5 専務理事、常務理事及び財務理事の任期は、3年とする。ただし、補充又は補欠の際の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

6 専務理事、常務理事及び財務理事は、再任されることができる。

(理事の代表権の制限)

**第14条** 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代行)

**第15条** 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。

(理事会)

**第16条** この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。この通知は、各監事に対しても発するものとする。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前項又は第18条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に



特別の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 1 3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 1 4 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議事に関する事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 1 5 前項の議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 1 6 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(業務の決定の委任)

**第17条** 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(監事の職務)

**第18条** 監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために、必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(重要事項の議決)

**第19条** 次に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- (2) 合併
- (3) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
- (4) 残余財産の処分に関する事項
- (5) その他重要な事項

#### 第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

**第20条** 評議員会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 大谷大学長
- (2) 九州大谷短期大学長
- (3) 大谷高等学校長
- (4) 大谷大学教職員のうちから選任された者 10人
- (5) 九州大谷短期大学教職員のうちから選任された者 1人
- (6) 大谷高等学校、大谷中学校の教職員のうちから選任された者 5人
- (7) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者 6人
- (8) この法人に関係ある学識経験者 9人
- (9) この法人の設置する学校に在学する学生生徒の保証人 3人

2 前項第1号から第6号まで及び第9号に規定する評議員は、それぞれの職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の選任)

**第21条** 前条第1項第7号、第8号及び第9号に規定する評議員は、理事会において選任する。

(評議員の任期)

**第22条** 評議員（第20条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する者を除く。この条中以下同じ。）の任期は、3年とする。ただし補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。  
(評議員会)

**第23条** この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、37人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、会議のつど出席評議員の互選によって定める。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 13 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議事に関する事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 14 前項の議事録には、議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。  
(議決を要する事項)

**第24条** この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、次に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

- (1) 合併
- (2) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3

号に掲げる事由による解散

(諮問事項)

**第25条** 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 寄附金の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの  
(評議員会の意見具申等)

**第26条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の解任及び退任)

**第27条** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

## 第5章 資産及び会計

(資産)

**第28条** この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

**第29条** この法人の資産は、これを分つて基本財産、運用財産の二種とする。

- 2 基本財産、運用財産は、私立学校法施行規則の規定による区分に従い、財産目録にそれぞれ記載する財産及び将来それぞれの財産に編入される財産をもって構成する。

3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

**第30条** 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

**第31条** 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金とするかして理事長が保管する。

(経費の支弁)

**第32条** この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、国及び地方公共団体からの補助金、真宗大谷派回付金その他の運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

**第33条** この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会計)

**第34条** この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

**第35条** この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

**第36条** この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

**第37条** この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員

の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

**第38条** この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めるとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

**第39条** 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

**第40条** この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(責任の免除)

**第41条** 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

**第42条** 理事（理事長、専務理事、常務理事、

財務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額(以下「最低責任限度額」という。)を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

### 第6章 解散

(解散)

**第43条** この法人は、法定の解散事由が発生しなければ解散することができない。

(残余財産の帰属者)

**第44条** この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)した場合の残余財産は、理事会の議決を経てすべて真宗大谷派に関係ある学校法人その他教育の事業を行う者に寄附するものとする。

### 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

**第45条** この法人の寄附行為を変更するには、評議員会の意見を聞いて理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 前項の寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣に届け出なければならない。

### 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

**第46条** この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

**第47条** この法人の公告は、真宗大谷派宗務所掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

**第48条** この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管

理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

### 附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可(1951年2月26日)を受けて、組織変更の登記をした日(1951年3月14日)から施行する。

2 この法人は、第5条に掲げる学校のほか当分の間、学校教育法第98条の規定による大谷大学及び大谷大学専門部を存置する。

3 この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事長	浅平宗成
理事	長 靈観
同	白城真寿
同	山口 益
同	大須賀秀道
同	神野金之助
同	松居庄七
同	伊藤伝七
同	近藤友右衛門
同	津田三郎
同	岩田宗次郎
同	岩田宗太郎
同	水戸憲道
同	伊藤佐平
同	田代重三
監事	佐野真次郎
同	長野仙之助

4 前項の役員は、この寄附行為の認可後速かに役員が選任されるまで、第7条、第8条の規定にかかわらずこの法人の役員となる。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1952年7月14日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1958年8月28日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1966年1月25日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1969年2月27日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1970年2月9日)から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1972年11月17日)から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1974年2月27日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、理事会の議決の日（1982年3月29日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1982年5月4日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1991年12月20日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1992年12月21日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1995年3月16日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1998年12月22日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1999年10月22日）から施行する。

**附 則**

（施行期日）

2000年2月3日文部大臣認可のこの寄附行為は、2000年4月1日から施行する。

（九州大谷短期大学の国文学科の存続に関する経過措置）

九州大谷短期大学の国文学科は、改正後の寄附行為第5条3号の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2004年3月2日）から施行する。

**附 則**

（施行期日）

2004年5月24日理事会議決のこの寄附行為は、2005年4月1日から施行する。

（九州大谷短期大学の日本語コミュニケーション学科の存続に関する経過措置）

九州大谷短期大学の日本語コミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第5条3号の規定にかかわらず2005年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2005年8月23日）から施行する。

**附 則**

（施行期日）

2006年3月23日理事会議決のこの寄附行為は、2006年4月1日から施行する。

（大谷大学短期大学部幼児教育科の存続に関する経過措置）

大谷大学短期大学部幼児教育科は、改正後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず2006年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

（施行期日）

2007年3月23日理事会議決のこの寄附行為は、2008年4月1日から施行する。

（大谷大学文学部史学科の存続に関する経過措置）

大谷大学文学部史学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず2008年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

2008年3月27日理事会議決のこの寄附行為は、2009年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2008年5月12日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、理事会承認の日（2011年5月16日）から施行する。

**附 則**

2017年3月22日理事会議決のこの寄附行為は、2018年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、理事会承認の日（2019年5月21日）から施行する。

**附 則**

2020年2月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

**附 則**

2020年7月30日理事会議決のこの寄附行為は、2021年4月1日から施行する。

**附 則**

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2021年8月27日）から施行する。

（大谷大学大学院文学研究科の存続に関する経過措置）

大谷大学大学院文学研究科は、改正後の寄附行

為第5条第1号の規定にかかわらず2022年3月31日に当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

## 公益社団法人大谷保育協会定款

〈2012年6月22日認可〉

〈2012年7月 2日施行〉

### 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本法人は、公益社団法人大谷保育協会と称する。(以下「本法人」という。)

(事務所)

**第2条** 本法人は、主たる事務所を京都府京都市下京区に置く。

2 本法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 本法人は、真宗保育に基づき、幼児教育及び保育の充実、幼児教育及び保育関係者の資質向上、幼児教育及び保育に関する一般社会への啓蒙啓発を図り、もって我が国の子育ての振興に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育及び保育に関する調査研究事業
- (2) 幼児教育及び保育に関する教材、書籍、研究誌の頒布事業
- (3) 幼児教育及び保育関係者に対する研修事業
- (4) 幼児教育及び保育従事者に対する資格認定事業
- (5) 幼児教育及び保育に関する一般社会への啓蒙啓発事業
- (6) 会員間の交流、相互扶助事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会員

(会員資格の種別)

**第5条** 本法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 宗教法人真宗大谷派
- (3) 賛助会員 本法人の事業を賛助する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦されたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団

法人及び一般団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

(入会)

**第6条** 本法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会を申込み、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

**第7条** 本法人の事業活動費用に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 特別会員、賛助会員、名誉会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

3 前各項の入会金及び会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員資格の喪失)

**第8条** 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人でその取消しを得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体である会員が解散したとき
- (4) 会費を3年以上滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

**第9条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第10条** 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員数の半数以上であって、かつ総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規定に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為があったとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

**第11条** 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行

の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)

**第12条** 総会は、正会員をもって組織する。

- 2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

**第13条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部の譲渡又は廃止
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

**第14条** 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき

(招集)

**第15条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 総会の招集は、少なくとも1週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

**第16条** 総会の議長は、総会のつど出席正会員の互選で定める。

(議決権)

**第17条** 総会における議決権は、正会員1名につ

き1個とする。

(定足数)

**第18条** 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(決議)

**第19条** 総会の決議は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決裁するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面決議等)

**第20条** 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第21条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

- 3 議事録署名人は、総会のつど出席正会員の互選で2名定めるものとする。

#### 第5章 役員等及び理事会

##### 第1節 役員等

(種類及び定数)

**第22条** 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上50名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、15名以内を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

**第23条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。



- 3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

**第24条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
  - 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の業務を分担執行する。
  - 5 理事長、副理事長、常務理事は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務及び権限)

**第25条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。
- (役員任期)

**第26条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足

りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員任期)

**第27条** 役員は、いつでも総会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

**第28条** 役員には、その職務執行の対価としての報酬は支給しない。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は総会の決議により別に定める役員費用に関する規程によることとする。

(役員責任の免除)

**第29条** 本法人は、役員的一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

**第30条** 本法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問の解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 理事会

(構成)

**第31条** 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (権限)

**第32条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び

解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第29条の役員の実任の免除（種類及び開催）

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員に同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第36条 理事会は理事の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし

たときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第5項規定の報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長、出席監事及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録署名人は、理事会のつど出席理事の互選で2名定めるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の種類別)

第41条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
    - (1) 本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産
    - (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産
  - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- (事業年度)

第42条 本法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
  - 3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (事業報告及び決算)

第44条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の財産目録等については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 5 本法人は、第2項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- (公益目的取得財産残額の算定)
- 第45条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。
- 第7章 定款の変更、合併及び解散等**  
(定款の変更)
- 第46条** この定款は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。
- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。  
(合併等)
- 第47条** 本法人は、総会において、総正会員の

半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときには、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。  
(解散)

**第48条** 本法人は、一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。  
(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第49条** 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。  
(残余財産の帰属)

**第50条** 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第8章 公告の方法

(公告の方法)

**第51条** 本法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

#### 第9章 補則

(書類及び帳簿の備置等)

**第52条** 本法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備置かなければならない。ただし、第2号、第5号、第12号の書類については、従たる事務所への備置は要しない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 会員総会議事録
- (5) 理事会議事録
- (6) 事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (7) 計算書類等

- (8) 財産目録
- (9) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- (12) 会計帳簿
- (13) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項第1号及び第2号の書類は最新のもの、常時、第4号、第5号及び第12号の書類は10年間、第3号及び第7号から第11号の書類は5年間、第6号の書類は当該事業年度の末日まで備置かなければならない。ただし、従たる事務所においては、第4号の書類については5年間、第3号及び第7号から第11号の書類については3年間の備置で足る。

(細則)

**第53条** この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会及び総会の議決を経て、別途細則を定めることができる。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の最初の理事長は、脇淵徹映とする。本法人の最初の理事は、脇淵徹映、藤 兼量、中嶋顯眞、金石晃陽、今西界雄、五島 満、那須信純、海野知現、岩田和行、本田康英、福井昭道、清田元裕、朝倉益光、松浦暁了、三那三文雄、長野信楽、鷲山 啓、富重真直、江尻静哉、武井弥弘、吉田幸麿、照井大観、佐々木道昇、佐野延洋、井上温成、井伊光紉、安居 登、藤山老史、菊田千春、遠州 賢、津田眞知子、菅原 量、種倉富美子、津汲陽子、鈴木専章、清水浩樹、阪埜彰人、祖父江佳乃、河村礼子、橋川昌治、椋田隆知、道端弘之、田原宏章、間野功雄、長久寺徳純、古賀成麿、武宮正晃、赤星光洋、中江 宣とする。  
本法人の最初の監事は、門池 守、柴田正次郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解

散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 真宗大谷派大谷婦人会会則

〈2012年4月1日制定〉

改正 ①2014年12月22日

②2015年 7月24日

③2018年 7月30日

④2020年 8月 1日

(名称)

**第1条** この会は、真宗大谷派大谷婦人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

**第2条** 本会は、事務所を京都市下京区諏訪町通六条下る上柳町199番地の「真宗教化センター しんらん交流館」内に置く。

(目的)

**第3条** 本会は、真宗大谷派との緊密な連携のもと、真宗の教法に基き信仰を確立し、各支部及び会員の相互の連絡と親睦を図り、宗派内各仏教婦人会との連携及び協働や女性の聞法活動の発展につとめ、教法の弘通に資することを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 大会、研修会及び聞法会
- (2) 聞法誌の発行
- (3) 支部及び会員の増強並びに会員の相互扶助
- (4) 各種関係団体との提携連絡
- (5) その他必要な事業

(組織)

**第5条** 本会は、本会に登録した支部で組織する。

2 支部は、本会の目的に賛同して入会する女性を会員とし、寺院及び地域を単位として結成するものとする。

3 支部に支部長を置き、支部を代表する。

4 教区内の各支部の交流を図り、本会の活動の推進に資するため、教区内の支部で連合体を組織する。

(委員会の構成)

**第6条** 本会に委員会を置き、前条第4項による連合体から選出された委員30人以内で構成する。

2 この連合体より選出される委員は、原則、支部長とする。但し、特段の事情がある場合は、支部長以外を選出することができる。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、任期が満了しても、後任者が就任す

るまで引き続きその職務を行う。

6 連合体から選出される委員の数は別に定める。  
(役員)

**第7条** 本会に次の役員を置き、委員の互選によって定める。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

(3) 常任委員 5人

2 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 常任委員は、委員長、副委員長とともに常任委員会を構成する。

5 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えて就任することはできない。

6 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(会長及び副会長)

**第8条** 本会に、会長を置く。

2 会長は、委員会が推輓し、本会の会員を代表して、行事を主宰し、褒賞を授与する。

3 必要により、委員会の議を経て副会長若干人を置くことができる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。

(顧問)

**第9条** 重要な事項について委員長に対し助言するとともに、委員長の諮問に応じるため、委員会の議を経て顧問若干人を置く。

(委員会の議事)

**第10条** 委員会は、毎年1回委員長が招集し、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 事業に関する事項

(2) 予決算に関する事項

(3) 会費その他財務に関する事項

(4) 役員を選任に関する事項

(5) その他必要な事項

2 委員会の議長は、会議の都度、委員から互選された者がこれに当たる。

3 議長が定まるまで、委員長が議長の職務を行い、委員長が出席できないときは、副委員長が議長の職務を行う。

4 委員会は、過半数の委員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、委任状を提出した場合は出席したものとみなす。

5 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員長が必要と認めるときは、臨時会を招集することができる。

(常任委員会)

**第11条** 委員会に常任委員会を置き、次の事項について処理する。

- (1) 委員会から委任を受けた事項
- (2) 委員会の議決を経るいとまのない臨時緊急の事項
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

2 前項の議決の結果は、次の委員会に報告しなければならない。

3 前条第2項から第5項までの規定は、常任委員会にこれを準用する。

(議事録)

**第12条** 委員会及び常任委員会は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出欠者の氏名及び会議に関する主要な事項を記載する。

3 議事録は、委員長が指名した署名員2人及び議長がこれに署名し、これを保管する。

(監事)

**第13条** 本会に監事2人を置き、会員の中から常任委員会が選任する。

2 監事は、毎年本会の会計を監査し、委員会に報告する。

(支部長会)

**第14条** 本会の連絡交流を図るため、委員長は、全国支部長会及び必要な地域毎の支部長会を開催することができる。

(会議への出席)

**第15条** 会長、副会長及び顧問は、何時でも会議に出席し、発言することができる。ただし、表決には加わらない。

(経費)

**第16条** 本会の経費は、会費、事業収入、助成金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費の額は、別に定める。

(会計区分)

**第17条** 本会の会計は、次により区分する。

- (1) 一般会計
  - (2) 特別会計
- 2 特別会計は、必要に応じて設けることができる。

(会計年度)

**第18条** 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(賛助会員)

**第19条** 本会の目的に賛同し援助する男性を、

賛助会員とする。

(会員章)

**第20条** 本会の会員及び賛助会員は、別に定める会員章を依用することができる。

(褒賞)

**第21条** 会員もしくは賛助会員であって、特別な功労がある者には褒賞を行う。

2 褒賞に関する規定は、別に定める。

(事務局)

**第22条** 本会の事務を掌るため、大谷婦人会事務局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局員は、真宗大谷派宗務所の企画調整局長が指名した宗務役員がこれに当たる。

3 事務局の事務を処理するため、事務局員の中から主任1人を置く。

(報告)

**第23条** 本会は、毎年の事業計画及び予算書並びに事業報告及び決算書を作成し、宗務総長に報告しなければならない。

(規則の改正)

**第24条** この規則の改正は、委員の3分の2以上が出席した委員会において、委員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

**附 則**

1 この規則は、理事会及び評議員会の議決を経、宗務総長の承認を得て2012年4月1日から施行する。

2 大谷婦人会規則(2006年3月1日施行)は、廃止する。

3 この規則施行の際、現に就任している会長及び顧問は、この規則による会長及び顧問とみなす。

4 第6条に規定する委員の選出は、第1項に定める施行日前にこれを行うことができる。

5 この規則施行の際、現に存在する教区連合会及び教区連絡協議会は、第5条第4項に定める連合体とみなす。

6 この規則施行当初の委員の選出数は、次のとおりとする。

北海道教区 2人

奥羽・山形・仙台・東京教区 1人

三条・高田教区 1人

富山・高岡教区 1人

能登教区 3人

金沢教区 2人

小松教区 2人

大聖寺・福井教区 1人

高山・大垣教区 1人

岐阜教区 1人

岡崎教区 2人

名古屋・三重教区 3人

京都教区 2人

大阪教区 2人

長浜・山陽教区 1人

四国・日豊・久留米・長崎・熊本・鹿児島  
教区 1人

7 この規則施行当初の会計は、第18条の規定に関わらず、2012年4月1日に始まり2012年6月30日に終わるものとし、その会計は、第10条の規定に関わらず、従前の規則により議決した予算をもってこれを執行するものとする。

**附 則**

この規則は、委員会の議決を得た日（2014年12月22日）から施行する。

**附 則**

この規則は、委員会の議決を得た日（2015年7月24日）から施行する。

**附 則**

この規則は、委員会の議決を得た日（2018年7月30日）から施行する。

**附 則**

この規則は、委員会の議決を得て、2020年8月1日から施行する。

# 真宗各派協約

(昭和42年12月15日発布)

(前文)

浄土真宗本願寺派、真宗大谷派、真宗高田派、真宗仏光寺派、真宗興正派、真宗木辺派、真宗出雲路派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派、真宗山元派の真宗十派は、ともに親鸞聖人を宗祖と仰ぐ宗教団体として、時代の要請にこたえて、いよいよ宗風の宣揚をはかり、立教開宗の本義を開頭して、人類永遠の福祉に貢献すべき重大な使命を負荷されていることを認識し、さらに真宗十派の連絡提携を密にして共通事項を処理するため、昭和11年に制定された「真宗各派協約」を全面的に更改し、新たに「真宗各派協約」を、各派を代表する者の総意によつて、ここに制定するものである。

(章の区分)

- 第1章 総 則
- 第2章 法要儀式
- 第3章 教 化
- 第4章 寺院・教会
- 第5章 僧 侶
- 第6章 共同事業
- 第7章 補 則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この協約は、真宗十派が選出した代表者の総意によつて議定され、各派の連絡提携を密にし、共通事項の処理を推進することを目的とする。

(各派の協力義務)

**第2条** 各派は、この協約の趣旨により、各派の独自性を尊重しつつ真宗の真価を内外に発揚するためにふさわしいと認められた共通の事については、積極的に協力しなければならない。

(真宗各派協和会の設置)

**第3条** 前2条の趣旨を達成するため、真宗各派協和会を設ける。

2 真宗各派協和会については別に定める。

(法規類の交換)

**第4条** 各派において発布した法規類は、各派相互に通報しなければならない。ただし、機関紙その他刊行物の送付をもつてこれにかえることができる。

(協約に反する法規類の禁止)

**第5条** 各派は、この協約に違反し、又は抵触するおそれのある法規類を制定し、命令を発することはできない。

(各派の交渉)

**第6条** 各派相互の連絡交渉等は、その代表者の発する文書によることを原則とする。ただし、必要により、当該事項担当者相互間の協議によることができる。

## 第2章 法要儀式

(宗祖に関する法要・行事)

**第7条** 宗祖に関する法要及び行事については、各派の伝統を尊重しつつ、その執行の年度その他基本事項は、協議して決定するものとする。  
(共通の勤式作法の制定)

**第8条** 各派共通の勤式作法を定める必要があるものについては、各派の代表者の合議によつて制定し、各派は、その普及につとめなければならない。

(僧侶の出勤・参列)

**第9条** 各派の僧侶は、他派の寺院又は他派において行なう法要儀式に出勤し参列することができる。この場合、衣体、序列その他必要な事項については、当事者間の協議によつて定める。

## 第3章 教化

(教化の規則)

**第10条** 各派に定める資格をもつて教化活動に従事する者が、宗意にもとり宗派の体面をけがし又は各派間の親善秩序をみだす言動があつたときは、相互に通報するものとする。通報を受けた派は、速かに調査のうえ適当な処置をとらなければならない。

(講習会等への参加)

**第11条** 各派において行なう講習会、研修会等に、他派から参加又は聴講の希望申込があつたときは、原則として、これを許可するものとする。

## 第4章 寺院・教会

(宗主の招請)

**第12条** 各派に所属する寺院、教会及びその他の所属団体が、他派の宗主を招請しようとするときは、当該各派の承認を得なければならない。  
(包括関係の取扱)

**第13条** 各派の寺院、教会その他宗教団体の包括関係の設定変更に関しては、各派の意思と被包括者の意思を尊重して、特に慎重に処理しなければならない。

(寺院等の転派)

**第14条** 従前の包括関係を廃止した各派の寺院、教会その他の宗教団体から、新たに包括関係設定の願い出を受けた派は、その旧所属派に照会しなければならない。照会后50日を経て、なお回答がないときは、旧所属派との包括関係は廃止されたものとみなす。



第5章 僧侶

(僧侶の転派)

第15条 各派の僧侶が、転派しようとするときは、その所属派及び転派しようとする派の許可を得なければならない。

(度牒)

第16条 転属する僧侶には、別に得度式を行わないで、度牒を下付することを原則とする。ただし、得度の条件等の相違により、度牒の下付について、各派において一定の規制を付することができる。

(転派の手続)

第17条 転派しようとする者は、現所属派に転派願を提出しなければならない。

2 転派願を受理されたときは、度牒辞令その他身分上の許状を、所属派へ返納するものとする。

3 前項の手続きを完了した者は、旧所属派の発行する得度の証明書を添付した転属願を、転属しようとする派に提出しなければならない。

第18条 転派願を受け付けた派は、その諾否を転属しようとする派に照会しなければならない。

2 前項の照会を受けた派は、特別の事情のない限り、60日以内に、転属を承認する旨を、文書で回答しなければならない。

(転属後の教師資格)

第19条 転派した僧侶の教師資格については、当該各派間において、その事情に応じて、これを定める。

(転属後の身分・資格)

第20条 旧所属派における地位、身分等を理由として、転属した派に対し、特別の身分資格等を要求することはできない。

(僧籍削除の通報)

第21条 懲戒その他の理由により、僧籍を削除された者があるときは、その旨を各派に通報しなければならない。

(僧籍重複の処置)

第22条 2派に僧籍を有する者があるときは、当該各派協議のうえ処理する。

第6章 共同事業

(共同事業)

第23条 各派は、この協約の趣旨により、共同して行なうべき事業については、各派協力して、その計画と実施に努めなければならない。

2 共同事業に必要な経費は、その事情に応じて各派が分担する。

第7章 補則

(協約の発効)

第24条 この協約は、昭和43年1月1日から

発効する。

(協約の有効期間)

第25条 この協約の有効期間は、発効の日から7年とする。

(旧協約の廃止)

第26条 昭和11年2月8日制定の真宗各派協約は、廃止する。

(協約正本の保管)

第27条 この協約の正本は、真宗各派協和会事務局が保管し、各派にそれぞれその副本1通宛を保管する。

(各派相互の協定事項の効力)

第28条 従来各派相互間において締結された協定事項で、この協約に抵触しない事項は、なおその効力を有する。

(協約変更の手続)

第29条 この協約を変更しようとするときは、真宗各派協和会の代表委員全員の賛成を得なければならない。

この協約制定当初の各派の代表委員

浄土真宗本願寺派総長	豊原 大潤
真宗大谷派宗務総長	訓覇 信雄
真宗高田派宗務総長	望月 光照
真宗仏光寺派宗務長	清水 浩成
真宗興正派宗務総長	千葉 葆亮
真宗木辺派宗務長	高田 善現
真宗出雲路派宗務長	楠 法隆
真宗誠照寺派総務	波多野暁浄
真宗三門徒派宗務長	清原 良雄
真宗山元派宗務長	高帛 祐恭

(第二十一編) 真宗各派協約

(第二十一編) 真宗各派協約

# 真宗教団連合憲章

(昭和45年9月3日発効)

## 目次

- 前文
- 第1章 加盟団体(第1条・第2条)
- 第2章 目的及び事業(第3条・第4条)
- 第3章 運営組織(第5条—第11条)
- 第4章 支部(第12条・第13条)
- 第5章 財務(第14条—第16条)
- 第6章 補則(第17条—第20条)
- 附則

## 前文

われら、親鸞聖人を宗祖と仰ぐ浄土真宗の教団は、この現代社会にあつて、教えによつて立ち、教えを正しく伝え、ひろく人類に奉仕すべき教団の役割の重大性を認識し、心をつにして、社会の不安と混迷を救う教団として前進することを決意した。

その目的を実現するために、すべての真宗教団の発意に基づいて、ここに、真宗教団連合を結成し、その憲章を約定する。

われら、加盟する団体は、この憲章を誠実に遵守し、その定めるところに従い、統一行動をとることを、代表者の名において厳粛に誓約する。

## 第1章 加盟団体

(原加盟団体)

**第1条** 真宗教団連合に加盟する真宗教団は、次のとおりである。

- 浄土真宗本願寺派
- 真宗大谷派
- 真宗高田派
- 真宗仏光寺派
- 真宗興正派
- 真宗木辺派
- 真宗出雲路派
- 真宗誠照寺派
- 真宗三門徒派
- 真宗山元派

2 前項の真宗教団は、真宗教団連合の原加盟団体とし、その地位及び権利について、特別の定めをすることができる。

(加盟手続)

**第2条** 前条の原加盟団体を除いて、真宗教団連合に加盟を要請する仏教団体がある場合において、その加盟の諾否は、所定の手続を経た後、原加盟団体一致の意思によらなければならない。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 真宗教団連合は、親鸞聖人の信仰と教義を基調として、加盟団体相互の連絡提携のもとに、真宗宣布についての総合的対策を樹立し、真に時代に即応する教化活動を展開することにより、社会の不安と混迷を救い、もつて、世界平和の進展と人類永遠の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

**第4条** 真宗教団連合は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 真宗宣布について、教学及び教化についての総合的企画を樹立し、その推進をはかること
- (2) 加盟団体相互の連絡、提携及び親睦をはかるための諸施策を企画し、実施すること
- (3) 国の内外を問わず、ひろく他宗派及び諸団体との交流をはかり、国際親善に寄与し、又は社会的活動を促進し、社会時事問題について啓蒙、解明、解決への方策をとること
- (4) 必要な施設その他の物的資産を所有すること
- (5) 前各号のほか、必要なこと

## 第3章 運営組織

(加盟団体の宗主)

**第5条** 加盟団体の宗主は、真宗教団連合の顧問となる。

(理事及び監事)

**第6条** 真宗教団連合に、17人以上33人以内の理事及び2人の監事を置く。

2 理事は、加盟団体の推薦した者をもつてあて、その任期を2年とする。ただし、重任されることが出来る。

3 前項の規定にかかわらず、加盟団体の役職者たる理事が、その役職を退いたときは、同時に理事も退任するものとする。

4 理事は、理事会を組織し、真宗教団連合の業務を議決し、執行する。

5 監事は、理事会で選出し、業務執行の状況を監査する。

(理事長及び常務理事)

**第7条** 真宗教団連合に、理事長及び常務理事若干人を置き、理事の互選によつて決める。

2 理事長は、真宗教団連合を代表し、その事務を総理する。

3 常務理事は、常務理事会を組織し、常務を議決し、執行する。

(専門委員会)

**第8条** 理事会の業務執行について、専門的事項を企画調査するために、理事会の決定により、

専門委員会を置くことができる。

(評議員)

**第9条** 真宗教団連合に、理事の定数の2倍以内の評議員を置く。

2 評議員は、加盟団体の推薦した者及び理事会で選出した者をもつてあて、その任期は2年とする。ただし、重任されることができる。

3 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じて助言し、また必要と認める事項を建議することができる。

4 第6条第3項の規定は、加盟団体の役職員たる評議員について準用する。

(参与)

**第10条** 真宗教団連合に、参与若干人を置くことができる。

2 参与は、理事会で推薦した者をもつてあてる。(事務総局)

**第11条** 真宗教団連合の事務を処理するため、京都市に事務総局を置き、必要な部門を設け、事務職員を置く。

2 事務総局の事務総長は、理事長をもつてあてる。ただし、場合によっては、常務理事をもつてあてることができる。

#### 第4章 支部

(設置)

**第12条** 真宗教団連合に、支部を置くことができる。

2 支部の設置は、理事会で決定する。(支部役職員)

**第13条** 支部に、支部長その他必要な役職員を置く。

#### 第5章 財務

(収入財源)

**第14条** 真宗教団連合の運営経費は、加盟団体の分担金、賛助金、寄附金その他の収入をもつて支弁する。

(予、決算)

**第15条** 真宗教団連合の予算及び決算は、評議員会の議を経て、理事会が決定する。

(会計年度)

**第16条** 真宗教団連合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

#### 第6章 補則

(批准)

**第17条** この憲章は、加盟団体の代表者によつて調印され、それぞれの内部規則の定めるところによつて、批准されなければならない。変更の場合も、また同様とする。

2 批准書は、真宗教団連合事務総局に寄託される。

(憲章の変更)

**第18条** この憲章を変更しようとするときは、評議員会の議を経て、理事会の決定による。

(施行細則)

**第19条** この憲章の施行について必要な事項は、理事会の決定により、施行細則として制定せられ、すべての加盟団体に通知されなければならない。

(法人格)

**第20条** 真宗教団連合が、法人格を取得しようとする場合においては、評議員会の議を経て、理事会の決定の後、原加盟団体全部の賛成を得なければならない。

#### 附 則

1 この憲章は、真宗教団連合に加盟している真宗十派の過半数が批准書を浄土真宗本願寺派内の真宗教団連合事務局に寄託した時に効力を生ずる。

2 真宗各派協約は、別に制定されるまで、なお、その効力を有する。

3 真宗教団連合規則は、廃止する。

上記真宗教団連合憲章について、それぞれの加盟団体を代表して、ここに調印する。

昭和45年5月20日

浄土真宗本願寺派

総 長 太 田 淳 昭

真宗大谷派

宗務総長 名 畑 応 順

真宗高田派

宗務総長 望 月 光 照

真宗仏光寺派

宗 務 長 清 水 浩 成

真宗興正派

宗務総長 千 葉 葆 亮

真宗木辺派

宗 務 長 高 田 善 現

真宗出雲路派

宗 務 長 楠 法 隆

真宗誠照寺派

総 務 波 多 野 暁 浄

真宗三門徒派

宗 務 長 阪 本 祖 温

真宗山元派

宗務長代理 仏 木 道 範



## ～第22編 宗教関係法～

### 日本国憲法（抄録）

#### 第3章 国民の権利及び義務

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

**第12条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。  
華族その他の貴族の制度は、これを認めない。  
栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。  
いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。  
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。  
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### 第4章 国会

**第44条** 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

#### 第7章 財政

**第89条** 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

#### 第10章 最高法規

**第97条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 宗教法人法

〈1951年4月3日法律第126号〉

- 改正 ①1952・7・31法271  
 ②1962・5・16法140  
 ③1962・9・15法161  
 ④1963・7・9法126  
 ⑤1966・4・5法47  
 ⑥1968・6・15法99  
 ⑦1983・12・2法78  
 ⑧1988・6・11法81  
 ⑨1989・12・22法91  
 ⑩1993・11・12法89  
 ⑪1995・12・15法134  
 ⑫1997・6・6法72  
 ⑬1999・7・16法87  
 ⑭1999・7・16法102  
 ⑮1999・12・8法151  
 ⑯1999・12・22法160  
 ⑰2001・11・28法129  
 ⑱2004・6・2法76  
 ⑲2004・6・18法124  
 ⑳2004・12・1法147  
 ㉑2004・12・3法154  
 ㉒2005・7・26法87  
 ㉓2006・6・2法50  
 ㉔2011・5・25法53  
 ㉕2011・6・24法74  
 ㉖2014・6・13法69  
 ㉗2019・6・14法37  
 ㉘2019・12・11法71

## 第1章 総則

(この法律の目的)

- 第1条** この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。
- 2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。(宗教団体の定義)
- 第2条** この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲

げる団体をいう。

- (1) 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- (2) 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(境内建物及び境内地の定義)

**第3条** この法律において「境内建物」とは、第1号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第2号から第7号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

- (1) 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物(附属の建物及び工作物を含む。)
- (2) 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地(立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。)
- (3) 参道として用いられる土地
- (4) 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地(神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。)
- (5) 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地
- (6) 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地
- (7) 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地(法人格)

**第4条** 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

(所轄庁)

**第5条** 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 次に掲げる宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣とする。

- (1) 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人
- (2) 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人(公益事業その他の事業)

**第6条** 宗教法人は、公益事業を行うことができる。

2 宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

(宗教法人の住所)

**第7条** 宗教法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記の効力)

**第8条** 宗教法人は、第7章第1節の規定により登記しなければならない事項については、登記に因り効力を生ずる事項を除く外、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(登記に関する届出)

**第9条** 宗教法人は、第7章の規定による登記(所轄庁の嘱託によつてする登記を除く。)をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(宗教法人の能力)

**第10条** 宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(宗教法人の責任)

**第11条** 宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 宗教法人の目的の範囲外の行為に因り第三者に損害を加えたときは、その行為をした代表役員その他の代表者及びその事項の決議に賛成した責任役員、その代務者又は仮責任役員は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

## 第2章 設立

(設立の手續)

**第12条** 宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 事務所の所在地

(4) 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

(5) 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の呼称、資格及び任免並びに代表役員についてはその任期及び職務権限、責任役員についてはその員数、任期及び職務権限、代務者についてはその職務権限に關

る事項

(6) 前号に掲げるものの外、議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項

(7) 第6条の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営(同条第2項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方法を含む。)に関する事項

(8) 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分(第23条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を定めた場合には、その事項を含む。)、予算、決算及び会計その他の財務に関する事項

(9) 規則の変更に関する事項

(10) 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項

(11) 公告の方法

(12) 第5号から前号までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によつて制約される事項を定めた場合には、その事項

(13) 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、その事項

2 宗教法人の公告は、新聞紙又は当該宗教法人の機関紙に掲載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該宗教法人の信者その他の利害関係人に周知させるに適当な方法とするものとする。

3 宗教法人を設立しようとする者は、第13条の規定による認証申請の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、規則の案の要旨を示して宗教法人を設立しようとする旨を前項に規定する方法により公告しなければならない。(規則の認証の申請)

**第13条** 前条第1項の規定による認証を受けようとする者は、認証申請書及び規則2通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

(1) 当該団体が宗教団体であることを証する書類

(2) 前条第3項の規定による公告をしたことを証する書類

(3) 認証の申請人が当該団体を代表する権限を有することを証する書類

(4) 代表役員及び定数の過半数に当る責任役員に就任を予定されている者の受諾書

(規則の認証)

**第14条** 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合には、その受理の日を附記した書面でその旨を当該申請者に通知した

後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えていると認めるときはその規則を認証する旨の決定をし、これらの要件を備えていないと認めるとき又はその受理した規則及びその添附書類の記載によつてはこれらの要件を備えているかどうかを確認することができないときはその規則を認証することができない旨の決定をしなければならない。

- (1) 当該団体が宗教団体であること。
- (2) 当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。
- (3) 当該設立の手續が第12条の規定に従つてなされていること。

2 所轄庁は、前項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ当該申請者に対し、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の場合において、所轄庁が文部科学大臣であるときは、当該所轄庁は、同項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

4 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から三月以内に、第1項の規定による認証に関する決定をし、且つ、認証する旨の決定をしたときは当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは当該申請者に対しその理由を附記した書面でその旨を通知しなければならない。

5 所轄庁は、第1項の規定による認証に関する決定をするに当り、当該申請者に対し第12条第1項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを要求してはならない。

(成立の時期)

**第15条** 宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

**第16条** 削除

**第17条** 削除

### 第3章 管理

(代表役員及び責任役員)

**第18条** 宗教法人には、3人以上の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

2 代表役員は、規則に別段の定がなければ、責

任役員の互選によつて定める。

3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない。

6 代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

(事務の決定)

**第19条** 規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

(代務者)

**第20条** 左の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければならない。

(1) 代表役員又は責任役員が死亡その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

(2) 代表役員又は責任役員が病気その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき。

2 代務者は、規則で定めるところにより、代表役員又は責任役員に代つてその職務を行う。

(仮代表役員及び仮責任役員)

**第21条** 代表役員は、宗教法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないこととなつたときは、規則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならない。

3 仮代表役員は、第1項に規定する事項について当該代表役員に代つてその職務を行い、仮責



任役員は、前項に規定する事項について、規則で定めるところにより、当該責任役員に代つてその職務を行う。

(役員欠格)

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(財産処分等の公告)

**第23条** 宗教法人(宗教団体を包括する宗教法人を除く。)は、左に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところ(規則に別段の定がないときは、第19条の規定)による外、その行為の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

- (1) 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。
- (2) 借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。)又は保証をすること。
- (3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。
- (4) 境内地の著しい模様替をすること。
- (5) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第2条に規定する目的以外の目的のために供すること。

(行為の無効)

**第24条** 宗教法人の境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物について、前条の規定に違反してした行為は、無効とする。但し、善意の相手方又は第三者に対しては、その無効をもって対抗することができない。

(財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出)

**第25条** 宗教法人は、その設立(合併に因る設立を含む。)の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類

及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規則及び認証書
- (2) 役員名簿
- (3) 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表
- (4) 境内建物(財産目録に記載されているものを除く。)に関する書類
- (5) 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿
- (6) 第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第2項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5 所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

#### 第4章 規則の変更

(規則の変更の手續)

**第26条** 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手續をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係(以下「被包括関係」という。)を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

2 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第27条の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しようとする場合には第27条の規定に

よる認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない

- 4 宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手續が前3項の規定に違反すると認めるときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部科学大臣に通知することができる。

(規則の変更の認証の申請)

**第27条** 宗教法人は、前条第1項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類2通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

(1) 規則の変更の決定について規則で定める手續を経たことを証する書類

(2) 規則の変更が被包括関係の設定に係る場合には、前条第2項の規定による公告をし、及び同条第3項の規定による承認を受けたことを証する書類

(3) 規則の変更が被包括関係の廃止に係る場合には、前条第2項の規定による公告及び同条第3項の規定による通知をしたことを証する書類

(規則の変更の認証)

**第28条** 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第14条第1項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならない。

(1) その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

(2) その変更の手續が第26条の規定に従ってなされていること。

- 2 第14条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第4項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類」と読み替えるものとする。

**第29条** 削除

(規則の変更の時期)

**第30条** 宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

(合併に伴う場合の特例)

**第31条** 合併に伴い合併後存続する宗教法人が規則を変更する場合には、当該規則の変更に関しては、この章の規定にかかわらず、第5章の定めるところによる。

## 第5章 合併

(合併)

**第32条** 2以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。

(合併の手續)

**第33条** 宗教法人は、合併しようとするときは、第34条から第37条までの規定による手續をした後、その合併について所轄庁の認証を受けなければならない。

**第34条** 宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ(規則に別段の定めがないときは、第19条の規定)による外、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

2 合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から2週間以内に、財産目録及び第6条の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

3 合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

**第35条** 合併に因つて一の宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手續をしなければならない。

2 合併に因つて宗教法人を設立しようとする場合においては、その合併しようとする各宗教法人が選任した者は、共同して第12条第1項及び第2項の規定に準じ規則を作成しなければならない。

3 前項に規定する各宗教法人が選任した者は、

第38条第1項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定により作成した規則の案の要旨を示して合併に因つて宗教法人を設立しようとする旨を第12条第2項に規定する方法により公告しなければならない。

**第36条** 第26条第1項後段及び第2項から第4項までの規定は、合併しようとする宗教法人が当該合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、左の各号に掲げる同条各項中の字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えるものとする。

- (1) 第1項後段中「当該関係の廃止に係る規則の変更」とあるのは「当該関係の廃止に係る規則の変更その他当該関係の廃止」
- (2) 第2項中「第27条」とあるのは「第38条第1項」、「当該規則の変更の案」とあるのは「被包括関係の設定又は廃止に関する事項」
- (3) 第3項中「第27条」とあるのは「第38条第1項」、「前項」とあるのは「第34条第1項」
- (4) 第4項中「被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続」とあるのは「被包括関係の廃止を伴う合併の手続」、「前3項」とあるのは「第34条から第37条まで」

**第37条** 合併に伴い第35条第3項又は前条において準用する第26条第2項の規定による公告をしなければならない場合においては、当該公告は、第34条第1項の規定による公告とあわせてすることを妨げない。この場合において、第35条第3項の規定による公告を他の公告とあわせてするとき、合併しようとする宗教法人と同項に規定する各宗教法人が選任した者とが共同して当該公告をするものとする。

(合併の認証の申請)

**第38条** 宗教法人は、第33条の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第35条第1項の規定に該当する場合にはその変更しようとする事項を示す書類2通に、同条第2項の規定に該当する場合にはその規則2通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

- (1) 合併の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第19条の規定による手続）を経たことを証する書類
- (2) 第34条第1項の規定による公告をしたことを証する書類
- (3) 第34条第2項から第4項までの規定による手続を経たことを証する書類

(4) 第35条第1項又は第2項の規定に該当する場合には、同条第1項又は第2項の規定による手続を経たことを証する書類

(5) 第35条第2項の規定に該当する場合には、合併後成立する団体が宗教団体であることを証する書類

(6) 第35条第3項又は第36条において準用する第26条第2項の規定による公告をしなければならない場合には、当該公告をしたことを証する書類

(7) 合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合には、第36条において準用する第26条第3項の規定による承認を受け、又は同項の規定による通知をしたことを証する書類

2 前項の規定による認証の申請は、合併しようとする各宗教法人の連名とするものとし、これらの宗教法人の所轄庁が異なる場合には、合併後存続しようとする宗教法人又は合併に因つて設立しようとする宗教法人の所轄庁をもつて当該認証を申請すべき所轄庁とする。

(合併の認証)

**第39条** 所轄庁は、前条第1項の規定による認証の申請を受理した場合には、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第14条第1項の規定に準じ当該合併の認証に関する決定をしなければならない。

(1) 当該合併の手続が第34条から第37条までの規定に従つてなされていること。

(2) 当該合併が第35条第1項又は第2項の規定に該当する場合には、それぞれその変更しようとする事項又は規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

(3) 当該合併が第35条第2項の規定に該当する場合には、当該合併後成立する団体が宗教団体であること。

2 第14条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第4項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「当該合併が第35条第1項又は第2項の規定に該当する場合には認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替えるものとする。

3 第1項又は前項において準用する第14条第4項の規定による宗教法人に対する所轄庁の通知及び認証書等の交付は、当該認証を申請した

宗教法人のうちの一に対してすれば足りる。

#### 第40条 削除

(合併の時期)

**第41条** 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併によって設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第56条の規定による登記をすることによってその効力を生ずる。

(合併の効果)

**第42条** 合併後存続する宗教法人又は合併に因って設立した宗教法人は、合併に因って解散した宗教法人の権利義務（当該宗教法人が第6条の規定により行う事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

#### 第6章 解散

(解散の事由)

**第43条** 宗教法人は、任意に解散することができる。

2 宗教法人は、前項の場合のほか、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規則で定める解散事由の発生
- (2) 合併（合併後存続する宗教法人における当該合併を除く。）
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 第80条第1項の規定による所轄庁の認証の取消し
- (5) 第81条第1項の規定による裁判所の解散命令
- (6) 宗教団体を包括する宗教法人にあつては、その包括する宗教団体の欠亡

3 宗教法人は、前項第3号に掲げる事由に因って解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(任意解散の手続)

**第44条** 宗教法人は、前条第1項の規定による解散をしようとするときは、第2項及び第3項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。

2 宗教法人は、前条第1項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第19条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人が前項の期間内にその意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、その解散の手続を進め

るかどうかにについて再検討しなければならない。（任意解散の認証の申請）

**第45条** 宗教法人は、前条第1項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

(1) 解散の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第19条の規定による手続）を経たことを証する書類

(2) 前条第2項の規定による公告をしたことを証する書類

(任意解散の認証)

**第46条** 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手続が第44条の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第14条第1項の規定に準じ当該解散の認証に関する決定をしなければならない。

2 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第4項中「認証書及び認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証書」と読み替えるものとする。

(任意解散の時期)

**第47条** 宗教法人の第43条第1項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付によってその効力を生ずる。

(破産手続の開始)

**第48条** 宗教法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表役員若しくはその代務者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表役員又はその代務者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の宗教法人の能力)

**第48条の2** 解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

**第49条** 宗教法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合を除くほか、代表役員又はその代務者が清算人となる。

2 前項の規定により清算人となる者がいないとき、

又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

- 3 宗教法人が第43条第2項第4号又は第5号に掲げる事由によつて解散したときは、裁判所は、前2項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。
- 4 第22条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。
- 5 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。
- 6 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の解散によつて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。
- 7 第3項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散によつて退任するものとする。

(清算人の職務及び権限)

**第49条の2** 清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

**第49条の3** 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも3回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

**第49条の4** 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、宗教法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の宗教法人についての破産手続の開始)

**第49条の5** 清算中に宗教法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の宗教法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したもとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の宗教法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

**第49条の6** 裁判所は、第49条第2項又は第3項の規定により清算人を選任した場合には、宗教法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員の職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）の陳述を聴かなければならない。

(残余財産の処分)

**第50条** 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、規則で定めるところによる。

2 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

3 前2項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

**第51条** 宗教法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 裁判所は、第1項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4 第49条の6の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人（当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員の職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）」とあるのは、「宗教法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

6 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。  
(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

**第51条の2** 宗教法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

**第51条の3** 削除  
(不服申立ての制限)

**第51条の4** 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

## 第7章 登記

### 第1節 宗教法人の登記

(設立の登記)

**第52条** 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から2週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

(1) 目的(第6条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。)

(2) 名称

(3) 事務所の所在場所

(4) 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

(5) 基本財産がある場合には、その総額

(6) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

(7) 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第23条第1号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項

(8) 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由

(9) 公告の方法

(変更の登記)

**第53条** 宗教法人において前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

**第54条** 宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、2週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第52条第2項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

**第55条** 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併の登記)

**第56条** 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

**第57条** 第43条第1項又は第2項(第2号及び第3号を除く。以下この条において同じ。)の規定により宗教法人が解散したときは、同条第1項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第2項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

**第58条** 宗教法人の清算が終了したときは、清算終了の日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

**第59条** 削除

**第60条** 削除

**第61条** 削除

(管轄登記所及び登記簿)

**第62条** 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

(登記の申請)

**第63条** 設立の登記は、宗教法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び宗教法人を代表すべき者の資格を証する書類を添付しなければならない。

3 第52条第2項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書類を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記について

は、この限りでない。

- 4 合併による変更又は設立の登記の申請書には、前2項に規定する書類のほか、第34条第3項及び第4項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併により解散する宗教法人（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。
- 5 第57条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添付しなければならない。
- 6 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、第2項から前項までに規定する書類のほか、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添付しなければならない。

#### 第64条 削除

（商業登記法の準用）

**第65条** 商業登記法（昭和38年法律第125号）第2条から第5条まで（登記所及び登記官）、第7条から第15条まで、第17条、第18条、第19条の2、第19条の3、第21条から第23条の2まで、第24条（第14号及び第15号を除く。）、第26条、第27条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第51条から第53条まで、第71条第1項及び第3項、第79条、第82条、第83条（株式会社の登記）、第3章第10節（登記の更正及び抹消）並びに第4章（雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第71条第3項ただし書中「会社法第478条第1項第1号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第483条第4項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「宗教法人法第49条第1項の規定による清算人」と、同法第146条の2中「商業登記法（）」とあるのは「宗教法人法（昭和26年法律第126号）第65条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第145条」とあるのは「宗教法人法第65条において準用する商業登記法第145条」と読み替えるものとする。

#### 第2節 礼拝用建物及び敷地の登記

（登記）

**第66条** 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地については、当該不動産が当該宗教法人において礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をすることがで

きる。

- 2 敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物について同項の規定による登記がある場合に限りすることができる。

（登記の申請）

**第67条** 前条第1項の規定による登記は、当該宗教法人の申請によつてする。

- 2 登記を申請するには、その申請情報と併せて礼拝の用に供する建物又はその敷地である旨を証する情報を提供しなければならない。

（登記事項）

**第68条** 登記官は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その建物又は土地の登記記録中権利部に、建物については当該宗教法人において礼拝の用に供するものである旨を、土地については当該宗教法人において礼拝の用に供する建物の敷地である旨を記録しなければならない。

（礼拝の用途廃止に因る登記の抹消）

**第69条** 宗教法人は、前条の規定による登記をした建物が礼拝の用に供せられないこととなつたときは、遅滞なく同条の規定による登記の抹消を申請しなければならない。前条の規定による登記をした土地が礼拝の用に供する建物の敷地でなくなつたときも、また同様とする。

- 2 登記官は、前項前段の規定による申請に基づき登記の抹消をした場合において、当該建物の敷地について前条の規定による登記があるときは、あわせてその登記を抹消しなければならない。

（所有権の移転に因る登記の抹消）

**第70条** 登記官は、第68条の規定による登記をした建物又は土地について所有権移転の登記をしたときは、これとともに当該建物又は土地に係る同条の規定による登記を抹消しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により建物について登記の抹消をした場合に準用する。
- 3 前2項の規定は、宗教法人の合併の場合には適用しない。

#### 第8章 宗教法人審議会

（設置及び所掌事務）

**第71条** 文部科学省に宗教法人審議会を置く。

- 2 宗教法人審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 宗教法人審議会は、所轄庁がこの法律の規定による権限（前項に規定する事項に係るものに限る。）を行使するに際し留意すべき事項に関し、文部科学大臣に意見を述べることができる。
- 4 宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、

規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならない。  
(委員)

**第72条** 宗教法人審議会は、10人以上20人以内の委員で組織する。

2 委員は、宗教家及び宗教に関し学識経験がある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(任期)

**第73条** 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第74条** 宗教法人審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、文部科学大臣が任命する。

3 会長は、宗教法人審議会の会務を総理する。

(委員の費用弁償)

**第75条** 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

**第76条** 削除

(運営の細目)

**第77条** この章に規定するものを除くほか、宗教法人審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、文部科学大臣の承認を受けて、宗教法人審議会が定める。

## 第9章 補則

(被包括関係の廃止に係る不利益処分等の禁止等)

**第78条** 宗教団体は、その包括する宗教法人と当該宗教団体との被包括関係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、第26条第3項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による通知前に又はその通知後2年間に於いては、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定めるその他の機関の地位にある者を解任し、これらの者の権限に制限を加え、その他これらの者に対し不利益の取扱をしてはならない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

3 宗教法人は、他の宗教団体との被包括関係を廃止した場合においても、その関係の廃止前に原因を生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免かれることができない。

(報告及び質問)

**第78条の2** 所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、

当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない。

(1) 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第6条第2項の規定に違反する事実があること。

(2) 第14条第1項又は第39条第1項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第14条第1項第1号又は第39条第1項第3号に掲げる要件を欠いていること。

(3) 当該宗教法人について第81条第1項第1号から第4号までの一に該当する事由があること。

2 前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

3 前項の場合においては、文部科学大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。

4 所轄庁は、第1項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

5 第1項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

6 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公益事業以外の事業の停止命令)

**第79条** 所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第6条第2項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、1年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。



3 所轄庁は、第1項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たっては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭であることを認めなければならない。

4 前条第2項の規定は、第1項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。  
(認証の取消し)

**第80条** 所轄庁は、第14条第1項又は第39条第1項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第14条第1項第1号又は第39条第1項第3号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から1年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。

2 前項の規定による認証の取消は、その理由を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。

3 宗教法人について第1項の規定に該当する事由があることを知った者は、証拠を添えて、所轄庁に対し、その旨を通知することができる。

4 第1項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主宰者は、行政手続法（1993年法律第88号）第20条第3項の規定により当該宗教法人の代表者又は代理人が補佐人とともに出頭することを申し出たときは、これを許可しなければならない。ただし、当該聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、その補佐人の数を3人までに制限することができる。

5 第78条の2第2項の規定は、第1項の規定による認証の取消しをしようとする場合に準用する。

6 所轄庁は、第1項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

(審査請求の手續における諮問等)

**第80条の2** 第14条第1項、第28条第1項、第39条第1項若しくは第46条第1項の規定による認証に関する決定、第79条第1項の規定による事業の停止の命令又は前条第1項の規定による認証の取消しについての審査請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。

2 前項の審査請求に対する裁決は、当該審査請求があつた日から四月以内にならなければならない。

(解散命令)

**第81条** 裁判所は、宗教法人について左の各号

の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

(1) 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

(2) 第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は1年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。

(3) 当該宗教法人が第2条第1号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後2年以上にわたつてその施設を備えないこと。

(4) 1年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。

(5) 第14条第1項又は第39条第1項の規定による認証に関する認証書を交付した日から1年を経過している場合において、当該宗教法人について第14条第1項第1号又は第39条第1項第3号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。

2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第1項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。

4 裁判所は、第1項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。

5 第1項の規程による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項の規程による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が当該宗教法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

6 裁判所は、第1項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7 第2項から前項までに規定するものを除くほか、第1項の規定による裁判に関する手續については、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の定めるところによる。

(随伴者に対する意見を述べる機会の供与)

**第82条** 文部科学大臣及び都道府県知事は、この法律の規定による認証に関し宗教法人の代表

者若しくは代理人若しくは第12条第1項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人が意見を述べる場合又は第79条第1項の規定による事業の停止の命令に関し宗教法人の代表者若しくは代理人が口頭により弁明をする場合においては、これらの者のほか、助言者、弁護人等としてこれらの者に随伴した者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、必要があると認めるときは、その意見を述べる機会を与える随伴者の数を3人までに制限することができる。

(礼拝用建物等の差押禁止)

**第83条** 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第7章第2節の定めるところにより礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特権、抵当権又は質権の実行のためにする場合及び破産手続開始の決定があつた場合を除くほか、その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押さえることができない。

(宗教上の特性及び慣習の尊重)

**第84条** 国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に関係がある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徴収に関し境内建物、境内地その他の宗教法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする場合その他宗教法人に関して法令の規定による正当の権限に基く調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

(解釈規定)

**第85条** この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

**第86条** この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

(審査請求と訴訟との関係)

**第87条** 第80条の2第1項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(事務の区分)

**第87条の2** 第9条、第14条第1項、第2項(第28条第2項、第39条第2項及び第46条第2項において準用する場合を含む。)及び第4項(第28条第2項、第39条第2項及び第46条第2項において準用する場合を含む。)、第25条第4項、第26条第4項(第36条において準用する場合を含む。)、第28条第1項、第39条第1項、第43条第3項、第46条第1項、第49条第3項、第51条第5項及び第6項、第78条の2第1項及び第2項(第79条第4項及び第80条第5項において準用する場合を含む。)、第79条第1項から第3項まで、第80条第1項から第3項まで及び第6項、第81条第1項、第4項及び第5項並びに第82条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(1947年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

**第10章 罰則**

**第88条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付してこの法律の規定による認証(第12条第1項の規定による認証を除く。)の申請をしたとき。
- (2) 第9条又は第43条第3項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第23条の規定に違反して同条の規定による公告をしないで同条各号に掲げる行為をしたとき。
- (4) 第25条第1項若しくは第2項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同条第2項各号に掲げる書類若しくは帳簿に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 第25条第4項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。
- (6) 第48条第2項又は第49条の5第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- (7) 第49条の3第1項又は第49条の5第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- (8) 第51条第2項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。
- (9) 第7章第1節の規定による登記をすることを怠つたとき。

(10) 第78条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(11) 第79条第1項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

**第89条** 宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付して第12条第1項の規定による認証の申請をしたときは、当該申請に係る団体の代表者は、10万円以下の過料に処する。

**附 則** [抄]

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 宗教法人令（1945年勅令第719号）及び宗教法人令施行規則（1945年司法、文部省令第1号）は、廃止する。
- 3 この法律施行の際現に存する宗教法人令の規定による宗教法人は、この法律施行後も、同令の規定による宗教法人として存続することができる。
- 4 第2項に掲げる命令の規定は、前項の宗教法人（以下「旧宗教法人」という。）については、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、宗教法人令第5条第1項及び第14条第1項中「命令」とあるのは、「法務省令、文部科学省令」とする。
- 5 旧宗教法人は、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、この法律の規定による宗教法人（以下「新宗教法人」という。）となることができる。
- 6 2以上の旧宗教法人は、共同して、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、一の新宗教法人となることができる。
- 7 第34条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により2以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となろうとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定による公告」とあるのは「附則第6項の規定により2以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となろうとする決定」と、「第6条の規定による事業」とあるのは「公益事業その他の事業」と読み替えるものとする。
- 8 第5項又は第6項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記の申請書に

は、旧宗教法人のうち、教派、宗派及び教団にあつてはその主たる事務所の所在地の登記所において、神社、寺院及び教会にあつてはその所在地の登記所において、当該設立の登記をする場合を除く外、旧宗教法人の登記簿の謄本を添えなければならない。

- 9 第6項の規定により2以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、第7項において準用する第34条第3項及び第4項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。
- 10 第6項の規定により一の新宗教法人となろうとする旧宗教法人が第7項において準用する第34条第2項から第4項までの規定による手続を経ないで、所轄庁に対し規則の認証の申請をしたときは、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、1万円以下の過料に処する。
- 11 旧宗教法人が第5項又は第6項の規定により新宗教法人となろうとする旨の決定及び当該新宗教法人に係る規則に関する決定は、当該旧宗教法人における規則の変更に関する手続に従つてするものとする。
- 12 旧宗教法人のうち神社、寺院又は教会で、だん徒会、信徒会等当該旧宗教法人における規則の変更に関し議決の権限を有する機関を有しないものにあつては、前項に規定する決定をするに当つて、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、信者その他の利害関係人の意向を反映させるため必要があると認めるときは、当該旧宗教法人の規則にかかわらず、特に現任の総代と同数の総代を選任して、当該決定に参加させることができる。
- 13 旧宗教法人と当該旧宗教法人を包括する宗教団体との被包括関係の廃止は、当該関係の廃止が当該旧宗教法人が第5項又は第6項の規定により新宗教法人となることに伴う場合に限りすることができるものとする。
- 14 前項の規定により旧宗教法人が被包括関係を廃止しようとする場合の手続に関しては、第11項の規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。
  - (1) 旧宗教法人令第6条後段の規定による手続を経ることを要しないこと。
  - (2) 当該被包括関係の廃止に関し当該旧宗教法人の規則中に当該旧宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合においても、その権限に関する規則の規定によることを要しないこと。
  - (3) 第12条第3項の規定による公告と同時に、

当該旧宗教法人を包括する宗教団体に対し当該被包括関係を廃止しようとする旨を通知しなければならないこと。

- 15 旧宗教法人は、第5項又は第6項の規定により新宗教法人となろうとするときは、この法律施行の日から1年六月以内に、第13条の規定による認証の申請をしなければならない。
- 16 前項の規定による申請があつた場合における認証については、第14条第4項中「三月」とあるのは「1年六月」と読み替えるものとする。
- 17 旧宗教法人は、第15項の期間内に認証の申請をしなかつた場合又は当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかつた場合においては、当該認証の申請をすることができる期間の満了の日又は当該認証を受けることのできないことが確定した日（その日が当該認証の申請をすることができる期間の満了の前日である場合には、当該期間の満了の日）において、これらの日前において解散したものを除いて、解散する。
- 18 旧宗教法人が第5項又は第6項の規定により新宗教法人となつたときは、その設立の登記をした日において、当該旧宗教法人は解散し、その権利義務（当該旧宗教法人が行う公益事業その他の事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利業務を含む。）は、新宗教法人が承継する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の規定は適用しない。
- 19 第5項又は第6項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、当該旧宗教法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。
- 20 旧宗教法人が第5項又は第6項の規定により新宗教法人となつた場合においては、当該宗教法人が所有する旧宗教法人令第15条に規定する建物又はその敷地について同条の規定による登記をした事項（当該建物又はその敷地について旧宗教法人令の規定による登記をしたものとみなされた事項を含む。）は、当該宗教法人が新宗教法人となつた日において、第68条の規定による登記をしたものとみなす。
- 21 前項の建物及びその敷地については、第83条中「その登記後」とあるのは「旧宗教法人令又は旧宗教団体法（1939年法律第77号）の規定による登記後」と読み替えるものとする。
- 22 旧宗教法人のうち教派、宗派又は教団で第5項又は第6項の規定により新宗教法人となつたものの所轄庁は、第5条第1項の規定にかか

わらず、文部大臣とする。

- 23 当分の間、宗教法人は、第6条第2項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であつて、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、第25条第1項の規定にかかわらず、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができる。
- 24 前項に規定する額の範囲を定めようとする場合においては、文部大臣は、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。
- 25 附則第23項の場合において、宗教法人は、第25条第2項（第1号、第2号及び第4号から第6号までを除く。）の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる収支計算書を作成している場合に限り、これを宗教法人の事務所に備えなければならない。

附則（1952年7月31日法律第271号）抄

- 1 この法律は、1952年8月1日から施行する。

附則（1962年5月16日法律第140号）抄

- 1 この法律は、1962年10月1日から施行する。〔後略〕

附則（1962年9月15日法律第161号）抄

- 1 この法律は、1962年10月1日から施行する。〔後略〕

附則（1963年7月9日法律第126号）抄

- この法律は、商業登記法の施行の日（1964年4月1日）から施行する。

附則（1966年4月5日法律第47号）抄

- 1 この法律は、1966年5月1日から施行する。

附則（1968年6月15日法律第99号）抄  
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（1983年12月2日法律第78号）抄

- 1 この法律（第1条を除く。）は、1984年7月1日から施行する。

附則（1988年6月11日法律第81号）抄  
（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日〔1988年7月1日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔前略〕附則第8条（宗教法人法等の一部改正）〔中略〕の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日〔1989年5月1日〕〔後略〕

附則（1989年12月22日法律第91号）抄  
（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日〔1991年1月1日〕から施行する。

**附則**（1993年11月12日法律第89号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、行政手続法（1993年法律第88号）の施行の日〔1994年10月1日〕から施行する。〔後略〕

**附則**（1995年12月15日法律第134号）（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第23項から第25項までの改正規定中附則第24項に係る部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（境内建物に関する届出）

2 改正前の宗教法人法（以下「旧法」という。）第5条及び宗教法人法附則第22項の規定による所轄庁（以下「旧法所轄庁」という。）が都道府県知事である宗教法人は、この法律の公布の日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、同日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物の名称、所在地及び面積を記載した書類（以下「境内建物関係書類」という。）を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした宗教法人は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において滅失その他の事由により他の都道府県内に境内建物を備えないこととなったときは、施行日から起算して六月以内に、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

4 旧法所轄庁が都道府県知事である宗教法人（附則第2項の規定による届出をした宗教法人を除く。）は、施行日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、施行日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物関係書類を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。（収支計算書の作成等に関する経過措置）

5 改正後の宗教法人法（以下「新法」という。）第25条第1項の規定中収支計算書の作成に係る部分及び新法附則第23項の規定は、施行日以後に開始する宗教法人の会計年度（以下「施行日以後の会計年度」という。）に係る収支計算書の作成について適用する。

6 新法第25条第2項の規定中収支計算書の備付けに係る部分及び新法附則第25項の規定は、

施行日以後の会計年度に係る収支計算書の備付けについて適用し、施行日前に開始した宗教法人の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

7 新法第25条第4項の規定は、施行日以後の会計年度に係る書類の写しの提出について適用する。

（所轄庁の処分等に関する経過措置）

8 旧法所轄庁がし、又は旧法所轄庁に対してされた旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法第5条及び宗教法人法附則第22項の規定による所轄庁（以下「新法所轄庁」という。）がし、又は新法所轄庁に対してされた新法の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

9 旧法所轄庁が宗教法人法第14条第4項（同法第28条第2項、第39条第2項及び第46条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により交付した認証書及び認証した旨を付記した規則又は変更しようとする事項を示す書類は、新法所轄庁が宗教法人法第14条第4項の規定により交付したものとみなす。

**附則**（1997年6月6日法律第72号）（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（1997年法律第71号）の施行の日〔1997年10月1日〕から施行する。〔後略〕

**附則**（1999年7月16日法律第87号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、2000年4月1日から施行する。〔後略〕

**附則**（1999年7月16日法律第102号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、内閣法の1部を改正する法律（1999年法律第88号）の施行の日〔2001年1月6日〕から施行する。〔中略〕（職員の身分引継ぎ）

**第3条** この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（1948年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施

行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（宗教法人法の一部改正に伴う経過措置）

**第17条** この法律の施行の際現に従前の文部省の宗教法人審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第71条の規定による改正後の宗教法人法（以下この条において「新宗教法人法」という。）第72条第2項の規定により、文部科学省の宗教法人審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新宗教法人法第73条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の文部省の宗教法人審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の文部省の宗教法人審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、前項の規定により任命されたものとみなされる委員のうちから互選されたものとみなし、かつ、新宗教法人法第74条第2項の規定により、文部科学省の宗教法人審議会の会長として任命されたものとみなす。〔後略〕

**附 則**（1999年12月8日法律第151号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、2000年4月1日から施行する。〔後略〕

**附 則**（1999年12月22日法律第160号）抄（施行期日）

**第1条** この法律（第2条及び第3条を除く。）は、2001年1月6日から施行する。

**附 則**（2001年11月28日法律第129号）抄（施行期日）

1 この法律は、2002年4月1日から施行する。〔後略〕

**附 則**（2004年6月2日法律第76号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、破産法（2004年法律第75号。〔中略〕）の施行の日〔2005年1月1日〕から施行する。〔後略〕

**附 則**（2004年6月18日法律第124号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、新不動産登記法の施行の日

〔2005年3月7日〕から施行する。〔後略〕

**附 則**（2004年12月1日法律第147号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔2005年4月1日〕から施行する。

**附 則**（2004年12月3日法律第154号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔2004年12月30日〕〔中略〕から施行する。〔後略〕

**附 則**（2005年7月26日法律第87号）抄  
この法律は、会社法の施行の日〔2006年5月1日〕から施行する。

**附 則**（2006年6月2日法律第50号）抄  
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日〔2008年12月1日〕から施行する。

**附 則**（2011年5月25日法律第53号）  
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日〔2013年1月1日〕から施行する。

**附 則**（2011年6月24日法律第74号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日〔2011年7月14日〕から施行する。

**附 則**（2014年6月13日法律第69号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、行政不服審査法（2014年法律第68号）の施行の日〔2016年4月1日〕から施行する。

**附 則**（2019年6月14日法律第37号）抄（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日〔2019年9月14日〕から施行する。〔後略〕

**附 則**（2019年12月16日法律第71号）抄  
この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。〔後略〕

## 墓地、埋葬等に関する法律

〈1948年5月31日法律第48号〉

- 改正 ①1950・ 3・28法26  
 ②1954・ 5・20法120  
 ③1956・ 6・12法148  
 ④1962・ 9・15法161  
 ⑤1968・ 6・15法101  
 ⑥1969・ 6・ 3法38  
 ⑦1970・ 4・ 1法12  
 ⑧1975・ 7・16法67  
 ⑨1983・12・10法83  
 ⑩1990・ 6・29法62  
 ⑪1994・ 6・29法49  
 ⑫1994・ 7・ 1法84  
 ⑬1999・12・22法160  
 ⑭2006・ 6・ 7法53  
 ⑮2011・ 8・30法105

### 第1章 総則

**第1条** この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

**第2条** この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠4箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

### 第2章 埋葬、火葬及び改葬

**第3条** 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後24時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠7箇月に満たない死産のときは、

この限りでない。

**第4条** 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

**第5条** 埋葬、火葬又は改葬を行なおうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

**第6条** 削除

**第7条** 削除

**第8条** 市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

**第9条** 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（1899年法律第93号）の規定を準用する。

### 第3章 墓地、納骨堂及び火葬場

**第10条** 墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

**第11条** 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（1968年法律第100号）第59条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（1954年法律第119号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（1975年法律第67号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつ

て、前条の許可があつたものとみなす。

**第12条** 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

**第13条** 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

**第14条** 墓地の管理者は、第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第8条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第8条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

**第15条** 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

**第16条** 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、5箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

**第17条** 墓地又は火葬場の管理者は、毎月5日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

**第18条** 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

**第19条** 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しく

は禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。

#### 第4章 罰則

**第20条** 左の各号の一に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定に違反した者
- (2) 第19条に規定する命令に違反した者

**第21条** 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) 第3条、第4条、第5条第1項又は第12条から第17条までの規定に違反した者
- (2) 第18条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

**第22条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則 抄

**第23条** この法律は、1948年6月1日から、これを施行する。

**第24条** 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（1947年法律第72号）第1条の4により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（1884年太政官布達第25号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（1884年太政官達第82号）

埋火葬の認許等に関する件（1947年厚生省令第9号）

**第25条** この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

**第26条** この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を営んでいる者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

**第27条** 従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を営んでいる者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を営しようとするものは、この法律施行後3箇月以内に第10条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。



**第28条** この法律施行の際現に従前の命令の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

**附 則**（1950年3月28日法律第26号）  
この法律は、1950年4月1日から施行する。

**附 則**（1954年5月20日法律第120号）抄  
1 この法律は、新法の施行の日〔1955年4月1日〕から施行する。

**附 則**（1956年6月12日法律第148号）  
1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（1956年法律第147号）の施行の日〔1956年9月1日〕ら施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（1956年法律第147号）附則第4項及び第9項から第15項までに定めるところによる。

**附 則**（1962年9月15日法律第161号）抄  
1 この法律は、1962年10月1日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法に

よる不服申立てとみなす。

5 第3項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前8項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（1968年6月15日法律第101号）抄  
この法律（第1条を除く。）は、新法の施行の日〔1969年6月14日〕から施行する。〔後略〕

**附 則**（1969年6月3日法律第38号）抄  
（施行期日）

**第1条** この法律は、〔中略〕公布の日から施行する。

**附 則**（1970年4月1日法律第12号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。  
（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（1975年7月16日法律第67号）抄  
（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日〔1975年11月1日〕から施行する。

**附 則**（1983年12月10日法律第83号）抄  
（施行期日）

**第1条** 〔前略〕次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第13条〔中略〕の規定〔墓地、埋葬等に関する法律の一部改正〕〔中略〕並びに附則〔中略〕第15条の規定

1984年1月1日

（2）～（7）〔省略〕

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

**第14条** この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第16条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の

処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（再審査請求に係る経過措置）

**第15条** 第13条〔中略〕の規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律第19条の4〔中略〕の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第16条** この法律の施行前にした行為〔中略〕に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則**（1990年6月29日法律第62号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔1990年政令第324号で同年11月20日から施行〕

**附則**（1994年6月29日法律第49号）抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第1章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（1994年法律第48号）中地方自治法（1947年法律第67号）第2編第12章の改正規定の施行の日〔1995年4月1日〕〔中略〕から施行する。

**附則**（1994年7月1日法律第84号）抄

（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

**第13条** この法律（附則第1条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に

改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第5条から第10条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第14条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第15条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

**附則**（1999年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

**第1条** この法律（第2条及び第3条を除く。）は、2001年1月6日から施行する。〔後略〕

**附則**（2006年6月7日法律第53号）抄

（施行期日）

**第1条** この法律は、2007年4月1日から施行する。〔後略〕

**附則**（2011年6月22日法律第70号）抄

（施行期日）

**第1条** この法律は、2012年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第17条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（2011年法律第105号）の公布の日（2011年8月30日）又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附則**（2011年8月30日法律第105号）抄

（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）〔省略〕

（2）〔前略〕第23条から第27条まで、〔中略〕  
2012年4月1日

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第17条** 第24条の規定の施行前に同条の規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律（以

下この条において「旧墓地、埋葬等に関する法律」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第24条の規定の施行の際現に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定によりされている許可の申請(以下この項において「申請の行為」という。)で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の墓地、埋葬等に関する法律(以下この条において「新墓地、埋葬等に関する法律」という。)の適用については、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請の行為とみなす。

- 2 第24条の規定の施行前に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定により地方公共団体の機関に対し報告をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新墓地、埋葬等に関する法律の規定を適用する。(罰則に関する経過措置)

**第81条** この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第82条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (2011年12月14日法律第122号)抄  
(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条、第8条、第9条及び第13条の規定 公布の日

## 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

(1948年7月13日号外厚生省令第24号)

- 改正 ①1950・4・1令13  
 ②1956・9・22令41  
 ③1970・4・1令12  
 ④1977・1・18令1  
 ⑤1983・12・23令45  
 ⑥1989・3・24令10  
 ⑦1998・12・28令1  
 ⑧1999・1・11令4  
 ⑨1999・3・29令29  
 ⑩2003・10・30令167  
 ⑪2007・3・30令50  
 ⑫2008・5・2令106  
 ⑬2019・5・7令1  
 ⑭2020・12・25令208

**第1条** 墓地、埋葬等に関する法律（1948年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- (2) 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- (3) 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- (4) 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（1998年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項に規定する感染症、同条第8項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別）
- (5) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- (6) 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- (7) 埋葬又は火葬場所
- (8) 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

**第2条** 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
- (2) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

- (3) 埋葬又は火葬の場所
- (4) 埋葬又は火葬の年月日
- (5) 改葬の理由
- (6) 改葬の場所
- (7) 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
- (2) 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- (3) その他市町村長が特に必要と認める書類

**第3条** 死亡者の縁故者が不在墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第1項の申請書には、同条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 無縁墳墓等の写真及び位置図
- (2) 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- (3) 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
- (4) その他市町村長が特に必要と認める書類

**第4条** 法第8条に規定する埋葬許可証は別記様式第1号又は第2号、改葬許可証は別記様式第3号、火葬許可証は別記様式第4号又は第5号によらなければならない。

**第5条** 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、それに交付しなければならない。

- 2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、火葬場の管理者について準

用する。この場合において、第1項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。

**第6条** 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

**第7条** 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 墓地使用者等の住所及び氏名
- (2) 第1条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
- (3) 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 火葬を求めた者の住所及び氏名
- (2) 第1条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに火葬の年月日

**第8条** 火葬場の管理者は、火葬を行ったときは、火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

**第9条** 法第17条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第6号、火葬状況の報告は別記様式第7号により、これを行わなければならない。

**第10条** 法第18条第1項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第2項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

**附 則**

この省令は、公布の日から、これを施行する。

**附 則** (1950年4月1日厚生省令第13号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (1956年9月22日厚生省令第41号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (1970年4月1日厚生省令第12号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (1977年1月18日厚生省令第1号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、1977年4月1日から施行する。

**附 則** (1983年12月23日厚生省令第45号) 抄

1 この省令は、1984年1月1日から施行する。

**附 則** (1989年3月24日厚生省令第10号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

**附 則** (1998年12月28日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号) 抄

(施行期日)

**第1条** この省令は、1999年4月1日から施行する。

**附 則** (1999年1月11日厚生省令第4号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。〔後略〕

**附 則** (1999年3月29日厚生省令第29号)

(施行期日)

1 この省令は、1999年5月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定については、1999年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に行っている改葬の許可の申請については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則** (2003年10月30日厚生労働省令第167号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(2003年法律第145号)の施行の日〔2003年11月5日〕から施行する。

**附 則** (2007年3月30日厚生労働省令第50号)

この省令は、2007年4月1日から施行する。

**附 則** (2008年5月2日厚生労働省令第106号)

(第二十二編) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

(第二十二編) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

(施行期日)

第1条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（2008年5月2日法律第30号）の施行の日〔2008年5月12日〕から施行する。〔後略〕

別記様式第1号

令和 年 月 日

死亡者の本籍	死亡者の住所	死亡者の氏名	性別	出生年月日	死因	死亡年月日時	死亡場所	埋葬場所	申請者住所氏名及び死亡者との続柄
					「二類感染症等」「その他」				

第 号 死体埋葬許可証

市町村長

(注) 死因欄中第一条第四号に規定する感染症の際は「二類感染症等」に○印を付すること。  
 そうでないときは「その他」に○印を付すること。

（第二十二編）墓地、埋葬等に関する法律施行規則

別記様式第2号

令和 年 月 日

父母の本籍	父母の住所	父母の氏名	性別	妊娠月数	分べん年月日時	分べんの場所	埋葬の場所	申請者の住所氏名

第 号 死胎埋葬許可証

市町村長

別記様式第3号

令和 年 月 日

死亡者の本籍	死亡者の住所	死亡者の氏名	死亡者の性別	死亡年月日	埋葬又は火葬の場所	埋葬又は火葬の年月日	改葬の理由	改葬の場所	申請者住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係

第 号 改葬許可証

市町村長

（第二十二編）墓地、埋葬等に関する法律施行規則

別記様式第4号

令和 年 月 日

死亡者の本籍	死亡者の住所	死亡者の氏名	性別	出生年月日	死因	死亡年月日時	死亡場所	火葬場所	申請者住所氏名及び死亡者との続柄
					「二類感染症等」「その他」				

第 号 死体火葬許可証

市町村長

(注) 死因欄中第一条第四号に規定する感染症の際は「二類感染症等」に○印を付すること。  
 そうでないときは「その他」に○印を付すること。

別記様式第5号

令和 年 月 日	申請者の住所氏名	火葬の場所	分べんの場所	分べん日時	妊娠月数	性別	父母の氏名	父母の住所	父母の本籍

市町村長



第 号 死胎火葬許可証

別記様式第6号

令和 年 月 日	二 死胎				一 死体									
	父母の氏名	性別	本籍	死産地	分べん年月日	死因	埋葬日	父母の氏名	性別	本籍	死亡地	生年月日	死因	埋葬日

(注) 死体埋葬報告と死胎埋葬報告とは別紙にすること。

埋葬状況報告 (月分)

何々墓地  
所在地  
管理者 氏

名

別記様式第7号

二 死胎				一 死体								
父母の氏名	性別	本籍	死産地	分べん年月日	火葬日	氏名	性別	本籍	死亡地	生年月日	死因	火葬日

(注) 死体火葬報告と死胎火葬報告とは別紙にすること。

火葬状況報告 (月分)

何々火葬場  
所在地  
管理者 氏

名

(第二十二編) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

(第二十二編) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則





# ～付 録～

## 賦課金

### 1 宗費賦課金

〈1995年6月26日告示第18号〉

1995年7月 1日実施

#### (1) 別院及び寺院

1等	1,144,000円
2等	632,000円
3等	374,000円
4等	267,000円
5等	182,000円
6等	147,000円
7等	104,000円
8等	65,000円
9等	51,000円
10等	44,000円
支院である寺院	34,000円

#### (2) 普通寺院及び教会

1号	23,000円
2号	26,000円
3号	27,000円
4号	28,000円
5号	29,000円
6号	32,000円
7号	34,000円
8号	36,000円
9号	40,000円
10号	44,000円
11号	50,000円
12号	57,000円
13号	64,000円
14号	72,000円
15号	84,000円

#### (3) 僧侶

住職・教会主管者及びその本務代務者	15,000円
兼務代務者	6,000円
教師	12,000円
教師でない僧侶	4,500円

### 2 共済賦課金

〈1987年6月29日告示第16号〉

1987年7月1日実施

寺院・教会	10,000円
-------	---------

### 3 特別賦課金

〈2003年7月1日告示第12号〉

2003年7月1日実施

宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌御修復賦課金

#### (1) 別院及び支院

1等	572,000円
2等	316,000円
3等	187,000円
4等	133,500円
5等	91,000円
6等	73,500円
7等	52,000円
8等	32,500円
9等	25,500円
10等	22,000円
支院である寺院	17,000円

#### (2) 普通寺院及び教会

1号	11,500円
2号	13,000円
3号	13,500円
4号	14,000円
5号	14,500円
6号	16,000円
7号	17,000円
8号	18,000円
9号	20,000円
10号	22,000円
11号	25,000円
12号	28,500円
13号	32,000円
14号	36,000円
15号	42,000円

#### (3) 僧侶

住職・教会主管者及びその本務代務者	7,500円
兼務代務者	3,000円
教師	6,000円
教師でない僧侶	2,250円

## 共済条例別表第1号から第4号 まで並びに第6号及び第7号に 規定する1点の金額

〈2002年7月1日告示第14号〉  
2003年1月1日実施

別表第1号	1点	10,000円
別表第2号	1点	10,000円
別表第3号	1点	10,000円
別表第4号	1点	10,000円
別表第6号	1点	10,000円
別表第7号	1点	10,000円

## 共済条例別表第8号に 規定する1点の金額

〈2008年7月1日告示第7号〉  
2008年7月1日実施

別表第8号	1点	10,000円
-------	----	---------

# 礼金

◎願事礼金（2019年1月1日実施）

得度	100,000円
僧籍移転並びに度牒裏書	20,000円
衆徒転派	100,000円
衆徒転属	100,000円
帰俗	30,000円
僧籍復籍	100,000円
度牒裏書	10,000円
度牒証状	20,000円
候補衆徒承認	20,000円
候補衆徒復旧	20,000円
住職	150,000円
教会主管者	150,000円
代務者	15,000円
副住職	20,000円
副教会主管者	20,000円
坊守籍簿登録及び坊守章	20,000円
帰敬式	10,000円
帰敬式（20歳以下）	5,000円
院、庵、坊号（僧侶・坊守）	50,000円
山号	50,000円
寺院・教会設立承認	70,000円
托鉢免許	10,000円
諸証明	10,000円
寺院・教会所有財産処分承認書	
無償交換、無償譲渡、担保提供	10,000円
賃貸年額又は売却価格50万円に満たないもの	10,000円
同 50万円以上で100万円に満たないもの	20,000円
同 100万円以上で500万円に満たないもの	75,000円
同 500万円以上で1,000万円に満たないもの	150,000円
同 1,000万円以上で5,000万円に満たないもの	300,000円
同 5,000万円以上で1億円に満たないもの	600,000円
同 1億円以上で5億円に満たないもの	1,000,000円
同 5億円以上のもの	2,000,000円
規則変更その他財産処分以外の承認書	10,000円
合併、解散承認書	20,000円
御文御書	50,000円
寺、山、庵、坊号願（縦・横）	50,000円
似影（金欄表装）	300,000円
ただし、住職又は教会主管者であった者に限る。	

開基法名	50,000円
寺院教会用400代以上院、庵、坊号法名及び法名	
1人1紙	50,000円
2人1紙	70,000円
3人1紙	100,000円
4人1紙	120,000円
寺院教会内仏用300代以下院、庵、坊号法名	
1人1紙	30,000円
2人1紙	50,000円
3人1紙	70,000円
4人1紙	100,000円
300代以下法名（寺院・門徒用）	
1人1紙	30,000円
2人1紙	50,000円
3人1紙	70,000円
4人1紙	100,000円
法名年月日加筆	3,000円
木仏点検・同御裏	30,000円
御裏成換	20,000円
既満進席礼金その他	
准本座、本座10等、本座9等	5,000円
本座8等、本座7等、本座6等	8,000円
本座5等、本座4等、本座3等	10,000円
本座2等、本座1等	15,000円
准上座4等、准上座3等	26,000円
准上座2等、准上座1等	40,000円
上座4等	100,000円
上座3等	150,000円
上座2等	300,000円
上座1等	1,000,000円
御伝鈔拝読	5,000円
報恩講式及び嘆徳文拝読	5,000円
登高座作法伝授	10,000円
御伝鈔作法伝授	10,000円

◎授与礼金（2017年1月1日実施）

1 寺院の部		
○絵像御本尊		
	(金欄表装)【截金】	(無金表装)
一貫代	500,000円	350,000円
700代	360,000円	290,000円
500代	300,000円	210,000円
300代	220,000円	150,000円
○宗祖聖人御影（厨子形）		
	(金欄表装)	(無金表装)
厨子形大形	400,000円	330,000円
同 二番形	350,000円	280,000円
同 三番形	310,000円	230,000円
○宗祖聖人御影（常例）		

大形	510,000円	390,000円		20代	52,000円	34,000円	23,000円
二番形	430,000円	310,000円		○三折御本尊			
三番形	330,000円	280,000円		御本尊・九字十字御名号付		25,000円	
四番形	290,000円	240,000円		同 (台付)		26,000円	
一貫代	250,000円	210,000円		御本尊		18,000円	
700代	220,000円	180,000円		同 (台付)		19,000円	
500代	190,000円	150,000円		御本尊 (小型)		5,000円	
300代	170,000円	130,000円		同 (小型・台付)		6,000円	
○蓮如上人御影				○額装御本尊		10,000円	
三番形黒袷帯	320,000円	250,000円		○九字・十字御名号一流 (各一幅は半額)			
四番形 同	280,000円	210,000円		(金欄表装) (無金表装)			
一貫代 同	240,000円	190,000円		200代	86,000円	51,000円	
700代 同	210,000円	170,000円		150代	69,000円	42,000円	
500代 同	180,000円	130,000円		100代	48,000円	32,000円	
300代 同	140,000円	110,000円		70代	48,000円	32,000円	
○皇太子・七高僧・法然上人御影				50代	40,000円	26,000円	
皇太子御影	500,000円	410,000円		30代	40,000円	26,000円	
七高僧御影	530,000円	450,000円		20代	40,000円	26,000円	
法然上人御影	250,000円	200,000円		○宗祖聖人御影			
○御歴代御影				200代	51,000円	34,000円	
二番形	370,000円	290,000円		150代	40,000円	28,000円	
三番形	330,000円	260,000円		100代	34,000円	25,000円	
四番形	290,000円	220,000円		70代	34,000円	25,000円	
ただし、第8代蓮如上人迄は黒袷帯、または				50代	26,000円	17,000円	
黒衣とし、第9代実如上人以後は緋袷帯とする。				30代	26,000円	17,000円	
紫衣鈍色は第20代達如上人に限る。				20代	26,000円	17,000円	
○列祖双福御影	660,000円	500,000円		○蓮如上人御影			
○御絵伝				200代	40,000円	26,000円	
四幅御絵伝	3,220,000円	2,750,000円		150代	34,000円	19,000円	
二幅御絵伝	2,340,000円	1,860,000円		100代	23,000円	14,000円	
○六・九・十字御名号				70代	23,000円	14,000円	
(金欄表装) [鍍金] (金欄表装) (無金表装)				50代	17,000円	12,000円	
一貫代	290,000円	200,000円	170,000円	30代	17,000円	12,000円	
700代	280,000円	190,000円	150,000円	20代	17,000円	12,000円	
500代	250,000円	180,000円	140,000円	3 蔵 版			
300代	220,000円	150,000円	120,000円	浄土三部経大型折本			
○六・九・十字御名号御讃付				四冊本一部		27,400円	
一貫代	300,000円	240,000円	180,000円	各冊 無量寿経		12,000円	
700代	290,000円	210,000円	170,000円	同 観無量寿経		9,400円	
500代	260,000円	200,000円	150,000円	同 阿弥陀経		6,000円	
300代	230,000円	180,000円	130,000円	浄土三部経中型折本			
2 門徒の部				四冊本一部		27,400円	
○絵像御本尊 (金欄表装) [鍍金] (金欄表装) (無金表装)				各冊 無量寿経		12,000円	
200代	97,000円	63,000円	46,000円	同 観無量寿経		9,400円	
150代	84,000円	51,000円	34,000円	同 阿弥陀経		6,000円	
100代	65,000円	46,000円	28,000円	浄土三部経大型巻経			
70代	65,000円	46,000円	28,000円	四巻本一部		35,100円	
50代	58,000円	34,000円	23,000円	各巻 無量寿経		15,400円	
30代	52,000円	34,000円	23,000円	同 観無量寿経		12,000円	

同 阿弥陀経	7,700円
浄土三部経中型巻経	
四巻本一部	35,100円
各巻 無量寿経	15,400円
同 観無量寿経	12,000円
同 阿弥陀経	7,700円
浄土三部経(抄)大型折本	
三冊本一部	14,200円
各冊 無量寿経	5,800円
同 観無量寿経	4,700円
同 阿弥陀経	3,700円
浄土三部経(抄)中型折本	
三冊本一部	9,800円
各冊 無量寿経	4,000円
同 観無量寿経	3,300円
同 阿弥陀経	2,500円
浄土三部経(抄)大型巻経	
三巻本一部	14,200円
各巻 無量寿経	5,800円
同 観無量寿経	4,700円
同 阿弥陀経	3,700円
昭和法要式浄土三部妙典	
合本	5,500円
四冊本一部	11,100円
各冊 無量寿経	3,100円
同 観無量寿経	3,000円
同 阿弥陀経	2,500円
同 同朋奉讃	2,500円
御和讃 大型一部	22,000円
御文 大型各帖	14,300円
小型各帖	4,000円
御伝鈔 四巻本〔五百部限定〕	550,000円
二巻本	77,000円
報恩講式・嘆徳文	22,000円
御俗姓	16,500円

# 読経志

## 本山 (1998年7月1日実施)

永代経		
特等	300,000円以上	
1等	200,000円以上	
2等	100,000円以上	
3等	50,000円以上	
申経		
特種	300,000円以上	
1種	200,000円以上	
2種	100,000円以上	
3種	50,000円以上	
4種	30,000円以上	
5種	20,000円以上	
6種	10,000円以上	

ただし、申経6種は、参拝接待所仏間において読経

## 大谷祖廟 (2022年7月1日実施)

納骨志		
別座1等	納骨の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸・盂蘭盆会に永代読経	1,000,000円以上
別座2等	納骨の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経	500,000円以上
別座3等	納骨の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経	300,000円以上
別座4等	納骨の際に別座読経 毎月の命日に永代読経	150,000円以上
1種	納骨の際に一座読経 毎月の命日に永代読経	100,000円以上
2種	納骨の際に一座読経 祥月命日・彼岸会(春または秋)に永代読経	

70,000円以上

3種 納骨の際に一座読経 彼岸会(春または秋)に永代読経

40,000円以上

4種 納骨の際に一座読経

20,000円以上

容器大の取り扱い

直径9cm以上、高さ15cm以上の容器にて納骨の場合は、1種から4種の納骨志に20,000円を加算する。

改葬納骨志 納骨の際に一座読経

200,000円以上

## 読経志

永代経

別座1等	御紐解の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸・盂蘭盆会に永代読経	1,000,000円以上
別座2等	御紐解の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経	500,000円以上
別座3等	御紐解の際に別座読経 毎月の命日・春秋彼岸に永代読経	300,000円以上
別座4等	御紐解の際に別座読経 毎月の命日に永代読経	150,000円以上
1種	御紐解の際に一座読経 毎月の命日に永代読経	100,000円以上
2種	御紐解の際に一座読経 祥月命日・彼岸会(春または秋)に永代読経	70,000円以上

3種 御紐解の際に一座読経 彼岸会  
 (春または秋)に永代読経  
 40,000円以上

申 経  
 別座申経 茶所にて別座読経  
 50,000円以上  
 本堂申経 本堂にて一座読経  
 7,000円以上  
 茶所申経 茶所にて一座読経  
 5,000円以上  
 御廟申経 御廟にて一座読経  
 5,000円以上  
 総経申経 御廟にて夕刻総じて読経  
 1,000円以上

※大谷祖廟事務所へ直接申出のこと

## 覚信尼公七百回法要御香儀

(1983年7月1日告示第10号)

1 別院及び支院	
1 等	95,300円
2 等	52,600円
3 等	31,100円
4 等	22,200円
5 等	15,100円
6 等	12,200円
7 等	8,600円
8 等	5,400円
9 等	4,200円
10 等	3,600円
支院である寺院	2,800円
2 普通寺院及び教会格のある教会	
五箇寺地	5,400円
巡 讃 地	5,400円
国巡讃地	4,800円
由 緒 地	4,200円
准由緒地	3,700円
1 等別助音地	3,400円
2 等別助音地	3,100円
別助音地 (格)	3,000円
助 音 地 (格)	2,800円
院 家 地 (格)	2,600円
内 陣 地 (格)	2,500円
余 間 地 (格)	2,400円
堂 衆 地	2,300円
飛 檐 地 (格)	2,200円
3 教会格のない教会	
1 等	3,000円
2 等	2,800円
3 等	2,600円
4 等	2,500円
5 等	2,500円
6 等	2,400円
7 等	2,400円
8 等	2,300円
9 等	2,300円
10 等	2,200円

## 相続講百年記念法要御香儀

(1984年7月1日告示第21号)

1	別院及び支院	
	1 等	95,300 円
	2 等	52,600 円
	3 等	31,100 円
	4 等	22,200 円
	5 等	15,100 円
	6 等	12,200 円
	7 等	8,600 円
	8 等	5,400 円
	9 等	4,200 円
	10 等	3,600 円
	支院である寺院	2,800 円
2	普通寺院及び教会格のある教会	
	五箇寺地	5,400 円
	巡 讃 地	5,400 円
	国巡讃地	4,800 円
	由 緒 地	4,200 円
	准由緒地	3,700 円
	1 等別助音地	3,400 円
	2 等別助音地	3,100 円
	別助音地 (格)	3,000 円
	助 音 地 (格)	2,800 円
	院 家 地 (格)	2,600 円
	内 陣 地 (格)	2,500 円
	余 間 地 (格)	2,400 円
	堂 衆 地	2,300 円
	飛 檐 地 (格)	2,200 円
3	教会格のない教会	
	1 等	3,000 円
	2 等	2,800 円
	3 等	2,600 円
	4 等	2,500 円
	5 等	2,500 円
	6 等	2,400 円
	7 等	2,400 円
	8 等	2,300 円
	9 等	2,300 円
	10 等	2,200 円

## 善如上人六百回忌法要御香儀

(1987年7月1日告示第17号)

1	別院及び支院	
	1 等	47,650 円
	2 等	26,300 円
	3 等	15,550 円
	4 等	11,100 円
	5 等	7,550 円
	6 等	6,100 円
	7 等	4,300 円
	8 等	2,700 円
	9 等	2,100 円
	10 等	1,800 円
	支院である寺院	1,400 円
2	普通寺院及び教会格のある教会	
	五箇寺地	2,700 円
	巡 讃 地	2,700 円
	国巡讃地	2,400 円
	由 緒 地	2,100 円
	准由緒地	1,850 円
	1 等別助音地	1,700 円
	2 等別助音地	1,550 円
	別助音地 (格)	1,500 円
	助 音 地 (格)	1,400 円
	院 家 地 (格)	1,300 円
	内 陣 地 (格)	1,250 円
	余 間 地 (格)	1,200 円
	堂 衆 地	1,150 円
	飛 檐 地 (格)	1,100 円
3	教会格のない教会	
	1 等	1,500 円
	2 等	1,400 円
	3 等	1,300 円
	4 等	1,250 円
	5 等	1,250 円
	6 等	1,200 円
	7 等	1,200 円
	8 等	1,150 円
	9 等	1,150 円
	10 等	1,100 円



## 巧如上人五百五十回忌法要御香儀

(1988年7月1日告示第26号)

1 別院及び支院	
1 等	47,650 円
2 等	26,300 円
3 等	15,550 円
4 等	11,100 円
5 等	7,550 円
6 等	6,100 円
7 等	4,300 円
8 等	2,700 円
9 等	2,100 円
10 等	1,800 円
支院である寺院	1,400 円
2 普通寺院及び教会格のある教会	
五箇寺地	2,700 円
巡 讚 地	2,700 円
国巡讚地	2,400 円
由 緒 地	2,100 円
准由緒地	1,850 円
1 等別助音地	1,700 円
2 等別助音地	1,550 円
別助音地 (格)	1,500 円
助 音 地 (格)	1,400 円
院 家 地 (格)	1,300 円
内 陣 地 (格)	1,250 円
余 間 地 (格)	1,200 円
堂 衆 地	1,150 円
飛 檐 地 (格)	1,100 円
3 教会格のない教会	
1 等	1,500 円
2 等	1,400 円
3 等	1,300 円
4 等	1,250 円
5 等	1,250 円
6 等	1,200 円
7 等	1,200 円
8 等	1,150 円
9 等	1,150 円
10 等	1,100 円

## 歌徳院殿御葬儀御香儀

(1990年6月27日告示第17号)

1 別院及び支院	
1 等	142,950 円
2 等	78,900 円
3 等	46,650 円
4 等	33,300 円
5 等	22,650 円
6 等	18,300 円
7 等	12,900 円
8 等	8,100 円
9 等	6,300 円
10 等	5,400 円
支院である寺院	4,200 円
2 普通寺院及び教会格のある教会	
五箇寺地	8,100 円
巡 讚 地	8,100 円
国巡讚地	7,200 円
由 緒 地	6,300 円
准由緒地	5,550 円
1 等別助音地	5,100 円
2 等別助音地	4,650 円
別助音地 (格)	4,500 円
助 音 地 (格)	4,200 円
院 家 地 (格)	3,900 円
内 陣 地 (格)	3,750 円
余 間 地 (格)	3,600 円
堂 衆 地	3,450 円
飛 檐 地 (格)	3,300 円
3 教会格のない教会	
1 等	4,500 円
2 等	4,200 円
3 等	3,900 円
4 等	3,750 円
5 等	3,750 円
6 等	3,600 円
7 等	3,600 円
8 等	3,450 円
9 等	3,450 円
10 等	3,300 円

## 顕如上人四百回忌並びに 乗如上人二百回忌法要御香儀

(1990年7月1日告示第18号)

1	別院及び支院	
1	等	47,650 円
2	等	26,300 円
3	等	15,550 円
4	等	11,100 円
5	等	7,550 円
6	等	6,100 円
7	等	4,300 円
8	等	2,700 円
9	等	2,100 円
10	等	1,800 円
	支院である寺院	1,400 円
2	普通寺院及び教会格のある教会	
	五箇寺地	2,700 円
	巡 讃 地	2,700 円
	国巡讃地	2,400 円
	由 緒 地	2,100 円
	准由緒地	1,850 円
	1 等別助音地	1,700 円
	2 等別助音地	1,550 円
	別助音地 (格)	1,500 円
	助 音 地 (格)	1,400 円
	院 家 地 (格)	1,300 円
	内 陣 地 (格)	1,250 円
	余 間 地 (格)	1,200 円
	堂 衆 地	1,150 円
	飛 檐 地 (格)	1,100 円
3	教会格のない教会	
1	等	1,500 円
2	等	1,400 円
3	等	1,300 円
4	等	1,250 円
5	等	1,250 円
6	等	1,200 円
7	等	1,200 円
8	等	1,150 円
9	等	1,150 円
10	等	1,100 円

## 綽如上人六百回忌並びに 彰如上人五十回忌法要御香儀

(1991年7月1日告示第22号)

1	別院及び支院	
1	等	47,650 円
2	等	26,300 円
3	等	15,550 円
4	等	11,100 円
5	等	7,550 円
6	等	6,100 円
7	等	4,300 円
8	等	2,700 円
9	等	2,100 円
10	等	1,800 円
	支院である寺院	1,400 円
2	普通寺院及び教会格のある教会	
	五箇寺地	2,700 円
	巡 讃 地	2,700 円
	国巡讃地	2,400 円
	由 緒 地	2,100 円
	准由緒地	1,850 円
	1 等別助音地	1,700 円
	2 等別助音地	1,550 円
	別助音地 (格)	1,500 円
	助 音 地 (格)	1,400 円
	院 家 地 (格)	1,300 円
	内 陣 地 (格)	1,250 円
	余 間 地 (格)	1,200 円
	堂 衆 地	1,150 円
	飛 檐 地 (格)	1,100 円
3	教会格のない教会	
1	等	1,500 円
2	等	1,400 円
3	等	1,300 円
4	等	1,250 円
5	等	1,250 円
6	等	1,200 円
7	等	1,200 円
8	等	1,150 円
9	等	1,150 円
10	等	1,100 円

常如上人三百回忌、真如上人二百五十  
回忌並びに巖如上人百回忌法要御香儀

(1992年7月1日告示第15号)

1	別院及び支院	
1	等	47,650 円
2	等	26,300 円
3	等	15,550 円
4	等	11,100 円
5	等	7,550 円
6	等	6,100 円
7	等	4,300 円
8	等	2,700 円
9	等	2,100 円
10	等	1,800 円
	支院である寺院	1,400 円
2	普通寺院及び教会	
1	号	1,100 円
2	号	1,150 円
3	号	1,200 円
4	号	1,250 円
5	号	1,300 円
6	号	1,400 円
7	号	1,500 円
8	号	1,550 円
9	号	1,700 円
10	号	1,850 円
11	号	2,100 円
12	号	2,400 円
13	号	2,700 円

諦聽音院殿御葬儀御香儀

(1993年6月25日告示第25号)

1	別院及び支院	
1	等	190,600 円
2	等	105,200 円
3	等	62,200 円
4	等	44,400 円
5	等	30,200 円
6	等	24,400 円
7	等	17,200 円
8	等	10,800 円
9	等	8,400 円
10	等	7,200 円
	支院である寺院	5,600 円
2	普通寺院及び教会	
1	号	4,400 円
2	号	4,600 円
3	号	4,800 円
4	号	5,000 円
5	号	5,200 円
6	号	5,600 円
7	号	6,000 円
8	号	6,200 円
9	号	6,800 円
10	号	7,400 円
11	号	8,400 円
12	号	9,600 円
13	号	10,800 円

## 闍如上人一周忌法要御香儀

(1993年7月1日告示第29号)

1	別院及び支院	
1	等	47,650円
2	等	26,300円
3	等	15,550円
4	等	11,100円
5	等	7,550円
6	等	6,100円
7	等	4,300円
8	等	2,700円
9	等	2,100円
10	等	1,800円
	支院である寺院	1,400円
2	普通寺院及び教会	
1	号	950円
2	号	1,050円
3	号	1,100円
4	号	1,150円
5	号	1,200円
6	号	1,300円
7	号	1,400円
8	号	1,500円
9	号	1,650円
10	号	1,800円
11	号	2,050円
12	号	2,350円
13	号	2,650円
14	号	3,000円
15	号	3,500円

## 蓮如上人五百回忌御遠忌法要御香儀

(1996年6月20日告示第15号)

1	別院及び支院	
1	等	715,000円
2	等	394,500円
3	等	233,500円
4	等	166,500円
5	等	113,500円
6	等	91,500円
7	等	64,500円
8	等	40,500円
9	等	31,500円
10	等	27,000円
	支院	21,000円
2	普通寺院及び教会	
1	号	14,500円
2	号	16,000円
3	号	16,500円
4	号	17,500円
5	号	18,000円
6	号	19,500円
7	号	21,000円
8	号	22,500円
9	号	25,000円
10	号	27,000円
11	号	31,000円
12	号	35,500円
13	号	40,000円
14	号	45,000円
15	号	52,500円
3	僧侶	
	住職・教会主管者・本務代務者	7,500円
	兼務代務者	3,000円
	教師	6,000円
	教師でない僧侶	2,300円

## 如信上人七百回忌、一如上人三百回忌並びに闡如上人七回忌法要御香儀

(1998年7月1日告示第17号)

1 別院及び支院	
1等	57,200円
2等	31,600円
3等	18,700円
4等	13,350円
5等	9,100円
6等	7,350円
7等	5,200円
8等	3,250円
9等	2,550円
10等	2,200円
支院	1,700円
2 普通寺院及び教会	
1号	1,150円
2号	1,300円
3号	1,350円
4号	1,400円
5号	1,450円
6号	1,600円
7号	1,700円
8号	1,800円
9号	2,000円
10号	2,200円
11号	2,500円
12号	2,850円
13号	3,200円
14号	3,600円
15号	4,200円

## 覚如上人六百五十回忌法要御香儀

(1999年7月1日告示第10号)

1 別院及び支院	
1等	57,200円
2等	31,600円
3等	18,700円
4等	13,350円
5等	9,100円
6等	7,350円
7等	5,200円
8等	3,250円
9等	2,550円
10等	2,200円
支院	1,700円
2 普通寺院及び教会	
1号	1,150円
2号	1,300円
3号	1,350円
4号	1,400円
5号	1,450円
6号	1,600円
7号	1,700円
8号	1,800円
9号	2,000円
10号	2,200円
11号	2,500円
12号	2,850円
13号	3,200円
14号	3,600円
15号	4,200円

## 證如上人四百五十回忌法要御香儀

(2002年7月1日告示第11号)

1	別院及び支院	
	1等	57,200円
	2等	31,600円
	3等	18,700円
	4等	13,350円
	5等	9,100円
	6等	7,350円
	7等	5,200円
	8等	3,250円
	9等	2,550円
	10等	2,200円
	支院	1,700円
2	普通寺院及び教会	
	1号	1,150円
	2号	1,300円
	3号	1,350円
	4号	1,400円
	5号	1,450円
	6号	1,600円
	7号	1,700円
	8号	1,800円
	9号	2,000円
	10号	2,200円
	11号	2,500円
	12号	2,850円
	13号	3,200円
	14号	3,600円
	15号	4,200円

宗祖親鸞聖人七百五十回  
御遠忌法要御香儀

(2010年7月1日告示第13号)

1	特別賦課金	
	(1) 別院及び支院	
	1等	1,144,000円
	2等	632,000円
	3等	374,000円
	4等	267,000円
	5等	182,000円
	6等	147,000円
	7等	104,000円
	8等	65,000円
	9等	51,000円
	10等	44,000円
	支院	34,000円
	(2) 普通寺院及び教会	
	1号	23,000円
	2号	26,000円
	3号	27,000円
	4号	28,000円
	5号	29,000円
	6号	32,000円
	7号	34,000円
	8号	36,000円
	9号	40,000円
	10号	44,000円
	11号	50,000円
	12号	57,000円
	13号	64,000円
	14号	72,000円
	15号	84,000円
	(3) 僧侶	
	住職・教会主管者及びその本務代務者	15,000円
	兼務代務者	6,000円
	教師	12,000円
	教師でない僧侶	4,500円

## 教如上人四百回忌法要御香儀

(2012年7月1日告示第13号)

1 別院及び支院	
1等	228,800円
2等	126,400円
3等	74,800円
4等	53,400円
5等	36,400円
6等	29,400円
7等	20,800円
8等	13,000円
9等	10,200円
10等	8,800円
支院	6,800円
2 普通寺院及び教会	
1号	4,600円
2号	5,200円
3号	5,400円
4号	5,600円
5号	5,800円
6号	6,400円
7号	6,800円
8号	7,200円
9号	8,000円
10号	8,800円
11号	10,000円
12号	11,400円
13号	12,800円
14号	14,400円
15号	16,800円

## 達如上人百五十回忌法要御香儀

(2013年7月1日告示第12号)

1 別院及び支院	
1等	57,200円
2等	31,600円
3等	18,700円
4等	13,350円
5等	9,100円
6等	7,350円
7等	5,200円
8等	3,250円
9等	2,550円
10等	2,200円
支院	1,700円
2 普通寺院及び教会	
1号	1,150円
2号	1,300円
3号	1,350円
4号	1,400円
5号	1,450円
6号	1,600円
7号	1,700円
8号	1,800円
9号	2,000円
10号	2,200円
11号	2,500円
12号	2,850円
13号	3,200円
14号	3,600円
15号	4,200円

## 闡如上人二十五回忌法要御香儀

(2016年7月1日告示第14-1号)

1	別院及び支院	
	1等	57,200円
	2等	31,600円
	3等	18,700円
	4等	13,350円
	5等	9,100円
	6等	7,350円
	7等	5,200円
	8等	3,250円
	9等	2,550円
	10等	2,200円
	支院	1,700円
2	普通寺院及び教会	
	1号	1,150円
	2号	1,300円
	3号	1,350円
	4号	1,400円
	5号	1,450円
	6号	1,600円
	7号	1,700円
	8号	1,800円
	9号	2,000円
	10号	2,200円
	11号	2,500円
	12号	2,850円
	13号	3,200円
	14号	3,600円
	15号	4,200円

## 琢如上人三百五十回忌法要御香儀

(2019年7月1日告示第9号)

1	別院及び支院	
	1等	57,200円
	2等	31,600円
	3等	18,700円
	4等	13,350円
	5等	9,100円
	6等	7,350円
	7等	5,200円
	8等	3,250円
	9等	2,550円
	10等	2,200円
	支院	1,700円
2	普通寺院及び教会	
	1号	1,150円
	2号	1,300円
	3号	1,350円
	4号	1,400円
	5号	1,450円
	6号	1,600円
	7号	1,700円
	8号	1,800円
	9号	2,000円
	10号	2,200円
	11号	2,500円
	12号	2,850円
	13号	3,200円
	14号	3,600円
	15号	4,200円



## 現如上人百回忌法要御香儀

(2021年7月1日告示第4号)

1 別院及び支院	
1等	57,200円
2等	31,600円
3等	18,700円
4等	13,350円
5等	9,100円
6等	7,350円
7等	5,200円
8等	3,250円
9等	2,550円
10等	2,200円
支院	1,700円
2 普通寺院及び教会	
1号	1,150円
2号	1,300円
3号	1,350円
4号	1,400円
5号	1,450円
6号	1,600円
7号	1,700円
8号	1,800円
9号	2,000円
10号	2,200円
11号	2,500円
12号	2,850円
13号	3,200円
14号	3,600円
15号	4,200円

## 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・

## 立教開宗八百年慶讃法要御香儀

(2022年7月1日告示第4号)

1 別院及び支院	
1等	286,000円
2等	158,000円
3等	93,500円
4等	66,750円
5等	45,500円
6等	36,750円
7等	26,000円
8等	16,250円
9等	12,750円
10等	11,000円
支院	8,500円
2 普通寺院及び教会	
1号	5,750円
2号	6,500円
3号	6,750円
4号	7,000円
5号	7,250円
6号	8,000円
7号	8,500円
8号	9,000円
9号	10,000円
10号	11,000円
11号	12,500円
12号	14,250円
13号	16,000円
14号	18,000円
15号	21,000円
(3) 僧侶	
住職・教会主管者及びその本務代務者	15,000円
兼務代務者	6,000円
教師	12,000円
教師でない僧侶	4,500円

# 実如上人五百回忌法要御香儀

(2023年7月1日告示第10号)

1 別院及び支院	
1等	57,200円
2等	31,600円
3等	18,700円
4等	13,350円
5等	9,100円
6等	7,350円
7等	5,200円
8等	3,250円
9等	2,550円
10等	2,200円
支院	1,700円
2 普通寺院及び教会	
1号	1,150円
2号	1,300円
3号	1,350円
4号	1,400円
5号	1,450円
6号	1,600円
7号	1,700円
8号	1,800円
9号	2,000円
10号	2,200円
11号	2,500円
12号	2,850円
13号	3,200円
14号	3,600円
15号	4,200円

(参考)

## 院号法名切寸法

(表装なし、カッコ内は曲尺)

種別	長さ	幅
30代	10.3 cm (0.34 尺)	5.5 cm (0.18 尺)
50代	13.3 (0.44)	7.2 (0.24)
70代	17.2 (0.57)	8.4 (0.28)
100代	22.2 (0.73)	10.9 (0.36)
150代	32.7 (1.08)	14.6 (0.48)
200代	37.2 (1.23)	17.6 (0.58)
300代	43.3 (1.43)	20.6 (0.68)
400代	55.5 (1.83)	23.7 (0.78)
500代	66.0 (2.18)	31.2 (1.03)
700代	85.8 (2.83)	34.2 (1.13)
800代	87.3 (2.88)	35.7 (1.18)
一貫代	97.8 (3.28)	40.3 (1.33)

ただし、相続講賞典内規による御扱の院号法名の種別は、30代から300代までに限る。

## ■真宗大谷派の寺院・教会の宗教法人規則(準則)

## 宗教法人「 寺」規則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この寺院は、宗教法人法による宗教法人であって、「 寺」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教法人(以下「法人」という。)の事務所は、 に置く。

(包括団体)

第3条 この法人の包括団体は、宗教法人「真宗大谷派」とする。

(目的)

第4条 この法人は、その包括団体の規程たる真宗大谷派宗憲(以下「宗憲」という。)により、宗祖親鸞聖人の立教開宗の本旨に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、門徒を教化育成し、社会の教化を図り、その他この寺院の目的を達成するための、堂宇その他の財産の維持管理その他の業務及び事業を運営することを目的とする。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、事務所の掲示場に10日間掲示して行う。

## 第2章 役員その他の機関

## 第1節 代表役員及び責任役員

(代表役員の資格)

第6条 代表役員は、この寺院の住職の職にある者をもって充てる。

2 住職は、宗憲により、 姓を名乗る教師について、真宗大谷派の代表役員たる宗務総長(以下「宗務総長」という。)が任命する。

3 住職の任命の申請は、総代の同意を得て、住職又は住職代務者が行い、住職及び住職代務者がともにないときは、総代が合議して行う。

(代表役員の職務権限)

第7条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員の員数)

第8条 この法人には、 人の責任役員を置く。(責任役員の資格、選定及び職務権限)

第9条 代表役員以外の責任役員は、次に掲げる者とする。

(1) この寺院に僧籍を有する者のうちから代表役員が総代の同意を得て選定した者 人

(2) 総代が選定した者 人

2 前項第1号の規定によって責任役員を選定す

る場合において、この寺院に僧籍を有する者がいないとき、又はその僧籍を有する者のうちから選定することができないときは、代表役員は、総代の同意を得て、他の者のうちからこれを選定することができる。

3 この法人の事務は、責任役員の定数の3分の2以上によって決し、その議決権は各々平等とする。

(責任役員の任期)

第10条 代表役員以外の責任役員の任期は、3年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 後任責任役員は、現任者の任期満了1ヵ月前までに選定しなければならない。

## 第2節 代務者

(代表役員代務者)

第11条 代表役員が次の各号の一に該当するときは、代表役員代務者を置き、この寺院住職代務者の職にある者をもってこれに充てる。

(1) 死亡その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき

(2) 病気その他の事由に因って3月以上その職務を行うことができないとき

2 住職代務者は、宗憲により、教師について、宗務総長が任命する。

3 住職代務者の任命の申請は、総代の同意を得て、住職が行い、住職がないときは、総代が合議して行う。

4 住職代務者の任期は、3年とする。但し、再任を妨げない。

(責任役員代務者)

第12条 代表役員以外の責任役員が前条第1項各号の一に該当するときは、責任役員代務者を置き、他の責任役員及び総代の同意を得て、代表役員が選定する。

(職務権限及び退任)

第13条 代務者は、代表役員又は責任役員に代ってその職務権限の全部を行う。

2 代務者は、その置かなければならない事由がなくなったときは、当然退任するものとする。

## 第3節 仮代表役員及び仮責任役員

(仮代表役員)

第14条 代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、仮代表役員を置かなければならない。

2 仮代表役員は、他の責任役員及び総代の合議

によって選定する。

- 3 前項の規定によることができないときは、この寺院を管轄する教務所長をもって充てる。

(仮責任役員)

**第15条** 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、仮責任役員を置かなければならない。

- 2 仮責任役員は、他の責任役員及び総代の合議によって選定する。

#### 第4節 総代

(員数、資格、選定及び任期)

**第16条** この寺院には、 人の総代を置く。

- 2 総代は、この寺院の門徒で、衆望の帰するもののうちから選定する。

- 3 第10条の規定は、総代に準用する。

(職務権限)

**第17条** 総代は、責任役員に協力して、この寺院の興隆に努めなければならない。

- 2 総代は、この寺院の業務について、勧告及び助言をすることができる。

(同意を要する事項)

**第18条** 次に掲げる事項については、あらかじめ総代の同意を得なければならない。但し、緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第4号に掲げる事項が1年以内の期間に係るものである場合は、この限りでない。

- (1) 借入及び臨時の融通
- (2) 主要建物の新築、改築、増築、移築、除却及び著しい模様替
- (3) 土地の著しい模様替
- (4) 主要な境内建物及び境内地の用途の変更並びにこの法人の目的以外の使用

(欠格)

**第19条** 宗教法人法に定める役員の欠格に関する規定は、総代にも準用してこれを適用する。

#### 第3章 財務

(宗費の負担)

**第20条** この法人は、宗憲その他の規則で定めるところにより、宗費を納付する義務を負う。

(財産の種別)

**第21条** この法人の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

(特別財産)

**第22条** 特別財産は、総代の同意を得て法宝物又は宝物として設定した財産とする。

- 2 特別財産は、処分し、又は担保に供することができない。但し、総代の同意を得て、宗務総長の承認を受けたときは、この限りでない。

(基本財産)

**第23条** 基本財産は、不動産、有価証券、現金及び預金について、総代の同意を得て設定した財産とする。

- 2 基本財産たる現金は、有価証券に替え、又は信託にし、若しくは信用がある銀行等に預けて、保管しなければならない。

- 3 基本財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。但し、これを交換し、売り払い、譲り渡し、又は担保に供しようとする場合においては、更に宗務総長の承認を受けなければならない。

(普通財産)

**第24条** 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

- 2 普通財産たる不動産を貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。

(保証の禁止)

**第25条** この法人は、保証をすることができない。

(経費)

**第26条** この法人の経費は、門徒のその他普通財産たる収入をもって支弁する。

(予算の編成)

**第27条** この法人の歳入及び歳出は、毎会計年度予算をもって定める。

- 2 予算は、すべての収入を歳入とし、すべての支出を歳出として、毎会計年度開始1ヵ月前までに編成しなければならない。

(予算の区分)

**第28条** 予算は、経常及び臨時の2部に分ける。

- 2 特別の法要、著しい営繕その他臨時の経費は、臨時部に計上する。

(予算の補正)

**第29条** 予算編成後、やむを得ない事由が生じたときは、予算に追加又は変更を加えるため補正予算を編成することができる。

(特別会計の設定)

**第30条** 特別の必要があるときは、総代の同意を得て特別会計を設定することができる。

(決算書の作成)

**第31条** 決算書は、毎会計年度終了後、すみやかに作成しなければならない。

(歳計剰余金の処置)

**第32条** 歳計に剰余を生じたときは、翌年度の

歳入に繰り入れ、又は特別会計の収入に充てる  
ことができる。

(会計年度)

**第33条** この法人の会計年度は、毎年 月  
日に始まり、翌年 月 日に終るものとす  
る。

#### 第4章 財産目録その他の備付表簿

(財産目録の作成)

**第34条** この法人は、毎会計年度終了後3月以  
内に、財産目録を作成しなければならない。

(備付表簿)

**第35条** この法人の事務所には、常に次に掲げ  
る書類及び帳簿を備え、これらを整備しなけれ  
ばならない。

(1) 規則及び認証書

(2) 役員名簿

(3) 僧籍名簿

(4) 総代名簿

(5) 門徒名簿

(6) 寺族名簿

(7) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書

(8) 責任役員及び総代会議の議事録並びに事務  
処理簿

(9) 過去帳

(10) 由緒沿革を示す書類

(11) その他重要事項の記録

#### 第5章 補則

(規則の変更の手続)

**第36条** この規則を変更しようとするときは、  
責任役員の定数の全員及び総代の同意を得て、  
宗務総長の承認及び 知事の認証を受  
けなければならない。第2条、第3条又は第3  
7条の規定の変更については、更に門徒の3分  
の2以上の同意を得るものとする。

(合併及び解散の手続)

**第37条** この法人が合併し、又は解散しよう  
とするときは、責任役員の定数の全員及び総代並  
びに門徒の3分の2以上の同意を得て、宗務総  
長の承認及び 知事の認証を受けな  
ければならない。

(清算人)

**第38条** この法人が解散したときは、代表役員  
又はその代務者が清算人となる。

2 前項の規定によることができないときは、清  
算人は、総代の意見を聞いて、責任役員が選定  
する。

(残余財産の帰属)

**第39条** この法人が解散したときは、その残余  
財産は、解散当時の住職に帰属する。

2 前項の規定によることができないときは、清  
算人は、総代の同意を得て、 姓を名乗る  
解散直前の住職の遺産継承者に、その財産を公  
平に分配しなければならない。

3 前2項の規定によることができないときは、  
清算人は、総代の同意を得て、真宗大谷派又は  
真宗大谷派に包括される宗教団体又は公益事業  
のために、その財産を処分することができる。

4 第1項及び第2項の住職には、兼務住職及び  
住職代務者は含まないものとする。

(宗憲及び真宗大谷派規則の効力)

**第40条** 宗憲及び真宗大谷派規則中この法人に  
関係がある事項に関する規定は、この法人につ  
いても、その効力を有する。

(施行細則)

**第41条** この規則の施行に関する細則は、総代  
の同意を得て定めることができる。

#### 附 則

1 この規則は、設立の登記をした日から施行する。

2 この規則施行当初の代表役員は 寺住職  
とし、その他の責任役員は  
及び とする。





## 真宗大谷派法規総覧

〔2023年7月1日現在施行済分【追録第60号】〕

編 集

法 規 調 査 委 員 会  
(真宗大谷派宗務所内)

発行所

真宗大谷派宗務所  
(京都市下京区烏丸通七条上る)